昭和十年十月十五日印刷
昭和十年十月二十日發行

不許
複製

國譯一切經 律部 廿六

編輯
發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者　長尾文雄
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十番
大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝（三一）一一六番
芝（三一）〇四〇六番

製本所　　兩角製本所

索　引

（頁數は通頁を表す）

—ア—

阿闍世王の象馬上悶絶　355
阿遮利耶　244
阿難傳授八尊敬法　179
阿羅摩邑海龍王宮　358
阿離移迦　227
惡生　199
惡尋伺　285
惡魔波卑　309
安　296
安樂夫人　19
唵聲　254
闇林　204

—イ—

遺身五種加持　340
蓋山大象　47
彝倫　135
一行痾　270
一驛半驛　389
一切光華可愛樂事　350
一切處遍行　83
一親教師・一屛教師・一羯磨師　98
一英阿羅苾芻　353
婬女業禁　231
陰相・舌相　281

—ウ—

鄔陀夷聞香推知前生因緣譚　166
烏曇跋羅樹　154
鄔波笈多　384
鄔波摩那苾芻大威德前生因緣譚　331
嗢鉢苾芻尼　164
嗢鉢羅・鉢頭摩・俱物頭・分陀利迦　327
蘊・界・處緣起・處非處　274

—エ—

依教不依人　315
壞酒を變じて好酒と作すの法　260

宴坐　299, 309
菴摩羅の末　263
閹豎　79
閹人　127
圓寂　333
圓生樹　161
圓滿　320

—オ—

王園　204
黃髮摩納婆　304
隱屛事　205

—カ—

哥羅　104
過與　23
嘉應　19
迦羅摩　320
歌舞禁　232
訶利底母前生因緣譚　219
訶梨底樂叉女　216
臥具觀察制　287
壞倖　121
客彈　35
歡喜　214
羯蘭鐸迦村　376
羯陵伽　66
甘蔗・炬口・驢耳・象肩・足釧　279
歡喜園　50

—キ—

喜鳴輅車　329
起屍鬼　193
毀法衆人出家禁　97
客苾芻入寺法　289
逆水立受樂禁　264
脚俱多河　320
休應喜聲　211, 87
笈多　384
蘧蒢　187
教授人　253
憍閃毘勝光大王　102
行雨　292

行食諸人　266
行末　218
玉石殿　161

—ク—

九十墮罪　367
九十六俱胝　381
求王　118
求寂女總督　109
孔雀膽　125
供給臥具制　208
供侍堂　294
拘尸那城至金河岸娑羅雙樹壯士生地繫冠制底　330
苦々・壞苦・行苦　374
鉤楯　324
俱尸那城壯士生地　317
舊聞　33
具壽鄔波摩那　321
具壽圓滿比丘　359
具壽牛主　359
具壽高勝　290
具壽黑色　388
具壽地底迦　388
具壽須菩提　164
空出六字聲　61
空・無相・無願　378
箜篌　334
裙・泥婆珊　376

—ケ—

化佛　111
結鬘　257
繫冠制底　331
慶喜　363
下臥具　93
鷄足山　379
月經時處置法　232
巧匠天子　163
樂欲　390
軒廊　328
遣使得戒　242
賢善母象　50

健陀羅國 34
献直 35

—コ—

去翳華 168
古代沽酒家調度 229
故第 132
沽酒禁 230
擧高七人 327
五衣 224
五種非所行境 286
五百結集事 359
香醉山 107, 217
香臺門首 381
香殿 108
劫具線 191
荒 127
曠兒の財物 221
忽弄毒龍 386
告淨潔法 255
極輭華・極香華 327
近事女 236
金沙 319
金剛手藥叉大王 112
金寶淨法 390

—サ—

作光明想正念安住念當速起
如是作意 320
作犛食禁 267
坐枯 290
再造 135
最後生の人 271
索訶世界主大梵天王 163
差人 252
三衣著用差別 275
三歸護 235
三轉擯棄 233
三種尋伺 286
三轉十二行法輪 334
三轉法輪經 372
三跋羅 225
濺汚禁 210
殘宿惡觸 206
懺摩 250

—シ—

尸利沙宮 359
支那國 65
四衢道直過禁 224
四顧慌然 119
四黑法 315
四種大黑說 317
四種大白說 317
四衆 83
四種沙門義 318
四攝行 382
四神足 309
四他勝 367
四對說法 367
四大耆宿聲聞 354
四念處等 374
四波羅市迦法等 367
四白法 316
四梵住 330
四明五論 140
四無畏 378
四無礙解 378
四法句 378
室利王 147
指腹の親 183
絲統 153
翔鳴鶱翥 147
紫鑛 21
紫鑛綿團 184
齒木 272
寺外請儀禁 244
自洲站自歸依・法洲・諸法歸依 308
慈氏下生 380
事師法 290
色究竟天 111
食上說法制 268
七種不退轉法 293
七大山金 217
七大黑山 217
七大雪山 217
七不虧損法 294, 293
舍利鳥 146
舍利人分 357
娑多 212
奢搦迦衣 382
瀉藥用法 270
遮洛迦色 355
石女 17
錫杖作聲法 266
錫杖聽許 2 5
守宮 272
守寺 332
取弓制底 309
趣滅道聖諦 373
衆敎法 178
衆車園 218
衆生食 218
受食行處制 94
受用・上受用 67
樹生 277
受用城 313
壽行 310, 380
十種相違事 82
十善 278
十力解釋 83
十力の敎法 324
十二因緣生法門 302
重興王・大藥童子の智策を試む 125
十二衆苾芻尼 231
十六の轉の乳糜 334
十餘聚落 313
重閣舍 309
重患村 312
出世間 110
出家五利 200
出家五勝利 235
殉死 193
諸有等・不等 310
處中位 395
諸黑鉢 96
諸坊康莊 217
小舍村 301
小子愛兒 217
小隨小戒 367
正入現觀 379
生死輪 254
升攝波林 301
勝方國 65
將息 290

商那和修 379
省緣 396
勝鬘夫人 96
請食苾芻 266
掉擧心 267
常生華 327
常食堂 312
淨 254
淨潔欲 254
淨潔欲受くる法 254
淨人 198
城門 47
神通以法 102
神通舍 106
神通仙母 109
親教師 244
瞋毒苾芻前生因緣譚 273
晨朝食時作法 221
襯帔布 287

—ス—

蘇頞胝迦 163
出光王 45
出光王前生因緣譚 55
隨意 249
隨喜 283
隨宜臥具 204

—セ—

世俗智 377
世間心 110
世尊往者救厄本年譚一 341
世尊往者救厄本年譚二 342
世尊降伏外道本生譚 116
世尊出現五希有事 305
世尊の聽法 323
施頌鐸欽拏 86
施頌 285
施頌時食禁 285
折廬迦林 317
制底邊 298
說法伴制 269
蘇火 150
占博迦華 327
旋遶 157
栴茶羅 97
僊授・故舊・毘舍佉鹿子母 96
箭道 279
錢本 229
贍部多羅 174
贍部洲十塔 358
氈揩禁 246
善愛晉樂王の得過 334
善愛健闥婆王 333
善解六事婆羅門 271
善賢 337
善賢外道 334
善賢最後弟子前生因緣譚 344
善知識・是全梵修 345
善知識・是半梵修 345
善來 392

—ソ—

早請食五因緣 268
壯士 337
相思林 176
相應阿笈摩 375
相應阿笈摩佛語品處實頂王 393
相續 99
澡豆 263
僧羯奢城清淨曠野鳥曇跋羅樹 163
僧脚崎 224
窓中調弄禁 223
瘦瞿答彌 184
瘦瞿答彌父母父子前生因緣譚 198
瘦瞿答彌前生因緣譚の一 195
瘦瞿答彌前生因緣譚の二 197
瘦瞿答彌の出家得證 194
瘦瞿答彌の持律第一 195
增一阿笈摩 375
增一阿笈摩經 38
增勝聚落 366
增長 22
雜修諸定 379
足飲食 116
尊足 381
尊足山 380
尊者慶喜 86

—タ—

多根樹 136
多足食 119
多聞天宮 217
打尼禁 239
馱迦索・波洛迦 98
噉食・嚼食 85
疊毯 288
帝釋最勝殿 218
闡陀苾芻 323
大會時尼衆坐席法 252
大迦攝波の寂 379
大世主 176
大善見王 327
大善見王の四希有 327
大世主及び五百苾芻尼以外の尼受戒法 180
大僊 97
大自在天 132
大地振動の八因緣 311
大梵輪 83
大藥 122, 134
大藥の求妻 138
鐸欽拏伽他 283
鍛師の子准陀 317
壇場 207
彈指 38

—チ—

知方 280
知僧撿挍 198
智安膳那 194
治病淨法 389
地寢 118
地震六字靡 61
竹林 306
畜巧具禁 160
畜銅鉢禁 258
畜瑠璃盃禁 264
中阿笈摩 375
中阿笈摩相應品處羯恥那經 394
中下の忍心 156
晝日遊處 218
頂髻大會 252
頂帽聽許 255
長阿笈摩 375
長阿笈摩戒蘊品經 393
長施 86

長淨 249
長淨象王 329
賃舍禁 261
賃鋪禁 261
賃與僧園禁 246

—テ—

剃髮時伴尼制 244
隄堰 177
鐵棺 332
天授 48
轉根時の處置 233
轉輪王葬法 332
髫年 123

—ト—

吐火羅 65
苫摩他・毘鉢舍那 379
度二形生禁 225
度二道合女禁 225
度道小女禁 226
度無血人禁 226
東方毘提河等 217
當途 159
騰雲馬王 329
同戒隱事 206
同橋上共行禁 208
道行淨食 389
童子迦攝波 211
童女 114
得叉城 183
毒蛇五過失 199
突路拏 357

—ナ—

內衣 226
內衣製法 226
南目金河至拘尸那城雙林之處來至繫冠制底 331
男子浴處洗身禁 224
煗頂諸有善根 136

—ニ—

尼懺謝法 250
尼陀那・目得迦 377
尼畜天鉢禁 210
尼入寺法 249
尼連河側菩提樹下 309
二事 308
二指食 298
二指淨法 389
二十種有身見 194
耳璫 138
日初分時 17
日中 385
女人五過失 199
如來必須の五事 102
人間蚊子 52

—ネ—

念覺分 296

—ハ—

波吒離邑 298
波吒離邑無憂王 358
波々聚落 317
婆颯婆聚落 390
八事夢解 65
八尊敬法 177
八夢 61
鉢替二種 264
鉢替聽許 264
鉢絡 256
鉢絡製法 256
賣髮禁 98
博膏 151
薄斷 302
半支迦 214
半遮羅 213
半遮羅國 118
半路 101
販葦聚落 176, 301

—ヒ—

非宿の貴人 27
非處住立禁 285
鞞詔醯國 116
鞞提醯重興王の求妃 146
比丘尼授三歸五戒法 180
毘訶羅 68
苾芻尼執作法 224
苾芻尼長淨法 253
苾芻尼衆法行事規定 182
苾芻尼半迦坐制 204
毘舍佉 234
毘奈耶結集 376
屛處療治聽許 95
百驛 172
貧人蘇達多長者 107
賓師子座 106

—フ—

不放逸事五勝利 298
不破不穴不雜不垢不穢
初後淨持智人所讚 297
怖難處居士禁 95
晡後時 390
巫卜禁 262
覆裙聽許 232
覆乳房衣 209
佛陀五年大會 379
佛栗氏國 292
文鳩 69
分々林 106

—ヘ—

便轉 269
別解脫經 367
偏生子 79
邊際臥具 219
邊際定 348, 376, 378
褒灑陀日 254

—ホ—

法 296
法與 234
法與尼前生因緣譚 242
法與女の嫁聚車 240
放逸事五過失 298
寶器食禁 87
寶女 120
北城 299
卜羯娑 97
梵行本法 246
梵授 99

—マ—

末度羅國 383
莫訶羅苾芻 283
摩竭魚 166
摩室里迦 377
摩那鞞 178
摩利迦華 327
萬字 172
曼荼羅 290
曼陀枳儞大池 103

漫行男子　210
縵條衣　176

—ミ—

美意華　327
名食　17
妙華婆羅門　277
妙花城　139
妙光女前生因緣譚　92
妙相　210
妙藥　146
命行　310
猛光王と安樂夫人との輕慢事　68

—ム—

無脂の肥羊　152
無遮大會　252
無障法　346
無常力　372
無諍・願智　378
無相好佛　384
無想水想　311
無相三昧　307
無餘依大涅槃界　310
無熱池　103, 213
無遮大會　61
牟論荼山　383
務濟人　133

—メ—

滅盡定　248

—モ—

默擯　323
門前住立禁　223

—ユ—

由心造作　195
勇健長者　85

—ヨ—

四人同時受戒禁　98
餘食法　389
浴室守護制　277
欲の五過患　235
欲聚聚落　277

—ラ—

[illegible]　125
來蘇　135
樂欲・光華・愛念・可意　300
酪漿淨法　389
蘭若住苾芻行法　276

—リ—

黎元　278
栗姑毘子　304
律儀護　225
龍宮　379
力士生處沙羅双樹　313

—レ—

聯翩　147

—ロ—

路中衒色禁　231
爐餅　266
六種歡喜法　296
六大城　99
六法・六隨法　236
鹿子母東林住處　202
勒腰衣　209

—律部廿六索引終—

しめたりと記せるは諸律に超異せるものである。而して前の法與女といひ、今の增養といひ、何れも出家・五戒・十戒を與へ已り、法與尼には次に六法六隨法の二年正學を與へ、かくして近圓を授けたりとせるは、これ共に次第漸進の受戒作法に依るべきを暗示せるもの、かく次第受戒せざるには苾芻若しは苾芻尼の戒體を發得するを得ずとの律論の影響を受けたる記なることを知り得る。尙、本律第三十五卷後半已後は巴利涅槃經と合致する所多きも、これは巴利涅槃經相應の經を依用しつゝ更に大善見王經及び阿波陀那本生等を合糅して編纂され、以て涅槃前遊行行化事を有部的に記述しつゝ諸律の五百結集記に到達せんとの意圖に成りしなるを推知し得る。而して五百結集記に於ける阿難八悔過中の第三、「汝復有レ過、世尊在日、爲說二譬喩一汝對二佛前一別說二其事一、此是第三過、可レ下二一籌一」とせるは諸律論の結集記事に存せざるもの、根本有部律のみが此一過を挿入せるには何等かの意圖あるべしと推せらるゝのである。終に本律の七百結集記（寒二・九 四左八行）に阿難陀が奢搦迦苾芻に「百年の後末度羅國に鄔波笈多生まれて大に佛事を作さん」との世尊の懸記を告げ、又同處（寒二・九 五右九行）に阿難陀は日中卽ち末田地那に對して「迦濕彌羅國牀臥之具所須易レ得、與レ定相應最爲二第一一……我涅槃後滿百歲時有二一苾芻一名二末田地那一令三我敎法流二行此國一……」との世尊の懸記を記してをる。こゝに阿難の弟子にして一は末頭羅國に、一は迦濕彌羅國に聖化を宣揚せんことを記せるは、恰も龍樹が智度論第百卷末に於て「亦有二二分一、一者摩偷羅國毘尼、……二者罽賓國毘尼……」とあるに相當すべく、偶然に一致せるが如きも亦必然なるもの存すべしと考へらるゝのである。

昭和十年九月二十日

譯者　西本龍山識

を知りうるのである。(八)智度論第二卷(大正25, 68c, 5)の結集記事に於て憍梵波提が下坐比丘に語げて「僧將無ニ鬪諍事一喚レ我來耶、無レ有ニ破僧者一不、佛日滅度耶」と言へるは、本律第三十九卷(寒二・八八右一〇行)に「於ニ此衆中一誰爲ニ最小一報曰具壽圓滿……告ニ圓滿一曰、善來具壽、將非下大師釋迦牟尼如來爲レ有ニ化緣一向中他界下耶、爲ニ諸僧伽有ニ諍事一耶、……將非下大悲世尊捨ニ諸含識一永入中無餘大涅槃界上耶……」とあるに文勢相應するあるは注意すべきである。其他、本律三十九卷には智度論と對照すべき多くのものを存す。

(4)阿毘達磨的名目について　本律卷第四十(寒二・九二左十九行)に迦攝波が「摩窒里迦我今自說、於ニ所了義一皆令ニ明顯一、所謂四念處・四正勤・四神足・五根・五力・七菩提分・八聖道分・四無畏・四無礙解・四沙門果・四法句・無諍願智・及邊際定・空・無相・無願・雜修諸定・正入現觀・及世俗智・苦摩他・毘鉢舍那・法集法蘊・如是總名ニ摩窒里迦一」と述べてをる。此等名目中、四法句は明らめ難きも其他は多く俱舍論に出づるもの、更に古き論書に此等名目及びその順位に相應するものを尋ねんには本律の成立も自然に明らめ得べしと考へらるゝものである　、今はこゝに特記して後の研究に俟つことゝする。或は本律第十二卷(寒一・四五右七)に「或是七生預流、或是家々、或是一來、或是一間」とありて證果の次第を記し、或は本律第二十二卷(寒二・五五右三行)に「縱受ニ近圓一不レ發ニ律儀護一可ニ速擯出一」とあり、或は同處(五七左二行)に「三歸護並五學處」とありて、こゝに護即ち三跋羅(sa-mvara)なる語を出せる如き、これ戒體發得を意味するもの、此等は本律が阿毘達磨の影響を受くること其大なるものあるを證するに足り、隨つて諸律より遙かに後期の成立たるを想はしむるのである。

(5)雜事餘論　本律第三十卷には陰書・殉死・由レ心造ニ作一切世間一の語あり、夫々の意味に於て興味あるものである。第二十五卷には「當來之世人多健忘念力寡少、不レ知下世尊於ニ何方域城邑聚落一說ニ何經典一制中何學處上、此欲ニ如何一。佛言於ニ六大城一但是如來久住大制底處稱說無犯。若忘ニ王等名一欲レ說ニ何者一。佛言王說ニ勝光一長者給孤獨、鄔波斯迦毘舍佉、如レ是應レ知……應ニ寫ニ紙葉一讀誦受持上」とある如きは僧祇律にも類似の文あるも、本律は更に世尊在世に於ける王・長者・鄔波斯迦及び本生譚中の王名・長者名等に及べるものである。更に本律第三十二卷(寒二・五七左五八左)に法與女家に在りつゝ蓮華色尼の遺信によりて得戒して第四果を證せるの記は、在家三果得證の法相を壞せずして而も出家受戒なるものゝ自由無障礙なるを示せるものとして甚だ妙味あり。其他本律第二十二卷終には大迦多演那が增養に近圓を授け已るに增一阿笈摩經を讀ま

は隨時毘尼を記してをる。廣汎なる有部律中にて略敎を明せる處は此以外に見るを得ないものであり、隨つて毘奈耶中の名所といふべきである。而して有部百一羯磨（長安三年、西紀七〇三譯、雜事は景龍四年、西紀七一〇譯なり）（五・寒七五左一八）に此略敎を記して廣く事例を擧げて律行上の開遮を示してをる。義淨三藏はこの略敎を僧泣多毘奈耶（saṃkṣipta-vinaya）と註し、且つ五分律（律部十四、五四三頁一二行）には食法中に於て略敎を說けりとし、五分梵本と有部と一も別處なしと斷じてをる。此の略敎文及び五分律に關する義淨の見解については律部十九の解題四に於て述べたれば今重ねて言はず、唯、此等略敎の典據が本雜事中に存するなるを知るべきである。

(2)學悔行法の自然解消　律行中、第三卷の帝釋浴法・十六卷の舍利子便厠淨洗法・十九卷の放生器法は重要行事を示せるもの、特に第十卷の歡喜苾芻卽ち難提比丘が婬戒を犯して終身學處羯磨を加せらるゝの記は漢譯諸律に存するも、彼が大苾芻の下位、求寂（沙彌）の上位に在りて至念殷懃にして策勵倦むことなかりしが故に阿羅漢果を得たりとし、次にその證果によりて自然に終身學處羯磨の下意行を解いて大小の夏次に隨うて次第して坐すべしとせるは甚だ妙味ある所、卽ち解脫涅槃の證果こそは一切罪業の自然解消を暗示するものとして大に注意すべきである。

(3)智度論との對照　（イ）本律第二十一卷末に安樂夫人の記あり、建拏鞠社城の一女、髮を賣りて五百金錢を得、此を尊者大迦多演那に奉じて設食供養したるにより、今世に遂に嗢逝尼國猛光王夫人となれり。智度論第三十三卷（大正25, 305a9）に「如二尸婆一供二養迦栴延一故得二今世果報一爲二栴陀波周陀王后一」とあり、安樂は尸婆（Śivā）の譯語、大迦多演那は迦栴延、猛光王は栴陀波周陀（Caṇḍapradyota）の譯語である。（ロ）本律第三十五卷（註五一）に身・口・意・利・戒・見の六歡喜法卽ち六和敬法を明す下、第五の戒を明すに於て「於二所受戒一不破・不穴・不雜・不垢・不穢・初後淨二持智人所讃一云々」の語あり。これ巴利涅槃經（p. II, 80, 23）に一致するものであるが、智度論第二十二卷（大正25, 225c, 末）に六念を明す下、念戒に於て「行者念二清淨戒・不缺戒・不破戒・不穿戒・不雜戒・自在戒・不著戒・智者所讃戒一無二諸瑕隙一…」とあるに同じく、六和敬と六念との相違あるも戒を述ぶるに於て其文相同じきは注意すべきである。曾ては智度論の此文を戒の種類を明せるものと解して論を進められたる先賢ありしも、本律及び巴利涅槃經の文によりて此は戒の種類を擧げたるものに非ざるを知りうると共に、智度論の此文は龍樹の獨創的戒觀にあらずして、また依憑する所ありし

處置法、三轉擯棄、法與女在レ家得二第四果一、遺信得戒、梵行本法、法與女の嫁娶事、法與尼前生因緣譚（第三十二卷）。

寺外請懺禁、剃髮時伴尼制、賃與僧園禁、甎・骨・石・木・拳・揩禁、除塔、損二傷鄔波離一、不レ與二歡喜一不レ應二敎誨一、尼懺謝法、隨意時不二長淨一、懺謝應二自恣七八日前一、大會時尼衆坐席法、苾芻尼僧伽長淨法、受二淨潔欲一法、告二淸淨一法、頂帽聽許、鉢絡製法、結髮禁、三寶供養結鬘聽許、畜二銅鉢一禁、令三變味酒作二好酒一、窣吐羅底也罪、賃舍禁、賃鋪禁、醫巫禁（第三十三卷）。

與二女人一浴禁、逆レ水立住受レ樂禁、鉢替聽許、錫杖聽許、作レ聲食禁、早請食五因緣、散離赴レ請禁、食上說法制、說法伴制、瀉藥用法、齒木用法、瞋毒苾芻前生因緣譚、三衣著用差別、蘭若住苾芻行法、浴室守護制、妙華婆羅門・樹生摩納婆事（第三十四卷）。

施頌時食噉禁、非處住立禁、三種尋伺、五種非所行境、臥具觀察制、一衣著受レ禮作レ禮禁、客苾芻入寺法、事師法（已上雜事竟る。以下は五百結集を引出せん爲に涅槃前遺誡遊行事を叙ぶ）、佛栗氏國七種不退轉法、苾芻七不虧損法、六種歡喜法（第三十五卷）。

鷲峯山、波吒離、小舍村、販葦聚落、廣嚴城、竹林邑、廣嚴城重閣舍、取弓制底、重患村、十餘聚落、受用城（第三十六卷）。

四黑法・四白法、波婆聚落、折鹿迦林、准陀問二沙門義一、金河、脚俱多河、圓滿大臣供食、闡陀苾芻梵檀罰制、世尊の聽法、轉輪聖王四種希有事、阿難四希有事、六大城、拘尸那城入涅槃前生因緣、大善見王物語、鄔波摩那苾芻大威德前生譚、轉輪王葬法、善愛健闥婆王得道（第三十七卷）。

最後弟子善賢得道、遺身五種加持、世尊往昔救厄本生譚、善賢最後弟子前生因緣譚、善知識是全梵行の說法、十二分敎、苾芻稱呼法、四處遺跡、八處遺跡、邊際定、阿闍世王の悶絕、一莫訶羅苾芻の放言、舍利分得爭競、阿闍世王象馬上悶絕（第三十八卷）。

窣路拏婆羅門舍利八分、贍部洲十塔、無憂王八萬四千塔、五百結集事、牛主入涅槃、阿難陀八悔過、阿難陀經藏誦出、四阿笈摩結集、鄔波離律結集（第三十九卷）。

大迦攝波論部結集經律の傳燈、奢搦迦・商那和修、大迦攝波鷄足山入定、阿難陀入寂、末度羅國鄔波笈多、迦濕彌羅國末田地那、一百十年七百結集事（第四十卷）。　以上

（三）毘奈耶雜事の特殊内容

(1) 略敎　本律第十九卷（寒一・七五右一〇行律部二五・三一二頁九行）に毘奈耶の略敎として隨方毘尼又

健陀羅十世事ヲ猛暴燈光因ニ蟻生ニ不レ能レ睡（第二十卷）。

侍縛迦醫王治ニ猛光王病ヲ醫羅鉢龍王因緣事、那剌陀仙人出家名ニ大迦多演那ヲ大迦多演那嗢逝尼國敎化、猛暴燈光王妃安樂夫人因緣（第二十一卷）。

增長耕人と猛光王、猛光王と善賢婬女、增養出家（增長）、出家後令レ讀ニ增一阿笈摩經ヲ（第二十二卷）。

猛光王試ニ牛護太子ヲ、憍閃毘國出光王と機關象、出光王橫死、出光王前生因緣譚、猛光王趣ニ得叉尸羅婬女舍（第二十三卷）。

猛光王の倩疑、五百飛行魅女殺却、地震ニ六字聲ヲ空出ニ六字聲ヲ迦多演那の八夢解（こゝに支那國の語あり）受ニ用上受ヲ聽許、猛光王と安樂夫人との輕慢事、增養大臣巧方便說 譬喩ヲ 猛光王賜ニ增養曲女城ヲ（第二十四卷）。

寶器食禁、妙光女誕生、妙光女前生因緣譚、受食行處制、怖難處居止制、屛處療治聽許、度ニ黃髮人ヲ禁、令下毀ニ法衆ヲ人度出家上禁、賣髮禁、四人同時受戒禁、寫ニ紙葉ヲ讀誦受持聽許（第二十五卷）。

佛與ニ六師ヲ捔ニ神通ヲ（第二十六卷）。

世尊降ニ伏外道ヲ本生譚（大藥事）（第二十七卷）。

大藥の智策、大藥の求婦、大藥婦毘舍佉の智策、重興王の求妃（大藥本生譚終る）（第二十八卷）。

畜ニ工巧具ヲ禁、針刺筆墨刀子等聽許、忉利天降下、苾芻尼佛前ニ現神ヲ通ヲ禁、鄔陀夷聞レ香推知前生譚、苾芻尼八敬法、苾芻尼出家聽許（第二十九卷）。

苾芻尼八尊敬法（承前）、苾芻尼三歸受五戒法、百歲苾芻尼應レ禮ニ新受戒苾芻ヲ制、尼衆法行事規定、還俗尼再出家禁、瘦瞿答彌誕生、德叉長者兒習ニ陰書ヲ瘦瞿答彌の殉死、瘦瞿答彌の出家得證、唯心所變、瘦瞿答彌前生因緣譚、瘦瞿答彌父母夫子前生因緣譚、勸ニ捨持戒還俗ヲ禁、五衆內訶罵禁（第三十卷）。

苾芻乞處苾芻尼前行制、苾芻尼起坐制、半跏坐制、再出家禁、詰責禁、他衆不ニ殘宿惡觸ヲ問ニ隱屑事ヲ禁、受戒時坐法、供給臥具制、同橋上共行禁、貯髈衣禁、覆乳房衣・承乳房衣・勒腰衣受用禁、讃汚禁、尼畜ニ大鉢ヲ禁、觸ニ抱自子ヲ聽許、與レ子同室宿羯磨聽許、與ニ長大兒ヲ同室宿禁、鬼子母神物語、訶利底前生因緣譚、稱名祭食（第三十一卷）。

苾芻尼阿蘭若住禁、城外建寺禁、門前住立禁、窓中調弄禁、執作法、男子浴處洗身禁、四衢道直過禁、度ニ二形生ヲ禁、度ニ二道合女ヲ禁、度ニ常流血女ヲ禁、度ニ道小女ヲ禁、內衣製法、發露法、二衆共羯磨時作法、設座法、沽酒禁、婬女業禁、路中街色禁、打尼禁、月經時處置法、覆裙聽許、歌舞禁、轉根時の

形影二時作法、駄索迦・波洛迦の得道、其前生譚、無師習定禁、地窟・大舍造立聽許、畜二石鹽・角筩・藥椀・氍毹・承足机・承足机・承足石・拭面巾・踈薄衣・承唾盆一聽許、闇中禮法、寺中安二置唾盆一法、畜二襯身衣・鐵槽・日光珠一聽許、浣濯法（第十四卷）。

拭身巾・拭履巾聽許、洗裙用法、繋二龍蛇項一禁、棄陀法、石器受用聽許、染衣法、寺内彩畫聽許、穿孔牀聽許、病時禮法、二種不淨、禮敬の應不應、剃髮衣聽許、花鬘安在法、香泥處置法、鉢龕造法、三種油器、非法語遊行禁、路行時作法、衣袋造法、井索聽許、剃力雜所須物聽許、支牀物・偃枕・香薫土受用聽許、番次說戒制、應誦戒經制、時漿・非時漿別、漿類作淨法、限齊受用禁（第十五卷）。

寺園牆壍柵・尼剃具聽許、好光衣著禁、熟打衣受用法、衆僧均分受用制、便厠淨洗法、舍利子便厠淨洗法、出家五事制、舍利子以二清淨事一化二婆羅門一前生因縁譚、不淨法下品行禁、貼縁聽許、明月苾芻尼總二領毘奈耶一第一、其前生因縁譚、舊依止の失不、日々三時禮敬二師制、番次供給制、三人共坐聽許、瞻侍法、受戒直前昇二高樹一制、度二王臣一禁、截二人手足一窣吐羅底也罪、阿難・鄔波難陀前生因縁譚（第十六卷）。

殘猪・殘蔗・殘多羅果等糞掃物を取るを制す、屍林處衣五過失、屍林苾芻行法、針氈聽許、瑠璃器受用禁、僧園彩畫聽許、然火堂・洗浴室聽許、鉢水授與行法、踏二安レ鉢葉一制、食時著二鞋履一禁、授二無鉢者大戒一禁、授二大賊大戒一禁、無二依止一布薩・安居禁、僧園守護法、法別食同界、持二擎重擔一禁、受戒前說二四依一制、借二衣鉢一授二大戒一聽許、對賊行法、染處行法、栽樹聽許、栽樹養護法、披二上毛毯一住二蘭若一禁（第十七卷）。

焚燒供養制、送喪法、目連尊者の迫害、命行壽行、自爲洲渚・自爲救護、目連前生因縁譚、阿難前生因縁譚、造塔法、供養塔物處分法（第十八卷）。

三轉十二相、二種呼召事、毘奈耶の略教、犯長衣捨法、蚊幬聽許、漉水法、放生器法、水羅護持法、濾水瓮聽許、俗人虱・壁虱等安置法、羯恥那衣聽許、俗人囑授衣財處置法、苾芻囑授衣物處置法、衣物分別法、分別者亡時衣物處置法、遙示委寄法、與欲規定、應レ知二僧數一衆首上座行法、俗人同座禁、求寂同座禁、大小苾芻同座法、誘二攝他弟子一窣吐羅底也罪、呪誓禁、賭賻禁、食二虎殘肉一禁、食上上座行法、分物時白レ衆制、分物時打二犍稚一行籌制、惱衆僧事禁、上價毯處分法、五種獸皮並餘皮受用禁、有レ病熊皮受用聽許（第十九卷）。

猛獸筋並皮鞭受用禁、菩薩降誕と四國王子誕生、燈光王五殊勝物、燈光王問二

禁、長髮禁、髮聽二指聽許、浴室聽許、浴室造法、洗浴時威儀、帝釋浴法（第三卷）。

覆鉢羯磨、仰鉢羯磨、斷生支禁、歌舞禁、善和苾芻因緣、善和苾芻形醜言音和雅前生因緣譚、二事吟詠聲誦經聽許、踏衣禁、鉢袋聽許（第四卷）。

五種物不應割截、無坐具出行禁、六心念法、五種水羅、五種淨水、掌盤器人、選差掌器人作法、同一器食禁、道行中同一器食作法、露形洗浴禁、熟豆聽許、不淨地果、淨地果の食不、舍利子の畜生化盆、牛主苾芻前生因緣譚、指授食禁、畜銅器禁（第五卷）。

洗足處濯足盆制法、扇聽許、拂蚊子物聽許、五種拂子、下裙結制法、重擔禁、拄杖聽許、畜杖羯磨　絡囊聽許、噉蒜禁、噉蒜順行法、作二牛毛剪一禁、剃二隱處毛一禁、同牀臥禁、占二披臥物一禁、白衣髭著法、傘蓋聽許、外俗論學習聽許、歌詠聲誦經禁（第六卷）。

焚二燒林野一窣吐羅底也罪、無二依止一遊二行人間一禁、飜披大衫禁、三種紐、三種腰條、勝鬘・惡生事、勝鬘・行雨前生因緣譚（第七卷）。

波斯匿王信佛因緣、波斯匿王の退位、勝光王困苦命終前生因緣譚、迦毘羅城の滅亡（第八卷）。

世尊頭痛前生因緣譚、五百釋子前生因緣譚、室羅伐城の滅亡、逝多太子の死、五百釋女前生因緣譚、惡生苦母の死、著二嚴飾雜彩具一禁、出家五利、近圓後說二四波羅市迦一制（第九卷）。

歡喜苾芻犯婬因緣、終身學處羯磨作法、受學人行法、吸煙聽許、吸煙作法、藥湯聽許、灌鼻筩聽許、銅盞・乘輦聽許・便利法、林樹下大小便利禁、荊棘林下大小便利開許、寺內便廁造法、淨觸水瓶制、貯水堂聽許、禮佛法、五百苾芻尼入涅槃、長壽願言禁、大世主及五百苾芻尼前生因緣譚、長壽願言開許、門・扇・紐・孔聽許、熱鐵鎚・濾藥篩子・鐵鍤・木杴・煎藥釜聽許、牀席・畜籠・畜鑿・斵斤・三種梯・下灌聽許、造寺法（第十卷）。

難陀得道因緣、知事人行法、三種皮屣子聽許、畫作禁、窣覩波畫作制、入母胎經、託胎時の十種虛妄想（第十一卷）。

七生の預流、家々、一來、一間、自覺の法、難陀苾芻前生因緣譚（第十二卷）。

衣長條短條量相應制、葉相應制、尖牀脚禁、故衣用法、氍毹・杵石並軸・衣架・笐・燃燈籠聽許、燈籠造法、百日瓶造法、招涼舍聽許、齒木三種、刮舌篦聽許、齒木・大小行・涕唾・吐利等所棄事作レ聲制、驅出寺外禁、五種訶責法、五種應訶、餘人攝受窣吐羅罪、五種應懺、驅出法、造寺法、食時遮二畜生一禁（第十三卷）。

掃地五勝利、踏二佛掃地一作法、佛敬二重法一本生譚、踏二香臺殿・旛竿・制底・如來

根本說一切有部毘奈耶雜事解題

(一)毘奈耶雜事の組織(a)

本雜事一部四十卷は諸律の雜犍度に相當し、有部律にては十七跋窣覩中の第十七事であり、十誦律第三十七卷(張五・三九右)以後四十七卷に至る雜誦、及び五十六卷以後の比丘誦・諸種行法の雜小事を增廣して、其律行上の如法所作を指示せるもの、而も其等律行中に數多の阿波陀那本生を挿入してかゝる大部を成ぜるものである。而して本律は大體に於て二分されうるものでありて、雜事としては本律第三十五卷事師法を以て終るのであり、その以後は巴利涅槃經相當の記であり五卷餘に及んでをる。これ五百結集・七百結集事を導き出さんが爲に世尊涅槃前の遊行遺誡事を記說せるものと考へられる。又編述方式としては既に毘奈耶雜事攝頌一卷の存する如く、本雜事の攝頌を抽出して一卷と爲し、以て讀誦憶持して律行をして總閑するに便ならしめたるが如く、本雜事の組織に於て、大門一頌卽ち「甎石及牛毛・三衣幷上座・舍利猛獸筋・笈多尼除塔」の四句一頌を以て大綱を攝盡し、此より八別門を標出して八頌に攝し、其別門一々に十子を分出して十頌を具せしめたる故に、總べて八十九頌を構成するに至れるものである。雜事攝頌一卷の卷頭には九十頌と云ひ、本雜事の卷初にも宋・元・明・宮・聖本には同じく九十頌と記せるも、麗本には八十九頌と改めてをる。而も雜事四十卷中の攝頌としては啻に此等八十九頌のみならず、此等の「攝頌の餘」として隨處に多くの攝頌の存するあり、且つ一々別頌中の諸事を更に頌と作さんには千行あるに向(なんな)んとするものである。されば本雜事四十卷中には、概言するならば雜小事並に種々記說を併せて千事に滿てりとするとも敢へて過言ではない。

(二)毘奈耶雜事の組織(b)

雜事內容細目

甎揩禁、浮石禁、白土三畫禁、牛黃點額禁、塗香禁、塗香苾芻行法、以手打柱禁、梵線禁、以五色線繫臂禁、著瓔珞禁、寶莊飾指環印禁、五種指環印、轉法輪像、剪爪禁、磨爪禁、食果禁、五種果聽許(第一卷)。

火生長者因緣、俗人前現神通禁(第二卷)。

火生長者前生因緣譚、畜鐵作具聽許、受畜刀子聽許、畜針聽許、二種針筩、衣楨製法、照鏡禁、梳頭禁、頂上持髻

許淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「如し苾芻ありて非法不和羯磨を作し、又非法和羯磨を作し、又法不和羯磨を作しつゝ、(而し大衆は高聲に此事を共許するを、此を卽ち)名けて(高聲)共許淨法と爲すなり。是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に爾るべからず」。問うて曰はく、「何處に在りて制したまひたる」。答へて曰はく、「瞻波城にて」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「六衆苾芻の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答ふ、「惡作罪を得るなり」。「尊者此は是れ第一事なり、斯れ乃ち佛の敎に違背し……廣く十事を說き、間答前に同じくし已り、卽ち共に結集せんとて言を以て白し已り、卽ち犍稚を鳴らせるに、廣嚴城に住せる所有苾芻は皆來り集會し、次第にして而し坐せり。時に尊者名稱は復大衆の爲に廣く十事を陳べて是非を論說せるに悉く皆共許せり。時に七百阿羅漢ありて共に結集を爲せり、故に七百結集と云ふなり。

前を攝して內に頌して曰はく、

「高聲及び隨喜と　掘地と酒と盛鹽と　半驛と[九五]二指食と　酪漿と坐具と寶となり」。

「廣嚴と安住大聚落と　天より下りたまへる處、僧羯耆と　波吒離子と流轉城と　大惠と倶生と、處に七あり　尊者樂欲及び名稱と　尊者耆佗と婆颯婆と　善意と曲安と難勝と　善見と妙星と、人に九あり」。[九六]

根本說一切有部毘奈耶雜事　終

【九五】二指食。本文に二指病とあるも三本・宮本により改む。

【九六】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卽ち犍稚を鳴らすに、便ち六百九十九阿羅漢ありて悉く皆來集せり、咸是れ具壽阿難陀の弟子なりき。爾の時尊者曲安は滅盡定に入りければ犍稚の聲を聞かざりき。時に諸苾芻皆集會し已るに、具壽名稱は是の如きの念を作さく、「我若し名を稱へて而し衆に白せんには必らず大忿諍せん、宜しく平懷もて普く告ぐべし」。卽ち上座處に詣りて蹲踞し合掌して而し住せり。時に曲安尊者は滅盡定より起ちしに、是時、天あり聖者曲安に告げて曰はく、「何爲ぞ安然たる、諸の同學六百九十九阿羅漢ありて皆來り集會して廣嚴城に住し、結集を爲して法をして久住ならしめんと欲せり、可しく宜しく速に往くべし」。神通力を以て波吒離より沒して廣嚴に出で、便ち其門を扣けるに、諸苾芻問うて曰はく、「是れ誰なる」。曲安尊者、伽他もて報じて曰はく、

「波吒離子城に住在せる　持律沙門多聞者の　中に於て人ありて此に來至し　門首に佇立せるは諸根寂せり」。

門內苾芻曰はく、「餘に於ても亦諸根の寂靜なるあるをや。可しく名字を道ふべし」。曲安答へて曰はく、

「波吒離子城に住在せる　持律沙門多聞者の　中に於て人ありて此に來至し　門首に佇立せるは諸疑を斷ぜり」。

苾芻報じて曰はく、「餘に於ても亦諸疑を斷ぜるあるをや」。尊者復答ふらく、

「波吒離子城に住在せる　持律沙門多聞者の　中に於て人ありて此に來至し　門首に佇立せるは曲安と名く」。

苾芻曰はく、「善來善來、今可しく入り來べるし」。既にして院に入り已るに諸苾芻は皆起ちて相迎へ、問訊し頂禮して還次に依りて坐せり。時に具壽名稱は諸尊者の坐し已るを見て、十事を陳說して白して言さく、「諸具壽、是の如きの共許淨法を作さんは合へりや不や」。問うて曰はく、「何をか共

の如からんには當に諍ありて起るべければ、可しく共に逃竄すべし」。或は言はく、「何處に去らんと欲するぞや、所至の處に還斯過あらん、可しく容恕を求めて從うて歡喜を乞ふべし」。或は言はく、「彼れ定んで我等に歡喜を與へざれば、宜しく且らく此に住して、名稱が所有弟子門人に我等は當に衣鉢・瓶絡・銅椀・腰絛を以て先に相資助し、彼が情をして悅ましめて方に歡喜を乞ふべし」。咸言はく、「是れ善方便なり」。或は僧伽胝衣を與へ、或は七條を與へ、或は五條を與へ、或は裙・僧脚欹を與へ、或は襯身衣を與へ、或は鉢を與へ、或は水羅を與ふるあり、是の如くして供給せりければ、漸くに相容忍して[九四]處中位に住しぬ。是時具壽名稱は既にして善黨を求めて廣嚴に來至せるに、弟子は足を頂禮し已りて白して言さく、「鄔波馱耶、黨を求め得たりや不や」。報じて言はく、「諸子、久しからずして善黨自ら來りて相助けん」。諸弟子言はく、「鄔波馱耶、此事已に過ぎたり、願はくは可しく心を迴すべし。大師既に滅したまひて、教亦隨ひ去りぬれば、緣に任せて活命せんに何爲ぞ他を惱まさん」。名稱聞き已りて是の如きの念を作さく、「我が諸弟子にして未だ曾て此の如きの語を說くを聞かざりき、其形勢を看るに定んで他の求めを受けたらん」。告げて言はく、「諸具壽、我れ汝等より未だ曾て此の如きの語を說くを聞かざりき、汝等は他の求情を受けたるにはあらざらんや」。時に諸弟子は咸く皆默然せり。是時名稱は使をして往いて善黨に告げしめて曰はく、「惡黨漸く增せり、宜しく速に來赴すべし、佛法の大事、遲延すべからざれば」。伽他を說いて曰はく、

「應に速かなるべきを更に遲からしめ　應に遲かるべきを返りて速かにせんこと　此れ正理に乖けり　是れ愚者の行ずる所たり。惡名稱を得て　善友を遠離し所作衰損せんこと　月の漸く黑なるが如けん。應に遲かるべきは遲からしめ　應に速かなるべきは速かにせんこと　此れ正理に順じ　智者の知ふる所たり。好名稱を得て　善友に親近し　所作增長せんこと　月の漸く白なるが如けん」。

【九四】處中位。非法の比丘達に順應して、從來の主張を緩和するなり。

り。……廣く十事を說きて乃至、奉辭して[九一]流轉城に詣れり。彼に具壽離勝あり、亦爲に廣く前の如くに十事を說き、乃至、頂禮し奉辭して去り大惠城に詣れり。彼に具壽善見あり、亦爲に廣く前の如くに十事を說き、乃至、頂禮し奉辭して去り、次いで[九二]俱生城に詣れり。彼に具壽[九三]妙星あり、亦爲に廣く前の如くに十事を說けり。是時具壽妙星は其說くを聞き已るに、是の如きの念を作さく、「而し此具壽は先に我處に來れりとやせん、當に亦餘處に至りて說けりとやせん」。乃ち已に餘處にも向へるを知りければ、妙星念曰すらく、「今此具壽は遠く長途を涉れり、必らず當に疲苦せるなるべけん」。告げて言はく、「汝可しく此に住して且らく歇息を爲すべし、我れ往いて黨を求むれば」。是時名稱は卽ち住せるに、妙星は便ち往きぬ。是時廣嚴城の諸苾芻は悉く皆往いて名稱の弟子の處に詣り、問うて曰はく、「汝が鄔波駄耶は今何處に在りや」。答へて言はく、「往いて善黨を求めんとなり」。復問うて曰はく、「何の故にか黨を求むるなる」。答へて言はく、「汝等を擯せんが爲に」。告げて曰はく、「我等に何の違犯ありてか而し驅擯せんと欲するなる」。名稱の弟子は廣く其事を陳べしに、彼の諸苾芻曰はく、「汝が鄔波駄耶の爲す所は不善なり。佛已に涅槃したまひしに、遺法中に於て何の故にか相惱ますなる我等は緣に隨うて且に活計を爲せるのみ」。彼衆中に於て諸苾芻あり、共に相議りて曰はく、「斯言誠實にして諂ならざらんに、汝等具壽が所爲は聲聞に順ぜずして違逆事を行ぜるなり。我等先に聞けり、世尊の正法は住すること一千年なりと。時今未だ過ぎざるに敎をして隱沒せしめんとは。彼が今黨を求めて正法を護持し、而し驅擯せんと欲せること、甚だ妙善たり。是義に由りての故に諸の惡人をして、戒を慢んせず惡疱生ぜざらしめん」。而し諸苾芻は咸く皆恐懼し、能く報を加ふる莫くして一邊に默然せり。互に相議りて曰はく、「具壽名稱にして已に往いて黨を求めて驅擯事を爲さんには、何の故にか默住せる」。彼言はく、「我ら何をか爲さんと欲すべき」。答へて曰はく、「彼既にして黨を求めんには、我等も亦求めんに、何ぞ能く驅擯せん」。或は言はく、「若し是

【九一】流轉城・離勝・大惠城何れも梵名明らめ難し。
【九二】俱生城(Sahajāti)。
【九三】妙星(Salha)。赤沼氏固有名詞辭典五七〇頁參照。

戒蘊品處に於て說けり。[八四]又、中阿笈摩相應品處羯恥那經中に於て說けり。[八五]又、增一阿笈摩第四第五品處中に於て說けり。）斯乃ち佛の敎に違背し、（正理に乖越し、蘇呾羅に順ぜず、毘奈耶に依らざるに、而し諸苾芻は不淸淨を作して將つて淸淨と爲し、稱揚宣說し皆共に遵行せり。尊者、應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」）。尊者答へて曰はく、「若し是の如からんには、汝可しく餘處に自ら善黨を求むべし、我當に汝が與に法伴侶と爲るべけん」。時に具壽名稱は尊者樂欲より是語を聞き已るに、便ち第四邊際靜慮に入り已りて、[八六]卽ち安住聚落に向へり。彼に苾芻あり名けて[八七]奢侘（此に諂曲と云ふ）と曰ひ、是れ尊者阿難陀の弟子にして、阿羅漢を獲て八解脫に住せり。是時名稱は奢侘の所に詣り、足を頂禮し已りて白して言さく、「尊者、是の如きの共許淨法を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか共許淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は非法不和羯磨・非法和羯磨・法不和羯磨を作すに、（而し大衆は高聲に此事を共許するなり、此を卽ち名けて高聲）共許淨法と（爲すなり）。是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して、爲すを許したまはざりし」。答へて曰はく、「瞻波城に於て」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「六衆苾芻の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、「惡作罪なり」。「尊者、此は是れ第一事なり、斯乃ち佛の敎に違背し……前に廣說せるが如し……乃し十事に至る……」。尊者答へて曰はく、「若し是の如からんには、汝可しく餘處に自ら善黨を求むべし、我當に汝が與に法伴侶と爲るべけん」。彼卽ち辭去して便ち[八八]僧羯世城に往けり。彼に[八九]婆瑳尊者あり、是れ阿難陀の弟子にして阿羅漢を獲て八解脫に住せり。是時名稱は婆瑳の所に詣り足を頂禮し已りて白して言さく、「尊者、是の如きの共許淨法を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか共許淨法と謂ふなる」。……答問、前に同じ、廣說して乃し十事に至り、奉辭して便ち波吒離子城に往けり。彼に具壽あり、名けて曲安と曰へり。是時曲安は滅盡定に住しければ、名稱は復[九〇]具壽善意處に向へ

【八四】中阿笈摩相應品處羯恥那經。中阿含第十九迦絺那經（大正1, 553 c, 8）に我離受生色像資斷受生色像資、我於受生色像資淨除其心……我已成就此聖戒聚……とあるに相應すべし。

【八五】增一阿笈摩第四第五品處。漢譯第四品第五品になし。aṅguttaranikāya, 4, sanutta vagga, 5, puggala vagga に相當せんも今明らめ得ず。

【八六】安住聚落。梵名知り難し。

【八七】奢侘。諂曲と譯しうるとすれば梵名なりしか。

【八八】僧羯世成(saṅkassa)。

【八九】婆瑳尊者。五分律の婆沙藍(vāsabhagāmika)に相當せしむべきか。律部十四、註（三〇の九九）參照。

【八九】曲安。十誦律の級闍蘇彌羅、Khujjasobhita に相當せん。律部十四、註（三〇の九四）不闍宗の下參照。

【九〇】具壽善意。五分律の修摩那(sumana)なり。

酪漿淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は乳酪一升を以て水に和して之を攪して非時に飮用し、將つて酪漿淨法と爲すなり、是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して、爲すを許したまはざりし」。答へて曰はく、「室羅伐城に於て」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「十七衆苾芻の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて曰はく、「[七七]波逸底迦を得るなり」。「尊者、此は是れ第八事なり、斯乃ち佛の敎に違背し……廣說せること前の如し……乃至、尊者、應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」。……默然して住せり。（答へて曰はく）、「此事已に知んぬ。又問はん、尊者、是の如きの坐具淨法を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか坐具淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は新坐具を作りつゝ、故者の、佛の一張手なるを以て重貼せずして而し自ら受用し、將つて坐具淨法と爲すなり、是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して爲すを許したまはざりし」。答へて曰はく、「室羅伐城に於て」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「六衆苾芻の爲に」。問ふ」、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、「[七八]波逸底迦を得るなり」。「尊者、此は是れ第九事なり、斯乃ち佛の敎に違背し……廣說せること前の如し……乃至、尊者、應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」。……默然して住せり。（答へて曰はく）「此事已に知んぬ。又問はん、尊者、是の如きの金寶淨法を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか金寶淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は妙鉢を莊飾して持げて以て門を巡り、諸の金寶・貝齒の類を乞ひて衆共に分張し、將つて金寶淨法と爲すなり、是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して、爲すを許したまはざりし」。答へて曰はく、「[七九]毘奈耶に於て」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「六衆苾芻及び餘苾芻の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、「[八〇]捨墮罪を得るなり」。「尊者、此は是れ第十事なり。[八一]（又、[八二]相應阿笈摩佛語品處寶頂經中に於て說けり。又、[八三]長阿笈摩

【七七】非時食學處第三十七に觸犯す。

【七八】過量作尼師但那學處第八十七に觸犯す。

【七九】こゝに毘奈耶とあるは毘舍離の誤りなるべきも、而も毘舍離の語を義淨は用ひずして必らず廣嚴城を用ふる故に、果して毘舍離の誤なりしか不やは明かならず、且つ金寶受得の制は逝多林に在りしなり。

【八〇】捨墮法第十八捉金銀等學處に觸犯す。

【八一】本文に攝せるもこは金寶受得を制せる別品を列擧せるもの、今本文とするは不相應なる故に括孤を附せり。

【八二】相應阿笈摩佛語品處寶頂經。雜阿含第三十二（大正2,228b,4）に相當し、寶頂とは maṇicūla の譯、珠髻聚落主なり。こゝに佛語品とせるも巴利本にこれに相應するの語なし。S. 42, 10, maṇicūla 參照。

【八三】長阿笈摩戒蘊品處。長阿含第十三阿摩晝經（大正1,83c,28）に金銀七寶不取不用とせる如きなり。律部二十三、解題（四）、長阿笈摩戒蘊品參照。

便ち別衆食し、將つて道行淨と爲すなり、是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して、爲すを許したまはざりし」。答へて曰はく、「王舍城に於て」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「[七四]天授の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、「波逸底迦罪を得るなり」。「尊者、此は是れ第五事なり、斯乃ち佛の敎に違背し…… 廣說せること前の如し……乃至、尊者、應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」。…… 默然して住せり。答へて曰はく「此事已に知んぬ。又問はん、尊者、是の如きの二指淨法を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか二指淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は餘食法を作さず、而し二指を以て食噉して將つて二指淨法と爲すなり、是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して、爲すを許したまはざりし」。答へて曰はく、「室羅伐城にて」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「[七五]善來の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、「波逸底迦罪を得るなり」。「尊者、此は是れ第六事なり、斯乃ち佛の敎に違背し…… 廣說せること前の如し…… 乃至、尊者應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」。(彼れ是語を聞いて)默然して住せり。(答へて曰はく)、「此事已に知んぬ。又問はん、尊者、是の如きの治病淨法を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか治病淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は水を以て酒に和し、攪して而し飲用し、將つて淨法と爲すなり、是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して、爲すを許したまはざりし」。答へて曰はく、「室羅伐城に於て」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「善來の爲に」 問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、「[七六]波逸底迦を得るなり」。「尊者、此は是れ第七事なり、斯乃ち佛の敎に違背し…… 廣說せること前の如し……乃至、尊者、應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」。…… 默然して住せり。(答へて曰はく)、「此事已に知んぬ。又問はん、尊者、是の如きの酪漿淨法を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか

【七四】 天授。提婆達多(devadatta)なり。別衆食學處第三十六に觸犯す。

【七五】 善來(sāgata, svāgata)、こゝに善來苾芻の名を出せるは不適當なり。この二指淨法は非時食戒に觸犯し、其制緣は十七群による。善來に緣りてには非ざるなり。

【七六】 飲酒學處第七十九に觸犯す。

ず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して爲すを許したまはざりし」。答へて曰はく、「瞻波城にて」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「六衆の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、「惡作罪を得るなり」。「尊者、此は是れ第二事なり、斯乃ち佛の敎に違背し……廣說せること前の如し……乃至、尊者、應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」。……默然して住せり。（答へて曰はく）「此事已に知んぬ。又問はん、尊者、是の如きの舊事淨法を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか舊事淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は自ら手づから地を掘り、或は復人をして（掘ら）しむるに、而し大衆は將つて舊事淨法と爲すなり。是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して爲すを許したまはざりし」。答へて言はく、「室羅伐城に於て」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「六衆の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、[七二]「墮罪を得るなり」。「尊者、此は是れ第三事なり、斯乃ち佛の敎に違背し……廣說せること前の如し……乃至、尊者、應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」……默然して住せり。（答へて曰はく）「此事已に知んぬ。又問はん、尊者、是の如きの鹽事淨法を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか鹽事淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は筒を以て鹽を盛り守持して用ひ、時藥に和合して噉食して情に隨せ、將つて鹽淨と爲すなり、是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して、爲すを許したまはざりし」。答へて曰はく、[七三]「王舍城に於て」。復問ふ、「誰が爲に」。答ふ、「具壽舍利弗の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、「波逸底迦罪を得るなり」。「尊者、此は是れ第四事なり、斯乃ち佛の敎に違背し……廣說せること前の如し…… 乃至、尊者、應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」。…… 默然して住せり。答へて曰はく、「此事已に知んぬ。又問はん、尊者、是の如きの道行淨を作さんは合へりや不や」。尊者問うて曰はく、「何をか道行淨法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は或は一驛半驛を行いて

【七二】墮罪。墮法第七十三、壞生地學處に觸犯するなり。

【七三】王舍城にて舍利弗を緣とすること藥事に記するなし。又次に波逸底迦罪を得るとする故に食會觸學處第三十八に觸犯すと見るべきなり。然るにその制處は室羅伐城なり。

に在り、號して[七〇]名稱（梵に耶舍と云へり。）と曰ひ、亦阿羅漢にして八解脫に住せるが、五百弟子と與に人間に遊行して廣嚴城に至れり。時に諸苾芻は利物を分たんと欲しければ、授事人來りて尊者名稱に告げて曰はく、「僧伽は利を獲たれば今共分せんと欲す、可しく來りて受取すべし」。報じて言はく、「具壽、此の物利は何よりして得、是れ誰の所施なる」。彼即ち前の所得の物・處の如くに具さに其事を告げしに、尊者聞き已りて是の如きの念を作さく、「唯此事に於てのみ[七一]惡疱の生ぜるありとやせん、更に餘事ありとやせん」。卽ち入定觀察せるに、乃し戒に於て慢緩にして、諸の惡行を作して共に十種非法の事を作せるを見ぬ。見已りて法をして久住せしめんと欲しての故に、卽ち便ち往いて尊者樂欲の處に詣り、雙足を禮し已りて白して言さく、「尊者、苾芻にして是の如きの高聲共許法を作さんは合へりや（實には是れ非法なるも、時大衆高聲して共許して之を作すを見る法と爲すなり。）尊者問うて曰はく、「何をか共許法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の廣嚴城の諸苾芻は非法不和羯磨・非法和羯磨・法不和羯磨を作すに而し大衆は高聲して此事を共許する、此を卽ち名けて高聲共許淨法と爲すなり。是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべからず」。問うて曰はく、「如來は何處にて制して、爲すを許したまはさりし」。答へて曰はく、「瞻波城に於て」。復問ふ、「誰が爲に」。答へて曰はく、「六衆の爲に」。問ふ、「何の罪をか得るなる」。答へて言はく、「惡作罪を得るなり」。「尊者、此は是れ第一事なり、斯乃ち佛の教に違背し、正理に乖越し、蘇呾羅に順ぜず、毘奈耶に依らざるに、而し諸苾芻は不淸淨を作して將つて淸淨と爲し、稱揚宣說して皆共に遵行せり。尊者、應に縱に斯の如きの惡事を捨すべからず」。彼れ是語を聞いて默然して住せり。答へて曰はく、「此事已に知んぬ。又問はん、尊者、是の如きの隨喜法を作さんは合へりや」。尊者問うて曰はく、「何をか隨喜法と謂ふなる」。答へて曰はく、「此の諸苾芻は非法不和羯磨を作し、又非法和羯磨を作し、又法不和羯磨を作すに而し大衆隨喜するを、此を卽ち名けて隨喜淨法と爲すなり。是事合へりや不や」。尊者曰はく、「應に是の如くなるべから

自受用此乃名爲坐具淨法乃至皆共遵行とあり。一張手は十二指、佛の一張手は二十四指即ち二尺四寸なり。重帖とは重增の義なり。

【六三】坐具淨法。律部十四、註(三〇の五六)作坐具隨意大小淨參照。

【六四】金寶淨法。律部十四、註(三〇の五九)受畜金銀錢淨參照。

【六五】七百結集事に阿難陀の在るを記せるを不合理なり。

【六六】樂欲。梵普・薩婆迦摩(sabbakāmi)、一切去とも譯せり。律部十四、註(三〇の九二)參照。

【六七】八解脫。律部八、註(四の二三四)參照。

【六八】省緣。有爲の緣の省くこと、即ち寂靜にして住するなり。

【六九】婆颯婆聚落(Vāsabhagāma)。善見律には婆娑婆伽眉として上座の名とせり。十誦・四分・五分皆然り。律部十四、註(三〇の九九)婆沙藍の下參照。

【七〇】名稱。耶舍(Yasa)の譯善見律(大正24,678a,11)には耶斯那比丘とせり。

【七一】惡疱。惡行を譬へしなり。

越し、蘇呾羅に順ぜず、毘奈耶に依らざるなり。時に諸苾芻は將つて清淨と爲し、稱揚宣說して皆共に遵行せり。三には、諸苾芻は自ら手づから地を掘り、或は人をして地を掘らしめければ、卽ち名けて[五三]舊事淨法と爲せり。……廣說せること上の如し……乃至、皆共に遵行せり。四には、諸苾芻は筒を以て鹽を盛り、自ら手づから捉觸して守持して用ひ、[五四]時藥に和合して噉食して情に隨せければ、此を卽ち名けて[五五]鹽事淨法と爲せり。……乃至、皆共に遵行せり。五には、諸苾芻は未だ[五六]一驛半驛を行かざるに便ち別衆食せりければ、此を卽ち名けて[五七]道行淨法と爲せり。……乃至、皆共に遵行せり。六には、諸苾芻は[五八]餘食法を作さずして二指もて噉食せりければ、此を卽ち名けて[五九]二指淨法と爲せり。……乃至、皆共に遵行せり。七には、諸苾芻は水に和して酒を飮みければ、此を卽ち名けて[六〇]治病淨法と爲せり。……乃至、皆共に遵行せり。八には、諸苾芻は當に乳酪一升を以て水に和し之を攪して非時に飮用せりければ、此を卽ち名けて[六一]酪漿淨法と爲せり。……乃至、皆共に遵行せり。[六二]九には、諸苾芻は新坐具を作りて故者の佛の一張手なるを以て重帖せずして而し自ら受用せりければ、此を乃ち名けて[六三]坐具淨法と爲せり。……乃至、皆共に遵行せり。十には、諸苾芻は躬ら好鉢の香華を塗拭せるを持し、卽ち求寂をして持して以て門を巡らしめ、普く諸人に告げて是の如き語を作さしむらく、「廣嚴城に遍き現在の人物及び四遠より來れる商客の類、若し布施するありて若しは金若しは銀・貝齒の類もて鏡中に置れんには、大利益を得て富樂窮りなけん」。旣にして多く利を獲ては、所有金寶は皆共に分張せりければ、此を卽ち名けて[六四]金寶淨法と爲せり。斯乃ち佛の敎に違背し、正理に乖越し、蘇呾羅に順ぜず、毘奈耶に依らざるなり。時に諸苾芻は不淨事を作して將つて清淨と爲し、稱揚宣說して皆共に遵行せり。

[六五]爾の時具壽阿難陀は廣嚴城に在りき。弟子あり名けて樂欲[六六](梵に薩婆迦摩と云へり。)と曰ひ、是れ阿羅漢にして[六七]八解脫に住せるが、少欲知足にして[六八]省緣して而し住せり。此に弟子ありて[六八]娑颯婆聚落

【五三】舊事淨法。律部十四、註(三〇の五七)習先所習淨參照。
【五四】時藥。律部八、註(三の四一)參照。
【五五】鹽事淨法。律部十四、註(三〇の五〇)鹽薑合共宿淨參照。
【五六】一驛半驛。一由旬半由旬なり。有部百一羯磨(寒五・四八左一四行)に親驗當今西方瑜膳那可有一驛故、今皆作一驛翻之遮無遠滯とあるに由りて推知し得る。
【五七】道行淨食。律部十四、註(三〇の五三)越聚落食淨參照。
【五八】餘食法。律部二十一、註(三〇の一〇)本文參照。
【五九】二指淨法。律部十四、註(三〇の五一)兩指抄食食淨參照。
【六〇】治病淨法。律部十四、註(三〇の五五)飮閣樓伽酒淨參照。
【六一】酪漿淨法。律部十四、註(三〇の五四)酥油蜜石蜜和酪淨參照。
【六二】本文に九者諸苾芻作新坐具不以故者佛一張手重帖而

は各牛頭栴檀香木を以て餘骸を焚葬し、卽ち其處に於て窣覩波を造れり。

時に尊者奢搦迦は鄔波笈多（此に[四五]小護と云ふ。）を度して出家せしめ已るに、遂に佛の敎をして廣く流布するを得せしめければ、鄔波笈多に告げて曰はく、「汝今應に知るべし、如來大師は其敎法を以て大迦攝波に付囑して便ち涅槃に入りたまひ、時に大迦攝波は亦敎法を以て我が鄔波馱耶に付して而し涅槃に入り、鄔波馱耶は法を以て我に付して亦涅槃に入りたまへり。我今法を以て汝に付囑して當に般涅槃すべければ、汝今宜しく聖敎に於て當に善く護持して斷滅せしむる勿く、佛の制したまへる所は皆應に奉行すべし」。時に奢搦迦は是敎を作し已るに、諸の施主及び同梵行の與に方便も法を說いて歡喜せしめ已り、卽ち種々神變の事を現じ、上に火焰を騰げ下に清流を注ぎて無餘依妙涅槃界に入れり。爾の時鄔波笈多は法を以て[四六]具壽地底迦（此に有媿と云ふ。）に付囑し、此既にして正法を弘通して敎へ已るに[四七]具壽黑色（梵に訖里瑟拏と云ふ。）に轉付し、次に[四八]復具壽善見（梵に蘇跌里舍那と云ふ。）に轉付し、是の如き等の諸大龍象は皆已に遷化せり。大師圓寂したまひ、佛日既に沈みて世に依怙なく、是の如くして漸次に[四九]一百一十年後に至れり。

[五〇]爾の時廣嚴城の諸苾芻等は十種不清淨事を作して世尊所制の敎法に違逆し、蘇怛羅に順ぜず毘奈耶に依らず正理に乖違しつゝ、諸苾芻等は將つて清淨と爲して皆共に遵行し、經律の中に於て其事を見ざりき。云何が十と爲す。一には、時に諸苾芻は非法不和羯磨・非法和羯磨・法不和羯磨を作しつゝ、是の諸大衆は此說を聞く時高聲に共許せりければ、此を卽ち名けて[五一]高聲共許淨法と爲せり。斯乃ち佛の敎に違背し、正理に乖越し、蘇怛羅に順ぜず、毘奈耶に依らざるなり。時に廣嚴城の諸苾芻等は不清淨を作しつゝ將つて清淨と爲し、斯の非法の云何を覩るも捨てゝ問はず、稱揚宣說して皆共に遵行せり。二には、時に諸苾芻は非法不和羯磨・非法和羯磨・法不和羯磨を作し、諸人見る時悉く皆隨喜せりければ、此を卽ち名けて[五二]隨喜淨法と爲せり。斯乃ち佛の敎に違背し、正理に乖

【四五】　小護。鄔波笈多の譯、近護とも譯す。前註（三九）參照。

【四六】　具壽地底迦。梵音明らめ難し、有媿は有愧と同じ。Dhṛitaka（堅固なる者の義）の音寫なりしか。

【四七】　具壽黑色。訖里瑟拏は Kṛṣṇa の音寫、譯して黑色とす。

【四八】　具壽善見。蘇跌里舍那は Sudarśana の音寫、譯して善見とす。

【四九】　世尊滅後一百十年までの傳統なるも、黑色・善見の名を記せるものなし。五分・巴利・善見律は一百歲とす。

【五〇】　七百結集事。

【五一】　高聲共許淨法。律部十四、註（三〇の五八）求聽淨の終り參照。

【五二】　隨喜淨法。律部十四、右註參照。

にして傾動するなけん」。慈定力に由りて火刀毒藥も皆害する能はざりければ、龍は其事を見て大希有を生じ、尊者の所に詣りて是の如きの言を作さく、「聖者、今須むる所何」。答へて曰はく、「汝可しく我に安置の處を容すべし」。龍曰はく、「此事爲し難し」。尊者曰はく、『世尊は我をして此處に居止せしめたまひたれば。又曰へり、「迦濕彌羅國は房舍・臥具・所須は求め易く、定と相應せんこと最も第一と爲す」と』。問うて曰はく、「是れ佛の記なりや」。答へて曰はく、「實に爾り」。龍曰はく、「幾地を須うべきや」。答へて曰はく、「跏趺坐處なり」。龍曰はく、「此卽ち施與せん」。尊者跏趺せるに[四三]九峪の口を壓せり。龍曰はく、「尊者、幾何門徒あるべきや」。尊者入定して觀じ知ら(しむ)らく、「五百阿羅漢ありて此に來住せん」。龍曰はく、「意に隨さん、若し一人缺少せんに我當に地を奪ふべけん」。尊者云はく、「爾り。凡そ其處に於て若し受者あるには卽ち施主あれば、我今此處に於て諸人衆をして共に來りて居止せしめんと欲す」。龍言はく、「意に任さん」。是時四方の人至りければ、尊者卽ち領して親しく自ら城邑聚落を封疆せり。既にして安置し已るに諸人共に來りて尊者に白して曰さく、「我等居人は且らく安隱を蒙れるも活命支濟せんには其事如何」。尊者卽ち便ち神通力を以て諸人衆を將ゐて香醉山に往き、諸人に告げて曰はく、「皆可しく[四四]欝金香の根を拔き取るべし」。時に香醉山中に諸大龍あり、香を拔くを見て時に悉く皆忿怒して雷雹を降さんと欲しければ、尊者は遂に調伏せしめて具さに其事を告げしに、龍白して言さく、「尊者、如來の教法は當に住すること幾時なるべき」。尊者答へて言はく、「世に住すること千年なり」。龍言はく、『共に盟要を立てん、「乃し如來教法の世に住する以來に至るまで當に意に隨せて用ふべし」と』。尊者曰はく、「善し」。卽ち諸人と與に各香根を持して迦濕彌羅に還りて種植し增廣せるに、乃し佛教未だ滅せざる以來に至るまで虧失せしめざりき。是時尊者は既にして四方の諸人をして善く安置せしめ已るに、卽ち種々神通の事を現じて諸施主及び同梵行者をして皆歡喜を得せしめ、猶し火の滅せんが如くに無餘涅槃に入れり。時に彼諸人

【四三】九峪。峪は谷なり。

【四四】欝金香(kuṅkuma)。律部十九、註(三の二〇)參照。

國は牀臥の具・所須は得易ければ、定と相應せんこと最も第一と爲す」と。佛復汝を記したまへり、「我れ涅槃せん後百歲に滿たん時、一苾芻あり末田地那と名け、我教法をして此國に流行せしめん」と。是故に汝今應に可しく彼に於て聖化を宣揚すべし』。答へて言さく、「是の如くに應に作すべし」。尊者慶喜は卽ち神變を現じて水の、火を滅せんが如くに而し般涅槃し、遂に半身を分ちて未生怨に與へ、半を廣嚴城の衆に與へぬ。頌して曰はく、

「利き智金剛を以て　自身を解いて破せしめ　半は王城の主に與へ　半は廣嚴人に與へぬ」。

時に廣嚴城は半身を得已るに窣覩波を造りて而し供養を興し、未生怨王は波吒離に於て塔を造りて供養せり。爾の時尊者日中は是の如きの念を作さく、『我が親教師は是の如きの語を囑したまへり、「迦濕彌羅國に佛の教を流通せよ。世尊も亦記したまへり、當來の世に苾芻あり名けて日中と曰へるが、迦濕彌羅國に於て毒龍の其名[四三]忽弄なるを調伏して我教を流行せん」と。我今宜しく大師が意を滿たすべし』。卽ち其國に往いて跏趺して坐せり。此國は是龍の守護する所たれば、自ら擾亂するに非ずんば龍は調伏し難かりき。卽ち便ち入定して此國地をして六種に震動せしめしに、龍は地動ぜるを見て便ち雷電を擊ち、洪雨を降らし注ぎ、來りて尊者を怖れしめぬ。是時尊者は卽ち慈定に入りければ、龍威盛なりと雖も苾芻の衣角を亦動ずる能はざりき。龍卽ち雹を尊者の上に降らすに、變じて天華と成りて繽紛として亂れ墮ち、龍は忿怒を加へて更に刀斧・諸の雜器仗を下せるに、皆悉く變じて拘物頭華と成りて其身上に散りければ、空中にて頌して曰へり、

「空中より雷雹を下さんにも　變じて妙蓮華と作り　假使刀杖もて臨まんにも　悉く諸の瓔珞を見ぜん。　龍は大威怒を現じて　山峯皆墜墮せしめんも　尊者雪山王は　光淨

【四三】忽弄毒龍。原語Aravāla なるべきか。善見律第二(大正24,685c,6)に「罽賓國中有二龍王一名二阿羅婆樓一…爾時大德末闡提(Majjhantikatthera)…至二雪山邊阿羅婆樓池中一下…龍王聞已大瞋怒」とあり。Samanta-p.(I,64,13)參照。本律三十九卷の註(七)參照。無論この末闡提と今の末田地と同一人とするは非なるも、この龍王降伏物語が孰れかの大德と關連せるは明かなり、從つて忽弄毒龍をAravāla とも推しうべし。律部二十三、註(九の五一)虎嚕荼毒龍の下參照。

「世尊の目は青蓮華の若かりしに　緣盡きて斯に於て眞滅を證したまへり　仁今復圓寂を
求めんと欲せり　唯願はくは此に於て爲に身を留めんことを」。

時に廣嚴城の所有人衆も亦復遙に禮して爲に身を留めんことを請ぜり。尊者は見已りて是の如きの念を作し、伽他を說いて曰はく、

「我今未生怨の爲ならんを欲せるに　栗姑毘子は情に恨を生ぜん　若し廣嚴に在りて舍利
を留めんに　王城の人衆は復傷悲せん。　宜しく半身は王舍の與にすべく　半身は留めて
廣嚴城の爲にせん　兩處和解して相爭はず　各情に隨せて供養を申ぶるを得れば」。

是時尊者將に涅槃せんと欲せるに此なる大地は六種に震動せり。時に仙人あり門徒五百を將ゐて空に乘じて來りて尊者所に到り、合掌して白して言さく、「大德、我今願はくは善說法律に於て出家・近圓して苾芻の性を成ぜんことを」。是時尊者は是の如きの念を作さく、「云何が我弟子をして今此に來至せしむべき。便ち通力を以て卽ち水中に於て人の行路を絕たん」。纔に念を起し已るに五百弟子ありて一時に俱に至りければ、尊者卽ち水中に於て變じて洲地と爲し、四(方)に人蹤を絕ちて五百人に出家受具を與へぬ。正に白を作せる時、其五百人は不還果を得、第三羯磨時に諸煩惱を斷ちて阿羅漢を證せり。其大仙の出家近圓は日中時に在り、復水中に在りしに由り、此が爲に時人喚びて[四二]日中と爲し或は水中と名けぬ。（本、末田地那と云へり。末田は是れ中、地那は是れ日なり。因りて以て名を爲して喚びて日中と爲す。或は末田鐸迦と云へり。末田は是れ中、鐸迦は是れ水なり。水中に在りて出家せるに由り、卽ち以て名を爲して喚びて水中と爲す。舊に末田地と爲せるは、但其名を出せるのみにして皆未だ所以を詳かにせざりき。故に爲に注出せり。）是時尊者は所作已に了るに阿難の足を禮して是の如きの語を作さく、『世尊が最後に度したまへる彼善賢は先に圓寂を證せり、我も亦是の如くに前に涅槃に入らん、我れ鄔波馱耶の般涅槃事を見るを欲せざればば』。尊者報じて言はく、「子よ、世尊は敎を以て迦攝波に付し、然して後に涅槃したまひ、大迦攝波は我に轉付せり。我今汝に付すれば所有敎法は當に善く護持すべし。世尊は記して曰へり、「迦濕彌羅

【四二】日中。末田地那（mad-hyantika）の譯、阿難の最後弟子。

べしと記したまへり。又此國内に賣香人あり、名けて[三八]笈多と曰ひ、當に一子ありて[三九]鄔波笈多と名くべく、汝度して出家せよ、世尊は彼を記したまふらく、「名けて[四〇]無相好佛と爲し、然く我涅槃して百年の後大に佛事を作さん」と』。耆搦迦は是語を聞き已るに白して言さく、「鄔波馱耶の敎の如くせん」。尊者報じて言はく、「汝可しく善住すべし、我れ般涅槃すれば。幷に王に白し知らしめよ」。時に阿難陀は復是念を作さく、「我若し此に於て般涅槃せんには、未生怨王は廣嚴城と久しく相違背すれば、我が身舍利は必らず共分せざらん。若し廣嚴城中に於て涅槃を取らんには、未生怨王は亦分を得ざらん。我今宜しく殑伽河の中流に於て而し滅度を取るべし」。是念を作し已るに卽ち便ち往かんと欲せり。時に未生怨王は睡に因みて己が傘蓋の其竿摧折せるを夢見ぬ。王は夢を作し已りて忽然として驚覺せりければ、其守門人は王睡覺めたるを見て便ち阿難陀が所囑を語を以て具さに王に白し知らしめしに、王は語を聞き已るに地に悶絕し、水を灑ぎて方に蘇るに是の如きの言を作さく、「尊者阿難は其何處に於て而し般涅槃したまふなりや」。時に耆搦迦は頌を以て王に報ずらく、

「今此の尊者は佛に從うて生まれ　佛に隨うて法藏を守護せるも　涅槃を證し生死を斷たんを求めて　是に由りて已に廣嚴城に向へり」。

爾の時未生怨王は此語を聞き已るに、四兵を嚴駕して殑伽河邊に行けり。是時廣嚴城の舊住諸天は虛空中に於て諸人に告げて曰はく、

「尊者慶喜世間燈　群生を哀愍して衆無量たるに　心に悲感を懷きて將に圓寂せんとし
今者廣嚴城に來至せり」。

時に廣嚴城の栗姑毘子は四兵衆を整へて往いて河邊に來りしに、時に未生怨王は尊の雙足を禮して合掌して白して言さく、

【三八】　笈多(Gupta)。
【三九】　鄔波笈多(upagupta)。近護又は小護と譯す。後註(四五)參照。
【四〇】　無相好佛。相好の佛に同ずるなき意なり。Divy. (p. 350, l. 20) には alakṣaṇaka buddha とせり。

泥に溺るゝが如からん。　彼當に自ら損失すべけん　其の智慧なきに由りて　邪解もて聽かんに益なきこと　毒藥の應に知るべきが如し。是故に諸の智者は　聽き已りて能く正行す　煩惑漸く銷除して　當に離繫の果を得べけん」と』。

彼れ教を聞き已りて便ち其師に告げしに、師曰はく、

「阿難陀は老闇して　力の能く憶持するなし　言を出すに多く忘失せり　未だ必らずしも依信すべからじ」。

汝但舊に依りて是の如くに誦持せよ」。時に阿難陀は覆來りて聽察せるに謬說に依れるを見ければ、報じて言はく、「子よ、我已に汝に告げぬ、世尊は是說を作したまはざるを」。時に彼苾芻は悉く師語を以て尊者に白し知らしめしに、尊者は聞き已りて是の如きの念を作さく、「今此苾芻は我親しく教授せるに既にして語を用ひず、知りて如何がせん。假令、尊者舍利子・大目乾連・摩訶迦攝波たりとも事亦此に同ぜん。彼の諸大德は並に已に涅槃せり、如來の慈善根力も能く法眼をして世に住すること千年ならしめんや」。乃し傷歎して曰はく、

「尊宿已に過去し　新者は齊行せず　寂に我一身を慮るに　猶し殼中の鳥の如し。

過去の親は皆散じ　知識亦隨ひ亡せぬ　諸知識の中に於て　定中の念に過ぐるなし。

所有世間の燈は　明照して衆闇を除き　能く愚癡の惑を破せるに　此等亦皆無からんとは。　所化の者無邊なるも　能く導かん者は但一なり　[三五]野の孤制底の如く　殘林に唯一樹のみ」。

時に具壽阿難陀は奢搦迦苾芻に告げて曰はく、『尊者大迦攝波は世尊の教を以て我に付囑して已に般涅槃せり、我今汝に轉付して而し滅度を取らんとすれば、汝可しく守護すべし。當に[三六]末度羅國に於て[三七]牟論茶山あれば可しく住處を造るべし。此國中に長者子あり、世尊は已に當に寺主と爲る

【三五】本文に如野孤制底とあり。三本宮本には孤を狐とせるも今改めず。

【三六】末度羅國。本文に當於末度羅とあり、三本・宮本には當於此末度羅とあるも今改めず。律部二十三、註(九の八〇)參照。

【三七】牟論茶山。烏盧門茶山(urumuṇḍaparvata)の訛なるべし、律部二十三、註(九の八二)參照。

門首に在りて而し經行せるに、彼旣にして見已りて禮足して言曰すらく、「我れ大海より安隱に來至せることと是れ三寶の力なり、我今五年法會を設けて佛僧に供養しまつらんを願へり、世尊は今者何の方處に在せりや」。答へて曰はく、「子よ、佛已に涅槃したまへり」。時に奢搦迦は聞いて地に悶絶し、水もて灑ぎて穌息しては又問ふらく、「尊者舍利子・大目乾連及び大迦攝波は皆何處に在りや」。答へて曰はく、「並に已に涅槃せり」。聞いて極憂慼し、即ち便ち廣く五年會を設け已るに、尊者言はく、「子よ佛法內の[三二]四攝行中に於て已に財攝を作せり、今者更に應に法攝事を作すべし」。答へて言さく、「大德、今何事をか作すべき」。尊者言はく、「子よ、汝可しく佛の敎中に於て出家修行すべし」。答へて言さく、「是の如く應に作すべし」。尊者即ち出家を與へ幷に近圓を授けしに、羯磨旣にして了るに遂に誓願を發すらく、「今日より始めて乃し盡形に至るまで、[三三]常に奢搦迦衣を著せん」。[三四]此苾芻は聰明聞持なりければ一領しては便ち受けぬ。其阿難陀は親しく佛所より八萬の法蘊を受持せるに、奢搦迦は盡く皆領受し、三明を具足し三藏に洞閑せり。時に阿難陀は諸苾芻と與に竹林園に在りしに、一苾芻あり而し頌を說いて曰はく、

「若し人、壽百歲にして　水白鶴を見ざらんに　如かじ、一日生きて　水白鶴を見るを得んには」。

時に阿難陀は聞き已りて彼苾芻に告げて曰はく、『汝が誦せる所の者、大師は是語を作したまはじ。然り佛世尊は是の如きの說を作したまはん、

「若し人、壽百歲にして　生滅を了せざらんに　如かじ、一日生きて　生滅を了するを得んには」。

汝今應に知るべし、世に二人ありて當に聖敎を謗るを、

「不信にして性、多瞋ならんに　信ずと雖顚倒して僻し　經義を妄執せんこと　象の深

【三二】四攝行。布施・愛語・利行・同事の四種とは相違すべし、今、餘の二明かならず。

【三三】奢搦迦衣。前註(二二)參照。

【三四】本文に此苾芻聰明聞持一領便受、其阿難陀親於佛所受持八萬法蘊、奢搦迦盡皆領受……とあり。

冷水を以て面に灑ぎて乃し蘇るに、竹林園に往いて阿難陀に見え、五體を地に投じ悲啼號哭して是の如きの言を作さく、「我れ聞けり、尊者大迦攝波は般涅槃に入れり」[29]と。時に阿難陀は即ち王と共に去いて鷄足山(舊に鷄足と云へり。尊者、中に在りしに由り後人喚んで尊足と爲せり。又嶺に佛跡あればなり。鷄足と尊足とは梵音相濫ずる也)に詣り、尊者處を示せるに、既にして山に至り已るに諸大藥叉は便ち三山を開けり。王既にして見え已り、復諸天が曼陀羅華及び諸蓮華・梅檀・沈水の種々華香を以てして而し供養せる處を見ぬ。時に王は即ち便ち手を擧げて悲號し悶絶して地に投ぜること、猶し大樹の其根を斬斷せるが如くなりき。良久しくして方に起ちて便ち薪を拾はんと欲しければ、時に阿難陀は是事を見已りて告げて言はく、「大王、何爲ぞ薪を拾ふなる」。答へて言はく、「尊者を焚かんと欲して」。告げて曰はく、『是語を作すこと勿れ、此尊者の身は定を以て守持し、乃至、慈氏菩薩の當來下生して[30]九十六倶胝の聲聞の而し隨從を爲せると與に此に來詣し、尊者の遺身を取りて諸の聲聞に示して云ふなり、「此は迦攝波なり、是れ釋迦牟尼佛の上首弟子にして、少欲知足中に於て杜多行を行ぜること最も第一たり、釋迦牟尼所說の敎法は能く爲に結集して法眼を建立せり」。時に諸の聲聞は當に是念を作すべけん、「過去世中の人身は卑小にして佛身は廣大なりき」。時に彼世尊は便ち迦攝波の僧伽胝衣を持げて聲聞衆に示すらく、「此は是れ釋迦牟尼應正等覺所披の僧伽胝服なり」。時に九十六倶胝の聲聞は、是語を聞き已るに便ち阿羅漢果を證し、皆悉く杜多少欲知足の行を勤行するなり。是故に尊者には此遺身ありて定力を以て持てるなれば焚燎すべからず、可しく其上に於て窣覩波を造るべし』。時に王出でゝ後、三山還合して其身を蓋覆せりければ、上に於て塔を造り、王は阿難陀の足を禮して白して言さく、「尊者、我れ佛の般涅槃に入りたまふを見まつらず、亦復尊者迦攝波の滅度をも覩ざりき。若し聖者が涅槃したまはんには、我當に願はくは見まつらんことを」。尊者便ち許へり。

時に宰揭迦は大海中より安隱に來至し、物を安置し已るに竹林園に往けり。時に阿難陀は[31]香臺

【二九】尊足。前註(二六)參照

【三〇】九十六倶胝。一倶胝(Koṭi)を億とし、又十萬・百萬・千萬の種々あり、唐の三藏は多く千萬を倶胝となせりとす。

【三一】香臺門首。香臺はGandhakuṭiの譯、佛殿なり。即ち阿難陀は佛殿の前に當りて經行せるなり。本律二十六卷の註(三〇)の本文參照。

を作さく、「我今宜しく世尊所授の糞掃納衣を以て用ひて其身を覆ひ、身をして乃し[二七]慈氏下生するに至らしむべし。彼薄伽梵は我が此身を以て諸弟子及び諸大衆に示して厭離を生ぜしむれば。卽ち便ち入定して三峯もて身を覆ふこと、猶し密室の如くせんに壞せずして而し住せん」。復是念を作さく、「若し未生怨王にして此に來至せんには山卽ち爲に開かん、若し王にして我身を見ざらんに、便ち熱血を嘔きて而し死ぬれば」。念じ已るに入定して[二八]其壽行を捨てしに、是時大地は六種に震動し、流星下落し、諸方赫餘とし、虛空中に於て諸天は皷を擊ちぬ。爾の時具壽大迦攝波は身を空中に踊らせて諸の神變を現じ、或は淸水を流し或は火光を放ち、遍く密雲を起して洪雨を降り注ぎ、是事を作し已るに石室中に入り、右脇に而し臥して雙足を重疊し、無餘依妙涅槃界に入りぬ。爾の時釋梵諸天は咸く是念を作さく、「何の因緣の故にか大地震動せる」。便ち共に觀察して乃し迦攝波の涅槃に入れるを見ぬ。卽ち無量百千萬億の天衆は各嗢鉢羅華・拘物頭華・分陀利華及び牛頭栴檀・沈水香末を持して皆尊者の身所に詣り、種々の天華及び妙香末を以て其身上に散じて而し供養を作せり。旣にして供養し已るに三山卽ち合して上に皆密覆せり。時に彼諸天は旣にして尊者を離れぬれば、大悲惱を生じて是の如きの語を作さく、「佛、般涅槃したまひて憂懷未だ息まざるに、如何が今者復悲哀に屬へる。畢鉢羅巖の舊住諸天は空名なるのみ、所有勝法は亦復隨ひ行らん。摩揭陀國は復光彩なく、貧窮衆生の福田は斷絕し、所有善法は皆亦銷亡し、第二の佛の般涅槃に入れるが如く、頓に今時に於て法山隤壞し、法船傾沒し、法樹崩摧し、法海枯渴せり。魔衆は歡喜し、所有正法と敎化衆生と及び利益事とは、悉く當に隱沒すべけん」。時に彼諸天は是の如き等の悲歎語を作し已るに、尊者の足を禮して欻然として現ぜざりき。時に未生怨王は其睡中に於て宮中舍の棟梁摧折するの、是の如きの夢見を作して忽然驚覺せりければ、其守門人は王の睡より覺めたるを見て、便ち迦攝所囑の語を以て具に王に奏し知らしめしに、王は是語を聞いて地に悶絕せり。時に諸の輔佐は淸

giri)。尊足山 (Gurupādaka-parvata)とも稱す、後註(二九)及び律部二十三、註(六の三二)參照。

【二七】慈氏下生。彌勒菩薩、覩史多天より下生したまふ時なり。律部二十三、註(六の二一・三二)の本文參照。

【二八】壽行。本律三十六卷の註(四九・五〇)參照。及び律部二十五、註(一八の一五)參照。

安隱に廻還し、佛の教中に於て遂に[二四]佛陀五年大會を設けん。當に出家するを得ては、所有佛教は轉じて彼に付すべけん」。是語を作し已るに、時に迦攝波は復是念を作さく、「世尊は大悲もて諸の苦行を修したまへり、是れ眞善友たり、無量の功德の共に莊嚴する所、遺身の舍利は所在の處に隨へり。我今皆當に恭敬供養して而し涅槃に入るべし」。是念を作し已るに神通力を以て四大制底……謂はく、生處・成佛處・轉法輪處・涅槃處なり……幷に餘の舍利塔處に往いて至誠もて供養し、即ち[二五]龍宮に入りて佛牙を供養し已るに空に騰り、即ち三十三天に往いて佛牙を禮せんと欲せり。時に天帝釋及び諸天等は迦攝波の恭敬禮拜せんとするを見て、問うて言はく、「何の故にか此に來至するを得たる」。尊者報じて曰はく、「我れ世尊の所有舍利牙塔に最後供養しまつらんと欲してなり」。時に諸天等は最後なる言を聞いて、心に憂惱を生じて默然して住せり。是時帝釋は即ち佛牙を持げて迦攝波に與へければ、尊者は牙を受けて手掌に置へて瞻視して瞬せず、便ち頂上に安き、復曼陀羅華及び諸の蓮華・牛頭香末を以て、牙上に布いて以て供養を申べ、天帝釋及び諸天等の爲に略して法を說き已るに、須彌の頂より沒して王舍城に出でぬ。爾の時大迦攝波は復是念を作さく、「我先に已に、涅槃せんと欲する時は未生怨王に報ぜんを許へり」。是念を作し已るに便ち王宮に詣り、門人に告げて曰はく、『我が爲に王に通じて云へ、「迦攝波は今門主に在り、大王に見えんと欲して」と』。時に守門人は是語を聞き已るに、便ち宮中に入り既にして王前に至りしに、正に屬王睡りければ即ち還却して出で、迦攝波に報じて曰はく、「聖者、大王は現睡れり」。尊者報じて言はく、「汝宜しく更に去いて我が爲に王を覺ますべし」。守門人曰はく、「王性暴惡なれば侵犯すべきこと難し、我今敢へてせじ、恐らくは王瞋責して我を刑戮すれば」。迦攝波告げて曰はく、『若し是の如からんには王の覺むるを待ちて後我が爲に報知せよ、「大迦攝波は涅槃せんと欲せるが爲に、王門に來り就りて王と與に別を取れり」と』。是語を作し已るに便ち[二六]鷄足山中に往き、三峯內に於て草を敷いて坐して是の如きの念

無相三昧、諸法に於て願樂し造作せんを欲する念を離るる禪定なり。律部八、註(四の二〇六)參照。

【一七】雜修諸定。有漏無漏の定心を交々起して五淨居天に生ずるをいふ。五淨居は阿那含聖者の生ずる所。

【一八】正入現觀。見道十五心の間、即ちこれ現觀の流にして預流向なり。

【一九】世俗智。世間の俗事を緣ずる有漏智、菩薩にして此智を缺かんに一人をも化度するを得ず。故に三界の事法に通達せん爲に修するなり。

【二〇】苦摩他・毘鉢舍那。止と觀となり。律部八、一二七頁末行參照。

【二一】大迦攝波の入寂。

【二二】奢搦迦。śāṇaka の音寫、粗布衣なり。

【二三】商那和修。śāṇakavāsī の音寫、律部二十三、註(九の八八)參照。

【二四】佛陀五年大會。般闍于瑟大會なり。律部二十、註(一七の四)參照。

【二五】龍宮。本律第三十九卷註(七)阿羅視邑海龍王宮の下參照。

【二六】鷄足山(Kukkuṭapāda

し、須臾の間に其聲上りて色究竟天に徹し、此の諸天等は咸く聲を發して言へり、「諸天增盛して阿蘇羅減少せん」。時に五百阿羅漢は旣にして結集し已れり。此を卽ち名けて五百結集と爲す。爾の時大迦攝波は而し頌を說いて曰はく、

「仁等は法王の敎を結集せり　皆諸の群生を愍念せんが爲なりき　所有言說は量無邊なるも　今並纂集して遺闕なし　世間愚癡にして了する能はさらんに　爲に明燈と作りて眼瞖を除かん」。

[二一]時に具壽大迦攝波は復是念を作さく、「三藏聖敎は我已に結集せり。今定力を以て世尊所說の敎法を觀察するに世に久住するを得べく、應に作すべき所の者は如來の說に依りて並に已に作し了り、如來法王の我に示したまへる正道は敎の如くに奉行せり。我已に少分、佛の慈恩に報じまつれり、誰か盡く如來の恩德に報ずるを能くすべき。世尊大師の所有遺敎は、衆生を利益せんとて並に皆纂集せり。久しく大師を離れて復依怙なく、五蘊の臭身は勞倦を荷負せり。涅槃時至れり、久しく留まるに宜なし」。是念を作し已るに而し頌を說いて曰はく、

「我已に牟尼の敎を結集せり　正法をして增長を得せしめ　久住して世間を利益し　衆生を饒益して諸惑を離れしめんが爲に。　羞恥なき者は已に折伏し　慚愧ある者は皆攝受し　作さん所の利益事は已に周ければ　今我宜しく應に圓寂に趣くべし」。

時に大迦攝波は阿難陀に告げて曰はく、「汝今知れりや不や、世尊は言敎もて我に附囑して而し般涅槃したまへるを。我今復般涅槃に入らんと欲すれば、轉じて敎法を以て汝に付囑せん、當に善く護持すべし」。又復告げて曰はく、「我れ滅度せん後　王舍城に於て商主の妻ありて當に一子を生むべく、其子生まれん時[二二]奢搦迦衣を以て身を裹みて出づれば、因みて卽ち名けて奢搦迦（卽ち是れ麻類なり、此方には先より無し。高きこと人と共に等しく、織りて布と爲すに堪ふ舊に商那和修と云へるは訛なり）と爲さん。後に因みて海に入り[二三]諸の珍寶を求めて

【一〇】四念處等。律部八、註（四の二〇八、四の一六一、四の二一七）參照。
【一一】四無畏。一切智無所畏、漏盡無所畏、說障道無所畏、盡苦道無所畏なり。卽ち大衆の中に於て我は一切智人なり、我は一切煩惱を斷ぜりと說くに少しも怖心なきなり。又障道の法を說き、盡苦の道を說くに少しも怖心なきをいふ。倶舍論廿七、十八不共法參照。
【一二】四無礙解。敎法に滯るなく、その義理に通達し、諸方の言辭に通達す。この法・義・辭に於て無礙なる智を以て衆生の爲に樂說することと無礙なるをいふ。倶舍論廿七、十八不共法參照。
【一三】四法句。明かならず。
【一四】無諍・願智。諍とは煩惱の異名、他人が己の勝れたるを見て煩惱を起す故に、智を引發して他有情をして己を緣じて貪瞋等を生ぜざらしめ、以て諸有情類の煩惱の諍を息めしむる妙智ある故に無諍の願智といふ。
【一五】邊際定。前註（三八の二五）參照。
【一六】空・無相・無願。三三昧といひ、諸法は因緣生にして我なく我所なしと觀ずるを空三昧、涅槃の無相を緣ずるは

て、諸苾芻の爲に廣く學處を制したまひぬれば、時に鄔波離は悉く皆具さに說けるに、諸の阿羅漢は旣にして結集し已れり、「此を波羅市迦法と名く、此を僧伽伐尸沙法と名く、此を二不定法・三十捨墮法・九十波逸底迦法・四波羅底提舍尼法・衆多學法・七滅諍法と名く。此は是れ初制、此は是れ隨制、此は是れ定制、此は是れ隨聽なり。[7]是の如くに出家し、是の如くに近圓を受け、是の如きは單白・白二・白四羯磨なり、是の如きは應に度すべく、是の如きは應に度すべからず。是の如くに褒灑陀を作し、是の如くに安居を作し、是の如くに隨意及以諸事……乃至、雜事を作し、此は是れ [8]尼陀那・目得迦……等なり」と。旣にして毘奈耶を結集し已るに、具壽鄔波離は高座より下れり。時に迦攝波は是の如きの念を作さく、「後世の人にして少智鈍根なるは、文に依りて而し解せんに深義に達せざれば、我今宜しく自ら [9]摩窒里迦を說くべし、經律の義をして失はざらしめんと欲しての故に」。是念を作し已るに便ち白二羯磨を作して衆に白して知らしめ、衆旣にして許し已るに卽ち高座に昇り、諸苾芻に告げて曰はく、「摩窒里迦は我今自ら說いて所了の義に於て皆明顯ならしめん。所謂、[10]四念處・四正勤・四神足・五根・五力・七菩提分・八聖道分・[11]四無畏・[12]四無礙解・[13]四沙門果・四法句・[14]無諍・願智及び [15]邊際定・[16]空・無相・無願・[17]雜修諸定・[18]正入現觀及び [19]世俗智・[20]苦摩他・毘鉢舍那の法集・法蘊なり、是の如きを總して摩窒里迦と名く」。是語を說き已るに諸阿羅漢は俱に邊際定に入り、次第に觀じ已るに還定より起ちぬ……前に廣く說けるが如し……是故に當に知るべし、此は是れ蘇怛羅なり、此は是れ毘奈耶なり、此は是れ阿毘達磨なり、是れ佛の眞敎なり」と。時に地上の藥叉は咸く大聲を發して是の如きの說を作さく、「仁等應に知るべし、聖者大迦攝波は上首と爲りて五百阿羅漢と共に如來の三藏聖教を集めぬ、是因緣に由り天衆增盛して阿蘇羅は減少せん」。居空藥叉は是說を聞き已るに亦大聲を發しければ、四大王衆・三十三天・夜摩・覩史多・樂變化・他化自在・梵衆・梵輔・大梵・少光・無量光・極光・淨・少淨・無量淨・遍淨・無雲・福生・廣果・無煩・無熱・善現・善見天等に徹

【七】以下は犍度の結集を示す。犍度の名は律部十九の解題（六頁第三段）、律部二十二、註（一二の三六）參照。智度論（大正25,69c,13）はこゝに十誦律の組織に依りて二百五十戒義三部七法八法比丘尼毘尼增一憂波利問雜部善部如是等八十部作毘尼藏と記せるは大に注意すべきなり。

【八】尼陀那・目得迦。律部二十二、註（一二の三八・三九）參照。

【九】摩窒里迦。前註の目得迦及び律部二十二、出家事の註（六）母論（mātṛkā）と原語を同じくするも、律の母論又は目得迦とは內容を異にし、廣く經律の義理を問答決擇する阿毘達磨（abhidharma）の義なり。本律三十八卷の註（三）母綽參照。智度論にては再び阿難が阿毘曇藏を結集せりとせり。しかし文勢より察するに律の母論の如きなり。その八犍度阿毘曇、六分阿毘曇等は阿輸迦王以後の集成なるを記せり。智度論第二（大正25,70a,6）以下參照。

卷の第四十

[一]第八門の第十子、頌に攝するの六、五百の餘及び七百結集事を(明す)

[二]爾の時迦攝波は鄔波離に告げて曰はく、「世尊は何處にかて[三]第一學處を制したまへりや」。鄔波離は淸徹せる音を以て答へて曰はく、「世尊は婆羅痆斯に於て」。「此れ誰が爲に說きたまへる」。「卽ち五苾芻なり」。「其事云何ぞや」。謂はく、「齊整に[四]裙を著し、太高ならず、太下ならざらんと、應に當に學すべし」。是語を說き已るに、諸の阿羅漢は倶に[五]邊際定に入りしも、願力を以ての故に世間を觀察して還定より起ちぬ。爾の時摩訶迦攝波は是の如きの念を作さく、「我已に世尊所說の最初學處を結集せり、同梵行處に於て違逆あるなく、亦訶厭するなし。是故に當に知るべし、此の毘奈耶は是れ佛の所說なるを」。復鄔波離に告ぐらく、「世尊は何處にて第二學處を說きたまへりや」。時に鄔波離は淸徹せる音を以て答へて曰はく、「婆羅痆斯に於て」。「此れ誰が爲に說きたるへる。」「卽ち五苾芻なり」。「其事云何ぞや」。謂はく、「齊整に三衣を披んと、應に當に學すべし」。是語を說き已るに、諸の阿羅漢は倶に邊際定に入りしも、願力を以ての故に世間を觀察して還定より起ちぬ。時に迦攝波は是の如きの念を作さく、「我已に世尊の第二學處を結集せり…… 廣く上に說けるが如し……」。復鄔波離に告ぐらく、「世尊は何處にて第三學處を說きたまへりや」。鄔波離は淸徹せる音を以て答へて曰はく、[六]「羯蘭鐸迦村に於て」。「此れ誰が爲に說きたまへる」。「卽ち羯蘭鐸迦子蘇陣那苾芻なり」。「其事云何ぞや」。謂はく、「若し苾芻にして禁戒を受けつゝ餘苾芻に於て…… 乃至、畜生と(共に)婬欲を行ぜんには波羅市迦罪を得ん、亦同住するを得ざれ」。是語を說き已るに、諸の阿羅漢は倶に邊際定に入りしも、願力を以ての故に世間を觀察して還定より起ちぬ。時に迦攝波は是の如きの念を作さく、「我已に……結集せり……廣く說けること前の如し……」。自餘の學處は世尊が或は王宮・聚落に於

【一】本文に第八門第十子、攝頌之六五百之餘及七百結集事とあり。三本・宮本に攝頌之餘次說五百及七百…とあるも今改めず。

【二】毘奈耶結集(承前)。

【三】第一學處。最初の制戒を內衣看法の小々戒にありとし、婬戒を以て第三學處とせるは注意すべきなり。

【四】裙。泥婆珊(nivāsana)の譯、涅槃僧又は泥洹僧とも音寫し、裙、下衣、內衣とも譯す。律部二十一、註(五〇の一四)參照。

【五】邊際定。本律三十八卷の註(二一五)參照。

【六】羯蘭鐸迦村。律部十九註(一の四五)參照。

し六處・十八界と相應せるは即ち處界品を以てして建立を爲し、若し緣起聖諦と相應せるは即ち緣起と名けて而し建立を爲し、若し聲聞所說なるには聲聞品處に於てして建立を爲し、若し是れ佛所說なるには、佛品處に於てして建立を爲し、若し念處・正勤・神足・根・力・覺・道分と相應せるは聖道品處に於てして建立を爲し、若し經と伽他と相應せるは此即ち名けて[四四]相應阿笈摩（舊に雜と云へるは義を取れるなり）と爲せり。若し經長くして長說せる者、此を即ち名けて[四五]長阿笈摩と爲し、若し經中にして中說せる者、此を即ち名けて[四六]中阿笈摩と爲し、若し經にして一句事二句事乃至十句事を說ける者、此を即ち名けて[四七]増一阿笈摩と爲せり。爾の時大迦攝波は阿難陀に告げて曰はく、「唯爾許の阿笈摩經ありて更に餘者なきなり」と、是說を作し已るに便ち高座を下りぬ。爾の時具壽迦攝波は大衆に告げて曰はく、「汝等應に知るべし、世尊所說の蘇怛羅は已に共に結集せり。其の毘奈耶は次に當に結集すべし」。是語を聞き已るに咸言はく、「善い哉」。時に衆中に唯具壽鄔波離あり、毘奈耶の緣起に於て極善に解了せりければ、迦攝波は便ち高座に昇り大衆に告げて曰はく、「汝等應に知るべし、具壽鄔波離は毘奈耶に於て悉く皆明了しぬれば、世尊は持律中に於て最も第一たりと記說したまへり。是故に我ら毘奈耶を結集せんことを請ぜんとす」。大衆言はく、「善し」。爾の時迦攝波は鄔波離に告げて曰はく、「具壽、汝頗し簡擇して如來所說の毘奈耶を結集するを能くするや不や」。答へて言はく、「能くす」。尊者即ち便ち白を作さく、「大德僧伽聽きたまへ、此の具壽鄔波離は爲に簡擇して如來所說の毘奈耶を結集するを能くせり。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今具壽鄔波離を差して爲に簡擇して如來所說の毘奈耶を結集せんと欲するを。白することと是の如し」。次いで羯磨を作さく、「…… 白に准して成ずべし……」。時に具壽迦攝波は羯磨を作し已りて座よりして下るに、鄔波離は即ち師子座に昇りぬ。[四八]

【四四】 相應阿笈摩 saṃyutta nikāya(相應尼柯耶)即ち雜阿含なり。善見律(大正24,677下,23)に阿含とあるは、原語 āgama に非ずして nikāya(samanta-p.27,1)なり。尼柯耶は容受聚集(samūhanivāsi)の義なり。āgama は法歸、無比法と譯され、萬法此に來現して漏るるなき無類の妙法なる意なれば nikāya と同じからず。今、相應阿笈摩と義淨は譯せる故に梵本恐らくは Saṃyuktāgama なりしなるべし。而して此の相應阿笈摩の組織を蘊品・處界品・緣起品・聲聞品・佛品・聖道品・伽陀品とせるは現存漢譯雜阿含の組織と相違せるを注意すべきなり。國譯一切經阿含部三(椎尾博士譯)第四十五卷の註(二)參照。

【四五】 長阿笈摩(Dīrghāgamā)

【四六】 中阿笈摩(Madhyamāgama)。

【四七】 増一阿笈摩(Okottarikāgama)。

【四八】 此下、聖本には光明皇后の願文あり。

たまへりや」。謂はく、「五苾芻なり」。「所說云何」。答へて言はく、「是の如きの說を作したまへり、「是の如く我聞きぬ、一時佛、婆羅痆斯施鹿林中に在して五苾芻に告げて曰はく、「汝等苾芻、當に知るべし、色は是れ我ならじ。若し是れ我ならんには色は應に病み及び苦惱を受くべからじ。我は是の如きの色を欲し、我は是の如きの色を欲せざるにも、既にして是の如くに情の欲する所に隨はざるなり。是故に當に知るべし、色は是れ我ならざるを。受・想・行・識も亦復是の如し……廣說せること前の如し……。佛、五苾芻に告げて曰はく、「汝が意に於て云何。色は是れ常なりとやせん、是れ無常なりとやせん」。白して言さく、「大德、色は是れ無常なり」。佛言はく、「色既にして無常ならんに卽ち是れ其れ苦、或は[四二]苦苦・壞苦・行苦なり。[四三]然り我が聲聞多聞弟子は我有りと執するなりや不や、色は卽ち是れ我なりや、我(所)は諸色に有りや、色は我(所)に屬するなりや、我(所)は色中に在りや不や」。「爾らじ、世尊」。「是の如く汝等應に知るべし、受想行識の常と無常とも亦復是の如し。凡そ所有色、若しは過去・未來・現在・內外・麁細、若しは勝若しは劣、若しは遠、若しは近は悉く皆我なきなり。汝等苾芻、應に正智を以て而し善く是の如きの所有受・想・行・識を觀察すべく、過去・未來・現在も悉く應に前の如く正智もて觀察すべし。若し我が聲聞聖弟子衆にして此の五取蘊を觀じて我及以我所あることなきを知り、是の如く觀じ已りて卽ち世間に能取・所取なく亦轉變にも非じと知り、但自らに由りて悟りて而し涅槃を證すらく、我生は已に盡き梵行已に立し所作已に辦じて後有を受けじと」。此法を說きたまひし時、五苾芻等は諸の煩惱に於て心に解脫を得たりき」」。爾の時諸阿羅漢は咸く是念を作さく、「我已に世尊所說の第三蘇怛羅を結集し、同梵行に於ても違逆あることなく、亦訶厭するなし。是故に當に知るべし、此の蘇怛羅は是れ佛の眞敎なるを」。復此言を作さく、「自餘の經法は、世尊が或は王宮・聚落・城邑處に於て說きたまへること、此阿難陀は今皆演說せり」。諸の阿羅漢は同じく結集を爲して、但是れ五蘊相應せるは卽ち蘊品を以てして建立を爲し、若

【四二】苦々・壞苦・行苦。飢餓疾病風雨等の苦緣より生ずる苦、樂相壞するより生ずる苦、一切法の遷流無常より生ずる苦なり。

【四三】本文に然我聲聞多聞弟子執有我不色即是我我有諸色色屬於我我在色中不、不爾世尊、如是汝等應知受想行識常與無常亦復如是とあり。今こゝに我の下に(所)を補へり。二十種有身見は五取蘊を緣じて我、我所ありと計するなり。而して執有我不を總句と見、色即是我を我見とし、我有諸色以下の三句を我所見と見たればなり。律部十九、註(一一八の一〇)參照。

爾の時諸阿羅漢は倶に第四靜慮に入りしに、願力を以ての故に世間を觀察して各定より起ち、具壽阿難陀に告げて曰はく、「汝、法の爲に來れりや」。答へて言はく、「大德、我れ法の爲に來れり。仁等も亦法の爲に來れりや」。答へて曰はく、「是の如し」。爾の時摩訶迦攝波は是念を作さく、「我已に世尊最初說の經典を結集し、同梵行處に於て違逆あることなく、亦訶厭するなし。是故に當に知るべし、此經は是れ佛の眞敎なるを」。復阿難陀に告ぐらく、「世尊は復何處に於て第二經を說きたまへりや」。時に阿難陀は淸徹の音を以て答へて言はく、「世尊は亦婆羅痆斯に於て」。「誰が爲に說きたまへりや」。「五苾芻の爲に」。「所說云何」。答へて言はく、『是の如きの說を作したまへり、「汝等苾芻、當に知るべし、四聖諦あるを。云何をか四と爲す、所謂、苦集滅道聖諦なり。云何が苦聖諦なる。謂はく、生苦・病苦・老苦・死苦・愛別離苦・怨憎會苦・求不得苦、若し略說せんには謂はく五趣蘊苦なり、是を名けて苦と爲す。云何が苦集聖諦なる。謂はく、喜愛倶行して隨處に染を生ず、是を名けて集と爲す。云何が苦滅聖諦なる。謂はく、此喜愛倶行して隨處に染を生じ、更に後有を受くる、是の如き等に於て悉く皆除滅し棄捨し變吐して染愛倶に盡きて妙涅槃を證す、是を苦滅と名く。云何が[四〇]趣滅道聖諦なる。謂はく、八正道、正見・正思・正語・正業・正命・正勤・正念・正定なり、是を趣滅道聖諦と名く。此法を說きたまへる時具壽阿若憍陳如は諸の煩惱に於て[四一]心に解脫を得、餘の四苾芻は諸塵垢を離れて法眼淨を得たりき」。時に具壽阿若憍陳如は具壽大迦攝波に告げて曰はく、「是の如き等の法は我れ佛所に於て親しく自ら聽聞せり、我れ法を聞き已るに諸煩惱に於て心に解脫を得、餘の四苾芻は諸塵垢を離れて法眼淨を得たり」。(爾の時摩訶迦攝波は是念を作さく)、「我已に世尊の第二所說の經敎を結集し、同梵行處に違逆あることなく、亦訶厭するなし。是故に當に知るべし、此經は是れ佛の眞敎なるを」。復阿難陀に告ぐらく、「世尊は何處に在りて第三經を說きたまへりや」。時に阿難陀は淸徹の音を以て答へて曰はく、「世尊は亦婆羅痆斯に於て」。「誰が爲に說き

【四〇】趣滅道聖諦。滅なる涅槃に趣向すべき道法なり。
【四一】先に憍陳如が法眼淨(vimala dhamma cakkhu)を得たるは預流果に上れるなり。今心に解脫を得たりとは煩惱滅盡して阿羅漢果を得たるを示す。

時に阿難陀は大師の名を說くを聞いて心に戀慕を生じ、遂に便ち首を廻らして涅槃處を望み、虔誠に合掌し普遍の音を以て是の如きの語を作さく、『是の如く我聞きぬ、一時薄伽梵、婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在しき。爾の時世尊は五苾芻に告げて曰はく、「此は苦聖諦なり、所聞の法に於て如理作意せんに、能く眼・智・明・覺を生ぜん……此中廣く說けること上の[三八]三轉法輪經の如し……」と』。時に具壽阿若憍陳如は大迦攝波に告げて曰はく、「此微妙の法は親しく佛より聞けり、世尊は慈悲もて我が爲に宣說したまへり。是經の力に由り能く我等をして無邊の血涙の大海を枯渴し骨山を超越せしめ、惡趣無間の門を關閉して善く天宮解脫の路を開きたまへり。此の微妙甚深の經を說きたまひし時、我旣にして聞き已るに一切法に於て諸の塵垢を離れて法眼淨を得、八萬の諸天は皆利益を蒙れり」。是語を說ける時虛空中に於ける所有諸天及び未離欲の諸苾芻等は、情に苦痛を生じて千箭もて心を射たるが如く、悲啼號叫して咸く是語を作さく、「苦なる哉、苦なる哉」。而し頌を說いて曰はく、

「禍なる哉此の世間　無常にして簡別せず　斯の珍寶藏を壞し　功德海を枯渴せんとは。　我親しく佛所に於て　此の解脫の法を聞けるに　今乃ち他處に於て　如來の言を傳へ說かんとは」。

又諸大衆は經を說くを聞ける時咸是語を作せり、「苦なる哉、禍なる哉、[三九]無常力の大にして簡別あることなく、能く是の如きの世間の眼目を壞せるとは」。時に憍陳如は卽ち本座を離れて蹲踞して住せるに、時に諸羅漢は是事を見已りて咸く敬心を起し、皆本座を離れて蹲踞して住し是の如きの語を作さく、「苦なる哉、禍なる哉、無常力の大なることよ、如何が我等は世尊所に於て親しく自ら法を聞けるに、今者傳へ聞くなる」。而し偈を說いて言はく、

「天人龍神の尊は已に謝したまひぬ　我等何に因りてか寂に歸せざる　一切智なからんに世間は空たり　誰か復斯活を將つて勝と爲ん」。

【三八】三轉法輪經。律部二十五、註（一九の一）及び本文參照。如來最初說を轉法輪經とすることは十誦・有部・智度論にして他は梵動經を最初とし五分律の如きは增一經を先とせり。

【三九】無常力。こゝに無常力の大なるを說くは、智度論（大正25,69b,18）に說けるに相應せり。

んと欲するを。白すること是の如し」。次いで羯磨を作さく、「大德僧伽聽きたまへ、此の具壽阿難陀は爲に簡擇して如來所說の經法を結集するを能くせり。僧伽は今具壽阿難陀を差して爲に簡擇して如來所說の經法を結集せんと欲す。若し諸具壽にして阿難陀が、爲に簡擇して如來所說の經法を結集せんと欲するを聽さんには默然したまへ。若し許さゞらんには說きたまへ。僧伽は已に具壽阿難陀が、爲に簡擇して如來所說の經法を結集せんと欲するを與し竟んぬ。僧伽は已に聽許したまへり、其默然するに由りての故に。我今是の如く持つ」。時に具壽阿難陀は既にして法を說かんと欲せるに、五百の阿羅漢は各々皆僧伽胝衣を以て其座上に敷けり。時に阿難陀は四邊に顧望して諸の有情に於て悲愍心を發し、正法中に於て極めて尊重を生じ、梵行者に於て敬仰心を起し、高座を右遶して低頭して敬を申べ、上座前に於て法に依りて禮を致し、無常想を作して手を以て座を按へて正身に端坐せり。次いで審に觀察して諸の聖衆の、猶し甚深にして湛然たる大海の如くなるを見て便ち是念を作さく、「我れ佛所に於て親しく是の經を聞けり、或は傳へ說き、或は龍宮にて說き、或は天上にて說きたまへるあり、悉く皆受持して而し忘失せざれば、我今應に說くべし」。時に諸天衆は互に相謂ひて曰はく、「仁等當に知るべし、聖者阿難陀は將に如來所說の經法を宣暢せんと欲せり、當に一心に聽くべし」。時に天子あり、伽他を說いて曰はく、

「若し能く妙法を建てんに　三千界を饒益せん　聖者は法に畏なきこと　猶し師子の吼ゆるが如くなり。　仁等應に至誠に　微妙の法を說くを聽くべし　安樂を欲せん所の者は　此の眞實義を知らん」。

爾の時尊者迦攝波は頌を以て阿難陀に告げて曰はく、

「具壽、今當に佛語を宣ぶべし　一切法中最も上と爲す　凡そ是れ大師所說の法は　咸能く衆生を利益せん」。

にして離欲を得たりとやせん、我今宜しく相應定に入りて其心を觀察すべし」。即ち便ち入定して尊者の心是れ有學の離欲なるを見ぬ。見已るに定を出でゝ尊者所に詣り、立ちて一面に在りて伽他を說いて曰はく、

「可しく樹下幽閑處に依りて　一心に當に涅槃の宮を念ずべし　師今謹愼して務めて勤修せんに
久しからずして必らず圓寂の路に歸せん」。

是時尊者は彼童子が要義を說けるを見已りて、即ち晝日に於て或は坐し或は行きて諸の障法に於て其心を鍊磨し、初夜時に於ても或は行き或は坐して亦復堅心に障法を淨除し、即ち中夜に於て足を洗ひて房に入り、右脇に而し臥して兩足相重ね、光明想を作して正念に想を起して如是作意せるに、頭未だ枕に至らざるに諸漏を斷盡して心に解脫を得、阿羅漢果を證して解脫の樂を受けぬ。即ち王舍城に詣りて大衆所に至りしに、「衆は果を得たるを知りて咸く皆讚歎すらく、「是れ大丈夫たり」と。是時大迦攝波は五百阿羅漢と與に畢鉢羅巖所に至り、既にして集會し已るに大衆に告げて曰はく、「汝等應に知るべし、當來の世に於て諸苾芻にして鈍根散亂なるあり、若し攝頌なきには經律論に於て讀誦し及以受持する能はざらん。是故に我等宜しく食前に於て先に攝略せる伽他事相應者を集め、食後に可しく經律及び論を集むべし」。時に諸苾芻は是語を聞き已るに尊者に白して言さく、「今可しく先に伽他を集むべし」。既にして食後に至り白して言さく、「先に何者を集むべき」。尊者告げて曰はく、「宜しく先に經を集むべし」。時に五百阿羅漢は各共に同じく大迦攝波に師子座に昇らんことを請じ、尊者は座に登るに阿難陀に告げて曰はく、「具壽、頗し簡擇して如來所說の經を結集するを能くするや不や」。答へて曰はく、「能くす」。尊者は即ち便ち白を作さく、「大德僧伽聽きたまへ、此の具壽阿難陀は爲に簡擇して如來所說の經法を結集するを能くせり。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今具壽阿難陀を差して爲に簡擇して如來所說の經法を結集せ

波に其八事惡作罪を詰められ已るに、四面に觀察して情懷悲歎して是の如きの語を作さく、「嗚呼苦しい哉、如何が我今一に此に至れる。新に如來に離れまつりて依なく怙なく、大光明を失して何所にか告げんと欲すべき」。尊者迦攝波が彼罪を詰めし時、空中の諸天は嗟歎の聲を作して互に相告げて曰はく、「大仙、當に知るべし、天衆增盛して阿蘇羅減ぜんを世尊の正法は必らず當に久住すべければ。此大聲聞は道、佛に隣びぬれば。其八事を以て彼尊者を詰めたるは、是大聲聞は德、佛に亞ぎたればなり。是故に我知んぬ、佛法滅せざるを」。時に阿難陀は復尊者に白して言さく、『大德、且らく止めよ、願はくは歡喜を施したまはんことを。我れ如法に說罪して敢へて更に爲さざれば。然り、佛世尊は涅槃時に臨みて是の如きの語を作したまへり、「阿難陀、我滅度の後は汝憂惱して悲啼し號哭すること勿れ、我今汝を以て大迦攝波に付せん」と。豈に復尊者は我が少過を見て而し容忍せざらんや、幸に歡喜を施して大師の敎を奉ぜんことを』。迦攝波曰はく、「汝悲啼すること勿れ、善法は汝に由りて而し增長するを得て損減を爲さゞれば。(但)我等必らず須らく如來の所有聖敎を結集すべければ、汝今可しく去りて玆なる聖衆を離るべし、應に汝と共に同じく結集を爲すべからざれば」。時に具壽阿尼盧陀は尊者迦攝汝に白して曰さく、「阿難陀なからんに我等は云何がしてか而し結集を爲すべき」。答へて曰はく、「此阿難陀は衆德を備へたりと雖然も猶ほ未だ欲染瞋癡を離れずして有學有事なれば、彼と與には同じく結集を爲すべからじ」。時に迦攝波は復阿難陀に告げて曰はく、「卽ち宜しく速に出づべし、所應作は當に自ら策勤すべし、阿羅漢果を得たらんには衆は汝と與に同じく結集を爲すべけん」。時に阿難陀は大師に離別して情に悲戀を懷き、復詰擯を被りて倍憂惱を加へつゝ、此よりして出でゝ增勝聚落[三七]に詣りて夏安居を作し、村中の童子を以てして侍者と爲せり。爾の時具壽阿難陀は此時中に於て極めて勤勇を加へ、常に四衆の爲に而し妙法を說けり。是時童子は是の如きの念を作さく、「我が鄔波駄耶は是れ學地にして離欲を得たりとやせん、是れ無學

【三七】增勝聚落。王舍城近くの聚落なるべきも明かならず僧祇律三十二卷には一聚落中に到るとありて名を出さず。但四分律(列六・五〇右一二)に阿難は毘舍離に住して得道するの記あり、五分律第三十の初にも同記あり、されば增勝とは廣嚴城卽ち毘舍離に非ざるなきか、後考を俟つ、

り、餘を小隨小と名く」と。說けるあり、「初より乃し二不定に至り、餘を小隨小と名く」と。說けるあり、「唯四他勝のみ、餘を小隨小と名く」と。時に諸苾芻は悉く皆知らざりき、何者を小隨小と爲すかを」。此中間に於て外道聞き已りて遂に其便を得て是の如きの語を作さく、「沙門喬答摩は大に限齊を爲せるに、身存するの日は聲聞弟子は教法全行せるも、其命終するに及び、火燒せる已後には教法隨うて滅し、所有禁戒も愛める者は卽ち留め、愛まざるは便ち捨てゝ多く奉行せじ」と。汝何ぞ未來衆生の爲に世尊に請問しまつらざりし。是に由りて追悔の罪を得べけん』。阿難陀答へて言さく、「大德、我に餘心なくして而し請問せざりしなり。但、爾の時如來に離背して大憂苦を生ぜるが爲なりしのみ」。報じて言はく、『此亦是れ過たり、汝親しく佛に侍しまつりつゝ、豈に諸行の無常を知らずして而し憂惱を生ずべけんや、斯れ大過を成ぜり。此は是れ第六過たり、可しく更に一籌を下すべし』。(7)「汝復過あり、俗衆中に於て諸女の前に於て佛の[三五]陰藏相を現ぜるは」。答へて言さく、「大德、我に餘心なく、諸女人の欲染熾盛にして熱惱に纏縛せられたる(者)の爲に、若し世尊の陰藏相を見んには欲染便ち息すればなり」。尊者告げて曰はく、「汝に他心慧眼なきに、寧ぞ女人にして佛の陰藏を見て欲染便ち息するを知らんや。此は是れ第七過たり、可しく更に一籌を下すべし」。(8)「汝復過あり、輙ち自ら佛の黃金色身を開いて諸女人に示し、彼れ佛身を見て卽ち便ち淚落して尊儀を霑汚せり、此は是れ汝が過たり」。阿難陀曰さく、『我れ無恥なりしには非ざりき。然く是念を作してなりき、諸の衆生ありて若し世尊の妙色身を見ん者は、皆是言を發せばなり、「願はくは我が身相も當に佛の如くなるを得べけんことを」と』。迦攝波曰はく、「汝に他心慧眼なきに、寧ぞ衆生の是の如きの願を發さんを知らんや。此則ち是れ汝が第八の過失たり、可しく更に一籌を下すべし」。[三六]「又復汝未だ欲を離れず、是身に於て離欲衆中に在らんこと是事不可なり、汝宜しく起ち去るべし、殊勝の聖衆は應に汝と共に結集を爲すべからざれば」。時に具壽阿難陀は既にして尊者大迦攝

【三五】陰藏相。律部十、註(三二の一四三)參照。

【三六】智度論第二(大正25, 68a, b)に於ては六突吉羅の第一として、「今淸淨衆中結二集經藏一、汝結未レ盡不レ應レ住レ此…汝更有レ罪…」の文を出せり。此示諸律に存せざるもの、『有部律』には相應文あるも突吉羅罪中に攝せず。

餘念なかりき。爾の時に當りて魔のために障蔽せられたればなり」。答へて曰はく、「此は是れ大過たり、寧ぞ佛世尊の[二七]塵習倶に盡きたまへるに近りつゝ、而し魔羅波卑のために而ち障蔽せらるゝことあるを得べけんや、此は是れ第二過たり、可しく一籌を下すべし」。(3)[二八]「汝復過あり、世尊在せし日、爲に譬喩を說きたまへるに、汝は佛前に對ひて其事を別說せり、此は是れ第三過たり、可しく一籌を下すべし」。(4)「汝復過あり、世尊曾て黃金色の洗裙を以て汝をして浣濯せしめたまひしに、汝は脚を以て蹋みて衣を捩れり、豈に是れ過に非ざらんや」。阿難陀曰さく、「更に餘人なかりければ足もて蹋める所以なり、是れ慢意には非ざりき」。尊者曰はく、「若し人なかりしならんには何ぞ上に擲げざりし。虛空諸天は自ら當に汝を助くべかりしに。是れ第四過たり、可しく更に一籌を下すべし」。(5)「汝復過あり、世尊が雙樹に趣いて涅槃せんと欲して渴の爲に水を須めたまひしに、汝は濁水を以て佛に奉れり、豈に是れ過に非ざらんや」。阿難陀曰さく、「我れ水を取りし時正に屬脚拘陀河には五百乘車の河を渡れるありて淸水の得べきなかりしなれば、我が咎には非じ」。報じて曰はく、「此は是れ汝が過なり、爾の時に當りて何ぞ仰鉢して空に向けざりし、諸天は自ら八功德水を注ぎて汝が鉢中に置れたらんに。此は是れ第五過たり、可しく更に一籌を下すべし」。(6)『汝復過あり、如し世尊は說きたまへり、「我れ苾芻をして半月半月に說かしめたる[二九]別解脫經の[三〇]所有小隨小戒は、我れ此中に於て放捨するあらんと欲す、苾芻僧伽をして安樂住を得せしめんが故に」と。汝既にして問はざりければ、未だ知らず、此中何者を名けて小隨小戒と爲したまふかを。今、問ふ處なし、此を如何せん。今且らく[三一]四波羅市迦法・十三僧伽伐尸沙法・二不定法・三十泥薩祇波逸底迦法・九十波逸底迦法・四波羅底提舍尼法・衆多學法、斯を除ける以外を小隨小戒と名くと說かんも、說いて云へるあり、[三二]「四他勝より乃し[三三]四對說法に至り、餘を小隨小戒と名く」と。說いて云へるあり、「四他勝より乃し[三四]九十墮罪に至り、餘を小隨小と名く」と。說けるあり、「初より乃し三十に至

【二七】塵習。煩惱と、その斷じ去れる後に殘れる餘薰即ち習氣となり。

【二八】此の第三過は諸律に記せず。本文に汝復有過、世尊在日爲說譬喩、汝對佛前別說其事、此是第三過可下一籌とあり。此にかゝる過を出せるは有部律と阿波陀那との關係の密接なるものあるを示すべし。

【二九】別解脫經。戒本なり。

【三〇】小隨小戒。雜碎戒、小々戒微細戒ともいふ、律部十四、註(三〇の三〇)參照。

【三一】四波羅市迦法等。戒本に含まるゝ七罪聚。

【三二】四他勝。他勝は波羅市迦の譯。婬盜殺妄の四重禁なり。

【三三】四對說法。對說は波羅底提舍尼の譯、此罪を犯せるものは僧衆の一々に對して悔過すべき故なり。

【三四】九十墮罪。墮とは波逸底迦の譯。

が「我れ僧伽に於て違犯なし」と云はんとも、云何が汝僧伽に於て愆犯なきを得ん。(1)汝は世尊が女人に許したまはざるを知りつゝ、性懷憍諂もて而し出家を求めぬ。佛の言曰したまへるが如くんば、「阿難陀、汝、女人の爲に出家及び近圓事を求請すること勿れ。何を以ての故に。若し女人をして我法中に於て出家を爲さしめんには、法久住せざること、好稻田の霜雹に損せられて竟に穀實なきが如くなり。是の如く阿難陀、若し女人をして出家を爲さしめんには法當に損減して久住するを得ざるべけん」と。汝が佛に度せんことを請ぜるは豈に過失に非ざらんや』。阿難陀曰さく『「大德、且らく止めよ、當に容恕せらるべし、我に餘念なくして女人を度せんことを請ぜるのみ。然り、大世主は是れ佛の姨母、摩耶夫人は佛を生みて七日便ち卽ち命終したまひぬれば、世主は親しく自ら乳養しまつれり。既にして深恩あり、豈に報ぜざるを得んや。又復我「過去の諸佛には皆四衆ありし」と聞きぬれば、佛に彼に同ぜんことを望みてなりき。一には彼厚恩に報ぜんが爲に、二には念を氏族に流げるが爲に、此が爲に佛に諸女人を度せんことを請ぜるなり、願はくは此過を容さんことを』。迦攝波告げて曰はく『「阿難陀、此れ報恩に非じ、便ち是れ正法身を滅壞するなるが故に佛田中に於て大霜雹を下し、正法の世に住すること千年に滿つべきを汝に由りて能く少許の存在たらしめたり。又「念を氏族に流ぐ」と云へるは、此も亦理に非じ。出家の人は永く親愛を捨つればなり。又「我れ過去の諸佛には皆四衆ありしと聞きぬれば、佛に彼に同ぜんことを望みてなり」と云へるは、曩昔時に於ては人皆少欲にして染瞋癡及び諸の煩惱に於て悉く皆微薄なりければ彼れ出家すべかりしも、今は則ち然らざれば世尊は許したまはざりしに、汝見に苦に求めて佛をして聽許せしめまつれり、是れ汝が初過たり、可しく一籌を下すべし』。(2)[三六]「又復過あり、阿難陀、且に如し人ありて四神足に於て若し多く修習せんに、世に住すること一劫或は一劫餘を住せんと欲するなるに、汝、佛所に於て衆生の爲に、佛世尊に世に住したまふこと一劫ならんを請ぜざりき」。白して言さく、「我に

【三六】本文に又復有過阿難陀且如有人於四神足若多修習欲住世一劫或一劫餘汝於佛所不爲衆生請佛世尊住世一劫…とあり。律部十、註(三二の一三九・一四〇)參照。

とすとも幸に預告を垂れたまはんことを」。時に迦攝波は默然して許へり。是時尊者は復是念を作さく、「[二二]前夏中に於て可しく房舍臥具を修營し、後夏時に至りて當に結集を爲すべし」。尊者卽ち便ち阿難陀の心を觀じて具壽阿尼盧陀に告げて曰はく、「汝今此世尊所讃の大衆の中に於て、誰か是れ學人にして染瞋癡あり、愛・取を具足して所作未だ辦ぜざる」。時に阿尼盧陀は第四定に入りて衆中を觀察せるに、唯具壽阿難陀のみ獨り學地に居し、煩惱に具縛せられて所作未だ辦ぜざるを見ぬ。觀已りて迦攝波に告げて曰はく、「尊者、應に知るべし、此大聲聞は悉く皆清淨にして諸の腐敗なく、唯貞實あり大福德を具して所作已に辦じぬれば、人天最上の供養を受くるに堪へたるも、唯阿難陀獨り學地に居し煩惱に具縛せられて所作未だ辦ぜじ」。時に迦攝波は卽ち便ち觀察すらく、「此阿難陀は是れ慰喩もて調伏するとやせん、呵責を須ゐて調伏するとやせん」。彼の乃し是れ呵責の言を以て方に調伏しうべきを見たりければ、卽ち衆中に於て阿難陀を喚ぶらく、「汝宜しく出で去るべし、今此の勝衆は應に爾と共に同じく結集を爲すべからざれば」。時に阿難陀は是語を聞き已るに、箭もて心を射たるが如く身を擧げて戰懼し、白して言さく、「大德迦攝波、且らく斯事を止めよ、幸に願はくは容恕せんことを。我れ破戒・破見・破威儀・破正命ならず、僧伽中に於ても亦違犯なきに、如何が今者忽ち爲に擯棄せらるゝぞや」。尊者報じて曰はく、『[二三]汝親しく佛に侍しまつりぬれば「何が戒・見・威儀・正命を破せん」と云はんとも、(是れ)何が希有を成ぜん。「僧伽に於て違犯なし」と云はんには、可しく起ちて[二四]籌を把るべし、我れ其過を出して汝をして自ら知らしめん』。時に阿難陀は卽ち座より起ちしに、起つるの時に當りて三千大千世界は三種に震動し……所謂、小震中震大震、小搖中搖大搖、小動中動大動なり……虛空中に於ける所有諸天は目を張り聲を出して是の如きの語を作さく、「嗚呼、大迦攝波は能くも是の如きの直言實語を得るなる、此阿難陀は近世尊を離れしに、卽ち是の如きを作して苦切の言を出して共に相呵責するとは」。時に迦攝波は阿難陀に告げて曰はく、『[二五]汝

【二二】前夏中。前安居中、卽ち後安居の日までとの意なれば一ケ月間を云ひ、安居三ケ月中の初の一月を房舍臥具修營に當せるなり。有部律行事に隨へば五月十六日より六月十五日までなり。

【二三】本文に汝親侍佛云何破見戒威儀正命者何成希有、云於僧伽無違犯者可起把籌我出其過令汝自知とあり。

【二四】籌。律部九、註(一二の六六・一三の五〇)參照。今は犯非犯について事を決擇するに用ふるなり。

【二五】阿難陀の八悔過。僧祇律七罪を出すに、有部の第三罪を除く時は順位内容共に能く符合せり。智度論の六突吉羅罪は諸律と異れり。律部十四、註(三〇の三一)參照。

に保愛すべし」と』。王曰はく、「尊者の教の如くせん。聖者、應に知るべし、若し佛世に在せるには我親しく供養しまつれるも、今既に涅槃したまひては何處にか敬を申ぶべき。仁は則ち是れ我が敬ふ所の世尊たり、何を以ての故に、如來の教法は並に皆委寄したまひたれば」。是語を作し已るに大臣に告げて曰はく、「尊者大迦攝波に四事もて供養して闕乏せしむるなかれ」。尊者言はく、「大王、當に知るべし、佛は此國に於て大菩提を證して法身成就したまへり。今、王處に於て法幢を建立し三藏を結集せんとして、苾芻大衆は路に在りて俱に來らんとす」。王言はく、「善い哉、我れ聖衆に於て但所須あるには悉く皆供給せん」。時に諸聖衆は久しからずして王舍大城に至らんとせりければ、王は（聖衆）至らんとせるを聞いて便ち諸臣遠近貴賤一切の人民に勅して城郭を嚴飾し街衢を掃灑し、妙華香・寶幢・幡蓋及び諸伎樂百千萬種を持せしめ、王及び后妃・太子・內宮・婇女・國內人民は皆悉く城を出でゝ諸聖衆を迎へぬ、既にして城に入り已り大衆坐し定まれるに、王は便ち敬を上座前に致し合掌長跪して大德迦攝波に白して言さく、「今日聖衆は皆此に來至して諸の衆生の爲に大饒益を作さんとしたまへり、一切の所須は我當に供給しまつるべけん。我今知らず、何の處所に於て爲に結集の會を敷設するに堪へたるかを」。時に尊者告げて言はく、「此城の竹林園中に於て結集を作さんには、諸處の僧來りて共に相喧擾すれば恐らくは妨廢するあらん、若し鷲峯山に向はんにも亦安靜ならじ、然り畢鉢羅巖下は爲に結集するに堪へたるも然も臥具なきなり」。王は語を聞き已りて深く歡喜を生じ、迦攝波に報じて曰はく、「若し彼處に於て結集せんこと定まらんには、諸有所須・臥具の類は我當に供給しまつるべし」。時に迦攝波は大衆に白して曰さく、「今此大王は諸聖衆の爲に、畢鉢羅巖結集の處に就りて、諸有所須は悉く皆祇待して乏くる所なからしむれば、仁等大衆、宜しく當に彼に赴くべし」。王は迦攝波に白して曰さく、「大覺世尊が入涅槃したまへる時は而し我に告げたまはざりき。唯願はくは尊者、世間に久住したまはんことを。設し將に圓寂せん

世尊在せし日親しく侍者と爲り、佛法藏に於て普く能く受持せるも果未だ圓備せじ、此れ如何がせん」。迦攝波曰はく、「若し是の如き者にして簡擇法を作さんに、恐らくは餘の學人は情に不忍を生ぜん。可しく方便を爲して應に[一九]慶喜を差して[二〇]行水人と作さんに、餘人は自ら去るべけん」。大衆言はく、「善し」。爾の時具壽大迦攝波は大衆前に對ひて阿難陀に告げて曰はく、「汝、衆の爲に行水人と作るを能くするや不や」。彼答へて言はく、「能くす」。時に迦攝波は卽ち[二一]白二羯磨を作して之を差すらく、「大德僧伽聽きたまへ、此の具壽阿難陀苾芻は比親しく佛に侍しぬれば所有法藏は普く能く受持せり、若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今苾芻阿難陀を差して衆僧に供給する行水人と作さんとす、白すること是の如し。大德僧伽聽きたまへ、此の具壽阿難陀苾芻は比親しく佛に侍しぬれば所有法藏は普く能く受持せり。僧伽は今阿難陀を差して衆の爲の行水(人)と(作さんとす)。若し諸具壽にして阿難陀を衆の爲の行水(人)と(作さんことを)聽さんには默然したまへ。若し許さゞらんには說きたまへ。僧伽は已に具壽阿難陀を差して衆の爲の行水(人)と(作し)竟んぬ。僧伽は已に聽許したまへり、其の默然に由りての故に。我今是の如くに持つ」。時に大迦攝波は阿難陀に告げて曰はく、「汝、大衆と與に人間に遊行して彼摩揭陀國に詣るべし、我は直路を取りて而し去れば」。時に阿難陀は衆と倶行して王舍城に詣りしに、迦攝波は前に在りて至れり。未生怨王は佛に於て深信せりければ、若し大象に乘じて遙に佛を見まつらん時は自ら地に墜ち、佛の威力に由りて身に傷損するなかりき。王は大象に乘じて遙に迦攝波を見たるに、如來を憶念して卽ち便ち自ら墜ちぬ。時に尊者は神力を以て扶持して損することあらしめず、告げて言はく、『大王、應に知るべし、如來大師は心常に定に在るも聲聞弟子は則ち是の如からじ。若し念を攝して觀察せざらんには、前事を知らざれば觀ずると觀ぜざるとあり。是故に我今王と共に制を立てん、「若し如來の聲聞弟子を見んに、王は象馬に乘じたらんには應に造次に自ら墜つべからず、身形、宜しく當

【一九】 慶喜。阿難陀(Ānanda)の譯なり。

【二〇】 行水人。大衆食時に淨水をめぐみほどこすなり。行水法については律部十一、註(三五の四二)參照。

【二一】 選ニ差阿難陀一作ニ行水人一白二羯磨。

是時具壽圓滿は牛主の遺身舍利を供養し已るに、其衣鉢を持して甚深の定に入り、室利沙宮より沒して拘尸那城雙林處に於て現じ、大迦攝波及び五百苾芻處に詣り、應に隨ひて敬し已るに其衣鉢を將つて上座前に置き、伽陀を說いて曰はく、

「彼れ聖主の圓寂に歸したまへるを聞き　所有福業もて亦隨ひ行けり　此は是れ衣鉢なり我れ持し來れり　唯願はくは僧伽、容恕せられんことを」。

是時尊者迦攝波は苾芻に告げて曰はく、「同梵行者、咸く皆善く聽け」とて、伽他を說いて曰はく、

「彼れ聖に隨ひて身をして已に滅せしめ　所餘の應供も多く涅槃せり　現在の和合衆、同心に廣く人天の爲に當に結集すべし」。

時に迦攝波は復大衆に令すらく、「志念堅固に、涅槃に入ること莫れ」とて、伽他を說いて曰はく、

「仁等、彼牛主の　室利沙宮にて圓寂に入れるに同ずる勿れ　應に造次に般涅槃すべからず　宜しく衆生利益事を作すべきなり」。

是時具壽大迦攝波は五百苾芻と共に制を立てゝ曰はく、「諸人當に知るべし、我が說く所を聽け。佛日既に沈みぬ、恐らくは法隨沒せん、今同聚して法藏を結集せんと欲す。彼の諸人衆は初め大師を喪ひて情に各憂惱せり、若し卽ち此に於て而し結集せんには、四方僧衆來りて相喧擾せん。心既にして安からさらんに、事成辦し難からん。然り佛世尊は摩揭陀國菩提樹下に在りて等正覺を成じたまひて法身已に謝しぬ、我等今應に彼に就りて結集すべし」。有が云はく、「大に善し」。有が云はく、「我等可しく菩提樹下に詣るべし」。時に大迦攝波は諸人に告げて曰はく、「摩揭陀國勝身の子、未生怨王は初めて信心を發し能く[一七]四事資身の具を以て大衆に供給して乏くるあることなからしむれば、我等宜しく應に彼に就りて結集すべし」。時に諸大衆は咸く皆「善し」と稱せり。復說いて言へるあり、「我等諸人は悉く皆阿羅漢果を證得せるも、唯阿難陀は獨り[一八]學地に居せり」。又「此の具壽は

【一七】四事資身の具。衣服・飲食・臥具・湯藥なり。

【一八】學地。律部十、註(三二の一一六・一一七)參照。

くは速に彼に赴き　共に世尊の教を結せんことを　是れ大事にして輕きに非ざれば　我を遣はして來りて相命ばしめぬ」。

是時具壽牛主は圓滿に告げて曰はく、「且らく命言を止めよ」。頌を以て報じて曰はく、

「無上明燈にして若し世に住したまはんに　我れ彼に往いて尊容を禮しまつらんを願はんも　今旣に緣盡きて涅槃に入りたまへり　何の智人ありてか能く彼に赴かん。　汝今我が[一五]三衣・鉢を持して　彼の大衆應供者に與へよ　我今入寂して更生ぜじ　唯願はくは聖、慈もて咸く忍恕せんことを」。

此語を說き已るに卽ち座より起ちて虛空に昇り、十八變を現じて種々の光を放ち、化火もて身を焚いて而し滅度を取りぬ。卽ち身內より四道の水流れ、第一水は伽他を說いて曰へり、

「我等衆生は福德盡きて　今時忽然として棄背に逢へり・世間の慧日已に暉を潛めぬれば　一切群迷に救者なけん」。

第二水は伽他を說いて曰へり、

「一切諸行は刹那に滅し　生より盡くるに至るまで皆苦に歸するに　但是れ凡夫虛妄に計せんのみ　作者・受者悉く皆無けん」。

第三水は伽他を說いて曰へり、

「智者は心常に放逸せざれ　諸の善法に於て速に修成せよ　容華年命も並に皆亡び　恒に無常のために呑食せらるれば」。

第四水は伽他を說いて曰へり、

[一六]「我今佛弟子に稽首しまつる　作すべき所の者は已に成辦せり　大師に敬順して圓寂に入らん　牛王の去るに小牛の隨ふが如くなり」。

【一五】智度論第二(大正25,69a,7)にも、下坐比丘持ニ衣鉢ー還僧とあり。

【一六】智度論第二(大正25,69a,5)に憍梵鉢提稽首禮、妙衆第一大德僧、聞佛滅度我隨去、如大象去象子隨の偈あり。

將に法に像似せる所有文句もて如來の眞正法を惑亂せんとするにはあらざらんや。衆多の同梵行者ありて讀誦禪思の勝業を棄廢し、樂みて世俗無益の語を談ぜるにはあらざらんや。又復心に疑惑猶豫の二途を懷けるありて、非法を法と說き、法を非法と說き、非律を律と說き、律を非律と說けるにはあらざらんや。諸苾芻にして慳貪垢のために擾亂せらるゝありて[一四]六種和敬の法に棄背し、客來及び同梵行者あるを見るも相愛念せざるにはあらざらんや。惡性苾芻ありて諸の信心の長者婆羅門等をして佛の正法に背きて外道に歸せしめたるにはあらざらんや。苾芻あり邪命を習行し、耕田賣買し、諂曲もて王に事へ、禍福を占相し、盡形に不淨財を貯畜せるにはあらざらんや。苾芻ありて杜多正行に於て不臥具を受くるに厭賤を生ぜるにはあらざらんや。實には沙門に非ざるに自ら沙門と言へるありて同梵行所に於て相惱亂せるにはあらざらんや。然く汝圓滿遠く此に來至して應に大德世尊の安隱無事なるを言ぶべきに、乃し「迦攝波を而し上首と爲して」と稱せるは、將た大悲世尊は諸含識を捨てゝ永く無餘大涅槃界に入りたまへるには非ざらんや。將た世間は船師を亡失して驚恐を生ぜるには非ざらんや。將た十力無畏にして無常鬼のために呑まれたまへるには非ざらんや。將た能く一切有情を覺まして開益を爲せる者にして睡りて覺めたまはざるには非ざらんや。將た佛日の光沈沒せるには非ざらんや。將た如來の滿月は阿修羅の怨のために而し爲に障蔽せられて光明を隱せるには非ざらんや。將た三千世界最尊大師勝如意樹の、菩提分華以て莊嚴と爲し、四聲聞果の香美愛すべきが、無常狂象のために而し摧折せられたまひたるには非ざらんや。將た如來の智燈にして無明の風のために吹いて滅せしめられたまひたるには非ざらんや」。

爾の時具壽圓滿は是語を聞き已るに伽他を說いて曰はく、

「聲聞衆已に集まりて　智慧皆猛利なり　法をして久住せしめんが故に　唯尊者を待てり。　佛の法船已に沒し　智慧の山亦隤えぬ　大師殊勝の衆も　普く眞寂に歸せんと欲せり。　唯願は

【一四】六種和敬法。身業（禮拜等）、口業（讚詠讀誦）、意業（信心等）、戒（戒法）、見（常無常・空不空等の正見）、利（衣食等）を同じくして和敬するをいふ

る、豈に如來の甚深の妙法をして灰燼を成ぜしめんとするならんや」と。咸く皆報じ知らしむらく、「可しく共に結集すべし、斯れ大事たり」と』。衆皆言はく、「善い哉、我等隨ひ作さん」。時に迦攝波は僧伽に白して曰さく、「[10]此衆中に於て誰をか最小と爲す」。報じて曰はく、「具壽圓滿なり」。時に大迦攝波告げて言はく、「圓滿、汝、犍稚を鳴らして僧伽をして盡集せしめよ」。圓滿聞き已るに便ち靜處に於て第四禪に入り、其定力に隨うて繫念思察し、既にして觀察し已り定よりして起ちて卽ち犍稚を鳴らせるに、當に四百九十九の大阿羅漢ありて諸方より來りて此に雲集し座に就いて坐せり。尊者大迦攝波は白して言さく、「諸具壽、苾芻僧伽は悉く來集せりや未だしや、好く審に是れ誰が未だ集まらざるかを觀察せよ」。時に諸苾芻は咸遍く觀察して大迦攝波に報じて言はく、「諸方の苾芻は悉く皆來集せるも、唯[11]具壽牛主のみ今未だ來至せじ」。時に牛主苾芻は[12]尸利沙宮に在りて閑靜に而し住せりければ、大迦攝波は圓滿に告げて曰はく、「汝今可しく具壽牛主の所居の處に詣り、是の如きの語を作して牛主に告げて言へ、『苾芻僧伽は大迦攝波を而し上首と爲して尊者に告げしむ、「病なきを得たりや不や。僧伽に事あれば宜しく速に來るべし」と』。圓滿聞き已るに甚深の定に入り、其定力を以て拘尸那城より沒して尸利沙宮に出で、尊者の前に詣り雙足を頂禮して尊者に白して言さく、『苾芻僧伽は大迦攝波を而し上首と爲して「病なきや」を願言して是の如きの語を作せり、「僧伽に事あれば宜しく當に速に來るべし」と』。尊者は諸欲を離れたりと雖仍ほ愛戀の習氣ありければ、圓滿に告げて曰はく、「[13]善來、具壽、將た大師釋迦牟尼如來は化緣ありて他界に向ひたまへるが爲には非ざらんや。諸僧伽に諍事ありたるが爲なりや。是れ如來所轉の無上法輪に諸の外道等は誹謗を生じたるが爲なりや。又外道等が徒黨を聚結して我が如來聲聞弟子に於て留難を爲せるには非ざらんや。如來の諸弟子等に煩惱增盛せるありて相輕賤せるにはあらざらんや。沙門婆羅門ありて佛の敎に違背せるにはあらざらんや。諸の愚夫の將に僧を破せんとするには非ざらんや。惡見の人ありて

681b, 15)に出でたり。

【九】五百結集事。

【一〇】具壽圓滿比丘。智度論二(大正25,68b,23)下座比丘とし、僧祇律には梨波提長老とせり。

【一一】具壽牛主。尊者憍梵波提(Gavampati)なり。律部十註(三二の一一〇)參照。

【一二】尸利沙宮(Serisaka)。律部十、註(三二の一〇九)參照。

【一三】智度論第二(大正25,689,5)に語是比丘言、僧將無鬪諍事喚我來耶、無有破僧者不、佛日滅度耶…とあるに相應せしめうべし。

塔を起して供養せり。摩納婆あり[四]畢鉢羅と名けたるが亦衆中に在りしに、諸人に告げて曰はく、「釋迦如來は恩普からざるなし。仁が聚落に於て而し般涅槃したまへり、世尊の舍利は我が有分に非ざりしも、其餘の[五]炭爐は幸に願はくは我に與へんことを、畢鉢羅處に於て塔を起して供養しまつれば」。時に[六]贍部洲に世尊の舍利乃し八塔あり；第九は瓶塔、第十は炭塔なり。如來の舍利は總べて一碩六斗ありしを分ちて八分と爲し、七分は贍部洲に在り、其第四分阿羅摩處所得の者は龍宮に在りて供養せり。又佛に四牙舍利あり、一は天帝釋處に在り、一は健陀羅國に在り、一は羯陵伽國に在り、一は[七]阿羅摩邑海龍王宮に在り、各塔を起して供養しまつれり。時に[八]波吒釐邑無憂王は便ち七塔を開いて其舍利を取り、贍部洲に於て廣く靈塔八萬四千を興して周遍して供養せりければ、塔の威德に由りて世間を莊嚴し、天龍藥叉諸人神等も咸く皆恭敬尊重して供養し、能く正法をして光顯して滅せざらしめ、願求する所あるには意を遂げざるなかりき。（已下は王舍城五百結集事を序ぶ）

[九]爾の時釋迦如來は釋種に生在し、摩揭陀國に於て等正覺を成じ、婆羅痆斯にて妙法輪を轉じ、拘尸那城壯士生地にて而し滅度を取りたまへり。尊者舍利子は大苾芻衆八萬人と與に同じく涅槃に入り、尊者大目連は七萬苾芻と與に亦涅槃に入り、世尊は一萬八千苾芻と與に亦般涅槃したまへり。時に多劫長壽諸天あり、佛涅槃したまへるを見て情に悲感を懷き、又諸聖悉く皆滅度せるを見て遂に譏議を生ぜるらく、「世尊所說の蘇怛羅・毘奈耶・摩窒里迦の正眞法藏は皆結集せず、豈に正教をして灰燼を成ぜしめんとするならんや」。時に大迦攝波は彼天意を知りて諸苾芻に告ぐらく、「汝等當に知るべし、具壽舍利子・具壽大目連は各衆多大苾芻衆と與に、佛の大涅槃に入りたまふを見るに忍びず、並に悉く前に於て已に圓寂に歸せり。而も今世尊は復一萬八千苾芻と與に同じく般涅槃したまひぬれば、然く無量劫長壽諸天ありて皆歎惜を起し、復譏議を生ぜり、「何ぞ三藏聖教を結集せさ

【四】畢鉢羅。十誦律（張七・二三左九）に必波羅延那婆羅門居士とせり。巴利涅槃經には遊行經と同じく pippalivaniyā moriyā とせり。

【五】炭爐。三本・宮本に灰爐とあるも、今改めず。十誦律にも燒佛處炭又は炭塔とあり。

【六】贍部洲十塔。前の八塔と Kumbha-thūpa（瓶塔）と aṅgāra-thūpa（炭塔）となり。

【七】阿羅摩邑海龍王宮。舍利八分中の第四分阿羅摩處とは、罽賓國に接する雪山邊の邑にあらざるか。善見律（大正 24.685a,10）に阿羅婆樓池中に阿羅婆樓龍（Arāmav..la）あるを記せり。而して阿育王因緣（椎尾博士國譯、阿含部、三、一一八八頁一〇行）に王は七佛塔中の舍利を取りて羅摩林中に至る…羅摩羅村中、所有の諸佛塔は龍王の奉事し守護し…諸龍壞を開いて與ふの記あり、本律にも次に無憂王は七塔を開いて其舍利を取るとあるは、此等經作の間に關連する所あるを思はしむ。以下の四牙舍利の記は巴利涅槃經（107, 24）に同ず。

【八】波吒釐邑無憂王（pāṭaliputra-nagara Aśoka rāja）。王が八萬四千寺塔を起せること、善見律第一卷（大正 24,

卷の第三十九

[一]第八門の第十子、頌に攝するの餘の(五)、涅槃(事)を説き、次に五百結集事を明す

時に婆羅門あり、[二]突路拏と名けたるが、衆內に在りて此諸人の、舍利を爭うて共に相戰伐せんと欲するを見て、損傷するありて佛敎を違害せんを恐れ、自ら長縢を執りて以て大衆を麾き、拘尸那の諸壯士に告げて曰はく、「仁等且らく止めよ、今君が爲に其損益を陳べんと欲す。我れ比曾て聞けり、此の大沙門喬答摩氏は一切の諸有情を憐愍せんが故に、無數刧に於て熾然精勤して怨害事を忍び、長時に苦しみ已りて忍辱を行ぜんことを讃じたまへり。是因緣に因りて無上覺を成じたまひては、心行平等なること猶し虛空の若く、諸の有情に於て普く皆濟度し、衆生の福盡きては捨棄して涅槃したまひ、化を息めて以來纔に七日を經たるのみなるに、卽ち兵戰を興さんこと誠に是れ相違へり、唯願はくは諸人、鬪競を爲すこと勿れ、我れ爲に平分して必らず歡喜せしめん。佛身舍利は分ちて八分と爲せば、各將りて供養して群生を饒益せよ。舍利を量れる瓶は願はくは同に我に惠まんことを、本國に持ち還りて窣覩波を建つれば」。時に拘尸那城の壯士聞き已りて報じて言はく、「爾るべし。然り大師世尊は長夜に忍を修して殺害を爲したまはざりき……廣く前に說けるが如し……仁今敎に順じて我が爲に平分せんこと斯れ善事たり」。其の婆羅門は既にして許可を蒙りければ、卽ち舍利を分ちて而し[三]八分と爲し、第一分は拘尸那城に與へしに、諸壯士等は廣く供養を興せり。第二分は波波邑の壯士に與へ、第三分は遮羅博邑に與へ、第四分は阿羅摩處に與へ、第五分は吠率奴邑に與へ、第六分は劫比羅城諸釋迦子に與へ、第七分は吠舍離城栗姑毘子に與へ、第八分は摩伽陀國行雨大臣に與へしに、此等諸人は既にして分得し已るに各本處に還りて窣覩波を起し、恭敬尊重して伎樂香華もて盛に供養を興せり。時に突路拏婆羅門は舍利を量れる瓶を將り、本聚落に於て

【一】本文に第八門第十子、攝頌(說)涅槃之餘次明五百結集事とあり。今少しく補へり。

【二】突路拏。法顯譯大般涅槃經(大正1,207b,15)に徒盧那とし、遊行經(29b,18)には香姓とせり。遊行經は香姓を阿闍世王臣とせるも、大般涅槃經は拘尸那城中の一婆羅門とせり。佛般泥洹經(175a,19)には天帝釋化して屯屈梵志となるとし、般泥洹經(190b,2)阿闍世王が梵志毛蹶をして間めしむとせり。十誦律(張七、二三左七)には姓烟婆羅門とし、頭那羅聚落に歸りて瓶塔を起すとせり。巴利涅槃經(166,3)にDoṇa Brāhmaṇa とせり。

【三】舍利八分。巴利涅槃經(166,30)參照。

1. Kosinārakā malli.
2. Pāveyyakā mallā.
3. Allakappakā Buliye.
4. Rāmagāmakā Koliyā.
5. Veṭhadīpa'o brāhmaṇo.
6. Kāpilavatthavā Sakyā.
7. Vesālikā Licchavī.
8. Rājā māgadho Ajātasattu Vedehi-putto.

に宛轉せり。良久しうして乃し酥り、便ち馬に乘じて去りしに、佛恩を念じての故に抑止する能はず、還地に墮ちぬ。久しうして酥息し已るに行雨大臣に告げて曰はく『我今親ら佛所に往くこと能はず、卿等今者可しく四兵を領して拘尸那城に往いて我言敎を傳ふべし、「壯士を問訊す、病少く惱少く起居輕利に安樂行せりや不や。世尊在せし日には我等を接引したまひて長夜に慇勤なりき。是れ我が大師なりしに、今仁等が聚落に於て般涅槃に入りたまへり。有遺の舍利は幸に一分を與へよ、王舍城に於て窣覩波を作り、冀はくは敬重を申べて香華伎樂もて種々に供養しまつらんを」と』。行雨白して言さく、「王が敎勅の如くせん」。卽ち四兵を嚴りて拘尸那城に詣りて諸壯士に告げて曰はく『仁等咸く聽け、摩伽陀國未生怨王は仁等を問訊したまへり……、「具さに說くこと前の如し……。世尊大師は我等輩に於て常に饒益を爲して安樂を得せしめたまへり、可しく尊むべく敬ふべし。今者仁が聚落に於て般涅槃に入りたまへり、有遺の舍利は幸に當に分を與ふべし、王舍城に於て窣覩波を建てゝ廣く供養を興さんとすれば」と』。諸壯士曰はく「世尊は誠に是れ一切群生を饒益し安樂にしたまへり、可しく尊むべく敬ふべし。然るに今者我が聚落に在りて般涅槃に入りたまへり、有遺の舍利は王は見分たんを欲せらるゝも此は誠に得難きなり」。時に行雨大臣は諸壯士に告げて曰はく、「若し其仁等にして能く與へんには善し、如し見分たざらんには我れ兵力を加へて强奪して將ち去らんのみ」。答へて言はく、「意に任さん」。時に諸人衆は悉く皆大集して城隅に[四二]闐噎し、城中の所有壯士男女は並に弓射に閑ひければ、卽ち便ち總出して象馬車歩もて四兵を嚴整し、七邑の兵と共に交合して戰はんと欲せり。[四三]

【四二】 闐噎。充滿するなり。

【四三】 此下、聖本には光明皇后の願文あり。

中より乳自ら流出して火をして皆滅せしめぬ。是時拘尸那城の諸貴賤等は、共に舍利を收め金瓶中に盛りて七寶の輿上に置き、種々香華・栴檀・沈水・塗香・末香・燒香・繒蓋幢幡・音聲伎樂もて廣く供養を陳べ、舁きて城中に入りて妙堂上に安じ、復更に前の如くに盛に供養を興せり。是時波波聚落の諸壯士等は、佛世尊が拘尸那城に於て般涅槃に入りたまひて已に七日を經、無量の人天は廣く供養を陳べたりと聞き、其聚落に於て四兵……象・馬・車・歩なり……を總集し、各自ら種々器仗を嚴辦して共に拘尸那城に詣りて舍利を分たんを欲せり。既にして城に至り已るに諸人に報じて曰はく、「無上法王は衆生の慈父なり、我等諸人は比長夜に於て供養恭敬し、親しく訓導を承けて正法を受持せり。今既にして滅度したまひぬれば、有餘の舍利は我等取りて將つて波波聚落に往き、窣覩波を建てゝ安置し供養せんと欲す」。城中の諸人は斯告を聞き已るに咸是言を作さく、「世尊導師は是れ我が慈父にして親しく訓誘を承けぬ。既にして我界に於て而し般涅槃したまへるなれば、全身の舍利は應に留めて永劫に此に於て供養しまつるべし」。終に外邑諸人に分與せざりければ、時に波波人は使をして答へしめて曰はく、「若し分たんには善し、如し與へざらんには我等當に強力を以て奪取すべけん」。城人聞き已るに彼衆に告げて曰はく、「徒らに鬪戰を事とせんとも終に得べからじ」。爾の時[四〇]遮洛迦邑・部魯迦邑・阿羅摩邑・吠率奴邑・劫比羅城諸釋迦子・薛舍離栗姑毘子は悉く皆來集せり。是時摩伽陀國未生怨王は既にして佛世尊が拘尸那城に於て般涅槃に入りたまひ、一切人天は廣く供養を設けたりと聞きぬ。既にして是事を聞くや大憂苦を生じ、遂に行雨大臣に告げて曰はく、「卿、今知れりや不や、我れ聞けり、世尊已に涅槃に入りたまひて拘尸那城に在りて大に供養を興すや、舍利を爭はんが爲に諸處より競ひ來りて相侵奪せんと欲せりと。我も今亦往いて身骨を請じ取めんとす」。臣曰さく、「是の如し。應に兵を裝整して便ち拘尸那城に往くべし」。時に[四一]未生怨王は遂に大象に乘じて佛所に往かんと欲し、纔に象上に昇るや佛恩の深きを念じて心便ち悶絕し、象より墜墮して地

【四〇】遮洛迦邑等。遊行經(29b, 12)には遮羅頗國、諸跋離民衆、羅摩伽國拘利民衆、毘留提國婆羅門衆、迦維羅衞國釋種民衆、毘舍離國離車民衆、摩竭王阿闍世王とす。巴利涅槃經 Kosinārakā Mallā, Rājā Māgadho Ajātasattu, Vesālikā Licchavi, Kapilavatthavā Sakyā, Allakappakā Bulayo, Rāmagāmakā Koliyā, Vethādīpako brahmaṇo, pāveyyakā mallā とせり。般泥洹經(190a, 21)には波旬國諸華氏、可樂國諸拘鄰、有衞國諸滿離、神州國諸梵志、維耶國諸離揵、赤澤國諸釋氏、摩竭陀國阿闍世王とせり。十誦律(張七、一三左三)には波婆城力士、羅婆聚落拘婆羅、遮勒國諸剎帝利、毘紐國諸婆羅門、毘耶離國諸梨昌、迦毘羅婆諸釋子、婆羅沙迦羅婆羅門と摩伽陀國阿闍世王との八軍とす。

【四一】阿闍世王の象馬上悶絕

四衆等は先に氎絮を用ひて如來の體を裹み、次いで千張の白氎を以て周匝して身を纏ひ、香油もて棺に置れて覆ふに金蓋を以てし、各香木を持して如法に焚燒せんとせるに、火は著くる能はざりき。時に阿尼盧陀は阿難陀に告げて曰はく、「然火せんと欲すと雖、終に著くるの法なし」。其の何故なるかを問へるに、答へて曰はく、「斯ち爲れ諸天が火をして著けしめざればなり」。復問ふ、「何に緣りてなりや」。答へて曰はく、「爲れ大迦攝波が五百徒衆と與に路に隨うて而し來り、世尊の金色の全身に見え、親しく焚燎しまつるを覩んと欲しぬれば、彼を待たんが爲の故に天は燒かしめざるなり」。時に阿難陀は卽ち此事を以て普く衆に告げ知らしめしに、須臾にして尊者徒衆は皆至りければ、拘尸那城の諸人は遙に尊者衆の來れるを見て、各香華・種々音樂を持して尊者所に詣りて頭面に禮足せり。時に無量百千の大衆ありて尊者に隨從して世尊所に詣りければ、香木を除去して大金棺を啓き、千氎及び絮は並に開き解き已るに、尊容を瞻仰して頭面に禮足せり。此時中に於て唯[三九]四大耆宿聲聞ありき、謂はく、具壽阿若憍陳如と具壽難陀と具壽十力迦攝波と具壽摩訶迦攝波となり。然も摩訶迦攝波は大福德ありて多く利養を獲、衣鉢藥直は事に觸れて餘ありければ、尊者は念を作さく、「我今自ら辦じて世尊に供養しまつらん。」卽ち白氎千張及び白氎絮を辦じ、先に絮を以て裹みて後に氎を用つて纏ひ、金棺中に置れて油を傾ぎて滿てしめ、覆ふに金蓋を以てして諸香木を積み退いて一面に住せるに、佛の餘威及び諸天の力に由りて所有香木は自然に火起りぬ。時に阿難陀は火積を右遶して伽他を說いて曰はく、

「如來の妙體は圓寂に歸したまへるも　自然に火起りて餘身を燎けり　唯內外に一雙の全きを留め　所有千衣は火に隨うて化りぬ」。

時に拘尸那城の諸壯士等は牛乳を以て火に注ぎて滅せしめんとせるに、未だ瀉がざるの頃に其火積中に忽ち四樹を生ぜり。一は金色乳樹、二は赤色乳樹、三は菩提樹、四は烏曇跋樹にして、此樹

【三九】四大耆宿聲聞。十誦律（張七、一二左末）に具壽難陀を長老均陀第二上座とせり。

於て一時に倶奏し、諸の天華蓋は其從ふこと雲の如く、并に天衣を散じて億數に盈つるありき。時に拘尸那城の諸壯士等は各相謂ひて曰はく、「天供養し已らんに我等應に爲すべし」。時に諸壯士及び餘の一切貴賤男女は香華を營辦し、威儀嚴肅なること百千萬種にして勝げて紀すべからず、恭敬供養して金棺に隨從し、城中よりして過ぎ金沙河を度りて繋冠制底に至りしに、所散の華は積りて膝に至れり。時に[三七]一外道梵志あり、佛滅度したまへりと聞きて娑羅林に詣り、華數莖を持して波波聚落に還らんとし、其中路に於て大迦攝波の、五百弟子の威儀整肅なると將に雙林に詣りて大師の足を禮せんとするに逢ひぬ。遇外道を見て問うて言はく、「汝何より來り何處に向はんと欲するなる」。外道答へて曰はく、「我れ拘尸那より來り將に波波聚落に詣らんとす」。迦攝波知りて故に問ふらく、「汝、彼より來らんには、我が大師釋迦牟尼如來の四大安きや不やを知れりや」。外道答へて言はく、「我れ彼より來りぬれば、親しく大德喬答摩の已に涅槃に入れるを見ぬ。滅度してより來今に七日を經て、所有人天は皆香華・種々の威儀を以て具に申べて遺身舍利を供養せり。我は彼會より此華を得來れるなり」。大迦攝波所將の五百人中に[三八]一莫訶羅苾芻あり、稟性愚癡にして好惡を辦ぜざるが、外道の語を聞いて遂に麁言を出すらく、『快き哉、樂しい哉、我等今より拘制せらるゝを免れん。諸戒律に於て云へり、「此は應に作すべし、此は應に作すべからず」と。此事皆息みぬ、今より已後は能く持つも持たざるも皆我に由れば、可しく行ぜん者は行じ、須ゐざらん者は棄てよ」と』。時に彼老叟は此語を出せる時、空中の諸天は其非法を聞くや、卽ち神力を以て聲響を掩蔽して人をして聞かしめず、唯迦攝波のみ斯語を領知せり。是時尊者は彼を教誨せんが爲の故に、卽ち道傍に於て暫時停歇し、衆と倶に坐して告げて言はく、「諸具壽、世間諸行は皆悉く無常なり、體、堅牢ならざれば是れ委信し難く、久しく存するを得ずして並に散滅に歸す、宜しく厭離を起して愛著を生ずる勿れ。且らく斯事を止めよ、我等速に往いて佛の全身を見まつらん、各並に前進せよ」。時に諸壯士并に

【三七】一外道梵志。佛般泥洹經(173c,17)には優爲とし、般泥洹經(189b, 13)には阿夷羅とせり。巴利涅槃經(162, 11)にはajīvaka（邪命外道）とあるのみ。

【三八】一莫訶羅苾芻。一愚老苾芻なり。遊行經(28c, 14)には跋難陀とせり。

もて(供へ)衆伎樂を奏し、恭敬供養して大施會を設くるなり、此は是れ輪王焚葬の法にして、如來大師は此に倍勝するなり」。時に諸の壯士は是語を聞き已るに、尊者に白して曰さく、「我其言を領せり、然れども一二三日に此事を辦ずるを能くせじ、若し七日に至るまで住めんには、前の所爲の如くに方に成就しうべけん」。答へて言はく、「爾るべし」。是時諸人は卽ち便ち前の如くに輪王の葬法に依りて一々に備に具へて闕少することなく、拘尸那城より乃し繫冠制底に至る周圍十二踰繕那の、所有無量の歸仰せる衆生は咸く來りて雲集し、各香華・種々伎樂の供養の具を持し、壯士の眷屬は皆悉く城を出でゝ雙樹間に詣り、師子牀の前に於て所有盡心の供養を陳設せり。時に壯士中に一耆宿あり、諸人に告げて曰はく、「現在大衆、女は幢幡を持ち男は轝を擎ぐべし、我等は種々華綵・塗香・末香・燒香及び諸音樂を齎持し、拘尸那城の西門よりして入りて東門に出で、金沙河を度りて壯士繫冠制底に至り、勝處に安置して火を以て焚燒せよ」。是時諸人は是語を聞き已るに、各々前を爭うて金棺を擧げんと欲し、共に力を盡せりと雖竟に動ずる能はざりき。爾の時具壽阿難陀は尊者阿尼盧陀に白して曰さく、「拘尸那城の諸壯士等に筋力を竭せりと雖竟に如來の金棺を動ずること能はじ。我今知らず、何の所以ありてなるかを」。尊者告げて曰はく、『此は是れ諸天が斯の如きの意を作したればなり、「壯士及び諸人民をして女は幢幡を持し男は轝を捧げ、威儀整肅して如來に翊從せしめんと欲せるも、我等諸天は共に華綵を持げ衆妙香を燒き天の伎樂を奏し、廣く供養を陳べて西門より入りて東門に而し出で、金沙河を度りて繫冠制底に至らん」と。是因緣を以て威儀未だ備はらざれば移動する能はざるなり』。是時具壽阿難は尊者に報じて曰はく、「若し是の如からんには可しく天意に隨ふべし」。時に諸壯士は卽ち天願に隨ひ、備に設くること前の如くして方に來りて轝を持げしに、卽ち便ち輕く擧りて捧戴して行けり。時に空中に天は嗢鉢羅華・拘物頭華・鉢頭摩華・分陀利華・[三六]沈水末香・栴檀末香・多揭羅多摩羅末香及び曼陀羅華等を雨し、諸の天伎樂百千萬種は虛空中に

【三六】沈水・栴檀・多揭羅多摩羅 (agaru, candana, tagara tamālapattra)。

那城に往いて諸の壯士に告ぐべし、「昨、中夜に於て如來大師は已に無餘妙涅槃界に入りたまへり、仁等今時應に作すべき所の者は宜しく當に速に辦ずべし、後悔を爲すこと勿れ」と。復重ねて告げて曰く、「如來大師は汝が城邑に於て般涅槃に入りたまへり、爾等云何が供養を興して佛の慈恩に報ぜざる」と』。時に阿難陀は是語を聞き已るや、卽ち[三三]大衣を持し一苾芻を將ゐて以て侍者と爲し、壯士の集堂に往けるに、五百人ありて先に堂處に在りければ、尊者告げて曰はく、「仁等壯士及び諸大衆よ、如來大師は已に中夜に於て無餘依妙涅槃界に入りたまへり、仁等今時應に作すべき所の者は宜しく應に速に辦ふべし、後悔を生ずること勿れ」。又重ねて告げて曰はく、「如來大師は汝が城邑に於て般涅槃に入りたまへり、汝等云何が供養を興して佛の慈恩に報ぜざる」。時に諸の壯士は是告を聞き已るに、或は悶絕して地に宛轉し、胷を椎ちて大に喚び身體戰慄して自ら持する能はざるありき。或は高聲に是の如きの語を作せるありき、『我れ佛所に於て曾て是說を聞けり、「世間は無常なり、悉く皆離別せん」と』。時に諸壯士は共に相謂ひて曰はく、「宜しく各種々の華鬘・塗香・末香・燒香及び諸妙物・音聲鼓樂を齎持し、速に雙林に往いて以て供養を申ぶべし」。幷に大臣輔相は各眷屬男女大小親友知識と與に、拘尸那を出でゝ雙林所に詣り、旣にして彼に至り已るに佛の臥處師子牀前に於て哀情を盡し已り、各所有上妙の諸香名華、無數の幢旛・繒綵・飮食・奇珍を持げ、諸の音樂を奏して廣く供養し已るに、阿難陀に白して曰さく、「無上法王は已に圓寂に歸したまへり、知らず、今者如何が葬禮せんかを」。尊者告げて曰はく、『然り我れ先に已に佛の敎勅を受けぬ、「所有葬法は轉輪王の如くせよ」と』。問うて曰はく、「其法如何」。答へて曰はく、「白氈絮を以て先に用ひて禮を褁み、次に千張の白氈を以て周遍して身を纏ひて金棺中に置れ、香油を盛滿して覆ふに金蓋を以てし、[三四]梅檀木及び海岸諸香を積みて火を以て焚燎し、後に牛乳を將つて火に澆ぎて滅せしめ、有餘の舍利は盛るに金瓶を以てし、四衢大道に於て窣覩波を立て、周匝圍繞して繒幡蓋を懸け、塗・末・燒香

【三二】大衣。本文に天衣とせるも三本、宮本によりて大衣と改む。僧伽胝衣なり。

【三三】轉輪王葬法。前卷の註(五七)の本文參照。

【三四】海岸諸香。海岸香の梵名明かならず。佛般泥洹經(173a, 20)には梅檀香薪、樒香薪、梓薪、樟薪もて棺の上下に著き、四面の高廣各三十丈とあり。

【三五】本文に周市圍繞縣繒幡蓋塗末燒香奏衆伎樂…とあり

「一切世間に於て　生者は皆死に歸せん　無常の力は最大なり　諸行盡く淪亡す。　大師世間眼は[二八]十力與に等しきなきも　化緣既に周遍して　寂滅して雙林に在せり」。

爾の時尊者阿尼盧陀は亦頌を說いて曰はく、

佛に出入の息なく　其心亦湛然たり　世眼今已に閉ぢて　寂然として安らかに動じたまはず。

世尊は十力具せるも　化盡きて無餘に入りたまふ　見聞の諸の有情は　毛竪ちて心驚怖せり。

汝が心沈沒すること莫れ　亦憂惱を懷くこと勿れ[二九]　佛は眞木叉を證したまへり　譬へば燈焰の滅するが如くなり」。

時に諸苾芻は佛世尊の般涅槃したまひ已るに各悲感を懷き、或は迷悶して地に宛轉し、胷を椎ちて大に喚び心に憂慘を生ぜるあり、或は法理を尋思して是の如きの說を作せるありき『我等今時宜しく自ら裁忍すべし、世尊は常に「一切の光華[三〇]、可愛樂の事は、是れ尊重なりと雖終に無常に歸して悉く皆離別せん」と說きたまひたれば』。時に阿尼盧陀は阿難陀に告げて曰はく『具壽、宜しく應に大衆を勸誘して且らく各裁抑すべし、儀式に乖いて大悲號すること莫れ。所以は何。此に現有して住せる百千劫の長壽諸天は皆嫌恥を生じて是の如きの語を作せり、「云何が苾芻、佛世尊の善說法律に於てして出家を爲しつゝ、善く諸の無常事を觀ずる能はずして乃し憂苦を生ぜんとは」と』。阿難陀白して言さく、「此の諸天衆は其數幾何ぞや」。答へて曰はく、[三一]『此拘尸那城より乃し金河及び娑羅雙樹に至り。(更に)壯士繫冠制底に至る此四邊の周十二踰繕那に於て、大威德天悉く皆充滿して空隙の立杖を容るべきものあることなし。而し此諸天は佛涅槃したまへるを見て各悲感を懷き、胷を椎ち懊惱して地に悶絕せり。亦前の如く共に相開解せるあり、「且らく各裁止し……乃至、終に無常に歸し悉く皆離別せん」と』。時に尊者阿尼盧陀は阿難陀及び諸大衆の爲に廣く法要を說いて乃し天明に至りしに、時に苾芻等は默然して聽受せり。阿尼盧陀は復阿難陀に告げて曰はく、『汝今宜しく拘尸

【二八】十力。本律第二十四卷の註(三六)の本文參照。

【二九】眞木叉(Vimokṣa)

【三〇】一切光華可愛樂事。一切の美しきもの、心に適へるものゝ義。

【三一】拘尸那城…。前卷の註(五二)參照。

し。如來一代の所有化迹は旣にして圖畫し已らんに、次に八函の、人量と等しきを作りて堂側に置き、前の七函內には生酥を滿置し、第八函中に牛頭栴檀香水を安くべし。若し因みて駕し出でんに可しく王に白して言ふべし、「暫し神駕を迂げて躬ら芳園所に詣り其圖畫せるを觀じたまはんことを」と。時に王は見已りて行雨に問うて言はん、「此れ何の事をか述べたる」。彼即ち次第して王の爲に陳說し、始め覩史より身を母胎に降し、終り雙林に至りて北首して臥するまで、一に圖畫せるが如くせよ。王は是語を聞くや即ち便ち悶絕して地に宛轉すれば、可しく速に第一函中に移し入るべく、是の如く一二三四より乃し第七に至り、後に香水に置れんに王は便ち穌息せん』。是時尊者は次第して敎へ已るに拘尸那城に往きぬ。行雨大臣は一に尊者所敎の事の如くに、次第して作し已れり。時に王は因みて出でければ、大臣白して言さく、「願はくは王、暫し神駕を迂げて園中に遊觀したまはんことを」。王は園所に至り、彼堂中の圖畫の新異にして、始め初誕より乃至雙林に倚臥せるを見て、王は臣に問うて曰はく、「豈に世尊は入涅槃したまひたるべけんや」。是時行雨は默然して對ふるなかりければ、王は是を見已りて佛涅槃したまひたるを知り、即ち便ち號咷悶絕して地に宛轉せり。臣即ち移し擧げて穌函中に置れ、是の如く七に至りて方に香水に投ぜるに、此より已後王は漸くに穌息せり。爾の時、如來入涅槃したまへる時、娑羅雙樹の名華は下に散じて金軀を彌覆しまつれり。時に苾芻あり、斯事を見已りて而し頌を說いて曰はく、

「世尊の涅槃したへる時　最勝の娑羅樹は　枝を低れ下して蔭を垂れ　復散ずるに名華を以てせり」。

時に天帝釋は亦頌を說いて曰はく、

「諸行は無常なり　是れ生滅の法なり　生滅滅し已りて　寂滅を樂と爲す」。

時に梵天王は亦頌を說いて曰はく、

佛世尊にして[二五]邊際定に入りて寂然不動たらんに、此の無間より世間眼閉ぢて必らず涅槃に入るなり」と』。爾の時世尊は滅受想定より出で〻逆次第して非想非々想處に入り、非想非非想より出で〻無所有處に入り、次に識無邊處に入り、次に空無邊處に入り、次に第四靜慮に入り、第三に入り、第二に入り、初靜慮に入り、初禪より出で〻還た第二第三第四靜慮に入り、寂然不動にして便ち無餘妙涅槃界に入りたまへり。爾の時世尊纔に涅槃したまへるの後、大地震動し流星晝に現じて諸方に熾然し、虛空中に於て諸天は鼓を擊ちぬ。時に具壽大迦攝波は王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在り、大地動ぜるを見て即ち便ち念を斂めて觀察すらく、「何の事にてなりや」。便ち如來が大圓寂に入りたまへるを見たりければ自ら念ずらく、「我今既に大師なければ唯法に依りて住せんのみ、諸行の法爾たること、知りて更に何をか言はん」。復是念を作さく、[二六]「此の未生怨王勝身の子は[二七]信根初めて發せるなれば、彼若し佛入涅槃したまへるを聞かんには、必らず熱血を嘔きて而し死なん、我今宜しく預じめ方便を設くべし」。是念を作し已るに即ち城中の行雨大臣に命ずらく、『仁今知れりや不や、佛已に涅槃したまへるを。未生怨王は信根初めて發れるなれば、彼若し佛の入涅槃したまへるを聞かんには、必らず熱血を嘔きて而し死なん、我今宜しく預じめ方便を設け、即ち次第に依りて而し爲に陳說すべし。仁今疾く一園中に詣り、妙堂殿に於て如法に佛の本因緣、(即ち)菩薩睹史天宮に在して將に下生せんと欲して其五事を觀じ、欲界天子は三たび母身を淨め、象子形と作りて生を母腹に託生し、既にして誕れたるの後城を踰えて出家し、苦行六年して金剛座に坐し、菩提樹下に等正覺を成じ、次いで婆羅痆斯國に至り五苾芻の爲に三轉十二行の四諦法輪を(轉じ)、次いで室羅伐城に於て人天衆の爲に大神通を現じ、次いで三十三天に往いて母、摩耶の爲に廣く法要を宣べ、寶階三道もて贍部洲に下るに[二八]僧羯奢城に於て人天渴仰し、諸の方國に於て在處に生を化し、利益既に周くして將に圓寂に趣かんとして遂に拘尸那城沙羅雙樹に至り、北首して臥して大涅槃に入りたまへるを圖畫すべ

【二五】邊際定(prāntakoṭika dhyāna)第四禪なり。

【二六】未生怨王勝身の子。韋提希夫人の子、阿闍世王なり。律部十九、註(二の三九・四〇)參照。巴利涅槃經に此記なし。

【二七】信根。無根の信根なり律部十、註(三二の一〇〇)參照。

【二八】僧羯奢城。本律第二十九卷の註(六)參照。

には法當に速に滅すべけん。又汝等苾芻、此地の方所に其の四處あり、若し淨信の男子女人あらんに、乃し盡形に至るまで常に應に念を繫けて恭敬心を生ずべし。[二二]云何をか四と爲す。一には謂はく佛生處、二には成正覺處、三には轉法輪處、四には入大涅槃處なり。若し能く此四處に於て或は自ら親しく禮し、或は遙に敬を致して企念虔誠に、淸淨信を生じて常に繫心せんには命終の後必らず生天するを得ん」。(比、西方に於て親しく如來一代五十餘年の居止の處を見るに、[二三]其八所あり、一には本生處、二には成道處、三には轉法輪處、四には鷲峯山處、五には廣嚴城處、六には從天下處、七には祇樹園處、八には雙林涅槃處なり。四は是れ定處、餘は皆不定なり。[二四]總じて頌に攝して曰はく、「生と成と法と鷲と、廣と下と祇と林と、虔誠もて一たび想はんに、福は千金に勝らん」。)

復次佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等疑あらんに今悉く應に問ふべし。若し佛法僧寶・苦集滅道の四聖諦處に於て、疑問あらんには我當に爲に答ふべけん」。時に具壽阿難陀は佛に白して言さく、「世尊、我れ今者佛の所說を解する如くんば、諸苾芻に疑あらば當に問ふべしと命じたまへるも、然も此衆中には竟に一人の、佛法僧寶・苦集滅道諦に於て、疑惑を懷いて更に問ふを須うる者あることなきなり」。佛言はく、「善い哉、善い哉、阿難陀、汝能く如實に通達して是の如きの語を作せり。此衆內に於て、我れ智を以て觀ずるに、諸寶中に於て實に疑ふ者なきなり。此は是れ如來の最後の所作たるのみ」。爾の時如來は大悲愍したまひての故に、遂に上衣を去りて其身相を現じ、諸苾芻に告げたまはく、「汝等今者可しく佛身を觀ずべし、汝等今者可しく佛身を觀ずべし。何を以ての故に。如來應正等覺は逢遇すべきこと難きこと、烏曇跋羅華の如くなれば」。時に諸苾芻は咸く皆默然せるに、佛言はく、「法皆是の如し、諸行は無常なり、是れ我が最後の敎誨する所たり」。是語を作し已るに安心正念もて初靜慮に入り、此より起ち已りて次第に順うて第二靜慮に入り、乃し非想非非想處及び滅受想定に至り、寂然として宴默したまへり。時に阿難陀は尊者阿尼盧陀に問うて曰はく、「今我が大師は涅槃に入りたまへりとやせん、未だ入りたまはずとやせん」。答へて曰はく、「佛未だ涅槃したまはず、但滅受想定に住したまへるのみ」。阿難陀言はく、『我れ曾て佛より親しく此語を聞けり、「若し

【二二】 四處遺蹟。

【二三】 八處遺蹟。

【二四】 三本、宮本には以下本文とせるも、今改めず。

所説に於て應に勤めて修學すべし」。爾の時佛、諸苾芻に告げて曰はく、「是義に由りての故に今より已去、應に輙ちに外道を度して出家し幷に近圓を受くべからず、釋迦種及び事火留髻外道を除く。若し外道服を披て來りて出家及び近圓を受けんことを求めんには、[一六]無障法を問うて此人には應に與ふべし。何を以ての故に。此は是れ我が親にして、機緣ありての故なればなり。[一七]其の事火人は業用ありて因あり緣あり策勵あり果(あり)と説く故に、此等は勞はしく共住せされ、卽ちに出家を與へ幷に近圓を受けよ。若し是自餘の外道の類にして來りて出家及び近圓を求めんには、其親敎師は應に衣服を與へ僧の常食を食して四月共住し若し、其人の性行調柔して濟度するに堪へたるを觀ぜんには、應に出家幷に近圓事を與ふべし。是の如くに應に知るべし。復次に汝等苾芻、若し法にして能く現在及び未來世に於て長利樂を生ぜんには、汝等應に當に受持し讀誦すべく、他の爲に演説して廢忘せしむる勿れ。梵行をして世に久住するを得て人天を安樂ならしめ、諸の衆生を利樂し饒益せしめんと欲せんが故に。此法とは是れ何。[一八]所謂、契經・應頌・記別・諷頌・自說・因緣・本事・本生・方廣・希有・譬喩・論議、此の十二分敎にして若し能く受持し讀誦して說の如くに行ぜんには、能く現未に於て長利樂を生じ、乃至、群生を慈愍して佛法久住せん。汝等苾芻、我れ涅槃せん後は是の如きの念を作さん、「我れ今日に於て大師あることなし」と。汝等應に是の如きの見を起すべからず、我れ汝等をして毎に半日に於て[一九]波羅提木叉を說かしめぬ、當に知るべし、此則ち是れ汝が大師なり、是れ汝が依處にして、若ち我れ世に住すると異あることなきを。又今日よりして始めて小下苾芻は長宿處に於て、應に其氏族姓字を喚ぶべからず、應に[二〇]大德と喚び或は[二一]具壽と云ふべし。老大苾芻は應に小者を喚ぶに具壽と爲すべし。然り大苾芻は小者處に於て應に可しく情に哀憐を生じ、覆護して慈念心を生ずべく、或は衣鉢・鉢絡・腰條を以て共に相濟給して事を闕かしむる勿れ。或は復讀誦禪思を敎授して日に益あらしめよ。是の如くして能く我法をして增長せしめん、若し爾せざらん

【一六】無障法。律部十四、註(一七の八八)、律部二十二、註頁三四四以下參照。
【一七】律部二十二、出家事第三の註(一二)の本文參照。
【一八】十二分敎。般泥洹經(188a, 18)には十二部經として文・歌・記・頌・譬喩・本記・事解・生傳・廣傳・自然・道行・兩現とせり。本文の契經以下、次第の如く sūtra, geya, vyākaraṇa, gāthā, udāna, nidāna, itivṛttaka, jātaka, vaipulya, abbhutadharma, avadāna, upadeśa に相當す。律部十三、註(一の三七)參照。
【一九】波羅提木叉(prātimokṣa)。戒經なり。巴利涅槃經(154, 6)參照。
【二〇】大德(bhante)。
【二一】具壽(āyuṣmā)。律部十九、註(一の二七)律部二十五、註(一九の四)及び本文參照。

くして禮敬を申べ難く、我は是れ凡夫なれば力の速に往くなきなり、是を以て悲哭せるのみ」。樹神報じて曰はく、「然り我に力ありて仁をして疾く至らしめんも、知らず、佛に見えんに益あるを得るや不や」。苾芻報じて曰はく、「我れ極勇猛もて若し佛に見えんには必らず能く依行して果利を證獲せん」。是時樹神は神通力を以て此苾芻を將へて疾く佛所に至りしに、既にして佛に見え已るに淸淨心を發して廣大の願を起せり。時に彼如來は其根性に隨ひて爲に妙法を說きたまふに阿羅漢果を證し、佛の般涅槃に入りたまふを見るに忍びず、是故に先に於て而し滅度を取れり。時に彼樹神は既にして世尊及び苾芻の涅槃せるを見已るに、情に戀慕を懷きて是の如きの念を作さく、「[一三]今此の具壽が獲たる所の勝利は皆我に由りて得たり、此功德を以て願はくは我れ來世に、迦攝波佛が摩納婆に人壽百歲に正覺を成ずるを得て釋迦牟尼と號せんとの記を授けられぬれば、彼が涅槃せん時、我れ聲聞無學果を得已りて先に在りて滅度せん」と』。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝が意に云何、時に天神とは今の善賢是なりしなり。是義に由りての故に一切時に時て惡友を遠離して善知識に近づかんと、應に是の如くに學すべし」。

時に阿難陀は佛に白して言さく、「世尊、我れ靜處に於て是の如きの念を作せり、『[一四]善知識は是れ半梵行なり。諸の修行者は善友の力に由りて方に能く成辦す、善友を得るが故に惡友を遠離す、是義を以ての故に方に知んぬ、善友は是れ半梵行なるを』」。佛言はく、「阿難陀、是語を作すこと勿れ、善知識は是れ半梵行なりと。何を以ての故に。[一五]善知識は是れ全梵行なればなり。此に由りて便ち能く惡知識を離れて諸惡を造らず、常に衆善を修して純一淸白に梵行の相を具足圓滿す、是因緣に由りて若し善伴を得て共と與に同住せんに、乃し涅槃に至るまで事として辦ぜざるなけん。故に全梵行と名く。何を以ての故に。阿難陀、我れ善知識に由りての故に諸の有情をして、生老病死憂悲苦惱に於て皆解脫を得せしめたり。若し善友を離れたらんに是の如きの事なかりしならん。阿難陀、我が

【一三】今此具壽所獲勝利皆由我得以此功德願我來世迦攝波佛所授摩納婆記人壽百歲得成正覺號釋迦牟尼彼涅槃時我得聲聞無學果已在先滅度とあり文極めて難解なり。譯文少しく前後せり。

【一四】善知識是半梵行。

【一五】善知識是全梵行。

臣佐・吏民をして、衢路を莊嚴して香華を布列し、幡蓋明燈は在處に懸設して充滿せざるなく、歡喜園の如くに甚だ愛樂すべからしめぬ。王は鼓を撃ちて遠近に宣告せしむらく、「我れ明日に於て智馬の爲に城の四門に於て非時の白蓮華會を營建せんと欲す、宜しく告知して法場所に集まりて我が供養を受くべし」。時至りて雲集せりければ、須むるに隨うて給與して普く意に稱はしめぬ。汝等苾芻、意に於て云何。彼時の智馬とは卽ち我身是なりしなり。我れ彼王の爲に、諸の苦楚を受け身形分解せるにも、身命を顧ずして尙ほ能く救濟して危厄を離れしめぬ』。

時に諸苾芻は又復疑ありければ世尊に請じて曰さく、[三]「大德、具壽善賢は先に何の業を作してか今大師が最後弟子と爲れる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『汝等當に知るべし、自らが作せる所の業は今還りて自らに受けしなり……廣く餘處の如し、乃至、頌を說き……汝等苾芻、乃往古昔に此賢劫中、人壽二萬歲の時、佛、世に出でたまふあり、迦攝波と名け十號具足したまへるが、婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在しき。時に彼如來應正等覺に外孫子あり名けて無憂と曰ひ、解脫を求めんが故に而し出家を爲せるが、謂へらく、「解脫の果は自然にして得べけんや、八正道に於て而し勤修せざらんには、多時を經歷せんとも竟に果證なけん」とて、人間に遊行して隨處に夏を作せり。時に彼如來は有緣は皆度して所作已に辦じければ、薪盡きて火滅せんが如くに、其中夜に於て將に涅槃に入らんとしたまへり。時に彼苾芻は無憂樹下に在りしに、而し此樹神は迦攝波如來の當に般涅槃したまふべきを聞いて、悲泣雨涙し霑して身を憂ふるなかりき。苾芻仰ぎ觀て其神に問うて曰はく、「何の所以ありてか是の如く悲啼せる」。樹神對へて曰はく、「今日中夜に迦攝波佛將に涅槃に入らんとしたまへば」。時に彼苾芻は是の如きの語を聞いて情懷痛切せること箭の心に入れるが如く、悲啼號哭して聲を發して大喚せりければ、樹神問うて曰はく、「何が故にか悲啼せる」。對へて曰はく、「迦攝波如來應正等覺は是れ我が親舅なり、我れ依附せりと雖而し勤修せざりければ、此を去ること旣に遠

【三】善賢最後弟子前生因緣譚。

く、「我れ税を送らず、亦城を出でじ」。遂に國内に於て智馬を訪ね求め、後に異處に於て遂に便ち獲得せり。時、春序に屬して卉木敷榮し群鳥和鳴して甚だ愛樂すべかりき。王は智馬に乘じて諸の婇女を將ゐ芳園に遊適して歡娛受樂せり。時に諸の小王は梵授王が諸の臣佐及び宮婇女と與に、外に在りて遊戲して情に懼るゝ所なしと聞き、未だ卽ち城に入らざるに相與に謀計して各四兵を嚴りて城門首に至れり。大臣、王に白さく、「諸の小國王は朝命に恭はず、敢へて逆亂を興して來りて城門を扣てり、願はくは警備せられんことを」。王既に聞き已りて勅すらく、「智馬を索め、速に四兵を嚴れ、我れ自ら討擊せん」。時に王は馬に乘じ兵を嚴りて衆に誓ふらく、「彼と共に鬪戰せん」。王は威力を恃みて獨り先鋒に處せるに、遂に賊軍のために槊を以て馬に中てられ、腸胃皆出でゝ諸の楚毒を受け、衆苦堪へ難く、形命幾もなかりしに、仍ほ是念を作さく、「王は困厄に遭へり、我若し救はざらんに是れ應ぜざる所、宜しく苦楚を忍びて王をして厄を免れ、城門に至りて無畏處に到るを得せしむべし」。是念を作し已りて周廻顧望せるも城に入るの路なかりき。然り此城外に大浴池あり、名けて妙梵と曰ひ、王の宮闕に近かりき。其池中に於て四蓮華の青黃赤白なるありて皆悉く遍滿せり。時に智馬は身命を顧ず池中に騰躍して荷葉上を踐み、王を負うて難を渡りて直に宮中に入れり。時に王は纔に下るに馬便ち命絕えぬ。時に諸の小王は園林に競ひ入り、處處に尋覓せるも竟に得る能はざりければ、軍を廻し劫掠しつゝ各本居に還れり。時に梵授王は既にして危厄を免れて性命を存するを得ければ、婆羅痆斯の諸大臣等及び衆人に告げて曰はく、「若し能く刹帝利灌頂大王の命を救へる者あらんに如何が恩賞すべき」。諸臣、王に白さく、「可しく半國を分つべし」。王曰はく、「此の智馬は能く我命を全ふせり、馬今既に死にぬ、何がして以て報いんと欲すべき」。諸臣答へて言さく、「應に智馬の爲に城の四門に於て宜しく非時の白蓮華會を作し、廣く惠施を行じて福業を盛修し、以て魂路に資すべし」。王言はく、「甚だ善し、宜しく時に疾く作すべし」。時に王は卽ち太子・中宮・婇女・

人のために屠害せられん」。爾の時鹿王は四顧瞻望して而し是念を作さく、「我今何の方便を作してか能く群鹿をして斯の苦厄を免れしむべき」。遂に深山の下に澗水駛流の谷を出づるあるを見、諸鹿は羸弱にして浮越する能はざりければ、鹿王は澗に入り流を横に而し住し大音聲を作して普く群鹿に告ぐらく、「汝等速に來れ、可しく此岸より我背に擲げ上りて彼岸に越ゆべし、必らず存活するを得ん若し爾せざらんには當に屠害に遭ふべけん」。是に於て群鹿は次第に悉く大鹿王が脊を蹋み、皆駛河を越えて危難を離るゝを得たるも、諸群鹿の蹄甲もて踐蹋せるに由り、鹿王の皮穿ち血肉皆盡きて唯脊骨を餘すのみ、極苦痛せりと雖心に退轉するなく、悉く群鹿をして安隱に渡るを得せしめ、仍ほ顧戀を懷けるらく、「誰か未だ渡らざる者やある」。群鹿中に於て一鹿兒の越渡する能はざるありき。爾の時鹿王は極苦を受けたりと雖尙ほ哀念を懷きて自身を顧ず、水よりして出でゝ遂に鹿兒を取へ、脊上に置いて彼岸に渡り至れり。鹿王は遍く觀じて渡り盡きたるを知り已るに、氣力將に竭きんとし命終時に臨みて而し誓願を發すらく、「我れ群鹿及び此鹿兒を救ひて死厄を救濟して身命を惜まざりき。願はくは我れ當來に無上正等覺を成ずるを得ん時、彼をして生死の羅網を渡るを得て最後邊の妙涅槃處に置んぜしめんことを」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『汝が意に云何、異念を生ずる勿れ、往時の鹿王とは卽ち我身是なり、其群鹿とは拘尸那城の諸壯士是なり、其鹿兒とは卽ち善賢是なりしなり。*又諸苾芻、如し我れ無智にして傍生內に在り、喘息安からず諸の苦毒を受け皮肉支節分解せんとせるの時、善賢を救濟して無畏に至らしめぬ。汝等善く聽け、乃往古昔に婆羅痆斯に時に國王あり、名を梵授と曰ひ、法を以て世を化し……廣く經に說けるが如し……王に智馬あり預じめ前事を知りければ隣國敬畏して悉く來りて朝貢せり。馬旣にして命終しては時に諸の小王は使をして報ぜしめて曰はく、「汝梵授王、今可しく稅を輸して我等に分與すべし、若し爾せざらんには城を出づるを得ざれ。如し見違はんには我等同じく來りて共國を破滅せん」。王は使に告げて曰は

【※】世尊往昔救厄本生譚の一。

とせるも、竟に動かす能はざりき、況んや能く持ち去らんをや。苾芻告げて曰はく、「汝等能はざらんには我等自ら擧げん」。答へて曰はく、「爾るべし」。諸苾芻は卽ち共に擧げ去りければ、外道は默然せりき。又諸外道は浴池に來至せるに、諸苾芻曰はく、「今可しく汝が同梵行者の爲に其身を洗浴すべし」。彼れ水に入りし時其底を得ず、又魚鼈のために擾惱せられしも、苾芻には爾らざりき。苾芻報じて曰はく、「此若し是れ汝が同梵行者ならんには、宜しく自ら焚燒すべし」。而ち諸外道は火を以て焚燒せんとして竟に著くる能はざりしも、苾芻然火せるに遂に便ち炎熾せりき。時に諸人衆は共に外道を嗤ひければ、彼各慚を懷きて低頭して去りぬ。時に拘尸那城の諸の壯士等は、此の希奇を見て世尊處に於て倍敬仰を生じて淨信心を發し各戀慕を懷きて是の如きの語を作さく、「大悲世尊は最後臥を爲し身に疾あるを現じて支節安からざるに、尙ほ能く彼善賢が爲に法を說いて速に阿羅漢果を證得せしめ、復拘尸那城の諸の壯士等をして皆善利を獲せしめたまへるとは」。時に諸苾芻は咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、「如來今時身に疾あるを現じて支節安からざるに、尙ほ能く彼善賢梵志をして生死海を出でゝ阿羅漢を證し、涅槃を究竟して諸の苦際を盡くさしめたまひたる」。佛、苾芻に告げたまはく、[一]「汝等當に知るべし、此れ未だ希有ならじ。我今已に根本三毒を斷じ、生老病死愁憂苦惱を解脫して一切智を具し、諸の境界に於て大自在を得たれば、彼善賢をして生死海を出で最後邊を得て涅槃處に住せしめんこと難しと爲すに足らじ。我れ往昔に於て生死中に在りて貪瞋癡を具し、未だ生老病死憂悲苦惱を斷ぜず、智慧の能く善く思量するあることなかりしも、傍生內に在りて尙ほ能く彼の善賢梵志及び拘尸那城の諸壯士等の爲に、自ら身命を捨てぬ。我れ汝が爲に說かん、宜しく應に諦聽すべし。乃往古昔に大山澤あり、一鹿王ありて千鹿圍遶して林に依りて住せるが、大智慧ありて預じめ機宜を識れり。所居の處に於て獵者來り見て、而し往いて王に告げゝれば、時に王は兵を以て周遍圍遶せるに、鹿王は念を作さく、「我若し衆鹿を救濟する能はざらんに、必らず獵

【一】世尊往者救厄本生譚の一。

勇して放逸を爲さゞりければ是の如きの念を作せり『善男子、何の故にか鬚髮を剃除して法服を披るなる。正信もて出家して無上道に於て而し梵行を修し、現法中に於て自ら「我生は已に盡き梵行已に立し、所作已に辦じて後有を受けじ」と證悟するを得んとなり』。爾の時善賢は徹到の心を起し、卽ち便ち阿羅漢果を速證して心解脫を得たりき。復是念を作さく、「我今、佛の般涅槃を見るに忍びじ、宜しく先に去るべし」。是念を作し已るに世尊所に詣り、雙足を頂禮して退いて一面に坐し、佛に白して言さく、「大德世尊、我願はくは先に入涅槃せんことを」。佛、善賢に告げたまはく、「汝今者に於て涅槃に入らんとするなりや」。答へて言さく、「是の如し」。再三に顧み問ひて、佛言はく、「一切諸行は皆悉く無常なり、汝が所作に於ては自ら可しく時を知るべし、我更に何をか言はん」。善賢將に入滅せんと欲して而し是念を作さく(一〇)、「我今應に五種加持を爲して方に滅度すべし。(1)諸來の觀者にして皆我身の鬚髮を剃除し僧伽胝を著せるを見んも、彼をして外道の儀式を見せしむる莫れ。(2)又諸の外道來りて我を舁かん時身をして擧らしむる勿く、同梵行者ならんに方に能く舁き去ら(しめ)ん。(3)又浴池に入りて我身を洗はん時、諸の外道をして其底を得さらしめ、同梵行者ならんに能く我身を洗は(しめ)ん。(4)又諸外道の水に入らん時、當に魚鼈をして擾亂して安からさらしめ、同梵行者ならんに卽ち惱害なから(しめ)ん。(5)又諸外道には我が遺身を燒く能はさら(しめ)、同梵行者ならんに方に火をして著せしめん」。此の五種加持を作して念じ已るに便ち涅槃に入りぬ。時に諸外道は善賢梵志已に涅槃に入れりと聞き、諸の音樂幢幡傘蓋と將に拘尸那城に詣り、四衢道に於て諸人に告げて曰はく、『汝等當に知るべし、彼の大沙門喬答摩は常に此語を作せるを、「唯我法中にのみ八支聖道・四沙門果ありて外道中になし……廣說せること前の如し……乃至、師子吼を作せり」と。然れども我法中の同梵行者たる大師善賢も亦涅槃を得たれば彼と何ぞ異らん』。諸苾芻曰はく、「汝等にして若し是れ我が徒侶なりと言はんには、自ら持ち去るに任さん」。而も諸外道は多人して共に擧げん

【一〇】遺身五種加持。加持(adhiṣṭhāna)は力を加へる、擁護する義。遺身に力を加へて妙用あらしむるなり。遊行經等の諸經諸律に此記なし。巴梨涅槃經にもなし。

類を觀ぜるに、各別に宗を立てぬ。所謂、晡剌拏迦攝波子、末塞羯利瞿（舍）黎子、珊逝移毘剌知子、阿市多鷄舍甘跋羅子、脚倶陀迦多演那子、昵揭爛陀愼若低子、此等の諸師は各[七]異宗を述べたり、未だ知らず、誰が是なるかを」。爾の時世尊は卽ち善賢を命びて爲に伽他を說いて曰はく、

「[八]我れ年二十九にして　出家して善法を求め　又五十餘年　專ら戒定慧を行じ　一心に散亂することなく　唯正理を求めぬ　斯の眞法を除いて外に　別に沙門あることなし」。

爾の時世尊は此頌を說き已るに復善賢に告げて曰はく、『此は是れ諸佛善說の[九]八聖道支にして、甚だ希有にして値遇しうべきこと難しと爲す。此を除ける已外に一二三四の沙門道果を求めんと欲すとも終に得べきことなけん。是故に能く善說法律の八聖道支に於て沙門果を求めんに、必定して當に得べけん。復次に善賢、八聖法を離るれば、諸有外道婆羅門等は各己見を執し、或は三世に因なく果なく所修の福善は皆空にして益なしと說くなり。是故に我れ沙門婆羅門衆中に於て大師子吼して是言を作さく、「凡そ修行するあらんに皆果報を獲ん」と』。此法を說きたまへる時、善賢梵志は塵を遠け垢を離れて法眼淨を得、諸の諦實に於て不壞信を得、愛河を超越して諸の疑網を斷じ、自然に諸の微妙の法に通達せりければ、卽ち座より起ち衣を整へ合掌して阿難陀に向うて是の如きの語を作さく、「大師は尊重にして事、諮請し難し。我れ大德を觀ずるに大善利を獲て幸に無上法王の諸師中に於て灌頂最上たるに値遇するを得たまへり。師の力に由りての故に我も亦善證しぬれば、我今重ねて善說法律に於てして出家を爲し、近圓を求め受けて苾芻の性を成じ沙門行を修せんことを希ひまつる」。時に具壽阿難陀は佛に白して言さく、「世尊、今此の善賢は法を聞いて悟解し、心に出家を樂ひ……廣く前に說けるが如し……乃至、苾芻の性を成ぜんことを（希へり）。唯願はくは世尊、哀愍して拔濟したまはんことを」。爾の時世尊は卽ち善賢に「善來、苾芻、可しく梵行を修すべし」と告げたまひしに、佛の言下に於て常の威儀の如くなりき。出家近圓して苾芻の性を成じては、一心勤

【七】異宗。宗は根本敎旨なり。六師の各說については、律部二十四、註（二〇の二三、二四、二五、二六）、律部十九、二三七頁の註及び同二三八頁一四行、二三九頁九行の說を併せ考ふべし。巴利涅槃經（150, 28）に六師を列ぬ。

【八】二十九出家。律部二十四、註（三の一）參照。遊行經の偈亦同じ。般泥洹經（172a, 16）には世尊說經四十九載とし、般泥洹經（187c, 4）には昔我出家十二年道成得佛、開說經法但五十載とし、大般涅槃經（204a, 18）我年二十有九出家學道、三十有六於菩提樹下思八聖道究竟源底…とあり。巴利涅槃經（151, 25）には偈を說法の後に置けり。

【九】八聖道支（Ariya Aṭṭhaṅgika magga）。

を作し已るに拘尸那城を出でゝ雙林所に詣れり。時に阿難陀は佛日將に沒せんとするを見て、寺門外に在りて身心憂慼して露地に經行せるに、善賢見已りて近づいて告げて曰はく『汝、阿難陀、我れ聞けり「沙門喬答摩は一切智を具して、諸の衆生に於て平等に濟拔したまふ」と。然り我常に自所得の法に於て猶豫を懷けるあり、比常に未聞を聽受せんことを希願しつゝも竟に果遂せざりき。今天聲して遍く我等に告ぐるを聞けり、「如來は今夜定んで涅槃に入りたまはん」と。大德、願し我が爲に諸啓して、我れ面に疑情を申述するを容すを能くずるや」。阿難陀言はく、「善賢、汝今是の如きの語を作して故に世尊を惱ましまつるべからず。然り我が大師は今見に背痛みたまひて未だ安隱なる能はじ」。善賢は是の如く再三諸啓せるも竟に爲に白さゞりき。又告げて曰はく、『阿難陀、我れ昔曾て古仙梵志の耆年有德軌範の人の說くを聞けり、「諸佛の出世は烏曇華の如く、億百萬劫に時に乃し一たび現ず」と。如來今日定んで涅槃に入りたまはんとす。我れ迷惑を懷きぬれば願はくは見諸問せんとす、唯希はくは大德、我が爲に諸白せんことを。我れ佛に見ゆるを得んに誠に幸甚たり』。阿難陀告げて言はく、「善賢、今我が大師は身に乖違ありて甚だ安隱ならされば、故に相惱ましまつる勿れ」。善賢再三して前の如く苦に請ぜるも、尊者は其志を允さゞりき。阿難陀と善賢と寺門外に於て共に言論せる時、佛は淸淨耳の人天に超過せるを以てして一々に說くを聞き、阿難陀に告げて曰はく、「汝今應に彼善賢を遮るべからず、來りて我に見ゆるに任せ、其が請問するに隨すべし。何を以ての故に。此善賢は卽ち是れ我れ最後に於て外道の爲に法を說いて正信を生ぜしめ、親に善來と命びて我が弟子と爲せばなり」。時に善賢は佛世尊の慈悲もて容許したまへるを聞き、心に歡喜を生じて抃躍に勝へず、世尊所に詣り共に申べて種々に往復言談し、却いて一面に從うて白して言さく、「喬答摩、我れ諸問せんと欲す、願はくは聽許を垂れて我が爲に解說したまはんことを」。佛、梵志に告げたまはく、「汝が所問に隨さん」。彼卽ち問うて曰さく、「喬答摩、我れ曾て遍く諸外道

卷の第三十八

[一]第八門の第十子　頌に攝するの餘の(四)、涅槃(事)を說く

爾の時拘尸那城に出家外道あり、名を[二]善賢(梵に蘇跋陀羅と云へり)と曰ひ、年百二十にして形容衰朽せるが、倶尸那城の所有壯[三]士は善賢處に於て悉く恭敬を生じ、尊重供養すること阿羅漢の如くせりき。斯を去ること遠からざるに大華池あり、名づけて[四]曼陀枳儞と曰ひ、池岸上に[五]烏曇跋樹あり、善賢梵志は常に此に遊べり。往昔に菩薩、覩史天に在り、白象の狀を作して母胎に入りたまひし時、彼の烏曇樹の華始めて新出し、降誕の始には漸く光色あり、童子たりし時には其華發かんとし、老病死を厭うて遠く山林に託せるには其華稍大にして狀鵄觜の如く、苦行を修せる時には萎萃の相を現じ、苦行を捨て已り氣息疎通して諸飲食を噉ひ……廣く前に說けるが如し……乃至、等正覺を成ぜるには其華開敷し、梵王來り請じて婆羅痆斯に於て法輪を轉ぜる時には其樹及び華は光色榮盛し、妙香芬馥して諸方界に遍かりき。然く、佛の大悲は普く有緣に於て所在の世界に廣く濟度し已り、拘尸那に詣りて最後の臥を爲したまふに、而し此華樹は形色枯萃せりければ見ん者驚歎せり。是時善賢は斯の變異を覩じて而し是念を作さく、「拘尸那城に必らず凶禍あらん」。爾の時護國天神は大音聲を發して諸人に告げて曰はく、「今日如來は中夜時に於て必らず無餘妙涅槃界に入りたまはん」。善賢梵志は其說を聞き已るに是の如きの念を作さく、「哀しい哉、苦ましい哉、彼大沙門喬答摩氏は必らず今夜に於て當に般涅槃すべけん。然り、我毎に自所得の法に於て疑惑を懷けるありて常に自ら思惟せり『我れ何の時に於て何の方便に因りてか便ち彼人に見えて、未だ悟らざるを諮啓するを得べき』と。惜しい哉法眼久しからずして將に滅せんとす、今宜しく速に往いて親に自ら啓問しまつるべし。若し大悲を蒙りて哀みを垂れて爲に決きたまはんに、諸の[六]猶豫に於て永く開解するを得ん』。是念

【一】本文に第八門第十子攝頌說涅槃之餘とあり。今少しく改めたり。

【二】善賢。本律第二十六卷(註一七)、同三十七卷(註六四)參照。細註に蘇跋陀羅とあるは Subhadra の音寫にして善賢は其譯なり。巴利涅槃經(148,28)に出づるも烏曇跋樹の奇を記せず。

【三】壯士。力士とも云ひ、末羅族(mallā)の人々なる義なり。又諸華氏、五百諸華氏(般泥洹經卷下＝大正1, 136c, 24)とも譯せり。

【四】曼陀枳儞池。本律第二十六卷(註一八)及び本文參照。

【五】烏曇跋樹。烏曇跋羅(udumbara)の略、更に烏曇とも略稱す。律部十九、註(一三の二一)參照。花なくして實を結ぶといはる。八種漿の一、律部二十三、註(一の七)參照。

【六】猶豫(Kāṅkṣā)。疑を懷きて決定(ケツヂヤウ)せざるなり。巴利涅槃經には kaṅkhā-dhamma とせり。

骨山を超越せしめ、惡趣の門を閉ぢて涅槃の路を開き、人天の道を置けたまへり。我れ今佛法僧寶に歸依して鄔波索迦と爲り、今日より始めて乃し盡形に至るまで、殺生せず……乃至、飮酒せじ」とて、三歸依幷びに五學處を受けぬ。爾の時世尊は復爲に法を說いて示教利喜し已るに、卽ち便ち定に入り、天宮處より沒して雙林最後臥處に還至したまへり。[六七]

【六七】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

に至りて住したまへり。其時善愛は自恃憍慢もて箜篌を彈ずるに於ては過ぐる者なしと謂ひ、自の宮中に於て樂を作して歡戲し、情に愛著を生ぜり。爾の時世尊は守門者に告げたまはく、『汝可しく往いて善愛王に報じて言ふべし、「健闥婆あり門首に來至して求めて相見えんと欲せり」と』。時に守門者は卽ち入りて具さに報ぜるに、其王は高慢して報じて曰はく、「我を除いて更に健闥婆あらんや」。答へて曰はく、「更に有りて今門外に在り」善愛聞き已りて情に不忍を懷き、卽ち自ら門に出でゝ告げて言はく、「丈夫、汝は是れ健闥婆なりや」。佛言はく、「我は今實に是れ健闥婆王なり」。「若し爾らば可しく來り對ひて音樂を奏づべし」。報じて言はく、「大仙、甚だ善し、我れ能く共に作さん」。佛卽ち彼に對ひて共に箜篌を彈じたまひ、佛一絃を斷ぜるに彼も亦一を斷じ、然も二の音聲に並に闕處なかりき。佛又二を斷ぜるに彼も亦二を斷じ、然も其音韻は種を一にして相似せりき。佛又三を斷じ四を斷ぜるに彼も亦是の如くし、乃至、各一絃を留めしに然も音聲は異らざりき。佛便ち總べて斷じて彼も亦之を斷ぜるに、佛は空中に於て手を張りて彈擊したまひ、然も其雅韻は常よりも倍勝せるに彼は便ち能はざりければ、情に希有を生じ、傲慢を降伏して知るらく、「彼が音樂は我に超勝せり」と。世尊は觀已りて卽ち便ち彼の健闥婆身を隱して本形相に復したまへるに、時に彼の樂神は佛世尊の身眞金色に、三十二相八十種好もて周匝して莊嚴し、赫奕たる光明は千日に超逾し、寶山王の、觀ん者は倦むを忘るゝが如きを見、見已りて欣悅して深く敬仰を生じ、佛の足下を禮して坐して法要を聽けり。爾の時世尊は彼が根性を觀じて機に隨うて爲に四聖諦法を說いて開悟を得せしめたまひしに、彼卽ち能く智金剛の杵を以て二十種身見の邪山を摧きて預流果を證せり。旣にして見諦し已るに深く自ら慶幸して佛に白して言さく、「大德世尊、我が今得たる所は父に非らず母に非らず王に非らず天に非らず、我が眷屬及び諸の知識に非らず、餘の沙門婆羅門等の能く爲に是の如きの勝事を成辦するにも非じ。唯獨り世尊のみ慈念もて、哀愍して我をして今者血海を枯竭して

天子は三たび母腹を淨めしに、白象の相を現じて神を母胎に降したまひぬれば、我等宜しく往いて共に衞護を爲すべし」。時に健闥婆王白して言さく、「大天、可しく去るべし、我れ且らく此に於て諸の音樂を奏すれば」。是時菩薩は母胎を出でたまひし時、其の天帝釋は復[六二]善愛音樂王に告げて曰はく、「汝今當に知るべし、菩薩は母胎より出でたまへるを。我等宜しく往いて而し爲に侍從すべし」。答乃ち前の如くなりき。菩薩は諸童子と共に遊戲したまへる時、其の天帝釋は復音樂王に告げて曰はく、「汝今當に知るべし、菩薩は諸童子と共に遊戲したまへるを。可しく往いて侍從すべし」。答乃ち前の如くなりき。菩薩は老病死を觀知し已りて情に憂惱を生じ、林野に依託して諸の苦行を修し、後に二牧牛女の[六三]十六轉の乳糜を食して氣力宣通し、諸の飲食を食し形體を沐浴して蘇油を塗拭したまへり。爾の時帝釋は復樂神に命じて其をして侍衞せしめまつりしに、答亦前の如くなりき。世尊が彼三十六億の天魔の軍衆を降して無上智を成じ、梵王來り請じて婆羅痆斯に詣りて[六四]三轉十二行の法輪を(宣べ)、諸學處を制したまへり。凡そ是れ有緣にして度すべき所の者は皆已に度し訖り、拘尸那城に詣りて最後に而し臥したまへり。時に天帝釋は復樂神に命ずらく、「……廣く前に說けるが如し……乃至、可しく往いて聽法すべし」。答へて言さく、「……我れ且らく諸の音樂を奏せん」。時に天帝釋は復樂神に告げて曰はく、「汝今當に知るべし、大覺世尊は最後に而し臥したまへり、必らず般涅槃したまはんとなれば、可しく供養を興すべし」。答亦前に同じかりき。爾の時世尊は是の如きの念を作したまへり、「[六五]善賢外道にして能く我所に至らんには而し調伏を受けんも、樂神善愛は自ら來るの法なけん」。又復念曰したまはく、「凡そ是れ聲聞の度する者は如來も亦度せんも、應に佛の度すべきものは餘は度する能はど、勝上の善巧方便を待つに由りてなり。我今應に可しく彼善愛を度すべし」。是念を作し已るに即ち便ち定に入り、定力に由りての故に最後臥處に一身を化作し、又復千絃の瑠璃の[六六]箜篌を化作して臥處より沒し、自ら箜篌を持して三十三天に詣り、善愛健闥婆王の宮門

【六二】善愛音樂王の得道。前註參照。

【六三】十六轉の乳糜。律部二十四、註（五の一二）本文參照。

【六四】三轉十二行法輪。律部二十四、註（六の一〇）及び本文參照。

【六五】善賢外道。本律第二十六卷（註一七）の文參照。

【六六】箜篌（kiṅkiṇika）

僧伽胝を持ち一侍者を將ゐて、卽ち便ち往いて拘尸那城の衆集堂所に至りしに、五百壯士は皆此に至りて共に餘事を論ぜり。時に阿難陀は世尊の命を傳へて諸の壯士に告げて曰はく、「汝等は旣に集まれり、咸應に善く聽くべし」、『如來大師は今日中夜に必らず無餘大涅槃界に入りたまはん、應に作すべき所の者は皆可しく之を作すべし、後悔を招いて是の如きの語を作すこと勿れ、「如來大師は我が境內に於て般涅槃に入りたまへるに、我等少しだも供養を興すこと能はざりしとは」と』。時に諸の壯士は旣にして是語を聞くや、各妻子眷屬朋友僕使の類と共に相招引して娑羅林に詣り、佛足を頂禮して退いて一面に坐せり。爾の時世尊は爲に妙法を說いて示敎利喜したまへるに、時に諸の壯士は座よりして起ち衣服を整へ、偏に右肩を袒ぎし合掌瞻仰して佛に白して言さく、「大德世尊、我某甲等は並に是れ拘尸那城の尊貴の壯士なり、願はくは形壽を盡くして佛陀に歸依し、達摩に歸依し、僧伽に歸依し、幷に學處を受けん」。時に阿難陀は是の如きの念を作さく、「彼の諸壯士にして世尊處に於て一々に近事學(處)を別受せんには、時旣にして俺久して[60]圓寂を妨廢しまつらん、我今宜しく彼が與に一時に其學處を受けんことを請じまつるべし」。是念を作し已るに坐よりして起ち衣を整へ合掌して佛に白して言さく、「大德世尊、諸壯士等は諸眷屬の品類衆多にして各是の如く別々の名號あると幷に、三寶に歸し五學處を求めんと欲せり。若し各別に受けんには、時恐らくは淹遲せん。唯願はくは大悲とて一時に爲に受けたまはんことを」。時に阿難陀は世尊の前に對ひて一時に名を牒せるに、爲に歸戒を受けたまひぬ。時に諸の壯士は佛の說法を聞き、復學處を受けゝれば、大歡喜を生じて佛足を頂禮し奉辭して去りぬ。

爾の時世尊は菩薩たりし時、覩史多天に在りて五種事を以て世間を觀察したまひ、六欲天子は三たび母腹を淨めしに、白象の相を現じて來りて母胎に入りたまへり。時に天帝釋は[61]善愛健闥婆王に告ぐらく、「汝今當に知るべし、菩薩は覩史多宮に在りて其五事を以て世間を觀察したまひ、六欲

【六〇】 圓寂。般涅槃(parinirvāṇa)の譯。

【六一】 善愛健闥婆王。帝釋天の執樂神、後に善愛音樂王ともあり。健闥婆(Gandharva)。は食香と譯し、香を食とす。八部衆の一なり。善愛はDruma の譯なりとはなし難く、智度論(大正25,135b,2)に是揵闥婆王名二童籠磨一とある故に、今の善愛は Druma の譯と解すべきなるも、而も智論には「秦言樹也」とせり。赤沼氏個有名詞辭典、一七五頁參照。巴利涅槃經に無し。

く、「我今諸の同梵行者の爲に苦を除き樂を得せ（しめ）たる所生の善根もて、迦攝波如來應正等覺が摩納婆に「當來の世、人壽百歲の時、等正覺を成じて釋迦牟尼と號せん」との記を授けたまへるが如く、願はくは我れ彼佛の法中に於て而し出家するを得て、諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を證し、火を然せる功德もて當に願はくは身光りて天も能く近づく莫らしめんことを」。汝等當に知るべし、彼願力に由りて我法中に於て而し出家するを得、諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を證し、大威德ありて此が爲に諸天も能く逼近する莫りしなり』。

時に具壽阿難陀は而し佛に白して言さく、「大德世尊が般涅槃したまへる後、我當に云何が如來の法身を恭敬供養しまつるべき」。佛、阿難陀に告げたまはく「汝宜しく且らく汝が所問の事を止むべし、當に信心の婆羅門長者等ありて自ら爲に施設すべければ」。復佛に白して言さく、「諸の長者等の所有施設とは其事云何」。佛言はく、「一々に皆[五八]轉輪王の葬法の如くせん」。又問ふらく、「轉輪王法とは其事云何」。佛言はく、「汝今應に知るべし、轉輪聖王の命終せん後、五百斤の上妙の氎絮を以て用ひて身に纏ひ、上下各に五百の妙衣ありて以て裝飾を爲し、[五九]鐵棺中に於て香油を滿盛し、王を舁きて內に置れ、然る後棺を蓋ひ、諸香水を以て其棺を焚燒し、次いで香乳を灑ぎて以て炎火を滅し、方に王骨を收めて金瓶に安置し、四衢道に於て大塔を興建し、幡幢・傘蓋・妙香華もて恭敬供養し、尊重讚歎して大齋會を設くるなり。阿難陀、轉輪聖王を恭敬供養せんが如く、我が滅後に於て人天供養せんこと當に此に倍過すべけん」。

爾の時世尊は阿難陀に告げたまはく、「汝今宜しく拘尸那城に往いて我言を宣べて五百壯士に告ぐべし、『諸人當に知るべし、如來大師は必定して今日、中夜時に於て無餘依妙涅槃界に入りたまはん、應に作すべき所の者は宜しく速に爲すべし、後悔を招いて云ふこと勿れ、「此境內にて大師は涅槃したまへるに、我等知らずして供養を爲ささりしとは」と』。時に具壽阿難陀は佛の敎を聞き已りて、

り。巴利涅槃經に無し。

【五七】守寺（vihārapāla）。護寺にして香直にて典掌するなり。

【五八】轉輪王葬法。佛般泥洹經（169b,3）には飛行皇帝殯葬之法とせり。

【五九】鐵棺。文遺落せるに非ざるなきか。諸經皆、佛身を金棺に內れ、灌ぐに麻油を以てし、次に第二大鐵槨中に入れ、栴檀香槨にてその鐵槨に重ね、衆名香を積みて閣維すとす。法顯譯の大般涅槃經（200,2）の如きは金銀銅鐵の四棺を重ぬるを述べたり。本律二十八卷の註（三三）の本文には金棺中に置るるの記あり。

爾の時[五五]具壽鄔波摩那は佛前に在りて立ちければ、佛、鄔波摩那に告げたまはく、「汝今應に我前に對ひて住まるべからず」。時に此苾芻は卽ち佛前を離れしに、時に阿難陀は佛に白して言さく、「我れ世尊に侍して二十餘年なるも、未だ曾て麁訶責の言を作したまへること鄔波摩那苾芻の如きを見ざりき」。佛、阿難陀に告げたまはく、『無量百劫の長壽諸天は共に相嫌議して是の如きの語を作したればなり、「世間唯如來大師ありて極めて出世し難く、時に乃し一たび現じたまふこと烏曇跋華の如くなるも、今日中夜に定んで無餘妙涅槃界に入りたまはんに、此の威德苾芻の佛前に當りて住するに由り、我等世尊に親近して供養恭敬するの暇なし」と』。阿難陀白して言さく、「諸來の天衆、其數幾何ぞや」。佛言はく、「南、金河より拘尸那城と雙林の處に至り繫冠制底に來至する、此周環十二踰繕那に於て、皆大威德天ありて肩を排して住し、中間に立杖の地あることなきなり」。時に諸苾芻は咸く疑心を生じ、世尊に請じて曰さく、「具壽鄔波摩那は先に何の業を作してか大威德あるなる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『鄔波摩那が先に自ら作せる業は今還りて自に受けしなり……廣說せること餘の如し、乃至、頌を說きて……汝等[五六]苾芻、乃往古昔に此賢劫中、人壽二萬歲の時、佛世に出でたまふあり、迦攝波と名け十號具足せるが、波羅痆斯施鹿林中仙人墮處に住したまへり。時に鄔波摩那は身、出家と爲れり。時に諸苾芻は衣を著し鉢を持し城に入りて乞食せるに、此人次に[五七]守寺に當れり。時に黑風暴雨ありて卒に起り、既にして嚴寒に屬しければ彼れ是念を作さく、「諸の梵行者は此寒苦に遭ひ、衣服皆濕ひて將に來至せんとす、我今宜しく應に嚴辦して相待つべし」。此念を作し已るに俗室中に入り火を然して湯を煖め、牀席を敷設し、其廊下に於て繩を繫けて架と爲し、寺門首に詣りて諸苾芻を望めり。彼既にして至り已るに屈して室中に入れ、其濕衣を取り淨浣濯し已りて架上に安在し、別に淨服を將つて苾芻に與へ著せ(しめ)ぬ。既にして病乏を解き身心溫煖せりければ、寒苦皆除きて歡喜し適悅せり。其の守寺苾芻は長跪合掌して大衆前に向ひて發願して言は

とあり。次下の文に佛言南自金河至拘尸那城雙林之處來至繫冠制底於此周環十二踰繕那……とあり。又第三十八卷に從此拘尸那城乃至金河及娑羅雙樹至壯士繫冠制底於此四邊周十二踰繕那、大威德天悉皆充滿……とあり。これにより拘尸那城と金河の北岸なる娑羅雙樹と、壯士(末羅族)生地なる繫冠制底(mallānaṃ makuṭabandhana)と、此等の周廻が十二踰繕那(四百八十里)、此を境界として六度此中に捨命して此度が第七捨命なりとの意。佛般泥洹經(17b,17)には此度が第八捨命なりとせり。

【五四】繫冠制底(mallānaṃ makuṭabandhanaṃ caityaṃ)。天冠寺とも寶冠支提ともいふ。律部十、註(三二の九〇)參照。十誦律(張七・二三右)には頂結支夷とせり。

【五五】具壽鄔波摩那(upavāṇa)遊行經(21a,14)には梵摩那とし、佛般泥洹經(169,14)には擾和洹とし、般泥洹經(185b,3)には化比丘とし、法顯譯大般涅槃經(199a,25)優波摩那とし、同じく大善見王の前に出せり。巴利涅槃經(138,25)も同じ。

【五六】鄔波摩那苾芻大威德前生因緣譚。遊行經(21b,3)には此と相違せる因緣譚を出せ

及以拘奢跋底城を而し上首と爲せる八萬四千の城邑、復八萬四千の樓閣ありて悉く皆嚴飾して甚だ殊妙たるを、唯願はくは大王、哀憐納受して而し覆護したまはらんことを」。王曰はく、「[五〇]姉妹、當に知るべし、我先に汝と極めて親密たりしも、誰か今日怨家の若くに諸の非法を以て我を勸喩するあるを謂はん」。時に夫人等は彼大王が喚びて姉妹と爲せるを聞いて泣いて言曰すらく、「今王意を觀るに我等を棄てたるに似たり」とて、衣を以て涙を拭ひ、重ねて王に白して言さく、「何の故にか大王は先に我輩に於て意に甚だ親密たりしに今怨家の若くなりたまひたる」。時に王告げて曰はく、「汝等應に知るべし、人命短促にして生者は皆死に、我及び諸人は同じく滅壞に歸せん。設綵女の無量百千なるありとも、怨の詐り親しむが如くにして必らず能く已を害し、愛染を懷くと雖終に當に離別すべけん。臣佐・車馬・樓觀・嚴飾、是の如きの妙物は無量無邊にして一々に皆八萬四千あらんとも、終に無常に歸して久住するを得じ。是故に智者は速に宜しく遠離すべく、梵行を勤修して染著を生ずる勿れ」。時に夫人等は王の此語を聞くや、採納せざるを知りて所願を稱へざりき。時に王は如法に廣く勸誡し已るに、復金閣に歸り銀座上に於て結跏趺坐し、[五一]諸の有情に於て大慈意を起し、十方に遍滿して布くに限量するなく、普く熏修し已りて端心に而し住せり。慈定より起ちて次いで悲心を發し、大喜・大捨にも諸の有情に於て亦復是の如く十方に周遍せり。時に王は一々に[五二]四梵住を修習して諸欲皆斷じければ、壽將に盡きんとせる時死に逼られて情に憂悶を生ぜるも、命終の後は梵天に生ずるを得たりき』。佛、阿難陀に告げたまはく、「[五三]拘尸那城より金河岸娑羅雙樹と壯士生地[五四]繫冠制底に至る、此周廻十二踰繕那に於て、如來昔轉輪王と爲り、此中間に於て六度命を捨てしに、今復此に於てして般涅槃せんとす、是れ第七たり。又復如來應正等覺にして十方界に於て更に第八の身命を捨する處なきなり、何を以ての故に、我生已に盡きて諸の惑業を斷じ、更に餘に於に後有を受けざるが故なり」。

【五〇】　本文に姉妹當知我先與汝極爲親密誰謂今日有若怨家以諸非法勸喩於我とあり。

【五一】　本文に於諸有情起大慈意遍滿十方布無限量普熏修已端心而住從慈定起次發悲心大喜大捨於諸有情亦復如是周遍十方其閣以下の八字は他より竄入其閣及座綺互衆寶とあり。せるせのと考へらるる　故に、今譯せず。

【五二】　四梵住。慈・悲・喜・捨四無量心なり。律部八、註(四の二一二)參照。

【五三】　本文に拘尸那城至金河岸娑羅雙樹壯士生地繫冠制底於此周廻十二踰繕那如來昔爲轉輪王於此中間六度捨命……

坐し、其王は上に於て皆能く次第して深禪を證會して諸の障累を除けり。爾の時八萬四千の宮人婇女は[四六]寶女所に詣り、白して言さく、「大家、我等諸人は王の恩念を承けつゝ久しく侍衛を闕きぬれば、情に甚だ渴仰して咸拜謁せんを願へり、希はくは聽許を垂れたまはんことを」。時に大夫人は主兵臣に報じて曰はく、「汝今應に知るべし、我等後宮は久しく王に見えざれば情に深く戀慕せり、將に朝謁を事めんとす、宜しく時に嚴駕すべし」。其臣白して言さく、「若し是の如からんには、伏して請ふ、大家、諸侍從に勅して所有莊嚴は皆黃色と爲さんことを」。復更に白して言さく、「然り、我今者且に八萬四千の小國王等に命じて兵を誡へて集めしめん」。諸王は命に依り初に象駕に令せるに都べて八十千、[四七]長淨象王を以てして上首と爲し、次に馬駕を嚴りて[四八]騰雲馬王を以てして上首と爲し、次に車駕を嚴りて[四九]喜鳴輅車を以てして上首と爲し、是二類の如きも亦八十千、皆寶もて莊嚴して殊妙第一なりき。國大夫人は鳴輅車に乘れるに所將の婇女も亦復是の如くし、其の諸營從は皆象馬に乘り、威容嚴肅に旗鼓日に曜き、天に駭き地に震ひて同じく法堂に往けり。時に王問うて曰はく、「何の因緣の故にか車馬繁雜して大囂聲を出せる」。謁者答へて曰さく、「國大夫人及び小王類并に諸の婇女は悉く黃衣を著し、華鬘幢蓋は盡く黃もて嚴飾し、其數繁廣にして勝げて言ふべからず、同じく此に來至して方に拜謁を申べんとてなり」。王曰はく、「汝可しく此堂外に於て牀座を敷設すべし、吾將に往觀せんとすれば」。使者は命を奉じて金座を敷き已りて王に白して言さく、「敷設已に畢れり」。時は王は臺より安詳として下り、次いで階路半より遙に黃色儀駐の嚴盛なるを見て遂に是念を作さく、「是等の威儀は甚だ愛樂すべし、嚴飾鮮異なること何ぞ其盛なる哉」。王既にして坐し已るに、國大夫人は前みて敬を致し訖り、却いて一面に住して白して言さく、「大王、此の八萬四千寶女の嚴飾美麗なるを以て敬みて大王に奉る、願はくは時に哀納したまひて爲に棄捨する勿られんことを」。時に小國王八萬四千衆は各兵寶を以てして上首と爲し、白して言さく、「大王、今此の象馬車乘

【四六】寶女。善見王息后、subhaddā devī の譯なり。D. 189, 9 參照。

【四七】長淨象王。長淨は uposatha nagarāja の譯、轉輪聖王の主象寶の名なり。白象なり。遊行經には神力白象とせり。

【四八】騰雲馬王。遊行經には力馬王とし、佛般泥洹經には紺色神馬にして極青と爲す。巴利善見王經(193.15)Valāhaka assarāja とせり。

【四九】喜鳴輅車。遊行經には輪寶とし、般泥洹經には聖導臣とせり。巴利善見王經に vejay..nto ratha とせり。

て言さく、「聖王、諸有所須は悉く已に周備せり、知らず、何處に功を興し其量の大小(いかんがせん)と欲すべきかを」。王曰はく、「此城東に於て形勝地を簡び、縱廣一踰繕那なるを彼に於て作るべし」。諸王聞き已るに卽ち其處に就り、法堂を興建して其量數の如くせり。阿難陀、其堂に須ゐたる椽梁・

[四三]枅栱[四四]・閣道[四五]・鉤楯[四六]・軒廊周匝、是の如きの諸事は皆金銀琉璃水精等の寶の成就する所を用ひ、其の牀敷・座席・氈褥・偃枕・几案・箱篋・衣服の流も皆衆寶を以てして莊校を爲せり。阿難陀、堂階下に於ける一々の柱間には各一樹を種ゑ、樹身各四寶の枝葉華果を列ねて互に寶を以て嚴り……前に說ける所の如し……微風吹動しては和雅の音を出して天樂を奏するが如くなりき。堂內には悉く金沙を以て地に布き、栴檀香水は常に灑潤を爲し、金繩もて道を界し寶網もて四懸し、諸の寶鈴を垂れて世を盡して嚴飾せり。是時八萬四千の諸王は同に法堂を建てゝ莊嚴事畢るに、此堂側に於て多く浴池の皆方四十里なるを造り、所有階砌は悉く四寶を以てして嚴飾し、其池中に於て四種の華あり。池外に復諸の陸生華ありて並に……前に說けるが如し……。又堂前に於て處々に四寶の多羅樹を行列し、枝葉華果は皆互に嚴飾し、風動れて聲を發すに……亦前に說ける如し……。所在の地は皆金沙を布き灑ぐに香水を以てし、寶鈴和響して在處に皆懸れり。是時諸王は嚴飾旣にして畢りければ、皆共に王に白さく、「聖王、當に知るべし、建つる所の法堂及び諸の林泉は備に嚴麗を盡せり、願はくは親しく臨幸したまはんことを」。王聞いて念を生ずらく、「此の勝法堂は我今應に先に自ら受用すべからず、宜しく一切沙門婆羅門等の有德の行者を請じて、此堂中に於て備に所有如法の供養を盡すべし」。卽ち所念に隨うて大施會を設け、皆供給し已るに復是念を作さく、「我今應に此法堂に於て放逸して著樂すべからず」。遂に一人を將ゐて以て執侍と爲し、躬自ら堂に入りて梵行を淨修し、遂に金閣銀座の上に於て結跏趺坐し、正念思惟して欲界の諸不善法を遠離し、尋伺を除去して初禪に證入し、金閣より起ち次いで銀閣に昇りて金座の、琉璃水精と及に皆悉く綺互して莊飾を爲せるに

【四三】枅栱。ますがた。
【四四】鉤楯。鉤は句、楯は欄なれば句欄なり、をれ曲りし造り方のてすり。
【四五】軒廊。のきしたのわたどの。

名け、七寶具足し四希有を具せり。所謂、輪寶・象寶・馬寶・珠寶・女寶・主藏寶・主兵寶なり。[四三]四希有とは、所謂、王の壽命長遠にして、初め王子と爲り、次に太子と爲り、次に王位に登り、後に梵行を修せるに、是の如き四位の一々に皆八萬四千歳を經たり、是を第一希有と名く。復次に其王の儀容端正にして世間に比なかりき、是を第二希有と爲す。又復病少く惱少く御むる所の飮食は安隱にして時に適へり、是を第三希有と爲す。又諸人衆は忠孝もて王に事へて皆父想を生じ、王亦愛念すること猶し赤子の如くにして、王が出遊時に乘車して去るには、馭者に勅して曰はく、「汝今宜しく徐々に車を引いて、衆をして我を見せしむべし」と。王が人庶に於て常に慈念を生ぜること、是を第四希有と爲す。復次に阿難陀、時に國人あり諸の金銀摩尼等の寶を持して王所に來詣し、白して言さく、「大王、臣に此寶あり、謹んで王に奉ず、願はくは哀みて納受せんことを」と。時に王告げて曰はく、「卿等當に知るべし、是の如きの諸寶は我自ら豐足すれば誠に須むる所なきなり」。諸人是の如く再三に啓請せるも王竟に受けざりければ、時に彼念曰すらく、「我れ此物を持れるは本奉進せんを希ひてなり。王既にして受けざらんに將に之を如何がすべき。宜しく王前に置てゝ各本處に還るべし」。是念を作し已るに寶を置てゝ去りければ、王は是念を作さく、「今此の珍寶は是れ法に依りて得て是れ枉求せるに非ざれば、我今宜しく用ひて法堂を修造すべし」。時に八萬四千の諸城の小王あり、大王が將に法堂を建てんとするを聞いて咸王所に詣り、白して言さく、「唯願はくは聖王、神慮を煩はさゞらんことを。臣等望みて王の爲に營造せんと欲すれば」。爾の時大王は諸臣に告げて曰はく、「我れ珍財に足すれば卿等を煩はすなけん」。諸王は是の如く再三に啓請せるも王は然許せざりき。時に諸の小王は來りて王足を捧げ、或は衣襟を執り合掌して啓白すらく、「願はくは王、安住したまはんことを、臣等爲に造れば」。王は慇懃なるを見て默然して許しければ、諸王は知り已りて各本處に還り、各金銀等の寶を持り、又復人(各)に一柱の皆寶を以て成ぜるを持り、王所に來詣して白し

【三四】 擧高七人。總高七人の義人とは大ならず小ならざる中人、姬周尺にて八尺、夫故に總高さ五丈六尺と見得べし。

【三五】 嗢鉢羅・鉢頭摩・俱物頭・分陀利迦 (utpala, paduma, kumuda, puṇḍarika)。般泥洹經(大正1,185b,27)。には靑蓮漚鉢・紫蓮拘枯・黃蓮文那・紅蓮芙蓉とせり。巴利涅槃經 (p. 146,22)には此等の記なきも mahā-Sudassana suttanta (P. II, p. 178, 24) 以下に此に相當する記あり。夫故に雜事の記は諸經を合糅せるを知りうべし。此等の記なし。

【三六】 極輭華・極香華(mṛdugandhika, saugandhika)。

【三七】 常生華。藏律には水生花・陸生花の各に一切の季節に咲く花と一切時に咲く花、(sarva-velā, sarva-kāla) とを分てり。律部十九、註(三の二七－三二)參照。

【三八】 占博迦華(campaka)。金色華なり。

【三九】 摩利迦華(mallikā)。鬘華。

【四〇】 美意華(sumanā)。

【四一】 大善見王(mahāsudassana)。

【四二】 大善見王の四希有。

り、「善い哉善い哉、此の阿難陀の妙法を宣說することや、幸に默然する勿く、勞倦を辭する莫れ」と。然も諸聽衆は情に厭足なかりき時に阿難陀は既にして法を說き已るに默然して住せり。或は苾芻尼・[二八]近事男・近事女の爲に法を說くにも亦復是の如くなりき。時に阿難陀は是語を聞き已るに心便ち喜悅し、即ち佛に白して言さく、『世尊、此地中に於て[二九]六大城あるに、所謂、室羅伐城・婆鷄多城・占波城・婆羅痆斯城・廣嚴城・王舍城なり、何の故にか世尊は是の如きの形勝の福地を棄捨して、斯の荒野磽确邊隅卑陋の所に就りて而し般涅槃したまふなる』。佛、阿難陀に告げたまはく、「是語を作すこと勿れ、拘尸那城は是れ邊鄙卑陋にして不可樂の處なりと。何を以ての故に。[三〇]阿難陀、此の拘尸那城は乃往古昔に聖王の都城あり、[三一]拘奢伐底と名け安隱豐樂にして人民熾盛に、縱[三二]十二踰繕那、廣さ七踰繕那にして城に七重の垣院ありて周匝圍遶し、此等は皆四寶を以て成ぜる所、謂はく金銀琉璃水精なり、城門亦四寶を以て合成し、門々皆[三三]大華表柱ありて亦寶を以て成じ、[三四]擧高七人なりき。城外の渠塹は深さ三人半あり、其渠邊の畔には砌するに寶甎を以てし、七院中に於て各多羅樹ありて而し行列を爲し、皆四寶もて成ぜり。金多羅樹は銀を以て枝葉華果と爲し、銀樹は金もて裝り、琉璃樹は水精もて裝り、水精樹は琉瑠もて裝れり。此等の諸樹は風吹いて動ずる時、微妙の響を出して衆心を悅可せり。此樹間に於て皆浴池あり、階基砌道も亦四寶もて成じ、四邊の欄楯も亦四寶もて成ぜり。池中には多く可愛の華ありて[三五]嗢鉢羅・鉢頭摩・倶物頭・分陀利迦・[三六]極軟華・極香華・[三七]常生華なり、是の如きの諸華は人の護る者なければ其受用に隨せり。復池岸に於ては[三八]占博迦華・[三九]摩利迦華・[四〇]美意華の是の如き等の華は時に隨うて開發せり。阿難陀、林樹間に於て諸美女多く、妙瓔珞を服して意に隨せて遊從し、所須の飲食は皆能く給與せり。又此城中の所有、五欲の樂に就著せる者は、此遊觀に於て皆其心を遂げぬ。又復常に種々の鼓樂・絲竹・歌舞ありて妙音聲を出し、皆悉く諸の福業を修し齋戒等を持するを勸讚せり。又阿難陀、此城中に於て王あり、[四一]大善見と

【二八】近事男・近事女。鄔波索迦・鄔波斯迦に同じ。淸信士、淸信女ともいふ。

【二九】六大城。遊行經（大正1,21b.10）は瞻波・毘舍離・王舍・婆祇・舍衞・迦維羅衞・婆羅捺とし、大般涅槃經（大正1,200c,25）には王舍・毘耶離・舍衞・婆羅㮈・阿踰闍・瞻波・倶睒彌・德叉尸羅を出せり。佛般泥洹經(169c,14)は舍衞・沙枝・桁波・王舍・波羅㮈・維耶離とし、般泥洹經(185b,13)には聞物（舍衞?）・王舍・滿羅・維耶の四大國を記せり。巴利涅槃經(P. 146. 14)に Campā. Rājagaha, Sāvatthi, Sāketa Kosambī, Bārāṇasī とせり。

【三〇】拘尸那城入涅槃前生因緣。

【三一】拘奢伐底(Kusāvatī)。

【三二】十二踰繕那。律部二十、註(二一の三一)參照。遊行經には長四百八十里廣二百八十里とせり。夫故に一踰繕那を四十里とするなり。

【三三】大華表柱。華表は鳥居なるも、今は外部に彫刻等の莊飾ある大門柱と見るべきなり。

白梵行の相を圓滿したまひ、我れ因りて甚深の妙法を聞くを得たるに、彼ら今日に於て佛涅槃したまへを聞かんに復更に來らず、遂に是の如き殊勝の妙法をして世に隱沒せしめん」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「阿難陀は今何處にありや」。白して言さく『世尊、今佛後に在りて牀に憑りて悲慟し、是の如きの語を作せり、「……廣說せること前の如し…… 乃至、殊勝の妙法をして世に隱沒せしめん」と』。佛卽ち阿難陀に告げて曰はく、『汝憂愁悲泣して懊惱すること勿れ。何を以ての故に。汝、如來に侍するに身に慈業を作して大利樂を獲、唯獨一身に無邊の福を得たり。口に慈業及び意に慈業を作して、亦復是の如く無邊の福を得たり。阿難陀、過去の如來にも皆是の如きの供侍の人ありて汝が心を用ひて我に供侍せるが如し、未來の諸佛にも亦供侍ありて汝と異なきなり。阿難陀、世相是の如し、皆久しく停まらず畢に磨滅に歸して常住の者なけん。是義を以ての故に汝今應に悲啼涕泣して大苦惱を生ずべからず、世間從緣生の法にして常住にして懷せざるを見ざれば。我曾て汝が爲に廣く法要を說けり、「諸有可愛稱意の事は並に無常に歸して悉く皆離別す」と』。爾の時世尊は大悲の熏ずる所、阿難陀をして喜悅を生ぜしめんが爲の故に諸苾芻に告げたまはく[二六]『轉輪聖王は四種希有の事を成就せり。云何をか四と爲す。謂はく、刹帝利衆ありて王所に來詣せんに、旣にして王に見ゆるを得て深く慶悅を生じ、復妙法を聞いて倍歡喜を加ふるなり。是の如くに復婆羅門衆・諸長者衆・雜沙門衆にして王所に來詣せんに……上の所說の如し……乃至、倍歡喜を加ふるなり。汝等當に知るべし、轉輪王に四希有事の如くに、此の[二七]阿難陀も亦復是の如くに四希有事あるを。何等をか四と爲す。謂はく、四方の大苾芻衆にして共所に來至しては情に欣慶を生じ、復妙法を聞いては重ねて歡喜を增せり。是の如く苾芻尼衆・鄔波索迦・鄔波斯迦も、亦復是の如くにして歡喜を倍加せり。汝等苾芻、此の阿難陀には復四種の希有妙事あり。云何をか四と爲す。若し阿難陀にして苾芻衆の爲に法を說かん時、善く能く開解して疑滯あることなかりければ、諸苾芻衆は咸是念を作せ

【二六】 轉輪聖王の四種希有事。

【二七】 阿難陀の四種希有事。

上調御師は　覺分の法を聞かんを樂ひ　身に疾苦ありと雖　辭するなく尚ほ起聽したまへり。
佛は法主の尊たり　是れ能開導者たるも　法の爲には尚ほ殷重す　何に況んや所餘の人をや。
復諸の賢聖あり　[二四]十力の敎法に於て　假令病苦に遭はんとも　起聽して勞を辭せじ。此等の善く經を持ち　及以律論に明かなるものも　尚ほ正法を聞かんを樂へり　餘人何ぞ聽かさらん。　世尊の離染の敎　聞き已りて說の如くに行じ　念を法に繫けて精勤せんに　當に喜分を得べけん。　心に喜あるに由りての故に　此が爲に身、輕安に・安に由りて樂ありて生じ樂よりして定を生ず。　妙定あるに由りて捨生じ　諸行無常を了して　能く三有の生を離れ染著の心は起らじ。　能く諸有の苦を離れぬれば　人天を樂はず　無上涅槃を證しぬれば　薪盡きて火滅せんが如くなり。　是の如きの大利益は　皆聞法よりして生ず　是故に勸めて臨終に　妙法を諦聽したまへり」。

爾の時世尊は具壽阿難陀に告げたまはく、「今可しく進みて拘尸那城に詣るべし」。答へて言さく、「是の如し」。卽ち佛後に隨ひて壯士生地に至るに、娑羅林に住して將に涅槃せんと欲したまひ、阿難陀に告げて曰はく、「汝今我が爲に雙樹間に於て牀敷を安置せよ、我當に彼に於て北首して臥し、今日中夜必らず涅槃に入るべけん」。時に阿難陀は敎の如くに作し已り、世尊所に詣り佛足を頂禮して一面に在りて立ち、合掌して白して言さく、「佛所敎の如く並に已に安置せり」。[二五]是時如來は卽ち往いて牀に就き、右脇に而し臥して兩足相重ね、光明想を作して意を正念に繫け、觀察して住して涅槃想を爲せり。時に阿難陀は佛の背後に在りて牀に憑りて立ち、悲啼號哭して大音聲を出し、是の如きの語を作さく、「苦しい哉、痛ましい哉、何ぞ期せん、如來速に般涅槃したまはんを。何ぞ期せん、善逝速に般涅槃したまはんを。何ぞ期せん、疾い哉、世間眼滅せんを。每に先時に於て諸方の苾芻來りて佛所に詣りては、佛爲に法を說きたまひて初中後に善にして文義巧妙に、純一に淸淨鮮

【二四】十力の敎法。十力世尊の敎法なり。

【二五】是時如來卽往就牀右脇而臥兩足相重作光明想繫意正念觀察而住爲涅槃想とあり。

難陀は白して言さく、「世尊、[三二]闡陀苾芻は性懷猛惡に多瞋造次にして、諸苾芻に於て常に不順麁惡の言詞を出せり、佛滅度の後には云何が共住すべき」。佛、阿難陀に告げたまはく、「我が滅度の後、闡陀惡性苾芻には應に[三三]默擯して之を治すべし。彼れ治せられん時、若し憂悔を生じて敬仰心を起し、衆は改まれるを知らんには共に歡喜を施して常の如くに共語せよ」。世尊は復阿難陀に告げたまはく、「我れ今拘尸那城に往かんと欲す」。阿難陀言さく、「世尊の教の如くせん」。即ち佛後に隨うて壯士生地に往かんとて既にして金河を渡りしに、城を去ること遠からざる路邊に住まり、阿難陀に告げて曰はく、「我今背痛む、汝可しく我が嗢呾羅僧伽を以て疊みて四重と爲すべし、我れ偃臥して以て自ら消息せんと欲すれば」。時に阿難陀は佛の教を聞き已るに、即ち疾く衣を疊み、白して言さく、「已に作せり、願はくは佛、時を知しめさんことを」。時に世尊は自ら僧伽胝を疊みて頭に枕し、右脇に而し臥し……具さに說けること前の如し……。復阿難陀に告げたまはく、「汝當に[三四]覺分の法を宣說すべし」。時に阿難陀白して言さく、「大德世尊は此覺分に於て自證自覺して親しく我が爲に說きたまへり。閑靜に依り・離欲に依り・寂滅に依り、諸の緣務を斷じて念・擇法・精進・喜・安・定・捨を勤修せよ、此れ覺分の法なりとは、大德世尊の自證自覺して宣說したまへる所なり」。「阿難陀、汝は是の如きの七覺分法を說けり、閑靜等に依りて若し多く修習して勤めて精進せんには、當に無上正等菩提を得べけん」。是語を說き已るに佛は即ち起坐し、正念に思惟し身を端して住したまへり。時に苾芻あり、而し頌を說いて曰さく、

「世尊自ら勸喩して　微妙の法を宣べしめたまへり　可しく諸の病人の爲に　當に菩提分を說くべきなり。　大師が身に疾あり　幷に病苾芻の爲に　覺分の法門に於て　敷演して開悟せしめんとなり。　善い哉、阿難陀　白法皆圓滿して　聰明にして大智あり　巧に牟尼の法を說きぬ。
正念と擇法と　精勤と喜覺分と　輕安及び定と捨とに於て　善く能く分別して說けり。　無

【三二】 闡陀苾芻(channa)。巴利涅槃經(p. 137)に記さず、此記は(p,154,17)に出せり。

【三三】 默擯。不共語羯磨を加して改心の實あがるまで僧衆は默して語らざるなり。これ梵檀罰(brahmadaṇḍa)なり。

【三四】 世尊の聽法。阿難より覺分の法を聽きたまふ。七覺分なり、後の偈に菩提分とあると同じ。ここに世尊尙ほ法を重んじて阿難より敬聽したまへるを記せるは注意すべし。巴利涅槃經に此記なし。

ことを」。世尊は彼をして勝利を獲せしめんと欲して卽ち便ち爲に受けたまへるに、圓滿復言さく、「大德世尊、我當に更に佛僧に供養しまつらんと欲す、願はくは聽許せられんことを」。佛言はく、「斯れ善事たり」。佛受けたまへるを見已るに歡喜踊躍し、佛足を頂禮して奉辭して去りぬ。佛、具壽阿難陀に告げたまはく、「此の金色の黃氎を刀を以て截褸せよ、我今著んと欲すれば」。時に阿難陀は佛の敎を聞き已るに、卽ち便ち刀を以て縷纏を截ち去り、持して世尊に奉ぜり。佛卽ち爲に著したまへるに、佛身の威光は衣の金色をして復光彩なからしめぬ。時に阿難陀白して言さく、「大德世尊、我れ佛後に隨ふこと[一九]二十餘年なるも、未だ曾て佛の是の如きの顏容の威光赫奕たるを覩まつらざりき、何の因緣の故にか斯の光明の、常の炳著に非ざるを現じたまへる」。佛、阿難陀に告げたまはく、「二因緣ありて其光相を現ずるに常日に異るなり。云何をか二と爲す。一には若し菩薩にして卽ち此夜に於て阿耨多羅三藐三菩提を證すると、二には如來卽ち此夜に於て無餘依大涅槃界に入ると、此二時に於て斯の勝相を現ずるなり。又、阿難陀、我れ[二〇]金河に往かん」。阿難は佛の敎を聞き已り、卽ち佛後に隨ひて彼の河所に至るに、佛卽ち衣を脫ぎて岸上に置き、唯洗衣のみを著して河に入りて洗浴し、出で已り身を拭うて阿難陀に告げて曰はく、『准陀は必らず當に追悔心を生ずべければ、汝可しく安慰して報じて言ふべし、「准陀、汝今多く善利を獲たり、能く最後供養を爲しぬれば。大師は斯施を受け已りて無餘涅槃に入りたまはんこと、甚だ遇ひ難しと爲す。應に知るべし、准陀、二種の因ありて心に追悔を生ずるを」。應に開解せんが爲に是の如きの語を作せ、「准陀、我自ら佛より親しく是語を聞けり。二種の施ありて受くる所の果報は與に等しき者なし。菩薩たりし時其食を受け已りて便ち無上正等菩提を證せると、及以如來が最後食を受けて無餘依妙涅槃界に入るとなり。阿難陀、此二種の施は獲る所の果報與に等しき者なし。阿難陀、應に知るべし、准陀は長壽業を爲し多力業を爲し、美貌・生天・財食・貴勝・眷屬等の業悉く皆增長せんを」と』。爾の時具壽阿

【一九】二十餘年。遊行經には二十五年、佛般泥洹經、般泥洹經には二十餘年又は二十五載とし、法顯譯大般涅槃經及び巴利涅槃經(133,30)には年時を記さず。

【二〇】巴利涅槃經には Kakuttha nadī に往いて准陀の爲に慰めたまひ(D,II. 134,21)、次で金河の對岸、末羅人の本生處クシナラの娑羅林に行きたまへりとす。(137,1)。

定力に由りての故に」。彼れ是語を聞くや便ち是念を作さく、「希有なり、上人の澄心寂慮して乃し能く是の如きとは」。又、「車行いて震響し塵坌驚飛して彼が身衣に蒙りつゝも而し聞見せざらんとは」と。故に我れ彼に於て淨信心を發し、其法を愛樂するなり』。佛、大臣に告げたまはく、「汝が意に云何、五百乘車所發の音響を虛空中の雷震霹靂に比するに何者をか大と爲す」。白して言さく、「大德、但に五百乘のみに非じ、假令百千萬車もて大音響を作さんとも、豈に能く雷震の聲より大ならんや」。『大臣、當に知るべし、我れ先時に於て[一八]此聚落に在りて重閣内に住し、小食時に於て衣鉢を執持して村に入りて乞食し、食し已り衣鉢を收めて洗足し竟り、重閣中に於て宴坐して住せるに、忽然雷震して大霹靂を降せり。時に四牛及び二耕夫幷に長者兄弟二人あり、此大聲を聞くや斯に因りて怖懼して倶時に命を喪ひ、城中の人民は高聲に大叫せるに、我れ爾時に於て宴坐より起ち、閣を出でて經行せりき、時に一人の城より外に出でたるあり、我所に來詣し我足を頂禮して我が經行に隨ひければ、我便ち告げて曰はく、「何の故にか城中共に大聲を出して大喧鬧ありし」。彼れ我に白して言はく、「城中向來天忽ち雷震して大霹靂を降せるに、四牛及び二耕夫幷に長者兄弟二人は斯に因りて怖懼して倶時に命を喪ひければ、此に因りて城内は共に大聲を出せるなり」。彼れ我に問うて言はく、「大德、豈に此の大震聲を聞かざりしなるべけんや」。我報ずらく、「聞かざりき」。彼復白して言はく、「世尊は睡りたまへりや」。報じて言はく、「睡らざりき。我れ内に覺めたりと雖而し外に聞かざりき」。彼は是念を作さく、「希有なり、如來應正等覺は寂靜に而し住したまひて、大雷震吼に而し聲をも聞かざらんとは」。卽ち我所に於て淨信心を發せり』。圓滿聞き已りて白して言さく、「大德、豈に佛に於て敬信を生ぜざるあらんや、我今佛に於て深く淨心を起せり」。是時圓滿は使者に告げて曰はく、「汝可しく我が上新細縷の黃金色の氎を將るべし、佛世尊に奉ずるなれば」。使者持ち來るに圓滿、佛に白して言さく、「世尊、此は是れ上新細縷の黃金色の氎なり、唯願はくは哀愍して我が爲に納受したまはん

【一八】巴利涅槃經(131,20)には Ātumāyaṃ Bhusāgāre とせり。

り、阿難陀に告げたまはく、「我今背痛む、汝可しく我が嗢呾羅僧伽を以て疊みて四重と爲すべし、我れ偃臥して以て自ら消息せんと欲す」。時に阿難陀は佛の教を聞き已るに、即ち疾く衣を疊みて白して言さく、「已に作せり、願はくは佛、時を知しめさんことを」。時に世尊は自ら僧伽胝を疊みて頭に枕し、右脇にして臥して[一四]兩足を相重ね、光明想を作して正念に安住し、當に速に起くべきを念じて如是作意したまへり。復阿難陀に告げて曰はく、「汝可しく速に[一五]脚倶多河に往いて滿鉢水を取るべし、吾れ飮を須ゐ幷に身體に灑がんと欲す」。時に阿難陀は聞き已り鉢を持して彼河邊に詣りしに、時に五百乘車あり纔に新に河を渡りければ水皆渾濁せり。便ち鉢に盛滿して佛所に來至し、白して言さく、「大德、五百乘車あり新に此河を渡りて水皆渾濁せり、唯願はくは世尊、將つて手足を洗はんも飮用に堪へじ、金河は遠からざれば淸水求めまつるべし」。佛即ち水を受けて足を洗ひ面を拭ひたまふに、身稍安隱なりければ即ち起きて跏趺し、正念現前して端身にして住したまへり。爾の時一壯士大臣あり、名けて[一六]圓滿と曰へるが此よりして過りしに、佛世尊が樹下に在りて坐したまひ、容儀端正にして衆に樂見せられ、身心寂靜に極善調柔し、妙金幢の如くに光明赫奕たるを見、見已りて就りて世尊の雙足を禮し一面に在りて坐せるに、佛、彼に問うて曰はく、「汝、今沙門の淸淨法を樂ふとやせん、婆羅門の法を樂ふとやせん」。大臣答へて言さく、「大德、我れ[一七]迦羅摩の淨法を樂へり」。佛、大臣に告げたまはく、「汝復何の緣にてか彼淨法を樂ふなる」。答へて言さく、『大德、其の迦羅摩は曾て路に隨うて行いて一樹下に住まれり。時に五百乘車あり此よりして過ぎしに、少時間を經て餘に人あり來りて彼に問うて曰はく、「向に五百乘車の此より過ぎたるを見たりや不や」。答へて言はく、「見ざりき」。又問ふ、「聲を聞けりや不や」。答へて言はく、「聞かざりき」。又問ふ、「仁豈に睡れるならんや」。答へて言はく、「睡らざりき」。「若し睡らざらんには、五百乘車の此より過ぎたるに、何が見聞せざらん」。答へて言はく、「我れ眠睡せず心常に覺悟せるも而し見聞せざりき、

【一四】本文……兩足相重作光明想正念安住念當速起如是作意とあり。光明想を作す等とは、明相の出づるを心に念じて、正念に安住しつつ當に速かに起くべきを念じ、心に理の如くに作意するの義なり。

【一五】脚倶多河(Kakutthā)。

【一六】圓滿。末羅(壯士)族の大臣の名。般泥洹經(大正 1,183c,11)に福罽とし、遊行經(大正 1,19a,4)に福貴とせり。大般涅槃經(大正 1,197c,6)に弗迦娑とせり。　巴利涅槃經(130,1)には pukkusa とせり。

【一七】迦羅摩(ālāra-Kālāma)。般泥洹經には力耋とし、遊行經に名を出さず。大般涅槃經には迦蘭仙人とせり。

いて勝道と爲す。善く第一最勝義を解し　方便して微妙の法を顯了し　牟尼もて能く諸の疑網を破する　是を第二の示道師と名づく。若し法句に於て善く宣說し　法に依りて少欲にして活命し　無罪の法に於て善く能く修する　是を第三正道活と名づく。身に沙門解脫衣を著しつゝ　常に汚家を爲して羞恥せず　虛誑もて恒に不實語を爲す　是を第四汚道人と名づく。大聲聞眞法衆に於て　諸の在家人は當に善察すべし　我が弟子悉く皆然るには非ず　是故に當に須らく深信を起すべし。云何が無罪にして罪と共に居し　淨と不淨と同處に住するなる彼愚人、惡行を爲すに由り　善士に於て悉く疑を生ぜしむ。色相を以て前人を信ずる勿れ少時同聚して便ち委付し　麁險の人多く形貌を詐り　誑惑して常に世間に行ず。少金を以て耳璫を飾るが如し　體卽ち是れ銅なれば直する所なく　內假なるに外實にして眞相の如くし多く門徒を攝して善人を亂す」。

爾の時世尊は鍜師の子の供養を設け已れるを見て、隨喜を爲し福頌伽他を說いて曰はく、

「若し施福にして增長せんに　寃讎皆止息し　善く能く惡を除くに由り　惑盡きて涅槃を證せん」。

佛爲に法を說いて示教利喜し、利益を作し已るに座よりして去りたまへり。

內を頌に攝して曰はく、

「佛、廣嚴の西に出でて　廻顧して城廓を望み　十聚落を經遊して　最後に波波に至りたまへり」。

爾の時世尊は阿難陀に告げたまはく、「我今拘尸那城に行かんと欲す」。時に阿難陀は佛の告を聞き已るに、卽ち佛後に隨ひて漸く波波邑に向ひ、未だ金河[一三]に到らざる此中間に於て路邊に暫し住ま

【一三】金河(Hiraññavati)。熈連禪河とも音寫し、譯して有金河となす。佛般泥洹經には醯連溪水とせり。

して去りしに、准陀は卽ち便ち座よりして起ち、衣服を整へ合掌して佛に向ひ白して言さく、「世尊、唯願はくは如來、諸聖衆と與に明日宅に就り、我が微供を受けたまはんことを」。佛默然して受けたまふに、佛受けたまへるを知り已りて大歡喜して奉辭して去りぬ。卽ち種々上妙の香美の飮食を辦へ、座席を敷設し淸淨の水・土屑・齒木を置け已るに、使をして佛に白さしむらく、「飮食已に辦はれり、願はくは佛、時を知しめさんことを」。世尊卽ち日の初分時に於て衣を著し鉢を持し、諸大衆と與に其食處に赴き、佛及び僧衆は座に就いて坐したまへり。旣にして坐し定まれるを見るや、准陀は自ら手づから諸供養を持して佛聖衆に奉ぜり。[一]時に一罪惡苾芻あり、遂に銅椀を竊みて腋下に藏著せるに、佛神力の故に人をして見せしめず、唯佛と准陀とのみ此非法を見ぬ。准陀は佛及び僧悉く飽滿し已れるを知り、卽ち淨水・豆屑・齒木を行し、鉢器を屛き澡漱し已るに是時准陀は便ち小席を持して佛前に在りて坐し、卽ち伽他を以て世尊に請じて曰さく、

「我聞けり、牟尼は一切智にして　已に彼岸を超えて疑惑なしと　最勝の導師調御士よ　願はくは世に幾沙門あるかを說きたまはんことを」。

世尊亦伽他を以て准陀に答へて曰はく、

「四沙門ありて第五なし　我今汝が爲に次第を說かん　應に知るべし、勝道及び示道と　淨道活命幷に汚道となり」。

准陀復請じて曰さく、

「世尊何をか說いて勝道と爲し　云何をか名けて示道者と爲し　何者をか名けて淨活命と爲し　幷に汚道者なる、願はくは宣揚したまはんことを」。

[二]世尊答へて曰はく、

「能く疑箭を除き諸惑を斷ち　唯圓寂を希ひて餘處に非ず　是を天人の導師と謂ひ　諸佛斯を說

【一】此記、巴利涅槃經になし。

【二】四種沙門義。

れ佛語なり」と。此苾芻は彼說くを聞かん時、應に勸讃すべからず、亦毀訾する勿れ。應に其語を聽いて善く文句を持ちて當に住處に歸り經文及以律敎を檢閱すべし。若し彼が所說にして經律と相違せざらんには、應に彼に告げて言ふべし、「具壽、汝が所說は眞に是れ佛語なり、是れ汝善取して經律の敎に依れるなれば、當に可しく受持すべし」。(4)復次に阿難陀、若し苾芻來りて是の如きの語を作さん、「具壽、我れ某住處に於て一苾芻の是れ尊宿の智者なるが、我れ彼處に於て親しく是語を聞き、聞き已りて憶持せり、皆經律に依れるなれば是れ眞の佛語なり」と。此苾芻は彼說くを聞かん時、應に勸讃すべからず、亦毀訾する勿れ。應に其語を聞いて善く文句を持つべく、當に住處に歸りて經文及以律敎を檢閱すべく、若し彼が所說にして經律と相違せざらんには、應に彼に告げて言ふべし、「具壽、汝が所說は眞に是れ佛語なり、是れ汝善取して經律の敎に依れるなれば、當に可しく受持すべし」。復次に阿難陀、初の[五]四種は大黑說と名づく。汝等苾芻、應に可しく善思し至極して觀察すべく、深く是れ惡にして此は是れ經に非ず、此は是れ律に非ず、是れ佛の敎に非ざるを知りて當に須らく捨棄すべし。後の[六]四種は大白說と名づく。汝等苾芻、應に可しく善思し至極して觀察すべく、深く是れ善にして此は實に是れ經、此は實に是れ律にして眞に是れ佛の敎なるを知りて當に善く受持すべし。阿難陀、是を苾芻、經敎に依りて人に依らざれと謂ふなり。是の如く應に學すべし、若し此に異らんには我が所說に非ざるなり』。

爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、「我今[七]波波聚落（波波とは此に罪惡と云ふ）に往かんと欲す」。答へて曰さく、「是の如し、世尊」。是時[八]倶尸那城の壯士生地に往かんと欲して漸(々)に波波邑に至り、[九]折鹿迦林に依りて住したまへり。諸人聞き已り衆議して同行して波波邑を出で、往いて佛所に詣り、到り已りて禮足し一面に在りて坐せるに、佛爲に法を說いて示敎利喜したまへり。時に此衆中に鍛師の子あり、名けて[一〇]准陀と曰へるが亦坐して聽法せり。時に諸大衆は既にして法を聞き已り佛を辭

【五】四種大黑說。
【六】四種大白說。
【七】波波聚落 (pāvā)。波婆、波旬ともいふ。律部二十三、註 (七の五一) 參照。
【八】倶尸那城壯士生地。Kusinārā の末羅族の本生地なり。
【九】折鹿迦林。般泥洹經(193, 21)には禪頭園とし、遊行經(18 a, 25) には闍頭園とせり。巴利涅槃經 (126, 21) には cundassa ambavana とせり。折鹿迦が Cundaka の音寫なりしやも計り難し。法顯譯大般涅槃經 (197a, 4) に佛、淳陀の園に往きたまへりとせり。
【一〇】鍛師の子准陀 (Cunda-kammāraputta)。

應に彼に告げて言ふべし、「具壽、汝が所說は是れ佛語に非じ、是れ汝が惡取して經律に依らざるたれば當に須らく捨棄すべし」。(4)復次に阿難、陀若し苾芻來りて是の如きの語を作さん、「具壽、我れ某住處に一苾芻を見たり、是れ尊宿の智者なり、我れ彼處に於て親しく是語を聞き、聞き已りて憶持せり。皆經律に依りてなれば眞に是れ佛語なり」と。此苾芻は彼說くを聞かん時、應に勸讃すべからず、亦毀訾せざれ。應に其語を聞いて善く文句を持ち、當に住處に歸りて經文及以律教を檢閱すべし。若し彼が所說にして經律と相違せんには、應に彼に告げて言ふべし、「具壽、汝が所說は是れ佛說に非じ、是れ汝が惡取して經律に依らざるなれば當に須らく棄捨すべし」。[四]復次に阿難陀、(1)若し苾芻來りて是の如きの語を作さん、「具壽、我れ如來より親しく是語を聞き、聞き已りて憶持せり。「斯經典を說き此律教を說きたまひたれば」と。此苾芻は彼說くを聞かん時、應に勸讃すべからず亦毀訾する勿れ。應に其語を聽いて善く文句を持ち、當に住處に歸りて經文及以律教を檢閱すべし。若し彼が所說にして經律と相違せざらんには、應に彼に告げて言ふべし、「具壽、汝が所說は眞に是れ佛語なり、是れ汝が善取して經律の教に依れり、當に可しく受持すべし」。(2)復次に阿難陀、若し苾芻來りて是の如きの語を作さん、「具壽、我れ某住處に於て大衆あり多く是れ耆宿にして善く律藏を明らめたるを見ぬ。我れ彼處に於て親しく是語を聞き、聞き已りて憶持せり。皆經律に依れるなれば、眞に是れ佛語なり」と。時に此苾芻は彼說くを聞かん時、應に勸讃すべからず、亦毀訾する勿れ。應に其語を聽いて善く文句を持ち、當に住處に歸りて經文及以律教を檢閱すべし。若し彼が所說にして經律と相違せざらんには、應に彼に告げて言ふべし、「具壽、汝が所說は眞に是れ佛語なり。是れ汝善取して經律の教に依れるなれば、當に可しく受持すべし」。(3)復次に阿難陀、若し苾芻來りて是の如き語を作さん、「具壽、我れ某住處に於て衆多苾芻あり、皆經律を持し母經を持せるを見ぬ。我れ彼處に於て親しく是語を聞き、聞き已りて憶持せり、皆經律に依れるなれば眞に是

【四】 四白法。

巻の第三十七

第八門の第十子、頌に攝するの餘の(三、涅槃前遊行行化事)(四黑四白法四種沙門を說き、次で廣嚴城を出でて涅槃處に向ひたまふ)

爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、『是の如く應に知るべし、[一]敎に眞僞あるを。今日より始めて當に經敎に依りて人に依らざれ。[二]云何が敎に依りて人に依らざるなる。(1)若し苾芻來りて是の如きの語を作さん、「具壽、我れ如來より親しく是語を聞き、聞き已りて憶持せり。斯の經典を說き、此の律敎を說きたまへり、眞に是れ佛語なり」と。此苾芻は彼說くを聞かん時、應に勸讚すべからず、亦毀呰する勿れ。應に其語を聞いて善く文句を持ち、當に住處に歸りて經文及以律敎を檢閱すべし、若し彼が所說にして經律と相違せんには、應に彼に告げて言ふべし、「具壽、汝が所說は是れ佛語に非じ。是れ汝が惡取して經律に依らざるなれば當に須らく捨棄すべし」。(2)復次に阿難陀、若し苾芻來りて是の如きの語を作さん、「具壽、我れ某住處に於て大衆あり多く是れ耆宿にして善く律藏を明らめたるを見ぬ。我れ彼處に於て親しく是語を聞き、聞き已りて憶持せり。皆經律に依りてなれば眞に是れ佛語なり」と。此苾芻は彼說くを聞かん時、應に勸讚すべからず、亦毀呰せざれ。應に其語を聽いて善く文句を持ち、當に住處に歸りて經文及以律敎を檢閱すべし。若し彼が所說にして經律と相違せんには、應に彼に告げて言ふべし、「具壽、汝が所說は是れ佛語に非じ、是れ汝が惡取して經律に依らざるなれば當に須らく捨棄すべし」。(3)復次に阿難陀、若し苾芻來りて是の如きの語を作さん、「具壽、我れ某住處に於て衆多苾芻ありて皆經を持ち律を持ち[三]母經を持するを見たり。我れ彼處に於て親しく是語を聞き、聞き已りて憶持せり。皆經律に依りてなれば眞に是れ佛語なり」と。此苾芻は彼說くを聞かん時、應に勸讚すべからず、亦毀呰せざれ。應に其語を聞いて善く文句を持ち、當に住處に歸りて經文及以律敎を檢閱すべし。若し彼が所說にして經律と相違せんには、

【一】四黑法。巴利涅槃經には後註(七)波波聚落に至るまでの說法を記せず。

【二】依敎不依人。

【三】母經。遊行經(大正1, 17 c, 28)の相當處には持レ法持レ律持二律儀一とあり。般泥洹經(大正1,182 c, 3)には是法・是律・是敎とあり。法顯譯大般涅槃經(大正1, 195 c, 9)には修多羅・毘尼・法相とせり。律部二十二、註(一二の三九)・同出家事卷三(註六)參照。

久しからずして般涅槃に入らんに卽ち大地動ずること前に廣說せるが如し。阿難陀、此は是れ第三因緣にして大地振動するなり」。時に阿難陀は白して言さく、「世尊、希有なり大德、乃し能く是の如きの不思議事を成就したまはんとは。如來應正等覺久しからずして將に大涅槃に入らんと欲したまひ、斯義に由りての故に大地振動して希有相を現ぜるなりや」。……前に廣說せるが如し。佛言はく、『是の如し、是の如し、汝が所說の如く、如來應正等覺は實に能く是の如きの希有の法を成就せり。阿難陀、我れ昔曾て無量百千の刹帝利衆に於て彼をして瞻覩せしめ、我れ爾の時に於て其形量長短分齊に隨うて、我れ卽ち彼形相と共に同じく、顏色音聲も亦皆相似し、彼が所說の義に我も亦同じて說き、其が不了の者をも我れ爲に之を說き、勝上の法を以て示教利喜して開悟せしめ已りて我便ち隱沒せるに、彼亦我の所在何かを知らずして是の如きの語を作さく、「彼れ何處にか去れる、天とやせん、人とやせん、我らが境界には非じ」と。阿難陀、我れ能く是の如きの無量希有の法を成就せり。刹帝利衆の如くに、沙門・婆羅門・長者・居士衆中にても悉く皆是の如くし、欲界・色界乃至、色究竟天にも我皆彼に往いて、其形量長短分齊に隨ひて……廣く上に說けるが如し……乃至、阿難陀　我れ能く是の如きの無量希有の法を成就せり』。

きたまはんことを」。佛、阿難陀に告げたまはく、「我れ今右旋顧視せること、汝が所言の如くに因縁なきには非じ。阿難陀、此は是れ如來應正等覺が最末後に於て廣嚴城を望めるなり、我れ今[五六]力士生處の沙羅雙樹に往いて般涅槃に入らんと欲し、復重ねて來らざれば、過顧して此城邑を望める所以なり」。時に苾芻あり、佛語を聞き已りて伽他を說いて曰はく、

「最後廻顧して嚴城を望む　正覺復此に還來せざればなり　今彼の雙林處に詣らんと欲す
　壯士が生地に無餘を證せんとなり」。

世尊は旣にして重患村に至り已り升攝波林に住して諸苾芻に告げたまはく、「汝等當に知るべし、此の戒定慧を。戒を習ふに由りての故に定便ち久住し、善く定を修するが故に淨慧生ずるを得、慧あるに由りての故に欲・瞋・癡に於て而し解脫を得、是の如き等の心解脫處に於て、聖弟子衆は而し實に我生は已に盡き梵行已に立し所作已に辦じて後有を受けじと了知するなり」。是の如く次第して[五七]十餘聚落を經過し、皆衆生の爲に機に隨うて法を說き、[五八]受用城の北林に至りて而し住したまへり。時に大地悉く皆振動して四維上下に煙焰洞然とし、日月に光なく流星墮落し、虛空界に於て天鼓自ら鳴りぬ。時に阿難陀は日晡時に於て宴坐より起ちて往いて佛所に至り、雙足を頂禮して一面に在りて立ち、合掌して白して言さく、「大德世尊、何の因緣の故にか大地振動せる」。佛、阿難陀に告げたまはく、「三因緣の故に大地振動す。云何をか三と爲す。而し此大地は水に依りて住し、水は風に依りて住し、風は空に依りて住す。空中の風、水を擊ちて卽ち波生じ、水若し波浪せんに地卽ち振動す。阿難陀、此は是れ初因緣にして大地振動するなり。復次に阿難陀、若し苾芻にして大威德ありて大功用を具せんに、神通力を以て此大地をして小塵想を爲さしめ、無邊水想を作さんに能く大地をして悉く皆振動せしむ。若し苾芻尼及び諸天の大威德者も大地をして動ぜしめんに亦皆振動す。阿難陀、此は是れ第二因緣にして大地振動すること前に廣說せるが如し。復次に阿難陀、若し如來

【五六】力士生處沙羅雙樹。Divy (p.208, l. 25) parinirvāpayn gamisyati mallānām upavartanam Yamakaśālavanam (般涅槃せんが爲に力士（末羅）の本生せる所の沙羅雙樹に行かん）とあり。律部十、註(三二の八七）參照。これより以下は Divy には頂生王物語を出して本律の記と別なり。

【五七】十餘聚落。律部二十三、註（七の一八）無間聚落の下參照。巴利涅槃經には Hatthigāma, Ambagāma, jambugāma を過ぎて Bhoganagara に至りたまへりとせり。

【五八】受用城(Bhoganagara)。巴利涅槃經 (126, 15) には以下の記なし。

佛、阿難陀に告げたまはく、「是れ汝が過にて斯の非理を作せるなり。我已に再三に分明に汝に告げしに、汝自ら其意趣を知る能はざりき、魔、波卑が汝が心を惑亂せるに由りて。阿難陀、汝が意に云何、諸佛如來は言に二ありや不や」。白して言さく、「爾らじ」。佛言はく、「善い哉、善い哉、阿難陀、如來大師にして二言を出さんには是處あることなけん。我已に魔に許ひぬれば、汝請ずるに宜なきなり。阿難陀、汝今可しく取弓塔邊に往いて側近の苾芻をして皆普く[五四]常食堂中に集まらしむべし」。時に阿難陀は卽ち往いて遍く告げ、衆旣にして集まり已るに世尊所に詣り、佛足を頂禮して合掌して白して言さく、「大德世尊、諸苾芻衆は咸悉く常食堂所に來集せり、願はくは佛、時を知しめさんことを」。佛は座より起ちて其堂內に至り、座に就いて而し坐して諸苾芻に告げたまく、「汝等觀察せよ、諸行は無常にして是れ變易の法なれば委信すべからざるを。深く厭捨して而し解脫を求むべし、汝等當に知るべし、勝妙の法ありて能く現世に於て利樂住を得、未來世中にも亦利樂せん。汝等苾芻宜しく此法に於て受持讀誦し、善く其義を解して謹愼し奉行し、能く梵行をして久住して滅せざらしむべく、是の如きの法は便ち弘廣して有情を利益し、一切を哀愍して人天を安樂するを得ん。云何が勝法能く現世利益及び後世利樂を得るなる。若し諸苾芻にして受持讀誦し、善く其義を解して謹愼して奉行し、能く梵行をして久住して滅せざらしめんに、是の如きの法は便ち弘廣して有情を利益し一切を哀愍して人天を安樂するを得ん。所謂、四念處・四正勤・四神足・五根・五力・七覺分・八聖道なり。當に知るべし、此は是れ現法利益及び後世利樂なり。應に當に讀誦し受持して忘るゝ勿れ」。佛、阿難陀に告げたまはく、「我れ今[五五]重患村中に往かんと欲す」。時に阿難陀は佛の敎を聞き已りて卽ち佛後に隨へるに、世尊は行いて廣嚴城の西北園林の界に至り、大象王の如くに全身もて右顧して廣嚴城を望みたまへり。（躬ら此處に行いて親しく敬禮を爲し、像末に於て聖教流通せんことを願ぜり）。時に阿難陀は白して言さく、「世尊、如來が右旋徘徊して城郭を周望したまふこと因緣なきに非じ、唯願はくは爲に說

【五三】　常食堂(upasthānaśālā)。經堂、勤行堂にして而も食堂たり。供侍堂ともいふ。Divy. (p. 207, l. 18) 參照。巴利涅槃經 (119, 12) に相應す。

【五五】　重患村。Divy.(p.208, l. 14) には Kuśigrāmaka にて毘舍離の園 (Vaiśālivana) を廻顧せられたりとするも、巴利涅槃經 (D. II,p. 122,7) には Bhaṇḍa gāma とせり。Bhaṇḍa に重患の意味なし。Khaṇḍa に非ざりしか、遊行經等に犍荼・健特・乾荼と音譯せるよりしても、かく推せらる。Khaṇḍa は破れたる、片そたる等の義あるよりして、今重患と譯せるものなるべし。

亦大地をして悉く皆振動せしむ。阿難陀、此は是れ第二因緣にして大地振動するなり。復次に阿難陀、若し大菩薩、覩史多天より母胎に下降せん時大地振動し、諸の世界中に光明晃耀して天光に倍勝し、世間の所有極幽闇處にして假使日月の大威光を具せるものも而し照す能はざるに、菩薩が母腹に現生せん時は光明赫奕として悉く皆普く照し、諸の有情類は生まれてより以來自手を見んと欲するすら尙ほ覩る能はざるに、光照了するに因りて互に相見るを得、餘の有情の亦此に生まれたるをも知るなり。阿難陀、此は是れ第三因緣にして大地振動するなり、復次に阿難陀、若し大菩薩初生の時、大地振動す……廣く上に說けるが如し……此は是れ第四因緣にして大地振動するなり。復次に阿難陀、若し菩薩、正等覺を成ぜん時大地震動す……廣く上に說ける如し……此は是れ第五因緣にして大地振動するなり。復次に阿難陀、若し如來、法輪を三轉せん時大地振動す……亦上に說けるが如し……此は是れ第六因緣にして大地振動するなり。復次に阿難陀、若し如來、命行を留めて壽行を捨せん時大地振動し、四面に熾然して流光赫奕とし、虛空中に於て天鼓自ら鳴るなり。此は是れ第七因緣にして大地振動するなり。復次に阿難陀、如來久しからず却後三月にして無餘依妙涅槃界に入らん。此時中に於て大地振動し、四維上下に朗然として明照し、虛空中に於て諸天の叫聲は猶し鼓を撃つが如くなり。阿難陀、此は是れ第八因緣にして大地振動するなり」。爾の時具壽阿難陀は佛に白して言さく、「世尊、我れ如來所說の事を觀ずるに、命行を留めて壽行を捨したまへるが爲に、此に因りて大地悉く皆振動せるなりや」。佛、阿難陀に告げたまはく、「是の如し、是の如し、我れ命行を留めて壽行を捨したればなり」。阿難陀言さく、『大德、我れ親しく佛が是の如きの說を作したまへるを聞けり、「若し能く四神足に於て修習し多く修習するあらんには、一劫若しは過一劫を住めんと欲せんに皆自在を得ん」と。大德世尊は四神足に於て已に修習し多く修習したまへり、唯願はくは世尊、世に一劫を住めたまはんことを。唯願はくは善逝、過一劫を住めたまはんことを』。

【五二】大地振動の八因緣。Divy. (p. 204, l. 9) 參照。

【五三】無邊水想。Divy. (p. 204, l. 14) には bhikṣur mahārddhiko bhavati mahānubhāvaḥ sa parittāṃ prithivīsaṃjñām adhitiṣṭhaty apramāṇāṃ cāpsaṃjñāṃ sā ākāṅkṣamāṇaḥ prithivīṃ cālayati (苾芻にして大神通あり、大神力ある所、彼苾芻は短促せる(僅かばかりの)地想を加持し、又無量なる水想を爲し、大地を振動せしめんと考へんに…) とあり。

苾芻尼・鄔波索迦・鄔波斯迦にして亦未だ能く戒品を堅修し、我が梵行をして廣く流布して多人及び諸天衆を利益するを得ざらんには、我今大涅槃に入るに宜なけん」。大徳世尊、今聲聞衆は大智慧ありて具足通達し、辯才無礙に、正法の言を以て邪論を摧伏し、聖教を顯揚して能く流通せしめたり。又諸苾芻・苾芻尼・鄔波索迦・鄔波斯迦は能く梵行をして廣く流布するを得せしめ、多人及び諸天衆を利益して諸事圓滿せり。是故に我れ今世尊に白して言へり、「涅槃時至れり、唯願はくは善逝、般涅槃に入りたまはんことを」と』。佛、魔に告げて曰はく、「汝且に少く待て、如來は久しからずして却後三月にして[四八]無餘依大涅槃界に入れば」。時に魔は念を作さく、「沙門喬答摩は言を出すに二なければ定んで般涅槃せん」とて、情に歡喜を生じて忽然として隱沒せり。佛は是念を作したまはく、「我今宜しく如是定に入り、彼が定力に隨うて其の[四九]命行を留めて其[五〇]壽行を捨てん」。是念を作し已るに便ち卽ち定に入り、命行を留めて壽行を捨てたまひぬ。時に大地悉く皆振動し、四方に熾然して星光は墮落し、虛空中に於て天鼓自ら鳴れり。佛は定より出でゝ伽他を說いて曰はく、

[五一]「諸有等・不等は　牟尼は悉く已に除き　內に定を證するを得たるにより　鳥の鷇を破るが如くなり」。

時に具壽阿難陀は日晡時に於て宴坐より起ち、便ち佛所に詣りて佛足を頂禮し、一面に在りて立ちて白して言さく、「世尊、何の因緣の故にか[五二]大地振動せる」。佛、阿難陀に告げたまはく、「八因緣あらんに大地振動す。云何をか八と爲す。今此大地は水に依りて住し、水は風に依りて住し、風は空に依りて住す。阿難陀、時ありて空中に大猛風を現ぜんに水卽ち波動す、水若し搖動せんに地卽ち振動す。阿難陀、此は是れ初因緣にして大地振動するなり。復次に阿難陀、苾芻にして大威德ありて大功用を具せんに、神通力を以て此大地をして小塵想を爲さしめ、[五三]無邊水想に入りて大地をして悉く皆振動せしめんと欲せんに、若し苾芻尼及び諸天衆の大威德者にして若し此想を作さんに、

【四八】無餘依大涅槃界。Divy. 202, 24 には nirupadhiśeṣe nirvāṇadhātau Parinirvāṇaṃ bhaviṣyati（無餘涅槃界に於て圓寂があるであらう）とあり。

【四九】命行（jīvitasaṃskāra）。

【五〇】壽行（āyuḥsaṃskāra）。律部二十五、註（一八の一五）參照。

【五一】諸有等・不等。遊行經（大正 1, 15c, 24）には有無二行中、吾今捨二有爲一、內專二三昧一定、如三鳥出二於卵一。Divy. P203, 16;—tulyam atulyaṃ ca saṃbhavaṃ bhavasaṃskāram apotsrjan muniḥ/ adhyātmarataḥ samāhito hy abhinat kośam ivāṇḍasaṃbhavaḥ //（牟尼は等と不等との生有の行を捨てつつ、鳥が鷇を破る如くに自分自身を樂しみて禪定にありて住せり）とあり。

爾の時世尊は具壽阿難陀に告げて曰はく、「[四一]我今(復)廣嚴城に往かんと欲す」。時に阿難陀は佛の敎を聞き已るに、卽ち佛後に隨ひて廣嚴城に至りて[四二]重閣堂に住しぬ。小食時に於て衣を著し鉢を持して城に入りて乞食したまふに、時に阿難陀は佛に隨うて去り、次第して乞ひ已りて本處に還至し、飯食し訖りて衣鉢を收め、澡漱し畢り洗足し已るに、佛卽ち[四三]取弓制底の樹下に往詣して而し坐し、阿難陀に告げて曰はく、「此の廣嚴城は物産華麗に、芳林果樹は在處に敷榮し、塔廟淸池は甚だ愛樂すべく、贍部洲內にて此最も希奇たり。阿難陀、若し能く[四四]四神足に於て修習し多く修習するあらんに、一劫若しは過一劫を住めんと欲せんに悉く皆意に隨ふなり。阿難陀如、來は已に四神足に於て已に多く修習しぬれば、一劫若しは過一劫を住めんと欲せんに悉く皆自在なり」。時に阿難陀は默然して語なかりき。是の如く世尊は三たび前事を唱へたまへり、「……乃至、悉く皆自在なり」と。阿難陀は亦皆語なかりければ、佛は是念を作したまへり、「今阿難陀は魔のために惑はされて身心迷亂せるなり、我已に再三分明に告示せるに、竟に言說して能く啓請を爲すなし、是に由りて定んで知んぬ、魔のために惑はされたるを」。卽ち便ち告げて曰はく、「汝可しく一樹下に依りて[四五]宴坐して住すべし。應に汝と與に雜亂同居すべからじ」。時に阿難陀は佛の敎を聞き已るに、卽ち實日宴坐の處に往いて一樹下に住せり。爾の時[四六]惡魔波卑は佛所に來詣して佛足を頂禮し、一面に在りて立ち合掌恭敬して白して言さく、「世尊、涅槃時至れり、唯願はくは善逝、般涅槃に入りたまはんことを」。佛、魔に告げて曰はく、「汝今何の故にか涅槃時至れりと云ひて我に涅槃せんことを請ずるなる」。魔言はく、「『大德、往には一時、佛、[四七]尼連河側の菩提樹下に於て成佛して未だ久しからざりし時、我れ彼に詣りて白言せり、「世尊、當に知るべし、涅槃時至れるを。唯願はくは善逝、般涅槃に入りたまはんことを」。佛、我に告げて言へり、「若し我が聖衆聲聞弟子にして未だ智慧通達して聰明辯了し、正法の言を以て邪論を摧伏し、聖敎を顯揚して能く流通する者あらざらんに、又諸苾芻、

【四一】本文に我今欲往廣嚴城とあるも、佛般泥洹經(164, 25)に且復還至維耶梨國とあるにより、今(復)の字を補へり。以下の記は Divy. (p. 200) XVC māndhānāvadāna に、亦巴利涅槃經 (C.3,102)に相應せり。

【四二】重閣舍。般泥洹經(p.180b, 11)に獼猴館とせり。卽ち markaṭahrada tīre Kūṭāgāraśālā (獼猴池側高閣堂)なり。巴利涅槃經に此語なし。

【四三】取弓制底。(Cāpālacaitya) 律部十、註(三二の八四)及び律部十四、註(二〇の四〇)參照。梵本及び巴利涅槃經には此處に多くの塔名を出せり。

【四四】四神足(catvāra riddhipadā)。律部八、註(四の二一〇)參照。

【四五】宴坐。日住の爲に依止して坐する(niśritya niṣaṇṇo divāvihārāya)義、意を靜めて自ら思惟するなり。

【四六】惡魔波卑(māra pāpiya)。

【四七】尼連河側菩提樹下(nairañjanāyās tīre bodhimule)。

餘處に在れば、我れ念ぜり「應に斯の大衆を離れて而し般涅槃すべからず、宜しく自ら意を用ひて無相三昧を以て其身を觀察し痛惱をして息めしめん」と。卽ち便ち定に入りしに、所受の諸苦は悉く皆除愈して安隱住を得たり。阿難陀、[三五]我今衰邁して身力羸弱し、年將に八十ならんとす、[三七]唯二事に依りて而し存住するを得んこと、朽破車の亦二事に依らんが如し。是義を以ての故に汝今應に憂愁苦惱すべからず、但諸の世間有爲の法は因緣より生ぜるなれば、而し滅壞せずして常住を得んこと是處あることなし。我先に汝が爲に常に是事を說けり「一切世間の[三八]樂欲・光華・愛念・可意は悉く皆散壞し、恩愛も別離して留住する者なし」と。是故に當に知るべし、我が現在及び我が滅後に於て、[三九]汝等自らを洲渚と爲し、自らを歸依と爲し、法を洲渚と爲し法を歸依と爲し、別の洲渚なく別の歸依なきを。何を以ての故に。若し我れ現在し及び我れ滅度せんも、若し法に依らん者、戒を樂持せん者は、我が聲聞弟子に於て最も第一たればなり。云何が苾芻、自らを洲渚と爲し自らを歸依と爲して別の洲渚なく別の歸依なきなる。阿難陀、若し諸苾芻にして能く內身に於て善く身相を知り、繫念觀察して心を攝して住せしめ、勇猛を發起して貪瞋及び諸の憂惱を降伏せん。是の如く外身・內外身・內受・外受・內外受・內心・外心・內外心・內法・外法・內外法の是の如きの處に於て、繫念觀察して心を攝して住せしめ、勇猛を發起して貪瞋及び諸の憂惱を降伏せん。苾芻若し是の如きの觀を作さんには、此を則ち名けて自らを洲渚と爲し自らを歸依と爲して法に順ひて而し住すと名くるなり。

內を頌に攝して曰はく、

[四〇]「行雨と竹林內と　波吒邑を修理せると　河を渡りて小村に詣れると　漸く涅槃(處)に
向へる等となり」。

【三六】　本卷初頌の第三句、自造年衰老に相應すべし。

【三七】　二事。遊行經(大正一・15b,2)に吾既老矣、年粗八十、譬如三故車方便修治得レ有二所至一、吾身亦然、以二方便力一得二少留一レ壽、自力精進忍二此苦痛一不レ念二一切想一入二無想定一時我身安隱無有惱患……とあり。此文によりて今の、二事とは方便と修治となり、卽ち世尊も方便力を以て壽を留め、精進力によりて苦痛なきを得たまへる意なり。

【三八】　樂欲・光華・愛念・可意。遊行經等に相當語なし。

【三九】　自洲渚・自歸依・法洲渚・法歸依。律部二十三、註(七の一六)六集經の下參照。

【四〇】　此頌は次下に含まれたる記を攝頌とせるにあらず、恐らくは前卷註(三〇)以下を頌に接せるなるべし。倘、本卷初頌の說行雨因緣の句は何處に相應せしむべきか明かならず。

時に阿難陀は佛所敎の如くし、卽ち大衆と與に佛に隨うて竹林北に至りて升攝波林に住せり。時屬(たまたま)く飢儉して乞求得難かりければ、佛、諸苾芻に告げたまはく、「今時飢儉せり、汝等宜しく同意者を求め、薜舍離の諸方聚落に於て便に隨うて安居すべし、我は阿難陀と與に此處に住せん。若し是の如くせざらんには求乞せんも得難ければ」。時に諸苾芻は佛の敎を聞き已るに各善友に依ひて隨處に安居し、唯阿難陀のみ獨留まりて佛に侍し、樹下に在りて而し安居を作せり。佛は夏內に於て身、病苦に嬰り、諸の痛惱を受けて幾ど將に命沒せんとしたまひければ、是の如きの念を作したまへり、「我身に疾ありて久しからずして遷謝せん。然り諸苾芻は餘處に散住しぬれば、我今應に諸大衆を離れて而し般涅槃すべからざれば、(三五)應に無相三昧を以て自身を觀察して苦をして停息せしむべし」。是念を作し已りて卽ち勝定に入りたまひしに、所受の諸苦は念の如くに皆除こり安隱にして住したまへり。時に具壽阿難陀は日晡時に於て定よりして起ち、佛所に往詣して佛足を頂禮し、一面に在りて立ち合掌して白して言さく、『大德世尊、我れ向者に身心迷悶して好惡を辨ふる莫く、所聞の法は誦持する能はざりき。世尊が諸の病苦を受けたまへるを見て、將に寂滅せんとしたまふを恐れしに由りてなり。今、世尊未だ般涅槃したまはざるを聞いて少しく醒悟するを得たり』。又言へり、「若し諸苾芻にして總集せざらんには我れ涅槃せず」と。此を以て惟ひ忖りて、故に知んぬ、更に希有の法を說きたまはんを』。佛、阿難陀に告げたまはく、『汝、是意を作して、「我れ諸苾芻を敎導せんとて故に涅槃せず」と謂へるは是處あることなし。何を以ての故に。豈に我今更に諸苾芻に希有の法を示さんを欲すべけんや。阿難陀、我れ說くべき所は皆已に說き竟り。悉く內外の諸法を解了せしめぬ。所謂、四念住・四正勤・四神足・五根・五力・七覺分・八聖道なり。阿難陀、諸佛如來は常に此法を以て分明に爲に說きたまひて、祕悋覆藏の心あることなきなり。然り阿難陀、我身に疾あり將に涅槃せんと欲しければ、便ち是念を作せり、「吾今病に苦めり、必らず定んで命終せん」。諸苾芻等は各

【三五】 無相三昧。巴利涅槃經(D. 2, 99, 10)に viriyena とありて無相三昧に相應する語なし。遊行經(大正 1,15a,20)には今當ニ精勤自力以留ニ壽命ㇾとし、般泥洹經(大正1,180a,14)には宜下爲ニ是疾ㇾ自力精進以受中不念衆想之定上、卽如ニ其像ㇾ、正受ニ三昧ㇾ思ニ惟不念衆想之定ㇾとあり。無相三昧とは衆想を念ぜざるの定卽ち無想定(asrmjñāsamāpetti)なり。律部二十三、註(一七の二七)參照。

世俗事に於て厭離心を生ぜん。此は是れ如來應正等覺の世間に出現せんに第三希有たり。復次に若し展轉して法を聽聞するあらんには、皆亦漸々に教に依りて奉持せん。此は是れ如來應正等覺の世間に出現せんに第四希有たり。復次に諸の、法を聞かん者は、繫念思惟して卽ち能く甚深の妙慧に通達せん。此は是れ如來應正等覺の世間に出現せんに第五希有たり。復次に摩納婆、恩を知り恩を報ずるを大善士と名く、少をも尙ほ忘れず、何に況んや多恩をや。是故に汝今應に勤めて修學すべし」。摩納婆は佛說を聞き已るに歡喜信受し、雙足を頂禮して佛を辭して去りぬ。時に菴沒羅女は卽ち其夜に於て備さに種々上妙の飮食を辨じ、明、淸旦に至りて牀席を敷設し、淨水盆・齒木及び屑を置け、使をして佛に白さしむらく、「飮食已に辨はりぬ、願はくは佛、時を知しめさんことを」。爾の時世尊は衣を著し鉢を持し、苾芻衆と與に彼食處に詣りたまへり。佛及び大衆は次第して坐し已るに、時に菴沒羅女は佛大衆の悉く安坐したまひ已るを見て、手づから自ら奉じて種々上妙の飮食を行して普く飽滿せしめ、飮食し訖るに次いで澡豆及以齒木を授け、澡漱し已り鉢を收め竟るに、遂に卑席を取りて佛前に於て坐し、心を攝して聽法せり。爾の時世尊は卽ち其女の爲に施の伽他を說いて曰はく、

「[三三]若し人慳まず能く施與せんに　見ん者愛敬して咸く親近し　衆會中に入らんにも畏懼なく　大利益を得て名聞を具せん。是故に智人は常に惠施し　能く長夜に福をして增長せしめ　漸(々)に煩惱を除いて慳貪を破し　三十三天に歡樂を受けん。諸の善業を修して功德を營まんに　命終の後天に生ずるを得て　諸女衆と與に芳園に戲れ　佛の弟子と爲りては常に安樂ならん」。

爾の時世尊は復菴沒羅女の爲に機に隨うて法を說き、示敎利喜し已るに座よりして去り、還りて住處に至りて阿難陀に告げて曰はく、「我今[三四]竹林中に往かんと欲す、汝可しく諸大衆に告ぐべし」。

【三三】巴利涅槃經に此偈なし。

【三四】竹林。竹芳聚、竹林聚ともせり、veḷuva-gāmaka なり。此處にて世尊は病みたまへり。巴利涅槃經(98,19)に相當す。

智慧力を觀ずべし　大明炬の昏冥を照すが如きを　常に人天の爲に智眼と作り　諸の來り見ん者皆調伏したまふ」。

時に諸栗姑毘は是說を聞き已るに同聲に讃言すらく、「大摩納婆、善く斯語を說けり」。是時會中に五百栗姑毘子あり、各上衣を脫して持つて黄髮に施せり。世尊復大衆の爲に法を說き、示敎利喜して默然して住したまへり。時に諸栗姑毘子は各座より起ち、衣を整へ合掌して佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、我等を哀愍して諸苾芻と與に明日城内にて我が微供を受けたまはんことを」。佛言はく、「我れ苾芻と與に已に菴沒羅女に明日就りて食せんことを許へり」。白して言さく、「大德、我ら失ふ所ありて彼女に如かざりき。彼れ智慧ありて先に世尊を請じまつり、我等時に及びて親覲し恭敬禮拜すること能はざりしとは。我ら後の時に於て當に供養を興しまつるべけん」。佛言はく、「甚だ善し」。佛の讃じたまふを聞き已るに情に歡喜を懷き、佛足を頂禮して奉辭して去りぬ。時に摩納婆は彼諸人の佛を辭し去れるを見て後、少時而し住して卽ち座より起ち、衣を整へ合掌して佛に白して言さく、「大德、彼五百人は我が佛を讃ぜるを聞いて同聲に慶喜し、妙語を爲せるが故にとて各一衣を持して來りて我に施しぬれば我れ持して佛に奉ぜんとす、唯願はくは慈悲もて哀愍して納受したまはんことを」。世尊爲に受けて告げて言はく、「摩納婆、若し如來應正等覺にして世間に出現せんに、五の[三]希有事ありて亦世に現ぜん。云何をか五と爲す。謂はく、「世間に於て若し大師如來・應正等覺・明行圓滿・善逝・世間解・無上士調御丈夫・天人師・佛・世尊ありて世に出現せんに、凡そ所說の法は初中後に善にして文義巧妙に、純一に清淨鮮白梵行の相を圓滿せん。當に知るべし、此は是れ如來應正等覺の世間に出現せんに第一希有たるを。復次に若し是の如きの妙法を聽聞して能く善作意して一心に審諦し、諸根を攝斂して思念觀察するあらん。當に知るべし、此は是れ如來應正等覺の世間に出現せんに第二希有たるを。復次に、其の法を聞かん者情に喜悅を生じて大善利を獲、

【三】世尊出現五希有事。

の時世尊は爲に妙法を說いて示敎利喜し、默然して住したまへり。時に菴沒羅女は座よりして起ち、合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは哀愍して諸苾芻と與に明日宅に就りて我が微供を受けたまはんことを」。世尊默然したまふに、佛受けたまへるを知り已りて雙足を頂禮し奉辭して去りぬ。時に廣嚴城の諸の[二八]栗姑毘子は佛世尊が人間に遊行して菴沒羅林に住したまへりと聞き、各々種々に[二九]駟馬寶車を嚴り、青馬を駁し青車に駕し、青轡勒に青鞭を執り、青帽を戴き青蓋を擎げ青刀を帶び青拂を捉り青衣を著し、瓔珞塗香も悉く皆青色に、并に諸の從者も皆青衣を服せり。復栗姑毘あり諸從者と與に別に一隊を爲して車馬衣瓔悉く黃色を爲せり。復一隊ありて悉く赤色を爲せり。復一隊ありて悉く白色を爲せり。是の如く各前後に隊仗をを別ち、螺を聲らし皷を擊ちて廣嚴城を出で、皆親しく如來を覲まつりて頂禮恭敬せんと欲せり。世尊は彼が來らんと欲せるを知しめして諸苾芻に告げたまはく、「汝等未だ三十三天の、芳園に遊觀せるを見ざらんには、今可しく此廣嚴城中の諸栗姑現子の、其威德に由りて莊飾巧妙に、三十三天の、芳園に出遊すると等しくして異あることなきを觀ずべし」。諸栗姑毘子は既にして林所に至るに、便ち卽ち車を下りて徒步して進み、世尊所に詣りて雙足を頂禮し、退いて一面に坐して妙法を聽かんと欲せり。世尊は爲に說いて示敎利喜して各慶悅せしめたまひしに、爾の時會中に一婆羅門あり、名けて[三〇]黃髮摩納婆と曰へるが、座よりして起ち衣を整へ合掌して佛に白して言さく、「世尊、我れ今樂うて隨喜もて讚歎しまつらんと欲す」。佛、摩納婆に告げたまはく、「汝が意に說くに隨さん」。既にして佛の許を蒙りぬれば、卽ち頌を說いて曰さく、

「大王は身に寶裝甲を持し　今國主と爲りて善利を獲たり　佛、此處に現生したまふありて　名稱高遠なること[三一]須彌の若し。　白蓮華の、池中に處して　夜に開敷して芳馥を散ずるが如く　日の、暉を流して空界を照し　光明遍く世間に滿てるが如し。　當に如來の

【二八】　栗姑毘子(licchavi)。諸車、亳姓諸理家と音寫せり。律部十九、註(一〇の四八)參照。

【二九】　駟馬寶車。四頭立ての寶莊嚴の車。

大王身持寶裝甲、今爲國主獲善利、有佛現生於此處、名稱高遠若須彌、如白蓮華處池中、於夜開敷散芬馥、如日流暉照空界、光明遍滿於世間、當觀如來智慧力、如大明炬照昏冥、常爲人天作智眼、諸來見者皆調伏。

此偈文略にして意通ぜず、律部十四、四七九頁の註(三七)參照。尙、般泥洹經上(大正(1,179b)の偈參照。

【三〇】　黃髮摩納婆。律部二十三、註(七の三)廣飾參照。佛般泥洹經に賓自、遊行經・般泥洹經に並既食、五分律二十卷に賓祇耶とせり、卽ち piṅgiyā māṇava なり。巴利涅槃經には此記なし。

【三一】　須彌。諸律・諸經には皆雪山とせり。

芻は佛の所說を聞いて、敎に依りて奉行せり。

佛、具壽阿難陀に告げて曰はく、「我れ今[二二]廣嚴城に往かんと欲す、汝可しく諸大衆に告ぐべし」。時に阿難陀言さく、「是の如し、世尊」。佛及び僧衆は漸く城所に至り、[二三]菴沒羅林に住したまへり。時に此城中に一女人あり(舊に奈女と云へるは非なり)。顏容端正にして衆に知識せられ、[二四]菴沒羅と名け、是は此れ林主なりしが、世尊至りて我が林中に住したまへりと聞き、妙衣瓔を著して自ら莊飾し、諸の女屬を命びて共に相隨從せしめ、寶車に乘駕して世尊處に詣り、旣にして林所に至りて便ち卽ち下車し徒步して進めり。爾の時世尊は無量百千苾芻衆中に於てして爲に法を說きたまへるに、時に世尊は遙かに女を見已りて諸苾芻に告げたまはく、『彼諸の女衆は此に來至せんと欲せり、汝等應に當に繫念思惟して異想を生ずる勿れ。汝等苾芻、我が說く所を聽け。云何をか名けて[二五]繫念思惟と爲すなる。若し苾芻ありて罪惡念・不善心を起さん時當に卽ち除遣すべく、應に正信を生じ精勤を發起し、心を攝して正念に住して散ぜざらしめ、善法生じて惡念止息せしめ、正智もて熏習して圓滿增廣し、正勤相續して異念を爲すこと勿れ。苾芻、是の如きは繫念思惟なり。汝等復聽け、[二六]「異想を生ずること勿れ」と(いへるを)。苾芻應に知るべし、往來所趣に當に善觀察して屈・申・俯・仰し、僧伽胝を著し衣鉢を執持するにも、行・住・坐・臥。語・默・睡・眠・惛・沈・起時にも對治法を爲し正念に而し住すべし。云何が苾芻。正念に而し住するなる。汝今當に知るべし、[二七]謂はく、內身を觀じては正勤を策起して應に善く調伏して諸の世間に於て是れ憂苦なりと知るべし。次に外身・內外身・內受・外受・內外受・內心・外心・內外心・內法・外法・內外法を觀じ、此諸法に於て繫念觀察し、心を攝して住せしめ、正勤を策起して勇猛にして息まず、應に善く調伏して諸の世間に於て是れ憂苦なりと知るべし。苾芻是の如きは繫念思惟なり。是故に汝等正念に而し住せよ、彼女衆此に來至せんと欲するに由りて、是れ我が殷勤の敎誨する所たり。是時女衆は佛所に來詣し、雙足を頂禮して退いて一面に坐せり。爾

【二二】 廣嚴城。毘舍離(Vesāli)なり。

【二三】 菴沒羅林(ambapāli-vana)。佛般泥洹經(大正1, 163b, 28)には維耶離を去ること七里(五丁一厘)とせり。

【二四】 菴沒羅。菴沒羅波利遊女(Ambapālī gaṇikā)なり。律部十四、註(二〇の三八)參照。

【二五】 繫念思惟。(sati)。

【二六】 異想を生ずる勿れとは、正意(sampajāna)なれとの義なり。以下の記は巴利涅槃經(D. II, p. 9, l. 3)に一致せり、但し大小便事、啖嚼飲味の文を缺く。遊行經、佛般泥洹經、般泥洹經には全く缺く。律部二十三、註(七の二)の本文は簡略なり。

【二七】 四念處觀なり。律部八、註(四の二〇八)參照。

行いて乞食せるに、此村中多く諸人ありて疫に遭ひて死にたるを聞けり。既にして食を得已るに各本處に還り、飯食し訖り衣鉢を收め洗足し已るに俱に佛所に詣り、佛足を禮し已り一面に在りて坐して白して言さく、「世尊、我等村に入りて乞食を行ぜる時、衆多鄔波索迦ありて悉く皆命過せるを聞きぬ。未だ知らず、彼等當に何處に生じたるなるべきかを」。佛言はく、「苾芻、此村中に於て二百五十の諸鄔波索迦[一六]の五下分結を斷ぜるあり。此より命過して[一七]化生身を得、彼涅槃に於て更に退轉せず、不還果を證しぬれば復更に來らじ。汝等苾芻、復三百餘人の鄔波索迦あり、此より命過して染瞋癡を[一八]薄斷しぬれば一來果を得、暫し人間に來りて當に苦際を盡くすべけん。汝、諸苾芻、此村中に於て五百人の並に已に命過せるあり、能く三結を斷じぬれば預流果を得て復退轉せず、[一九]七有生に於て人天に還往して當に苦際を盡くすべけん。汝等苾芻、何ぞ煩はしく問を致して斯の擾惱を作すなる、生者の必らず死なんこと此れ常事たり、若し佛の世に出でんにも世に出でざらんにも。生死の法は如來悉知して諸の有情の爲に分別演說して[二〇]十二緣生の法門を開示せり。所謂、此あるが故に彼あり、此生ずるが故に彼生ず、即ち是れ無明は行を緣じ、行は識を緣じ、識は名色を緣じ、名色は六處を緣じ、六處は觸を緣じ、觸は受を緣じ、受は愛を緣じ、愛は取を緣じ、取は有を緣じ、有は生を緣じ、生は老死憂悲苦惱を緣ず。此なきが故に彼なく、此滅するが故に彼滅す、所謂、無明滅して則ち行滅し、行滅して則ち識滅し、識滅して則ち名色滅し、名色滅して則ち六處滅し、六處滅して則ち觸滅し、觸滅して則ち受滅し、受滅して則ち愛滅し、愛滅して則ち取滅し、取滅して則ち有滅し、有滅して則ち生滅し、生滅して則ち老死憂悲苦惱滅す、是の如くして廣大の苦蘊悉く皆除滅するなり。我れ今復汝等が爲に[二一]法鏡經を說かん、應に可しく諦聽して善く之を思念すべし。云何が法鏡なる。謂はく、佛・法・僧・聖淸淨戒なり、汝等此に於て深く尊重を生じ、恭敬供養して禮拜讚歎し正信正念もて常に斷絕せざれ、是を法鏡と名く、是の如く應に持つべし」。時に諸苾

【一六】五下分結。律部八、註(四の一八八)參照。

【一七】化生身。律部二十三、註(六の五五)參照。

【一八】薄斷。見結と戒取結と疑結の三分結を斷じ見惑を盡くせる癡に於て猶ほ輕障ある故に一來果を證せるなり。即ち全斷に對する語。

【一九】七有生。七反受生する意、これを七生の預流ともいふ、律部二十五、註(一二の三)參照。

【二〇】十二緣生法門。遊行經に說かず、佛般泥洹經、般泥洹經共に此法門を說けり。巴利涅槃經に此記なし。

【二一】法鏡經。律部二十三、註(六の五九)參照。般泥洹經のみ詳細なり。

すべけん」。時に佛世尊は彼念を知り已るに、城の中道より西して郭門に趣き、北面して行いて河に向うて過ぎんとしたまへり。時に彼河中に諸人渡らんと欲して、或は草木の瓠及び浮嚢を將へ、憑みて水を度りて往還して絶えざるもの數億千ありき。世尊は見已りて是の如きの念を作したまはく、「我今當に中流水上を安歩して去るとやせん、神力を以て此岸より沒して彼岸に出づるとやせん」。即ち勝定に入りて其が所念に隨ひ諸苾芻と并に此に沒して彼に出でたまへり。一苾芻あり、即ち是時に於て伽陀を說いて曰はく、

「諸人の渡を求めん者　往來して一數ならず　浮嚢及び草木もて　弶伽の津を越えんと
欲せるに　世尊は神力を以て　并に僧衆に及ぼし　此より彼岸に至りて　復疲勞を起
したまはじ　平川の水流溢せると　穿井も復何爲ぞ　心根の煩惱除かんに　豈に更に
餘物を求めんや」。

時に行雨大臣は佛の出城したまへる處に於て爲に門樓を造りて名けて喬答摩門と曰ひ、河津の階道は喬答摩路と名けぬ。爾の時世尊は既にして北岸に至り、阿難陀に告げて曰はく、「我今[10]小舍村の北、[11]升攝波林に往かんと欲す」。佛行いて彼に至り、既にして安坐し已るに諸苾芻に告げて曰はく、「此は是れ[12]尸羅、此は是れ三摩地、此は是れ般若なり。持戒力に由りて定能く安隱久住して退かず、修定に由りての故に智慧生ずるを得、慧力に由りての故に染瞋癡心より心解脱するを得るなり。是の如く諸苾芻にして心善く解脱せんに、正解了を得て我生は已に盡き梵行已に立し後有を受けず所作已に辦ぜりと如實に而し知るなり」。世尊は復阿難陀に告げて曰はく、「我れ[13]今販葦聚落[14]村外の林中に往かんと欲す」。白して言さく、「世尊、是の如し、應に去るべし」。既にして彼に至りたまひ已るに、時に彼聚落の人疫癘に遭ひ、一淨信の鄔波索迦は前に因りて命過し、復[15]善賢・名稱等の諸の近事男も亦皆命過せり。時に諸苾芻は小食時に於て衣鉢を執持し、聚落中に入りて次に

【一〇】小舍村（Koṭi-gāma）。拘利村なり。
【一一】升攝波林（siṃsapā）巴利涅槃經(90,2)に此語なし。
【一二】尸羅・三摩地・般若。戒・定・慧なり。次の心解脱を加へて四深法とす。巴利涅槃經には四聖諦を說ける後に此法を說けり。
【一三】販葦聚落（nāpikā）。遊行經に那陀村(大正1, 13a, 10)佛般泥洹經に喜豫國(大正 1, 163a, 22)とせり。律部二十三、八九頁一行以下參照。
【一四】村外林中。遊行經には揵椎處、佛般泥洹經には揵祇樹下とせり。これ Giñjakāvasatha(巴利涅槃經 91,21)にして群蚍林とも音寫し、相思林とも譯せり。本律第二十九卷の註(二五・二六)參照。
【一五】善賢・名稱。遊行經に十二居士を出せる中、第八の蘇婆頭樓、第十一の耶輸は今と相應し、佛般泥洹經・般泥洹經に十居士を列ぬる中には快賢・德擧(德稱)に相當す。巴利涅槃經に九名を列ねたり、律部二十三、註(六の五二)參照。巴利涅槃經には Sāḷha, Nanda の苾芻・苾芻尼の死をも記せり。

ふに、是時大臣は佛受けたまへるを知り已るに座よりして去れり。時に行雨大臣は既にして宅中に至りて諸の大小に告げ、卽ち其夜に於て備さに種々上妙の飮食を辦へ、食既にして辦はり已るに明淸旦に至りて座席を敷設し淨水盆を安き、澡豆・齒木嚴かに辦へて既に周くし、卽ち使人をして往いて白さしむらく、「時至れり、飮食具さに備はりぬ、願はくは佛時を知しめさんことを」。世尊卽ち小食時に於て衣鉢を執持し、諸の僧衆と將に大臣家に詣り、設食處に至り座に就いて坐したまふに、行雨大臣は佛大衆の次第して坐したまへるを見已りて、自ら手づから種々上妙の飮食を奉持して、佛僧に供養して皆飽足せしめ、齒木を嚼み澡漱し已り鉢を收め訖るに、行雨大臣は卽ち金瓶を以て水を注ぎ佛前に在りて立ちて是の願言を發すらく、「我が此の施供の所有勝善等流の業もて當に樂報を獲べく、斯の福力を以て願はくは此城內舊住天神をして長夜中に於て勝利樂を受け(しめ)、願はくは彼名を稱へて而し爲に呪願[九]したまはらんことを」。爾の時世尊は彼大臣所設の供養に於て隨喜の爲の故に而し頌を說いて言はく、

「若し人能く淨信心ありて　恭敬して大衆を供養し　常に大師眞實語に依らんに　則ち諸佛の爲に稱揚せられん。　若し聰明智慧の人ありて　此の勝妙の處に卜居し　持戒淨行者に供養せんに　復爲に宣說して伽陀を願ぜん。　若し恭敬して布施すべからんには　應に殷心に供養を修すべし　是に由りて天衆は恩慈を起して、　猶し父母の赤子を憐むが如くせん。　既にして諸天に守護せらるれば　常に安然に勝樂を受くるを得　生々に恒に善人に遇ひ　究竟して當に無爲處に至るべけん」。

是時世尊は彼大臣の爲に示教利喜して妙法を說き已るに座よりして去りたまへり。時に彼大臣は世法の終歸を了知して棄捨し、卽ち衣服を整へて世尊の後に隨ひ、是の如きの念を作さく、「世尊喬答摩が城より出でたまふ處に我當に彼に於て大門樓を起し、弶伽河を渡りたまはんに爲に津濟を作

【九】呪願。法語を稱へて施者の爲に願求するなり。前卷の註(三)參照。

く、「世尊、願はくは佛慈悲もて哀れみて我等が[五]晝日遊從の閑靜房舍を受けたまはんことを」。爾の時世尊は默然して爲に受けたまふに、諸婆羅門等は佛受けたまへるを知り已るに、佛足を頂禮して奉辭して去りぬ。諸人去りての後、佛卽ち彼の閑靜住處に詣り、旣にして彼に至り已るに卽ち房外に於て洗足し已り室に入りて[六]宴坐したまへり。時に摩揭陀國行雨大臣は便ち波吒離邑に於て、四邊を量度して廣く封疆を立て、城隍を造りて將つて佛栗氏國を罰せんと欲せり。時に此邑中に大勢力の威德天神ありて各住處を求めぬ。爾の時世尊は宴坐處に於て卽ち天眼の、人天に過ぐるを以てして、彼天神の各住處を求むるを觀はし、乃ち晡時に宴座より起ちて淸凉處に詣り、坐して阿難陀に告げて曰はく、「汝豈に聞かざらんや、城邑を量度せるを」。白して言さく、「我聞けり、行雨大臣が城邑を置けて以て自ら牢固にし將つて[七]北城を伐たんと欲せるを」。[八]佛言はく、「阿難陀、善い哉、行雨大臣や、大智慧ありて城邑を置けんと欲して卽ち三十三天と形狀相似たるとは。我れ住處に於て天眼を以て觀ぜるに、諸大天神の各住處を求むるを見ぬ。阿難陀、但是れ勢力諸天の住せんを欲するの處にして、此城內に於ける福德の大人も亦其中に於て而し住處を求めぬ。但是處中の諸天も住せんと欲するの處、其處中の人及び餘の諸類も亦此に住せり。阿難陀、其の城邑に於ては勝人ありて住止し勝人ありて言議し、勝商人ありて來りて共に交易し往還して滯るなき者、謂はく卽ち是れ此の波吒離城なり。然れども三災禍ありて城當に損壞すべけん、所謂、水・火及び內に反逆あるとなり」。時に行雨大臣は佛世尊が摩揭陀より漸々に遊行して波吒離に至り、制底邊に住して諸人衆の爲に恭敬せられたまへりと聞き、聞き已るに尋いで往いて世尊所に至り、敬を修し已り畢りて共に相慰問し退いて一面に坐せるに、佛爲に法を說いて示敎利喜し已り默然して住したまへり。爾の時大臣は卽ち座より起ち偏に一肩を露はし右膝を地に著け合掌恭敬して白して言さく、「喬答摩、唯願はくは明日、苾芻僧と及に我が宅中に就り爲に微供を受けたまはんことを」。佛默然して受けたま

【五】巴利涅槃經（D. II. 84, 20）には āvasathāgāra（施一食處、福舍とせり。これ施一食處、福舍なるも亦晝日遊從の爲の房舍とも解し得べし。

【六】宴坐。燕坐ともいふ、「中に眞に明かに坐する」義、根本の淨禪に安住して外の勞塵を息止するなり。後註（四四）參照。

【七】北城。佛栗氏國卽ち跋祇城なり。

【八】遊行經（大正1,12c,2）には佛告阿難造此城者正得天意、吾於後夜明相出時至閑靜處以天眼見諸大神天各封宅地、中下諸神亦封宅地、阿難當知諸大神天所封、地有人居者安樂熾盛、中神所封中人所居、下神所封下人所居、功德多少各隨所止、阿難、此處賢人所居商賈所集、國法眞實無有欺罔、此城最勝、諸方所推不可破壞とあり。

卷の第三十六

第八門の第十子、頌に攝するの[一]餘の二(涅槃前遊行化事)內を頌に攝して曰はく、

「衆集まりて大師を敬へると　法を聞いて正信を生ぜると　自ら年衰老を述べたまへると

行雨因緣を說くとなり」。

爾の時世尊は具壽阿難陀に告げて曰はく、「我今[二]波吒離邑に往かんと欲す」。阿難陀言さく、「是の如し、世尊」。卽ち諸苾芻と與に世尊に隨從して摩揭陀國を發ち、漸次に遊行して波吒離邑に至り[三]制底邊に住したまひき。時に彼の邑人は佛來至したまへりと聞き、悉く皆聚會して制底處に至り、世尊所に詣りて雙足を頂禮して退いて一面に坐せり。爾の時世尊は諸の婆羅門長者居士に告げて曰はく、「汝等應に知るべし、[四]放逸の事に五過失あるを。云何をか五と爲す。一には若し婆羅門等にして放逸を作さん時、此因緣を以て所有財寶受用の物は悉く皆散失せん。二には若し放逸せん人は此因緣を以て、凡そ趣向する所の衆會の處にて、情に媿赧を生じ又怯懼を懷かん。三には若し放逸せん人は此因緣を以て、惡名稱ありて四方に流遍せん。四には若し放逸せん人は此因緣を以て、命終時に臨みて心に悔恨を生ぜん。五には若し放逸せん人は此因緣を以て、命終の後地獄・餓鬼・傍生に墮せん。是を五種放逸の過と謂ふ。復次に若し婆羅門等にして不放逸を行ぜんに時に五勝利あらん。[五]云何をか五と爲す。一には所有財寶受用の物は皆散失せず。二には凡そ趣向する所の衆會の處に、情に媿赧なく亦怯懼なし。三には善名稱ありて四方に流遍す。四には命終時に臨んで悔恨を生ぜず。五には命終の後天上に生じて長く安樂を受けん。是を五種の不放逸を行ずる利益の事と謂ふ」。爾の時世尊は波吒離邑の諸婆羅門等の爲に、法要を演說して示教利喜し已るに默然して住したまへり。諸婆羅門等は卽ち坐より起ち偏に右肩を袒ぎして右膝を地に著け、合掌して佛に向うて白して言さ

【一】　本文に攝頌之二とあるも宋・元・明・宮本によりて二を餘に改む。以下は第八門第十子の攝頌中に標擧せず。故に以下四十卷まで第八門第十子攝頌の餘とあるも實は攝頌外なり。而して前卷の註(二〇)にその頌以下を攝頌の餘の一とせる如く、今も本文を重んじて頌に攝する餘の二とせり。

【二】　波吒離邑(pāṭaligāma)、遊行經に巴陵弗城とし、佛般泥洹經には巴隣聚とせり。

【三】　制底邊。般泥洹經(大正1,177c,3)城外神樹下とあり、佛般泥洹經(大正1,162b,22)至巴隣聚樹下坐巴隣聚鬼神卽往……とあり。されば制底(cetiya)とあるとも、鬼神の住める古樹を云へるなり。

【四】　放逸事五過失。遊行經には犯戒有二五衰老一とせり。巴利涅槃經の相當處に此等の法要を說きたまへる記なし。

【五】　不放逸事五勝利。遊行經には持戒有二五功德一とせり。

め、愛念敬重して共に相親附し、和合攝受して諸の違諍なく心を一にして事を同じくすること水乳の合するが如くならん。二には「我今應に語業を以て慈を行ずべし。謂はく、大師所及び諸の賢聖同梵行處に於て慈善心を起して語を以て讃歎して其實德を彰はし、他にして聞かざらんには其をして普く知らしめ、經典を讀誦して晝夜に歇むるなけん」。是の如く作さん時他をして歡喜せしめ、愛念敬重して共に相親附し、和合攝受して諸の違諍なく、心を一にし事を同じくして水乳の合するが如くならん。三には「我今應に意業を以て慈を行ずべし。謂はく、賢聖同梵行處に於て慈善心を起して妬害慳嫉の想を生ぜず、身語業に於て所有に慈を行じて繫念思惟して斷絶せしむるなく、設(たとひ)危難に在らんとも亦暫らくも停めじ、況んや復平居しつゝ而し正念に乖かんや。諸の含識に於ても悲愍心を起して共命を斷たず、楚苦を行ぜず、煩惱を遠離して解脫處に至らん」。是の如くに作さん時他をして歡喜せしめ、愛念敬重して共に相親附し、和合攝受して諸の違諍なく、心を一にし事を同じくして水乳の合するが如くならん。四には諸有所得の如法の利養は乃し鉢中に獲たる小飮食に至るまで、悉く皆歡喜して他と共に受用して屛處に食せず、同梵行者に於て情に彼此なからん。是の如く作さん時他をして歡喜せしめ、愛念敬重して共に相親附し、和合攝受して諸の違諍なく、心を一にし事を同じくして水乳の合するが如くならん、五には[五二]所受の戒に於て不破・不穴・不雜・不垢・不穢に、初後に智人の所讃を淨持し、同梵行者に輕鄙を生ぜず、共に淨戒を持して法食俱に同じくせん。是の如く作さん時他をして歡喜せしめ、……廣說して……乃至、水乳の合するが如くならん。六には「能く正見を生じて疑惑あることなく、是れ聖出離にして能く破壞するなくして速かに苦邊を盡し、同梵行者と共に此見を同じくせん」。是の如く作さん時他をして歡喜せしめ、……廣說して乃至水乳の合するが如くならん。汝等苾芻、是を六種歡喜之法と謂ふ、應に常に修習して慇懃に守護し、諸苾芻をして衆增長するを得て善法損するなからしむべし」。時に諸衆は佛說を聞き已るに、皆悉く歡喜して信受し奉行せり。[五三]

(大正1,177a,14)には六重法とし、遊行經には六不退法とせるも、巴利涅槃經には前と同じく cha sāraṇīyā dhammā とせり。

【五二】本文に五者於所受戒不破不穴不雜不垢不穢初後淨持智人所讃同梵行者不生輕鄙共持淨戒法食共同如是作時……とあり、遊行經(大正1,12a,10)には五者持賢聖戒無有缺漏亦無垢穢必定不動とあり。般泥洹經(大正 1,177a, 19行)には五爲持戒不犯、不爲模質、能用勸人とあり。巴利涅槃經、(80,23)にも六和敬を說き、身・口・意・利・戒・見の順序にして今と合す。而して戒を說く所、sīlāni akhaṇḍāni acchiddāni asabalāni akammāsāni bhujissāni viññūpasatthāni aparāmaṭṭhāni……(破壞せず、斷絶せず、穢されず、斑點(雜)ならず、自在にして、智者に稱讃せられ、著せず……)とあるも亦相應せり。雜事の比文は智度論第二十二卷(大正25, 225 c, 末)に六念を明す中に於て行者念二淸淨戒不缺戒不破戒不穿戒不雜戒自在不著戒智者所讃戒一無二諸瑕隙一名爲二淸淨戒一とあるに髣髴せるは注意すべし。

【五三】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

ん時安樂住を得、諸苾芻をして衆增長するを得て善法損するなきを」(七了る)。[三九]「汝等苾芻、復七種不虧損法あり、汝等應に聽くべし。云何をか七と爲す。若し諸苾芻にして(1)作業を愛まず、(2)言談を愛まず、(3)睡眠に著せず、(4)聚集し及び惡友に近づくを樂まず、(5)名利を貪らず、(6)他人に參問して常に定を修し、(7)增上の證に於て喜足を生ぜず、退屈の心なく、乃至、眞實諦を證得し來りて暫くも休息なく、是の如く作さん時安樂住を得、諸苾芻をして衆增長するを得て善法損するなきを」(七了る)。[四〇]汝等苾芻、復七種不虧損法あり、汝等應に聽くべし。云何をか七と爲す、若し苾芻あり、淨信心あり、慚あり愧あり、大精勤を具し、念・定・慧あり、是の如く作さん時安樂住を得、諸苾芻をして衆增長するを得て善法損するなきを」(七了る)。「汝等苾芻[四一]復七種不虧損法あり、汝等應に聽くべし。云何をか七と爲す。法を知り、義を知り、時を知り、量を知り、自身を知り、門徒を知り、他人の行を知り、是の如くに作さん時安樂住を得、諸苾芻をして衆增長するを得て善法損するなきを」(七了る)。[四二]「汝等苾芻、復七法を得たる(あり)。云何をか七と爲す。[四三]若し苾芻あり、[四四]念覺分を修し、觀時に空閑處に依り、離欲に依止し、妄滅に依止し、災難を遠離す。是の如く[四五]法・[四六]勤・[四七]喜・[四八]安・[四九]定・[五〇]捨にも、觀を修する時空閑處に依り、離欲に依止し、寂滅に依止し、災難を遠離す。是の如くに作さん時安樂住を得、諸苾芻をして衆增長するを得て善法損するなきを。汝等苾芻、是を七法と謂ひ、退轉あることなくして應に常に修習すべく、汝等一心に慇懃に守護せんに、諸苾芻をして衆增長するを得て善法損するなけん」。

[五一]『汝等苾芻、復六法ありて他をして歡喜せしむ、汝應に諦聽すべし、我當に爲に說くべし、云何が六と爲す。一には「我今應に身業を以て慈を行ずべし。謂はく大師所及び諸の賢聖同梵行處に於て慈善心を起し、身を以て禮敬し、灑掃し塗拭して曼荼羅を作り、衆華を布列して燒香供養し、或は復其が爲に手足を按摩し、若し病苦を見んに隨時に供給せん」。是の如く作さん時他をして歡喜せし

【三八】 七不虧損法の三。
【三九】 作業を愛まずとは、遊行經大正(1,11c,7)に樂二於少事一不レ好二多爲一則法增長無レ有二損耗一。とあるに相當す。有爲の事緣を省きて無爲事を希ふなり。
【四〇】 七不虧損法の四。
【四一】 七不虧損法の五。遊行經に缺く。
【四二】 七不虧損法の六。
【四三】 本文に若有苾芻修念覺分觀時依空閑處依止離欲依止寂滅遠離災難とあり。遊行經(大正1,12a,2)には一者修念覺意閑靜無欲出要無爲とあるのみ。ここに他の六覺分を法・勤・喜・安・定・捨とし、遊行經には法・精進・喜・猗・定・護とせり。
【四四】 念覺分(smṛtisaṃbodhyaṅga)。
【四五】 法。擇法覺分(Dharmapravicaya a.)なり。
【四六】 勤。精進覺分(vīrya a.)なり。
【四七】 喜覺分(prīti a.)。
【四八】 安。輕安覺分(praśrabdhi a.)なり。
【四九】 定覺分(samādhi a.)。
【五〇】 捨覺分(upekṣā a.)。大正(1,12c)、律部八、註(四の一六一)參照。
【五一】 六種歡喜法。般泥洹經

汝等苾芻数（しばしば）多く集會して法義を評論せんに、應に知るべし、苾芻は福德增長して善法損するなきを（一了る）。汝等苾芻、若し和合同集して同じく起ち同じく坐し同じく法事を作さんに、應に知るべし、福德增長して善法損するなきを（二了る）。汝等苾芻、應に求むべからざる者を而し苦り求むる勿れ、應に得べき所の者は斷絕せしめず、所有正教は常に樂うて奉行せんに、是の如くして當に知るべし、福德增長して善法損するなきを（三了る）。汝等苾芻、所有愛著は貪と倶に生じ、[三五]喜みて未だ來らざるを願ひて諸有に相續し、此に由りて輪轉す。此にして若し除かんには、是の如くして當に知るべし、安樂住を得て諸苾芻をして福德增長して善法損するなきを（四了る）。汝等苾芻、若し苾芻あり久しく出家を事として淨梵行を修し、二十夏を滿さんに耆年宿德にして大師の讃じたまふ所、同梵行者の爲に識知せられ、衆皆恭敬して慇重供養し、所說の言教は樂みて共に聽聞せん、是の如くして當に知るべし、福德增長して善法損するなきを（五了る）。汝等苾芻、若し苾芻ありて阿蘭若に居し、下臥具を受けて喜足心を生ぜんに、是の如くして當に知るべし、福德增長して善法損するなきを（六了る）。汝等苾芻、若し苾芻ありて同梵行者に於て慇重に心を用ひて常に正念を存し、不來の同梵行者をして而し此に來至せしめんと欲し、[三六]既にして來至し已るに安樂住を作して心に厭離を生ぜず、衣服・飲食・臥具　醫藥・所須の資具は皆悉く給與して少乏せしむる勿らんに……廣說して……乃至、善法損するなきを（七了る）。汝等苾芻、能く是の如きの七種法を行ぜん時、當に知るべし、苾芻の所有善法は常に增長するを得て虧損あることなく安樂にして住せんを」。

[三七]「汝等苾芻、復七種不虧損法あり、汝等應に聽くべし。云何をか七と爲す。若し諸苾芻にして大師處に於て恭敬供養し尊重讃歎し、是の如く作さん時安樂住を得、諸苾芻をして衆增長するを得て善法損するなきを（一了る）。是の如くして應に知るべし、(2)法に於て、(3)戒に於て、(4)教授事、(5)不放逸事に於て、(6)臥具事に於て、(7)修定事に於て、慇重心を生じて恭敬供養せんに、是の如く作さ

【三五】本文に汝等苾芻所有愛著與貪倶生喜願未來諸有相續由此輪轉此若除者如是當知得安樂住令諸苾芻福德增長善法無損とあり。

【三六】本文に既來至已作安樂住心不生厭於新衣服飲食……とあるも、三本・宮本により厭於新を厭離と改めたり。

【三七】七不虧損法の二。

是れ他の妻妾にも乃し花を授けて許して其婦と爲すに至り、共に倉卒に非法事を行ぜざるを」。答へて言さく、「我れ聞けり……廣說せること上の如し……」。佛、婆羅門に告げたまはく、「……亦具さに上の如く說き……乃至、善法損するなきを」。(四了る)。阿難陀、汝頗し聞知せりや、彼國の人衆は其父母師長の處に於て恭敬供養し、言教に隨順して情に違惱なきを」。答へて言さく、「我れ聞けり……廣說せること上の如し……」。佛、婆羅門に告げたまはく、「……亦具さに上の如く說き……乃至、善法損するなきを」。(五了る)。阿難陀、汝頗し聞知せりや、彼國の人衆は制底處に於て常に供養を修し、所有古舊の恭敬法式は虧廢せしめざるを」。……廣說して……乃至、善法損するなきを」。(六了る)。阿難陀、汝頗し聞知せりや、彼國の人衆は阿羅漢に於て敬心慇重にして常に正念を生じ、其未だ來らざる者には皆此に來らんを願ひ、其已に來れる者には安隱住を得せ(しめ)、衣服・飮食・臥具・醫藥・所須の資具は皆悉く給與して乏少あることなきを」。……廣說して……乃至、善法損するなきを」。(七了る)。佛、婆羅門に告げたまはく、「但、彼國の所有人衆をして斯の七種不退轉法に於て修行せしむるの時、當に知るべし、彼國は常に增長するを得て損失あることなく、善法隆盛するを」。婆羅門言さく、「大德、彼國の人衆は七法の中に於て隨うて其一を行ぜんにも未生怨王は應に興罰すべからず、何に況んや七法具足して奉行せんをや」。婆羅門白さく、「大德、喬答摩、我に多緣あれば且らく辭去せんと欲す」。佛言はく、「意に隨さん」、時に婆羅門は佛の所說を聞いて歡喜し奉行せり。

時に婆羅門は佛を辭し去れるの後、佛、阿難陀に告げたまはく、「汝可しく遍く鷲峯山處の所有苾芻に告げて、皆集めて[三三]供侍堂中に在らしむべし」。時に阿難陀は卽ち便ち遍く諸苾芻衆に告げ、盡く堂に集まり已るに佛所に還り至り、一面に在りて立ち白して言さく、「世尊、苾芻は盡く集まりぬ、願はくは佛、時を知しめさんことを」。佛は堂所に至り座に就いて坐し已るに諸苾芻に告げたまはく、「我今汝が爲に[三四]七不虧損法を說かんに、汝等諦かに聽いて極善に作意せよ、云何をか七と爲す。

【三三】供侍堂(upaṭṭhānasālā)食堂なり、食堂卽ち講堂なり。
【三四】七不斷損法(sattaparihāniyādhammā)の一。佛般泥洹經(大正 1, 161 a, 1)には七戒法と譯せり。ここには二百五十戒の語あり。遊行經、般泥洹經、雜事皆原本相違せるを想はしむ。

いて鷲峰山に登り、世尊所に至り歡顔もて敬問し一面に在りて坐して白して言さく、『世尊。摩揭陀主未生怨王は世尊の足下を頂禮して敬問しまつる、「起居輕利にして病少く惱少く氣力安きや不や」と』。是語を作し已るに佛、婆羅門に告げたまはく、「願はくは王及び汝は無病安樂ならんことを」。時に婆羅門は卽ち王語を以て次第して佛に白さく、「……廣く其事を陳べ……未だ審かにせず、世尊が何の垂誨を作したまふかを」。佛、婆羅門に告げたまはく、「我れ多時ならざりしも佛栗氏國に在りて、曾て三月坐夏の時に於て彼に於て而し住せり。我れ時に衆の爲に七種不退轉法を宣說せり。婆羅門、彼國の諸人にして七種不退法を護持せん時は、國界の人民日に見に增長して善法損するなけん」。婆羅門言さく、「我れ未だ大德所陳の要妙の義を解すること能はじ、唯願はくは慈悲もて廣く我が爲に說いて開解するを得せしめたまはんことを」。爾の時具壽阿難陀は佛後に在りて立ち、扇を執りて涼を招べるに、佛、阿難陀に告げたまはく、「[三]汝頗し聞知せりや不や、佛栗氏國の所有人民數(しばく)多く聚集しては法義を評論するなるを」。「大德、我聞けり、彼國の人多く聚集しては法義を評論するなるを」。佛、婆羅門に告げたまはく、「若し彼國中の人多く聚集しては法義を評論せんに、應に知るべし、彼國は日に見に增長して善法損するなきを」。(一了る)。「阿難陀、汝頗し聞知せりや、佛栗氏國の人多く和合して同じく起ち同じく坐して國事を評論するなるを」。答へて言さく、「我れ聞けり……廣說せること上の如し……」。佛、婆羅門に告げたまはく、「……亦具さに上に說けるが如し……乃至、善法損するなきを」。(二了る)。「阿難陀、汝頗し聞知せりや、彼國の人衆は應に求むべからざる事は而し之を求めず、應に得べき所の事は斷絕せしめず、國の敎令は常に樂うて奉行するなるを」。答へて言さく、「我れ聞けり……廣說せること上の如し……」。佛、婆羅門に告げたまはく、「……亦具さに上の如く說き……乃至、善法損するなきを」。(三了る)。「阿難陀、汝頗し聞知せりや、彼國の女人及び童女類は、或は是れ母護・父護・兄弟・姉妹・姑嫜・親族の而し相擁護して過あるには訓罸し、

【三】七種不退轉法。七種の順次は佛般泥洹經及び般泥洹經と合して遊行經と相違せり。

心に守持して爲に湯水を暖むべく、若し是れ熱時なるには應に扇を持して而し爲に凉を招ぶべし。師亦時を知りて共をして業を作さしめ、空度せしむる勿れ。若し衣鉢等を營作せん時、所有事業は皆師物は前に在りて次いで己物を營むべし』。佛、言はく、「高勝、汝今應に知るべし、諸の苾芻衆の所有弟子門人は、二師に供給せんこと父母想の如くし、師は弟子に於て當に子想の如くすべく、若し病患あらんには共に相瞻侍して差ゆるに至り死に至るべし。我今汝が爲に其事を略說せり、應に是の如くに作すべし。若し依らざらんには其事に隨ひて皆越法罪を得ん。若し能く是の如く弟子は師に於て敬順心を以て供侍を爲さんには、能く善法をして相續して絕えざらしめんこと、譬へば蓮華の池中に處在して日夜に增長するが如くなり。是故に汝等當に是の如く學すべし」。時に具壽高勝及び諸苾芻は、佛說を聞き已るに歡喜し奉行せり。[二九]

（第八門第十子の餘の一、涅槃前遊行行化事）

緣は王舍城に在りき。（佛）鷲峰山に住したまひき。時に摩揭陀主未生怨王は[三〇]佛栗氏國と共に相違逆せりければ、未來怨王は大衆中に於て諸人に告げて曰はく、「安隱豐樂なるも我と相違ひぬれば、我れ兵を興して往いて討罰し皆破散せしめんと欲す」。王、大臣[三一]行雨婆羅門に告げて言はく、『卿、佛所に往いて佛足を頂禮して、我が爲に問訊しまつれ、「起居輕利にして病少く惱少く氣力安きや不や」と。次いで復白言せよ『大德、未生怨王は諸衆前に對ひて是の如きの語を作せり、「彼國は豐樂なるも我と相違ひぬれば、我れ兵を興して往いて討罰し皆破散せしめんと欲す」と。世尊許したまふや不や。世尊の記したまふが如くに皆當に領受すべければ、還り來りて我に報ぜよ。何を以ての故に。如來應供正遍知は言に虛妄なければ」と』。是時行雨は王教を奉け已り、白馬車に乘じて金杖を執持し、掛くるに金瓶を以てして王舍城を出で、佛所に往詣せんとて下車處に至り、足歩して行

【二九】以上に於て雜事法は正しく終れり。以下は五百結集事を述べんが爲に、釋尊の臨終近きより記述し行けり。卽ち長阿含經第二遊行經、佛般泥洹經(白法祖譯)、般泥洹經(失譯)、及び mahāparinibbāna suttanta に相應す。僧祇律卷三十二、律部十、註(三二の八一)本文參照。
【三〇】佛栗氏國(vajji)。
【三一】行雨(vassakāra)。禹舍とも音寫す。

鉢を持して輕きは師に與ふべし。若し寒時に在りては重僧伽胝を以て師に與へて著せしめ、自らは輕者を持せよ。若し熱時に於ては輕者は師に與へて自らは重者を持て。若し風に逆ひて行かんには師に前に在らんことを請じて自身は後に在れ。若し風に順ひて行かんに自身は前に在りて師をして後に在らしめ、若し河水を渡らんには扶持して過さしめよ。若し乞食せん時は應に師主に問ふべし、「當に同行すべしとやせん、當に別に去るべしとやせん」と。若し同行せんと言はんに卽ち可しく隨ひ去るべし。[二七]若し乾麨・豆餅及び酸漿水を得んには己が鉢中に置れ、若し米乳酪石蜜飯餅及び沙糖を得んには師鉢の內に安くべし。食を乞得し已らんに本處に還至し、二の小壇を作りて布くに諸葉を以てし、可しく二座を安きて踞坐して飯食すべし。若し別れ行かんには乞得せる所の食は將げて師主に呈せよ「今此食を得たり、須ゐんには應に取りたまふべし」と。師主は卽ち應に量を知りて而し受くべし。若し寺に住せんには、弟子は應に先に器を洗ひ、往いて廚中に至りて知事人に問ふべし、「今、僧伽の爲に何の飲食をか作せる」。其の知事人は敬みて告知せんに、彼還りて師に白すべし、「今日僧伽は是の如きの食を作せり、請取すべきや不や」。教に依りて持ち來らんに、師は應に量を知り時を觀じて受くべし」。若し其の　二師の澡漱の處は應に爲に掃除して曼荼羅を作り、坐牀子及以水器并に土、歯木を安きて如法に[二八]揩洗すべし。若し足を洗ふを須ゐんには、應に師の爲に洗ふに或は但水を用つてし、或は油を塗り屑を以て揩り去るべく、更に水を將つて洗ひて當に皮履を授けて其の食事を問ひ、又問ふべし、「此處に於て善業を修習するとやせん、復餘の閑靜住處に向ふとやせん」。若し晝日住處に向ふべしと言はんには、應に坐物を持し、其の所住處は掃灑清淨し、時々の間に於て牛糞もて塗拭すべし。若し讀を學はんには應に爲に經を授け、若し禪思を學ばんには其をして作意せしむべし。若し還來せん時は應に牀席を觀じ、自ら洗足し已るに次に尊像を禮し、及び同梵行者にも力に隨うて禮し、師の與に座を置け前に同じて洗足すべし。若し是れ寒時なるには應に

【二七】若得乾麨豆餅及酸漿水置以鉢中、若得未乳酪石蜜飯餅及沙糖安師鉢內とあり。以鉢の二字、今ここに己鉢に改めたり。乳酪石蜜の四字は三本・宮本には沙糖の次に在り、今改めず。

【二八】和尙と軌範師卽ち依止阿闍梨となり。

きたまへるとなり」。

緣は室羅伐城に在りき。時に[二一]具壽高勝は晡後時に於て定よりして起ちて佛所に往詣し、雙足を禮し已りて退いて一面に坐し、世尊に請じて曰さく、「弟子の師に事ふる所有行法、唯願はくは爲に說きたまはんことを」。佛、高勝に告げたまはく、『我今爲に苾芻の所有弟子門人の供事の法を說かん 汝應に諦かに聽くべし。凡そ弟子と爲らんには師主處に於て常に恭敬を懷き畏懼心ありて、名聞の爲ならず利養を求めざれ。當に須らく早起して二師を親問すべし、「四大安隱にして起居輕利なりや」と。小便器を除き、爲に身を按摩せよ。其師若し「我今疾あり」と言はんに、應に所患を問ひ、便ち醫處に往いて具さに病由を說き、救療するの方を請うて醫の敎ふる所の如くに便ち爲に療治すべし。若し師自らに藥物あらんに應に用ひて和合すべく、如し其無からんには可しく近親に問むべく、親眷若し多からんには應に師に問うて曰ふべし、「何の親處に求むべき」。師敎を得已るに、言の如くに去るべし。若し親族なからんに應に餘家に向ふべく、敎の如くに往いて覓め、或は病坊施藥の處に詣れ。此若し無からんには當に自業に緣りて飮食中に於て而し爲に[二四]將息すべく、若し病可ならん時は授くるに齒木を以てせよ。其師、齒木を嚼むの處を欲せんに、應に先に淨掃し[二五]曼荼羅を作り、[二六]坐枯及び盛水瓶器幷に澡豆・土屑・淨齒木・刮舌篦を安置し、既にして澡漱し已るに所須の物を除くべし。若し師にして目を患はんに應に醫人に問ひて爲に眼藥を作りて而し之を塗拭すべし。次に應に衣を授くべく、餘衣は襞疊して撩亂せしむる勿れ。師、塔を禮せん時は當に房中に入りて其地を灑掃し、若し塵土あらんに應に牛糞を將つて或は靑葉を以て而し之を揩拭すべし。次に應に自ら尊儀を禮し及び師主を禮すべく、或は安を問ひ事を白して日々中に於て三時に禮拜し、當に己が力に隨うて同梵行者に於て亦禮敬を申ぶべく、次いで應に策勤して坐禪し讀誦し、半月每に須らく觀じて牀席を曬すべし。若し食時に至らんに應に兩鉢を洗ひ、若し是れ乞食苾芻ならんには、自ら重

【二一】具壽高勝。五比丘の一人、跋陀羅尊者なり。律部二十、註(一八の三)參照。
【二二】晡後時。日の沈まざる前なり。律部二十、註(二八の二一)參照、
【二三】事師法。
【二四】將息。將は養ふ義、養生なり。
【二五】曼荼羅、壇なり。
【二六】坐枯。律部二十、註(二八の一五)參照。

等曾て「沙門釋子は性懷平等なり」と聞けるに、何處に平等の行あるを得んや。同梵行客人の創めて來れるを見つゝ、而し容止せざらんとは」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「[一八]今より已去、凡そ是客僧にして來りて寺に入らんには、先に應に耆宿四人を禮拜して前に當りて立つべし、主は應に好心もて法に准じて安置すべし」。後に異時に於て客苾芻の人間に遊行せるあり、時將に暮れんとして王舍城に至れるに、先に佛、老年者を禮せよと制したまへるを知りければ、即ち諸苾芻に問うて曰はく、「尊者阿若憍陳如は今何處に在りや」。答へて曰はく、「竹林園中に在り」。便ち即ち彼に就り門を扣いて喚べるに、時に尊者憍陳如問うて言はく、「是れ誰なりや」。答へて曰はく、「我は是れ客僧なり」。尊者は喚び入れて共をして歇息せしめしに、客僧問うて言はく、「尊者大迦葉は今何處に在りや」。答へて曰はく、「具壽、彼は畢鉢羅窟に在り」。時に客僧は言の如くに彼に往いて前の如く通問せるに、尊者は喚び入れて安慰し停息せ(しめ)ぬ。客僧即ち問ふらく、「尊者准陀は今何處に在りや」。答へて曰はく、「彼は鷲峰山に在り」。客僧便ち往いて問を致せるに、尊者は命び入れて前の如くに息はしめぬ。客僧問うて曰はく、「尊者十力迦葉は今何處に在りや」。答へて曰はく、「[一九]今、細僞迦窟に在り」。客僧便ち去りて既にして尊者に見え、前に同じく問答して其をして止息せしめしに、客僧答へて言はく、「今已に天明せり、當に須らく乞食すべく、更に留まるべからじ」。(更に)是の如きの語を作さく、「世尊の言へるが如く、客僧到るの處にて先に四耆宿を禮拜せしめたまへるは、此は是れ方便して客人を罰して安隱ならしめじ」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ先に豈に客苾芻をして大地の尊宿を禮せしめたらんや、唯當處の老宿四人に禮謁せしめたるのみ」。

[二〇]內を頌に攝して曰はく、

世尊、高勝の爲に　廣く弟子行を說きたまへると　行雨、大師に問へると　爲に七・六法を說

【一八】客苾芻入寺法。

【一九】細僞迦窟。律部十九、註(一四の三二)鷹窟の下參照。

【二〇】以下は第八門第十子に攝せざるもの、故に第八門第'子攝頌の餘の一と標擧すべきものなるべし。

せよ、爾せざらんには越法罪を得ん」。

緣は室羅伐城に在りき。二苾芻あり同房に而し住せるに、時に一苾芻は一少年弟子を度せり。弟子多睡して久しくして方に覺めければ、師は每に訶責せり。後に天明ならんと欲して忽然驚起し、但、僧脚鼓のみを披て師所に往詣せるに、其師正しく起きて下裙を著せんとせり。弟子は前に近づき禮足して起てるに、旣にして新に剃髮せりければ、師裙を戴き起きて頭上に在りて住まり、弟子の披たる所も亦便ち墜墮し、師弟二人悉く皆形露せり。彼苾芻は見て報じて言はく、「具壽、我今善く汝等は皆是れ丈夫にして男根具足せるを知れり」。時に彼二人は各羞恥を懷き、默爾して去りぬ。其師遂に卽ち弟子を訶責せりければ、餘苾芻問ふらく、「汝、何の過ありてか常に師に瞋らるゝなる」。答へて曰はく、「昔瞋に緣ありて今時に過なきも、師徒の義絕えぬれば我今行るなり」。復問ふ、「何の事にてなりや」。卽ち具さに告知せるに、報じて言はく、「具壽、汝誠に過あり、訶責せんこと宜しきに合へり」聞いて便ち默爾せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛念じたまはく、「其師の訶は成じて法に順ぜり」。諸苾芻に告げたまはく、[二六]「今より已後、一衣のみを著して他を禮するを得ず、又一衣のみにて禮を受くるを得じ。違せんには越法罪を得ん」。

緣は王舍城に在りき。如し世尊は言へり、「他苾芻に於て[二七]相體悉せず、爲に解勞せされ」と。時に衆多苾芻の異方より來りて制底を禮せるありしも、竟に一人も爲に疲極を解くなく、猶し擯せられて隨處に而し住せるが如くに、或は簷前に住し、或は門屋に居し、或は樹下に在りき。時に信心の婆羅門居士等あり、見已りて問うて言はく、「聖者、何の緣にてか擯せられて隨處に而し住するなり」。報じて言はく、「賢首、我ら擯せられたるに非じ、是れ客來のみ」。婆羅門曰はく、「若し爾らば何ぞ房內に住在せざる」。「我ら故識なければ誰か復相容れんや。聖蹤を禮せんが爲に暫し此に來至せるも、隨處に停住して久しからずして當に還るべけん」。諸人は說くを聞いて皆嫌恥を生ずらく、「我

【二六】一衣を著して禮を作し、禮を受くるを制す。

【二七】體悉。身を其人の位置に置いて其心を察知するなり。

第八門の第十子、頌に攝して曰はく、

「蛇に由みて臥具を觀ずると　一衣にて禮を爲さゞると　初めて寺中に至らん時は　年老なるは應に四を禮すべしとなり」。

縁は室羅伐城に在りき。時に苾芻あり去いて遊行せんと欲し、所有臥具は親友處に於て囑して看守せしめぬ。時に彼苾芻は卽ち臥物を以て舊處に安置して而し受用せざりき。時に毒蛇あり來りて住處を求め、遂に褥下に於て蟠屈して居りぬ。客苾芻あり此に來り投じて住し、暫し停歇し已るに行いて佛塔及び餘苾芻を禮して日暮に房に歸りければ、舊住苾芻告げて言はく、「具壽、此は是れ水・土・燈・油・先敷の臥具なり、行來に疲困しぬれば足を洗ひて安眠せよ」。先業力に由りて臥具を觀ぜず、遂に卽ち眠睡して其蛇を壓著せりければ、蛇は褥より出で丶便ち苾芻を螫し、苾芻は苦を受けて蛇の上に宛轉し、片時の間に於て二俱に命斷せり。天曉に至り已り主人來り喚ぶに、彼既に身死にて[一三]復祇承するなかりければ、主人念曰すらく、「行來に疲極せるなり、且らく安眠を縱さん、睡足の後自ら當に起覺すべけん」。食時至らんと欲して更に來りて門を打ち、喚んで言はく、「可しく起るべし、食時至らんと欲すれば」。既にして響の應ずるなかりければ、卽ち戶鑰を取りて開いて房中に入りしに、其身亡れるを見ぬ。次に臥褥を翻せるに復蛇の死にたるを見ければ、衆共に來り看て蛇に螫されたるを知りぬ。縁を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「臥具を觀ぜざりければ、因りて倶に亡るを致せるなり」。諸苾芻に告げて曰はく、「他の囑を受けんには應に臥具を將つて知事人に付すべし。或は可しく隨時に自ら爲に曬曝し、架上に置いて繋りて墮さしめざるべし。若し眠らんと欲する時は應に須らく觀察すべきなり」。彼れ夜分に於て燈火もて照らし看ぬ。佛言はく、「[一四]應に是の如くすべからず、可しく白日に於て預じめ爲に觀察すべし」。時に諸苾芻は新舊を問ふことなく悉く皆翻轉せり。佛言はく、「舊者は應に觀ずべく、新者を翻す莫れ。[一五]襯褥布あらんに時々に抖擻

【一三】祇承。つつしみうくるなり。

【一四】臥具觀察制。

【一五】襯褥布。臥具を防護する爲の敷布なり。

作せるを知り、便ち其邊に就りて彼に告げて曰はく、「苾芻苾芻、汝、自身に於て苦の種子を下して臭糞流出せんに、蠅蟲食はざらんに是處あることなけん」と。彼旣にして聞き已るに是の如きの念を作せり、「世尊は今者我が邪心を知しめせり」と。卽ち大驚怖して身毛皆竪ち、遂に園中より出でぬ。是故に苾芻は應に非處に而し爲に住立すべからず。若し住立せんには越法罪を得ん』一苾芻あり佛說を聞き已るに卽ち座より起ち、雙足を頂禮して白して言さく、「世尊大德、聖教中に於て何者をか名けて苦惡種子と爲し、何をか臭糞流出せんに蠅蟲皆食はんと謂ひたまへる」佛言はく、「苾芻、苦種子とは謂はく、是れ三種の罪惡不善邪思量の法なり。云何をか三と爲す。謂はく、惡欲尋思と瞋恚尋思と殺害尋思となり。臭糞流出とは、臭糞とは謂はく、是れ五欲、色・聲・香・味・觸なり。流出とは謂はく、欲纏心なり。其六根を以て六境を追求して流動して住まらざるなり。蠅蟲とは謂はく、諸世間なり。六觸處に於て心制止するなくして貪瞋等を起し、憂悲苦惱して罪惡業を作すなり」。爾の時世尊は復頌を說いて曰はく、

「眼耳等を攝せざらんに　欲のために牽かれて　苦子を身中に種ゑ　臭氣常に流出せん。　若しは聚落に在り　或は閑靜處に居しつゝ　常に日夜の中に於て　正法を思はじ。　罪惡の念に由依して　遂に妄尋思を起さんに　樂住の緣を遠離して　當に苦報を受くべけん。　若し人寂靜を修し　勝慧に於て勤行せんに　常に安隱に眠るを得て　蠅蟲のために惱まされじ。　善友に親近せよとは　勝人の所說なり　若し能く是の如く學せんに　更に當生を受けじ」。

世尊の說きたまへるが如くんば、「苾芻は應に非處に住立すべからされ」と。(苾芻は)何者が名けて非處と爲すかを知らざりき。佛言はく、「非處に五あり、唱令家・婬女家・沽酒家・王家・旃茶羅家、是を五處非所行境と謂ふ」。

【一】三種尋伺。

【二】五種非所行境。律部十九、註(一二の二二)唱令家の下參照。

を喫ひて止めざりしに由りてなり。是故に應に此時に噉食すべからじ」。諸苾芻に告げて曰はく、「彼の婆羅門は善く譏笑を爲せり。莫訶羅が、施頌を說く時に食を喫ひて住めざりしに由りて斯の譏醜を致せるなり。[七]若し苾芻ありて施頌を說く時、食うて住めざらんには越法罪を得ん」。佛所制の如くんば、「頌を說くの時應に食ふべからず」と。彼は敢へて食はず、遂に行末をして食はざるに時過さしめぬ。佛言はく、「若し苾芻ありて施頌を說かん時說く聲を聞かず其義を解せざらんには應に食はんに無犯なり。設若聲を聞かんも義を解せざらんには、食せんも亦無犯なり。聲を聞き義を解しつゝ食せんには、越法罪なり」。佛所制の如くんば、「聲を聞き義を解せんには食するを得ざれ」と。一住處に於て衆坐して人多かりしに、遂に末行をして屈し來りて上に至らしめしに、彼れ施頌を聞いて並に皆食はざりければ日時遂に過ぎぬ。佛言はく、「此若し聲を聞き、兼ぬるに義を解せんには且に食ふべからず、[八]兩三頌を說き訖るを待ちて後に食せんに過なけん」。

[九]佛、婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在しき。爾の時世尊は小食時に於て衣を著し鉢を持し城に入りて乞食したまひしに、餘苾芻の亦乞食を行ぜるあり、一園中に至り佇立して住して諸の男女を見て[一〇]惡尋思を起し邪欲念を作せり。佛は苾芻を見て邪念を作して不善と相應せるを知しめし、遂に其處近づきて告げて言はく、「苾芻苾芻、汝、自身に於て苦の種子を下して臭糞を流出せんに、蠅蟲食はざらんに是處あることなけん」。彼既にして聞き已るに是の如きの念を作さく、「世尊は今者我が邪心を知しめせり」。卽ち大驚怖し身毛皆竪ちて便ち園中より出でぬ。佛は是念を作したまへり、「苾芻にして非處に而し停住しぬれば、時に是の如きの過ありしなり」。卽ち乞食し已りて本處に還り至り、飯食し訖り衣鉢を收め洗足し已りて房に入りて宴坐したまひ、日晡時に於て定よりして起ち、僧衆中に於て座に於いて坐し諸苾芻に告げて曰はく、「我れ向に城に入り爲に乞食せんと欲して、一苾芻の亦爲に乞食せんとして一園中に至りて惡尋思を起し欲邪念を作せるを見ぬ。我れ彼人が斯の惡念を

【七】施頌時食禁。

【八】施頌を說き已りて後にも更に食ふを許すとせるを、有部行事としては甚だ不審なり。

【九】非處住立禁。

【一〇】惡尋伺。尋(vitakka)は最初の著意、伺(vicāra)は細心の著意なり。卽ち事理を尋求する麁性の作用と、事理を伺案する細性の作用なり。卽ち惡觀をなして邪欲の著念をなすなり。

く、「我已に容恕せり」。時に婆羅門は復佛に白して言さく、「喬答摩、我れ車に乘れる時或は馬轡を控へ、或は鞭を擧げて[六]大歎せんに、爾の時に當りて願はくは我れ婆羅門妙華は佛足を頂禮し、幷に病少く惱少く起居輕利に氣力安きや不やを問ひまつるを表知せんことを」。又佛に白して言さく、「喬答摩、若し復我れ路を渉りて而し行かんに、或は革屣を脫し、或時は道を避け、或時は臂を舒ぶるを見たまはんに、爾の時に當りて前の如く我れ敬問を申べまつるを表知せんことを」。又白して言さく、「喬答摩、或は時に我れ自の衆中に在りて人と共に談說せんに、若し坐處を移し、或は上衣を去り、或は頂帽を除くを見たまはんに、爾の時に當りて前の如く我れ敬問を申べまつるを表知せんことを。何を以ての故に。喬答摩、我ら婆羅門の法として唯名稱を求め、所有衣食・受用の資具は皆名稱よりの獲得する所なれば、故に我れ此に於て衆人を善護せんとなり」。爾の時世尊は是の如きの念を作したまへり、「此の婆羅門は極大高慢なり、我今宜しく彼が慢心を息めんとて其が爲に法を說くべし」。爾の時世尊は卽ち爲に宣暢して示敎利喜したまへり。佛世尊が尋常時に於ける說法の事の如きは、謂はく布施を說き、或は持戒を說き、五欲は味少く諸の過患多きと、煩惱の染汚は生死に沈淪すると、淸淨の涅槃は當に求めて出離すべしと、是の如き等の法廣く爲に陳說したまふなり。世尊は彼が欣樂隨喜して淸淨心を發し、法器と爲るに堪へて殊勝事に於て能く受持するを得るを知しめし、復爲に廣く苦集滅道の四聖諦法を說きたまひしに、譬へば淨衣の染色を受け易きが如くに、時に婆羅門は卽ち座上に於て見諦の理を證し、復疑惑なくして預流果を得たり。卽ち座より起ちて偏に右肩を露はし、前みて佛足を禮して是の如きの語を作さく、「我れ今出離しぬれば佛法僧に歸し五學處を受けまつる。願はくは我は是れ鄔波索迦なりと證知したまはんことを」とて、淸淨念を具して佛足を禮し已り奉辭して去りぬ。

（時に）佛は是念を作したまへり、「彼の婆羅門は善く戲笑を爲せり、•老苾芻の、施頌を說く時食

【六】歎。喝に同じ。

て此に至れり、唯願はくは慈悲もて哀愍して納受したまはんことを」。時に阿難陀は世尊の後に於て扇を執りて涼を招べるに、佛、阿難陀に告げて曰はく、「汝今可しく此聚落の所有苾芻に告げて、皆集めて常食堂中に在らしむべし」。時に阿難陀は既にして往いて告げ已るに、悉く皆常食堂中に集在せりければ、即ち還りて佛に白さく、「諸人盡く集まれり、願はくは佛、時を知しめさんことを」。世尊は彼に往いて座に就いて坐したまふに、時に婆羅門は佛僧衆の悉く皆坐し已れるを見て、即ち自手を以て妙飲食を持して佛僧に供養し、大衆食し竟りて齒木を嚼み手を洗ひ已りて鉢器を屏取せるに、便ち小席を取りて佛前に於て坐して法要を說きたまふを聽かんとせり。爾の時世尊は婆羅門所設の飲食を受けて　[三]隨喜を唱へ已るに、伽他を說いて曰はく、

「祭祀は火を最と爲し　[四]初頌は論中の最たり　人中には王を最と爲し　衆流には海を最と爲す。
衆星にては月を最と爲し　光中にては日を最と爲す　十方世界中の　凡聖にては佛を最と爲す。
布施を爲す所の者は　必らず其義利を獲ん　若し樂の爲の故に施さんに　後に必らず安樂を得ん」。

爾の時衆中に　[五]一莫訶羅苾芻あり、佛の此伽他を說きたまふを聞きし時、食飽足せり雖尙ほ乾餅を咬みて大音聲を作しければ、婆羅門見て佛に白して言さく、「喬答摩が聲聞弟子は敎に依りて行ぜりや不や」。佛、婆羅門に告げたまはく、「依れると依らざるとあり」。「喬答摩、我今此を觀ずるに樂法者と貪食者とあり。喬答摩、我に弟子あり名けて樹生と曰へるが、佛所に來至して言論を共にせりや不や」。佛言はく、「彼來りて略言論を共にせり」。「喬答摩、彼と共にしたまへる所有問答談論は、幸に當に我が爲に廣く其事を說きたまはんことを」。佛即ち次第して爲に說きたまふに、時に婆羅門は佛に白して言さく、「喬答摩、其の樹生は無識寡聞にして心に高慢を懷き、畏敬を生ぜずして尊顏に輕觸しまつれり、唯願はくは慈悲もて其過を容さたまはんことを」。佛、婆羅門に告げたまは

【三】 隨喜。律部八、註(一の八七)參照。次の伽他は達嚫即ち鐸欽拏伽他(dakṣiṇā-gāthā)にして施頌又は福頌伽他ともいふ。隨喜(anumodana)も法語を稱へて施主の福利を求願する故に伽他と同じきものなるべきものなるべきも、こに隨喜(呪願)を唱へ已りて伽他を說くとある故に意別なるが如し。律部二十一、六八二頁には隨時呪願して伽他を說くとして今偈の後半のみを出せり。

【四】 初頌。律部十三、註(一の四六)の本文、薩婆帝に相應す。次の論中とは吠陀即ち明論なり即ち明論中にては初頌を最上とすとの義なり。

【五】 莫訶羅苾芻。愚老比丘にして戒行に明かならざる者。

卷の第三十五

第八門の第九子、頌に攝するの餘、妙華婆羅門の事を說く(承前)

[一]爾の時世尊は是の如きの念を作したまへり、「此の樹生摩納婆は遍く我身に於て三十二相を觀ぜんと欲し、已に三十を見たるも二に於て疑ありて陰・舌の二相は未だ見るを得る能はざるなり。我れ今方便して陰藏相を現じて彼をして見せしめ已り、即ち舌相を舒べて長きこと髮際に至り廣きこと面門を覆はん」。彼既にして見已りて是の如きの念を作さく、「沙門喬答摩は衆相具足せり。二種の業あり、俗に在らんに輪王と作り、家を出でんに正覺を成ず……乃至名聞周遍せざるなきなり」。時に摩納婆は大歡喜を生じ、佛を辭して而し去りぬ。時に妙華婆羅門は一園中に於て、諸耆宿と與に言話して坐して樹生を企望せり。爾の時樹生は遙かに妙華を見て、即ち便ち往き就りて其足及び餘の尊宿を敬禮して一面に在りて坐せるに、妙華告げて曰はく、『摩納婆、彼の喬答摩は善名稱ありて十方に充遍すらく、「諸の相好を具せり」と。其事實なりや不や』。答へて言さく、「大師、衆の稱揚する所は其事皆實なりき」。「汝頗し彼と與に言論を爲せりや不や」。答へて曰さく、「共に語れり」。「汝が彼於に於ける所有言論は、悉く皆次第して我に向ひて陳說せよ」。時に摩納婆は世尊處に於ける所有言論を具さに妙華に白すに、彼既にして聞き已るに大瞋恚を發し、即ち便ち足を擧げて彼が頭上を蹋み、[二]怒りて云はく、「大好の使人、能く其事を辦じて亦我身をして惡道に沈淪せしめんとは。汝が彼と共に言論せる時の所有差失の如きは、彼即ち我を引するなるも、亦過中に在り但に日晡たれば、即ち往いて恭敬問訊するを獲ず、明日に至るを待ちて我當に自ら去くべし」。即ち夜中に於て備さに種種上妙の飲食を辦じ、纔かに晨朝に至る車を以て運載して世尊所に詣り、到り已るに歡喜して共に言問を申べ、一面に在りて坐して佛に白して言さく、「世尊、我れ喬答摩の爲に淸淨食を辦へて已に載せ

【一】前卷の終り、第八門第九子攝頌中の第三句、妙華(婆羅門)の續きなり。以下は藥事の記又は阿摩晝經と相違せり。

【二】本文に怒云大好使人能辦其事亦令我身沈淪惡道如汝共彼言論之時所有差失彼即引我亦在過中但爲日晡不獲即往恭敬問訊待至明日我當自去とあり。傍線を附せる所甚だ難解なり。過中は正午を過ぎて、而も既に午後四時(日晡)にもなりたるに由り、今直ちに恭敬問訊するを得ずとの意なり。晡とは日の八分殘れる時なり。

是念を作したまはく、「我れ今宜しく樹生を安慰して憂惱を離れしむべし」。卽ち爲に更に種々の因緣種々の譬喩を說いて、彼をして高慢の心を止息し憂苦を捨除せしめたまひ、便ち彼に告げて曰はく、「摩納婆、且らく是事を置きて汝が本の來意、今可しく之を求むべし」。是時樹生は佛身に於て三十二相を觀ぜるに、唯三十を見て餘の二相の、所謂、[五二]陰相及以舌相を見る能はざるを疑ひ、伽他を說いて曰さく、

「昔に聞けり、大牟尼は　相を具すること三十二なりと　我れ今佛體を觀ずるに　二相は遍身に無し。　未だ覩ず人中の尊を　或は隱處に在るべけん　廣長の妙舌相は　口中は人知らざれば　惟願はくは爲に相を現じて　我が心中の疑を除きたまはんことを　正覺の大名聞は　世人見まつるを得難ければ」。

【五二】陰相・舌相。三十二相中の第十、勢峯藏密と第二十六の廣博の舌相となり。律部二十四、註(二の七〇)の本文參照。

ぜり、一を炬口と名け、二を驢耳と名け、三を象肩と名け、四を足釧と名けたるが、四子過ありて悉く皆擯斥せられぬ。時に四童子は各己が妹を將ゐて相隨へて去りて他方に往詣し、雪山側の一河邊に至れり。是れ劫比仙(かぴ(ら)せん)の舊所住處にして、相去ること遠からざるに各草菴を葺きて以て自ら停息し、遂に親妹を捨てゝ異母者を取り、用つて妻室に充てゝ各男女を生めり。時に甘蔗王は諸子を憶戀して大臣に告げて曰はく、「我子何にか在る」。白して言さく、「大王、王は昔事ありて悉く皆擯斥せられ……具さに其事を陳べて……乃至、各男女を生めり」。王、臣に告げて曰はく、「我子能く是の如きの事を作せるか」。答へて曰さく、「彼能くせり」。王卽ち身を擧げ長く右手を舒べて而し爲に歎じて曰はく、「我子能く是の如きの事を爲せるか」と。彼大臣、口に陳說せるに由りての故に、此に因みて種族を號して釋迦(此に能と云ふなり)と爲せり。摩納婆、汝頗し曾て釋迦氏族の是の如きの事を聞けりや』。答へて曰さく、「我聞けり」。『摩納婆、甘蔗王家に一好婢あり、名を[五〇]知方と曰ひて容貌端正なりしが、一仙人と與に而し妻室と爲りて遂に一子を誕めるに、[五一]纔に生まるゝや卽ち語ぐらく、「且らく身を揩る莫れ、我れ洗浴して不淨を除き已るを待て」と。往昔の時、人皆鬼と呼びて名づけて箭道と爲せり。汝亦曾て此種族を聞けりや不や』。時に摩納婆は聞いて便ち默爾し、是の如く再三して悉く皆具さに問ひたまへるも彼默して答へざりければ、時に金剛手神は其頂上に於て金剛の杵を擬し、大火光の流燄輝赫せるを放ちて告げて言はく、「摩納婆、佛三たび問ひたまふ時、汝、矯心を作して應答せざらんには、我卽ち杵を以て汝が頭を碎破して而し七分と爲さん」。佛の威力の故に摩納婆をして金剛手を見せしめたまふに、便ち大に驚怖し心憂ひ毛竪ちて佛に白して言さく、「喬答摩、我れ先に曾て斯の種族ありしを聞けり」。時に彼耆宿の諸婆羅門は是の如きの言を作さく、「誠に喬答摩の所說の如し、我等皆信ぜん、今此の樹生が源初の種族は實に是れ婢兒なるを」。時に摩納婆は婢子と云はれて心に憂慼を生じ、低頭して住して口に言ふ能はざりき。爾の時世尊は斯事を見已りて復

【五〇】知方。藥事には纖經とし、阿摩晝經には方面とし、D. I P. 93 1. にはDisiとせり。

【五一】本文に纔生即語且莫揩身待我洗浴除不淨已往昔之時人皆喚鬼名爲箭道、汝亦曾聞此種族不……とあり。箭道と汝亦曾聞との間に文に略せる所あるべし。藥事一一四頁七行—九行までを補はんに會通せん。

生じ、佛所に於て共に詰難を爲さんと欲して卽ち佛に白して言さく、「汝、喬答摩、諸の釋迦種は野象類の如くにして、婆羅門處に於て恭敬供養尊重を生ぜじ」。佛言はく、「樹生、諸の釋迦子に何の過失ありてか汝斯語を作すなる」。白して言さく、『喬答摩、我れ往時に於て親教師に緣みて及び己事の爲に劫比羅城に詣りしに、諸釋男女は高樓上に在りて、我の城に入り道に在りて行けるを見て悉く皆遙かに指し、共に相謂ひて曰はく、「此は是れ樹生摩納婆にして妙華婆羅門の弟子なり」。唯、遙かに指すを知りて更に恭敬供養の心なかりき』。佛言はく、「摩納婆、[四六]百舌鳥の多く聲音を作さんとて巢中に住在して隨意に言語せんが如く、諸の釋迦種も自ら宅內に居して隨意に言談せんに此亦何の過かある」。白して言さく、「世間には唯四種の大姓あり、所謂婆羅門・刹帝利・薜舍・戍達羅なり。此等諸人は悉く皆諸の婆羅門を尊重し供養恭敬せるに、唯此の釋種のみ是の如きの事なからんとは」。時に世尊は卽ち是念を作したまへり、「此の摩納婆は釋迦種類を將つて野象に同じて毀過すること太甚し。我今宜しく彼が爲に過去の因緣と根源種族とを宣說して慢心を息めしむべし」。此念を作し已りて摩納婆の過去の世を見たまふに、是れ釋迦子が婢の所生にして、卽ち釋迦子は是れ彼が曹主たりければ、摩納婆に告げて曰はく、「汝今何の姓なる」。白して言さく、「喬答摩、我姓は[四七]箭道なり」。佛言はく、『摩納婆、我今汝が往昔の祖を見るに、是れ釋迦が婢の所生にして今の諸釋子は是れ汝が曹主たり』。時に餘の耆宿の諸婆羅門は共に佛に白して言さく、「汝、喬答摩、樹生は是れ婢の所生なりと言ふこと勿れ。何を以ての故に。[四八]此の樹生は多聞聰辯にして論難に滯るなく、喬答摩と共に正法語に依りて往還論議するに能へたれば」。佛、婆羅門に告げたまはく、「若し樹生は多聞大智にして聲論するに能へたりと言はんには、汝等默然して彼をして言論せしめよ。若し能はざらんには彼れ默然すべければ汝等卽ち說くべし」。婆羅門言はく、「樹生は多智にして喬答摩と而し論難を爲すに能へたれば我等且らく默せん」。爾の時世尊は樹生を命びて曰はく、『古昔に王あり名を[四九]甘蔗と曰ひ、其四子を生

【四六】百舌鳥。Kokila（好聲鳥）なり、律部二十三、註（一四の三〇）參照。然れども藥事の相當處には鴝鵒鳥とし、阿摩晝經には猶如飛鳥とし、D. I P. 91. l. 14 にはlaṭukikā sakuṇikā（印度鶉）とせり。律部二十三、註（八の五）參照。

【四七】箭道。藥事には可輪種とし、阿摩晝經には「我性は聲王なり」とあり。Ambaṭṭha sutta にはKaṇhāyana とあり。而して藥事には迦尼婆夜那種ともせる故にこれ耳輪種と同じきなり。箭道も恐らくは迦尼婆夜那の譯に相當するが如し。

【四八】本文に此樹生者多聞聰辯論難無滯（能）共喬答摩依正法語往還論議……とあり。括孤內の能の字は三本・宮本によりて補ひたり。

【四九】甘蔗・炬口・驢耳・象肩・足釧。律部二十三、註（八の七―一〇）參照。

を以て敎へて[43]黎元に被らしめ、共に[44]十善を行じて安樂にして住すべし。若し家を出でんには……上の所說の如くにして……大菩提を證せん」と』。時に妙華は此事を聞き已りて弟子樹生に告げて曰はく、『汝今知れりや不や、我れ聞けり、「沙門喬答摩釋迦子は釋種を棄捨して鬚髮を剃除し、身に袈裟を服して而し出家と爲り……廣說せること上の如し……乃至、名稱普く聞え、人間に遊行して今憍薩羅の欲挐聚落に至り大林中に於て而し居止を爲せり」と。我れ先に曾て尙古の書を讀めるに、「若し人三十二相莊嚴身を成就せんには此人唯二種事業あり、如若家に在らんには當に轉輪王と爲るべく、若し家を出でんには當に佛と成るを得て名稱普く聞え……廣說せること上の如し……」と。汝今彼に往いて親に爲に觀察せよ、所聞の相好實たりや虛たりやを』。樹生白して言さく、「大師の敎の如くせん」。卽ち聚落の諸耆宿婆羅門の聰明博識なると與に世尊所に詣り、既にして佛前に到りて一邊に在りて立てり。諸婆羅門は種々の言詞を以て世尊を慰問して卽ち便ち前に坐せるに、世尊は卽ち爲に微妙の法を說き、示敎利喜して彼をして欣悅せしめたまへり。彼の摩納婆は佛、法を說きたまへる時、皮革屣を著けて佛前にて經行し、時に來りて暫し聽いては言を以て亂問し、語り畢りては便ち去り、世尊の前に於て極めて高慢を懷きて情に畏敬なく、拒逆心を作して自ら超勝すと謂へり。時に世尊告げて曰はく、「汝今豈に是の如きの事を作して共に明論を解すべけんや。大婆羅門にして漫りて爲に言說せんとは」。問うて言はく、「喬答摩、我に何の過かありし」。佛言はく、「我れ學識大人と共に言議せる時、汝革屣を著けて經行して住まらず、次第を識らず恭敬心なく、言を以て亂問して而し違逆を爲せり」。彼言はく、「喬答摩、我が婆羅門の法は行きつゝ何人と與に而し言說を爲し、立・坐・臥者と皆共に言談せんも是過を成ぜじ。[45]諸の禿沙門こそは煩惱に縛られて男女を生は(しめ)ざらんも、我れ言次に於て共に談論を作さんに斯に何の失かある」。佛言はく、「汝、所爲ありて我所に來至しつゝ、汝、尊人に於て未だ敎誨を受けざらんとは」。彼れ是語を聞いて便ち瞋恚不忍の心を

【四三】黎元。庶民なり。
【四四】十善。律部八、註(四の一九六)參照。
【四五】本文に諸禿沙門被煩惱縛不生男女我於言次共作談論斯有何失とあり。不生男女の義、難解なり。今は良家の子女を出家せしむる義に解しおけり。卽ち多く弟子を求めんとの煩惱に縛られて妄に良家の子女を出家せしむる意に解り。藥事には「汝沙等は凡夫にして惡路に行在して多く惡法に染めり」とせり。

れば、彼れ疾く洗ひ已りて出で坐して身を曬せり。時に求寂あり其所に來至して喚んで言はく、「老人、可しく共に洗浴すべし」。彼卽ち頭を搖りて重ねて洗ふを欲せざりければ、求寂は卽ち便ち臂を捉へて牽き去りしに、彼れ是語を作さく、「沙門釋子は皆淨潔ならじ、不淨手を以て淨洗せる身に觸れんとは」。答へて曰はく、「我は是れ沙門なるに汝は是れ何物なりや」。答へて言はく、「我は是れ外道なり」。卽ち諸人に告げて曰はく、「誰ぞ外道を將ゐて浴室中に入れるは」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[三九]若し洗浴せん時は可しく門戶を守るべく、苾芻の入るを見んには應に其名を問ふべし」。彼が相識れる者にも亦名號を問ひければ、佛言はく、「應に爾るべからず」。

爾の時佛、憍薩羅國に在し人間に遊行して一聚落に至りたまひ、名けて[四〇]欲犖と曰ふ、彼に園林あり佛は此に於て住したまへり。別の村內に婆羅門あり、名けて[四一]妙華と曰ひ、封邑極めて多くして受用に乏くるなく、勝光大王は常に爲に供養せり。妙華に一の親教弟子あり、名けて[四二]樹生と曰ひ、多聞聰辯にして論難に滯るなく、五百人と與に妙華の處に於て婆羅門の諸要經典を學誦せり。是時妙華は「沙門喬答摩釋迦子が俗業を棄捨し、鬚髮を剃除して袈裟服を著し、正信心を以てして出家を爲して已に無上正等菩提を獲。大名稱ありて遠近の諸國は知聞せざるなく、十號圓明して人天恭敬し、師より受けずして自然に證悟し、我生は已に盡き梵行已に立して後有を受けじと如實に而し知り、妙法を演說して所謂、初中後に善にして文義巧妙に、純一圓滿して淸淨梵行なるが、憍薩羅國に於て人間遊行して今此の欲犖聚落林中に來至して住せり」と聞いて(念ずらく)、「我れ先に曾て尙古の書を讀めるに、「若し人三十二相莊嚴身を成就せんには此人唯二種事業あり、如若(もし)、家に在らんに當に轉輪王と作りて四天下に王たり、法を以て世を化して七寶具足す、所謂、輪寶・象寶・馬寶・珠寶・女寶・主藏臣寶・主兵臣寶なり、千子具足して容儀端正に、大威德ありて勇健雙びなく、所往の處は他迎へて自ら伏し、四海を周環して化を稟けざるなく、亦怨敵刀杖の憂苦なく、但正法

【三九】 浴室守護制。

【四〇】 欲犖聚落。これ長阿含第十三、阿摩晝經に於ける伊車能伽羅(Icchānaṅkala)に相當するもの、恐らくは Iccha(欲)十 lāṅgala(犖)の如き語の訛轉なりと見て欲犖と名けしならん。尙、律部二十三(有部藥事第八卷初)に增長聚落とせるに符合す。以下、藥事と對照すべきなり。

【四一】 妙華婆羅門。藥事第八卷に蓮華莖婆羅門とあるに相應し、阿摩晝經に沸伽羅娑羅(Pokkharasādi)とあるに同じ。

【四二】 樹生。藥事第八卷に菴沒羅子とし、長阿含には阿摩晝とし、D. 1. P. 87には Ambaṭṭha māṇava とせり。律部二十三、註(八の三)菴沒羅子參照。今、樹生とせるは「Amba 樹に立てる」、又は「amba 樹に住せる」等の義よりしてかくは譯せるなるべし。

告げて言はく、『「聖者、前事已に過ぎぬ、我更に相問はん、「仁、阿羅漢・不還・一來・預流果を得たりや」。苾芻答へて曰はく、「我は蘭若に居せり」。賊言はく、「且らく是事を致きて更に聖者に問はん、「非想非非想處・無所有處・識處・空處・四靜慮定を得たりや」。苾芻報じて云はく、「我は蘭若に居せり」。賊言はく、「聖者[三七]仁は是れ三藏の(中)經・律・論を持せりや」。苾芻亦前答に同ぜり。賊言はく、「聖者、汝が字は云何」。亦前の如く報ぜり。賊言はく、「此は是れ何の方なりや」。苾芻亦前に同じく報ぜり。時に群賊の所問の事に、苾芻は皆「我は蘭若に居せり」と答へければ、賊便ち大に瞋りて諸人に告げて曰はく、「我等は賊なりと雖而も此苾芻は乃し大賊なり。何を以ての故に。自身の名號をすら尙ほ知る能はざるに、詐りて容儀を現じて人世を誑惑すれば」。時に諸賊人は苾芻處に於て各瞋恨を懷き、便ち共に苦打して身體皆破れ、衣鉢錫杖は悉く皆摧裂して僅に餘命を存し、賊は夜中に於て之を捨てゝ去りぬ。時に此苾芻は既にして困辱に遭ひ、天明に至り已りて逝多林に詣りしに、諸苾芻は見て問うて言はく、「具壽、何の故にか形容困頓せること此の若くなる」。卽ち上事を以て具さに告げしに、時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「汝等苾芻、[三八]我れ蘭若苾芻の爲に其行法を制せん。蘭若に住する人は須らく水・火を貯ふべく、幷に蘇・油・麨及び故帛を畜へ、食は少許を留め、須らく星辰を識り、及び時節方隅の所在を知り、善く經律論を閑ひ、乃至、自ら名字を知るべし。若し蘭若苾芻にして制に依はざらんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に邪命外道あり身忽ち染患せりければ、醫人處に往いて請うて救療を求めぬ。答へて曰はく、「應に浴室を作りて身體を洗沐すべし、病除くを得べけん」。答へて言はく、「賢首、我れ何處に於てか浴室あるを得べき、隨時に乞食して活命せるのみなれば」。報じて言はく、「聖者、沙門釋子は每に半月(半月)に於て浴室中に在りて洗浴すれば、仁可しく彼に往いて身形を洗沐すべし」。苾芻の洗時に彼便ち內に入りしに、身に赭服を披たれば是れ苾芻なりと謂ひて皆遮止せざりけ

【三七】本文に聖者仁是三藏持經律論耶とあり。これ三藏の中、經を持てりや、律を持てりや、論を持てりやの三問を含めるもの、持經者・持律者・持論者のいづれなるかを問へるなり。

【三八】蘭若住苾芻行法。

と。苾芻は何處に應に著すべきかを知らざりき。佛言はく、[三五]「聚落に入る時、乞食を行ずる時、隨うて噉食せん時、衆に入りて食せん時、制底を禮せん時、佛の法を聽かん時。晝夜に法を聽く時、二師及び同梵行者を禮拜する時、是の如き等の處には可しく大衣を披るべし。嗢多羅僧伽は應に淨處に於て披著し、食等の事に及ぶべし。其の安怛婆娑は何處に住せんとも意に隨せて著用せんに悉く皆無犯なり。」

緣處は前に同じ。如し世尊は說きたまへり[三六]「若し日出で已るに衆鳥皆鳴き農夫耕作す……前に廣說せるが如し……乃至、當に喧閙を離れて獨り閑居に處し、宜し、端心に靜慮を勤修すべし」と。時に苾芻あり寡聞淺識なるが空閑處に往いて而し草庵を作り、晝夜、勤思して唯食を乞ふをのみ除きければ、放牧人等は皆悉く共に知りぬ。時に群賊あり他のために害せられ、並に多く傷損して飢渴に逼られければ、衆共に籌量すらく、「知らず何に去かんかを」と。量一人告げて曰はく、「彼の蘭若中には釋家の子あり、凡そ諸の沙門は性多く貯畜し、并に悲心ありて情に怖怯なければ、仁等可しく去りて共に往いて投ずべし、必らず所獲あらん」。賊衆咸言はく、「善い哉、斯語や、宜しく共に去るべし」。悉く皆希望して面を擧げて同行して蘭若中に至りしに、苾芻は見已りて便ち「善來」を唱へぬ。時に諸賊人は情に無畏を生じ、住して少時を經たるに告げて言はく、「聖者、我れ寒ければ火を須めん」。苾芻報じて曰はく、「我れ蘭若に居すれば火の求むべきなし」。又言はく、「聖者、渴に困めり、水を須めん」。苾芻報ずらく、「無し」。賊復告げて言はく、「聖者、少許の麨を須めん。用ひて瘡上に安くなれば幸に相與へられんことを」。苾芻報ずらく、「無し」。賊復告げて言はく、「聖者、我れ故物を須めん、瘡處に纒はんと欲すれば」。苾芻報ずらく、「無し」。次に「蘇油を索めん、用ひて瘡上に塗るなれば」。苾芻報ずらく、「無し」。復告げて言はく、「聖者、飢に困みぬれば食を須めん」。苾芻報ずらく、「無し」。賊復問うて言はく、「聖者、今是れ何の辰(とき)にして何の星宿に屬するなる」。苾芻答へて言はく、「我れ蘭若に居しぬれば斯の事に閑(な)れじ」。中に一人の先に僧法を知れるあり、遂に瞋恚を生じて

【三五】 三衣著用差別。

【三六】 此譬喩は前第三十一卷(註五)の本文にも出でたり。

びて仍ほ止めざりければ、諸苾芻に於て遂に瞋恨を生じ口に惡言を出すらく、「我は是れ慈觀なるも汝は是れ人中の毒蛇なり」と』。佛言はく『「汝等苾芻、意に於て云何。迦攝波如來の正法中に出家して慈觀を修せる者とは、豈に異人ならんや、此の苾芻是なりしなり。彼れ往昔に佛の聲聞弟子處に於て、瞋恨心を起して惡口を作せるが故に、五百生中に於て常に毒蛇と作り、餘殘の業力もて此人中に於て惡毒の報を受けしなり。彼れ往昔に讀誦作業して諸の戒品を修し、[三四]蘊・界・處・緣起・處非處に於て善巧なるを得たるに由りての故に、彼善根に由りて我法の中に於て而し出家するを得、諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證せるなり。汝等苾芻、是因緣に由りて我常に宣說せり「黑業には黑報を得、雜業には雜報を得、白業には白報を得ん」と。汝等應に當に白業を勤修して黑・雜業を離るべし」』時に諸苾芻は佛說を聞き已るに心大に歡喜し、佛足を頂禮して奉辭して去りぬ。

第八門の第九子、頌に攝して曰はく、

「三衣は事に隨うて著すると　蘭若法は應に知るべしと　浴するに門を守ると妙華と　應に非處に住すべからざるとなり」。

緣處は前に同じ。時に諸苾芻は每に寺內に於て僧伽胝を著して灑掃し、壇を爲り、牛糞もて地に塗り、廁に入りて便轉し、衣を染め服を浣へり。僧伽胝の如くに七條五條も亦皆此に同じて諸事業を作せり。諸苾芻見て一人報じて曰はく、『「此等の諸衣に差別を作さず、隨處に著用せんこと、理應に爲すべからじ。如し世尊は說きたまへり、「僧伽胝は是れ其大衣なり」と。豈に差別を作さずして用ふべけんや』。咸言はく、「具壽、善くも斯語を說けり、可しく共に佛に白すべし」。佛言はく、「汝等苾芻、理合に是の如く共に相止諫すべし。僧伽胝は是れ衣中の王なり、是故に應に隨處に著用して諸事業を作すべからじ」。世尊の說きたまへるが如くんば、「僧伽胝衣は應に隨處に著用すべからず」

【三四】蘊・界・處・緣起・處・非處。蘊善巧、界善巧、處善巧、緣生(十二緣起)の道理に善巧、處非處にも善巧なりとの意。律部二十一、註(四六の四―七)、律部十九。註(九の六四)參照。

鄔波難陀は旣にして逐ひ急(せま)られければ、遂に樹枝を取りて遙かに彼を打てるに、仍ほ止息せざりき。時に舍利子は卽ち輭語を以て安慰して趁ひ及ばしめざりければ、鄔波難陀は便ち遠く走げ去りしに、彼は瞋心盛にして便ち其樹を咬みしに、齒にに樹を咬める時其葉は皆落ちぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此の如きの人には應に相惱まして瞋恚を生ぜしむべからず」。世尊の說きたまへるが如くんば、應に相惱まして瞋を生ぜしむべからざりき。後に異時に於て鄔波難陀は次に知事に當りしに、毒苾芻の所に至り告げて言はく、「具壽、是の如きの事を作せ」。彼れ來り告ぐるを見て大瞋恚を生ぜり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此の懷毒の人は或は先に怨心あれば、應に自ら往いて其をして作務せしむべからず、可しく傍人をして所作の事を報ぜしめんに彼聞いて應に作すべく、闕くことあらしむる勿れ」。彼の毒苾芻は勤修して倦む亡かりければ、五趣輪を摧き諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證し……廣說せること餘の如し……乃至、人天恭敬せざるなかりき。諸苾芻は具壽舍利子に白して言さく、「尊者の弟子は極めて瞋毒を懷けるに、此の如きの人も尙ほ能く阿羅漢果を證得せるとは甚だ希有たり」。時に尊者舍利弗は諸苾芻の爲に廣く前緣を說きぬ。時に諸苾芻は咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、「[三]大德、彼苾芻は先に何の業を作してか、毒蛇身を捨てゝ人趣に生ぜるなる」。佛言はく、『汝等苾芻、彼が自ら作せる業は成熟せるの時還須らく自らに受くべかりしなり……廣說せること餘の如し……乃至、頌して曰はく、

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ　因緣會遇はん時　果報は還自ら受けん」。

汝等苾芻、當に一心に聽くべし、乃往過去に此賢劫の中、人壽二萬歲の時、迦攝波如來應正等覺ありて十號具足したまひ、世間に出現して婆羅痆斯仙人墮處施鹿園中に住したまひき。此の毒苾芻は彼佛の法中にて而し出家を爲して常に慈觀を修せるに、諸苾芻は見て咸く皆喚びて「慈觀、慈觀」と言ひければ、報じて言はく、「仁等、更に我を慈觀、慈觀と呼ぶこと莫れ」。是の如く再三せるも喚

【三】・瞋毒苾芻前生因緣譚。

舌を刮き已りて洗はずして棄てしに、蠅來りて上に附けるに遂に便ち命過せり。次に[30]守宮あり來りて其蠅を食へるに此に因りて死にき。次に[31]黃猫あり、來りて守宮を噉へるに還同じく命を喪へり。次に犬子あり此黃猫を食へるに亦復命終せり。餘に殘者あり、諸蟻來り喫へるに悉く皆死を致せり。是時一苾芻あり傍に在りて而し立ち、是の如き等の事を見て明日旦に至れり。時に諸苾芻は其處に來りて齒木を嚙みしに、狗と衆蟻の一處に命終せるを見て其所以を怪み、共に相謂ひて曰はく、「狗と蟻と何に因りてか一處に而し死にたる」。或は言はく、「知らず」。或は言はく、「可しく共に推尋すべし、誰か斯過を作せるかを」。時に彼苾芻は諸人に告げて曰はく、「昨日婆羅門兒、是れ尊者舍利子の弟子なるが、我れ此に於て(彼が)其齒木を嚙み、舌を刮ける篦を洗はずして棄てたるを見ぬ。必らず應に此が爲に其をして命終せしめたるなるべし」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「汝等苾芻、當に知るべし、人中に亦毒を帶ぶること蛇と異るなきあるを。今より已去、[32]齒木を嚼む時旣に舌刮き了らんに、應に水を以て洗うて方に之を棄つべし。洗はずして棄てんには越法罪を得ん」。世尊の說きたまへるが如くんば、「齒木を嚼み已るに洗うて方に棄つべし」と。諸苾芻あり水乏少せる爲に如何せんかを知らざりき。佛言はく、「灰土上に於て揩拭して之を棄てよ」。後に異時に於て帶毒苾芻は自ら衣裳を染め曬曝し廻轉せるに、時に具壽鄔波難陀は來りて衣を染むるを見て告げて言はく、「具壽、我れ樂みて相助けん」。報じて言はく、「善い哉。大德が意に隨さん」。時に鄔波難陀は性懷惡行なりければ、卽ち新衣を取りて陰に乾し、故衣を日に曝し、又乾〻を轉じて日に曝し、濕者をは陰に乾せり。彼言はく、「大德、此の如きを作す勿れ」時に鄔波難陀は還前に同じて作し、是の如く再三して遮するも止むるを肯んぜざりければ、其苾芻は遂に瞋怒を生じて相擒撮せんと欲し、鄔波難陀は便ち卽ち走げ去りしに、彼れ後に隨うて逐へり。時に舍利子は來りて相趁へるを見て告げて言はく、「具壽、何事を作さんと欲するぞ」。彼れ瞋盛なりしが故に仍ほ趁うて息めざりき。

【三〇】　守宮。やもり。

【三一】　黃猫。猫字、辭書になし、鼬或は貂(テン)の寫誤なるべし。

【三二】　齒木(danta-kaṣṭha)用法。憚哆家瑟詑と音寫、長きは十二指、短きは八指、太さは小指程なり。律部二十五、註(一三の一二二)の本文參照。第八子攝頌第二句に刮舌篦とあるも、これ齒木の外に別にあらず、されば齒木を嚼み、齒木にて齒を揩り舌を刮り、如法に用ひて如法に捨つるなり。

與に宿に因緣あるを見たりければ、卽ち水を以て灑ぎ三句の法を說き、告げて曰はく、「賢首、當に知るべし、諸行は無常なり、諸法は無我なり、涅槃は寂滅なり、宜しく我所に於て殷淨心を起すべし、傍生身を捨てゝ當に善趣に生ずべけん」。時に尊者は是語を作し已るに卽ち便ち捨て去りぬ。時に鵄ありて來り銜み去りて飡食せるに、此の毒蛇は尊者處に於て善心を起せるに由りての故に、命終の後に室羅伐城の、[二八]善く六事（一には自ら設會を知り、二には人に設會を敎へ、三には善く讀誦を知り、四には捨施の法を知り、五には受物の法を知り、六には善く淨觸を知るとなり）を解せる婆羅門舍に於て而し爲に受生せり。時に具壽舍利子は彼が命過せるを知り、卽ち便ち何處に受生せるかを觀察して、此城中の善く六事を解せる婆羅門舍に而し爲に受生せるを見ければ、調伏せんが爲の故に尊者は頻婆羅門家に往き、夫妻に三歸五戒を授與せり。後に異時に於て獨其家に至りしに、婆羅門見て白して言さく、「聖者、侍者なきや」。尊者答へて曰はく、「我が侍者は茅草の生に非ざれば、仁處に從うて得んのみ」。婆羅門曰はく、「我に小兒の侍者と爲すに堪へたるなし、我婦懷娠しぬれば若し其れ男を生まんに奉げて侍者と爲さん」。報じて曰はく、「願はくは爾無病ならんことを。我已に之を受けぬ」とて、卽ち便ち捨て去りぬ。彼婦月滿ちて便ち一男を誕めるに、母乳を飮む時爪齒とて乳を損し、乳便ち腫大せり。曾て童子と與に一處に戲れし時、或は瞋忿に因りて若しは爪若しは齒にて傷損する處あるには、悉く皆瘡腫して久しくして而し平復せり。時に舍利子は彼小童の出家時至れるを知り、其家中に往いて父母の爲に法を說けるに、彼見て出で來れり。尊者便ち念ずらく、「卽ち是れ我が侍者たらんか」。父、兒に告げて曰はく、「汝未だ生まれざる時、我れ汝を將つて聖者に供養して給侍人と爲さんことを許へり、今可しく隨ひ行くべし、顧戀を生ずる勿れ」。此卽ち是れ其の[二九]最後生の人なりければ、良久しく佇立して尊者の面を覩じ、後に隨うて而し去りぬ。尊者は寺に至るに便ち出家を與へ、幷に近圓を受けて敎に依りて學せしめぬ。後に齒木を嚼み、旣にして

【二八】善解二六事一婆羅門。律部十九、註（九の四〇）の本文に六事を明せると少異あり。

【二九】最後生の人。再び後の迷の生を受けず、今生を最後として無生の證果を得べきが故にかく云へり。

第八門の第八子、頌に攝して曰はく、

「瀉藥と齒に毒あると　刮舌箆は應に洗ふべきと　其の罪業の盡くるに由りて　阿羅漢を證得するとなり」。

緣は室羅伐城に在りき。一婆羅門あり妻を娶りて未だ久しからざるに遂に一子を生じ、年既に長大しては善法中に於て而し出家を爲せり。後に異時に於て身忽ち染患せりければ醫師處に往いて告げて言はく、「賢首、我身に疾あり、幸に爲に醫療せよ」。報じて言はく、「聖者、仁今可しく是の如きの瀉藥を服すべし、病除癒するを得ん」。苾芻即ち服し、纔に[二五]一行痢せるに冷水もて洗淨せりければ藥即ち下らざりき。醫來りて問うて曰はく、「聖者、瀉藥好なりや不や」。報じて曰はく、「賢首、藥に氣力なければ唯一行痢せるのみ」。醫言はく、「聖者、冷水もて洗淨せりや」。報じて言はく、「是の如し」。醫言はく、「聖者、冷水もて洗淨せんに、云何が轉瀉せん。[二六]仁今更に前の瀉藥を服すべし、洗淨を爲すこと勿れ、瀉痢將ど畢らんに方に可しく之を洗ふべし」。報じて曰はく、「賢首、佛未だ聽許したまはじ」。醫曰はく、「聖者、藥法應に爾るべきなり、相違ふべからず」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し是の如からんには我れ今、瀉痢未だ終らざるには宜しく當に淨拭すべきを聽許せん」。苾芻は何物を以て拭はんかを知らざりき。佛言はく、[二七]「應に土塊を用ひ、或は樹葉を以て、或は破帛・故紙を將りて之を淨拭し、瀉痢畢るを待ちて煖水もて淨洗すべし」。

緣處は前に同じ。一林中に於て毒蛇の住せるありき。諸の牧羊人は火を放ちて林を燒き四面に火來りければ、蛇即ち驚怖し宛轉として腹行して火を衝いて出でしに、僅に命を存するを得て一樹下に投じ身を蟠らせて住せり。時に具壽舍利子は人間に遊行して因みて樹下に至りしに、此毒蛇の火に燒かれし處、身形破爛して諸苦惱を受くるを見ぬ。便ち爲に宿世の因緣を觀察すらく、「善根ありや不や」と。尊者は觀見して善根あるを知れり。又復更に誰と與に相屬するかを觀じて、身は彼と

【二五】一行痢。一度の下痢なり。

【二六】瀉藥用法。

【二七】此法は便廁法に關連するなり。律部二十五、註(一六の九)舍利子便廁淨洗法參照。

じ、五因緣ありてなること廣く上に說けるが如し……。此れ戒を制せんが爲に佛は親しく行かずして人をして食を取めしめたまへるなり。世尊の說きたまへるが如くんば、「若し其食し了らんに、施主は法を樂ひてなれば應に爲に說くべきなり」と。衆は一人を差して住めて法を說かしめ、大衆は咸く去りぬ。時に彼施主幷に諸眷屬は皆一處に來りければ大威嚴あり、共に法要を聽かんとて請じて言はく、「聖者、我が爲に法を說かんことを」。苾芻は彼が威力の大なるを見ての故に、畏懼心を生じて法を說く能はざりければ、長者は念曰すらく、「我れ眷屬多ければ苾芻は情に懼れて宣揚を爲さゞるなり、我れ宜しく爲に說くべし」。報じて言はく『聖者、如し世尊は說きたまへり、

「布施は大富を招き　持戒は生天を得　專修は煩惱を斷ぜん　此は是れ法なり」と。當に去るべし』。

時に彼苾芻は是語を聞き已るに、竟に言對して復道ふなくして歸れり。既にして寺中に至るに諸苾芻問ふらく、「具壽、彼に住まりて爲に法を說けりや不や」。答へて言はく、「諸具壽は獨我を留めて更に伴助なく、施主親族の大威嚴あるが皆來りて集會せりければ、我れ畏懼を生じて法を說くことは能ざりしに、施主は我情に法懼を懷けるを見て、返りて卽ち我が爲に妙法を宣揚せり」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此の苾芻の言ふ所は理に應ぜり、[三二]是故に應に獨して法を說かしむべからず、今より已去、四苾芻を差して說法人の與に伴と爲すべし」。

緣は王舍城に在りき。世尊の制したまへるが如くんば、「說法苾芻には應に四人の伴を與ふべし」と。請喚處ありければ說法人を差し、及び四伴を與へぬ。時に伴苾芻は遂に生緣に向ひ或は出で〻[三三]便轉し、悉く白知せざりければ時に臨みて事を闕けり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「說法人の與に[三四]伴苾芻と爲れるには、餘處に向ふ時應に白して去るべく、若し白せざらんには越法罪を得ん」。

【三二】說法伴制。

【三三】便轉。大小便事なり。

【三四】伴苾芻出行せんに一々白知すべきを制す。

人來るありて復食を行さしめ、是の如く展轉せりければ施主疾勞し、報じて言はく、「聖者、一時坐するを待て、我れ併せて食を行さん」。既にして擾惱を生ぜり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「他[一九]請を受けたる時、應に亂れ去るべからず、前に在りて去らんには門に至りて相待ち、一時に方に入るべし。若し亂れ去らんには越法罪を得ん」。世尊の言へるが如くんば、「亂れ去るべからされ」と。病苾芻あり、侍者食し訖りて方に食を持ち去りければ、食を待ちて虛羸せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、[二〇]「五因緣あらんに、早く食を請け來りて房中に在りて食せよ。云何をか五と爲す。一は是れ客の新來なると、二には將に行き去らんと欲すると、三には身、病苦に嬰れると、四には是れ看病人、五には身、知事に充てたるとなり」。

緣處は前に同じ。時に長者あり大富多財にして情に信敬を懷けるが、佛僧衆に舍に就りて食せんことを請ぜり。……世尊去りたまはず、五因緣ありて人をして食を取めしめたまふなり……廣說せること上の如し……。今、戒を制せんが爲なりき。(時に)苾芻は食し訖るに即ち便ち寺に歸れり。施主は本心に求めて法を聞かんと欲してなりしに、一苾芻も其が爲に法を說くなかりければ遂に嫌恥を生ぜり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「理合に譏嫌すべけん。[二一]故に諸苾芻は應に食し了るに即ちに皆寺に歸るべからず、若し卽ちに去らんには越法罪を得ん。當に爲に法を說くべし」。佛は法を說かしめたまひたれば、苾芻は誰か當に法を說くべきかを知らざりき。佛言はく、「應に上座をして其が爲に法を說かしむべし。若し彼れ能はざらんには第二者をして、此も亦能はざらんには第三者をして、此若し堪ふるなからんには應に番次に與ふべく、或は能者に隨うて當に預じめ之を請ずべし」。

緣處は前に同じ。一長者あり先より信心あり、時々の中に於て逝多林に往いて正法を聽聞せるに、遂に一時に於て佛僧衆に家に就りて食を受けんことを請ぜり。苾芻は皆去りしも世尊は……前に同

【一九】請食に赴くに散亂して去るを制す。

【二〇】早請食五因緣、

【二一】食上說法制。

て世尊の足を禮せり。世尊の法爾として、取食人と共に歡言致問したまはく、「大衆頗し美食もて飽るを得たりや不や」。白して言さく、「大德、美食もて足せりと雖然も施主は怪みを致せり」。問うて曰はく、「何故なりや」。緣を以て具さに白すに、世尊は食し訖りて外に出でゝ洗足し、房中に還り入りて宴坐して住したまひ、晡時に至りて方に定より起ち、苾芻衆中に於て座に就いて坐したまへり。便ち舞を作せる苾芻に告げて曰はく、「汝、何の心を以て施主家に於て而し舞を作せる」。答へて言はく、「大德、彼を譏むるの意及び[一六]掉擧心ありて而し舞を作せり」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「若し苾芻の掉擧を作して而し舞を作せるは越法罪を得ん。若し彼を譏むるの心を作せるには無犯なり。汝諸苾芻、此等は皆聲を作して噉食せるに由りて斯の過失を致せり、是故に苾芻は[一七]聲を作して食はざれ。作さんには越法罪を得ん」。佛既にして遮し已るに、時に信心の俗旅あり、諸の乾餅蘿蔔甘蔗を將して來りて苾芻に施せるに、皆敢へて受けざりき。問うて言はく、『聖者、佛未だ出でたまはざる時は我等は皆外道を以てして福田と爲せるも、世尊世に出でたまひては卽ち仁等を以て福田中の上とし、我等が所有微薄の施物も持ち來りて供養せるに、仁皆受けざらんとは。豈に我等をして後の世に往かん時路粮なからしめんとなりや。又、如し佛說きたまへり、「時に及びて而し施し、但是れ新穀及以諸果の創めて熟せん時先に持して具戒具德に奉施し、後に自ら食はんには福を得んこと無量なり」と。唯願はくは慈悲もて我が爲に納受したまはんことを』。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此の諸施物は宜しく當に爲に受くべし、所有[一八]乾餅は羹飯と和へて食し、蘿蔔・甘蔗は截りて小片と作し食ふに聲を作すこと勿れ」。

緣處は前に同じ。時に長者あり佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜり。時に諸苾芻は一時に去らず、各伴を作して行けり。既にして彼家に到りて更に餘者を待てるも、人未だ盡く集まらざりければ長者に報じて曰はく、「宜しく食を行すべし、我等前に湌はん」。食飽して便ち去りしに、更に

【一六】掉擧心(auddhatya)心を浮動して輕躁なる心。

【一七】作聲食禁。

【一八】これ乾ける餅を濕して食するもの、頌の第三句に濕餅とせるに相當す。

に、佛言はく、「杖頭に鐶を安きて圓きこと盞口の如く、小鐶子を安きて搖動し、聲を作して而し警覺を爲すべし」。狗便ち出でゝ吠えしに、錫杖を用つて打ちぬ。佛言はく、「應に杖を以て狗を打つべからず、應に擧げて之を怖れ(しむ)べし」。時に惡狗あり、怖れ(しめ)し時瞋劇しかりき。佛言はく、[9]「一抄の飯を取りて地に擲げて食はしめよ」。不信家に至り久しく錫を搖りし時、遂に疲倦を生じ、而も彼家人は竟に出でゝ問ふなかりき。佛言はく、[10]「應に多時に搖動すべからず、可しく二三度搖るべく、人の問ふなき時は卽ち須らく行き去るべし」。

緣處は前に同じ。時に長者あり、佛及び僧を請じて家中に食を設けゝれば、苾芻僧伽は皆去いて供に赴けるも、佛は寺中に在りて人をして食を取めしめたまへり。五因緣の爲に佛は食を取めしめたまふなり。云何をか五と爲す。一には閑寂を欲せんが爲に、二には諸の人天に法を說かんが爲に、三には病人を觀んが爲に、四には臥具を觀んが爲に、五には諸の聲聞人に其學處を制せんが爲なり。今此の因緣は戒を制せんが爲の故に寺中に住在したまへるなり。時に彼長者は[11]權に葉舍を爲り衆を命びて坐せしめしに、時屬寒雨せりければ、長者は粥を行し、次いで[12]乾餅を授け并に蘿蔔を與へぬ。時に苾芻あり粥を歠るに呼呼の聲を作し、乾餅を嚼む者は百百の聲を作し、餺爐を喫へる者は[13]䶎齆の聲を作し、屋上には雨下りて索索の聲を作し、瓶中の飲水は骨骨の聲を作して、此等の諸聲は殊に音響合へり。時に苾芻あり先に歌舞を能くせるが、其聲韻を聞いて舊の管絃を憶し、抑忍禁ぜずして卽ち座より起ち、其音曲に隨うて手もて舞うて之を逐ひ、大衆に告げて曰はく、「大德、此は是れ呼呼の聲、大德、此は是れ百百の聲、大德此は是れ䶎齆の聲、此は是れ索索の聲、此は是れ骨骨の聲なり」とて、彈指して相和せるに節に合はざるはなかりき。大衆中に於て心に住めざる者あり卽ち便ち微笑し、其の、意を用ふる者は悉く皆驚愕し、[14]行食諸人は大笑せざるなく、或は羞恥を生じ、施主は深く怪しみければ、[15]請食苾芻は情に大に羞恥し、食を將りて寺に至り一邊に置在し

〔九〕問ふとは、物を遺る義。

〔一〇〕錫杖作聲法。

〔一一〕本文に權爲葉舍命衆合坐とあり。縮藏には欲とせり。權はネンゴロ、ウヤウヤシクの義なり。權の方正しきか。葉舍は明かならず、葉盤の如く、葉を重ね合はせて作れる舍ならん。

〔一二〕爐餅。三本・宮本には餺爐とせるも今改めず、然し次下の文に照して爐餅も餺爐も同義なるべし。燒けることなもちならんか。

〔一三〕本文に齆齆聲とせるも。三本・宮本により䶎齆とせり、齆む聲なり。

〔一四〕行食諸人。大衆に食をめぐり施す供養の人々。

〔一五〕請食苾芻。世尊の爲に食を請け來る取食苾芻なり、次の取食人と同じ。

第八門の第七子、頌に攝して曰はく、

「婦に由りて錫杖を制せると　起ちて舞ふ時罪を招くと　濕餅と請食を受くると　說法の伴と白知するとなり」。

緣處は前に同じ。一長者あり大富多財に、婦は一子を生みければ情に大歡喜し、諸の親眷を命びて共に喜樂を爲せり。其婦及び夫は別房に睡著して天明にも起きざりき。時に乞食苾芻あり、彼が多門を見て遂に家內に入り、其出處に迷ひて遂に便ち深く入りて長者の房前に至りければ、彼卽ち驚き覺めしに、苾芻は遂に婦邊に向ひて而し過ぎぬ。長者見て云はく、「此れ我婦と共に非法を行ぜるなり」。卽ち苾芻を打ち頭破れて血出で鉢盂亦破れしに、婦覺めて報じて云はく、「苾芻に過なし、可しく放ちて出でしむべし」。時に彼苾芻は此容儀を持して逝多林に至りしに、苾芻問うて曰はく、「何の故にか是の如き」。卽ち便ち具さに說き、苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻乞食せんに應に造次に多門家に入るべからず、應に餅麨を將つて門前に記を爲し然る後に方に入るべし」。苾芻入る時默然して入りしに、其婦女の露形に走り去るを見ぬ。俗人嫌恥せりければ、佛言はく、「舍に入らんと欲する時は聲を作して警覺せよ」。彼卽ち呵呵として聲を作し喧鬧して入りければ、家人報じて曰はく、「仁豈に小兒の呵呵聲響もて而し我家に入らんや」。答へて曰はく、「佛は聲を作さしめたまへば、而し入るに此の呵呵を爲せるなり」。答へて曰はく、「更に方便の、作聲せしむべきなくして、唯此の呵呵もて能く警覺を爲すのみなりや」。苾芻默爾せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に呵呵もて作聲して他人舍に入るべからず」。佛制して聽したまはざりければ、遂に門扇を奉打して作聲して入りしに、家人怪しみ問ふらく、「何の故にか我門を打ち破るなる」。默爾して對ふるなかりき。佛言はく、「應に門を打つべからず、可しく[八]錫杖を作るべし」。苾芻は解せざりし

【八】錫杖(Khakkhara)聽許。喫棄羅と音寫し、鳴杖・杖と譯す。智杖、德杖の德名あり、乞食時及び驅蟲の爲とせらる。

理合に此の譏嫌を作すべけん。今より已去、[四]諸尼は應に駛流の處にて水に逆ひて立ちて其觸樂を受くべからず、若し樂を受けんには吐羅底也罪を得ん」。

緣處は前に同じ。諸苾芻尼は隨處に鉢を安けるに、鐵遂に垢を生じ、或は打擲に因りて多く損壞ありき。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、[五]「諸尼は應に隨處に鉢を安くべからず、應に薄錫を以て鉢に替して用ふべし」。世尊說きたまへるが如くんば、「錫もて鉢に替せよ」と。諸尼は錫を以て遍く其鉢を裹めるに、俗旅見て問ふらく、「聖者、此は是れ何物なりや」。答へて言はく、「仁者、世尊は制して錫を以て鉢に替せしめたまへば」。報じて曰はく、「聖者、豈に佛は遍く鉢を裹ましめたまふべけんや。仁今妄說せり、此れ沙門釋女の所作の事に非じ」。尼聞いて羞恥し、默然して對へざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「俗旅は理合に譏嫌すべけん。是故に諸尼は應に錫を以て遍く其鉢を裹むべからず、可しく小替を爲り、纔に鉢底を承くべきなり」。彼れ種々奇異の形勢を作れるに佛言はく、「合はじ。[六]替に二種あり、一には菩提樹及び多根樹の葉の如きと、二には手掌の如きとなり。

緣處は前に同じ。時に吐羅難陀尼は瑠璃盃を得たるに、時に女人あり客來ありしが爲に便ち尼處に至りて告げて言はく、「聖者、幸はくは璃瑠盃を借さんことを」。尼卽ち問うて曰はく、「汝何の所用ぞや」。答へて言はく、「聖者、女夫來れるも盃の飮むべき無きが爲なり」。尼與へければ將ち去りしに、彼れ存心せざりければ手より脫れて便ち破れぬ。告げて言はく、「聖者、我れ價直を酬いん」。尼曰はく、「小妹、價直を須ゐじ、我に舊盃を還せ」。答へて言はく、「聖者、別に盃を買うて替へん」。尼曰はく、「要らず舊盃を須むるなり」。是の如く諍競せりければ、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「此れ諸尼が瑠璃盃を畜へしに由りて斯の過失ありしなり」。諸苾芻に告げたまはく、[七]「諸尼は應に瑠璃盃を畜ふべからず、若し畜へんには越法罪を得ん」。

【四】逆レ水立受レ樂禁。

【五】鉢替聽許。鉢文(patta-malaka)とは相違す。鉢替は鉢を損せしめざる爲。鉢支は鉢の動搖を防ぎ安定せしめん爲なり。

【六】鉢替二種。

【七】畜瑠璃盃禁。

巻の第三十四

第八門の第六子、頌に攝して曰はく、

「女人と共に浴せざると　亦流に逆うて洗はざると　鉢底に應に替を安くべきと　瑠璃盃を畜へざるとなり」。

縁處は前に同じ。一女人あり河水中に往いて身體を洗浴し、洗ひ訖り岸に上りて髪を梳りて住せり。時に吐羅難陀苾芻尼は遂に[一]澡豆を持して彼に往いて洗浴せるに、女の髪を梳れるを見て情に瞋嫉を生じ、是の如きの念を作さく、「愚癡の女子、我と共に勝るゝを爭はんとて故に頭髪を梳らんとは。我に先より來元より髪なかりしと謂へりや。宜しく苦治して其の後過を懲らすべし、設更に我に見えんに敢へて勝るゝを爭はざらん」。遂に卽ち默して[二]菴摩羅の末を持して其頭上を撲ち、手を以て之を挼みぬ。女人問うて言はく、「聖者、我に何の過ありてか、纔に髪を淨洗せるに菴摩羅の末を以て我頭上を撲てる」。尼曰はく、『汝、此解を作して云へり、「吐羅難陀は先より來髪なかりき」と。頭既に不淨なり、可しく來りて更に洗ふべし』。女卽ち譏嫌し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「尼は非法を爲せり、理合に譏嫌すべけん。今より已去、[三]諸尼は應に雜末等を以て他の淨髪を撲つべからず、作さんには越法罪を得ん」。

縁處は前に同じ。時に吐羅難陀は諸尼衆と與に河中に往いて浴せり。是時吐羅難陀尼は駛流處に於て水に逆ひて立ち、其の觸樂を受けしに、諸尼問うて言はく、「聖者、今何事をか作せる」。答へて言はく、「小妹、我れ觸樂を受けしなり」。諸尼報じて曰はく、「聖者、此は淨法に非じ、駛流處に於て立ちて觸樂を受けんは爲すべからざる所たり」。答へて言はく、「此は是れ極淨なり、何の乖理かあらん。若し不淨ならんには誰か制處ありし」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「諸尼は

【一】澡豆。律部十三。註(九の三七)、律部二十、註(二八の二三)參照。十誦律(張五・四六右末七)に大豆・小豆・摩沙豆・豌豆・迦提婆羅草、梨頻陀子を以て作れりとす。

【二】菴摩羅の末。菴摩洛迦(amalaka)の略、大さ酸棗の如き餘甘子、唯藥用とするのか。菴沒羅(āmra)の大さ桃の如くなるとは相違す。菴摩羅・訶梨勒・鞞醯勒等はタンニン質物なる故に、それが粉末を散ずれば淨髪を汚すことにもなるべし。

【三】雜末等を以て他の淨髪を撲つを制す。雜末は種種粉末なり。

く、「非法の釋女、妄に巫卜を爲して我が資生を奪はんとは」。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「尼にして醫巫を作しぬれば是の如きの過ありしなり。妄に詭說を爲して俗の譏嫌を招かんとは」。諸苾芻に告げたまはく、[四八]「我今尼に醫巫を作すを許さじ。若し作すあらんには越法罪を得ん[四九]」。

【四八】巫卜禁。
【四九】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

せりと聞いて疾く疾く彼に至り、其室を封閉して立ちて一邊に在りき。時に彼が親族は焚燒既にして畢りて咸悉く歸來せるに、舍の封閉せるを見て問うて言はく、「誰ぞ閉ぢたるは」。尼曰はく、「其の受施者が自ら來りて封閉せり」。報じて言はく、「聖者、何人にか施與せる」。尼曰はく、「我に施せり」。「聖者、若し爾らば且らく我に賃與せよ、後に價直を酬ゆれば」。尼曰はく、「虚とやせん、實とやせん」。答へて言はく、「實に與へん」。尼卽ち門を開きて入らしめしに、時に長者婆羅門ありて其舍に來り入り、是の如きの事を聞いて皆共に譏嫌すらく、「沙門釋女にして斯る非法を作さんとは。云何が屋を將つて他人に賃與せる」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「沙門女の法に非じ、理合に譏嫌すべけん。今より已去、[四五]諸苾芻尼は應に舍を賃すべからず、人に與へて賃さんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。長者好施せるが命終せんと欲するを知りて悉く皆捨し訖り、唯一鋪のみありき。尼聞いて來り乞ひ……事並に前に同じ……乃至、身亡ぜるに尼便ち封閉せりければ諸人嫌恥し、苾芻は佛に白すに佛言はく、[四六]「若し鋪を賃さんには越法罪を得ん。」（煩はしきを恐るゝが故に略せり）。

緣處は前に同じ。吐羅難陀尼は城に入りて乞食せるに、[四七]師巫女の鈴を搖り家を繞りて凶吉を談說し、多く利物を獲て資身を得るに足るを見、卽ち便ち念曰すらく、「是れ好方便なり、我も亦之を爲さん」。鈴を求得し已りて明旦に城に入り、卽ち諸家を巡り鈴を搖りて振響し、他の男女の爲に身形を洗沐し、吉凶を詭說して來兆を妄談せり。病患者の、天緣皆差へるありしに、遂に王城の內をして咸共に知聞せしめければ、所有請祈は啓竭せざるなかりしも、自餘の巫卜は人皆問はざりき。時に舊醫巫は諸人處に詣りて問うて言はく、「事あらんには我れ爲に占相せん」。諸人答へて曰はく、「更に汝を勞はさじ、我に聖師の衆事に善閑せるあり、占相もて病を療して皆悉く心に稱へば」。彼問ふらく、「是れ誰なる」。答へて言はく、「聖者吐羅難陀なり」。彼れ聞いて譏恥し、是の如きの語を作さ

【四五】賃舍禁。

【四六】賃鋪禁。

【四七】師巫女。みこ、師娘なり。

はく、「多く與へん」。尼曰はく、[四二]「可しく酒瓮を出すべし、我れ爲に相を瞻ん」。卽ち便ち舁き出せるに、時に吐羅尼は上下に瓮を觀ずらく、「何に因りてか酒壞れたる」と。乃し熱に由りてなるを知り、卽ち窻牖を開き、濕沙を持らしめて其の瓮下に安き、更に青苫を取り、瓮を繞りて裹を纏はし、扇ぎて熱氣を去りしに、涼冷せるに由りての故に酒便ち好に復しければ、所有親族は悉く皆來集せり。時に諸の酒家は咸悉く備さに擬せるに、來り取めざるを怪みて人をして往いて問はしむらく、「何ぞ酒を取めざる」。報じて言はく、「我酒、好に變じぬれば勞はしく別に取むるなきなり」。問うて言はく、「是れ誰ぞ、汝に敎へて已壞の酒をして還好ならしめたるは」。報じて言はく、「聖者吐羅難陀は我に於て恩ありて能く此事を爲せり」。彼卽ち譏嫌すらく、「沙門釋女にして非法事を作さんとは。云何ぞ我が所作の生業を奪ひたる」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此は沙門釋女の法に非じ、理合に譏嫌すべけん。[四三]是故に諸尼は應に他に敎へて已壞の酒を變ぜしむべからず、作さんには吐羅底也罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に長者あり樂みて給施を爲せるが、身忽ち染患して漸く困篤を加へければ、自ら形命の將に死なんとして久しからざるを知り、所有財物は悉く皆沙門・婆羅門・孤獨・乞人・善友・親族に給施し、唯一舍ありて猶ほ未だ他に施さゞりき。時に吐羅難陀苾芻尼は聞いて家中に來至し、告げて言はく、[四四]「長者、凡そ諸の女人は利養寡薄なれば、喜捨の次は分ちて少多を惠まんことを」。答へて曰はく、「聖者、來ること遲かりき。我が財物は悉く皆施し盡くして唯此室あるのみ」。尼言はく、「長者、我れ本希望して面を擧げて而し來れるに、今空しく還らしめんこと元意に稱はじ」。報じて言はく、「聖者、唯此室あるのみ、仁が意に將らんと欲せんには我れ終に惜まじ」。尼曰はく、「若し爾らば我今便ち受けん、願はくは病苦を除かんことを」。後の時長者は遂に便ち命過せりければ、諸親來集して青黃赤白の綃を以て靈輿を綵り、送りて屍林に往けり。時に吐羅難陀苾芻尼は長者が命終

【四二】壞酒を變じて好酒と作すの法。

【四三】變味酒を舊に復せしむるは吐羅罪なりと制す。

【四四】本文に長者凡諸女人利養寡薄、喜捨之次分惠少多とあり。

緣處は前に同じ。時に長者あり妻は一女を誕めるに右眼[四一]通睛なりければ、尙ほ惡相と爲して人の娶る者なかりき。餘の長者あり妻を娶りては未だ久しからざるに便ち卽ち命終し、是の如く七たびに至りければ、時人號して殺婦長者と爲せり。更に他の女を問ねて求めて妻と爲さんと欲せるも、彼便ち報じて曰はく、「我今豈に此女を殺さんを欲せんや」。復寡婦を索めしに、彼云はく、「我豈に自ら身を殺さんを欲すべけんや」。既にして妻室なかりければ自ら家務を知へぬ。時に知識あり來りて相問うて曰はく、「何の故にか自ら家事を營むなる、豈に妻室を覓むる能はざるべけんや」。答へて曰はく、「我は是れ薄福にして妻を娶りては未だ久しからざるに便ち卽ち終亡し、是の如くして更に取りて乃し七たびに至りしに悉く皆身死にぬれば、時人は我を號して名けて殺婦と爲せり」。報じて曰はく、「何ぞ更に求めざる」。卽ち便ち上の如く具さに其事を說けるに、(彼云はく)、「若し爾らば通睛の女兒なりとも何ぞ索め取らざる」。報じて言はく。「彼も亦與へざらん」。答へて曰はく、「我れ彼家に女を養せること多時なるを知れり、必らず應に嫁娶すべけん」。卽ち便ち就り覓むるに、彼見て問うて曰はく、「來れるは何の所須ぞや」。答へて曰はく、「求めて女を娶らんと欲してなり」。「是れ何の女なりや」。「眼通睛せる者を」。父曰はく、「來意に隨すべければ、宜しく某日に於て共に婚禮を辦ふべし」。家酒、熟に壞れければ傍に好者を求めんとし、諸有酒家は卽ち皆爲に辦へぬ。時に吐羅難陀は通睛家に入り共に從うて食を乞へるに、家人報じて曰はく、「我れ酒を辦ふるに忙はしくして食を與ふるに緣なし」。尼は其故を問へるに、彼卽ち具さに告ぐらく、「我家の酒壞れたれば」。尼曰はく、「何の故にか變ぜるをして好酒と爲さしめざる」。答へて言はく、「聖者、我曾て解せざるなり、仁に方法あらんに幸に當に惠施せらるべし」。尼曰はく、「少女、我今年邁いぬれば復更に爲さゞるも、昔、少時に在りては何事か解せざりし」。答へて言はく、「聖者、我を憐愍しての故に變酒を好ならしめんことを」。尼言はく、「少女、顧いて能く我に美食の直を與へんに、汝が酒をして好ならしめん」。答へて言

【四一】通睛。三本・宮本には通精とす。精は睛に通ずる故に何れも誤ならず。通視卽ちやぶにらみと同義なるべし。

得ん。[三九]結髻を解せる者は當に密處に於てし、俗をして覩らしむる勿れ」。

第八門の第五子、頌に攝して曰はく、

「應に銅器を畜ふべからざると　變酒をして平復せしむると　房を俗旅に賃し與ふると

誑惑して醫巫を作すとなり」。

緣處は前に同じ。時に吐羅難陀苾芻尼は銅器家に往いて告げて言はく、「賢首、頗し我が與に大銅鉢を作すを能くするや不や」。答へて言はく、「聖者、是れ我が本業なり、何爲ぞ能くせざらん」。問うて曰はく、「大小(何を)作さんと欲するや」。報じて言はく、「極めて大作を須うるなり」。問うて言はく、「聖者、何が大鉢を用ふるなる」。尼曰はく、「貧寒物、汝、價を取らずして我が與に作さんや、汝に好價を與ふれば宜しく應に大作すべし」。匠者念曰すらく、「彼に隨せて大作せん、我に於て何か傷へん」。大鉢を見了るに報じて言はく、「我が爲に更に小者を作れ、斯の鉢內に入るれば」。復更に爲に作りしに、是の如く漸く小にして乃し七重に至り、皆鉢內に入れぬ。吐羅難陀は求寂女をして揩拭して淨からしめ、五色の線を以て絡を爲り次第して之を盛り、請喚處あるには卽ち小尼をして頂戴して將ち去らしめ、到り已るに開設して傍に在きて安坐せり。俗旅見て問ふらく、「聖者、今日銅器鋪を開くなりや」。答へて言はく、「癡人、汝豈に能く我が所須の器の、大なるには飯を盛り、次なるには羹臛を著れ、次なるには美團を受け、餘には雜味を安くなるを知らんや」。答へて曰はく、「若し爾らば更に復多く須めよ、餘物ありて來らんに安置するの處なければ」。彼便ち默爾せり。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「尼にして銅鉢を畜へぬれば是の如きの過ありしなり、今より已去、諸尼は自ら[四〇]銅鉢を畜ふるを得ざれ、若し畜へんには越法罪を得ん。唯、銅匙及び安鹽盤子幷に飲水銅椀を除く」。

【三九】三寶供養の爲に結髻せんには密處にて作るを聽す。

【四〇】畜銅鉢禁。

今年邁へるも、昔少時に在りては何事をか曉めざりし」。「聖者、若し爾らば我を憐愍しての故に、願はくは爲に鬘を結ばんことを」。報じて言はく、「少女、若し能く我に種々飮食を與へんに、卽ち汝が與に結はん」。答へて言はく、「我與へん」。尼卽ち鉢を一邊に安き、脚を舒べて坐し意を用ひて鬘を結へるに、女人見已りて其の巧妙なる嗟し、情に甚だ歡悅して多く鉢食を與へぬ。尼は餘舍に詣りて復與に鬘を結ひ、多く飮食を得て方に本寺に歸れり。時に結鬘人は其女の所に至り、告げて言はく、華を與へよ、我今爲に結はん」。報じて言はく、「汝來ること何ぞ晩かりし、華已に結ひ竟りて將りて園中に向へり」。問うて言はく、「誰ぞ、結へるは」。答へて曰はく、「聖者、吐羅難陀なり」。彼便ち譏恥すらく、「沙門の女は非法事を作せり、云何ぞ我が所作の生業を奪へる」。尼は苾芻に白し苾芻は佛に白すに、佛言はく[三六]。「沙門女の法に非ず、理譏嫌すべけん。是故に尼衆は應に結鬘すべからず、作さんには越法罪を得ん」。佛制して尼に鬘を結ふを許したまはざりき[三七]。時屬世尊の頂髻大會及び五年六年會なりければ、時に勝光王及び勝鬘夫人・行雨夫人・給孤長者・毘舍佉鹿子母・仙授・故舊及び大名等・近士男[三八]・近士女は各勝上を求めて競うて香華を薦めぬ。及以諸方の僧尼悉く皆來集せりければ、甚だ華彩に足して結鬘人少かりき。時に諸の信心（者）は結華者を覓めしも多く得べからざりければ、遂に諸尼に告げて曰はく、「我等今者爲に大師に供へんとす、頗し相助けて華鬘を結ふを能くするや不や」。諸尼答へて曰はく、「仁豈に知らざらんや、大師に敎ありて諸尼に諸の華彩を結ふを許したまはざるを。我今云何が福を相助けんを欲すべき」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「三寶事の爲には尼は鬘を結ふを得ん」。諸苾芻尼は大門首に於て、或は廊下に在りて、長く兩脚を舒べて而し華鬘を結ひしに、俗旅見て弄り告げて言はく、「聖者、皆是れ結鬘の女の而し來りて出家せるなりや」。諸尼羞恥して默爾して住せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「諸の俗人輩は理に稱ひて譏嫌せり、諸尼は應に大門首」・廊下簷前に於て而し華彩を結ふべからず、作さんには越法罪を

【三六】 結鬘禁。

【三七】 本文に時屬世尊頂髻大會及五年六年會……とあり。有部尼那卷五に五歲除頂髻大會、六歲重立頂髻大會とある故に、こゝに三種大會を列ぬるが如きも、實は世尊の頂髻大會に於て五年會・六年會の二種の孰れかを記念すべき大會なりしと解すべきが如し。前註(一七)參照。

【三八】 近士男・近士女。鄔波索迦・鄔波斯迦、卽ち優婆塞・鄔婆夷なり。

ち疾く牀を敷いて之を命びて坐せしめ、接して言笑を敍べ上飲食を取りて滿鉢して持つて奉れり。婆羅門見て嫉妬の心生じ、便ち尼に告げて曰はく、「我れ鉢中、何の美味を得たるかを觀ん」。其尼、鉢を示すに、卽ち便ち中に唾せりければ、大世主曰はく、「子、今何の故にか鉢中の食を汚せる、汝若し索めたらんには我當に施與すべかりしに」。時に婆羅門は默然して答へざりき。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛是念を作したまはく、「女人の性にして少しく威德あらんに、彼愚人をして惡業を作さしめ、已にして多く苦報を招かん」。諸苾芻に告げて曰はく、「今より已去、尼乞食せん時は、[三三]應に鉢絡を持し掩蓋して去るべし」。諸尼は鉢絡の云何を解せざりき。佛言はく、[三四]「應に方尺の布帊を作り、上の兩角を提げて鉢を置れて中に在き、角に短襻を施し將ち行いて食を乞はんに、塵土を遮するを得て復擎持し易からん」。[三五](神洲比來、此の鉢袋なし。下尖角なるに由りて鉢動搖せざるも、同じく平巾ならざれば動轉して流溢す。作る時は應に布の小尺にて二尺ばかりを取り、疊みて正方ならしめて傍邊を剪却し將(タスク)るに橫に襻を作るべし、用ひん時極めて理(トトノフ)ひて安穩なり)。

緣は室羅伐城に在りき。東國の人は多く園華を愛めり。曾て一時に於て城內の諸人は大歡會を作せるに、各種々上妙の飲食及び諸音樂を持して共に芳園に詣れり。時に一人あり使を遣はして妻に報ぜしむらく、「宜しく華鬘を結びて人をして急ぎ送らしめよ」。其人の家內に妙華林ありければ、妻は卽ち敎を奉けて園に入りて採取し、自ら結ふを解せざれば遂に便ち命びて華鬘を結ふ人を召けり。時屬城中の人民歡會し、諸の結鬘者は皆他の爲に作して竟に求むるも得ざりければ、情に憂念を懷くらく、「夫主は我をして妙華鬘を結はしめたるも我は自ら解せず、人を求むるも得ず、如何がせんかを知らんや」。時に吐羅難陀苾芻尼は乞食に因みて其舍に入り告げて言はく、「少女、我に鉢餠を與へよ」。報じて言はく、「聖者、且らく去れ、我今憂を懷いて人の授與するなければ」。尼曰はく、「少女、汝に何の事がある」。彼便ち具さに告ぐるに、尼曰はく、「汝何ぞ結はさる」。答へて曰はく、「我れ先より解せざれば」。卽ち尼に問うて曰はく、「聖者、解せりや不や」。報じて言はく、「少女、我

【三三】　鉢絡(jāla)。絡囊、網絡ともいふ。

【三四】　鉢絡製法。

【三五】　本文に神洲比來無此鉢袋、由下尖角鉢不動搖不同平巾動轉流溢作時應取布小尺二尺疊使正方傍邊剪却將作橫襻用時極理安穩也とあり。三本には由下尖角を下留尖角、動轉を轉動、疊使正方を宜使正方、將作橫襻を作衣橫襻とせり。今、襻を襻に改めたるのみ、他は三本に從はず。宮本には作時應取―以下の二十八字を缺く。

か苾芻尼衆の清淨を告ぐるを受けざる」。諸苾芻曰はく、「姉妹、前の長淨日には何尼を差し來りて爲に清淨を告げたりや」。先時の二尼卽ち前みて答へて曰はく、「是れ我等來りて門首に至りしに、當しく是の如き形儀の聖者が生死輪を觀ぜるを見たれば、我卽ち彼に於て清淨を告げ已りて遂に本寺に還れり」。苾芻は彼人形儀を說くを聞いて、清淨を對說せるは卽ち是れ彼の露形外道なるを知りければ、共に相議りて曰はく、「此の苾芻尼は外道邊に於て清淨事を告げしなり」。緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「諸苾芻尼來りて清淨を告ぐるに、敎授人の名を問はざるに由りて斯の過失ありしなり」。諸苾芻に告げたまはく、『[三一]二尼は犯なし。今より已去、若し苾芻尼來りて清淨を告げんには、應に敎授苾芻の名字を問ふべし。問うて言へ、「聖者の名字云何」と。如し其れ問はずして清淨を告げんには越法罪を得ん』。世尊の說きたまへるが如くんば、尼は淨を告ぐる時須らく名を聞くべかりければ、尼來り告ぐる時、先に相識れる者にも亦名字を問へり。佛言はく、「相識れる苾芻ならんには勞はしく更に問はざれ」。

緣處は前に同じ。時に大世主喬答彌は身病苦に嬰りければ、尼來り看問すらく、「聖者、何の故にか房を出でざる」。答へて言はく、「少女、我身に疾あれば」。問うて曰はく、「先に何の物を持して病卽ち消除せる」。答へて言はく、「我れ在俗時には頭上に帽を著せり」。「若し是の如からんには今何ぞ持たざる」。答へて曰はく、「我今出家しぬれば、世尊許したまはざらんには云何が持つを得べき」。佛に白すに、佛言はく、「尼にして寺中に在りては應に[三二]頂帽を持つべし」。

緣は王舍城に在りき。時に此城中に婆羅門あり、巡行告乞して一家中に入り、告げて言はく、「我に乞へよ」。主人報じて曰はく、「物なければ當に去るべし」。此人出づる時大世主入りて其に從うて食を乞へるに、彼れ是念を作さく、「此にも亦與へざるとやせん、獨我にのみとやせん」。瑕隙を求めんと欲して佇立して去らざりき。主人念曰すらく、「幸に佛母來りて我家に入るを蒙れり」とて、卽

【三一】告淨潔法。

【三二】頂帽聽許。

緣處は前に同じ。佛言はく、「苾芻の差人は尼の、[26]淨を告ぐるを待て」。門首に在りしと雖、尼來り到れる時報じて「我に近づく莫れ、我に觸るゝ莫れ」と言ひつゝ卽ち便ち走げ去りければ、尼は待ちて本寺中に還るを得ず、此に因りて尼衆は長淨するを得ざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、『差せられたる苾芻は應に走げ去るべからず、當に須らく爲に受けて是の如きの語を作すべし、「[27]姉妹、當に坐すべし、近づいて我に觸るゝ莫れ、可しく淸淨を告ぐべし」と。若し爲に受けずして卽ち走げ去らんには越法罪を得ん』。世尊の說きたまへるが如くんば、「應に可しく差人は門所に住在し、尼を待ちて敎授すべし」と。彼差の人遲れて門首に至りしに、時に露形あり毛毯を通披して其門下に於て[28]生死輪を觀ぜるに、尼は見て念を作さく、「我れ應に彼に就りて其淸淨を告ぐべし」。卽ち便ち禮足し合掌蹲踞して白して言さく、「聖者、存念したまへ」。彼卽ち默念すらく、「我れ今且らく彼の禿沙門女が何の言語を說くかを觀ぜん」。(尼言さく)、『王園寺の尼は故に我を遣はし來りて、頂禮して逝多林中聖衆の足下を請問しまつる、「病少く惱少く起居輕利に氣力勝れて常に安樂行したまへりや不や。[29]褒灑陀日なれば苾芻尼衆は並に淸淨を告げまつる」と』。外道聞き已るに其言を識らざれば默爾して住せるに、尼便ち敎へて曰はく、『聖者、應に言ふべし、「爾るべし」と』。彼れ聞くも解せざりければ、佯りて[30]唵聲を作し、點頭して去りぬ。時に此の二尼は卽ち本寺に還りしに、其の敎授尼人は後に門所に至り、暫時相待てるも尼の至るなきを見て房中に還り向へり。若し說戒せんには單白を作し已るに其の授事人は大衆に白して曰さく、「誰ぞ、尼衆の告淨事を將し來れるは」。衆中、人の答へて「是れ我なり」と言へるなかりければ、衆皆念曰すらく、「豈に尼衆の來りて淨を告げざること非さらんや」。更に人を遣はして其の來不を問はしめずして、上座は戒を誦して褒灑陀を作し了れり。後の說戒時に淸淨を告ぐる尼は復門首に來りしに、人あるを見ずして還本寺に歸りければ、苾芻尼衆の長淨は成ぜざりき。明日諸尼は悉く僧所に來り、問うて言はく、「聖衆、何の故に

【二六】淨。淨潔欲(pārisuddhi)の義。半月々々に苾芻尼僧伽に犯戒なくして淸淨なることを苾芻僧伽に傳ふるなり。

【二七】淨潔欲を受くる法。

【二八】生死輪。五趣生死輪なり、律部二十一、註(三四の五)參照。

【二九】褒灑陀日。布薩日卽ち長淨日なり、律部十九、註(一の五九)參照。

【三〇】唵聲。これ呪術發端の句たる Om なる讃聲、稱讃の義なり。

諸尼は知らずして還寺内に來れり。佛言はく、「尼は半路を來らんに苾芻は彼に往いて共に長淨を爲すべし」、時に諸苾芻は教を奉じて作せるに、時に婆羅門長者あり、道に在りて遊行せるが中路に遇苾芻と尼と而し長淨を爲せるを見て、遂に異念を生じ邪分別を起して共に相議りて曰はく、「此の禿沙門男は禿沙門女と與に何事をか談說せる」。一人謂ひて曰はく、「且らく此竟況を觀ずるに、更に何の論ずる所ぞ、我等家に在りて私かに說ける言語を尼は曾て默聽し、此空處に於て苾芻に向うて說かんとするのみ。苾芻は聞き已るに王家に向うて說き、王は我等に於て所有に科罰せんこと、皆是れ禿男禿女の而し讒搆を爲せばなり」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に半路にて而し長淨を爲すべからず[二二]。長淨日に於て當に二尼を差し、半月々々に往いて僧中に至らしめ、其の清淨なるを告げて教授事を請ずべし」。諸尼は遂に勢力なき者を遣はして往いて僧中に至らしめしに、清淨の事を申說するを肯へてせざりき。佛言はく、「應に能者を遣はすべし」。二人を得ること難かりき。佛言はく、「一人なりとも有力ならんに僧中に往くを得ん」[二三]。彼れ寺に至れりと雖、佛及び僧大衆の威重なるを見て、何人に向うて而し清淨を告げんと欲せんかを(知らず)、即爾に還來せりければ、是時尼衆に長淨を爲さゞりき[二四]。佛に白すに、佛言はく、「應に一人を差すべし」。尼の來り白せん者は、衆は一を差せりと雖、尼は復知らざりければ還前過に同ぜり。佛言はく、「差せられたる苾芻は應に門下に在るべく、彼來りて當に白すべし。先に白を受け已るに當に僧伽に告ぐべく、僧伽は即ち應に白二法を以て[二五]教授人を差すべきなり。

第八門の第四子、頌に攝して曰はく、

「差せられんに避去せざると　當に教師の名を問ふべきと　帽を著し鉢嚢を爲し　結鬘は尼に合はざるとなり」。

【二二】 苾芻尼長淨法。

【二三】 本文に彼雖至寺見佛及僧大衆威重(不知)欲向何人而告清淨即爾還來……とあり、文意通ぜざる爲に今括孤内の不知の二字を補へり。

【二四】 本文に白佛、佛言、應差一人尼、來白者衆雖差一尼復不知、還同前過、佛言、被差苾芻應在門下、彼來當白、先受白已當告僧伽、僧伽即應以白二法差教授人とあり。縮藏・大正藏の加點は右の如きも、今依用せず。

【二五】 教授人。布薩日に比丘尼僧伽に往いて教誡する選差比丘なり、

増して心に捨する能はざりき。佛言はく、「隨意を作す日に應に儀謝すべからず、七八日前に宜しく須らく預じめ儀すべし」。世尊說きたまへるが如くんば、「[一五]七八日前に宜しく預じめ儀すべし」と。時に諸苾芻は皆共に儀謝せり。佛言はく、「一切苾芻は儀を爲すべからず、瑕隙あり情に相遠する者に於て、而し儀謝を爲して共に歡喜を乞ふべし。[一六]（言ふ所の儀とは梵に儀摩と云ふ、是に謂はく、容恕の義なり。後人、悔を加へて喚びて儀悔と爲せるも此即ち說罪の義と同じからざる也）。

緣處は前に同じ。世尊說きたまへるが如し、「五年に應に[一七]頂髻大會を作すべし」。時に諸婆羅門長者居士は各勝上を諍ひて[一八]無遮大會を作せるに、二部僧伽は悉く皆雲集せり。世尊說きたまへるが如し、「各夏次に依りて坐せよ」と。是時諸尼は夏に依りて坐せるに、時に便ち大に喧鬧せり。佛[一九]言はく、「女人の性は貪なれば、大會時に於ては應に二三四のみ次に依りて坐し、自餘の諸尼は相知處に於て情に隨せて而し坐すべし」。

第八門の第三子、頌に攝して曰はく、

『門前にて長淨せざると　當に須らく二尼を差すべきと　若し長淨時に至りて[二〇]差人は
尼の白するを待つとなり』。

緣處は前に同じ。[二一]世尊說きたまへるが如くんば、「苾芻羯磨別と尼羯磨別と共羯磨を除くとなり」。時に長淨日に諸芻芻尼は悉く皆來りて逝多林所に至り而し長淨を爲さんとし、苾芻は尼と大門首に於て共に長淨を爲せるに、諸の長者婆羅門等は其の喧鬧せるを見て皆來りて共に觀ぜんとて、彼に立ちて住せり。佛は是を問ひ已りて諸苾芻に告げたまはく、「門首に於て而し長淨を爲すこと勿れ」。時に諸苾芻は卽ち尼衆と與に寺內に長淨せるに、共に聚集せるに因みて多く言話を爲せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「是に由りて苾芻は應に尼と與に其寺中に於て而し長淨を爲すべからず」。

【一五】自恣時に儀謝すべからず、自恣より七八日前に儀すべきを制す。

【一六】この夾註は原本になく、宋・元・明・宮本に存す。今こゝに補へり。

【一七】頂髻大會。律部二十、註(一七の四)參照。こゝに五年の語ある故に、佛陀五歲に頂髻を除きたまへるを記念すべき大會なり。

【一八】無遮大會　五歲除頂髻大會を祝福せん爲に無遮大會を行ふなり。無遮大會とは律部八、註(三の一八八)參照。

【一九】大會時尼衆坐席法。

【二〇】差人とは、苾芻中より尼の清淨を白するを受くる爲に選出された教授尼人にして二尼を差するの差とは義同じからず。

【二一】本文に如世尊說苾芻羯磨別尼羯磨別除共羯磨者時長淨日……とあり。苾芻羯磨別等とは、別は不共の義、苾芻不共の羯磨、苾芻尼不共の羯磨、及び苾芻苾芻尼に共ずる羯磨の三種ありとの義なり。

を作し已らんには勞はしく長淨するなけん」。

緣處は前に同じ。時に諸苾芻は先に瑕隙ありて情に不忍を生じ、共相に過を覓めぬ。隨意時に於て大衆中に在りて更に相憶念して互に詰責を爲し、戒・見・儀・命に於て各犯科を說けり。時に所有得意の知識及以二師・諸同學等は各朋扇を爲し、此に因りて鬪競して僧伽を大破し異見を別生せりければ、處中の人あり共に相遮止して告げて言はく、『諸具壽、鬪諍を爲す勿れ、出家心に任せよ。如し世尊は說きたまへり、「若し其處に於て諸苾芻あり、共に鬪諍を爲して各相論說して忿競して住せんには、我れ其處に於て尙ほ聞くを樂まず、況んや當に彼に往くべけんや、事若し銷停せんに我卽ち當に往くべけん。若し彼の苾芻にして三法を棄捨して多く三法を作さんに、……云何が三法を棄捨するとは。所謂、無貪善根・無瞋善根・無癡善根を棄捨するなり。云何が多く三法を作すとは。所謂、多く貪不善根・瞋不善根・癡不善根を作すなり……彼の諸苾芻は卽ち便ち忿競して共に鬪諍を爲し、更相に論說して恨を懷いて住せん。若し彼の苾芻にして三法を棄捨して多く三法を作さんに……云何が三法を棄捨するとは。所謂、貪・瞋・癡の三不善根を棄捨するなり。云何が多く三法を作すとは。所謂、多く無貪・(無)瞋・(無)癡の三種善根を作すなり……此の諸苾芻は卽ち忿競し共に鬪諍を爲し更相に論說し恨を懷いて住せざらん。是故に汝等苾芻、當に惡法を捨して善事を修行すべし」と』。時に諸苾芻は鬪諍して息めざりければ、處中の人あり共に相遮止して告げて言はく、「具壽、鬪諍を爲す勿れ、出家心に任せよ」。彼の諸苾芻は瞋を懷きて歇めず、更に相鬪諍せりければ、諸の俗旅見て共に譏恥を生ずらく、「此の禿沙門は隨意を作す時、出家心なくして常に鬪諍を懷けり」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「諸苾芻・長者婆羅門は、理合に譏嫌すべきなり。今より已去、若し苾芻にして苾芻に瑕隙あるを知らんには、應に一處に共に隨意を爲すべからず。先に須らく懺謝して方に可しく共に爲すべきなり」。時に諸苾芻は隨意を作す日に而し懺謝を爲しつゝ更に忿競を

第八門の第二子、頌に攝して曰はく、

「尼懺せんに輕んずべからざると　隨意には長淨せざると
更互に當に收謝すべきと　尼衆坐せんに應に知るべしとなり」。

緣處は前に同じ。時に一尼あり苾芻に就いて業を受けたるに、不可意なりしに因みて訶責して去らしめぬ。旣にして寺中に至るに、師問うて懺せしめければ、房に至りて謝を請はんとせるに……廣說せること前の如し……。是時苾芻は、來りて禮懺するを見て、脚を以て頭を蹵え之を棄てゝ去りしに、尼は默然して寺內に還歸せり。諸尼見て問ふらく、「小妹、軌範師に從うて已に收謝し訖りしや」。答へて曰はく、「更に是の如きの師に逢ふ莫けん」。問うて言はく、「何の故に」。卽ち事を以て具さに答へしに、諸尼聞き已りて皆共に譏嫌すらく、「姉妹、當に觀ずべし、女人を輕蔑し、歡喜を乞ふ時而し爲に受けず、又復脚を以て頭を蹵えて去れるを」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「諸尼衆等は正に譏嫌すべきなり、今より已去、尼來りて懺せん時、應に頭を蹵えて之を棄てゝ去るべからず、是の如く作さんには越法罪を得ん。[一二] 尼は責められし時應に造次に卽ち懺謝を求むべからず、然く須らく次第して[一三]方に懺摩を求むべし」。彼ら皆如何が次第せんかを知らざりき。「應に先に苾芻若しは苾芻尼・鄔波索迦・鄔波斯迦を遣はして其師處に至らしめ、善く方便を爲して彼が心をして喜ばしめ、方に懺謝を爲すべきなり」。

緣處は前に同じ。佛所說の如し、「當に三處、謂はく見・聞・疑に於て隨意事を爲すべし」と。苾芻は夏罷み隨意を作し了るに復長淨を爲せり。苾芻ありて曰へり、「我れ長淨及以隨意を觀ずるに皆淸淨を爲すなり、故に知んぬ、長淨卽ち是れ隨意なるを」。或は說いて云へるあり、「隨意と長淨とは二事各別なり」。佛に白すに、佛言はく、[一四]「二事殊れりと雖皆淸淨を爲せば、是故に當に知るべし、隨意

【一二】尼懺謝法。
【一三】懺摩。「律部十九、註(八の一〇)參照。「忍恕を請ひ歡喜を請ふなり。」後註(一六)參照。
【一四】隨意時には長淨の要なきなり。

り、更に追ふべからず、今より已往何の所作をか欲すべき」。答へて曰はく、「此に如何がせんを欲せんや、宜しく行いて佛に白すべし」。又曰はく、「何ぞ佛に白すを須ゐん、且に條章を立てゝ諸尼をして逝多林内に來り入らしむる勿れ」。諸人既に共に明制を作し已るに、諸尼既にして聞いて悉く皆入らざりければ恭敬を生ぜざりき。時に大世主は常法として是の如くに日々中に於て來りて佛足を禮し、方に意に隨せて去れり。彼れ寺に入らんとせる時苾芻告げて曰はく、「喬答彌、衆僧は制を立てゝ尼に寺中に入るを許さゞるなり」とて、遮りて入るを聽さゞりければ、答へて言はく、「我れ豈に彼の大過失を作せると同じからんや」。報じて曰はく、「衆僧は制を作せるなれば、我れ如何をか欲せんや」。尼卽ち却廻して其住處に還れり。爾の時世尊は知りて而して故に阿難陀に問うて曰はく、「豈に大世主は身に病ありしならんや」。答へて言さく、「病なし」。「若し爾らば何の故にか來らざる」。時に阿難陀は事を以て佛に白すに、佛言はく、「阿難陀、是の諸苾芻は擅に斯制を作せるも、然も諸苾芻尼は苾芻に繫屬すれば、若し寺に入らざらんには恭敬を生ぜじ。今より已去、諸苾芻尼にして若し僧寺に入らんには、應に須らく守門苾芻に白知して方に入るを得べけんも、亦復應に尼を教誡すべからず」。世尊の說きたまへるが如くんば、白知して方に入らんも、教授を爲さゞれ」と。諸尼は云何が白を爲さんかを知らざりき。佛言はく、「[10]『尼、寺に入らん時當に是の如くに白すべし、「聖者、當に觀ずべし、我れ寺に入らんと欲するを」と。守門苾芻は應に尼に問うて言ふべし、「姉妹、汝、障難を懷きて刀錐を持たざらんには入るを聽さん」と。若し白知せずして僧寺に入らんには越法罪を得ん』。苾芻にして尼の、寺に入らんとするを見て問はざらんにも亦前罪に同ず』。世尊の說きたまへるが如くんば、「苾芻は應に諸苾芻尼を教誡すべからざれ」と。時に六衆苾芻は教誡して息めざりき。佛言はく、「若し苾芻尼にして過あらんに、苾芻僧伽が未だ歡喜を與へざるに輒ち教誡を爲さば越法罪を得ん。教誡法の如く、長淨・隨意にも亦皆之に准ずるなり」[11]。

【一〇】尼入寺法。

【一一】長淨・隨意。布薩式及び自恣式なり。

て塔を毀てるを聞いて高聲に大哭すらく、「今日我兄は始めて爲に命過せり」。時に吐羅難陀苾芻尼は便ち二尼に問ふらく、「小妹、誰ぞや彼に向うて說けるは」。答へて言はく、「大姉、彼は是れ客僧にして知るを得るに由なかりしも、尊者鄔波離の遠からずして住せるが客人に向うて說けり」。時に吐羅難陀尼は報じて言はく、『小妹、我れ纔かに說くを聞いて、即ち知んぬ、是れ彼の[八]先の剃髮人の斯惡行ありしを。復俗を出でたりと雖、本性移らざらんとは。宜しく苦治して其をして失壞せしむべし。世尊の說きたまへるが如し、「徒衆を壞せんには衆は留ふべからず」と。我今宜しく去るべし、豈に之を捨すを得んや』。大瞋恚を發し便ち利刀・鐵錐・木鑽を持つて、尊者の所に往いて其命を斷たんと欲せり。時に鄔波離は遙かに諸尼の疾く疾く而し來れるを見て便ち是念を作さく、「此の諸尼の形勢忽速なるを觀ずるに、必らず異念ありて我を害せんと欲してならん、宜しく觀察すべし」。即ち便ち定に入るに、諸尼各瞋恚を懷きて來りて相害せんと欲するを觀見せり。時に尊者は情に忽速を生じ、神刀を以て大衣に加被せずして便ち即ち心を斂めて[九]滅盡定に入れり。諸尼既にして至り、刀を以て亂斫し、鐵錐・木鑽もて遍體に鑱刺せり。爾の時尊者は定力に由りての故に、更に喘息なく死と殊ならざりければ、諸尼議して曰はく、「我等已に惡行の怨家を殺し、報讎既にして了りぬれば宜しく歸寺すべし」。此語を作し已るに之を捨てゝ去りぬ。時に具壽鄔波離は定よりして出で、衣の損壞せるを見て即ちに住處に還れるに、諸苾芻は見て問うて言はく、「具壽、何の故にか此の如き」。答へて言はく、「具壽、諸苾芻尼は幾くも我を殺さんとしたれば」。問うて言はく、「何故なりや」。尊者即ち便ち具さに上事を陳べしに、諸の少欲苾芻は既にして斯說を聞いて咸共に譏嫌し、共に相議りて曰はく、「大德、當に知るべし、若し苾芻尼にして苾芻處に於て、設ひ瞋恨あらんとも但應に禮恭敬問訊せざるのみなるべきに、豈に造次に手に利刀鐵錐木鑽を執りて往いて殺すべけんや。具壽鄔波離は幾く將に斷命せんとせること、何が斯理あらん」。一人告げて曰はく、「諸大德、此事已に去れ

【八】先とは出家前の義、鄔波離の前身なり。

【九】滅盡定。律部二十、註(一九の一四)參照。

「塔を除けると波離を損へると　僧制して不應越とせると　尼無難には入るを聽せると
教誡等にも時に隨ふとなり」。

緣處は前に同じ。時に木勝苾芻身亡れるの後焚燒すること既にして畢るに、十二衆尼は其の餘骨を收めて廣博處に於て窣堵波を造り、妙繒綵・幢・蓋・華鬘を以て塔上に置へ、栴檀香水もてして供養を爲せり。又二尼の讚唄を能くする者を差し、日々中に於て常に土屑及以淨水を持ち、若し餘處の客苾芻の來るを見ては便ち土水を與へて手足を洗はしめ、授くるに香華を以てし、前に引いて唄讃して其塔を旋遶せり。後に異時に於て一羅漢苾芻あり劫卑德と名け、五百門徒と與に人間に遊行して室羅伐に至るに、路、塔邊に在りき。若し阿羅漢も觀察せざる時は前事を知らざれば、遙かに彼塔を見て是の如きの念を作さく「誰か復此に於て新に如來の髮爪の塔を造れる、我れ行いて禮敬せん」。卽ち便ち往いて就るに、時に彼二尼は共至れるを見已り、土及び水を與へて手足を洗はしめ、香華を授與し讚唄もて前行せりければ、五百人を引いて其塔を旋遶し、禮し已るに而し去りぬ。塔を去ること遠からざるに尊者鄔波離は一樹下に於て宴坐して住せるが、見て問うて曰はく「具壽劫卑德、應に可しく觀察すべし、誰の塔を禮せるかを」。便ち是念を作さく「具壽鄔波離は何の故にか我をして存念して誰が塔なるかを觀ぜしむるなる」。卽ち便ち觀察せるに、其塔內に本勝苾芻の骸骨あるを見ぬ。彼は尙ほ瞋の習氣ありしに由りての故に便ち不忍を生じ、却廻して報じて言はく「具壽鄔波離、仁此に住しつゝ佛法の疱の生ぜるに、捨てゝ問(責)せざらんとは」。鄔波離聞いて默然して對へざりき。時に阿羅漢は諸門徒に告げて曰はく「具壽、汝等若し能く大師の敎法を敬受したらんには、宜しく共に甎聚處に往き、人、一甎を持りて其塔を毀破すべし」。時に衆門徒は既にして師敎を奉じて、各一甎を取りて少時の間に於て悉く皆毀壞せるに、二苾芻尼は是事を見已りて聲を失して啼哭し、速かに往いて彼の諸餘の尼衆に告げぬ。時に十二衆尼及び餘の未離欲の尼は、既にし

は散出し雨に泥み夜黑きに餘寺に散向にて衣服濕徹せり。既にして寺に至り已るに彼の尼問ちて言はく、「姉妹、何が故に夜深に雨を衝きて而し至れる」。皆卽ち廣く上事を陳べければ、諸の少欲の尼は是の如きの語を聞いて各共に譏嫌すらく、「云何が苾芻尼にして、施主の造れる寺より尼を驅りて出でしめて俗人に賃與せる」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[五]應に寺を以て俗人に賃與すべからず、賃さんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に吐羅難陀苾芻尼は男子洗處に遂に其中に入り、甎を以て身を揩りて洗浴を爲しければ、諸男子は見て便ち欲心を起し、共に相議りて曰はく、「看よ、此の禿尼の我に學びて洗浴するを」。因りて譏笑を生ぜり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に此婬欲亂心・愚暗人の中に於て身を揩りて洗浴すべからず　[六]苾芻尼にして甎もて身を揩らんには越法罪を得ん」。

第七門の第十子、頌に攝して曰はく、

「骨及び石を以て　若しは木或は拳もて揩らされ　唯手を用ひて身を摩して　餘物は皆合はじ」。

緣處は前に同じ。佛は尼に甎もて身を揩るを許したまはざりければ、尼は便ち[七]骨を以て、石を以て、木及び拳を以てして身體を揩りしに、還前過に同ぜり。佛言はく、「應に手を用ひて揩るべし、手を除ける以外、餘物を用ひて身を揩らんには越法罪を得ん」。

第八門、總じて頌に攝して曰はく、

「除塔と懺と門前と　被差と不應畜と　不共女と由婦と　瀉藥と三衣と蛇となり」。

第八門の第一子、頌に攝して曰はく、

【五】賃與僧園禁。

【六】甎揩禁。

【七】骨・石・木・拳等にて身を揩るを制す。

は恒に誑惑せられん、女人の性は欲心猛利なれば。今より已去、苾芻尼は應に獨にて他人をして剃髮せしむべからず、若し剃髮せん時は應に一尼をして近邊に而し坐せしむべし。其の剃髮人にして若し欲念を生じて異相を現ぜんには、彼尼は報じて言へ、「賢首、當に知るべし、女身の骨肉は假成虛妄にして實ならじ。苾芻尼に於て異念を生じて地獄の苦を招く勿れ」と。若し苾芻尼にして邪思を作さんには、應に言ふべし、「小妹、汝已に家を捨て俗の緣務を棄てぬ。汝當に憶念すべし、二衆中に於て近圓を受けたる時何の要誓を作せるかを。世尊の說きたまへるが如し、諸の欲染は味少くして過多しと。汝今宜しく惡念を棄捨して出家心を存すべし」と。是の如く說かんには善し、若し告げざらんには伴尼は越法罪を得ん』。

緣處は前に同じ。時に吐羅難陀苾芻尼は一長者に勸めて爲に尼寺を造りしに、多尼衆ありて此に居停せり。後に異時に於て五百商估人、南方より來りて室羅伐に向ふに、停處を求めんと欲して而し得ること能はず、卽ち街衢に於て權に且らく停息せるに、日將に暮れんとし天復雨を降しければ、各憂愁を懷き頰を掌へて住せり。時に吐羅尼は見て問うて曰く、「賢首、天既に雨を降せり、何が急ぎ所將の貨物を收めて停寄處を覓めざる」。答へて言はく、「聖者、我等は客人なれば遍く停止(處)を求めたるも、今此の城人は仁義を存せず、房は賃すを肯んぜざれば、知んぬ、如何をか欲すべき」。尼曰はく、「諸子、夜既に星を侵して天今雨を降せり、何の故にか多く價直を與へんと言はざる、若し收舉せざらんに所有財貨は悉く皆損壞して誰か當に肯んじ取むべき」。答へて言はく、「聖者、此の人情を觀ずるに爲に籌度せんこと難く、縱、倍直を與へんとも亦容受せざらん、是れ我が惡業なり、知んぬ何の言をか欲すべき。忍びて天明に至り、方に移り覓むべし」。尼曰はく、「諸子、必らず能く倍與せんに、可しく寺中に入るべし」。答へて言はく、「善い哉、聖者が言の如くせん」。卽ち移りて寺に入りぬ。時に吐羅尼も亦寺內に入り、所居の尼衆は悉く皆驅出して商人に賃與せりければ、諸尼

卷の第三十三

第七門の第九子、頌に攝して曰はく、

「寺外に議を爲さゞると　獨剃髮せしめざると　尼の寺屋を賃さゞると　輙等にて身を揩らさるとなり」。

縁處は前に同じ。一苾芻尼あり、苾芻處に詣り其に從うて受學せるに、尼に過失ありて訶責して去らしめければ、便ち寺中に往いて委脇して臥せり。其の[一]親教師見て問うて曰はく、「何に因りてか委協せる」。答へて言はく、「[二]阿遮利耶は我を責めらる、如何かせんかを知らんや」。師言はく、「少女、更に何の作す所ぞや、彼の軌範師は法をして住せしめんが故に汝を訶責せるのみ、宜しく應に速かに去いて從うて歡喜を乞ふべし」。答へて曰はく、「善い哉、我れ往いて謝を請はん」。逝多林に向へるに房中に見ず、遂に求覓して寺外にて隨處に經行せるを見ければ、便ち就りて禮足せるに、彼れ爲に受けずして之を棄てゝ去りぬ。諸の男女は見て「欲染に心を纏はれてなり」と謂ひ、其尼に告げて曰はく、「我れ聖者が懺謝の意を知れり、彼れ受けざりしならんには可しく來りて相就るべし、仁に所須あらんに我當に爲に覓むべけん」。尼は羞恥を懷きて默然して寺に歸れり。尼は苾芻に告げ、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「諸苾芻にして尼の懺を受けざるに由り、耽欲昏迷の男女をして惡分別を起さしむるを致せるなり」。諸苾芻、苾芻尼に告げたまはく、「[三]應に寺外にて苾芻に從うて歡喜を乞ふべからず、苾芻は應に懺謝を受くべく、棄て去るを得ざれ。若し依はざらんには、倶に越法罪を得ん」。

縁處は前に同じ。諸苾芻尼は剃髮人をして其髮を淨除せしめしに、尼は少年を見て心に欲染を生ぜり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[四]汝、諸苾芻尼は心常に躁動す、若し繫心せざらんに

【一】親教師。和上なり。
【二】阿遮利耶。軌範師即ち教授師なり。
【三】寺外請懺禁。
【四】剃髮時伴尼

て與に近圓を授け(しめ)已るに、時に老尼は彼が根性を觀じて機に隨うて法を說けるに、卽ち家中に於て阿羅漢果を證し、彼佛は說法尼中最も第一たりと稱讚したまへり。是時老尼は便ち是念を作さく、「此女は出家し幷に近圓を受け、法を聞いて解悟して阿羅漢果を獲たるは、皆我に由依して此の勝利を得たり」。此念を作し已るに便ち卽ち發願すらく、「我れ迦攝波如來應正等覺の敎法の中に於て、形壽を盡くすに至るまで梵行を修治せる所有善根もて、迦攝波佛が摩納婆に「當來の世、人壽百歲の時正覺を成するを得、釋迦牟尼と名けん」と授(記)したまへるが如くに、我れ願はくは、彼如來の法中に於て、此女人の如くに本宅を離れずして而し出家するを得て諸の學處を受け、法を聞いて解悟し、煩惱を斷除して阿羅漢を獲、迦攝波佛が此尼を說法尼中最も第一たりと稱讚したまへるが如くに、願はくは我が當來にも亦復是の如からんことを」と。汝等苾芻、意に於て云何。其の老尼とは豈に異人ならんや、此の法與是れなりしなり。彼れ往昔に迦攝波佛の敎法の中にて、形壽を盡くすに至るまで梵行を修治せる所有善根もて廻向し發願せるに由り、宅に在りて使に因りて出家を爲し、諸學處を受けて苾芻尼を成ずるを得、諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を證し、佛記を蒙りて說法第一と爲したまへるなり。汝第苾芻、是に由りて我說けり、「黑業には黑報を得、雜業には雜報を得、白業には白報を得ん」と。汝等應に當に白業を勤修して黑雜業を離るべし……乃至、頌を說きたまへり……』。時に諸苾芻は佛の所說を聞いて皆大に歡喜し、信受奉行して佛足を頂禮し奉辭して去りぬ。[五八]

【五八】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

彼足を禮して而し儀謝を申べ、唱へて言はく、「聖女、是の如きの殊妙の勝德を證悟せるに、家に在りて諸の欲樂を受け、殘宿食を食せしめんと欲せること、理として應ぜざる所たりき」。是時法與は身を縱ちて而し下り、諸大衆の爲に妙法を宣說せるに、其の法を聽ける者無量百千なりしが、殊勝の解を得て預流・一來・不還果を得たるあり、或は佛法中に於て出家し諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を得、或は聲聞・獨覺の大菩提心を發せるあり、復大衆をして三寶に歸依して生死を出でんことを求めしめぬ。時に法與尼は旣にして大利を獲、佛所に往詣し禮足して去りぬ。爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、「我法中に於て聲聞尼衆にして法を說くを善くせん者、卽ち法與尼を最も第一と爲す」と。時に諸苾芻は佛說を聞き已るに咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、[五六]「此の法與尼は曾て何の業を作してか其本宅に於て而し出家と爲り、佛の開許を蒙りて[五七]遣使得戒し、卽ち其處に於て阿羅漢果を獲て、說法人中最も第一と爲れるなる。唯願はくは慈悲もて其が本業を說きたまはんことを」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「法與が前身に作せる所の業は、果報熟せん時還須らく自らに受くべく、餘處にては非ざるなり」。……廣說せること餘の如し……乃至、頌して曰はく、

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ　因緣會（たまたま）遇はん時　果報は還りて自に受けん」。

『汝等苾芻、此の賢劫の中、人壽二萬歲の時、佛世に在すあり、迦攝波如來應正等覺と名けて十號具足し、伽人墮處施鹿林中に住したまへり。爾の時婆羅痆斯に一長者あり、大富多財なりき。妻を取（めと）りて未だ久しからざるに、遂に卽ち娠あり、月滿ちて女を生めり。其女長大して情に出家を樂へるも父母聽さゞりき。時に老尼あり是れ其門師なりしが、女卽ち白して言さく、「聖者、願し此に於て我に出家を與へ、而し近圓を受けて苾芻尼の性を成ずるを能くするや不や」。尼曰はく、「我れ往いて佛に白さん、汝且らく安住せよ」。便ち佛所に至り事を以て白知せるに、佛卽ち尼を使して往いて家中に至り、女に出家を與へ三歸依幷に五學處及び正學法を授け（しめ）、二部僧伽も亦復尼を使し

[五六]、法與尼前生因緣譚。この前生譚は甚だ興味なし。
[五七] 遣使得戒。

ぬれば、今往いて王園尼寺に詣らんと欲するを」。父母告げて曰はく、「若し是の如からんには、恐らくは王法を被りて罪我身に及ばん、可しく爲に計を設けて佛と與に同去すべし」。答へて言はく、「善い哉、願はくは方便を爲さんことを」。時に天與長者は卽ち世尊及び苾芻僧を請じ、使をして復鹿子長者に告げしめて曰はく、「善友、當に知るべし、我女法與は俗たるを樂はざれば必らず定んで出家せん、宜しく早く來りて强ひて婚婣を爲すべし」。時に鹿子は憍薩羅主勝光大王に啓して言さく、「臣天與と共に先に誠言するありて指腹して親と爲せるに、彼女今俗を捨てゝ出家せんと欲すれば、臣、諸親を將ゐて强ひて婚婣を爲さんとす」。王曰はく、「意に隨さん」。是時長者は卽ち宗親を命びて婚事を爲すに擬せり。其の天與長者は諸飲食を辦へ、使をして佛に白さしむらく、「供設已に辦はれり、願はくは佛、時を知しめさんことを」。時に世尊は衣を著し鉢を持し、苾芻衆を將ゐて天與の家に赴き座に就いて坐したまひ、諸餘の僧伽は各次に依りて坐せるに、天與長者は諸の親眷と共に咸く種々上妙の飲食を持して、佛及び僧に供へて皆飽足せしめぬ。時に鹿子長者幷に諸の眷屬・王子・大臣及び諸人衆は、毘舍佉を將ゐて備さに禮儀を設け、門首に來至して婚娶を爲さんと欲せり。時に天與長者は佛大衆の飯食し了り澡漱し訖りて鉢を收め已れるを知り、卑下の席に坐して諸眷屬と幷に大師の前に於て法要を說きたまふを聽かんとせり。爾の時世尊は爲に妙法を說いて示教利喜し已るに座よりして去りたまへり。時に法與尼は三界の惑を斷じて無所畏を得たれば、嫁娶の事は復目前に在りて王子大臣及び諸人衆幷に毘舍佉は其親族と與に備さに音樂を設けて佇立して相待てるも、時に法與尼は世尊の後に隨ひて出でゝ門前に至れり。時に毘舍佉は旣にして法與を見て、遂に便ち手を舒べて法與の臂を捉へしに、無量百千の大衆は俱に見ぬ。時に法與は卽ち神通を現じ、大鵝王の兩翼を舒張せるが如くして空界に上昇して神變事を爲せり。是時王臣及び毘舍佉、所有眷屬幷に諸人衆は、神變を見已るに皆希有を生じ、身を擧げて地に投ずること大樹の崩るゝが如くし、遙かに

五戒十戒を授與し、式叉摩拏と作して二年中に於て六法・六隨法を學せ(しめ)たるを見たりや不や。明日出で嫁がんとして眷屬皆集まれり」。[五二]阿難陀曰さく、「我皆已に見ぬ」。佛言はく、『阿難陀、其家内に住して殘宿食を食するあるを得べきなけん、久しからずして卽ち應に不還果及び阿羅漢果を證すべければ。汝今應に往いて諸尼に告げて曰ふべし、「法與は已に二歳に於て六法・六隨法を正學しぬれば、尼衆は應に蓮華色尼を遣はして使者と爲し、彼家中に往いて[五三]梵行本法を作すべし」と』。時に阿難陀は諸尼に告げ已るに、尼衆は共に集まりて蓮華色をして其家内に至らしめ、與に本法を作し已るに法與に告げて曰はく、「汝今久しからずして當に近圓を受くべけん」。又復更に爲に機に隨うて法を說けるに、不還果を得て神力を發生せり。時に蓮華色尼は往いて世尊に白すに、佛、阿難陀に告げたまはく、「汝、苾芻尼處に往いて我が所敎を傳へて是の如きの語を作せ、『僧尼二衆は應に法與に近圓を授くるに蓮華色尼を以て使者と爲すべし」と』。時に阿難陀は佛の敎を承け已るに、往いて尼衆に告げ幷に僧伽を集め、二部中に於て蓮華色尼を以て使者と爲し、卽ち其處に於て法與に近圓を授けぬ。衆は作法し已るに、時に蓮華色は彼に往き、告げて言はく、「少女、二部僧伽は已に汝が與に近圓を受け竟れり、佛の聽許したまへる所は當に善く奉行すべし」。又爲に法を說けるに、彼れ法を聞き已りて深く厭心を起し、五取蘊に於て無常・苦・空・無我を觀察し、是の如く知り已るに[五四]智金剛の杵を以て二十種有身見の山を摧きて阿羅漢果を獲、三明六通して八解脫を具し、實の如くに「我生は已に盡きぬ、梵行已に立し、所作已に辦じて後有を受けず」と知るを得、心に障礙なきこと手もて空を揭ふが如く、刀割と香塗とにも愛憎起らず、金と土とを觀ずるに等しくして異あることなく、諸の名利に於て棄捨せざるなかりければ、釋梵諸天は悉く皆恭敬せりき。[五五]阿羅漢尼として諸漏已に盡きたるには、白衣家に處し殘宿食を食し、俗法を受行することあるを得べきなし。時に法與は既にして果を得已るに父母に白して曰さく、「二親、當に知るべし、我れ已に阿羅漢果を獲得し

【五二】本文に佛言阿難陀無容得有住其家内食殘宿食不久卽應證不還果及阿羅漢果……とあり。

【五三】梵行本法。百一羯磨第二卷(寒五・四三右九行、同四四右九行、同四四左十行)に淨行本法とあり、近圓を受くる準備施設として衣鉢・障閒・三師請法等を爲すをいふ。

【五四】本文に以智金剛杵壞諸煩惱獲阿羅漢果……とあり。壞諸煩惱の四字を宋・元・明・宮本には摧二十種有身見山の八字とせり。かゝる相違は注意すべきである。

【五五】法與女の嫁娶事。在家のまゝにて第四果を證せるは注意すべし。

べし」。

時に彼光明は遍く三千大千世界を照して還りて佛所に至れり。若し佛世尊にして過去事を說きたまはんには光、脊より入り、若し未來事を說きたまはんには光、胷より入り、若し地獄事を說きたまはんには光、足下より入り、若し傍生事を說きたまはんには光、足跟より入り、若し餓鬼事を說きたまはんには光、足指より入り、若し人事を說きたまはんには光、膝より入り、若し力輪王事を說きたまはんには光、左手掌より入り、若し轉輪王事を說きたまはんには光、右手掌より入り、若し天事を說きたまはんには光、臍より入り、若し聲聞事を說きたまはんには光、口より入り、若し獨覺事を說きたまはんには光、眉間より入り、若し阿耨多羅三藐三菩提事を說きたまはんには光、頂より入るなり。是時光明は佛を遶ること三匝して口よりして入れり。時に具壽阿難陀は合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、如來應正等覺にして煕怡微笑したまはんには因緣なきに非じ」。卽ち伽他を說いて而し佛に請じて曰さく、

「口に種々の妙光明を出し　大千に流滿して一相に非ず　十方諸剎土に周遍して　日光の盡虛空を照すが如し。　佛は是れ衆生の最勝の因なり　能く憍慢及び憂慼を除きたまふ　緣なきには金口を啓きたまはじ　微笑したまへること、當に必らず希奇を演べたまふべけん。　安詳審諦の牟尼尊　樂うて聞かんと欲せん者には能く爲に說きたまふ　師子王の大吼を震ふが如し　願はくは我等が爲に疑心を決きたまはんことを。　大海內の妙山王の如く　若し因緣なきには搖動したまはず　自在の慈悲もて微笑を現じたまへり　渴仰せん者の爲に因緣を說きたまはんことを」。

爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、「是の如し、是の如し、阿難陀、因緣なきには非じ、如來應正等覺にして輙ち微笑を現ぜんには。阿難陀、汝は法與童女を我れ苾芻尼衆に付して、次第に三歸

て六度圓滿し、七財普く施して七覺の華を開き、八難を離れて八正路を樂しみ、永く九結を斷じて九定に明閑に、十力を滿足して名は十方に聞え、諸の自在に於て最も殊勝と爲し、法無畏を得て魔怨を降伏し、大雷音を震ひて師子吼を作し、晝夜六時に常に佛眼を以て諸世間を觀じたまふらく、「誰か增し誰か減じ、誰か苦厄に遭ひ誰か惡趣に向ひ、誰か欲泥に陷り誰か化を受くるに能へたる、何の方便をか作さんに拔濟して出ださしむべき」と。（かくて）聖財なき者には聖財を得せしめ、智安膳那を以て無明の瞙を破り、善根なきものには善根を種ゑしめ、善根ある者には增長するを得せしめ、人天の路に向ひて安隱無礙に涅槃の城に趣か（しめ）たまふなり。說くありて言へるが如し、

「假使大海潮に　或は期限を失せんとも　佛は所化の者に於て　濟度して時を過たじ。　佛は諸の有情に於て　慈悲もて捨離せず　其の苦難を思濟せんこと　母牛の犢に隨ふが如くなり」。

爾の時世尊は經行所に於て遂に便ち微笑して口より五色の微妙光明を出したまひ、或は時に下照し或は復上昇せり。其光の下れるは無間獄幷に餘の地獄に至りしに、見に炎熱を受けたるは普く清凉を得、若し寒冰に處れるは便ち溫暖なるを獲たりき。彼の諸有情は各安樂を得て皆是念を作さく、「我れ汝等と與に地獄より死にて餘處に生ぜりとやせん」。爾の時世尊は彼有情をして信心を生ぜしめ已りて復餘相を現じたまひしに、彼は相を見已りて皆是念を作さく、「我等は此より死にて而し餘處に生ぜるにはあらじ。然り、我は定んで無上大聖の威德力に由りての故に、我が身心をして現安樂を受けしめたまへるなり」。既にして敬信を生じて能く諸苦を滅し、人天趣に於て勝妙の身を受け、當に法器と爲りて眞諦理を見るべかりき。其の上昇せるは色究竟天に至り、光中に苦空無常無我等の法を演說し、幷に二の伽他を說いて曰はく、

「汝當に出離を求めて　佛の敎に於て勤修し　生死の軍を降伏して　象の革舍を摧くが如くすべし。　此法・律の中に於て　常に不放逸を爲し　能く煩惱の海を竭して　當に苦に邊際を盡くす

に滿ちぬ。時に憍薩羅主勝光大王、乃至、中宮及び諸の寮庶は、皆天與長者が女法與を鹿子長者兒に嫁與し、某日吉辰に共に婚會を爲さんとて、諸親總集して城中に[五〇]闐噎せりと聞き、王は大臣に告ぐらく、「卿等も亦應に彼と共に相助くべし」。時に大臣は王命を頒宣して、其が境內の聚落村坊の諸貴豪族に令すらく、「所有嚴飾奇異の物は咸く齎持して長者が婚會を助くべし」。時に諸貴族は王命を聞き已るに、咸く種々奇異の物を持して皆來りて借助せりければ、是時城隍康莊巷陌には人衆充滿し、掃灑嚴飾して諸の雜穢なく、燒香普く馥りて散ずるに名華を以てし、歡喜園の如くに皆愛樂すべかりき。法與は遙かに見て其の奇異なるを怪しみ、家人に問うて曰はく、「今、時ならざるに白華會を爲さんと欲してなりや」。家人答へて曰はく、「汝が輻報に由り、此が爲に時ならざるに白華會を作して汝が成禮を與けんとなり」。女、斯語を聞いて情に憂惱を生じ、速かに父所に詣り跪いて父に白して言さく、「我れ五欲に於て情に愛樂するなし、願はくは父、我に王園伽藍苾芻尼處に詣るを聽したまはんことを」。父曰はく、『汝未だ生まれざりし日、我に誠言ありき、「鹿子長者の男、毘舍佉に嫁與せん」と。彼は是れ汝が夫なれば、今より我に由らざれ。然も憍薩羅主勝光大王・寮庶・貴賤は咸悉く汝を鹿子男毘舍佉に嫁與せんを知聞しぬれば、彼豈に汝に王園寺に詣るを容さんや。汝、我及び諸宗親をして牢獄に囚禁せしめんと欲せんや。明日婚姻すれば[五一]造次を爲すこと勿れ』。又諸親族は咸く來りて告げて言はく、「少女、汝今應に倉卒事を爲すべからず、汝既に盛年なれば梵行立し難からん」。彼れ告を聞き已るに卽ち便ち策勵し、作意し勤修して專ら聖道を求めたるも、竟に未だ離欲の方便を得る能はざりしに、此時中に於て世尊大師は知見したまはざるはなかりき。諸佛の常法として恒に大悲を起して一切を饒益したまへば、救護中に於て最も第一たり最も勇猛たれば二言あることなく、定慧に依りて住して三明を顯發し、三學を善修して三業を善調し、四瀑流を渡りて四神足に安んじ、長夜の中に於て四攝行を修して五蓋を捨除し、五支を遠離して五道を超越し、六根具足し

【五〇】闐噎。滿ちあふるゝなり。

【五一】造次。次文に出づる倉卒事なり。

世尊の敎を奉じて彼尼衆に告げしに、諸尼は共に集まり蓮華色尼を遣はし、彼に至りて告げて言はしむらく、「少女、今、尼僧伽は世尊の敎を奉じて我をして此に於て汝に出家を與へしめぬれば、先に三歸幷に五學處を受けん、當に心を用ひて受くべし」。既にして爲に受け已るに、告げて言はく、「汝今是れ[四八]近事女なり、次いで十學處を授けん」。「授け已るに)語げて言はく、「汝已に出家し訖れり、當に勤修して學し、世尊の敎の如くに法に依ひて護持すべし」と。時に女は欣悅して深く渴仰を生じ一心に聽受せりければ、蓮華色尼は其の根性を觀じて機に隨ひて法を說き、四諦の理に於て彼をして開悟せしめしに、智金剛の杵を以て二十種有身見の山を摧きて預流果を獲たりき。時に蓮華色尼は來りて世尊に白さく、「大師の敎を奉じて所作已に訖りぬ」。佛、具壽阿難陀に告げて曰はく、『汝往いて諸尼衆に告ぐべし、「可しく蓮華色尼を使して彼家中に往いて、法與に[四九]六法・六隨法を授けて二年正學せしむべし」と』。時に阿難陀は世尊の敎の如く諸尼衆に告げ、(諸尼衆は)蓮華色尼を使して法與處に至らしめ、佛の敎勅に依ひて六法・六隨法を授與して告げて言はく、「汝今已に是れ正學女なり、應に二年の中敎を奉じて修學し、世尊の敎の如くに法に依ひて護持すべし」。復更に機に隨うて爲に妙法を說きければ、彼れ法を聞き已るに一來果を獲たり。是時法與は二歲中に於て六法・六隨法を學せるに、年漸く長大して容儀挺秀して常倫に超絶せりければ、時に諸親族は共に來りて瞻視せり。鹿子長者は女の長成せるを知りて使をして往いて天與長者に告げしめて曰はく、「男女成立せり、宜しく共に親を成すべし、可しく吉辰を選びて式みて盛禮を修すべし」。天與答へて曰はく、「善い哉斯事や、應に是の如く爲すべし」。即ち便ち諸の陰陽師を召集して其が吉日を占ひ、其の天與長者は遠近親族に使をして告げ知らしむらく、「我女法與は某日成禮すれば、若しは長若しは幼は皆須らく總集して共に歡慶を申ぶべく、諸の莊嚴具は皆可しく持ち來るべし」。時に鹿子長者も亦親に告げ知らしめしに、然く彼が宗親眷屬は廣博なりければ、咸く來りて集會せるに室羅伐城

【四八】近事女。鄔波斯迦(upāsikā)の譯、五戒を受けたる優婆夷なり。

【四九】六法・六隨法。律部二十、註(二八の四)正學女の下參照。

少女、能く此心を發して去家を爲さんを樂へるとは。諸欲は味少くして過患極めて多し。世尊説きたまへるが如し、「諸有智人は[四三]婬欲處に於て五失あるを知るなり、故に爲すべからず。云何が五と爲す。一には欲は味少くして過多く、常に衆苦ありと觀ず。二には行欲の人は常に纒縛せらる。三には行欲の人は永く厭足なし。四には行欲の人は惡として造らざるなし。五には諸の欲境に於て諸佛世尊及び聲聞衆并に諸勝人の正見を得たる者は、無量の門を以て欲の過失を説けり。是故に智者は應に習欲すべからず。又復智人は[四五]出家者に五勝利あるを知るなり。云何が五と爲す。一には出家の功德は是れ我が自利にして他有に共ぜず、是故に智者は應に出家を求むべきなり。二には自ら知るらく、我は是れ卑下の人にして他に驅使せらる、旣にして出家せん後は人の供養禮拜稱讃を受けんと。是故に智者は應に出家を求むべきなり。三には此より命終して當に天上に生じて[四六]三惡道を離るべし、是故に智者は應に出家を求むべきなり。四には捨俗に由りての故に生死を出離して當に安隱無上の涅槃を得べけん、是故に智者は應に出家を求むべきなり。五には常に諸佛及び聲聞衆、諸の勝上人のために讃歎せられん、是故に智者は應に出家を求むべきなり」と。汝今應に可しく斯の利益を觀じ、殷重心を以て諸の俗網を捨てゝ大功德を求むべし。是故に我今汝を度して出家せ(しめ)ん。且らく應に此に住すべし、我れ往いて佛に白せば』。時に蓮華色尼は世尊所に至り、雙足を頂禮して一面に在りて立ち、合掌して白して言さく、「大德世尊、天與長者が女、法與と名くるが佛所説の善法律中に於て、情に出家して并に近圓を受けて苾芻尼の性を成ぜんことを樂へるも、父先より鹿子男毘舍佉に嫁與するに擬せるが爲に、父母遮護して出家するを聽さゞるなり」。時に佛は具壽阿難陀に告げたまはく、「汝往いて諸尼衆に告げよ」、『天與長者が女、法與は情に出家を樂へり、可しく蓮華色尼を使して法與處に往いて其女に告げて曰はしむべし、「世尊の教を奉じて汝が與に[四七]三歸護并に五學處を受け、卽ち家中に於て剃髮出家して其の十學を受けん」と』。時に阿難陀は

【四四】欲の五過患。

【四五】出家五勝利。

【四六】本文に二惡道とせり、今改む。

【四七】三歸護。護の義、前註(一一)參照。

て共に相議りて曰はく、「此女は法を愛して耳を攝して專ら聽けり、天與の女なれば可しく[四一]法與と名くべし」。八養母に附し恩慈もて撫育せりければ、速かに便ち長大して蓮の水を出づるが如くなりき。時に鹿子長者は彼が女を生めりと聞き、是の如きの念を作さく、「我が友は女を生めり、豈に徒然なるを得んや、可しく衣瓔を送りて用つて歡慶を申ぶべし。彼は卽ち是れ我が新婦たらんこと何ぞ疑はん」。幷に語を傳へて曰はく、「聞くならく、君、女を誕めりと。慶喜交懷れり、聊か衣瓔を寄せて用つて欣賀を申ぶ、幸に當に爲に受くべし、冀はくは表の空しからざらんことを」。天與は信を領して還語を以て答ふらく、「彼若し男を生まんに定んで婚媾を爲めん」。[四二]時に鹿子は語表の心を得て情に男子を求めぬ、未だ久しからざるの頃に婦は遂に娠あり、月滿ちて男を生み、三七日の後諸親歡會して兒の爲に名を立てんとて共に相議りて曰はく、「此兒生まれし日は[四三]毘舍佉星に屬せり、應に毘舍佉と名くべし」。亦八母に付し抱持して養育せり。時に天與長者は鹿子が男を生めりと聞き、是の如きの念を作さく、「鹿子長者は我と共に親を交へぬ、今既にして男を生めり、我は已に女を生みぬれば彼は是れ女が夫たり、可しく嚴身の瓔珞衣服を作りて使をして送り去かしむべし」。幷に語を傳へて曰はく、「聞くならく、君、男を生めりと。情に甚だ欣悅せり、今衣服を送る、願はくは納受を垂れんことを」。彼れ信を得已るに語を傳へて報じて曰はく、「久しく交親を許へるに今皆願を遂げぬ、各成立するを待ちて共に婚姻を作さん」。法與は長大せるに情に出家を樂ひ、跪いて父に白して曰さく、「我今情に善說法律(中)に而し出家を爲さんを樂へり」。父曰はく、『小女、我に先言あり、「汝を以て鹿子長者子毘舍佉に嫁與せん」と。彼は卽ち是れ夫たれば、誠に不可と爲す』。蓮華色尼は是れ其門師たりければ時に來りて相問へるに、法與白して言さく、「聖者、我れ善說法律に於て、情に出家して近圓を受け苾芻尼の性を成ぜんことを樂へり、願はくは此に來りて密かに出家を與へたまはんことを。何を以ての故に。我父遮制して出づるを得るに由なければ」。尼曰はく、『善い哉、

【四一】　法與(Dharmadinnā)。
【四二】　本文に時鹿子得語表心情求男子未久之頃婦遂有娠……とあり。
【四三】　毘舍佉(Viśākhā)。

第七門の第八子、頌に攝して曰はく、

「僧尼の根若し轉ぜんに　三たびに至りて皆擯出すると　廣く法與の緣を說いて　蓮華色、使と爲るとなり」。

緣處は前に同じ。時に具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「大德、尼にして若し[三九]根轉ぜんに其事云何」。佛言はく、「舊の近圓に同じ、及び夏次に依りて僧寺に移向すべし」。復佛に白して言さく、「世尊、尼の轉根せん時卽ち本夏に依りて僧寺に送向せんには、僧にして若し轉根せんに還本夏に依りて尼寺に向ふなりや不や」。佛言はく、「此も亦尼寺に送向するなり」。「大德、此の二人にして彼處に至り已りて根還復轉ぜんに、其事云何」。佛言はく、「其の所應に隨うて本處に還歸せよ」。「大德、此復更に轉じて是の如く三たびに至らんに、此復云何がすべき」。佛言はく、[四〇]「若し三たびに至りて轉ぜんには、卽ち僧尼に非ざれば、當に須らく擯棄すべし、疑惑を懷くこと勿れ」。

緣處は前に同じ。時に長者あり名を天與と曰ひ、大富多財にして妻を娶りて住せり。復一處に於て一長者あり名を鹿子と曰ひ、彼亦大富にして妻を娶りて住せり。此の二家は共に財富を誇りて各言はく、「已勝れたり」と。後に親友と爲り昵好往來しては、但、異物あるには必らず相贈遺せり。時に此城中の諸人は事ありて芳園所に至りて悉く皆集會し、籌議既にして畢るに各並に家に還れり。時に二長者、天與と鹿子とは園中に住まりて共に談說を爲し、天與告げて曰はく、「何の方便をか作さんに、我等歿後に所有子孫は共に親愛を爲して相疎隔せざるべき」。鹿子曰はく、「善い哉、斯語や、今可しく共に指腹の親を作して、我等二家若し男女を生まんに共に婚媾を爲すべし」。彼言はく、「爾るべし、我意にも同じく然り」。此議を作し已るに各本處に還れり。後の時天與が妻は一女を生めるに、容儀端正して常倫に超絕し、而も性多く啼哭せるが、若し苾芻あり宅中に來至して父の爲に法を說けるには、孩子啼かず耳を攝して專ら聽けり。三七日の後、諸親歡會し女の爲に名を立てんと

【三九】轉根時の處置。轉根とは女根轉じて男子となり、男子轉じて女根となる、所謂 lingaparivattana なり。

【四〇】三轉擯棄。

波難陀曰はく、「宜しく共に打つべし」。咸言はく、「爾るべし」。遂に便ち同じく往けるに遙かに吐羅難陀苾芻尼を見ければ、共に相謂ひて曰はく、「此尼は是れ頭首なれば宜しく苦治すべし」。即ち前みて共に捉へ、或は拳もて頭上を打ち、或は脚を以て腰間を蹋み、或は錫杖を用つて打拍を爲すありければ、遍體青腫して復行くこと能はず、油を以て身を揩りて牀席に臥在せり。諸尼見て問ふらく、「何の故にか此の如き」。答へて言はく、「打たれしなり」。問うて曰はく、「是れ誰なりや」。報じて云はく、「尊者六衆なり」。「汝、何の過をか作せる」。答へて曰はく、「彼は是れ法兄にして我れ法妹なり、共相に教誨せんこと自ら是れ常途たり、豈に餘人に比して何ぞ煩はしく過を問はん」。諸尼聞き已りて咸共に譏嫌すらく、「云何が苾芻にして諸尼衆を打てる」。諸苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、[三五]「諸苾芻は若ち尼を打てる時其身體に觸れたるに由りて……」。諸苾芻に告げたまはく、「若し尼を打たんには是れ不應爲たり、越法罪を得ん」。

緣は室羅伐城に在りき。世尊の說きたまへるが如くんば、[三六]「尼は內衣を著すべし」と。此衣を著せりと雖、仍ほ猶ほ點血して諸の臥具を汚し多く蠅蟲ありければ、遂に厭賤を生じて憂惱もて懷に居めぬ。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「我れ今尼に內衣の上に更に[三七]覆裙を著するを許さん」。諸尼即ち便ち教を奉じて衣を著せるに、仍ほ點汚せり。佛言はく、「時々の中に於て當に浣染を爲すべく、眠臥時に於ては常に須らく繫念すべし、若し爾せさらんには越法罪を得ん」。

緣は王舍城に在りき。時に苾芻あり名を本勝と曰へるが、身死にての後舁きて屍林に至り火を以て焚葬せるに、時に十二衆苾芻尼は卽ち其傍に於て自ら歌舞を爲しければ、諸尼は嫌恥せり。事を以て佛に白すに、佛言はく、「尼法として應に自ら[三八]歌舞を作すべからず、作さんには越法罪を得ん」。

【三五】打尼禁。

【三六】月經時處置法。

【三七】覆裙聽許。覆は副の同音寫なるべし。十三資具中に正裙副裙を持てり。律部十九、註（八の三〇）の本文參照。

【三八】歌舞禁。

其貴賤に隨うて飲食香鬘も皆須らく供給すべきなり」。尼言はく、「少女、凡そ是らの所須は我皆爲に辦じ、汝に衣食を與ふれば、所得の財物は能く我に與ふるや不や」。答へて言はく、「悉く與へん」。尼は寺に近きに於て一大宅を造り、所須の者は悉く皆備さに辦へ、澡浴香華衣服瓔珞は皆之を給與し、口に飡ふ所を恣にせりければ、容儀肥盛して諸の婬女中にて最も第一たりき。遂に諸人をして皆來りて臻湊せしめければ、彼の諸婬女にして此事を見て時に共に嫉妬を生ぜり。「時に」吐羅難陀尼は多く財物を獲たりき。後の時王は大會を設けて多く塗香を用ひければ、使者は卽ち便ち諸婬女を集めて共に塗香を作らしめしに、諸女讒言して使者に告げて曰はく、「吐羅難陀尼の寺邊に亦婬女あり、宜しく喚び來るべし」。使者既にして去り、女を喚びて擒へ來らんとせりければ、彼便ち大叫して告げて言はく、「聖者、今王臣ありて我を撮りて將ゐ去らんとす」。尼便ち疾く出でゝ使者に語げて曰はく、「汝獰惡人、我女を將ゐ去らんとは」。答へて言はく、「聖者は亦婬家をも作せりや」。報じて曰はく、「我れ脚を以て怨家が項上を蹋まん、婬女業を作さんとも何が汝が事に干らん」。……廣說せること前の如くし……乃至、「佛言はく、「今より已去、諸苾芻尼は應に[三二]婬女業を作すべからず、若し違するあらんには、吐羅底也罪を得ん」。

[三三]緣處は前に同じ。時に吐羅難陀苾芻尼は一少女を將ゐて、林野處なる大路の次に於て色を衒りて業と爲し、此に因りて財を求めぬ。……他の爲に執へられ、尼便ち惡罵せること、廣說せること前の如し……乃至、「若し作すあらんには吐羅底也罪を得ん」。

緣は王舍城に在りき。時に六衆苾芻は毎に伎樂人中に於て共に歌舞を作せるに、共に相議りて曰はく、「諸大德、我等常に樂人に使はれて歌舞を作せるは、[三四]皆十二衆苾芻尼に由りてなり。彼若し衣鉢等の物を將りて私かに伎兒に與へて我らを惱ましめざりしならんには、彼卽ち我らをして樂を作さしむること能はざりしならん。宜しく治罰すべし、今正に是れ時なれば可しく計挍を爲すべし」。鄔

【三二】婬女業禁。此を作さんに、吐羅底也罪とす。

【三三】路中衒色禁。

【三四】十二衆苾芻尼。律部二十二註(七の三)、及び律部十九、註(三一の三二)參照。

を」。尼聞いて速かに出で、便ち卽ち罵りて言はく、「獰惡の物よ、汝、何の所爲にてか我が女兒を牽かんとはする」。使者答へて言はく、「聖者、豈に店を置へて酒を沽るべけんや」。報じて曰はく、「我れ脚を以て怨家が項上を蹋まん、沽酒業を作さんとも何が汝が事に關らん」。問うて言はく、「聖者に亦怨家あらんや」。答へて曰はく、「汝卽ち是れ怨なり、我女を將へ去らんとすれば」。此に因りて鬪諍せりければ、諸の長者婆羅門は見て問うて言はく、「何が故に……廣く其事を說き……」。共に譏嫌を作さく、「諸の釋迦女は自ら掉擧を爲しつゝ非法事を作せり、禿沙門女、淨行に違はずして而し沽酒を爲さんとは」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「吐羅難陀尼が所爲の事は釋女の法に非じ。[三二]今より已去、苾芻尼は應に酒を沽るべからず、若し沽らんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に吐羅難陀苾芻尼は衣を著し鉢を持して次第に乞食せるに、一婬女の好衣瓔を著せるを見て問うて言はく、「少女、何處にか此上妙の衣瓔を得たる」。答へて言はく、「聖者、我れ色を衒賣して此衣を得たり」。尼は是念を作さく、「此は好方便なり、我今出生するを得るや不やを試み看ん」。心に此事を緣じつゝ而し乞食を行ぜるに、遂に一處に於て少年女の衣服垢膩して形飢色を帶び、行步虛羸にして體骨端正なるを見て問うて言はく、「少女、汝は誰が家にか屬せる」。答へて曰はく、「我に所屬なし、但、衣食を得んに我便ち彼に屬するなり」。答へて言はく、「若し爾らば何に因りてか婬女業を作さゞる」。彼便ち兩手を以て耳を掩ひ、報じて言はく、「聖者、我が家族にして未だ曾て斯の如きの惡事を作せるを聞かじ」。尼言はく、「少女、凡そ是れ女人は多く此業を作せり、汝は王女にも非ず亦長者婆羅門等の貴族の所生にも非じ。然り諸の女人は皆男子を受す、我も出家せざりせば亦當に自ら作すべかりき」。彼れ該誘を聞いて便ち尼に答へて曰はく、「聖者、若し婬女と作らんこと卽ち得べけんや、衆緣備さに具はりて方に其事を辦ずるなれば、先に須らく廣宅と衣服鮮華なると瓔珞莊嚴とをもつて見ん者をして愛念すべから(しめ)、若し男子ありて來りて舍に入らん時は、

【三二】沽酒禁。

勿れ」。

第七門の第七子、頌に攝して曰はく

「沽酒と婬女舍と　路中と女に觸れざると　隨時に內衣を開せると　歌舞は應に作すべからずと
なり」。

緣處は前に同じ。時に吐羅難陀苾芻尼は小食時に於て、衣を著し鉢を持して次第に乞食せるに、一俗女の妙衣瓔を著せるを見て問うて曰はく、「少女、何に因りてか此上妙の衣瓔を得たる」。答へて言はく、「聖者、我れ酒を沽れるに因りて此衣瓔を得たり」。尼便ち念を作さく、「此は好方便なり」。心に緣じて捨てず、前行して乞食せるに、又一女の弊故衣を著し羸弱して去れるを見ければ、問うて曰はく、「汝、誰が家にか屬せる」。答へて言はく、「聖者、我は所屬なく、但、衣食を得ては我卽ち與に作すなり」。尼曰はく、「若し爾らば何ぞ酒を沽らざる」。答へて言はく、「聖者、我が如きの類、豈に能く酒を沽らんや。[二七]凡そ酒を沽る家は須らく寬宅・牀榻・座席・盞杓・盤樽を得べく、[二八]錢本多く停めて供承せんこと如法に、客來らんに乏くるなからんに方に利潤あるを」。尼曰はく、「若し爾らば所須の物は我れ汝が爲に辦ずれば、所得の財は能く我に與ふるや不や」。答へて言はく、「我れ與へん」。便ち尼寺に近く一大宅を造り、所須の調度は皆悉く之を與へ、多く本錢を與へて其をして酒を沽らしめしに、諸有飲者は多く此に來りければ、餘の沽酒家は皆嫉妬を起せり。時に吐羅難陀苾芻尼は多く財利を獲たりき。後の時王は大會を設けんとて皆[二九]沽酒家を喚べるに、諸人報じて言はく、「吐羅難陀苾芻尼の寺邊に大店肆ありて多く美酒を[三〇]酟り、諸人皆飲みて多く利物を收めたるに、何ぞ喚び來らずして偏に我等のみを苦しむるぞや」。使者旣にして聞き、往いて其女を擒へければ、卽ち便ち大叫して告げて言はく、「聖者、吐羅難陀、王家の使人は枉げて相牽捉せり、願はくは出で來られんこと

【二七】古代沽酒家調度。
【二八】錢本。後文の本錢と同じ、資本金なり。
【二九】沽酒食を喚べるは、酒を醸さしめん爲なるべし。
【三〇】本文に多酟美酒とあり、宋・元・明・宮本には酟を醸とせり、酟は一夜酒（ヒトヨザケ）の義ある故に醸と相通ず。今改めざるも、酟の字をツクり賣ル義に解すべし。

第七門の第六子、頌に攝して曰はく、

「苾芻は羯磨を作して　尼は可しく心を用ひて聽くべきと　座を敷いて人をして坐せしむると
　尼の座は應に分別すべきとなり」。

緣處は前に同じ。[二四]世尊說きたまへるが如くんば、「苾芻と苾芻尼とは羯磨事は別にすべく、共羯磨(ぐうこんま)をば除く」と。尼は僧中に在りて羯磨を作す時、無畏なること能はざりければ作法成ぜざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に爲に羯磨を作すべく、苾芻尼は應に聽くべきなり」。諸尼は云何が諦聽せんかを知らざりき。佛言はく、『至心に善思して之を念じ、告げて言へ、「此は是れ初羯磨竟れり」と。第二第三にも應に是の如くに作すべし』(是れ二衆して尼に戒を受(サツ)くるを謂へる也)。

緣處は前に同じ。世尊の說きたまへるが如くんば、「應に可しく經を誦すべし」と。[二五]時に諸苾芻は座席を敷かざりき。佛言はく、「應に敷くべし」。後に異時に於て尼來りて聽法せりければ、便ち好座を敷けり。時に一尼あり月期忽ち下りて其座褥を汚し、聽き訖るに便ち去りぬ。知事人來り收りて擧置せんと欲せるに多蠅の附せるを見ぬ。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「尼來りて聽法せんには、應に好座に坐せしむべからず」。

世尊の說きたまへるが如くんば、[二六]「苾芻尼は好座に坐して聽法するを得ず」と。時に尼ありて來りければ、卽ち小座を與へぬ。時に大世主喬答彌は因みて來りて聽法せりければ、小座に坐せしめしに、大世主曰はく、「我れ俗に在りし時尙ほ曾て此の如きの小座に坐せることあらざりき、況んや今能く坐せんをや」。諸苾芻言はく、『大世主、是れ世尊の敎なるぞかし、「苾芻尼をして好座に坐して聽法せしめざれ」と』。大世主曰はく、「我れ豈に彼が惡むべき過あるに同ぜんや。彼前尼は心に念を存せざりしに由りての故に過生ぜるありしのみ」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ今聽許せん、若し苾芻尼にして心に念を存せんには、來りて聽法せん時應に好座を與ふべし、疑惑を生ずること

【二四】二衆して羯磨事を共にする時の羯磨作法なり。

【二五】誦經時に座を敷くべきを制す。

【二六】苾芻尼來りて聽法せん時、繫念心の足不足によりて、座を與ふるに好惡を別つべきを制す。

緣處は前に同じ。時に具壽大迦攝波は小食時に於て、衣を著し鉢を持して城に入り乞食せるに、吐羅難陀尼は見て速かに傍邊に至り、地に唾して唱へて言はく、「極愚極鈍の物よ」。迦攝波曰はく、「此は汝が慊に非じ、然り是れ阿難陀が過ならくのみ、惡行女人をして善法律中に於て强請して出家せしめたれば」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、吐羅尼が所爲は沙門の法に非ず、諸の婬女人も苾芻處に於ては尙ほ此鄙惡の言を出ださじ。今より已去、苾芻尼にして苾芻に見えんに、[一〇]應に地に唾して極愚極鈍と唱言すべからず、若し作さんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に苾芻にして過を犯ぜるあり、苾芻尼の來るを見て便ち喚びて坐せしめしに、彼れ問ふらく、「聖者、何の事をか作さんと欲するなる」。報じて言はく、「我れ犯罪せる爲に今說悔せんと欲す」。尼卽ち對坐せるに苾芻白して言さく、[一一]「阿離移迦存念したまへ、我は苾芻某甲なり、某罪を犯じぬれば、我れ今阿離移迦に對ひ發露說罪して覆藏せじ、發露するに由りての故に安樂住を得れば」。尼言はく、「聖者にして亦是の如きの過を犯ぜりや、斯れ善事に非じ」。苾芻は默恥せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、[一二]「苾芻は應に苾芻尼邊に向うて說罪すべからず、宜しく淸淨苾芻にして見解同じき者に於て發露說罪すべし、若し(苾芻尼に向うて)作さんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に苾芻尼にして犯罪せるあり、苾芻の來るを見て虔誠恭敬し、雙足を頂禮して合掌し請言すらく、「聖者、我を憐愍しての故に願はくは少し坐したまはんことを」。苾芻問うて曰はく、「何の所爲をか欲するなる」。答へて言さく、「聖者、我れ犯罪せるが爲に今對說せんと欲してなり」。苾芻對坐せるに、尼卽ち合掌して白して言さく、「聖者存念したまへ、我は某甲苾芻尼なり、某罪を犯じぬれば……廣く上に說けるが如し……」。…佛言はく、[一三]「苾芻尼は應に苾芻邊に向うて發露すべからず、宜しく淸淨苾芻尼邊に於て說罪すべし、若し(苾芻に向うて)作さんには越法罪を得ん」。

【一〇】地に唾はき鄙惡語を出だすを制す。

【一一】阿離移迦。阿離野迦(āryakā)の音寫、大姉の義。

【一二】苾芻、苾芻尼に對して發露するを制す。

【一三】苾芻尼、苾芻に對して發露するを制す。

るを見て遂に嫌恥を生じ、報じて言はく、「少妹、汝に邪思ありて欲を離るゝ能はざれば、時々の中に於て月期ありて現ずるなり」。答へて言はく、「阿姊、何の故に嫌はるゝぞや、此は是れ女人の常法なれば汝に無かるべけんや」。答へて言はく、「[一五]我は無血人なれば何が斯事あらん」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此は是れ黃門女なれば、宜しく應に擯去すべし、善法を生ぜざれば。若し見に女ありて出家を求めん時は、應に可しく問うて「汝は無血には非ざるや不や」と言ふべし。若し問はざらんには越法罪を得ん」。

第七門の第五子、頌に攝して曰はく、

「道、小なると內衣を著すると　苾芻近くにて睡せざると　僧尼は對說せざると　當に自衆邊に於てすべしとなり」。

緣處は前に同じ。時に苾芻尼あり道、小なる女を度し出家せ(しめ)ぬ。[一六]時に彼女人は小行處に向ひて久しくして方に出でければ、餘尼問うて曰はく、「何が遲出せる」。答へて曰はく、「知るとも如何がせん、我が身、道小さくして根不具足なり、是故に遲きのみ」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此は是れ黃門女なれば卽ち應に擯棄すべし」。

緣處は前に同じ。時に諸尼あり月期下れるが爲に衣臥具を汚し多く蠅ありて附し、浣染を加ふと雖還前に同じく汚せり。佛知りて告げて曰はく、「此の如き[一七]色類は應に[一八]內衣を著すべし」。諸尼便ち著せり。時に吐羅難陀苾芻尼は亦此衣を著して城に入り乞食して街中に墮落せるに、諸人見て問ふらく、「此は是れ何の物にして地上に遺在せる」。尼瞋りて答へて曰はく、「惡生種、宜しく速かに汝が家の母姊に問ふべし、當に汝が爲に說くべけん」。佛言はく、「[一九]若し苾芻尼にして內衣を著せんに、應に須らく帶を安きて腰に繫るべし、此過を生ぜざらん。若し帶を安いて腰に繫らざらんに、越法罪を得ん」。

【一五】度無血人禁。

【一六】度道小女禁。

【一七】色類。品類卽ち種類なり。或はかゝる兆候ある尼僧の義に解しうべし。

【一八】內衣。裙(nivāsana)なり。泥洹僧とも泥縛些那とも音寫す。

【一九】內衣製法。

第七門の第四子、頌に攝して曰はく、

「若しは是れ二形類　或は是れ合道類　或は常に血流出し　及び是れ無血人となり」。

緣處は前に同じ。時に苾芻尼あり二形女の與に而し出家を爲せるに、餘尼の來るを見ては便ち異相を現じければ、彼問うて言はく、「姉、汝は是れ何人ぞや」。答へて言はく、「姉、我は是れ二形人なり」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此は是れ非男非女なれば應に出家すべからず。縱(たとひ)近圓を受けんとも、[一]律儀護を發さゞれば可しく速かに擯出すべし。今より已去、若し女人あり來りて出家を求めんに、應に須らく先に、[二]「汝は二形に非ざるや不や」と問ふべし。若し問はずして出家を與へんには、師主は越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に苾芻尼あり二道合女に出家を與へしに、若し小行せん時大便倶に出でゝ其處所を汚せり。餘尼來り入り見已るに問うて言はく、「誰ぞ處所を汚せるは」。答へて言はく、「姉妹、我れ本心に其處を汚さんと欲することなかりしも、二道合の爲に小行せんと欲する時大便倶に出づればなり」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此は是れ非男非女なれば應に出家すべからず。縱近圓を受けんとも、律儀護を發さゞれば可しく速かに擯出すべし。今より已去、若し女人あり來りて出家を求めんには、應に須らく先に、[三]「汝は二道合に非ざるや不や」と問ふべし。若し問はずして出家を與へんには、師主は越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に苾芻尼あり、常に流血する女に出家を與へしに、裙衣黠汚して多く蠅ありて附けり。諸尼問うて曰はく、「妹、身常に流血せりや」。答へて言はく、[四]「我は是れ常に流血する女なり」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「……此も亦前に同じ……共住するに堪へざればなり」。

緣處は前に同じ。時に苾芻尼あり、無血女に出家を與へしに、餘尼の時々の中に於て月期水現ず

【一】律儀護。三跋羅(saṃvara)の譯。百一羯磨第一(寒五・三八左)に此言レ護者梵云ニ三跋羅一、譯爲ニ擁護一。由レ受ニ歸戒一護使レ不レ落ニ三途一、舊云ニ律儀一乃當義譯、云是律法儀式。若但云レ護恐學者未詳、故兩俱存。明了論已譯爲レ護、卽是戒體無表色也と義淨三藏は註せられたり。此によりて律儀卽ち護、卽ち戒體なるを知りうべし。

【二】度二形生禁。

【三】度二道合女禁。

【四】度常流血女禁。

第七門の第三子、頌に攝して曰はく、

「僧脚崎を著するを許すと　男ある池に浴せざると　交衢は應に越ゆべからず　宜しく一邊に在りて行くべしとなり」。

緣處は前に同じ。時に諸苾芻尼は寺院内に於て便ち[五]五衣を著して諸事業を作しければ、熱悶し疲勞して此に因りて羸弱せり。卽ち苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「尼は寺內に於て應に[六]僧脚崎を披て諸事業を作すべし」。俗人來り見て遂に欲意を起し、信心の者は見て共に譏嫌を作せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「諸の俗人等にして若し斯事を嫌はんには、今より已去[七]苾芻尼は長者婆羅門に對ひては、應に僧脚崎を著して而し事業を爲すべからず、若し著せんには越法罪を得ん。若し俗人に對ひて作さんには、可しく僧脚崎を用ひて兩肩臂を覆ひ、[八]五條衣を披て然る後に執作すべきなり」。

緣處は前に同じ。時に吐羅難陀苾芻尼は遂に男子洗浴の處に往いて而し洗浴を爲せるに、諸の少年男子ありて亦來りて洗浴し、尼の水に入れるを見て共に相議して曰はく、「此の禿沙門女の身、野水牛の如くなるを觀よ」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「[九]苾芻尼にして男子の浴處に往けるに由りて斯の過失ありしなり。今より已去、苾芻尼は應に男子浴處に往いて身を洗ふべからず、若し往かんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。吐羅難陀苾芻尼は四衢道中に立在して、俗人の來るを見ては卽ち便ち調弄せりければ、諸人報じて曰はく、「禿沙門女、豈に四衢道中に於て我等を調弄すべけんや」。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「今より已去、苾芻尼は應に[一〇]四衢道に驀りて過ぐべからず、應に一邊に近くして取りて便ち而して去るべし、若し直に過ぎんには越法罪を得ん」。

【五】五衣。律部二十、註（一九の一八）參照。

【六】僧脚崎（saṃkakṣikā）掩腋衣なり。

【七】苾芻尼執作法。

【八】五條衣。安陀會、卽ち安呾婆娑（antarvāsa）にして、條數より五條衣といふ。

【九】男子浴處洗身禁。

【一〇】四衢道直過禁。

「汝、我身の何處の支體に於て偏へに愛樂を生ぜりや」。答へて曰はく、「我れ汝が眼を愛せり」。卽ち神力を以て其兩眼を抉りて而し之を授與せるに、時に婆羅門便ち是念を作さく、「此の禿沙門女は能くも是の如きの妖術の法を作せるか」とて、拳もて尼頭を打ち之を棄てゝ出で去りぬ。卽ち此緣を以て諸尼衆に告げ、尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、[一]「苾芻尼にして阿蘭若に住せるに由りて是の如きの過ありしなり。今より已後苾芻尼は應に靜を遂めて闇林中及び空野處に在るべからず、若し住するあらんには越法罪を得ん」。

緣は室羅伐城に在りき。如し世尊は說きたまへり、「苾芻尼は應に阿蘭若に住すべからず」と。時に諸苾芻尼は便ち街衢坊巷に在りて坐して禪寂を修せるに、還前過を招けり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻尼は應に寺內に居して修習すべし」。時に信心の俗人あり、佛の尼をして寺中に於て修定せしめたまへりと聞き、遂に城外に於て[二]爲に尼寺を造りければ、尼來りて居止せるに還諸賊のために及び獰惡人來りて共に相侵嬈せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく「應に城外に尼寺を安置すべからず、應に城中に在くべし」。

緣處は前に同じ、時に吐羅難陀苾芻尼は尼寺の門前に於て佇望して立ち、人の來るあるを見ては卽ち便ち調弄せり。時に諸の俗旅は皆共に譏嫌せりければ、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「尼門前に住しぬれば是の如きの過ありしなり、[三]故に尼は應に門下に住在すべからず、若し苾芻尼にして門前に在りて立たんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。佛所制の如くんば、諸尼は應に門首に立つべからざりき。便ち窻中よりして而し望みて遙かに相調弄せるに、過を起すこと前と同じかりき。佛言はく、「……此も亦前の如し……越法罪を得ん」。

【二】城外に尼寺を立つるを制す。

【三】門前住立禁。

【四】窻中調弄禁。

卷の第三十二

第七門の第二子、頌に攝して曰はく、

「尼は蘭若に住せざると　城外の寺に居せざると　門前にて望むを許さゞると　亦窓中より覗ざるとなり」。

佛、王舍城竹林園に在しき。此城中に於て一婬女あり蓮華色と名け、街色を業と爲して以て自ら活命せり。時に婆羅門あり來り告げて言はく、「少女、好なりや不や、汝可しく我と與に歡愛事を行ずべし」。報じて曰はく、「汝に錢ありや不や」。答へて言はく、「我に無し」。女曰はく、「可しく去りて錢を覓めて後に來らんに相見ゆべけん」。答へて言はく、「我れ覓めん」。便ち南方に往きて隨處に經紀し、五百金錢を得て女處に還來せり。時に蓮華色は尊者目連善知識に由依しての故に、因みて即ち出家近圓して阿羅漢果を得、情の樂む所に隨うて王舍城を出でゝ室羅伐に向へり。爾の時世尊は未だ苾芻尼に阿蘭若に住するを遮したまはざりければ、時に蓮華色は遂に闇林に往き、閑靜處に於て宴坐し入定して解脫の樂を受けぬ。時に婆羅門は五百金錢を持して王舍城に至り、諸人に問うて曰はく、「蓮華色女は今何處にか去れる」。答へて言はく、「彼已に釋子法中に於て、而し出家を爲して室羅伐に向へり」。彼れ告を聞き已るに即ち逝多林に往き、苾芻に問うて曰はく、「聖者、王舍城の女、蓮華色と名くるが遊行して此に至れり、今何處に在りや」。答へて言はく、「彼女は已に非法を捨して而し出家と爲り、闇林中に在りて專ら妙觀を修せり」。彼便ち往き就りて報じて言はく、「少女、先に誠言ありければ今錢を持して至れり、汝可しく我と共に歡樂を爲すべし」。報じて言はく、「婆羅門、我已に罪惡の業を棄捨しぬれば、汝今宜しく去るべし」。報じて言はく、「少女、汝は我を捨てたりと雖我は汝を捨てじ、宜しく起ち來るべし、必らず相放たされば」。報じて言はく、

【一】「苾芻尼の阿蘭若(Araññagama)に住するを制す。阿蘭若とは空野處なり。空野處とは聚落及び聚落界以外なり。

「若し一男を將ゐて僧伽に施與せんに、一苾芻は爲に受けて故袈裟片を以て其項上に繫りて而し守護を爲し、若し多く施與せんには上中下座に於て意に隨せて之を受け、前に同じて守護せよ、疑惑を致すこと勿れ」。時に諸父母は遂に財物を將つて還し來りて（兒を）贖ひ取めぬ。諸苾芻受けざりしに、佛言はく、「應に受くべし」。彼れ後時に於て情に愛戀を生じ、復衣物を將つて苾芻に施與せり、恩に報ぜんを希ひての故に。苾芻は心を知りて而ち爲に受けざりしに、佛言はく、「應に受くべし」。世尊の說きたまへるが如くんば、應に[六三]贖兒の財物を受くべかりき。時に六衆苾芻は遂に父母よりして全價を要索せり。佛言はく、「應に價を索むべからず、應に彼が意に隨せて知足して受取すべし」。

緣處は前に同じ。時に訶利底藥叉女は旣にして諸子を將ゐて僧伽に施與せるに、夜に臥しては飢を患ひて啼泣して曉に至れり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、[六四]「晨朝に應に飲食を持し其名字を稱へて之を祭祀すべし」。或は齋時に而し食を得んと欲せるありき。佛言はく、「應に與ふべし」。或は非時に飲食を得んと欲せるありき。佛言はく、「應に與ふべし」。或は苾芻の鉢中の殘食を食ふを得んと欲せるありき。佛言はく、「應に與ふべし」。諸の不淨を食するを得んと欲せるありき。佛言はく、「應に與ふべし」[六五]。

【六三】贖兒の財物。

【六四】晨朝食時作法。訶利底の名を稱して與に祭食するなり。

【六五】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

虛空に上昇して諸の神變を現ぜり。凡夫の人神通を見ん時は心便ち歸向すること大樹の崩るゝが如くにして、身を地に投じて合掌し發願すらく、「我が今此の眞實福田に於て施せる所の功德もて、願はくは我が當來に王舍城に生じ、此城中に於ける現在人衆の所生の男女は、我皆取りて食はんことを」と。汝等苾芻、意に於て云何。彼の牧牛女は豈に異人ならんや、即ち訶利底藥叉女是れなりしなり。彼れ往昔に獨覺に五百菴沒羅果を奉施して惡願を發せるに由りての故に、今王舍城に生まれて藥叉女と作り、五百子を生みて人の精氣を吸はんとて城中の所有男女を食噉せるなり。汝等苾芻、我常に宣說せり、黑業には黑報、雜業には雜報、白業には白報ありと。汝等應に當に白業を勤修して黑雜業を離るべし……乃至、果報は還りて其自らに受けん』。時に諸苾芻は佛說を聞き已るに心大に歡喜し、佛足を頂禮して奉辭して去りぬ。

緣處は前に同じ。時に訶利底は既にして如來の三歸五戒を受け已るに、遂に諸餘の藥叉神等のために而し災難を作されければ、即ち諸子を將ゐて衆僧に施與せるに、若し苾芻の乞食を行ずるを見ん時に、皆化して小兒と作り後に隨うて去りければ、王舍城中の女人見ん時多く憐愛を生じ、即ち來りて抱持するに彼即ち隱沒せり。時に諸女人は苾芻に白して曰さく、「此は是れ誰が子なる」。答へて言はく、「訶利底の兒なり」。女人報じて曰はく、「此は是れ怨家毒害藥叉が所生の子なるか」。苾芻報じて曰はく、「彼已に皆毒害の心を捨せるに、諸藥叉は與に災難を作せるが爲に、此が爲に將來して我等に施與せるなり」。女人、念を作さく、「藥叉の女にして能く惡心を捨して子を將つて奉施せるに、我等が諸子何ぞ施與せざる」。遂に男女を將ゐて僧伽に施與せるに、僧伽は受けざりければ女人白して言さく、「聖者、尙ほ能く毒害藥叉女の兒を納受せるに、何が故にか我等が男女を受けざる」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に受くべし」。諸苾芻は敎を奉じて受くると雖守護を爲さゞりければ、其が自意を縱（ほしいまゝ）にして隨處に遊行せり。諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、

飽食して永く飢苦なからしめん。若し復餘に現在せる衆生及び江山海處の諸鬼神等ありて而し應に食ふべからんには、皆悉に運心して其をして飽足せしめん」。佛、訶利底に告げたまはく、『又復我れ今汝に付囑せん、「我法中に於ける若しは諸伽藍(若しは)僧尼住處には、汝及び諸兒は常に晝夜に於て勤心に擁護し、衰損せしむる勿くして安樂を得せしめよ。乃至我法未だ滅せざる已來は、贍部洲に於て應に是の如くに作すべし」と』。爾の時世尊が是語を說きたまひ已るに、時に訶利底母五百諸兒及以諸來の藥叉等の衆は、皆大歡喜して頂禮し奉行せり。

[六一]時に諸苾芻は佛說を聞き已るに咸く皆疑ありければ、世尊に請じて曰さく、「訶利底母は先に何の業を作してか五百兒を生み、人の精氣を吸はんとて王舍城人所生の男女を食へるなる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等諦かに聽け此の藥叉女及び此の城人が先に作せる所の業は還須らく自らに受くべかりしを。汝等苾芻、乃往過去に王舍城中に牧牛人あり、妻を娶りて未だ久しからざるに遂に卽ち娠ありき。是時佛なく但獨覺ありて人間に出現し、寂靜に樂居して隨宜の[六二]邊際臥具を受用せりければ、世間に唯此の一福田あるのみなりき。時に此の獨覺は人間に遊行して王舍城に至りしに、時に此城に大設會の爲に五百人ありて各々身を嚴り、咸く飲食を持し幷に音樂を將ゐて共に芳園に詣りしに、其路中に於て懷娠せる牧牛の女の酪漿瓶を持てるに逢見せりければ、諸人告げて言はく、姊妹、可しく來りて舞蹈し共に歡樂を爲すべし』。女、相喚ばるゝや便ち欲心を起し、目を擧げ眉を揚げて共に舞蹈を爲せるに、其に由りて疲頓して遂に墮胎し、城中の諸人は皆園內に向へるに、女は憂惱を懷き頬を掌へて住し、便ち酪漿を以て五百菴沒羅果を買得せり。時に彼の獨覺來りて女の傍に至りしに、其女遙かに身心寂靜に威儀庠序として路に在りて行けるを見、情に敬仰を生じて遂に卽ち前に近づき、雙足を頂禮して香美の果を持して聖人に奉施せり。諸の獨覺者は但身を以て化して口に法を說かざれば、彼女人を饒益せんと欲しての故に、大鵝王の兩翼を開舒せるが如くに、

【六一】訶利底母前生因緣譚。

【六二】邊際臥具。最下の住房、即ち樹下坐の如きなり。

し任せり」。報じて曰はく、「若し是の如からんには宜しく速かに彼世尊所に往いて而し歸向を作すべし、彼當に汝をして愛兒に見ゆるを得せしむべけん」。彼れ是語を聞くや情に歡喜を生じ、死より再生せるが如くに本處に還來せるに、遙かに世尊の三十二相八十種好もて其身を莊嚴し、圓明赫奕として日の千光に超えて妙寶山の如くなるを見て、深く渇仰を生じて憂惱悉く除き、情に子を得たるに同じかりき、旣にして佛所に至りて佛足を頂禮し、退いて一面に坐して白して言さく、「世尊、我れ久しく小子愛兒に離別せり、唯願はくは慈悲もて我をして見るを得せしめたまはんことを」。佛、訶利底藥叉女に告げたまはく、「汝に幾子ありや」。答へて言さく、「我に五百兒あり」。佛言はく、「訶利底、五百子中、一子若し無からんとも何の苦しむ所かある」。答へて言さく、「世尊、我若し今日愛兒を見さらんに、必らず熱血を吐いて而し命終を取らん」。佛言はく、「訶利底、五百子中、一兒を見ざるにも是の如きの苦を受けたり、況んや自の一子にして汝偸み取りて食へるは此苦如何ぞや」。答へて言さく、「此苦は我に倍多せり」。佛言はく、「訶利底、汝旣に審かに愛別離苦を知れるに、云何が他の男女を食へる」。答へて言さく、「唯願はくは世尊、誨を我に示したまはんことを」。佛言はく、「訶利底、可しく我戒を受け、王舍城中の現在せる人衆に皆無畏を施すべし。若し能く是の如くせんには、此坐を起たずして愛兒に見ゆるを得ん」。答へて言さく、「世尊、我れ今より已去、佛の教勅に依ひて、王舍城中の現在せる諸人に皆無畏を施さん」。是語を作し已るに、時に佛は彼をして愛兒を見るを得せしめたまへり。時に訶利底は如來に歸依して禁戒を請受せりければ、城中の人衆は皆安樂を得て諸の憂惱を離れぬ。時に訶利底母は親しく佛所に於て三歸依并に五學處……不殺生乃至不飮酒なり……を受け、前んで佛に白して言さく、「世尊、我及び諸兒は今より已去、何の食噉する所ぞ」。佛言はく、「善女、汝憂ふるを須ゐじ。贍部洲に於ける所有我が聲聞弟子をして每に食次に於て[五九]衆生食を出し、并に[六〇]行末に於て食一盤を設けしめ、汝が名字并に諸兒子を呼びて皆

註(四)、律部八、註(一の一五九)參照。
【五四】衆車園。律部八、註(一の一六四)、律部二十五、註(一の一二)參照。
【五五】雜・麁・歡喜。雜色園、麁澀園、歡喜園の三園の略、律部八、註(一の一六四)參照。
【五六】圓生樹・善法堂・善見城。律部二十五、註(一一の一三—一五)參照。
【五七】帝釋最勝殿。皮闍延多樓(Vaijayanta)を言へるか。
【五八】晝日遊處(divāvihāra)。律部二十一、註(三八の三)參照。
【五九】衆生食。サバなり。生飯(サンバン)又は出飯(スヰハン)とも云ふ。食前に於て一般衆生のために少許の食を出して施與する一法式なり。
【六〇】行末。僧衆の下位なり。こゝに供ふる一盤の食は特に訶利底の爲なり。

に藥叉女は出で行いて在らず、[四四]小子愛兒は留まりて家に在りければ、世尊は卽ち鉢を以て其上を覆ひ、如來の威力もて兄は弟を見ざるも弟は諸兄を見るをえせしめたまへり。時に藥叉女は住處に廻り至りて小兒を見ざりければ、卽ち大に驚て忙てゝ觸處に尋覓し、及び諸子に問ふらく、「愛兒何にか在る」。答へて言はく、「我等並に皆見ず」。便ち自ら胷を搥ちて悲泣交流し、脣口乾燋して精神迷亂し、情懷痛切にして速かに王城に趣き、遍く[四五]諸坊康莊の道路・園林池沼・天廟神堂・客舍空房を行りて皆求めて得ざりければ、更に痛切を加へて便ち卽ち癲狂し、衣裳を脫ぎ去り大聲に號叫して唱言すらく、「愛兒、汝今何にか在る」。遂に城外に出でて村莊を巡歷し大聚落中に皆覓めたるも得ず、卽ち四方乃至四海に往けるも亦見ざりければ、髮を被り形を露はして地に宛轉し、肘に行き膝に步みては蹲踞して坐せり。是の如くして漸次に贍部洲に到り、[四六]七大黑山・[四七]七大金山・[四八]七大雪山・[四九]無熱池・[五〇]香醉山に覓めて得ざりければ、情懷苦惱して氣咽通ぜざりき。又[五一]東方毘提河・西瞿陀尼・北俱盧洲に往けるも亦皆見ず、便ち[五二]等活・黑繩・衆合・叫喚・大叫喚・熱・極熱・阿鼻止・頞部陀・尼剌部陀・阿吒吒・呵呵婆・呼呼婆・青蓮華・紅蓮華・大紅蓮華の是の如き等の十六大地獄に往けるも皆又見ざりき。又妙高山處に往いて先に下層に登り、次に第二第三層に登り、直ちに[五三]多聞天宮を過ぎて妙高山頂に至り、先に[五四]衆車園に入り、次いで[五五]離・麁・歡喜に入りて皆覓めたるも見ず、卽ち[五六]圓生樹下乃至善法堂中に往き、善見城に入りて[五七]帝釋最勝殿中に入らんと欲せり。時に金剛大神あり、無量の藥叉と與に門を守りて住せるに、彼の來り入らんとするを見て便ち卽ち善見城外に驅出せりければ、情に痛切を加へて多聞天處に至り、大石上に身を投げて地に蹐れ、悲啼號哭して白して言さく、「大將軍、我が小子愛兒は他に盜み去られて何に在るかを知る莫し、願はくは見我に施されんことを」。多聞天曰はく、「姉妹、憂惱して自ら癲狂を作すを須ゐじ。汝今且らく汝が家室に近き[五八]晝日遊處に、誰が來りて居士せるかを觀ぜよ」。答へて言はく、「大將軍、沙門喬答摩は彼に在りて而

【四四】小子愛兒。愛兒は名、五百兒中の最小子、嬪伽羅(priyaṅkara)を譯せるなり。南海寄歸傳(佛教全書遊方傳第二、五一頁下)には氷伽羅piṅgala とせり。

【四五】諸坊康莊。ちまた、及び往來繁き街衢。

【四六】七大黑山。名稱明かならず。

【四七】七大金山。九山八海中の須彌山と大鐵圍山の間にある七山なり。

【四八】七大雪山。南、雪山より、北、香山に至る途中に七山あるをいふ。

【四九】無熱池。律部十九、註(一〇の五七)參照。

【五〇】香醉山。律部二十五、註(一一の一一)參照。

【五一】東方毘提河等。律部十九、註(一四の二六・二七・二八)參照。

【五二】等活・黑繩等。律部二十三、註(七の一九——三四)參照。次第相同じ。

【五三】多聞天宮。毘沙門天宮なり。律部二十二、皮革事の

王、慈悲もて善く尋察を爲したまはんことを」。王卽ち諸處の街衢・四面の城門に勅令して兵をして守捉せしめぬ。時に諸兵士も亦偸み將られ、日に少きを覺ぐるも人去く處を知らず、婦人の懷娠せる者は咸く亦偸み將られて餘處に向へり。時に王舍城中に大災盛に起りければ、諸の王が臣佐は重ねて大王に啓さく、「今此國中には大災難を生ぜり……具さに上事を說けり……」。王聞いて驚怪し、卽ち卜師を喚びて其所以を問へるに、答へて曰さく、「斯の災橫は皆是れ藥叉の所作なれば、宜しく速かに諸の妙飮食を辦へて而し祭祀を爲すべきなり」。王は明勅を下し鼓を擊ちて宣令して諸人に告げて曰はく、「主客を問ふことなく我境に在らんものは、皆須らく備さに飮食香華を辦へ、街衢城隍聚落を掃灑し、種種に嚴飾して鼓樂音聲鈴鐸幡幢を(もつて)すべし」。時に王舍城人は既にして王勅を奉じ、各精心を以て備さに飮食香華等の物を辦へ、街衢を嚴飾せること歡喜園の如くし、處處に祭祀せり。勞めて備設せりと雖災橫除かず、苦惱憂惶して計る所を知る莫りき。時に王舍城を守護する天神は、睡夢中に於て諸人に告げて曰はく、「汝等が男女は咸く歡喜藥叉のために食噉せられしなり、汝等宜しく世尊處に往くべし、所有災苦は佛當に調伏したまふべけん」。諸人は神に報じて曰はく、「此れ既にして我が男女を取りて食に充てぬ、則ち是れ惡賊の藥叉なり、何が歡喜と名けん」。此に因みて諸人は皆喚びて[四三]訶利底藥叉女と爲せり。王舍城人は是事を聞き已りて皆佛所に往き、佛足を頂禮して世尊に白して言さく、「此の訶利底藥叉女は王舍城所居の人衆に於て、便ち長夜に不饒益を作せり、我等は彼に於て先に惡念なかりし然も彼は我に於て毒害心を懷き、所生の男女は咸悉く盜み去りて以て飮食に充てぬ。唯願はくは世尊、我等を憐愍して爲に調伏を作したまはんことを」。爾の時世尊は默然して請を受けたまふに、彼等は咸く佛、請を受けたまへるを知り已りて、雙足を頂禮して奉辭して去りぬ。明、淸旦に至り、佛は卽ち衣を著し鉢を持して城に入りて乞食し、次第に乞ひ已りて本處に還至し、飯食し訖るに卽ち訶利底藥叉の住處に往きたまへり。時

【四三】訶利底藥叉女(Hāritī)。訶利底は暴惡、靑色、黃色の義なりとす。

有の諸人所生の男女を得て悉く皆取り食はんと欲す」。弟言はく、「大姉、曾て聞けり、我父は此城主及び諸人衆に於て常に將擁護して、安樂を得て諸の憂惱を離れしめたりと。我今宜しく更に守衛を加ふべし、此は則ち是れ我が所防の境界なれば。若し餘人にして損害を爲すあらんには、我ら應に遮護すべきなり。爾今何ぞ此の惡心を生ずるを得たる、宜しく此念を除くべし」。然れども藥叉女は前身に於て惡邪の願を發せる習氣力に由りての故に、復其弟に告ぐらく、「……說くこと前事の如し……」。弟は姉の意に事廻改し難きを知りて是の如きの念を作さく、「我力にては其惡念を遮すること能はじ。然り父在りし日に他に嫁與せんことを許へり、我れ今宜しく婚姻事を作すべし」。卽ち便ち書を裁りて半遮羅藥叉に與へて曰はく、「我が姉、歡喜は年既に長成せり、宜しく親を爲むべければ、當に速かに此に來るべし」。彼れ書を得已るに便ち盛禮を爲めて王舍城に至り、婦を娶りて故(國)に歸れり。既にして本城に至りて多時を經已るに、其夫主と情義相得たりければ、是の如きの語を作さく、「仁者、當に知るべし、我が意に王舍城中の現在せる人衆の所生の男女を得て皆取りて之を食はんと欲す」。答へて言はく、「賢首、彼は皆是れ汝が家族の住處なり、餘が來りて侵害せんに尚ほ相遮せんと欲するに、寧んぞ汝今輒ちに酷虐を爲さんとて斯の惡念を興すべけんや、更に再言すること勿れ」。彼が前身に發せる所の邪願の熏習力に由りての故に、不忍の聲を作し瞋を懷きて且らく默せり。後に異時に於て便ち一子を生み、是の如く次第して更に五百を生ぜり。其が最小者は名けて愛兒と曰へり。時に五百兒もて威勢成立せりければ、母は豪强を恃みて非法を行ぜんと欲せり。夫頻勸誨せるも竟に言を受けず、夫は彼が心を知りて默爾して住せり。是時歡喜は便ち王舍城中に於て來去する處に隨うて、現在せる人衆の所生の男女を次第して之を食へり。爾の時城中にては既にして男女を失ひければ、所有人衆は皆共に王に白さく、「臣等が男女は皆盜み將られて是れ誰が斯の巨害を作せるかを知らず、痛惱中の極にして遺らんと欲するも如何がせん。願はくは

親愛を爲して相疎隔せざるべき」。半遮羅曰はく、「善い哉斯の語や、我が意にも同じく爾り」。婆多曰はく、『今可しく共に指腹の親を作すべし、「我等二門にして若し男・女を生まんに共に婚媾を爲めん」と』。彼言はく、「爾るべし」。時に婆多の妻は未だ多時を經ざるに遂に娠體あり、月滿ちて女を生めるに容貌端嚴にして見ん者愛樂せり。其女生まれし時諸の藥叉衆は咸く皆歡慶せりければ、諸親は字を立てゝ名けて[四〇]歡喜と曰へり。時に半遮羅は彼が女を生めりと聞いて情に甚だ歡悅し、便ち是念を作さく、「婆多藥叉は是れ我が親友なり、今既にして女を生めり、我れ當に男を生まんに彼は卽ち是れ我が所愛の新婦たり、可しく嚴身の瓔珞衣服を作りて使をして送り去かしむべく、幷に書を持た(しめ)て曰はく、「君、女を生めりと聞いて情に甚だ歡悅せり、今衣服を送る、願はくは納受を垂れんことを」。時に婆多は書を得て信を領し、還書を以て答へぬ。然く半遮羅は意に唯男子を求めしに、未だ久しからざるの頃に婦遂に娠あり、月滿ちて兒を生みければ、其が與に字を立つらく、「既に是れ半遮羅の子なれば、應に[四一]半支迦と號すべし」。時に婆多藥叉は半遮羅が一男子を生めりと聞いて便ち是念を作さく、「我友は男を生めり、豈に徒然なるを得んや、可しく衣瓔を寄せて用つて歡慶を申ぶべし、彼は卽ち是れ我女夫たらんこと何ぞ疑はん」。遂に書を裁りて曰はく、「聞くならく、君、子を生めりと。慶喜交懷れり、聊か衣纓を寄せて用つて欣賀を申ぶ、幸に當に爲に受けよ、冀はくは表の空しからざらんことを」。彼れ書を覽已るに、書に報じて答へて曰はく、「交親を作さんことを許ひしに、今皆願を遂げぬ、各成立を待ちて共に婚姻を作さん」。時に婆多藥叉の婦は還娠あり、其時諸山は聲を出せること大象の吼ゆるが如くなりき。月滿ちて生まれし時、其山復吼えければ、諸親議りて曰はく、「此の孩子は託胎の日及以生時に山皆鳴吼せり、既にして是れ婆多の子なれば、應に[四二]婆多山と名くべし」。既にして長大し已るに父遂に身亡りければ、自ら家主と爲れり。是時歡喜は年既に長成せるに、其弟に報じて曰はく、「我れ今王舍城に遊びて現

【四〇】歡喜。これ彼の訶利底藥叉、卽ち鬼子母神なり。

【四一】半支迦(pañcika mahāyakṣa)。第五藥叉と譯し、又散脂、般支迦藥叉大將とし、又半只迦とも音譯す。こゝには鬼子母神の夫とせり。

【四二】婆多山。娑多香利(Sātāgira)の譯なりしが如し。雜阿含第五十(大正2, 305 c)參照。從つて前註(三八)の婆多の原語は avastika に非ずして Sāta なりしに非ざるか。

を與へんとす。若し諸苾芻尼僧伽にして、笈多に子と與に同室に宿するの(羯磨)を與ふるを聽さんには默然したまへ。若し許さゞらんには說きたまへ。苾芻尼僧伽は已に笈多に子と與に同室に宿するの羯磨を與へ竟んぬ。苾芻尼僧伽は已に聽許せり、其默然するに由りての故に。我今是の如くに持つ」。若し苾芻尼にして已に僧伽が子と與に同室に宿する羯磨を作し竟らんには、宜しく應に子と與に同室して宿すべし、疑惑を致すこと勿れ』。其の笈多の伴尼も亦共に同宿せりければ、尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「其の子ある尼は應に子と與に宿るべきも、是れ餘人には非じ。餘人と共に宿せんには越法罪を得ん」。是時、笈多は子の年[三七]長大せるに、猶ほ共に同宿せりければ、尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「尼は若し子にして大たらんに應に同宿すべからじ」。

佛、王舍城竹林園に在りて住したまひき。時に此城內の一山邊に於て、藥叉神ありて居止を爲し、名を[三八]娑多と曰ひ、此れ常に影勝大王・中宮妃后・王臣宰輔及び諸人衆を擁護し、彼力に由りての故に王及び諸人は悉く皆安樂に、時に甘雨を降して苗稼善成し、華果泉池は在處に充滿せりければ、常に飢儉なくして乞求得易く、諸有沙門婆羅門・貧窮孤獨・商估の類は悉く皆來りて摩揭陀國に湊れり。時に此の藥叉は亦皆覆護せりき。娑多遂に自類族中より妻を娶りて同住せり。是時北方健陀羅國に復藥叉あり、[三九]半遮羅と名け、恒に彼に住して亦常に能く擁護して、彼國中をして安隱豐樂ならしめければ、摩揭陀境と事差異なかりき。時に彼藥叉も亦同類より妻を娶りて共居せり。後に異時に於て諸方の藥叉は共に聚會を爲せるに、此の二藥叉も歡愛を申ぶるを得て共に親友と爲り、執別の後各故居に還りては、娑多藥叉は摩揭陀の上妙の華果を取りて半遮羅に送與し、彼は北方所出の華果を以て娑多に送與し、是の如く多時に共に情好を申べぬ。復聚會に因みて重ねて交歡するを得たるに、是時娑多は半遮羅に語げて曰はく、「何の方便をか作さんに、我等歿後に所有子孫は共に

【三七】長大せる子と同室宿するを制す。

【三八】娑多。後註(四二)の沙多山の父を沙多とする故に sāta の音寫に非ざりしか。

【三九】半遮羅。佛母大孔雀明王經に半遮羅獻努(pañcāla-gaṇḍa)とあるもの〻略なるか。經には達彌拏國に住すとせるも今は健陀羅國に住すとせり。赤沼氏辭典四七八頁參照。

「笈多兒と與に宿すると　王舍の藥叉神と　兒に衣を施して項に繫げると　稱名して祭食を與ふるとなり」。

緣處は前に同じ。世尊の說きたまへるが如くんば、苾芻尼は男と與に同一室に宿するを得ざりき。時に笈多苾芻尼は童子迦攝波を遣はして外に出でて宿らしめしに、子卽ち啼哭せり。諸親聞き已るに笈多に問うて曰はく、「童子迦攝波小兒は夜に何ぞ啼哭せる」。尼默して對へざりければ、諸尼報じて曰はく、「世尊は苾芻尼をして男子と同一室に宿せしめたまはず、此が爲に出でしむるに是に由りて夜に啼くなり」。諸親曰はく、「世尊は大悲なり、若し童子小兒にして母と與に宿せざらんには當に禍患を招くべけん、可しく世尊に白すべし」。諸尼は苾芻に向うて說き、苾芻は佛に白すに、佛言はく、『笈多尼は應に僧伽に從うて[三四]子と與に同室に宿するの羯磨を乞ふべし。應に是の如くに乞ふべし。坐を敷き犍稚を鳴らし、尼衆集まり已るに笈多は合掌して應に隨うて禮を致し、[三五]上座の前に於て或は草に坐し塼上或は褥上に坐し合掌して住して是の如きの白を作すべし、「大德尼僧伽聽きたまへ、我は笈多苾芻尼なり、男を生みぬれば子と與に同一室に宿せんと欲す。今尼僧伽に從うて、子と與に同一室に宿するの羯磨を乞はんとす。願はくは尼僧伽、我に子と與に同室に宿するの羯磨を與へたまはんことを。憐愍の故に」。是の如く三說し已るに、次いで笈多尼をして聞處を離れしめて見處に著き、須らく苾芻尼は[三六]白羯磨を作すべし。應に是の如くに作すべし、「大德尼僧伽聽きたまへ、此の笈多苾芻尼は自ら男を生めるが爲に、此の笈多は今僧伽に從うて、子と與に同室に宿するの羯磨を乞へり。若し僧伽にして時至りて聽さんには、苾芻尼僧伽は應に許すべし。苾芻尼僧伽は今笈多に子と與に同室に宿するの羯磨を與へんとす、白すこと是の如し」。次いで羯磨を作せ、「大德尼僧伽聽きたまへ、此の笈多苾芻尼は自ら男を生めるが爲に、此の笈多は今苾芻尼僧伽に從うて、子と與に同室に宿するの羯磨を乞ひぬれば、苾芻尼僧伽は今笈多に、子と與に同室に宿するの羯磨

【三四】子と同室に宿する聽許（羯磨）を乞ふ作法。

【三五】本文に笈多合掌隨應致禮…とあり。列座の尼僧一々に、うくるに隨うて禮する義なり。

【三六】子と同室に宿するを聽す羯磨作法、白二羯磨なり。

して大鉢を持し、是の如きの事を作さんには越法罪を得ん」。佛の制したまへる所の如くんは、尼は大鉢を持せざれとなり。諸尼は何等の鉢を持せんかを知らざりき。佛言はく、「苾芻の小鉢は是れ尼の大鉢なり」。

緣處は前に同じ。時に[三〇]笈多尼は既にして一滴の不淨を將りて口中に置在し、復一滴を將りて下根内に置けるに、衆生の業報は思議すべきこと難く、遂に即ち懷娠して[三一]童子迦攝波を生めり。時に笈多尼は敢へて手に觸れざりければ、兒便ち啼哭せり。諸親問うて言はく、「何の故にか兒は哭くなる」。尼聞いて默爾せりければ、餘尼答へて曰はく、「世尊の制戒、男に觸るゝを許さず、故に敢へて近づかざれば此が爲に啼哭するなり」。彼即ち答へて言はく、「世尊は大悲なり、云何が己子に手觸を聽したまはざらん。母にして觸れざらんには、豈に命存すべけんや」。尼聞いて「善なり」と稱して往いて苾芻に告げ、苾芻は佛に白すに、佛言はく、[三二]「己子には應に觸るべく、長養し抱持せんにも過失あることなけん」。

緣處は前に同じ。佛は「己子には應に觸るべく、長養し抱持せよ」と言ひしに、女人は多愛なれば便ち此兒を捉へて肩より肩に至り、競うて共に抱持せりければ其兒便ち痩せぬ。諸親見て問ふらく、「何の意にてか是の如き」。彼遂に具さに說けるに咸共に譏嫌し……緣を以て佛に白すに、佛言はく、[三三]「諸尼は應に他の孩子に觸るべからず、若し觸れんには越法罪を得ん」。

第七門、總じて頌に攝して曰はく、

「笈多と尼不住と　僧脚崎と二形と　道小と羯磨時と　沽酒と尼の根轉と　寺外と不以骨とは

第七に攝す、應に知るべし」。

第七門の第一子、頌に攝して曰はく、

【三〇】笈多。律部十九、註（一六の二三）參照。

【三一】童子迦攝波（Kumāra Kāśyapa）。律部二十、註（一八の二三）參照。

【三二】苾芻尼にして己が子（男）なるには觸抱するを聽す。

【三三】苾芻尼にして他の孩子を觸抱するを制す。

の如し……」。諸苾芻聞いて緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻尼は應に[二六]穢惡の水を以て苾芻の衣服を汚すべからず。若し犯ぜんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。爾の時一長者あり大富多財なりしが、妻を娶りて未だ久しからざるに、諸の財貨を將り外に出でて興易せり。妻は好食を噉ひ妙衣裳を著しければ欲心熾盛にして、遂に一男と共に而し私通を作し、因りて卽ち娠ありき。既にして多月を經て而し是念を作さく、「我れ宜しく胎を墮すべし、若し落さゞらんには夫到るの日必らず當に我を害すべければ」。遂に卽ち胎を墮せるも情に憂念を懷くらく、「我今落し訖れるも何處に安置すべき」。時に吐羅難陀苾芻尼は乞食に因みて其舍に入り、告げて言はく、「[二七]妙相、可しく可しく鉢食を與ふべし」。答へて言はく、「聖者、可しく去るべし、食を授くるの人なく、我れ憂惱を懷けばなり」。報じて言はく、「妙相、人の亡ぜるあるべけんや」。答へて言はく、「人の亡ぜるあることなきも、然も我れ胎を墮して何處に棄てんと欲すべきかを知らざれば」。報じて言はく、「妙相、我れ若し爲に棄てんに、頗し能く常に供して鉢食を乞ふるや不や」。答へて言はく、「我れ與へん」。「我の侍者及び知事人にも亦能く與ふるや不や」。答へて言はく、「並に與へん」。卽ち大鉢を以て彼の死胎を盛り、空舍中に向ひて而し爲に棄擲せるに、時に彼舍內に先より衆多の[二八]漫行男子あり、室內に聚立して見て問うて曰はく、「禿頭釋女、何の所作をか欲せる」。答へて曰はく、「只汝等無賴の狂夫の、他婦女と通ぜるに由りて斯の過失を造し、我をして胎を棄てしめしなり」。男子聞き已るに惡罵して去れり。時に彼男子は路に諸尼に逢へるに、報じて言はく、「罪過物、汝が吐羅難陀尼は現に是の如きの棄胎の惡業を作せり」。諸尼默爾せり。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「尼にして大鉢を畜へたれば是の如きの過ありしなり。是故に諸尼は大鉢を持たざれ」。諸苾芻に告げたまはく、「吐羅難陀は非沙門行を作せり、當に知るべし、諸尼は應に此の非法の事を作すべからざるを。大鉢を持せされ。若し[二九]尼に

【二六】濺汚禁。

【二七】妙相 (sulakṣaṇa)。「よきすがたの者よ」と呼びかくる時の語なり。

【二八】漫行男子。無賴の者。

【二九】尼畜大鉢禁。

緣處は前に同じ。爾の時吐羅難陀苾芻尼は小食時に於て衣を著し鉢を持して城に入りて乞食し、次第に行いて勝鬘夫人處に至れり。夫人見已りて唱へて「善來」と言ひ、卽ち座を敷いて坐せしめて共に言議を爲せり。時に吐羅難陀尼は勝鬘に問うて曰はく、「姉妹、何の故にか髀は麁にして腰細きぞ」。答へて言はく、「聖者、何が此を問ふを須うるなる。我れ但物を以て結束して王意を悅ばせんが爲のみ」。尼曰はく、「我れ今等閑に且し問へるのみ」。答へて言はく、「聖者、我れ物を用ひて纒へり、是故に麁なるのみ」。尼曰はく、「此に由りて衆人見ん者は相愛せん」。勝鬘默爾せり。尼は住處に至りて亦此衣を著せるに、諸尼問うて曰はく、「[二三]此は非法の衣なり、豈に尼として畜ふべけんや」。諸苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此は非法の衣なり、著せんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。爾の時吐羅難陀苾芻尼は又(勝鬘)夫人の乳房の圓正なるを見て……問答せること前に同じ……夫人曰はく、「[二四]我れ覆乳房衣を著せるなり」。又夫人が承乳房衣を著せるを見、又[二五]勒腰衣を著せるを見ぬ。吐羅難陀は見て皆借問せるに、上の如くに具さに答へぬ。尼は卽ち學び作りて此衣を著用せりければ、佛言はく、「皆合はじ。著用せんには越法罪を得ん」。

第六門の第十子、頌に攝して曰はく、

「水を濆ぎて衣を汚さゞると　死胎子を持たざると　不淨を呑まざると　己子に觸れんも他に非ざるとなり」。

緣處は前に同じ。爾の時吐羅難陀苾芻尼は城に入りて乞食せるに、時に大迦攝波は城に在りて乞食し渠塹に臨みて行きければ、吐羅尼は見て便ち是念を作さく、「我れ今宜しく此愚人を治すべし」。遂に大塼を持ちて速かに傍邊に至り、遙かに塹內に擲げしに、穢惡の臭水は其衣服を汚せり。迦攝波曰はく、「汝は愆犯なけん、然り是れ阿難陀が斯の過失を作せるなり……具さに說けること上

【二三】貯髀衣を畜ふるを制す。

【二四】覆乳房衣、承乳房ヵ、勒腰衣等の裝身物受用禁。

【二五】勒腰衣。腰をゆさふる衣。

念を作さく、「若し大師を頂禮せずして城に至らんには、還須らく重ねて來るべけん」とて、卽ち佛所に詣り佛足を頂禮して一面に在りて坐せり。佛は衣服、塵土に汚されたるを見て、知りて而して故に喬答彌に問うて曰はく、「衣服何に因りてか塵土に汚されたる」。卽ち事を以て具さに白すに、時に佛は具壽阿難陀に告げて曰はく、「苾芻の所有餘長の臥具は苾芻尼に與へざりしや」。白して言さく、「與へざりし」。佛、阿難陀に告げたまはく、〔二〇〕「今より已後、苾芻受用の餘殘の臥具は應に苾芻尼に與ふべし、疑惑を致すこと勿れ」。世尊の說きたまへるが如くんば、應に苾芻尼に臥具を與ふべかりき。時に諸苾芻は臥具を分つ時皆下惡を取り、上好の者を留めて苾芻尼に與へぬ。佛言はく、「應に好者を留めて苾芻尼に與ふべからず、應に麁者を與ふべく、隨時に供給して事を闕かしむる勿れ、〔二一〕食を須ゐんにも應に與ふべし」。

緣處は前に同じ。爾の時具壽大迦攝波は小食時に於て衣を著して鉢を持して城に入りて乞食せり。時に吐羅陀苾芻尼は外よりして來り住處に入らんと欲して遇河水泛溢せるに、迦攝波の板橋上に在るを見て吐羅難陀は是の如きの念を作さく、「此の愚鈍物、今可しく之を治すべし」。速かに橋邊に往いて力を用ひて板を蹋めるに、時に迦攝波は遂に卽ち河に落ち、衣服並に鉢は水底に沈み錫杖は流に隨へり。迦攝波曰はく、「姉妹、汝に過犯なけん、乃し是れ具壽阿難陀が斯の過失を作せるなり、世尊に强請して斯類の如き惡行の女を度して、佛法內に於て出家して尼と爲しぬれば」。苾芻聞き已りて緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「苾芻尼に由りて多く過失を生ぜるなり」。告げて言はく、〔二二〕「今より已後、苾芻尼は應に苾芻と共に同橋上を行くべからず、若し行かんには越法罪を得ん」。世尊說きたまへるが如くんば、苾芻尼は苾芻と共に同橋を行くべからざりき。時に大橋あり安隱廣大なりしも、諸苾芻尼は共行を敢へてせざりき。佛言はく、「是の如き寬廣の大橋は共に行かんも過なけん」。

〔二〇〕供給臥具制。

〔二一〕本文に須食應與とあり、宋・元・明宮本には准此既合食亦同然の八字とし、此を夾註となせり。

〔二二〕同橋上共行禁。

緣處は前に同じ。具壽舍利子等は一苾芻尼の與に近圓を受け已るに、頌を說いて告げて言はく、

「[一七]汝、最勝の敎に於て　具足して尸羅を受けぬ　至心に當に奉持すべし　無障の身は得難ければ　端正者には出家し　淸淨者には圓具せよとは　實語者の說きたまへる所　正覺(者)の知しめす所なり」。

是語を說き已るに、時に苾芻尼は月期忽ちに下れり。舍利子告げて言はく、「姉妹、汝可しく起ち去るべし」。尼爲に羞恥して便ち起つを肯へてせざりければ、時に舍利子は所以を觀知して卽ち便ち起ち去りしに、諸苾芻尼曰はく、「姉妹、纔かに近圓を受けて未だ[一八]壇場を離れざるに、豈に阿遮利耶を惱亂して、起たしむるに起たざるべけんや」。答へて言はく、「姉妹、彼は是れ大人なれば我が猥屑の事を見るべからず、仁等、自ら知らずして更に我を責むべけんや。我れ爲に蹲踞して前に於て坐せるに月期忽ちに下れり、云何が起ち去りうべき」。諸尼聞き已るに苾芻に向うて說き、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「[一九]今より已後、女に近圓を與へんには蹲踞せしむる勿れ、可しく氈上に坐して、或は草座或は復小褥子の上に坐せ(しむ)べし、諸女人の身は柔軟なるに由りての故に」と。

第六門の第九子、頌に攝して曰はく、

「苾芻の餘臥具は　應に苾芻尼に與ふべきと　尼は橋板を蹋きざると　裝身物を著せざるとなり」

緣處は前に同じ。爾の時大世主喬答彌は五百苾芻尼と與に人間に遊行し、日將に暮れんと欲して逝多林に到りければ、是の如きの念を作さく、「時今已に過ぎて日旣にして將に暮れんとすれば城に入るに暇あらじ。我等宜しく共に隨時に居止すべく、天曉に至るを待ちて方に可しく城に入るべし」。卽ち寺中に於て露地に而し眠れるに、所有衣服は塵土の爲に汚されぬ。天曉に至り已るに復是

【一七】本文に汝於最勝敎、具足受尸羅、至心當奉持、無障身難得、端正者出家、淸淨者圓具、實語者所說、正覺之所知とあり。

【一八】壇場。受戒壇(upasaṃpadās māmaṇḍala) 又は受戒場 (khaṇḍa-sīmā) なり。

【一九】苾芻尼受戒時坐法。

妻曰はく、「時世飢饉にして乞求するも得難ければ辛苦して存生せり」。便ち卽ち告げて言はく、「我今多く飲食供養を得たり、若し佛聽したまはんには半を減じて相與へん」。時に苾芻尼は本處に還至し、諸尼衆に向うて具さに其事を陳べぬ。尼旣にして聞き已りて苾芻に向うて說き、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し諸苾芻にして此の如きの苾芻尼あり、時世飢饉にして乞求するも得難きには、苾芻に食あらば應に可しく相與ふべし、疑惑を致す勿れ」と。世尊の說きたまへる如くんば、「若し苾芻にして此の如きの苾芻尼あり、時世飢饉にして乞求するも得難きには、食あらんに相與へよ、疑惑を致すこと勿れ」と。苾芻は食を乞うて得已るに、便ち卽ち半を減じて苾芻尼に與へければ、恒に就りて食へり。乃し他日に於て其の苾芻尼は別處に食を得たれば而し來り就らざりしに、苾芻は念を作さく、「尼は應に餘處に食を得たれば、此が爲に來らざるなるべし。何ぞ煩はしく分を留めんや」。是を思惟し已りて便ち分を出さゞりしに、尼は明日に於て遂に來りて食を覓めければ、報じて言はく、「仁者、昨來らざりければ遂に食を出さゞりき、今食ありと雖已に[一四]殘宿惡觸を成じて受用に堪へじ」。尼は斯語を聞くや禮足して還り、尼住處に至りて具さに其事を說けり。尼は苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「今より已後、苾芻の殘觸は苾芻尼は食するを得、苾芻尼の殘は苾芻は食するを得ん」。

緣處は前に同じ。時に苾芻あり、僧衆中に於て苾芻尼に僧と同ぜざる隱屑の事を問へるに、尼は聞いて羞恥し面を俯せて住せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[一五]苾芻は應に苾芻尼に所有隱屑の事を問ふべからず。然り、苾芻尼は自ら相問ひうべけんも、苾芻にして若し問はんには越法罪を得ん」。苾芻は又[一六]同戒隱事を問へるに、彼れ復羞慚せり。佛言はく、「可しく尼をして隔てしめて方に彼尼に問ふべく、彼は其事を以て彼の隔者に告げ、隔尼は聞き已るに方に苾芻に報ぜよ、對言せざるに由りて羞慚少きが故に」と。

【一四】殘宿惡觸。殘宿食卽ち曾觸食なり。惡觸と曾觸とは意義同じ。律部十三、註（八の一六）、律部二十一、註（三七の二七）參照。

【一五】苾芻尼の隱屑事は問ふを制す。

【一六】同戒隱事。苾芻戒と共通せる婬戒類なり。若し問はん時は中介の苾芻尼を通じて問ふべきなり。

破戒・破見・破威儀・破正命者を詰問するを得ずと制したまへるも、頗し餘緣の諸苾芻尼にして〔二〕苾芻の諸過失を詰問するを得るありや不や」。〔三〕佛、鄔波離に告げたまはく、「必らず諸苾芻尼にして苾芻の前の罪類の如き所有過失を詰責することあるを得るの因緣なきなり」。

第六門の第八子、頌に攝して曰はく、

「長者、殘食を與へんに　殘觸は相避けざると　〔四〕隱屑事を問はざると　近圓の座は應に知るべしとなり」。

緣處は前に同じ。一長者あり大富多財なりしが妻を娶りて已に久しきに男女を生ぜず、後の時財物悉く皆散盡せりければ其婦に告げて曰はく、「我今年老いて財を求むる能はざれば、逝多林に往いて出家事を爲さんと欲す」。妻言はく、「聖子、君若し出家せんに我れ何にか依託せん、亦去いて出家せん」。夫言はく、「賢首、可しく共に同じく去くべし」。長者は妻と將に大世主喬答彌の處に往き、雙足を頂禮して白して言さく、「聖者、此は是れ我婦なり、善說法律の中に於てして出家を爲さんを樂へり、願はくは慈もて納受したまはんことを。我れ今亦逝多林所に往いて而し出家を求めんとす」。答へて曰はく、『善い哉、男子、夫妻して能く此勝妙の心を發し、倶に共に出家せんこと斯れ善事たり。如し世尊は說きたまへり、「出家の人は五勝利あり功德無邊にして聖の稱歎したまふ所なり。五勝利とは……前に廣說せるが如し……」と。汝今可しく去るべし、我は出家を與へん』。時に大世主喬答彌は卽ち與に落髮せるに、長者卽ち逝多林處に往き、一苾芻を求めて爲に出家を作せり。時に城中の遠近は咸く聞いて皆言はく、「長者は有福にして今出家するを得、多く勝妙の四事供養を獲たり」と。後に異時に於て城に入りて乞食せるに、妻たりし苾芻尼も亦來りて乞食せるが、時世飢饉にして乞求するも得難かりければ、遇其妻を見て問うて言はく、「仁者、若爲が存濟せる」。

〔二〕苾芻尼、苾芻を詰責するを制す。

〔三〕本文に佛告鄔波離必無因緣諸苾芻尼得有詰責苾芻如前罪類所有過失とあり。

〔四〕隱屑事。次文に照合するに猥屑之事とあれば、これ猥しき穩秘の事なり。屑は褻の同音寫なり。穩秘の事とは多く月經事なり。

應に我が略教誨を聽くべし。日出と言へるは、謂はく是れ如來世に出現せるは喩へば日出でゝ大光明を放つが如きなり。衆鳥皆鳴とは、謂はく說法人の義理を挍量するなり。農夫耕作とは、謂はく是れ諸餘の信施檀越の、我弟子に於て福智の田を營むなり。群賊皆散とは、謂はく是れ魔軍及び諸外道の悉く皆逃迸するなり。是の如く苾芻、如來大師は諸の聲聞弟子に於て、應に作すべき所の者は敎へて疾く作さしめ、哀愍して大悲心を以て利益を成就せんと欲せんが爲に、應に作すべき所の事は我已に作し訖りぬれば、汝等にして作さんには自ら可しく修行すべし。當に諠鬧を離れて獨り閑居に處し、空林中に往いて一樹下に在り、或は空室內に或は山崖に在り、或は坎窟に依り、或は草積に在り、或は露地に或は塚間或は屍林處に向ひて、[六]隨宜の臥具は輒に身を支ふるを得、是の如き等の處にて當に端心に靜慮を勤修して、放逸を爲す莫く、後時に於て情に悔恨を生ずること勿れ。此則ち是れ我が敎誡する所なり」時に諸苾芻は佛說を聞き已るに、便ち山林坎窟の中、茂林・淸沼・華果の勝處に往いて、一心に靜慮して放逸を遠離せり。諸苾芻尼も亦[七]王園近くに、[八]闇林中に於て、或は餘處に在りて隨時の供身の臥具を受用し、跏趺して坐し宴默して思惟せるに、遂に蟲ありて來りて小便處に入りければ、因りて苦惱を生ぜり。世尊は聞しめし已りて諸苾芻に告げたまはく、「諸尼は應に跏趺して坐すべからず、以ひて寂定を修せんには應に[九]半跏坐すべし」。是時諸尼は敎を奉じて作せるに、尙ほ細蟲ありて身に入りて相惱ませり。佛言はく、「應に故破衣を以て及び輭葉を以てして爲に掩蔽し、方に始めて半跏すべし、當に寂定を修すべけん」と。

緣處は前に同じ。具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「大德、若し苾芻尼にして捨戒歸俗して重ねて出家を求めんに、出家近圓を與ふるを得るや不や」。佛言はく、「鄔波離、[一〇]一たび捨戒を經んには更に出家すべからず」。

緣處は前に同じ。具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「大德、先に苾芻尼に苾芻の所有過失、所謂

【六】隨宜臥具。臥具は所住處にいへり。閑處なるには、往く所凡て隨宜の臥具たるなり。

【七】王園（Rājakārāma）。律部十九、註（一三の三〇）參照。

【八】闇林。律部二十二、註（五の三）參照。

【九】苾芻尼半跏坐制。

【一〇】一捨戒再出家禁。

具壽大迦攝波は因みて行いて彼に至りしに衆見て皆起てるも吐羅難陀は端坐して動かざりき。衆人卽ち吐羅難陀に白して曰さく、「聖者、大迦攝波は人天恭敬すれば我等は遙かに見て咸悉く驚起せるに、聖者は端然として座を移さゞるは極めて不善たり」。答へて曰はく、「彼は乃ち元是れ外道邪徒にして極愚極鈍なるが而し來りて出家せるも、我は是れ釋女にして佛に從うて出家し、博く三藏に通じて說法に善閑し、眞理に契合して問答に滯るなきに、何が彼を見て、坐より起つべきや」。時に衆聞き已るに皆悉く譏嫌し、苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「信心の長者婆羅門等は善く譏嫌を作せり、今より已後、[三]苾芻尼にして遙かに苾芻を見んには應に坐より起つべし。若し犯者あらんに越法罪を得ん」。世尊說きたまへるが如くんば、「若し苾芻を見んに坐より起つべし」と。後に異時に於て蓮華色苾芻尼は寺門の首にたて諸大衆の爲に法要を演說せるに、時に具壽阿難陀は乞食を行ぜるに因みて尼住處に至りしに、蓮華色尼は遙かに彼の來るを見て急ぎ座より起ち、阿難陀は來りて卽ち其座に坐し、問うて言はく、「姉妹、汝、大衆の爲に何の敎法をか說ける」。報じて言はく、「某經を演說せり」。時に具壽阿難陀は卽ち大衆の爲に廣く其義を說き、蓮華色尼は一心に佇立して其說法を聽けるに、阿難陀は爲に法を說くを貪りて尼をして坐せしめざりければ、久しく立ちて疲倦し、日に身を照らされ熱悶して地に倒れぬ。是時衆中の信心なき者は共に相議して曰はく、「我ら蓮華色尼は諸の染欲なしと聞けるも、今阿難陀の美貌容儀を見て遂に異念を生じ、欲火に心を燒かれて便ち卽ち地に倒れぬ」。諸苾芻は聞いて緣を以て佛に白すに、佛言はく、『汝等苾芻、諸の長者婆羅門は善く其過を說けり、今より已後、[四]若し苾芻尼にして苾芻處に於て來りて聽法せん時は、應に言ふべし、「姉妹、座に就いて坐すべし」と。苾芻若し爲に法を說いて、命じて坐せしむるを忘れんには、苾芻尼は應に白知して隨處に安坐すべし』。

緣處は前に同じ。如し世尊は說きたまへり、『汝等苾芻、[五]此譬喩に由りて能く其義を解せよ、汝等

【三】　苾芻尼、苾芻を見んに坐を起つべきを制す。

【四】　苾芻尼聽法時に於ける苾芻の作法。

【五】　此譬喩は後の第三十四卷（註三六）にも出でたり。

卷の第三十一

第六門の第七子、頌に攝して曰はく、

「尼は前に在りて行かざると　僧を見んに應に起敬すべきと　僧に白すと半伽坐と　歸俗と詰せんに緣なしとなり」

緣處は前に同じ。爾の時具壽大迦攝波は[一]鹿子母東林住處に在りき。小食時に於て衣を著し鉢を持して城に入りて乞食せるに、吐羅難陀尼も亦復乞食して遙かに大迦攝波を見て便ち是念を作さく、「我今宜しく此の愚人を治すべし」。若ち迦攝波が次第して家に至るに、吐羅難陀は卽ち先に其舍に入りて門扇の後に在りて立ち、迦攝波來るに告げて言はく、「聖者、宜しく過ぐべし、家に熟食なければ」。尊者卽ち去れり。是語を作し已りて還餘家に至り、迦攝波來るに前言に同じくして告げ、是の如く展轉して乃し多家に至りて皆斯語を聞きければ、情に怪異を生ぜり。若し阿羅漢も預かじめ觀ぜざるには事に於て知らざるなり。便ち卽ち入定して誰が我を惱ませるかを觀じて吐羅難陀苾芻尼を見たれば、告げて言はく、「姉妹、汝今愆なけん、然も是れ具壽阿難陀が斯の過失を作せるのみ。世尊に强請して是の如き等の惡行の女類をして出家近圓せしめたればなり」。諸苾芻は聞いて緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「苾芻尼に由りて多く過患あるなり、苾芻の乞食せん處に[二]苾芻尼は應に前行すべからず」。是念を作し已りて諸苾芻に告げたまはく、『迦攝波は善く其事を說けり、是故に我今諸苾芻尼に制せん、「苾芻乞食せんに尼は前行せざれ」と』。諸苾芻尼は便ち敢へて行かず、此に因りて乞求得難かりければ、苾芻に向うて說き、苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻の乞はん處は苾芻尼は應に避けて行くべし」。

緣處は前に同じ。時に吐羅難陀苾芻尼は無量百千大衆の中に在りて而し爲に法を說けり。爾の時

【一】鹿子母東林住處。本律第十卷には鹿子母舊園とせり、舊東林住處と舊園とは原語を同じくせり。律部二十五、註（一〇の六〇）及び律部二十、註（三三の一五）參照。

【二】苾芻尼。苾芻乞處に前行するを制す。

を求むべきなり」と。汝等應に可しく斯利益を觀じ、殷重心を以て諸の俗網を捨てゝ大功德を求むべし。汝等姉妹、當に我が先世に於ける習欲の時の所有過患を聞かんと欲すとやせん、今生に於ける習欲の苦惱を(聞かんと欲すとや)爲ん』。諸尼答へて曰はく、「且らく先世を止めて、願はくは今生を說かんことを」。時に瘦瞿答彌は卽ち宣說すらく、「……一たび生まれしより來、父母を喪失し夫主兒子も死亡し、幷に子の肉を食ひ、生きながら墓中に入り、顚狂迷亂せる(等)次第して爲に說けり……」。諸尼は聞き已るに悉く皆愁怖して身毛驚き竪ち、便ち心を用ひて聽かんとて瘦瞿答彌の面を視れり。時に瞿答彌は其根性を觀じて機に隨うて法を說き、四聖諦に於て彼をして開悟せしめ、彼等は法を聞いて預流果を獲……廣く前に說けるが如し……旣にして果を得已るに瘦瞿答彌に白さく、「幾く將に我を失して吐羅難陀のために欲泥中に陷りて永く生死に沈まんとせり」。瘦瞿答彌問うて曰はく、「彼れ何事をか作せる」。卽ち具さに陳ぶること上の如くせるに、報じて曰はく、「姉妹、欲の如何なるかを知りつゝ、彼れ惡行を爲して佛法を損壞せんとは」。少欲の諸尼は共に嫌恥を生ずらく、「云何が苾芻尼にして他をして學を捨てゝ俗と交通せしめんとはする」。時に苾芻尼は諸苾芻に白し、苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、[四〇]「苾芻尼は應に他に教へて其學處を捨てしめ、勸めて俗に歸せしむべからず。若し相勸めんに吐羅底也罪を得ん」。

[四一]緣處は前に同じ。爾の時一苾芻尼あり苾芻を訶罵せるに、苾芻は羞恥して便ち卽ち默然せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻尼は應に苾芻を訶罵すべからず、若し犯さんには越法罪を得ん。尼にして苾芻を訶罵するを得ざるが如く、是の如く亦復應に苾芻尼及び正學女・求寂男・求寂女を訶罵すべからず。是の如く下の三衆も、各低頭して應に五衆を訶罵すべからず、(若し犯ぜんには)皆越法罪を得ん」と。[四二]

【四〇】捨戒し還俗せんを勸むるを制す。

【四一】第六門第六子攝頌の第三第四の兩句に相應す。

【四二】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

「姊妹、更に何が爲んと欲せる、汝等少年なれば可しく學處を捨つべし、宜しく商人の少年男子にして多く財ある者を覓めて共に交通を作すべし、煩惱欲心は自然に止息せん。我若し少年ならんには、汝と共に同じく去らんに」。諸尼聞き已るに禮足して還り、遂に更に共に議るらく、「諸姊妹等、聖者吐羅難陀は是の如きの語を作せり、我等云何が安處を爲さんと欲すべき」。或は說いて言へるあり、「吐羅難陀の所言は極善なり、我等宜しく行りて其事を求覓すべし」。或は說いて言へるあり、「諸姊妹、女人は佛の善說法中に於て出家を得んこと甚だ遇ひ難しと爲せば、宜しく往いて聖者瘦瞿答彌に問ふべし」。咸云はく、「爾るべし」とて、即ち共に彼に詣り、雙足を頂禮して白して言さく、「聖者、欲心煩惱は實に禁制し難くして常に女人を惱ませり、我等云何がしてか方便して能く止むべき」。報じて言はく、『諸妹、欲名を道ふこと勿れ、何を以ての故に、其味甚だ少くして過患極めて多ければなり。世尊說きたまへるが如し、「諸の有智人は[三八]婬欲處に於て五失あるが故に應に爲すべからずと知れり。云何をか五と爲す。一には欲は味少くして過多く、常に衆苦ありと觀ず、二には行欲の時常に纒縛せらる、三には行欲の人は永く厭足なし、四には行欲の人は惡として造らさるなし、五には諸の欲境に於て諸佛世尊及び聲聞衆幷に諸の勝人にして正見を得ん者は、無量の門を以て欲の過失を說けり。是故に智者は應に欲を習ふべからじ。又復智人は[三九]出家せんには五勝利ありと知るなり。云何をか五と爲す。一には出家の功德は是れ我が自利にして他有に共ぜず、是故に智者は應に出家を求むべきなり。二には自ら知るらく、我は是れ卑下の人にして他に驅使せらる、既にして出家せん後は人の供養禮拜稱讚を受けんと。是故に智者は應に出家を求むべきなり。三には此より命終して當に天上に生じて三惡道を離るべけん、是故に智者は應に出家を求むべきなり。四に俗を捨つるに由りての故に生死を出離して當に安隱無上の涅槃を得べけん。是故に智者は應に出家を求むべきなり。五には常に諸佛及び聲聞衆・諸の勝上人の爲に讚嘆せられん。是故に應に出家

【三八】婬欲五過。

【三九】出家五利。

及び子は並に皆至らざりしに、時に阿羅漢は其の來らざるを怪しみ、即ち往いて告げて曰はく、「日時將に至らんとせるに何の故にか行かざる、衆僧をして悉く皆闕食せしめんと欲してなりや」。是語を聞き已るに悉く瞋恚を生じ、父母親識聞き已るに呪言すらく、「彼人、事(じ)なきに共に相苦切せり、何の故にか霹靂に遭うて死なざりし」。夫は是語を作さく、「[三三]此に路に在りて來りしに何が毒蛇のために螫されて死なざりし」。一子復言はく、「何ぞ水に溺れて死なざりし」。一子又言はく、「何ぞ野干に殺されざりし」と。汝等苾芻、餘念を生ずる勿れ、往時の淨人とは豈に異人ならんや、即ち夫妻是にして、彼父母等即ち霹靂にて死にたる者是なり、彼時の夫とは即ち蛇に螫されて死にたる者是なり、彼時の二子とは即ち水に溺れて死にたると、及び野干に害されたる者是なりしなり。此等は皆過去に羅漢處に於て、毒害心を以て麁惡語を出せるに由りて皆斯報を受けしなり。汝等苾芻、是因緣に由りて我常に宣說せり、「黑業には黑報を得、白業には白報を得、雜業には雜報を得ん」と。汝等應に當に白業を勤修して黑雜業を離るべし』。時に諸苾芻は佛の所說を聞いて皆大歡喜して信受奉行し、佛足を頂禮して奉辭して去りぬ。

[三四]緣處は前に同じ。爾の時愚癡の[三五]惡生の(ために)釋子は辜(つみ)なきに咸く誅戮せられ、釋女の尊親兄弟姉妹及(および)以夫主は悉く皆喪滅せりければ、各憂苦を懷きて佛所說の善法律中に於て來りて出家を求めぬ。出家を得已るに、譬へば鈴響の如くに、憂想漸く除けるも、後に欲纒の爲に煩惱還盛にして禁止する能はざりき。世尊の說きたまへるが如し、[三六]大黑毒蛇に五過失あり、云何が五と爲す、一には多瞋、二には結恨、三には怨讎、四には無恩、五には惡毒なり。女人も亦[三七]爾り、瞋・恨・多讎・無恩・惡毒にして、女人の毒とは謂はく一類ありて多欲染心なるなり」と。時に諸釋女苾芻尼は共に集まりて議論し、吐羅難陀苾芻尼所に往いて、到り已るに頂禮して一邊に而し坐して白して言さく、「聖者、欲心煩惱は實に禁制し難くして常に女人を惱ませり、云何がしてか能く止むべき」。報じて言はく、

【三三】本文に此在路來何不被毒蛇螫死とあり。

【三四】以下、第六門第六子攝頌の第二句、出家有五利に相當す。

【三五】惡生。律部二十五、註(七の三一)參照。

【三六】毒蛇五過失。

【三七】女人五過失。

出家して尼と爲り、乃し命終に至るまで梵行を修治して證護する所なかりしも、一尼に依止して鄔波駄耶と爲せるに、彼佛の法中にて持律第一たりければ、彼佛世尊も亦授記を與へたまへり。瘦瞿答彌は臨終に發願すらく、『我れ迦攝波如來無上等覺の教法の中に於て、形壽を盡くすに至るまで梵行を修治せる所有善根もて、迦攝波佛が摩納婆に「當來の世、人(壽)百歲の時、正覺を成ずるを得て釋迦牟尼と名けん」と授(記)したまへるが如く、我れ願はくは彼如來の法中に於てして出家するを得て諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證し、迦攝波佛が我が鄔波駄耶を諸尼中に於て持律第一なりと說きたまへるが如く、我も亦是の如くに持律第一たりとの佛記を蒙らんことを」と』。[三〇]時に諸苾芻は復佛に白して言さく、「大德、彼が父母は先に何の業を作してか咸く霹靂に遭へる。夫は何の罪を造りてか毒蛇に螫されたる。二子は何の愆にてか、一は野干に損害せられ、一は爲に水に溺れて亡せたるなる」。佛、苾芻に告げたまはく、「各自ら作せる業の皆悉く成熟せるなり……廣く前に說けるが如し……汝等苾芻、當に一心に聽くべし」。『此の賢劫中、人壽二萬歲の時迦攝波如來應正等覺あり、十號具足して世に出現し、婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在しき。爾の時此城中に於て一長者ありて大富多財なりき。城を去ること遠からざるに河の彼岸に於て一住處を造りしに、諸方の僧來りて咸く此に住まれり。長者は財を以て村人に付與して其をして興易せしめしに、時に一人あり三度財を將りて並に皆散失せりければ長者喚問すらく、「汝、智慧なきなり、三度、財を將りて並に皆散失せんとは。若し我に還さゞらんに、汝に歸るを放さじ」。答へて言はく、「長者、更に一度を容せ、財を將つて興易すれば。若し總還せざらんには、夫妻と二子とは沒して奴婢と爲せ」。遂に明契を作しければ長者は財を與へしに、復還散失せり。長者即ち便ち其夫妻及び二子を收へて寺の[三一]淨人に充て、城に在りて居止して每日河を渡り寺に向うて供給せ(しめ)、身は常に飯を煮、妻及び二子は諸味を雜營せり。時に羅漢苾芻にして[三二]僧の撿挍を知れるあり、時に天雨に逢ひ河水泛溢せりければ、夫妻

【三〇】瘦瞿答彌父母父子前生因緣譚。

【三一】淨人。律部八、註(五の九五)、同註(六の二〇三)園民の下參照。

【三二】知僧撿挍。知事人なり。

妻に語げて曰はく、「小妹、此兒は汝に與ふれば共に養育を作し、俱に已が子と爲して情に間然する勿れ」。彼言はく、「善事たり」。遂に恩養を共にせるに、未だ多時を經ざるに遂に惡意を生じて是の如きの念を作さく、「此は我子に非ざれば豈に我れ家を繼がんや、若し長成せん日には母は夫人と作り子は曹主と爲りて我をば婢使に充てんこと、此必らず疑なけん、何如が怨を養ふを用ひん、宜しく當に早殺すべし」。既にして惡念を生じては、火に薪を益へんに其焰轉熾なるが如く、毒惡心を懷けるにも亦復是の如くにして、遂に竹籤を以て兒が喉內を刺し、子は楚痛を患ひて極苦號啼せり。後母に問うて曰はく、「何の意にてか孩子悲啼せる」。答へて言はく、「知らじ」。母卽ち抱持して哀憐撫拍せるも、子は苦楚を懷けば啼泣すること更に增せり。卽ち便ち蝋を以て彼が口中に置れんとして方に竹籤を見ければ、驚忙して抜き出せるに其兒は此に因りて便ち卽ち命終せり。母は痛切を懷きて悲啼號哭し胷を槌ちて叫喚せりければ、親隣來り集ひて其所以を問へるに、答へて言はく、「我兒は後母嫉妬して竹もて其口に籤し、苦楚して命終せり」。親隣聞き已るに悉く皆驚集して問うて言はく、「何の意にてか啼涙交流すなる」。具さに事を以て答へしに、遠近の隣伍諸人咸く萃まりて共に後母を瞋りて告げて言はく、「小兒過なきに何に因りてか苦殺せる」。彼既にして聞き已るに胷を槌ちて誓を作さく、「我若し嫉心もて此兒を殺したらんには、當に夫主をして毒蛇に螫されて死に、一子は野干に害され、一子は水に溺れて亡せ、父母親知は咸く霹靂に遭ひ、我は子肉を食ひ、心亂癲狂しては赤體にして遊行して覺知する所なからしむべけん」と。汝等苾芻、意に於て云何。其の長者が後妻とは豈に異人ならんや、此の瘦瞿答彌尼是れなりしなり。彼れ往昔に極毒害心もて他の兒子を殺し、重ねて言誓を爲せるに由りて、此業に由りての故に夫は蛇に螫され、一子は野干に害され、一子は水に溺れて亡せ、父母親知は咸く霹靂に遭ひ、自ら子肉をも食ひ、心亂癲狂しては露形にして去りて覺知する所なかりしなり。又諸苾芻、乃往に迦攝波佛の時、[二九]此の瘦瞿答彌は彼佛法に於て

【二九】　瘦瞿答彌前生因緣譚の二。

くらく、「我れ多財あるも了に繼嗣なければ、身亡ぜん後は並に入れて官に收へられん」。婦問ふらく、「何の憂ぞや」。夫、事を以て答へしに、婦は是念を作さく、「我今未だ知らず、子息を生ぜざるは[二五]夫の薄業に由りてなるか我に福なきに(由りて)なるかを。豈に夫主は我に於て情に異念を生じ、更に餘妻を覓めんとて親に我前に對ひて頰を掌へて住せるには非ざらんや……廣く愁詞を說き…[二六]…我宜しく自ら行りて他遣を勞せざるべし」。其夫に告げて曰はく、「我に惡業ありて男女を懷まざるなれば、可しく更に婦を覓むべし、男女當に生ずべければ」。報じて言はく、『賢首、汝豈に聞かざらんや、「家に二婦あらんに冷水を將りて麨を飮まんと欲せんにも由なし」と。其宅中に於ては常に鬪諍を爲し共に相惱亂して停歇あることなけん』。妻、嬌情を作して報じて言はく、「聖子、宜しく娶り來るべし。彼若し年顏にして妹と同じからんには、我便ち彼に於て妹の如くに之を看ん、女と相似せんには女の如くに瞻養せん」。夫此語を聞くや遂に更に妻を求めぬ。異聚落に於て一長者ありて妻は一女を生み、復二子ありき。女旣にして長大せるに父母並に亡ぜり。其人遂に[二七]二弟處に來至して姉を妻と爲さんことを求めしに、彼便ち見に與へければ、大禮儀を作して共に相婚媾せり。人皆法爾として新を得ては舊を忘るれば、前妻を念ぜざりき。舊婦の腹中に先に惡病ありて男女を生まざりしも、夫の棄擲せるを見ては極めて嫉妬を生じ、因りて卽ち病差えて、便ち卽ち娠ありき。夫主に報じて曰はく、「我今娠あり、君當に喜慶すべし」。夫曰はく、「賢首、汝若し子を生まんに我れ世を沒せん後は繼嗣と爲すを得て自ら家主と作れ」。婦曰はく、「[二八]誠に所說の如くせんも、君が後妻にして若し我に藥して墮胎せ(しめ)ざらんには必らず斯理あらん」。夫曰はく、『賢首、我れ先に汝に語げぬ、「家に兩婦あらんに定んで相惱亂せん」と。汝今事なきに早くも斯言を發さんとは』。婦便ち默爾せり。月滿ちて兒を生みしに、母便ち念曰すらく、「此子幸に天緣を蒙けて生ずるを得たるも、必らず後妻のために損害せらるれば、我今彼に付して養うて兒と爲さしめん」。是念を作し已るに後

【二五】本文に我今未知由夫薄業我無福耶不生子息豈非夫主於我情生異念更覓餘妻親對我前掌頰而住……とあり。譯文少しく轉置せり。

【二六】本文に我宜自行不勞他遣とあり。他が逐ひ出すを待たずして自ら先んじて出で去るなり。

【二七】二弟處。宋・元・明・宮本には第二處とせるも、今改めず。

【二八】本文に誠如所說君之後妻若不藥我墮胎必有斯理とあり。藥の字、効と同音、致(イタス)の義なり。

趣輪を破して阿羅漢果を證得し、三明六通して八解脱を具し、如實に我生は已に盡き梵行已に立し所作已に辦じて後有を受けじと知るを得、心に障礙なきこと手もて空を撝ふが如く、刀割と香塗とに愛憎を起さず、金と土とを觀ずるにも等しくして異あることなく、諸の名利に於て棄捨せざるなかりければ、釋梵諸天は悉く皆恭敬せりき。

爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、「我が弟子苾芻尼中に於て[二二]瘦瞿答彌は持律第一たり」と。是の時諸尼は佛記を聞き已るに、諸尼衆あり瘦瞿答彌の(所)に詣りて其說法を聽かんとせり。時に瞿答彌は諸尼をして厭離を生ぜしめんと欲しての故に、卽ち便ち爲に本業因緣を說けり。諸尼は聞き已るに便ち苾芻に向ひて廣く其事を說けり。後に異時に於て瘦瞿答彌は來りて佛足を禮せるに、諸苾芻は見て共相に耳語して彼が業緣を說けるも、時に瘦瞿答彌は佛足を禮し已るに奉辭して去れり。爾の時世尊は知りて而して故に阿難陀に問うて曰はく、「是諸苾芻の共相に耳語せるは何の事を說けりと爲すや」。時に阿難陀は緣を以て佛に白すに、佛、阿難陀に告げたまはく、「衆生の業報は思議すべきこと難し、[二三]心に由りて一切世間を造作し、皆業に因りて生じ業に依りて住す、凡そ自ら作せる業は當に其報を受くべきなり」。時に諸苾芻は咸く皆疑ありければ、世尊に請じて曰さく、「大德世尊、[二四]此の瘦瞿答彌は先に何の業を作したれば、夫は蛇に螫されて死に、一子は野干に害され、一子は水に溺れて亡せ、父母親知は咸く霹靂に遭ひ、自ら子肉を食ひ、心亂顚狂して漸々に遊行しては、佛所に來詣し、善法律中にて出家近圓しては諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證し、佛の授記を蒙りて尼衆中に於て持律第一と爲したまひたる」。佛言はく、「汝等苾芻、當に知るべし、此尼は先に作せる業に由り、果報熟せん時皆須らく自らに受くべく、外の四大等には非ざるなり……乃至、頌を說けること廣く餘處の如くなり……汝等苾芻、當に一心に聽くべし」、『往古昔時に一聚落に於て長者の住せるあり、大富多財なりしが妻を娶りて久しきを經たるも兒息なかりければ、心に憂惱を懷

【二二】瘦瞿答彌の持律第一。

【二三】由心造作。本文に衆生業報難可思議由心造作一切世間皆因業生依業而住…とあり。こゝに由心造作の語あるは注意すべし。

【二四】瘦瞿答彌前生因緣譚の一。

五道を超越し、六根具足して六度圓滿し、七財普く施して七覺の花を開き、八難を離れて八正路を樂しみ、永く九結を斷じて九定に明閑に、十力を滿足して名は十方に聞え、諸の自在に於て最も殊勝たり、法無畏を得て魔怨を降伏し、大雷音を震ひて師子吼を作し、晝夜六時に常に佛眼を以て諸の世間を觀じたまへり、「誰か增し誰か減じ、誰か苦厄に遭ひ誰か惡趣に向ひ、誰か欲泥に陷り誰か能く化を受け、何の方便を作さんに拔濟して出さしめんか」と。(かくて)聖財なき者は聖財を得せしめ、[一九]智安膳那を以て無明の膜を破し、善根なき者には善根を種ゑしめ、善根ある者には增長を得せしめ、人天の路を闢けて安隱無礙に涅槃城に趣か(しめ)たまへり。頌ありて言へるが如し、

「假使、大海の潮に　或は期限を失せんとも　佛が所化の者に於て　濟度せんには時を過ちたまはじ。　佛は諸の有情に於て　慈悲もて捨離したまはず　其苦難を思濟せんこと　母牛の犢に隨へるが如くなり」。

[二〇]爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、「汝、衆外に向ひて、上衣を以て商主の婦、瘦瞿答彌に授與し、其をして披著せしめて將ゐ來りて法を聽かしむべし」。時に具壽阿難陀は佛の敎を奉じ已るに、卽ち行いて彼に詣り、衣を捨して之に覆ひ、將ゐて佛所に至り雙足を禮し已りて退いて一面に坐せるに、如來大師は彼が根性を觀はして機に隨うて法を說き、四諦の理に於て其をして解悟せしめたまひしに、智金剛の杵を以て[二一]二十種有身見の山を摧きて預流果を獲たりき。旣にして果を得已るに便ち座より起ち、合掌して佛に向ひて未曾有なりと歎じ、白して言さく、「世尊、唯願はくは慈悲もて我に佛法律に於て俗を捨てゝ出家し、苾芻尼を成じて而し梵行を修するを許したまはんことを」。世尊知しめし已りて大世主に付與したまへるに、彼旣にして得已るに卽ち出家せしめ、丼に近圓を授け、敎へて毘奈耶を讀ましめて如法に敎誨せるに、彼卽ち策勤して一心に倦むことなかりければ、五趣に輪轉して停まらざると諸行無常にして畢に磨滅に歸するを觀知し、三界の惑を斷じ五

【一九】智安膳那。律部十九、註(九の一五)參照。

【二〇】瘦瞿答彌の出家得證。

【二一】二十種有身見。有身見は satkāyadṛṣṭi (薩迦耶見)の譯、律部十九(註、九の五八)及び律部二十、註(一八の一〇)二十身見の下參照。

はく我れ先に夫ありしに毒蛇に螫れて死に、一子新に生まれしには野干に害され、一子は兩歳なりしも水に溺れて亡じ、父母親知は咸く霹靂に遭ひぬれば、我に依託なく、隨處に遊行して且らく商人に寄ねて以て活命せり」。商主念曰すらく、「此女の容儀は卒かに求めんも得難し」。即ち便ち納受して以て己が妻と爲せり。忽ち中路に於て狂賊は營を破り、財物並に將り、夫身は殺されしに、賊帥は女の儀容の愛すべきを見て、給するに衣食を以てし遂に納れて妻と爲せり。後に北方國主のために其賊帥を誅せられ、遂に此女を將りて大夫人と爲せるに、未だ多時を經ざるに王便ち崩背せり。時に臣佐は大禮儀を作し、其國法に準じて人を以て[一七]殉死せ(しめ)ければ、王及び妃后は瘞りて陵中に入れしに、賊に陵を破られ孔を巳穴に穿てり。瘦瞿答彌は墓中に在りしに、土塵鼻に入り即ち便ち嗟噴せりければ、群賊は聲を聞いて悉く皆驚怖し、[一八]起屍鬼なりと謂ひて四散し奔馳せり。時に瘦瞿答彌は墓の開明せるを見て方に孔より出で、既にして外に出で已るに四顧茫然とし憂惱百端して生を求めんに路なく、加ふるに飢渴を以て內は身心に迫り、因りて即ち癲狂して先後を記せず、遍體泥に塗れ手足皴裂し、露形にして去いて漸々に孤行し、途萬里を經て室羅伐に至れり。世尊說きたまへるが如し、「衆生の業報は思議すべきこと難し、先に作せる所の業は悉く皆自に受け、惡緣斯に盡きて善果方に生ず」と。次いで復前行して逝多林所に至れり。爾の時世尊は大衆に圍遶せられて爲に妙法を說きたまへるに、彼遙かに佛の三十二相八十種好もて周遍して身を嚴りて世間に匹なく、圓明は赫奕として日の千光に超え、寶山王の、觀ん者倦くを忘るゝが如きを見まつりて、女極めて瞻仰して遂に本心を得、己が形容を覩て深く羞恥を生じ、即ち便ち地に坐して敢へて遊行せざりき。一切時に於て如來大師は知見せざるなく、恒に大悲を起して一切を饒益し、救護の中に於て最も第一たり最も雄猛たり二言あることなく、定慧に依りて住し三明を顯發し、三學を善修して三業を善調し、四瀑流を渡りて四神足に安んじ、長夜中に於て四攝行を修し、五蓋を捨除し五支を遠離して

【一七】殉死。本文には于時臣佐大禮儀準其國法以人殉死王及妃后薨入陵中被賊破陵穿孔巳穴瘦瞿曇彌在於墓中土塵入鼻即便嗟噴……とあり。巳孔巳穴の四字難解なり。巳穴をヘビの穴とせばミケツと讀むべく、巳穴即ち巳に掘れる穴と解すればイケツと讀むべきなり。今殉死人を葬らん爲に掘れる穴に外部より通ずる孔を穿てる意に解して巳穴(イケツ)と讀めり。

【一八】起屍鬼。一般に召鬼呪(Vetāla-manta)によりて屍を起さしむる時の鬼類。律部八、註(四の七六)毘陀羅呪の下參照。

楚毒を加へざりしに、妻は慢意を生じて並に尋常ならざりければ、織師覺り已りて恨を懷いて住せり。後に諸織師は共に聚集を爲せるに、酒醉して家に還り門を扣いて喚べり。其時、婦は產期に屬して門を閉ぢて坐し、叫喚を聞くと雖出で看ふに由なかりければ、織師は性惡にして復酒醉を加へ、恨を懷きて心に在き更に忿怒を增せり。婦は子を生み畢りて方に與に門を開き、夫主に告げて曰はく、「我已に兒を生めり、君宜しく喜慶すべし」。夫斯語を聞くや毒を懷いて心に在き、便ち是念を作さく、「娠ありし時已に我を慢り、今旣にして子を生みては更に高心を長ぜり。若し之を殺さゞらんに必らず讎隙たらん」。卽ち妻に報じて曰はく、「汝速かに釜を然き油を以て中に置れよ」。油沸き已るを見て其婦に告げて曰はく、「汝可しく兒を以へて釜內に投ずべし」。妻曰はく、「此は是れ君が兒にして新に生じて識るなきに、何の失ありてか而し之を殺さんと欲せる、是れ可ならじ」。卽ち麁杖を以て其脊上を打てるに、世間の憐愛は自身に過ぐるなければ、苦を受くるに能へずして遂に卽ち兒を擧げて油釜內に投ぜり。夫は熟し已るを見て報じて云はく、「汝今可しく此肉を食ふべし」。答へて曰はく、「我れ如何が自ら子肉を餐はんと欲せんや」。夫遂に常に倍して苦楚して逼害せりければ、忍苦已らざるに其肉を餐へり。世尊說きたまへるが如し、

「染欲は是れ小過なり　愚者も亦能く除かん　瞋・癡は是れ大殃なり　智者當に速かに離るべし」。

時に織師は遂に悔恨を生じて坐臥安からざること火もて心を燒くが如く、極めて憂惱を懷き煩怨して睡著せりければ、妻は是念を作さく、「其人、子を殺し、我をして肉を食はしめたること、人中の藥叉なり、可しく逃避すべきなり」。卽ち道粮を持して城外に走げ出でぬ。時に北方商人あり本國に還らんと欲しければ、便ち共に伴と爲りて隨時に活命せるに、彼の大商主は此女人の容儀端正なるを見て便ち愛念を生じ、問うて言はく、「少女、汝誰にか屬せる、何の所適をか欲せる」。報じて曰

すなれば」。

是頌を說き已るに卽ち奴と別れ、意に隨せて東西に唯獨一身もて一聚落に至りて遇一家に到りしに、老母あり[一六]劫貝線を撚れるを見たれば、權し寄せて停止せるに、母遂に相容れければ便ち母邊に到り其と共に線を撚れり。一織師少年あり時に母處に來りて劫貝線を買へり。母は異時に於て便ち組縷を持して少年處に往けるに、彼れ問ふらく、「阿母、昔日の縷は麁かりしに、今何ぞ細妙なる」。母曰はく、「此れ我が作せるには非じ」。問ふ、「是れ誰が爲せる」。答ふ、「客人あり、彼れ能く妙作せり」。報じて言はく、「阿母、我は獨一の身にして更に兼手なし、何ぞ與へられざる、我れ衣食を以て相供せんに」。答へて言はく、「我れ歸りて彼に問ひ、意を知りて報じ來らん」。卽ち貴價もて縷を取り、好飲食を設け、香花もて莊飾して母をして還歸せしめぬ。瘦瞿答彌見て問うて曰はく、「阿母、何處に線を賣りて錢を得、身には香花もて彩れる」。答へて言はく、「少女、直に貴價もて錢を得たるのみに非じ、身には花彩を服し更に乃し美食を飽餐して歡喜して歸來せり」。女曰はく、「我れ常ならざるを怪しみて此が爲に相問へるなり」。卽ち女の前に於て織師の好を說き、復言さく、「少女、彼の織師は未だ妻室あらじ、汝能く共活せんに衣食相供せん」。答へて言はく、「阿母、斯語を說く勿れ、我れ家室に於て深く厭患を生じぬれば、隨宜に活命せんに更に餘をば求めじ」。母曰はく、「女人は依なからんに理として存濟し難し、宜しく處行を覓めて以て自ら身を安んぜよ」。遂に百種に因緣を說いて其をして改嫁せしめしに、女便ち心變じて彼が所求に從へり。織師旣にして知りて禮を以て迎へ去れり。時に彼織師は性多く毒害にして、罪過なしと雖常に杖楚を行じければ、其女卽ち往いて老母に告げて曰はく、「何の意にてか我を將つて藥叉に付與せる、常に苦楚を受けたり、何が計せんかを知らんや」。報じて言はく、「少女、汝憂を懷くこと勿れ、若し男女あらんに自ら相憐愛し、家產資財は並に皆汝に屬せん」。其女未だ久しからざるに便ち卽ち娠ありき。其夫知り已りて

【一六】劫貝線。劫貝樹（karpāsa）の綿より撚れる絲。

りければ、後に手を以て觸れて方に命終せるを知り、號哭して胷を槌ち痛惱して憂塞せり。時に强賊あり其牛を盜み去りて唯空車のみありければ重ねて悲咽を增し、四向顧望せるも復人を見ざりければ二兒を携抱して本所に却還せんとし、行いて中路に至るに大風雨に遇ひ、河水泛漲して求め進まんに由なかりき。卽ち是念を作さく、「若し二子を將ゐて一時に渡らんには、我と子とは俱に並に存せざらん」。遂に大子を留めて小兒を懷抱し、旣にして河を渡るを得て岸上に置き、廻りて大兒を取らんとて浮いて中流に至りしに、野干あり來りて遂に小子を銜へ、子啼いて聲を作しければ母は遙かに叫喚せるに、大子は意に其母相喚べりと謂ひて身を擲げて水に入り、因りて卽ち命終せり。母は急ぎ岸に上りて彼野干を趁ひ、遂に其兒を得て看已るに命過せりければ、遂に便ち號哭して彼を河中に棄てぬ。復大男の流に隨うて去れるを見て情に猶ほ活けりと謂ひ、卽ち水に入り浮びて之を觀るに死にたるを知りて痛切悲啼し、速かに便ち岸に上りては夫兒離背しぬれば獨り曠野を行き、唯一衣を著し號慟して去り胷を椎ち懊惱して自ら裁つ能はず、時には行き時には坐して地に宛轉せり。（世尊は說きたまへり）、「是故に苾芻、當に知るべし、先業の果報熟せん時は、必らず須らく身に受くべく、逃避すべきなし」と。爾の時に當りて家に在りし父母幷に諸親屬は、俱に霹靂に遭ひて咸悉く命終し、唯一奴ありて餘命を存するを得たるが、悲號啼哭して急ぎ走せて而し來れり。女見て之に問ふらく、「汝何ぞ行くこと急なる」。彼便ち地に倒れ悲叫して言はく、「所有家親は咸く霹靂に遭ひ、唯我が一身のみ餘命を全ふするを得たれば」と。女聞いて號叫して悲みに自ら勝へざりき。伽他を說いて曰はく、

「我れ先世の中に於て　曾て何の惡業を作してか　夫兒及び父母　眷屬は一時に終れるなる。

我は是れ薄福の人　獨り行いて隨處に去り　親族皆零落せり　何の面にてか生くるを求めんと欲すべき　寧ろ山藪曠野の　無人の處に在らんとも　家宅に於て住せざらん　憂愁日夜に增

肉を食へり。肉を食ふこと足り已るに、復一箸を將りて糞を揩りて縮めしに故の如くにして異りなかりき。遊方見已りて箸を取りて歸り、遂に五百金錢を將つて婬女舍に往き、報じて言はく、「賢首、往には錢なかりしを以て我を縛して舁き出せるも、今錢物あれば可しく共に同歡すべし」。女は錢あるを見て遂に便ち共に聚へり。是時遊方は既にして其便を得たれば、卽ち一箸を將つて彼が鼻梁を揩りしに、其鼻遂に出で、長さ十尋許なりき。時に家驚怖して諸醫を總べて命びて其をして救療せしめたるも、遂に一人の能く舊に依らしむるなく、醫は皆棄て去りぬ。女、醫の去るを見て更に益驚惶し、遊方に報じて曰はく、「聖子、慈悲もて幸に舊過を忘れ相負けるを念ずる勿くして、我が爲に之を治せんことを」。遊方答へて曰はく、「先に當に誓を立つべし、我れ汝が爲に治せん。先に奪へる我財は並に相還さんには、我當に爲に療すべけん」。答へて言はく、「若し差えしめんには倍して更に相還さんこと、衆に對して明言すれば敢へて相欺負せんや」。卽ち一箸を取りて彼が鼻梁を揩りしに、平復して故の如くなりければ、女は所得の物は並に出して相還せり。物を得て家に歸り、廣く婚會を爲し、宗族を命び聚めて婦を娶りて親を成ぜり。時に瞿答摩には城外に宅ありければ、女夫に報じて曰はく、「汝可しく婦を將ゐて彼に詣りて停居すべし、彼に村坊あれば悉く皆汝に給せん」。既にして彼に至り已りて安樂に而し住せるに、未だ多日を經ざるに婦卽ち娠あり、生時至らんとして其夫に報じて曰はく、「我れ家に歸り母をして看養せしめんと欲す」。答へて言はく、「意に隨さん」。既にして舍に到り已りて便ち卽ち男を生み、遂に此子と將に還りて舊居に向へり。未だ多時を經ざるに復娠體あり、生日に至らんとして復更に前に同じく母處に還らんを求めぬ。卽ち一子を將ゐて夫と共に車に乘ぜるに、遂に路中に於て夫乃ち車を下り、一樹下に詣りて身を縱ちて睡りしに、毒蛇來り螫して此に因りて命終せり。婦は車中に在りて便ち一子を誕み、生まれ已るに車を下りて便ち樹邊に至り、夫主に報じて曰はく、「我已に兒を生みぬ、君宜しく慶喜すべし」。大喚せるも語らざ

身の處を覓めぬ。時に瞿答摩長者は更に新舍を造りて多く作人を雇ひければ、鄙中に往いて隨處に求覓せしめしに、長者子を喚び來れり。時に瞿答摩は彼が容儀の極めて羸弱たるを見て、使者に告げて曰はく、「我れ此人を觀ずるに未だ曾て作さゞるに似たれば、更に餘人を覓めよ」。彼れ語を聞ける時重ねて憂惱を加へ、悲淚交流して長者の面を觀ぜるに、長者便ち怪しみ問うて言はく、「汝は誰が家の子にして何處よりして來り、名字は何等なる」。彼即ち哽咽し聲嘶れて答へて言はく、「阿父、當に知るべし、我は是れ北方得叉邑の人、名は遊方と曰へり。我れ天緣を以て此に來至せるも、我今何所に趣向せんかを知らず、今苦難に遭ひて死活期し難し」。時に瞿答摩は語の悲哀なるを見て情に愍念を生じ、問うて曰はく、「汝、得叉城人の名稱長者を識れりや不や」。答へて言はく、「阿父、我は薄福の人なるも彼は即ち是れ父なり」。時に瞿答摩は父を說くを聞き已りて是れ舊親なるを知り、更に慈愛を鍾ねて美言もて告げて曰はく、「汝可しく畏るゝなく悲慘を生ずること勿れ、當に女が夫と作るべし、是れ汝が舍宅たり」。既にして安慰を蒙けて遂に愁懷を息めしに、長者即ち便ち賜ふに衣服嚴身の物を以てし、澡浴・塗香・飮食・房舍の凡そ是所須は皆乏くるなからしめ、復婦に告げて曰はく、「汝可しく女の爲に備さに瓔珞莊飾の具を辦ふべし、女夫既に至りぬれば當に婚姻を作すべけん」。遂に宗親を對べて遊方に告げて曰はく、「今是れ吉辰なれば共に婚媾を爲めん」。遊方答へて言はく、「阿父、我れ未だ親を成ぜじ、且らく財貨を求めん」。長者告げて曰はく、「宅中の財物は意の所須に隨さん、既にして乏少するなきに更に求めて何が用ひん」。然れども遊方が本意、婬女舍に往いて私歸を報ぜんと欲してなれば、答へて言はく、「阿父、我れ親を成ずるの日には廣く禮儀を備へん、豈に凡流の隨宜に嫁娶するに等しくせんや」。長者默然せりき。异時遊方は城を出でゝ遊觀せるに、大河中に於て死屍あり流に隨うて而し去るを見ぬ。岸上の烏鳥は其肉を餐はんと欲して觜を舒ぶるに及ばず、遙かに河邊を望めり。遂に爪を以て箸を捉り其觜に揩拭せるに、觜便ち長く去いで其死

ば、我處に往來せんに他心を作すこと勿れ」。答へて言はく、「是の如し」。情に簡別なかりければ、母は其女を命ぶらく、「汝可しく進み來りて兄と相見ゆべし」。女卽ち出で來りて共に相致問せるに、時に商主は彼女の來りて儀貌端嚴に世を擧げて匹なきを見て、便ち愛著を生ぜること猛風の吹くが如く、自ら何所に投措せんかを覺知せざりき。片時して醒悟して其母に告げて曰はく、「誰が家の少女なる」。報じて言はく、「愛子なれば是れ汝が妹なり」。問うて曰はく、「已に他に屬せりや不や」。答へて曰はく、「未だ所屬あらじ」。報じて言はく、「阿母、若し爾らば何ぞ我に與へざる」。母曰はく、『汝に事へしめんと欲して他に與ふるに擬せざるも、然も一過の我をして疑を懷かしむるあり、「歡合暫時にして去らんと欲して便ち棄てんを」と』。答へて言はく、「阿母、頗し能く相與へんには必らず棄遺せじ」。母曰はく、「若し是の如からんには所有財物は我家に將入せよ、方に汝が心に言に二あることなきを信ぜん」。答へて言はく、「爾るべし」。遂に財貨を將つて其家に運び入れしに、家に後門ありて入るゝに卽ち將ち出し、物盡くるを知り已るに告げて曰はく、「宜しく吉日を選びて共に親を成ずべし」。母卽ち遂に諸姪女等に報ずらく、「可しく某日に於て各自ら身を嚴り、上妙の服を著して咸く我家に至れ、共に歡會を爲さん」。親を成ずる日に至り商主見て怪しみ、問うて言はく、「阿母、何に因りてか大會せんに更に男子なくして唯女人のみ有るなる」。老母矯言すらく、「男子未だ至らざるなり」。時に一女あり、遂に商主と共に可語すらく、「君知らざるべけんや、我等は並に是れ姪女なるを」。商主念曰すらく、「我れ姪女のために欺誑せられぬ」。其女交歡して已にして多日を經て商主に報じて曰はく、「我に金錢を與へよ」。答へて曰はく、「我が財貨は並に汝が家に入れぬれば、更に我より索めんとも何物をか相與へん」。女卽ち默然せり。後の時商主は酒に因りて睡著せるに、遂に[一五]蘧蒢を將つて裹み束ねて街衢に送著せり。天曉け人行くに卽ち便ち睡覺め、身の此の如きを見て深く悔惱を生じて泣涙横流し、飢火に燒かれては爲に飲食を求め、遂に傭力人の邊に往いて雇

【一五】蘧蒢。籧篨の同音寫、あんぺら、たかむしろなり。

交往せるも今並に欲を離れて復相看ざるなり」。一女告げて曰はく、『我れ聞く、「商主は善く陰書を解すれば、諸女人に於て極めて厭賤を生ぜり」と。是に由りて諸人は皆往還を絕てるなり』。衆中に一年老の婬女あり、諸人に問うて曰はく、「彼は是れ丈夫なりや不や」。答ふ、「是れ丈夫にして諸根具足せり」。報じて言はく、「我は女なり、若し能く彼を誘ひ得んには衆女中に於て立てゝ衆首と爲せ」。答へて言はく、「如し其得んには立てゝ第一と爲さんも、若し得ざらんには其如何せんと欲すべき」。答へて曰はく、「當に汝等に五百金錢を酬いん」。衆人曰はく、「善し」。其母卽ち便ち商主邊に至りて賃宅して住し、多く衆貨を貯へて闕乏せしめず、商主の家人にして時に店所に來りて求覓する所あるには、老母問うて曰はく、「汝、誰が家にか屬せる」。報じて言はく、「我は商主に屬せり」。母曰はく、「我兒も貨を持ちて亦他方に向ひ自ら商主と爲れり、豈に此の如くに求めて他人に及らざらんや。汝今日より我家中に來り、若し所須あらんには皆意に隨せて取れ」。旣にして此言を聞くや數々來り取りければ、商主遂に怪しみて家人に問うて曰はく、「汝何處よりして斯の異物を得たる」。家人白して言さく、『此を去ること遠からざるに一老母あり、所住の家に多く衆貨を貯へ、自ら言はく、「我兒も貨を持して亦他方に向ひ自ら商主と爲れり、豈に此の如くに求めて他人に及らざらんや。汝等が所須は來りて意に隨せて取れ」と。我れ所須あるには卽ち彼に從うて覓めしなり』。商主聞き已るに其母所に於て情に愛念を生じて家人に告げて曰はく、「其母旣に能く此の如くに資給せんは、事我母に同ぜり」。家人彼に往いて其母に報じて曰はく、『商主は母に於て深く愛念を生ずらく、「母と殊ならじ」と』。老母曰はく、「何の時にか子が面に見ゆるを得べき」。答へて曰はく、「善い哉、我れ商主に報ぜん」。卽ち便ち還り報ぜるに、商主聞き已りて報じて言はく、「善事なり」。遂に卽ち行いて老母店中に詣り、旣にして相見え已るに歡笑し迎接せり。母便ち問うて曰はく、「汝が名字は何」。答へて曰はく、「我字は遊方なり」。母曰はく、「我子商主も亦此名に同じ、汝卽ち是れ彼にして體差異なけれ

實に智なし、未だ歸を言ぶべからず」。既にして母語を聞いて遂に且らく停留せるも、未だ久しからざるの間に復言はく、「阿母、我れ家に還らんと欲す」。其母報じて曰はく、「汝應に且らく住すべし」。答へて言はく、「我れ去らん」。母曰はく、「汝若し去らんには我れ井に投じて死なん」。答へて言はく、「阿母、必し其れ此の如くせんには我れ家に歸らじ」。母曰はく、「愚癡物、自ら陰私書を善く解せる者と言はんとも汝尙ほ知らじ。豈に我れ他兒の爲に自ら井に投じて死ぬるあらんや。我れ井中に多く草蓐を置れて身を投じ下るに擬せんに、人見て死せりと謂はんのみ。汝實に智なし、未だ歸を言ぶべからず」。復少時を經て又言はく、「阿母、我れ家に還らんと欲す」、母曰はく、「汝已に慇懃に再三に去るを言へり。若し住まらざらんには我れ乳糜を作れば食し訖りて方に去れ」。乳糜熟し已るに銅槃中に盛れ、多く酥蜜を安きて兒と對びて盡く食へり。食ひ已るに還復槃中に吐著して命じて言はく、「汝食へ」。答へて言はく、「阿母、吐出せる食、云何が復食はんや」。母便ち啼泣せるに、隣家聞き已りて皆來りて共に問ふらく、「何の意にてか啼哭せる」。母便ち具さに告げしに、隣人答へて曰はく、「汝が爲に糜を作れるに何に因りてか食はざる」。報じて言はく、「此は是れ吐出なり、云何が食ひうべき」。母卽ち胷を槌ち大哭して諸人に告げて曰はく、「豈に吐食もて持して人に與ふるあらんや」とて、隣人皆集まり强ひて其をして食はしめければ、彼兒逼られて遂に糜を餐はんとせるに、母便ち手を捉り掌もて其面を打ちて報じて言はく、「癡人、自ら善く陰私の書を解せりと謂へるも、汝實に智なし、寧んぞ吐食を目擊しつゝ而し便ち之を食ふべけんや」。因りて卽ち驅出して與に同住せざりき。時に長者子は既にして斥逐せられて遂に故居に還り、自ら商主と爲りて五百商人と將に多く賄貨を持し、南して中國に之けるに、每に諸人に對して說かく、「女色を厭へ」と。漸次に遊行して婆羅痆斯に至りしに、時に諸商人は往還來去して皆婬女と共に交通を作せるも、善言を聽くに由りて婬舍には入らざりき。婬女議して曰はく、「姉妹、當に知るべし、北地の商人は先には多く

使をして送り去らしめ幷に書を持して曰はく、「君が男を生めりと聞いて情に甚だ欣悅せり、今衣服を送る、願はくは納受を垂れんことを」。得叉の長者は書を得て信を領し、還書を以て答へり。[10]時に瞿答摩は書表の意を得て、情に女を求めぬ。未だ久しからざるの頃に婦に遂に娠あり、月滿ちて女を生めるに、儀貌端正なりと雖而も痩せて常人より減かりき。諸親總集して之が與に字を立てんとし、衆皆議して曰はく、「此女は形痩せ、是れ瞿答摩の女なれば、應に與に字を立てゝ號して[11]痩瞿答彌と曰ふべし」。時に彼長者は其が女を生めりと聞きて是の如きの念を作さく、「我友は女を生めり、豈に徒然たるを得んや、可しく衣瓔を寄ねて用つて歡慶を申ぶべし。彼は卽ち是れ我が新婦たらんこと何ぞ疑はん」。遂に書を裁りて曰はく、「聞くならく君女を誕めりと、慶喜交懷れり、聊か衣瓔を寄ねて用つて欣賀を申ぶ、幸に當に爲に受くべし、冀はくは表の空しからさらんことを」。彼れ書を覽已りて報書して答へて曰はく、「交親を作さんを許へるに今皆願を遂げぬれば、各成立するを待ちて共に媾りて婚姻せん」。時に瞿答摩は旣にして書を披き已るに、女は漸く[12]笄を成じければ共に學識を敎へ、得叉の長者も亦復兒に敎へて衆藝を解せしめぬ。長者は先時に私通せる婬女ありければ、兒を以て彼に付して[13]陰書……此れ女人と男女との交通私密の矯誑にして難知なるの事を論べたるなり……を學ばしめ、多時に學び已るに報じて言はく、「阿母、我已に學び得たれば今家に還らんと欲す」。其母報じて曰はく、「汝可しく善く學すべし、且らく家に歸る勿れ」。答へて言はく、「阿母、我已に善く學しぬれば、舍を憶して歸を須むるなり」。母卽ち私かに[14]紫鑛綿團を把りて告げて言はく、「汝若し定んで去りて住まるを肯んぜさらんには、我自ら頭を打ち、破りて血を流れしめん」。答へて言はく、「阿母、必らず苦りて相留めんには我れ且らく去らじ」。母曰はく、「寒窮物、自ら陰私書を善く學せる者と言はんとも汝尙知らず、豈に我れ他兒の爲に自ら頭を打ち破るあらんや。我れ濕紫鑛綿を摙へ將りて頭上に於て按へ、赤汁をして流下せしめんに人見て血と謂はんのみ。汝

【一〇】本文に時瞿答摩得書表意情求於女未久之頃婦遂有娠……とあり。

【一一】痩瞿答彌(Kṛśāgautamī)。有部毘奈耶第三十卷には少力瞿答彌とせり、律部二十、註(三〇の三三)參照。

【一二】笄を成ずとは。はじめて笄を加へる年、卽ち女子十五歲に達するをいふ。

【一三】陰書。染經の類、Kāma-śāstra なるべし。

【一四】紫鑛綿團。次に濕紫鑛綿とあり。恐らく石綿類にして濕ほす時は赤汁を出すものなるべし。

ありしなり、今より已去、諸の還俗尼は更に出家するを得ざれ。其の長者等は、善く譏笑を爲して我法を損壞すれば。是故に苾芻尼にして一たび法服を捨し已にして俗に歸りたらんには、應に更に出家せしむべからず、若し出家を與へんには師主は越法罪を得ん」と。

第六門の第六子、頌に攝して曰はく、

「因みて喬答彌を度せると　出家に五利あると　可しく五衆内に於て　訶責事は應に知るべしとなり」。

緣處は前に同じ。爾の時婆羅痆斯に一長者あり、瞿答摩と名け、大富多財なりき。妻を娶りて未だ久しからざるに、便ち財貨を持して[八]得叉城に往いて而し興易を爲さんとし、既にして彼に至り已るに便ち一家に詣りて而し住止を求めぬ。時に彼主人長者は號して名稱と曰へるが、見て「善來」と唱へ、歡懷して命じて坐せしめ、因りて卽ち相知りて共に交密を爲せり。時に瞿答摩は舊を賣り新を持して故邑に還歸せり。後に異時に於て主人長者は興易を爲すに因みて婆羅痆斯に到り、遂に瞿答摩の家に投じて而し爲に停止せるに、彼見て驚喜し「善來」を唱言して共に久好を申べぬ。時に得叉の長者は瞿答摩に告げて曰はく、「何の方便をか作さんに、我等歿後に所有子孫は共に親愛を爲して相疎隔せざる」。瞿答摩曰はく、『善い哉、斯語や、今可しく共に[九]指腹の親を作すべし、「我等二家にして若し男女を生まんに共に婚媾を爲さん」と』。彼言はく、「爾るべし、我意にも同じく然り」。時に彼長者は舊を賣り新を持して遂に本宅に歸りしに、其歸に娠あり月滿ちて男を生み、三七日を經て諸親を聚會し、兒の與に字を作して名けて遊方と曰へり。時に婆羅痆斯の瞿答摩は彼が男を生めりと聞いて情に甚だ歡悅し、便ち是念を作さく、「得叉の長者は我と共に交親せり、今既にして男を生みぬれば我當に女を生むべし。彼は是れ女の夫たり、可しく嚴身の瓔珞衣服を作るべし」と。

【八】得叉城。得叉尸羅國の略。

【九】指腹の親。腹の胎兒を指して婚約をなすなり。

千年を滿じて具足清淨にして諸の染汚なかりしも、（女人）出家せるに由りての故に五百年を減ぜり。是故に阿難陀、我れ百歲の近圓苾芻尼をして應に當に新受近圓の苾芻を尊重合掌し迎接恭敬して頂禮すべからしめしなり』。

〔六〕緣處は前に同じ。時に諸苾芻尼に四人衆事・五人衆事・十二人衆事の起れるありしに、彼便ち二部僧伽を總集せりければ、事務旣にして多くして遂に教授・讀誦・思惟を妨げぬ。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「二衆は事別なり、唯、出罪と近圓と及び半月等の法は事須らく共に爲すべく、餘は皆別作すべし」。

爾の時室羅伐城に一長者あり、妻を娶りて未だ久しからざるに遂に卽ち娠あり、月滿ちて女を生み、生み已るに父亡せければ母養ひ、旣にして長大せるに其母亦終れり。後の時吐羅難陀尼は乞食に因みて其舍に入り、女を見て問うて曰はく、「汝、誰にか屬せる」。答へて言はく、「聖者、我に依怙なければ曾て未だ人に屬せじ」。報じて言はく、「若し是の如からんには何ぞ出家せざる」。女曰はく、「誰か我に出家を與へんや」。尼曰はく、「我れ能く汝に與へん、可しく我に隨うて去るべし」。彼卽ち隨ひ行いて尼の住處に至りしに、便ち出家を與へぬ。後に煩惱のために牽纏せられて遂に便ち還俗せるに、時に吐羅難陀尼は乞食に出でたるに因みて遇其女に見えければ、問うて言はく、「少女、如何がしてか活くるを得たる」。答へて言はく、「聖者、我に依怙なければ辛苦して存生せり」。報じて言はく、「若し爾らば何の故にか更に出家せざる」。答へて曰はく、「我已に還俗しぬれば、誰か出家を與へんや」。尼曰はく、「我れ能くす」。卽ち出家を與へ、遂に乞食を行ぜるに、長者婆羅門は見已りて皆共に譏嫌すらく、「諸の釋迦女は善事を爲すを能くせり、或時は出家して而し梵行を修し、或時は罷道して還俗塵に染みて情の所爲に隨さんこと、豈に善事に非ざらんや」。諸尼聞き已りて諸苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「〔七〕還俗せる尼に由りて是の如きの過

【六】苾芻尼衆法行事規定。

【七】還俗尼再出家禁。

[五]緣は室羅伐城に在りき。爾の時世尊は大世主喬答彌及び五百釋女をして八尊敬法を受けしめたまひて、佛は卽ち是れ出家近圓して苾芻尼の性を成ぜりと聽したまひ、此尼衆に因りて餘人に轉授して出家近圓して苾芻尼の性を成じ、是の如く展轉して更に餘人に授けしに、尼衆は增盛なりき。後に異時に於て諸の上座苾芻尼は大世主喬答彌所に詣りて是の如きの言を作さく、「善い哉聖者、當に知るべし、我等苾芻尼衆の出家して已に久しきと、諸餘の苾芻の年少出家にして近圓未だ久しからざるとは、大小に依りて互に相恭敬せしめんことを」。是語を作し已るに、時に大世主喬答彌言はく、「諸妹、可しく須臾を待つべし、我れ聖者阿難陀處に詣りて斯事を諮問すれば」。卽ち具壽阿難陀所に往いて上の如きの事を說けるに、阿難陀曰はく、「大世主、且に少時を待て、我れ往いて佛に白さん」。時に阿難陀は卽ち佛所に詣り、頭面に禮足して一面に在りて立ちて白して言さく、「世尊、諸の上座苾芻尼衆の出家して已に久しきと、餘の年少苾芻ありて近圓して未だ久しからざるとは、大小に依りて互に相恭敬せしめんこと、是事得るや不や」。佛、阿難陀に告げたまはく、『汝今應に口に斯事を說くべからず。何を以ての故に。若し其れ女人にして善法律中に於て而し出家せざりしならんには、諸有信心の長者婆羅門等は諸苾芻を見て咸く美食を持して共に相給施して闕乏するなからしめたらん。阿難陀、復信心の長者婆羅門等あり、新淨の白氈を以て敷いて街衢に在き、是の如きの語を作さん、「願はくは仁沙門、斯の氈上を踏みて、我をして長夜に大利益を獲て長く安樂を得せしめたまはんことを」と。阿難陀、復信心の長者婆羅門等あり、髮を以て地に布きて是の如きの語を作さん、「願はくは仁沙門、足もて我髮を踏み、我をして長夜に大利益を獲て長く安樂を得せしめたまはんことを」と。復次に阿難陀、若し其れ女人にして我が所說の善法律中に於て出家せざりしならんには、我が諸弟子が所有の威德は、假令日月に大光明を具せんとも映蔽すること能はず、況んや餘の死屍外道の類をや。復次に阿難陀、若し其れ女人にして出家せざりしならんには、我が敎法は一

【五】百歲苾芻尼と雖、新受戒苾芻を頂禮すべきの理由。

華鬘を作り、持して彼女に授けんに、是時女人既にして花の來るを見て、歡喜して受けて頂上に置かんが如く、大德、我も亦是の如くに身語心を以て如來の八尊敬法を頂受しまつる」。時に大世主が敬法を受けし時、及び五百釋女は、即ちに是れ出家近圓して苾芻尼の性を成ぜり。爾の時具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「佛所說の如くんば、若し大世主にして敬法を受持せんに是れ則ち出家、是れ則ち圓具にして苾芻尼を成ぜんには、未審、自餘の女衆は其事云何」。佛、鄔波離に告げたまはく、「[三]自餘の女衆には如法に次第して當に出家を與へ及び近圓を授くべし」。時に諸女人は是敎を聞き已るに、云何が是れ其次第なるかを知らざりければ、緣を以て佛に白すに、佛言はく、『大世主を首と爲し及び五百釋女は、尊敬法を受けんに是れ則ち出家近圓して苾芻尼の性を成ぜんも、自餘の女人は皆當に是の如くに次第して之を受くべし。[四]若ち女人ありて出家を求めんには、一尼所に詣り禮敬を申べ已るに、彼尼は即ち應に其障法を問ふべく、若し難なきには應に可しく攝受して授くるに三歸并に五學處を以てすべし、先に尊像を禮し次に其師を禮し、宜しく合掌して敎へて是語を作さしむべし、「阿遮利耶存念したまへ、我は某甲なり、今日より始めて乃し命存するに至るまで、佛陀兩足中の尊に歸依しまつる、達磨離欲中の尊に歸依しまつる、僧伽諸衆中の尊に歸依しまつる」と。是の如く三說し、師は「好なり」と云はんに、答へて「善なり」と云ひ、次に五學處を授くるに敎へて是語を作さしめよ、「阿遮利耶存念したまへ、諸の聖阿羅漢の乃し命存に至るまで殺生せず、偷盜せず、欲邪行せず、虛誑語せず、諸酒を飮まざるが如くに、我れ某甲は今日より始めて乃し命存に至るまで殺生せず、偷盜せず、欲邪行せず、虛誑語せず、諸酒を飮まざること亦是の如からん。此は即ち是れ我が五支學處なり、是れ諸の聖阿羅漢の所學處なり、我當に隨ひ學し隨ひ作し隨ひ持つべし」と、是の如く三說して、「願はくは阿遮利耶、我は是れ鄔波斯迦にして三寶に歸依し五學處を受けたりと證知したまはんことを」と。師は「好なり」と云はんに、答へて「善なり」と云ふべし』。

【三】大世主及び五百苾芻尼以外の尼受戒法。

【四】比丘尼授三歸五戒法。

卷の第三十

（第六門　第五子の餘、八敬法）（承前）

[一]內を頌に攝して曰はく、

「近圓は苾芻に從ふと　半月に敎授を請ずると　苾芻に依りて夏に坐すると　過を見んも言ふべからざると　瞋訶せざると少を禮すると　意喜は兩衆中にてと　隨意は苾芻に對すると　斯を八尊法と名く」。

[二]「阿難陀、我今已に苾芻尼に八尊敬法を制せり、皆應に違ふべからず。若し大世主喬答彌にして能く此の八敬法を奉持せんには、卽ち是れ出家して近圓を受け苾芻尼の性を成ずとするなり」。時に具壽阿難陀は佛所說の八尊敬法を聞いて、佛足を頂禮して奉辭して去り、大世主の處に詣りて是の如きの語を作さく、「大世主、當に知るべし、世尊は已に女人に佛所說の善法律中に於て、出家し近圓を受けて苾芻尼の性を成ぜんことを許したまへり。然り、佛世尊は諸苾芻尼に八尊敬法を行じて、事應に違ふべからず、乃至盡形に至るまで當に勤修して學すべしと制したまへり。我今爲に世尊所制の八尊敬法を說かん、今應に諦聽して善く之を思念すべし」。時に大世主言さく、「願はくは我が爲に說きたまはんことを。一心に聽受しまつらん」。尊者告げて曰はく、「世尊の說きたまへるが如くんば、諸苾芻尼は當に苾芻に從うて出家を求め近圓を受けて苾芻尼の性を成ずべし、此れ最初の敬法なり、事應に違ふべからず、乃し盡形に至るまで諸苾芻尼は當に勤修して學すべし……」とて、是の如く終に至るまで一々に具さに告げぬ。時に大世主は尊者阿難陀の、敬法を說くを聞き已るに、深心に歡喜して頂戴奉持し、阿難陀に白して言さく、「大德、譬へば貴族四性家女の身體を澡浴し、拭ふに塗香を以てし、髮爪を淨治し衣服鮮潔にせんに、時に餘人あり占博迦・嗢鉢羅等を以て結ひて

【一】前卷末の八尊敬法を頌に攝せるもの、以下前卷の續なり。
【二】阿難傳授八尊敬法。

しめず、田苗に漑灌して隨處に充足せしめんが如くなり、八尊敬法も亦復是の如し。云何をか八と爲す。阿難陀、諸苾芻尼は當に苾芻に從うて出家を求め近圓を受けて苾芻尼の性を成ずべし。此は是れ最初敬法なり、事應に違ふべからず、乃し盡形に至るまで諸苾芻尼は當に勤修して學すべし。阿難陀、半月々々に當に苾芻に從うて敎授を求請すべし。此は是れ第二敬法なり、事應に違ふべからず、乃し盡形に至るまで當に勤修して學すべし。阿難陀、苾芻なき處に安居するを得され。此は是れ第三敬法なり、事應に違ふべからず、乃し盡形に至るまで當に勤修して學すべし。阿難陀、苾芻尼は苾芻を詰問し苾芻所有の過失……謂はく戒・見・威儀・正命を毀てるなり……を憶念するを得ざれ。阿難陀、若し苾芻尼にして苾芻の戒・見・儀・命に毀犯處あるを見んも應に詰責すべからず。苾芻は尼に毀犯處あるを見んに應に爲に詰責すべし。阿難陀、此は是れ第四敬法なり、事應に違ふべからず、乃し盡形に至るまで當に勤修して學すべし。阿難陀、苾芻尼は苾芻を罵詈し瞋恚し訶責すべからず。苾芻は尼に於て此事を爲すを得ん。此は是れ第五敬法なり、事應に違ふべからず、乃し盡形に至るまで當に勤修して學すべし。阿難陀、若し苾芻尼にして近圓を受け已りて百歲を經たりと雖、若し新に近圓を受けたる苾芻に見えんに、應に當に尊重合掌し迎接恭敬して頂禮すべし。此は是れ第六敬法なり、事應に違ふべからず、乃し盡形に至るまで當に勤修して學すべし。阿難陀、苾芻尼にして若し[三〇]衆敎法を犯ぜんには、應に二衆中にて半月、[三一]摩那䭾を行すべし。此は是れ第七敬法なり、事應に違ふべからず、乃し盡形に至るまで當に勤修して學すべし。阿難陀、若し苾芻尼にして夏安居し已らんに、二衆中に於て三事見・聞・疑を以て隨意事を作すべし。此は是れ第八敬法なり、事違ふべからず、乃し盡形に至るまで當に勤修して學すべし」と。[三二]

【三〇】衆敎法。律部二十一、註（三九の二四）參照。
【三一】摩那䭾。律部二十、註（二七の三）參照。
【三二】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

問うて言はく、「喬答彌、何に因りてか啼泣して而し立てる」。答へて言はく、「尊者、我等女人には世尊は出家して苾芻尼と作るを許したまはざれば、是故に啼泣せるのみ」。阿難陀報じて言はく、「喬答彌、可しく此に住まるべし、我れ如來に問ひまつらん」。爾の時阿難陀は世尊所に詣り、足を頂禮し已るに一面に在りて立ち、佛に白して言さく、「世尊、頗し女人にして佛の善説法律中に於て出家近圓して苾芻尼を成じ梵行を堅修せんに、第四沙門果を證得するありや不や」 佛言はく、「有るを得ん」。「若し是の如からんには願はくは女人に出家を許したまはんことを」。佛言はく、「阿難陀、汝今女人に我が善説法律の中に於て出家近圓して苾芻尼の性を成ぜんを請ずる勿れ。何を以ての故に。若し女人に出家たるを許さんには佛法久住せざればなり、譬へば人家に男少く女多からんに、卽ち惡賊のために其家宅を破せられん如し、女人出家せんに正法を破壞せんこと亦復是の如きなり。又復阿難陀、作田家の苗稼成熟せんに、忽ち風雨霜雹のために損せられんが如し、女人出家して正法を損壞せんこと亦復是の如きなり。又復阿難陀、甘蔗田の成熟せん時赤節病に遭はんに、便ち損壞せられて遺餘あることなきが如し、若し女人に出家を聽さんに正法を損壞し、久住するを得ずして速かに當に滅盡すべきこと亦復是の如きなり」。具壽阿難陀は復佛に白して言さく、「是の大世主は世尊處に於て誠に大恩あり、佛母命終したまひては乳養せること至大なり、豈に世尊にして慈悲攝受したまはざらんや」。佛、阿難陀に告げたまはく、「實に斯事ありて我に於て有恩なるも我已に報じ訖れり。由に我に因りての故に三寶を知るを得て佛法僧に歸し、五學處を受け、四諦の理に於て復疑惑なく、預流果を得たり。當に苦際を盡して無生を證會すべけん。是の如きの恩は便ち報じ難しと爲すも、衣食等の相比喩しうべきに非じ」。爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、「汝、女人の爲に出家して苾芻尼を成ぜんことを求請せんには、我今爲に[二八]八尊敬法を制せん、盡壽に修行して違越するを得ざれ。我が此の所制は種田人の、夏末秋初に河渠の處に堅く[二九]隄堰を修して水をして流れ

【二八】八尊敬法。律部十、註（三〇の四五）、律部十三、註（七の一）の本文參照。
【二九】隄堰。つゝみ、ゐぜき。

第六門第五子、頌に攝して曰はく、

「尼を度するの八敬法と　尼の欲と次に依りて坐すると　二部事各殊れると　還俗尼は度せされとなり」。

佛、劫比羅城多根樹園に在しき。時に[二四]大世主は五百釋女と與に佛所に往詣し、雙足を禮し已りて退いて一面に坐せるに、佛卽ち爲に種々妙法を說いて示敎利喜したまへり。爾の時大世主は既にして法を聞き已り深心に歡慶して座よりして起ち、合掌して佛に向うて白して言さく、「世尊、頗し女人にして佛法中に於て出家近圓して苾芻尼の性を成じ梵行を堅修せんに、第四沙門果を得るありや不や」。佛言はく、「大世主、汝應に家に在りて白衣服を著し諸梵行を修して純一圓滿にして清淨無染ならんに、此れ能く長夜安隱に利益安樂を獲得すべけん」。是の如くして三請せるも佛皆許したまはざりければ、雙足を頂禮して奉辭して去りぬ。爾の時世尊は衣を著し鉢を持して、劫比羅城を出で[二五]販葦聚落に往きたまへり。時に大世主は佛去りたまへりと聞き已るに、五百釋女と與に自ら頭髮を剃り、皆赤色の僧伽胝衣を著し、常に佛後に隨ひて宿を隔てゝは而し去りぬ。世尊が彼に到り[二六]相思林中に住したまへるには、時に大世主は路を涉りて疲極し塵土を身に蒙けて便ち佛所に詣り、佛足を禮し已りて退いて一面に坐せり。爾の時世尊は爲に妙法を說いて示敎利喜したまへり。時に大世主は既にして法を聞き已るに、座よりして起ち合掌して白して言さく、「世尊、頗し女人にして佛の善說法律の中に於て出家し、近圓を受けて苾芻尼の性を成じて梵行を堅修せんに、第四沙門果を證得するありや不や」。佛言はく、「大世主、宜しく應に剃髮して[二七]縵條衣を著し、乃し盡形に至るまで梵行を堅修して、純一圓滿にして清淨無染ならんに、此れ能く長夜安隱に利益快樂を獲得すべけん」。是の如くして三請せるも佛皆許したまはざりければ、時に大世主は佛世尊が頻、請ずるも許したまはざるを知りて、遂に門外に於て啼淚して而し立ちぬ。時に具壽阿難陀は見已りて

【二四】大世主。律部二十、註(一八の一六)參照。

【二五】販葦聚落。那地聚落(nādika)なり、律部二十三、註(六の五〇・五一)參照。

【二六】相思林。本律第三十六卷註(一四)の本文には販葦聚落村外林中とあり、遊行經には那陀村の犍椎處とせり。羅曼彌經には那摩提犍尼精舍とす。犍尼精舍及び犍椎處は群氏迦堂(Giñjakāvasatha)にして破僧事第十二卷には那地迦村群牠林とあり。今、想思林とせるは群牠林に相當せしむべきが如し。

【二七】縵條衣。如法割截の條葉衣に非ざる衣、卽ち條葉なき衣又は條葉を貼り、若しは平縫せる如き衣は縵衣とする。

も亦能く過さ（しめ）んとも　汝能く專ら一を守らんや。　假使、大海の中　水の中に火聚を生じ　諸人皆共に向はんとも　汝能く專ら一を守らんや」。

是時野干は是頌を說き已るに妙容に告げて曰はく、「我れ且らく斯の戲調の語を作せるも、我れ能く汝をして還舊に依りて國夫人たるを得せしめんには、何の酬報を將つてせんとするや」。答へて曰はく、「知識、若し能く我をして還昔の如からしめんには、我當に日々に肉食を供給して乏少せしめざるべけん」。野干曰はく、「若し是の如からんには當に我言を用ひて、應に殑伽河內に入り水をして咽に至らしめ、合掌して日に向ひ天を念じて而し住すべし、我れ爲に王に報ぜん」。野干便ち去りて王が聞處に至り、大叫聲を出して是の如きの語を作さく、「妙容は今殑伽河中に在りて洗心練行せり、宜しく疾く喚び取りて還後宮に入るべし」。王先に曾て野干の語を學びければ、旣にして其事を聞いて大臣に告げて曰はく、「卿今宜しく殑伽河邊に往くべし、我れ妙容が彼に在りて勤苦し心を改め操を易へたるを聞けり、卽ち可しく將來して我と相見え（しむ）べし」。時に諸大臣は旣にして妙容を見、卽ち瓔珞衣服を以て身を嚴り將ゐて王所に至りしに、王は見て歡悅し還昔日に依ひて大夫人と爲せり。（夫人は）遂に日々中に常に好肉を以て野干に供給せるに、後に便ち卽ち絕てり。是時野干は還王宮に相近き處に伺ひて叫聲もて告げて曰はく、「妙容、汝肉を以て共に相供へざらんには、我當に王をして汝を熱打して舊と殊らざらしむべけん」。夫人聞いて怖れ、卽ち還野干に肉を給與せり。汝等苾芻、餘念を作すこと勿れ、往時の妙容とは卽ち嗢鉢羅苾芻尼是れなり。彼時の速疾とは卽ち鄔陀夷是れなりしなり。往時に去醫花の香氣を聞いて是れ妙容なるを知れるに、今も嗢鉢羅花の香を聞いて是れ彼尼なるを知りしなり。汝等苾芻、是の如く應に知るべし、一切の事業は皆是れ串習を以て因緣と爲すなるを』と。大衆聞き已るに歡喜し奉行せりき。

容は草叢内に於て遙かに野干を見て、卽ち頌を說いて曰はく、

「肉は鵄のために將ち去られ　魚復河中に入りぬ　兩事並に皆亡ぜり　愁苦すとも何の益にか知らん」。

是時野干は頌聲を聞き已り、四顧して而し望めるも一人をも見ざりければ、乃ち爲に頌して曰はく、

「我れ歡笑を爲さず　亦歌舞をも作さゞるに　誰ぞ草叢中に在りて　言を以て相調戲せるは」。

妙容聞き已るに草叢中に在りて野干に報じて曰はく、「我は是れ妙容なり」。野干、聲を聞いて卽ち瞋罵して曰はく、「汝、罪過の物、自ら羞恥せず反りて來りて相調はんとは」。頌を以て答へて曰はく、

「舊聟は已に殺却し　新夫は物を將ち行り　彼此に歸伏するなくして　愁怨して草中に鳴かんとは」。

妙容聞き已りて卽ち頌を以て答ふらく、

「我今本舍に還り　貞心もて一夫に事へんとす　宗族を損せんを恐るれば　復狂愚を作さじ」。

是時野干も亦頌を以て答ふらく、

「假使弶伽の水は　逆流し烏鳥は白く　[三二]瞻部に多羅を生ぜんとも　汝能く專ら一を守らんや。烏と鵂鶹鳥と　同じく共に一樹に棲み　彼と此と相順從せんとも　汝能く專ら一を守らんや。假使蛇と　[三三]鼠狼と　共に一穴に在りて遊び　二物、情に相愛せんとも　汝能く專ら一を守らんや。　假使、龜毛を用ひて　織りて上妙の服を成じ　寒時に披著すべからんとも　汝乃し貞一を有たんや。　假使、蚊蚋の足もて　棲觀を成ぜしめうべく　堅固にして搖動せさら(しめ)んとも　汝能く專ら一を守らんや。　假使、蓮華の莖もて　橋を作りて衆をして渡らしめ　大象

【三二】瞻部に多羅を生ずとは、瞻部樹に多羅の果を生ずる義なるべし。

【三三】鼠狼。いたち。

じ空天廟に於て權に且らく居停せり。時に群賊五百ありて夜に此村に入りしに、諸人覺知して悉く皆除剪せり。唯賊帥一人あり天廟に走げ入りて其戸を反閉せりければ、村人來り問ふらく、「廟中の者は誰ぞや」。盲人答へて曰はく、「我は是れ客人、賊類に關せるに非じ」。諸人告げて曰はく、「若し賊あらんには即ち宜しく出でしむべし」。是時賊帥は妙容に報じて曰はく、「汝、此の盲瞎人を用ひて何するものぞ、宜しく可しく之を出して我と與に同活すべし」。妙容便ち許ひて盲人を推出せるに、村人之を見て遂に其首を斬りぬ。既にして天曉に至り賊帥便ち妙容を將ゐ去りて一河邊に至りしに、船栰あることなくして渡るを得る能はざりければ、賊は婦に報じて曰はく、「賢首、何既に汎漲して共に過ぐるに由なし、汝且らく此に住まりて身體を洗浴せよ、所有の瓔珞は我れ先に將ち過ぎ、彼岸に安き已るに還來して相取けん」。婦言はく、「意に隨さん」。便ち衣裳及び諸の瓔珞を脫して其賊帥に與へ、水に入りて坐して即ち是念を作さく、「豈に此人我物を將りて走くるにはあらざらんや」遙かに彼に告げて曰はく、

「大河今汎漲し　瓔珞は汝持ち將れり　我れ是の如きの心を生ぜり　恐らくは汝今偷み去れるかと」。

賊帥聞き已るに頌を以て遙かに報ずらく、

「汝が夫過なきに他をして殺さしめぬ　誰か信ぜん、我に親心あるを　所有瓔珞は我れ持ち行らん　汝得んに便ち還我を傷ふを恐るれば」。

是時賊帥は即ち便ち物を將り婦を棄てゝ行りければ、其女遂に即ち體を露はし河を出で、草に入りて而し住せり。此を去ること遠からざるに老野干あり、口に肉臠を銜みて河に循うて去れり。時に一魚あり水より踊出して身を岸上に擲げゝれば、野干見已りて所銜の肉を棄てゝ其魚を取らんと欲せるに、魚は水中に入り肉は鵄のために撥はれ、兩事倶に失して耳を垂れて而し愁へぬ。時に妙

に、速疾は彼が去醫花の香を聞いて即ち頌を爲して曰はく、

「風、去醫花を吹いて　芳香眞に愛すべし　猶し海洲の上にて　妙容と同居せるが如くなり」。

時に梵授王は此頌聲を聞いて内人に勅して曰はく、「遍く觀察すべし、誰か此聲を作せる」。諸人答へて曰さく、「患眼人ありて斯の聲響を作せり」。王便喚びて至るに、問うて曰はく、「汝、頌聲を作せりや」。答へて言さく、「我れ作せり」。「汝應に更に作すべし、我れ試みに之を聽かん」。便ち是念を作さく、「豈に雅頌に非ざらんに王樂聽して聞かんや、我れ爲に之を作さん、或は賞賜すべけん」。即ち還頌を說けり。

「風、去醫花を吹いて　芳香眞に愛すべし　猶し海洲の上にて　妙容と同居せるが如くなり」。

時に王問うて曰はく、「海洲と言へるは斯を去ること遠きや近きや」。頌を以て答へて曰さく、

「妙容が所居の處は　斯を去ること[二〇]百驛あり　大海を超過して　洲あり、眞に愛すべかりき」。

王既にして聞き已るに、頌を以て答へて曰はく、

「汝頗く曾て聞見せるは　我が愛樂する所の者　若し是れ妙容身ならんか　汝可しく其相を說くべし」。

是時盲人、頌を以て答へて曰さく、

「腰間に[二一]萬字あり　胸前に一旋あり　常に去醫花を結びて　寄來して人主に與へぬ」。

王は語を聞き已るに便ち是念を作さく、「此人惡行にして海島に安けりと雖亦復通私せり、既にして所用なければ宜しく應に此に與ふべし」とて、忿恨もて懷に居き、乃し爲に頌して曰はく、

「妙容には瓔珞を具して　付して此盲人に與へ　宜しく驢に乘ぜしめて　之を驅りて城外に出だすべし。」

時に二人は王に擯出せられければ、盲人は婦を將ゐて隨處に棲遑し、日暮時に至りて大聚落に投

【二〇】百驛。百由旬なり。

【二一】萬字。明本に卐字とす。

く皆崩倒し、瓮器の屬は盡く破れて遺すなかりければ、先生大に瞋り、卽ち其項を扼して村外に驅出せり。既にして斥逐せられて隨處に孤遊し、唯箜篌を彈じて而し自ら活命せり。時に五百商人あり貨物を齎持して大海に入らんと欲せり。諸人議して曰はく、「衆事皆有るも但音樂なし、何を以てか自ら娯しみ、大海中に至りては誰か憂悶を解かん」。一人報じて曰はく、「速疾婆羅門子は箜篌を擘〔一九〕くを解すれば、可しく相隨へ去るべし」。卽ち速疾を將ゐて共に船中に至り、大海の內に於て諸人告げて曰はく、「汝、箜篌を擘け、共に相娯樂せん」。卽ち便ち爲に彈ぜるも初絃には觸れざりき。諸人問うて曰はく、「何ぞ絃に觸れざる」。答へて曰はく、「若し觸れんに過あれば」。彼言はく、「但觸れよ、何の過をか作すを能くせん」。卽ち爲に彈じ觸れしに、其時船舶は海中に跳躑して遂に便ち破碎し、所有商人は悉く皆漂沒して同時に命過し、唯速疾の一人存するを得るあり、版に遇ひ風に逢ひて天緣りて活かしめ、遂に便ち吹いて金翅鳥洲に至りき。一園中に於て更に男子なく、唯梵授王の婦、妙容女人を見るのみなりければ、因りて與に言交して共に綢密を行じ、晝日相見えては夜に卽ち別離せり。問うて曰はく、「汝、夜每に何處にか去來せる」。彼既にして通懷せりければ悉く皆具さに告げしに、答へて言はく、「賢首、若し是の如からんには、何ぞ我を將ゐて共に婆羅痆斯に至らざる」。女答へて言はく、「好し、汝と共に俱に行かん」男に問ふらく、「何の字なる」。「我名は速疾なり。汝復何の名なる」。「我字は妙容なり」。其女卽ち便ち漸(々)に小石より乃至、人と輕重相似せるを持するも去るを得るを斟酌せりければ、卽ち速疾を喚びて同じく金翅に乘りて婆羅痆斯に向へり。女曰はく「爾可しく眼を合づべし、開かんには卽ち睛を損せん」。城邊に至らんとして人の叫響を聞きければ、遂に是念を作さく、「至らんとするに髣髴たれば、眼を開きて瞻望せん」。鳥急りて風を凌ぎければ兩目便ち瞎せり。時に妙容は之を園內に置きて自ら王邊に向へり。後に春時に至り名花盡く發きて衆鳥哀鳴せるに、王は宮人と與に園に入りて遊觀せり。時に妙容女も亦其中に在りし

【一九】擘。つんざくなり、今彈(はじく)と同義に解せり。

えんに而し親に付與して語言せよ、「汝可しく此箜篌を彈じて以て自ら活命すべし、其の第一絃に指もて觸るゝべからず、若し觸著せんには必らず損害あれば」と」。彼卽ち持ち去れり。時に婆羅門は兒、速疾を將ゐて師に付して受學せしめしに、師は卽ち敎詔せり。兒は暇日に因みて卽ち疾く山に入りて薪木を採取せるに、遇隣人に見えぬ。隣人、速疾に問うて曰はく、「汝此何如」。答へて曰はく、「常に飢苦を受けぬ、如何が欲せんかを知へんや」。報じて曰はく、「汝が母は想憶して泣涕恒に流せり、何ぞ彼に往かざる」。答へて曰はく、「彼は是れ藥叉なり、誰か能く共住せん」。答へて曰はく、「若し去る能はざらんには、我今汝に活命の物を與へん、他に與ふるを得され」。答へて言はく、「與へじ」。卽ち箜篌を授けて報じて言はく、「此を彈じて而し活命を爲せ、其の第一絃は指もて觸るゝべからず、若し觸著せんには必らず損害するあれば」。答へて曰はく、「善い哉、我れ是の如く作さん」。卽ち箜篌を持して學堂處に至り諸の同侶に見えしに、彼卽ち問うて曰はく、「汝來ること何ぞ遲かりし」。答へて曰はく、「我母の友に見えしに、此の箜篌を授けたればなり」。諸人問うて曰はく、「汝彈ずるを能くするや不や」。答へて言はく、「我れ能くす」。「汝可しく爲に彈ずべし、我等共に聽かん」。彼卽ち爲に彈ぜるも初絃には觸れざりき。彼言はく、「何の故にか列絃に觸れざる」。答へて言はく、「觸れんには必らず過患を生ずれば」。「汝今但觸れよ、何の過か之あらん」。卽ち便ち指もて觸れしに、時に諸の學生は自ら持ふる能はずして悉く皆起ちて舞へり。斯に因りて日晩れて先生處に至りしに、問うて曰はく、「何ぞ遲かりし」。彼卽ち具さに答へしに、先生問うて曰はく、「汝、彈ずるを能くするや不や」。答へて曰さく、「我れ能くす」。「若し爾らば爲に一曲を彈ぜよ」。彼卽ち爲に彈ぜるも初絃には觸れざりければ、先生曰はく、「何の意にてか初絃には指を以て觸れざる」。答へて言さく、「若し觸れんには恐らくは過生ずるあらん」。「汝但指にて觸るゝのみ、斯に何の過かあらん」。卽ち便ち彈じ觸れしに、先生及び婦は悉く皆起ちて舞ひて自ら持ふる能はず、所居の屋舍は悉

遂に與に字を立てゝ名けて速疾と爲せり。父、子の前に於て毎に常に歎說すらく、「婆羅疮斯は是れ好住處なり、汝今應に知るべし」。子、父に問うて曰はく、「父、何處に生まれたる」。答へて曰はく、「婆羅疮斯は是れ本生處なり」。答へて曰はく、「若し爾らば何ぞ鄉に還らざる」。父曰はく、「汝が母若し出でて花果を求めん時は、必らず大石を將つて其穴ロを掩ひ、我れ動ずる能はざれば逃げんと欲するも路なきなり」。答へて曰はく、「我當に爲に開くべし」。父言はく、「大に善し」。子便ち數々石を取らんとて之を試み、乃し力成ずるに至りて能く大石を排し、其父に報じて曰はく、「戶旣に開くを得たり、父と共に逃去せん」。父曰はく、「汝が母暫し花果の爲に須らく出づべかりければ、急ぎ卽ち還り來らんに去るを得るに由なく、若し其れ路に於て我に逢見せんには必らず定んで相害さん」。答へて曰はく、「我れ方便を作して彼をして遲く來らしめん」。父言はく、「好事たり」。母は果を持し至れるに、子便ち取り噉ひ嚼みて吐き出せり。母曰はく、「何の意にてか是の如き。豈に美からざらんや」。答へて曰はく、「母は遠く去るを懶しとして近くに苦果を覓めぬ、誰か復能く湌はんや、故に須らく棄却すべかりしなり」。母曰はく、「若し爾らんに我當に遠く去いて好果を覓め來るべし」。答へて曰はく、「善い哉、爲に好者を覓めんには」。母、明日に至りて卽ち便ち遠く去りければ、子は父に報じて曰はく、「今是れ走ぐるの時なり、更に晚るゝに宜なけん」。遂に其石を去りて父子共に逃げ、婆羅疮斯の父生の處に至りしに、其母は來至し石室の空虛なるを見て胸を椎ちて大哭せり。隣人問うて曰はく、「何の意にてか啼くなる」。卽ち事を以て具さに答へしに、隣人曰はく、「彼は是れ人類なり、走げて人間に向はんとも亦何事か憂苦せん」。母曰はく、「我れ此と相與に別離せるを憂へず、但未だ曾て其一伎の、活命を得せしむるを敎へざりしを恨むのみ」。彼便ち答へて曰はく、「我れ亦數婆羅疮斯に向ふなれば、若し活緣あらんには汝可しく我に與ふべし。我れ若し見えん時、轉じて子に授くれば」。其母卽ち箜篌を以て之に授け、報じて言はく、『姉妹、若し我兒に見

隱に産生せんことを」。是語を作し已るに象は便ち子を生み、而も尾は出でざりければ、女見て微笑して是の如きの語を作せり、「此の小過も亦相容さゞらんとは」と。內人問うて曰はく、「爾、何の過かありし」。答へて曰はく、「我れ先時に於て他の孩子を抱き、其兒尿を失して我陰に流入せるに、爾の時に當りて受樂せるに似如たりき。此の小過に緣りて尾は身に隨はざるなり」。斯の實語に由りて尾亦隨ひ出でぬ。臣、王に報じて曰はく、「象子已に生まれぬ」。王曰はく、「誰か能く出さしめたる」。時に大臣は事を以て具さに白すに、王遂に傷ひて曰はく、「我が宮女は咸く貞良ならず、唯牧牛人のみ獨り見淸白たり」。王曰はく、「牛女を喚び來れ、我れ須らく自ら問ふべければ」。女至るに王問ふらく、「汝、實言を以て象をして子を生ぜしめたりや」。答へて曰さく、「是の如し」。王、是念を作さく、「母既にして賢善なり、女亦應に然るべし。我れ試みに之に問はん」。（問うて曰はく）、「汝に女ありや不や」。王に答へて言さく、「有り」。「其字は如何」。答ふ、「名は妙容なり」。「曾て人に與へたりや未だしや」。答ふ、「未だ曾て與へじ」。「阿母、若し是の如からんには當に可しく我に與ふべし」。答ふ、「王が意に隨さん」。卽ち儀禮を辦へて娶りて宮中に入れぬ。王復念曰すらく、「宮女貞ならざれば已に盟誓を虧けり、若し此に住せしめんには必らず非法を行ぜん」。後に金翅鳥の來れるに因みて王は卽ち具さに其事を告ぐらく、「弟、宜しく曩日に我婦を將ゐ去りて海洲上に安き、夜に可しく持ち來るべし」。答へて言はく、「善好なり」。遂に便ち婦を以て金翅に付與せるに、其の言契の如くに晝に去りて夜に來れり。時に彼海洲に好香の花あり名けて〔一八〕去醫と曰へり。婦便ち日々に此が花鬘を結びて梵授に送與せり。時に婆羅痆斯に婆羅門子あり、樵木を取るに因みて須らく山林に往けるに緊那羅神女に見え、遂に婆羅門子と將に石龕中に入り、便ち與に交通して共相に意を得たりき。其女若し出でて花果を求めん時は、自ら既にして出で已るに便ち大石を將つて其門を掩閉して人動ずる能はさりき。後に多時を經て一子を誕生せるに、其子行く時身形速疾なりければ、

【一八】去醫華。

誕生して顏貌端正なりき。後に異時に於て復鳥子を生みしに形金翅の如かりき。其父遂に亡じければ、是時衆鳥は子を立てゝ王と爲せり。母、子に告げて曰はく、「汝、父族を承けて身、王たるを得たり、此は是れ汝が兒なり、今可しく將ゐ去りて婆羅痆斯に向ひ、衆人中に於て立てゝ國主と爲すべし」。答へて言さく、「國母、我當に爲に立つべし」。時に婆羅痆斯城に現に國王あり名を梵授と曰ひ、法を以て世を化しぬれば安隱豐樂に…… 廣く餘に說けるが如し。王、朝集に於て衆中に在りて坐せるに、時に金翅鳥王は雙足の爪を以て其兩臂を擒へて大海に棄て、諸の妙瓔珞もて其兒を莊嚴し、王城に將ゐ至りて師子座上に置へ、諸臣に告げて曰はく、「此は是れ汝が王なり、好く當に伏事すべし。如し相違するあらんに還汝等をして倶に大海に淪ましめん」。人皆畏懼して教を奉じて行じ、臣も亦敢へて斯事を告令せざりければ、衆人皆是れ梵授王なりと謂へり。時に王は金翅鳥に報じて曰はく、「時々の間に於て我が與に相見えよ」。答へて言はく、「我來らん」。後に異時に於て王に母象あり、月滿ちて兒を生むに但其頭を現じて身出づる能はざりき。臣、王に白し知らしめしに、王曰はく、『後宮に牽き入れて諸の宮人をして實語盟要を作さしめ、其をして速かに出さしめよ。應に是の如くに呪すべし、「若し王を除いて外に男子なからんには、宜しく象子をして安隱に生出せしめよ」と』。卽ち便ち牽き入れしに、時に諸内人は皆盟誓を作さく、「若し我れ王を除いて更に人なからんには、象子宜しく出づべし」と。此誓を作せりと雖象は極辛苦して兒は生るゝ能はざりければ、人皆大に叫びて如何せんかを知らざりき。時に牧牛女の宅あり斯を去ること遠からざりしに、人の叫聲を聞いて其所以を問ふらく、「何の故にか宮內に大叫聲あるなる」。諸人具さに告げしに牧牛女曰はく、「我れ盟要を爲さんに能く象兒をして安隱に出づるを得せしめん」。諸人聞き已りて具さに大臣に告げ、大臣は王に白して遂に內に喚び入れしに、女卽ち便ち實語を以て象前に要を爲せり、「我れ生まれてより來、一夫を除いて外に別の男子なし、此事、實ならんには卽ち願はくは象子の安

其の人天の願を遮せんと欲せんが爲の故に、彼の機緣に隨ひて爲に妙法を說きたまひければ、彼は法を聞き已るに預流果或は一來果及び不還果を得、或は出家して諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を獲、或は聲聞菩提心を發せる者、或は獨覺菩提心を發せる者、或は無上大菩提心を發せる者、或は[14]煖・頂の諸有善根を發し、或は[15]中下の忍心を發すありて皆大衆をして三寶に歸信せしめたまひき。爾の時世尊は卽ち此緣を以て而し頌を說いて曰はく、

「設轉輪王と作り　或は復天上に生じて　勝定を得ると雖　預流果に如かじ」。

爾の時世尊は諸大衆の爲に示敎利喜して妙法を說きたまひ已るに、時に諸苾芻は咸く皆疑ありて世尊に請じて曰さく、「何の意にてか具壽鄔陀夷は嗢鉢羅の香氣を聞いて是れ彼尼なるを知れるなる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、[16]『但に今日香を聞いて知るを得たるのみに非ず、過去時に於ても亦曾て香を聞いて而し其事を知れり。汝等應に聽くべし、過去世に於て婆羅痆斯城に一商主あり、妻を娶りて未だ久しからざるに便ち卽ち娠ありき。是時商主は大海に入り珍寶を求覓せんと欲して其妻に告げて曰はく、「賢首、我れ他方に向ひて妙寶貨を求めんとす、汝、家室を看りて宜しく用心すべし」」。答へて曰はく、「聖子、若し是の如からんには我も亦隨ひ去らん」。答へて曰はく、「誰か當に汝が與に共に相供給すべき」。彼便ち啼泣せりければ、徒伴悲むを見て問うて言はく、「何の故なりや」。答へて曰はく、「我と共に一處に同行するを得んと欲せるも我れ隨へられざれば此が爲に啼泣せるのみ」。伴曰はく、「彼が意に去かんと欲せるに何ぞ之を隨へざる」。答へて曰はく、「誰か相供給せん」。伴曰はく、「但、共に去かしめんには我れ爲に相供せん」。卽ち便ち將ゐ去れり。既にして大海に入りしに、[17]摩竭魚のために其船舶を破られければ、是時商主は此に因りて命終し、餘人も亦死にたるに、其婦伶俜して遇一版を得、幸に風便に因りて海洲に飄ひ至れり。金翅鳥王あり此に居住せるが、遂に此女を將へて以て妻室に充てしに、未だ久しからざるの間に昔懷娠せる所、一子を

【一四】煖頂諸有善根。預流果以前の加行位なり。四諦の上に十六行相を觀じ修するを煖位とし、見道無漏智の聖火のあたゝまりを兆す故に煖位といふ。頂位は具さに四諦を觀じて十六行相を修し、愈ゝ進んで見道に進入せんとする位をいふ。退位中の最高處なる故に頂位といふ。

【一五】中下の忍心。忍法は頂位の後念に生ずる善根にして三品あり、四聖諦を忍可し決定すること最も殊勝なる位なれば忍と名づく。その中、下忍は具さに四諦を觀じ十六行相を上下二界にわたりて修するも、中忍は所緣の諦を減し能緣の行相を減して最後に欲界に屬する苦諦の一行相を殘すに至るをいふ。こゝに上忍を出さゞるは僅かに一刹那に先に殘せる苦の一行相を觀じ、その上忍の後念に最勝の觀智(世第一法)を得て一刹那にして預流果に入る故に、一刹那なるを以て預流果又は中下忍を示せるのみ。

【一六】鄔陀夷聞香推知前生因緣譚。

【一七】摩竭魚。律部十九、註(九の四)參照。

爾に苾芻尼形を作さんには人皆見に輕んじて道を進むに由なけん、我今宜しく大神通を現ずべし」。卽ち自身を以て化して輪王と爲り、七寶は前に導き、九十九億の軍衆は圍遶し、千子具足し、微妙莊嚴もて半月形の如くして世尊處に詣れり。時に無量億衆の沙門婆羅門外道內道の無邊の四衆ありて悉く皆影附して未曾有なりと歎じ、上に白蓋を持して翊從雲奔せること猶し白日の千光明を放ち、朗月澄輝して星漢に出でたるが如く、是の如く嚴飾し壯麗思(議)し難くして世尊所に至りしに、大衆は見已りて皆希有を生じ、瞻仰して疲を忘れ各異念を生ずらく、「何處にか是の如きの國王軍容の愛すべきものあるを得べき、多に是れ他方の輪王帝主ならん」。旣にして是を見已るに各求願を生ずらく、「如何がしてか我をして斯樂を受くるを得せしむべき」。大衆は路を開いて彼をして前に近づかしめしに、爾の時鄔陀夷苾芻は斯の衆會に在りて諸人に告げて曰はく、「此れ輪王に非ず、乃し是れ嗢鉢羅苾芻尼の自ら神通を現じて來りて佛足を禮せんとなり」。時に衆問うて曰はく、「大德、云何がしてか是れ嗢鉢羅尼なるを知れる」。答へて曰はく、「嗢鉢羅花の香氣芬馥とし、嗢鉢羅色もて衆擧りて同然たれば、故に知んぬ、是れ彼が斯の神變を現ぜるなるを」。時に苾芻尼は既にして佛所に至るに便ち神通を攝め、前みて佛足を禮して一面に在りて住せり。爾の時世尊は既にして坐に安んじ已るに嗢鉢羅尼に告げて曰はく、「汝今可しく去るべし、苾芻尼は我前に當りて立つこと勿れ、尼にして大師に對ひて神通を現ぜんには是れ非理事たり」。佛のために訶せられ已りて便ち一邊に詣りしに、佛は是念を作したまへり、『尼にして佛前に對ひて神通を現ぜんには是の如きの過あれば、我れ諸尼に制せん、「[三]大師前に於て神力を現ぜざれ」と』。諸苾芻に告げて曰はく、「今より已後、諸苾芻尼は應に大師の前に於てして神通を現ずべからず、作さんには越法罪を得ん」と。

爾の時大衆は此輪王の大威勢あるを見て心に願樂を生じて人道に生ぜんことを求め、或は諸天の光明の愛すべきを見て皆願樂を生じて天中に往かんことを求めぬ。爾の時世尊は斯事を見已るに、

【三】苾芻尼は佛前にて神通を現ずるを制す。

て頞瓶迦道を蹈み、手には百支の傘蓋の價直百千兩金なるを擎げて而し世尊を覆ひまつり、幷に欲界諸天は而し侍從を爲せり。佛は是念を作したまへり、『我れ但歩みてのみ去らんには恐らくは外道は見に譏らん、「沙門喬答摩は神通力を以て三十三天に往けるに、彼の妙色を見て心に愛著を生じ、神通卽ち失して足歩して還れり」と。若し神通のみを以てせんに徒に天匠を煩はせるのみならん。我れ今宜しく半は神通を以てし半は足歩を爲して贍部洲に往くべし』。爾の時世尊は寶階を循りて下りたまひしに、此を去る十二踰繕那にして人氣上に薫じて死屍の臭の如く、彼諸天をして鼻齅する能はざりき。世尊は知り已りて牛頭栴檀の香林を化作し、氣芬馥として聞く者をして歡喜せしめたまへり。佛は是念を作したまへり、「若し贍部洲男にして天女を見、女にして天男を見んに情に愛染を生じ、婬欲心極熾盛に由りての故に便ち熱血を歐き悶絶して命終すれば、我今宜しく神通力を以て男をして天男を見、女をして天女を觀せしめん」。是の如く作したまひ已るに、染愛をして其心を擾嬈せしめざりき。爾の時 一 具壽須菩提は一樹下に在りて晝日閑居せるに、遙かに世尊が諸天大衆に恭敬圍遶せられ、威德尊重にして三十三天より而し此に來至したまへるを見て、便ち是念を作さく、『所有此等大德諸天は悉く皆佛を辭して當に天處に往くべく、此の諸人衆は百年の中並に皆身死に、佛も化緣盡きんに亦復涅槃したまふなれば、斯等の威嚴も磨滅せざるなきなり。善い哉世尊は處々に慇懃に是の如きの語を作したまへり、「諸行は無常なり體恒に變易す、生滅の法は是れ可惡の事たり」と。我今此に於て深く厭心を起し、五取蘊に於て無常・苦・空・無我を觀察せん』。是の如く知り已りて智金剛の杵を以て二十種有身見の山を摧き、預流果を獲て不壞信を得たり。卽ち便ち速疾に加趺坐を捨し、右膝を地に著け合掌恭敬して遙かに世尊を禮し瞻仰して住せり。爾の時 二 嗢鉢羅苾芻尼は是の如きの念を作さく、「佛は天上より贍部洲に下りたまはんとす、何の方便を作してか我れ最初に世尊の足を禮しまつるを得べき。大衆皆集まりて地として踵を旋らすなし、若し其れ直

【一】具壽須菩提（Subhūti）。善吉とも善現とも譯す。

【二】嗢鉢羅苾芻尼（utpala-varṇā）。蓮華色尼なり。

することあることとなし。然も彼諸天は能く此に來至すれば、善い哉世尊、慈悲哀愍もて彼天處より贍部洲に下りたまはんことを」と』。此白を作し已るに、爾の時世尊は目連に告げて曰はく、『汝今可しく贍部洲中に往いて諸の四衆に告ぐべし、「彼の七日を滿じ已らんに、佛は天處より贍部洲に向ひ、[六]僧羯奢城淸淨曠野なる烏曇跋羅樹邊に於て而し下らん」と』。時に大目連は佛語を聞き已るに佛足を頂禮して卽ち還定に入り、猶し壯士の申臂を屈する頃の如きに、三十三天より沒して贍部洲中に出で、諸の四衆に告ぐらく、「此七日を滿じ已るに佛は天處より來りて、贍部洲烏曇跋羅樹邊に而し下りたまはん」。時に諸の四衆は各香花を持して僧羯奢城に往けり。時に彼城中の所有人衆は佛將に至らんとしたまふと聞いて皆大歡喜し、諸穢を淨除し街衢を掃飾し、灑ぐに香水を以てし名花遍く布き、幢旛繒蓋は處々に莊嚴して歡喜園の如くに誠に愛樂すべく、一勝處に於て妙高座を敷いて如來を[七]企想しまつれり。是時、如來は三十三天衆の爲に當機の法を說いて示教利喜したまひ已るに、卽ち此より沒して諸天衆と將に夜摩天に至り、爲に法を說き已るに卽ち此より沒して復天衆と將に覩史多天に至りて其が爲に法を說き、是の如く化樂・他化自在・梵衆・梵輔・大梵・少光・無量光・光音・少淨・無量淨・遍淨・無雲・福生・廣果・無煩・無熱・善見・善現に至り、色究竟天に至りて皆爲に法を說いて示教利喜したまひ已るに、卽ち此より沒して善現天に至り……是の如く下に向ひて乃し三十三天に至りたまへり。是時帝釋は佛に白して言さく、「世尊、今贍部洲に詣らんと欲したまふなりや」。答へて言はく、「我れ去かんとす」。白して言さく、「神通を作してとやせん、足步を以てしてとやせん」。答へて言はく、「足步にて」。帝釋卽ち[八]巧匠天子に命じて曰はく、「汝應に三道の寶階を化作すべし、黃金と吠琉璃と[九]蘇頗胝迦となり」。答へて言さく、「大に善し」。卽ち便ち三種の寶階を化作せるに、世尊は中に處して琉璃道を躡み、[一〇]索訶世界主大梵天王は其右邊に於て黃金道を蹈み、手には微妙の白拂の價直百千兩金なるを執り、幷に色界諸天は而し侍從を爲し、天帝釋は其左邊に於

【六】僧羯奢城淸淨曠野烏曇跋羅樹。avadāna ś. (II, p. 94, l. 15) に Sāṅkāśye nagare āpajjura dāve udumbaramūle (僧羯奢城に於けるアーパッジュラ園に於て烏曇跋羅樹根に於て……)とあり。āpajjura は不幸の義にして淸淨曠野の語に相應せざるも、本律にかゝる表現あるは注意すべし。

【七】企想。くびすをあげて待ちのぞむなり。

【八】巧匠天子。毘首羯磨天子 (Viśvakarman) なり。帝釋の工巧臣なり。

【九】蘇頗胝迦 (sphaṭika)。水精。

【一〇】索訶世界主大梵天王。律部十三、註（八の二三）娑婆世界主梵天王參照。

天闊遠せること、猶し贍部四衆の無邊なるが如くなり」。世尊は大目連の心の所念を知しめして告げて言はく、「目連、此の大衆は自ら能く來れるには非ず、皆我が力に由りて而し來去するあるのみ」。是時目連既にして佛所に至り、雙足を禮し已るに退いて一面に坐し、普く大衆を觀じて白して言さく、「世尊、此大衆の甚奇希有にして悉く皆雲集せるを念ずるに、彼前身に佛・法・僧・清淨聖戒に於て、不壞心を生じて深心成就せるに由り、彼に於て命過して此に來生せるなり」。佛、目連に告げたまはく、「是の如し、是の如し、此の諸大衆は彼前身に佛・法・僧・清淨聖戒に於て不壞心を起し深心成就せるに由りて、彼に於て命過して此に來生するを得たるなり」。此時天帝釋は佛世尊と大目連と論說する所あるを見て、即ち佛前に於て大目連に告ぐらく、「……重ねて其事を叙べ……其の三寶と清淨聖戒とを敬信せるに由りて……廣く說きて…… 乃至、此に來生するを得たるなり」。復天子ありて大目連に告ぐらく、「……重ねて其事を叙べ…… 廣く說きて……乃至、此に來生せるなり」。復天子あり座よりして起ち偏に右肩を袒して合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、我れ前身に佛に於て深信せるに由り、彼に命過して此に來生せるなり」。復餘天あり是の如きの語を作さく、「我れ前身に法に於て僧に於て清淨聖戒に於て深く淨信を生じて具足して受持せるに由り、彼に命過して此に來生せるなり」。時に無量百千の天衆あり、親しく佛前に於て悉く皆預流果を證得し、各佛足を禮して隱れて現ぜざりき。爾の時目連は衆の去れるを見已るに、即ち座より起ち偏に右肩を袒し合掌して佛に向ひ、白して言さく、「世尊、贍部洲中の所有四衆は各並に虔誠もて我所に來至して是の如きの語を作せり」、『大德、我等久しく佛を見まつらざれば咸く渴仰を生ぜり、我等願欲して世尊を見まつらんと欲す。善い哉、大德、勞を憚らさらんには願はくは我等が爲に世尊處に至り、我等が言を傳へて佛足を頂禮しまつらんことを。「伏して惟みるに大師は一夏より來、起居輕利にして病なく惱少く安樂住したまへりや。我等四衆は神通もて能く三十三天に往いて世尊の足を禮し親覲し供養

りき。爾の時世尊は其利養の過を斷ぜんと欲せんが爲の故に、遂に三十三天に昇り、[四]玉石殿上に於て三月安居し、[五]圓生樹に近くして母の爲に法を說いて、餘の天衆をも幷ねたまへり。具壽大目連は逝多林に在りて而し安居を作せり。是時四衆は既にして世尊なかりければ、咸悉く共に大目連所に詣り、頭面に禮足して一面に在りて坐せり。尊者は來れるを見て卽ち爲に法を說き、機に隨うて演暢して示敎利喜し默然して住したまへり。是時四衆は各座より起ち偏に右肩を袒して合掌恭敬し、尊者に白して曰さく、「大德、頗し聞けりや、如來大師は今何處に於て而し安居を作したまへるかを」。尊者答へて曰はく、『我れ聞けり、「佛は三十三天に往き、玉石殿上に於て而し安居を作し、圓生樹に近くして母の爲に法を說きたまへり」と』。是時四衆は既にして法を聞き、世尊の所在を知るを得たれば、深く歡喜を生じて禮足して去りぬ。安居竟るに至り四衆還來りて尊者の足を禮して一面に在りて坐し、尊者は爲に法を說き已るに、大衆各起ち禮足して白して言さく、『大德、諸人久しく佛を見まつらざれば咸渴仰を生ぜり、我等願欲して世尊に見えまつらんとす。善い哉、大德、勞を憚らざらんには願はくは我等が爲に世尊所に至り、我等が言を傳へて佛足を頂禮したまはんことを、「伏して惟みるに大師には一夏より來、起居輕利にして病なく惱少く安樂住したまへりや不や」と。復更に爲に白したまはんことを、「贍部洲内の所有四衆は、久しく聖顏に違きぬれば咸く親奉せんことを希へるも、我等四衆は神通もて能く三十三天に至り、世尊の足を禮して親覲し供養することあることなし。然も彼天衆は此に來至するを得れば、願はくは佛、慈悲もて我等を哀愍したまはんことを」と』。時に大目連は默して其請を許へるに、衆は許へるを知り已りて禮辭して去りぬ。尊者は大衆の去り已れるを觀知して卽ち勝定に入り、猶し壯士の申臂を屈する頃の如きに卽ち此より沒して三十三天に至りて現じ、遙かに世尊の、玉石殿に於て諸天衆の無量無邊の爲に、微妙の法を說きたまへるを見ぬ。時に大目連は覺えず微笑して是の如きの念を作さく、「世尊は此に至りたまひて諸

【四】玉石殿。皮闍延多樓(Vaijayanta)の譯なるべし、律部十一、明了論の註(六二)參照。

【五】圓生樹(pāriyātra)。大正(1,810c)參照。剡浮樹ならんか。律部十一、明了論の註(六二)參照。

巻の第二十九

第六門の第四子、[一]頌に攝するの餘、佛、天より下りたまふ等の事を明す。

爾の時佛、室羅伐城に在しき。既にして大神通を現じて諸外道を降伏し、無量衆を利益して類に隨ひて悉く歸依せ(しめ)、一切人天をして咸く歡喜せしめたまふに、遠近の城邑婆羅門等及び工巧人は、並に皆室羅伐城に來集して世尊處に於て而し出家を爲せり。時に彼諸人の所有眷屬は、皆來りて尋覓して此城中に至り、見え已りて告げて曰はく、「仁等、俗を捨て丶來りて出家せんに、我等をして若爲が存活せしめんと欲するなる」。答へて曰はく、「汝若し愛せんには可しく斯に住すべく、當に其法を受くべし」。彼曰はく、「善い哉、我當に修學すべし」とて、即ち皆出家せり。時に婆羅門等は見已りて譏嫌すらく、「此等の工人にして出家して俗を捨てんに、我に作務あらんには何人を使はんと欲すべき」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「工巧の人來りて出家せる後、還昔時所有の作具を畜へぬれば、是因緣に由りて譏醜を生ずるを致せり」。諸苾芻に告げて曰はく、「既に出家せん後は[二]應に更に工巧の具を畜ふべからず、若し仍ほ畜へんには惡作罪を得ん」。佛制戒したまへる後、時に醫人あり既にして出家し已り隨處に遊行して室羅伐に至りしに、舊苾芻の身、病苦に嬰れるあり、客苾芻の來れるを見て報じて言はく、「具壽、可しく我が爲に治すべし」。答へて曰はく、「佛は我の、先に是れ醫人なりしには更に醫具を畜ふるを許したまはされば、何物を將りてか而し療病せんと欲すべき」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ今諸苾芻にして先に是れ醫人なりしには[三]針刺の物を持つを得、若し是れ書吏なりしには筆墨を持つを得、若し剃髮人なりしには剪刀子を畜ふるを得るを聽許せん」と。

緣處は前に同じ。(既にして)神變を現じたまひての後人天歡悅し、佛及び苾芻は多く利養を獲た

【一】二十五巻の註(三八)の本文偈の第四句、刀子下天宮に相當す。

【二】畜工巧具禁(初制)。

【三】針刺・筆墨・刀子等聽許(隨戒)。

低頭すべし」と曰へるに、猴も亦低頭せりければ珠便ち地に墮ちぬ。王見て大に喜び、其の奇智を嗟し、罪を捨し功を策して重く封祿を增せり。時にに彼六臣は一處に聚まれに因みて共に議を爲して曰はく、「我等昔時には王は倶に愛重せりければ、彊を分ち野を畫して並に安居するを得たりしに、今日斯の貧賤下俚の數(しゆく)薄伎を呈せるに由りて遂に[四八]當途(たうと)を得、我等をして祿位を喪亡せしめて城を侵し邑を奪へり、知んぬ、如何がせんと欲せんかを」。一臣告げて曰はく、『我等六人共に盟要を爲さん、「所有言契は誓うて相負かず、同心戮力して怨讎を杜絕せん。大藥及び王は我に於て恨なけんも、可しく祿位をして還復せんこと先の如からしむべし」と』。是の如く議し已り、明日六臣は共に園所に詣れり。大藥は旣にして六臣が一處に同聚するを見て(念ずらく)、「必らず非常の議あらん」。便ち具相鸚鵡に告げて曰はく、「汝、園中に往いて彼ら聚集して何(いかん)の籌議を作さんかを觀じ、還來して我に報ぜよ」。鸚鵡卽ち去り、影を林中に隱して彼が言說を聽けり。時に彼六臣は旣にして園中に至り、各男女を以てして共に婚對を爲して是の如きの語を作さく、「旣にして親密を爲め(かさ)て復猜疑なし、謀計の事外に洩れしむることなければ實を以て相告げよ」。[四九]一は云はく、「我れ先に曾(すなは)ち王家の孔雀を食はん」。一は云はく、「我れ內人と交通せん」。餘も並に各己情を述べて共に謀事を爲し、是の如く六人更相(たがひ)に告語して、便ち共に盤を同じくして一處に而し食せり。鸚鵡は聞き已るに大藥に告げ知ら(しめ)ければ、大藥は內に入りて具に王に白して曰さく、「王が大臣は是の如きの忠素[五〇]なり、伏して惟みるに事如何がせんと欲すべきかを思察したまはんことを」。王は具さに問うて悉く皆是れ實なるを知り、卽ち便ち擯斥して邊方に驅逐せり』[五一]。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等異念を生ずること勿れ、往時の大藥とは我身是れなり、重興王とは舍利子是れなり、彼六大臣とは卽ち六師是れなりしなり。我れ昔日に於て彼六臣を擯せるに、今三界の最尊と爲り大神通を現じて還六師外道を驅りしなり、汝等苾芻、善知識に於て應に當に親近すべし。然り智識は聰敏にして一切內外の典籍に通明するに由りて、終に能く是の如きの盛德を成就するなれば、汝當に學を修むべし」と。[五二]

【四八】當途。政權の要路に居るをいふ。

【四九】本文に一云我先曾食王家孔雀一云我與內人交通餘並各述己情共爲謀事とあり。

【五〇】忠素。忠實の義なるも今は反對なるを示す。

【五一】以上にて釋尊の外道降伏したまへる本生譚を了れり。これ第二十七卷初の汝等苾芻宜應諦聽、乃往過去…以下の極めて長き物語を終れるなり。

【五二】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

「我れ昔時に於て城郭を遍行せるも、尙ほ能く麁食もて軀に充つるを得ざりしに、今美味を餐へり、更に何の少くる所ぞや。然り、我れ獨身にては而し臥する能はじ」。卽ち城中の第一倡女を[四六]引くらく、「此も亦我と共に瓔珞珠を分てり」。女既にして至り已るに同處に身を禁へければ、便ち與に歡を交へて意を得て而し住せり。乞人念曰すらく、「設、我身を禁へて十二年を滿さんとも亦未だ出づるを求めじ。然り五欲に於て尙未だ圓滿せざれば、美妙の音聲もて終に須らく可を悅ばすべし」。復樂人を引くらく、「共に瓔珞を取れり」。彼れ枉を稱せりと雖禁身を免れざりければ、音樂は情に隨せて更に乏くる所なかりき。是の如く遷延して遂に多月を經ければ、諸人勞倦して共に乞人に告げて曰はく、「汝、我等を放たんに汝をして安樂ならしめん」。乞人自ら念ずらく、「斯等にして既にして出さんには豈に復相憂へんや。我が思忖する如くんば、大藥の計策鑒明に非ずよりんば、我身をして斯の幽獄を免れしむるを能くせんや」と。卽ち大藥の子を引くらく、「亦共に珠を分てり」。其子既にして禁へられければ、大藥便ち念ずらく、「我子幽せられぬ、寧んぞ閑住すべけんや」。卽ち入りて王に白さく、「我に愆ありと雖子には過咎なきに、何に因りてか我子輙ちに復身を禁へられたる」。王曰はく、「百千兩金の眞珠瓔珞を乞人將ち去り、外に於て共に分ちたればなり」とて、具さに所由を說いて以て大藥に告げぬ。卽ち王に白して曰さく、「願はくは憂ふるを須ゐざらんことを。此妙頸珠は人の將ち去るなけん、臣が計を以てして必らず望みて求得すれば、其の所繫の人は請ふ皆放出したまはんことを」。王、釋放せしめぬ。大藥、園に入りて珠を失せる處を檢し、仰いで高樹を觀ぜるに獼猴あるを見たければ、念へらく、「彼の珠瓔は是れ此が將ち去れるのみ、然れども方便を須ちて始めて之を得べけん」。[四七]卽ち王に白して曰さく、「還可しく前の如くに宮人を並び出したまふべし」。(宮人並び出づるに、大藥は)、「頸下の瓔珞は咸悉く莊嚴せよ」と(曰へるに)、獼猴も遙かに見て珠を取りて頸に掛けぬ。大藥は「宮人、起ちて舞ふべし」と曰へるに、猴は見て亦舞へり。大藥は「可しく並に

【四六】引くとは、誘ひいだして共犯者とする意なり。

【四七】本文に卽白王曰還可如前宮人並出頸下瓔珞咸悉莊嚴獼猴遙見取珠掛頸大藥曰宮人起舞猴見亦舞、大藥曰可並低頭猴亦低頭珠便墮地王見大喜嗟其奇智捨罪策功重增封祿とあり。譯文少しく補うて取意せり。

遙かに望みて而し住せるに、諸女皆過ぎて一從婢あり、形餓鬼の如くにして後に在りて而し行けるに、惡相は之を捉へて云はく、「是れ我婦なり」。大藥曰はく、「若し是れ汝が婦ならんには意に隨うて將ゐ行れ」。即ち便ち持り取へて而し頌を說いて曰はく、

「上人は還上を愛み　中人は自ら中を愛む　我は是れ餓鬼形なれば　還汝が餓鬼を怜まん。此の天宮處を棄てゝ　相隨へて鬼家に向はん　色類正に相當す　餘を求めんも得べからじ」。

復異時に於て大藥は少過ありしに因みて王が意に平かならざりければ遂に與に語らず、王は宮女と與に苑園中に向ひて竟日遊戲せり。是時夫人は頸より眞珠瓔珞の價直百千兩金なるを脫して樹枝上に掛け、忘れて取らずして日暮るゝに歸を言べ、睡りて中宵に至り然して後に方に憶せり、時に彼の眞珠は獼猴之を見て持ちて高樹に上れり。王は使をして去らしむらく、「急ぎ珠を取るべし」、使去りしも獲ざりき。時に乞兒あり殘食を拾ひ已りて將に園を出でんと欲しければ、使者遂に執ふらく、「更に人の入るなければ、我に珠瓔を還せ」。答へて曰はく、「我は是れ乞人なれば瓔珞を見ざりき」。即ち便ち打拷して將に禁官に付せんとせるに、乞者自ら念ずらく、「我今應に方便を設くべし、若し更に此に住まらんには餓のために亡せなん」。使者に告げて曰はく、「我れ珠瓔を得たるも持して某甲長者の子に與へぬ。」使者即ち便ち長者子を收へて同一木の[四四]枋もて而し其足に械せり。時に長者子には食時に至る毎に多く上味を持りければ、乞人從ひ覓めしに、子乃ち叱して曰はく「汝、此が爲の故に我を引いて將ゐ來れるのみ、汝に與ふる能はじ」。子既にして食罷みて去いて[四五]旋廻せんと欲せるに、答へて曰はく、「我れ時未だ至らざれば共に去くこと能はじ」。彼即ち愛語して告げて曰はく、「可しく我と共に行くべし、汝をして安樂せしむれば」。報じて曰はく、「可しく要誓を爲すべし、當に汝が言に隨ふべけん」。彼既にして誓を設けて遂に共に旋行せり。子は家人に報じて曰はく、「明日已後常に兩人食を將ち來れ」。乞人此に因りて情に歡喜を生じて是の如きの念を作さく、

【四四】枋。本文に使者即便收長者子同一木枋而械其足とあり。前の乞食に械せると同一の木なる意。枋は檀木ともいひ、紫檀黑檀等の檀類をいふ。
【四五】旋廻。小便なり。

鑿を把れり」。

女人報じて曰はく、

意に任せて山頭に死に　情に隨せて毒を食ひて亡せよ　我れ愛でゝ汝見に輕んぜり　奈何が應に皷を打つべき」。（此中の諸頌の第四句は皆是れ當時に目前の事を取りて而し詞句を爲せり。意に人を迷はさんと欲してなり、更に別義なきなり）

時に彼二人は意に餘言に託して共相に對答せるに、王便ち問うて曰はく、「夫人の言義、何の所談ぞや。我れ聞くも解せず、可しく爲に申述すべし」。烏曇卽ち便ち王に向うて具さに說くらく、「此は是れ我夫にして父母嫁與せり、大智慧ありて洞に四明を解せる（もの）、今相求めんが爲に此に來至せるなり」。王曰はく、「汝可しく默然すべし、勞はしく共語するなかれ。又汝今日、意に如何がせんと欲するなる、更に彼人と昔愛を存せんとするなりや」。答へて曰さく、「寧んぞ斯事あらん、自ら當に彼をして我に於て嫌を生ぜしむべけん。然れども此の婆羅門は多く呪術を解すれば、應に造次に其人を苦責すべからじ」。王卽ち緣を以て大藥に報じ知ら（しめ）しに、大藥曰さく、「願はくは王、憂うるなからんことを。我れ彼女をして王に於て愛重せしめ、其の婆羅門は身形鄙劣なるに夫人は光彩群に超えぬれば、敢へて親附せ（しめ）じ」、是時大藥は婆羅門に報じて曰はく、「仁、宮內に來れるは何の所求を欲してなりや」。答へて曰はく、「我婦を大王は宮內に將ゐ入れたればなり」。問うて曰はく、「汝が婦を識れりや不や」。答へて曰はく、「我れ識れり」。大藥曰はく、「宮女五百は皆前に喚び來れば、若し是れ汝が妻ならんには卽ち當に牽き取ふべし、如し其れ謬悞せんに刀もて汝が頭を斬らん」。彼言はく、「敎に隨はん」。王は宮人に勅すらく、「並に皆莊飾して我所に來至せよ」と。卽ち皆總集して帝釋の五百婇女の如く、烏曇に隨從して皆王所に詣れり。大藥遂に婆羅門に報じて曰はく、「汝が妻を識れりや不や」。惡相旣にして常の嚴飾に非ざるを見て、猶し龍蛇の呪のために禁はれたるが如くにして一も言說するなく、又赫日の、目視するを敢へてせざるが如くなりき。時に婆羅門は

遂に烏曇女の邊に至りしに、彼が容儀を觀じて是れ天女なるか或は是れ諸神なるかと疑ひ、問うて言はく、「神仙、何の故にか斯に來至せる」。女は頌を以て答ふらく、

「大王、今當に知るべし　我は是れ天女にも非ず　亦諸神の類にも非じ　夫を無くして苦辛を受けたるのみ」。

時に王の使人は扶けて樹を下さしめしに、歡懐もて逆ふなきこと宛ら平生の若くなりければ、遂に與に同車して將ゐて宮内に入りぬ。是時惡相は路に隨うて行りて悔恨心を起すらく、「我れ非法を爲せり、如何ぞ曠野に獨り少妻を棄てたる、可しく覆之を取りて相隨へて舍に歸るべし」と。彼樹下に至りしも烏曇を見ざりしに、餘人告げて言はく、「國王は將ゐ去り、之と與に同乘して共に宮中に入りぬ」。惡相は之を聞くや倍憂慼を生じ、王門所に詣りて進むを得るに由なかりしも、運甎人を見て卽ち便ち隨ひ入り、其婦の王と與に歡戲せるを望見して自ら念ずらく、「何の緣にてか暫し語を交ふるを得べき」。卽ち餘事に託して高聲に頌を說いて告げて曰はく、

「汝、金牀上に在り　花鬘もて自ら莊嚴しつゝ　我と共に歡娛せず　巧匠の刀斧を持せんとは」。

女聞いて報じて曰はく、

「飢渇して池邊に至り　君より麨飮を覓めしに　報じて言へり、女に合はじと　長恨す、可しく鼙[四三]を鳴らすべし。　同行して曠野を經たるには　肉を啗うて相分たず　此を念じては形枯るゝに至る　舞時須らく節を著くべし。　自ら烏曇樹に上りては　熟果は相惠まざりき　此を憶しては身心悴る　兩媥、前に向うて垂れぬ」。

惡相報じて曰はく、

「汝、我を憶念せず　碩學にして才智多く　爲人、事斷くる少きに　我を棄てゝ長く離別せんとは。　山に登りて自ら墜死せん　毒を服して身亡を取めん　殺非、汝が身に當けん　巧兒牢く

【四三】鼙。軍中の鼓なり。

るを得されば、設令諸人にして見に我を笑はんとも、我は要に違するなけん』。即ち爲に禮を具へて女を以て之に娉せるに、其女の威光儼然として畏るべかりければ、遂に惡相をして敢へて前に近づかざらしめき。惡相念曰すらく、「我れ今客たれば情に怯憚を懷けり、宜しく將ゐて舍に歸り意の爲す所に隨ふべし」。是時烏曇は既にして惡相を見て心に不悅を生じ、是の如きの念を作さく、「我れ容華を具せるに夫は便ち醜陋たり、人の爲に笑はれんに生きて亦何の顏ぞ」。惡相遂に便ち將ゐて本處に還るに、其中路に於て道粮皆盡き、一池邊に至りしに飢の爲に逼られぬ。時に行人あり麨に和して飮まんと欲しければ、烏曇は從ひ乞ひて彼便ち減與せるに、惡相は持ち將りて一邊にて自ら食へり。烏曇告げて曰はく、「宜しく多少を分つべし、聊か用ひて虛しきに充つれば」。惡相告げて曰はく、『古仙に制あり、「女は麨を飮まざれ」と。斯が爲に與へじ』。次いで曠野に於て忽ち遺肉に逢へるに、惡相は取りて食ひ、烏曇に與へずして告げて曰はく、「此も亦古仙は女の食するを許さゞるなり」。烏曇念曰すらく、「我に福德なければ、父母は我を嫁して此惡人に與へしなり」とて、深く悔恨を生ぜり。次いで〔四二〕烏曇跋羅樹に至りしに、惡相は樹に上りて果を取りて食ひければ、妻曰はく、「可しく打りて共に飡ふべし、獨り食ふに宜なけん」。遂に生果を墮して熟せるをば自ら食ひければ、報じて云はく、「可しく熟せるを落すべし」。告げて曰はく、「若し熟せるを欲せんには樹に上りて自ら取れ」。彼れ飢の爲の故に卽ち便ち樹に上り果を摘みて食せるに、惡相見已りて便ち是念を作さく、「我に相分なければ斯の如きの輕躁の婦を感得せるか。自ら高樹に上りて果を摘みて而し食はんとは」。又復(念を作さく)、「我身すら未だ自ら濟ふを能くせさるに、誰か更に此の無用の妻を養ふに堪へんや」と。既にして嫌賤を生じ、便ち下りて棘を取りて樹を圍みて而し去りぬ。時に重興王は出でゝ遊獵せるに因みて彼林邊に至りしに、其女は夫を失して情に苦惱を生じ大叫悲哭せりければ、王は其聲を聞けり。王便ち命びて曰はく、「此は既に空林なるに誰ぞ啼哭を爲せるは」。聲を尋ねて

【四二】烏曇跋羅樹(udumbara)、律部十九、註(一三の二一)參照。

とも浮いて沒せず」。諸人報じて曰はく、「未だ曾て石、水上に浮ぶを聞見せじ」とて、卽ち共に契を立てゝ五百金錢を賭けぬ。子還りて父に報ずらく、「我れ浮石を言ひて五百金錢を賭けぬ」。父曰はく、「石を現すべからず、錢五百を將つて彼諸人に酬いよ」。大藥の家中、一獼猴に敎へて善く音樂を閑はしめければ、其子に告げて曰はく、『汝、集會に因みて可しく諸人に問ふべし、「誰か復奇異の事あるを見たりや」と。他皆說き已らんに汝當に報じて曰ふべし、「我に獼猴の善く音樂を閑へるありて、歌舞〔四〇〕絲筑は備さに解せざるなし」』。諸人報じて曰はく、「前に浮石なかりければ已に五百金錢を罰せり、今若し更に虛ならんに倍して千道を輸せ、如し其是れ實ならんに我ら千錢を出さん」。便ち獼猴を將ゐて共に王所に至りて音樂を作さしめしに、是事皆成じければ彼らは千錢を出して以て賭直に酬いぬ。王曰はく、「我れ曾て是の如きの事を見ざりき」とて、大慶悅を生じて廣く珍財を賜ひ、歎じて曰はく、「大藥の智は諸衆中に於て最も第一たり」と。時に此城中に婆羅門あり、聰明叡智にして學は四明に〔四一〕善なりき。妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一女を生み、顏貌端正なりければ、名けて烏曇と爲せり。婆羅門は自ら要を立てゝ曰く、「若し男女ありて我邊に於て學し、我と肩を齊しうせんには我が此妙女は當に之に嫁與すべけん」。女漸くに長大せり。此國中に於て婆羅門ありて一男子を生めるに、形容惡むべくして十八種の醜陋の相を具せり。父母は見已るに極めて不樂を生じければ、名けて惡相と曰へり。漸く童年たりしと雖、「此兒の醜惡は我をして羞恥せしむ」とて、學を爲めしめざりき。其兒長大して自ら無識を恨み、遂に城中に入りて以て學問を求めんとて、彼の聰叡の婆羅門所に至り禮して而し白を致すらく、「我れ來りて請益しまつる、幸に哀憐せられんことを」。彼便ち納受せり。未だ久しからざるの間に、所有書論は悉く皆學盡せりければ、婆羅門便ち是念を生ずらく、『我れ先に要を立てぬ、「如し其れ人ありて我業を學盡せんには、我當に女を以て之に妻すべし」と。此兒は復容儀醜惡なりと雖、本契に違し難し。若し心に負かんには天に生ず

【四〇】絲筑。一種の絃器。

【四一】善なりとは、明閑せる意。

人に一狗を付へて其をして養飼せしむらく、「爾許時を齊りて教へて人語を作さしめよ」と。諸臣は狗を將ゐて各其舍に還り、倍加して養飼せるも然も能く人語せしむるの方法とてはなかりき。大藥も狗を得て亦將ゐて家に至るに、常の食牀を去ること遠からざる(所)に而し其狗を繫ぎ、每に大藥の食時の芳香芬烈にして餅果前に盈てるを見せ(しめ)、希望するありと雖一片をも與へず、但麁食を將りて而し之を養餧し、性命を支濟して其をして死なさらしめければ、形容消瘦して僅かに軀を存するを得たり。王は臣を總命すらく、「所養の狗は可しく將來して集むべし、試みに復人語を解せりや未だしやを觀察せん」。諸狗既にして至るに、悉く皆肥悅せるも並に語を解せざりき。唯、大藥の狗のみは羸瘠して常と異りければ、王曰はく、「卿が狗は何ぞ瘦せたる」。答へて言さく、「大王、我が食へる所の者と同味なるを常に與へぬ」。狗便ち語げて曰はく、「此人妄語せり、我れ常に飢を受けて幾く將に死に至らんとせるに」。大藥曰はく、「此れ人言を解せること、王の親見したまふ所なり」。王便ち大喜して嗟すらく、「諸人に異れり」と。後に異時に於て王は諸臣の誰が智慧あるかを試みんとて、[三八]便ち諸羊を以て人(々)に一口を與へて報じて言はく、「養ひて肥盛ならしめんも其肉をして脂膏あらしむるを得ざれ」。諸人は智なかりければ、皆養うて肥えしめたるのみなりき。大藥は羊を得るや常に飲食を與へて其をして飽足して形貌肥壯ならしめ、然も木を刻みて[三九]豺を爲り、時に來りて恐怖せ(しめ)ければ、羊は飽食せりと雖脂膏生ぜざりき。殺し已りて共に觀ぜるに、果して其事の如かりければ、王曰はく、「何の意にてか餘羊には膏あるに、卿が羊には無きぞ」。事を以て具さに答へしに、王曰はく、「深く奇智あり」と。後に異時に於て諸大臣の子、數五百ありしが同じく芳園に集まりて共に歡會を爲し、言論の次に各相問うて曰く、「誰の室中に於て奇異事ありや、或は餘處に見たりや、宜しく各之を說くべし」。是時諸人は悉く皆說き已り、次で大藥の子に問ふらく、「汝が宅中に何の奇異かある」。答へて曰はく、「我家に石あり、呪力を以て持たんに水中に置在す

【三八】無脂の肥羊。智度論第十五卷(大正 25, 169b, 6)にも出でたり。
【三九】豺。犲の俗字、狼の屬ヤマイヌなり。

飛ぶべからず、一兩日の間目に虚實を觀ぜよ」。復鵶に告げて曰はく、「是れ恩慈なりと雖未だ其處を得ざれば、我を持いて彼王の天祠邊に至りて徐ろに地に放て」。鵶は言に隨ひて作して神祠處に至りしに、其堂內に進みて神の背後の一小穴中に入りぬ。其の守天祠人が諸の香花を以て神前に供養せりければ、鸚鵡言曰すらく、『汝去いて王に報ぜよ、「王に惡行あれば諸神共に瞋れり、比衰禍に遭へるは皆是れ我が作せるなり、若し供養せざらんには殃禍未だ休まざらん。可しく日々に於て多く生肉を獻じ、胡麻・豆子各一升を還ふべし。是の如くして誠を存せんに我れ爲に思審せん」と』。時に守護人は便ち此語を以て大王に白し知らしめしに、王曰はく、「若し是の如からんには所言の教に隨うて、我當に悉く爲に是を作して神を祭るべし」。多時節を經て鵶は生肉を食ひ、鸚鵡は麻を飡へるに毛羽漸く成じて飛颺するを得るに堪へたれば、去意あらんと欲して守護人に告げて曰はく、「汝可しく王に報ずべし、爾所の多時に我を供養せるも　更に一事の、汝違ふを得ざるあり、王及び中宮、城隍の寮庶は咸く鬚髮を剃りて倶に我所に來れ、我當に富樂を施與して窮まりなから（しむ）べけん」。使者は王に白すに、王は卽ち隨ひ作して盡く鬚髮を除き、天祠中に至り天神の足を禮して求哀懺謝せるに、鸚鵡は飛び出でて空中にて頌を說いて曰はく、

「凡そ事皆反報して　報ぜざる者あることなし　汝、我が身毛を落しぬれば　我今還すに汝を剃れり」。

是語を作し已るに[三六]搏霄して去りて大藥所に至れり　問うて曰はく、「何の意にてか遲々として、我をして[三七]見怪せしめたる」。卽ち便ち具さに比經たる所の事を說けるに、大藥聞き已りて極めて歡悅を生じ、具さに王に白し知らしめしに、王は希有なりと嗟して報じて言はく、「大藥、汝眞に有福なり、所感の眷屬皆悉く聰明ならんとは。毘舍佉は神智、人に過ぎ、鸚鵡鳥は世の及び難き處たり」。後に異時に於て王は是念を作さく、「諸臣中に於て誰か最も有智なる」。（卽ち）諸大臣に於て人

【三六】搏霄。本文に搏とせるも今搏に改めたり。おほぞらに羽ばたきして飛び去る貌なり。
【三七】見怪。おもんばかりあやしむなり。

に此國の王は廣く大禮を施し、婚嫁已に畢るに即ち妙藥を策して大夫人と爲せり。時に半遮王は使をして書を齎らさしめて妙藥に與へて曰はく、「我れ憂悶を懷けること汝豈に知らざらんや、可しく細尋して誰が「食に毒藥を和して彼王を害せんと欲す」との此事を傳へたるかを求むべし」。女は書を得已るに其事を推察して、是れ大藥の鸚鵡が密信を傳通せるを知りければ、使をして父に報ぜしめぬ。父は書を得已るに覆使をして報じて此消息を通ぜしむらく、「皆鸚鵡が事を察知し已りて往還して相報ぜるに由り、遂に紛披を致して家國を喪亂せるなれば、彼の鸚鵡は可しく附して將來すべし」。女は鸚鵡を籠みて父王に寄與せりければ、王は鸚鵡を見て倍瞋恚を生ずらく、「此の獰鳥に由りて國を亡ぼし親を喪へり、更に評論する勿れ．即ち宜しく殺却すべし」。鳥乃ち稽首して王に白して曰さく、「幸に願はくは我祖父の死法に依らんことを。以て命終を取らんに、死すとも亦恨なければ」。王曰はく、「彼死法に隨ひて而し其命を斷ぜよ」。屠者問うて曰はく、「死法や如何」。鸚鵡答へて曰はく、「麻もて我尾に纏ひ、灌ぐに膏油を以てし、[三四]爇火もて著けしめて其の自ら死するに任すなり」。屠者は言の如く作し已りて而し放てるに、鸚鵡は遂に即ち虛空に飛上して毛羽を奮迅せるに、火[三五]宮室に延びて燒盡して遺すなく、遂に池中に入りて洗沐して去り、雲に騰り翼を振ひて鞞提醯に往けり。大藥問うて曰はく、「汝、生還せりや」。鸚鵡具さに答へしに、大藥歡喜せり。半遮羅王は瞋心猛熾して更に女に書を與ふらく、「此の鸚鵡に由りて我が宮室を燒けり、必らず須らく牢縛して急送し將來すべし」。女即ち言の如く還鸚鵡を送れるに、王見て大に怒り、毛羽を燖き煮るに沸湯を以てせしめぬ。屠者、毛を去りて之を籬外に棄て、報じて言はく、「汝去れ」。飛鵄下り見て撮みて以て虛を凌ぎ、一神祠に到りて鵄は便ち食はんと欲せるに、遂に鵄に告げて曰はく、「兄、我身を食はんに肉纔かに一日のみ、如し其れ放されんには日々中に於て好肉食を上りて常に飽滿せしめん」。鵄曰はく、「誰か當に汝を信ずべき」。答へて曰はく、「爲に盟要を作さん。又復我に翅羽なければ空を

【三四】爇火。もやし、やく火なり。

【三五】宮室。本文に空室とし、三本・宮本には宇室とせり。後文に照合して今宮室とせり。

時に彼が營內に五百大臣あり、皆國家の珍寶を以てして重く贈遺せるに、諸臣既にして得るや咸く異念を生じて王語に隨はざりき。大藥は王と與に斯事を作し已るに、使をして報ぜしめて曰はく、「我れ君と共に戰ふこと能はざるには非ざるも、既にして妻が父たれば即ち是れ密親なり。當に善思量すべし、身存するを本と爲すに、今我所に至りて活くるに自由ならざるとは。若し言を信ぜざらんに當に須らく親驗すべし、我れ某物を將つて某大臣に與へ、其五百人は皆贈賜を受けたるを。可しく即ち搜問すべし、眞虛を了するに足らん」。彼即ち尋求せるに悉く皆是れ實なりければ、彼は事異しきを知りて中夜に軍を收め、既にして城に至り已るに遂に便ち五百大臣を總殺し、諸臣の子をして父業を繼がしめぬ。大藥、王に白さく、「事已に是の如し、且に他難なければ我れ誓し往いて女を求めて婚を爲さ(しめ)んと欲す、得るや不やは未だ知らず、須らく其意を觀じたまふべし」。王曰はく、「去るに隨さん」。大藥は兵を將ゐて半遮羅國に往き、園中に停止せるに、彼王は便ち喚ぶらく、「可しく城に入り來るべし」。答へて曰はく、「我れ城に入らじ、且に宜しく彼大臣家に向うて住すべし」。王曰はく、「意に隨さん」。時に諸臣の子は共に是議を作さく、「我等が父を殺せるは皆大藥に由れり、既に是れ怨讎たれば應に輒ち放すべからじ」。臣、王に白して曰さく、「鞞提醯王は自ら計策なし、王業を興隆せるは皆是れ大藥の功なり、此に由りて侵掠する所ある能はざるなれば、且らく此に留めて四出せしむる勿れ、我ら兵衆を將ゐて往いて彼城を破すれば」。王乃ち善なりと稱せり。即ち四兵を領して鞞提醯國に至り、其城を圍遶せり。時に大藥は半遮王が某道より去りて鞞提醯に向へるを知りて、大藥は彼王の珍寶咸く某處に在り、并に女妙藥も一處に同居せるを訪ね知りければ、大藥即ち便ち宮中に强入して女妙藥及び諸珍寶を將へ、兵衆を總率して別路よりして歸れり。既にして王に見え已り、朝官を總集して慶喜せること無量なりき。時に半遮國の使至りて王に奏すらく、「珍寶及び女は他のために將ち去られぬ」。王は信を得已るに、爰に命じて師を旋さしめぬ。時

して情に間然なかりき。是時具相は彼王家に種々上妙の餅食の、色類衆多にして皆是れ希有なるを造作せる見ぬ。具相は見已るに舍利に告げて曰はく、「何の意にてか宮中に斯の盛饌を營むぞや、我今頗し其味を嘗むるを得るや不や」。答へて曰はく、「是の如きの上妙の餅食ありと雖悉く皆毒を安けり」。問うて言はく、「何故なりや」。答へて曰はく、「鞞提醯王來りて禮を成ぜんと欲せるが爲に斯の飲食を作せり、然り密意ありて彼王軍を害さんとなり」。具相委しく問うて細かく察知し已るに、而し頌を說いて曰はく、

「咸云へり、此の王女を　鞞提醯に娉與すと　此の傳聞ありと雖　未だ知らず、虛と實とを」。

舍利答へて曰はく、

「王は彼女を與へざるも　愚者は謾に稱量せるのみ　此を以て方便と爲し　意に誅戮を行ぜんと欲せり」。

是時鸚鵡は此事を知り已るに、大商主の上奇珍を得たるが如くに踴躍歡欣し、舍利に告げて曰はく、

「我今北方に還りて　室利國王に報ぜんとす　好聰明の婦を得て　相似して言詞を解せるを」。

舍利答へて曰はく、

「聖子、汝今去りて　彼の室利王に見えんも　七宿せんに早く須らく還るべし　更に遲晚するに宜なけん」。

是時鸚鵡は虛空に飛上し、久しからずして便ち大藥の所に至りて、事を以て具さに告げしに、大藥は次第して悉く以て王に白して勸むらく、「須らく往くべからず」と。是時彼王は此の去かざるを知り、四兵衆を整へて鞞提醯に詣り、四面に圍合して進退に從ふなかりき。王は大藥と共に謀計を爲さく、「其れ如何せんと欲すべき」。大藥曰さく、「可しく兵を交ふべからず、應に離間を爲すべし」。

し、隣國の怨たるは古よりの常事たり、毎に評陣ありて共に相親しみ難ければ」。王曰はく、「誰と與に評論すべき」。答へて言さく、「大王、願はくは慮を爲さゞらんことを。我に鸜鵒あり名を具相[二八]と曰ひ、大智慧ありて善く人情を識れば、彼城に往いて覩じ已るに還り報ぜしめん」。王言はく、「意に任さん」。是時鸜鵒は旣にして言を受け已るに翔鳴騫翥[二九]して彼城中に到り、樹杪[三〇]に依りて四顧觀察すらく、「誰か量議して通信去來すべき、誰か委付に堪へたる」と。竟に一鳥として共に籌度を爲すなかりければ、遂に王宮に入りしに、竹林中に於て舍利鳥[三一]の巢を見ぬ。卽ち巢邊に至り共相に慰問すらく、「汝、何よりして來れる」。具相答へて曰はく、「我れ北方の室利王[三二]處より來れり、先に是れ監園使たりしには舍利を以て婦と爲し、年少容儀端正にして比なく、恭勤智慧にして善く言詞を解せるに、暫し出遊せるに因みて鵄のために擒へ去られぬ。我れ此が爲の故に憂箭もて心に中り、隨處に追求し聯翩[三三]して此に至れり。我に儔匹なし、願はくは汝、妻と爲らんことを」。答へて曰はく、「我れ曾て聞かず、亦未だ見ざる所、鸜鵒の鳥にして舍利を以て妻と爲せるを。但聞く、鸜鵒は還鸜鵒を將つて婦と爲せるを」。是時具相は更に種々の方便言詞を以て共に相勸諭し、而し頌を說いて言はく、

「我は是れ北邊の王　室利が守園使たり　舍利を我婦と爲し　智慧にして言詞ありき。　暫し遊戲に因みて出でしに　遂に鵄のために將へ去られぬ　我れ彼を求むるに緣りての故に　飄飆として因みて斯に至れり」。

舍利答へて曰はく、

「舍利にして鸜鵒の妻たらんこと　未だ曾て是事を聞かじ　還鸜鵒を將つて對さんは　智者の共に知る所」。

各頌を說き已り、更に復評論せるに、意を得て相通じければ便ち妻室と爲り、旣にして交密を爲

【二八】具相鸜鵒。

【二九】翔鳴騫翥。飛び廻りて鳴き、かけて飛びあがるなり。

【三〇】樹杪。木のさき、杪は細き枝なり。

【三一】舍利鳥(Sārika)。鸜鵒、九官鳥の類。

【三二】室利王。こゝに重興王若しくは大藥の名を出さゞるは、詭計あるに由りてなり。

【三三】聯翩。つづけて疾く飛ぶなり。宋本・宮本には獼翩とせるも獼の字、辭書に見えず。よりて今改めず。

已るに、時に六大臣は各中より出でければ、王は其故を問へるに六臣答へて曰さく、

「我等は情欲に由りて　遂に女人に欺かれぬ　願はくは大王が恩を乞ひまつる　更に是の如きを
敢へてせざれば」。

王曰はく、「世間の輪轉は皆色欲に由りてなり、既にして此辱に遭へり、合に重愆を受くべし、卿等且らく歸れ、後に別に量度すれば」と。王乃し歎じて曰はく、「嗚呼、女人にして能く是の如きの貞素殊操あり、計策倫を超えたること昔より未だ曾て有らじ、大臣輔相も辱められて斯に至り、此に因りて便ち能く耽欲者を制せるとは」。王既にして慶悅し、毘舍佉に於て封祿を倍加せりければ、諸國に普く聞えぬ。是時大王は是の如きの念を作さく、「大藥は有福なるかな、是の如きの智慧の妻を感得せるとは」。[二四]便ち大藥に告げて曰はく、「汝當に我が爲に一夫人の才智を具せる者を求むべし、能く內外の國政をして安寧ならしめ、我れ唯端拱して安樂に而し住せん」。大藥對へて曰さく、「何處に求むべきや」。王曰はく、『我れ聞く、「半遮羅國王に一女あり、名を[二五]妙藥と曰ひ、儀容絕代にして雅思群に超えたり」と。宜しく往いて婚を求むべし、理として亦應に得べければ』。大藥答へて曰さく、「彼は是れ[二六]隣國なれば事、怨讎の若くなり、先に方便を以てし然して後求め及らん」。王は輔相をして自ら往いて婚を言べしめしに、時に彼の王臣は使到れるを見已りて[二七]便ち共に議して曰はく、「鞞提醯王は多く兵力あり、共に婚を交へんには情事相親しまん、彼若し自ら來らんには吉凶の事、意に隨せて當に作すべけん」。是の如く議し已るに卽ち便ち許諾し、卜して良辰を選ぶらく、「可しく某日に於て宜しく此に來り就るべし、共に婚姻を作さん」と。使還りて王に白さく、「彼女を求得せり、當に某日に於て期して以て禮成すべし」。彼王は至るの日に廣く珍饌を設け、所有飮食には皆毒藥を和へぬ。時に半遮羅王は使をして鞞提醯に報ぜしめて曰はく、「我已に備さに辦へぬ、當に可しく速に來るべし」。其使至り已るに大藥は王に白さく、「未だ倉卒なるべからじ、當に善く量議すべ

【二四】鞞提醯重興王の求妃。

【二五】妙藥。

【二六】こゝに隣國の語あるは解し難し。半遮羅國と鞞提醯國とは大に距たるべきなり。後文に北方に還るとある故に、此文による時は鞞提醯は半遮羅の北部に在りとすべく、從つて半遮羅痆斯に隣れるvidehaとは相違すべし。後の考へに俟つ。

【二七】本文に便共議曰鞞提醯王多有兵力共交婚者情事相親彼若自來吉凶之事隨意當作とあり。

はく、「此は是れ世法なりと人皆共に傳へぬ。然れども彼婦女にして是れ貞確ならんには卽ち隨從せざるなり」。婦曰はく、「我れ彼を辱しめんと欲すれば、當に責めらるゝこと勿れ」。答へて曰はく、「意に隨さん」。婦曰はく、「君可しく病と稱すべし、我自ら時を知らん」。大藥は言の如く之を辭するに疾を以てせりければ、諸臣使を遣はして毘舍佉に問めしめしに、報じて云はく、「夫患ひぬれば我れ意に違ふなけん」。卽ち木人形の大藥に同じきを造りて臥して牀席に在き、覆ふに薄衣を以てして諸人に報じて云はく、「我夫病困して形命幾も無し、可しく自力に隨ふべけんも、我と相親しまんには人をして見せしむる勿れ」。遂に卽ち六大櫃を造りて六房中に安き、大臣來れるには報じて云はく、「且らく此處に藏れよ、人の知るあらんを恐るれば」。中に入り已るを待ちて卽ち牢く鎖閉せり。是の如く六臣咸く櫃に入るゝや、諸人に告げて曰はく、「大藥已に亡せぬ」と。王及び諸臣・中宮・寮庶は咸く是念を作さく、「是の如きの勝人にして一朝にして殞歿せんとは」とて、各憂苦を生じて號哭失聲せり。時に毘舍佉は便ち六櫃を舁きて王所に來至して白して言さく、「大王、大藥は身亡りぬれば、所有珍貨は咸く櫃內に在けり、宜しく親ら領受したまふべし」とて、幷に[三]二頌を說けり。王見て悲み慘むらく、「今日、身亡せて便ち物を將し至らんとは」。時に大藥は側門より入り、花纓もて體を飾りて來りて王前に詣り、笑を含んで而し王に白して言さく、「我に於て愛念極めて深かりしに、纔かにして死にて停まらざりき、卽ち貲貨を收めたまはんことを」。王曰はく、「我れ財を索むるには非じ、是れ毘舍佉が身自らに持ち至れるのみ」。是の如きの語を作さく、

「大王今當に知るべし　大藥の身已に謝せるを　此は是れ彼が珍寶なり　櫃を開いて可しく親ら觀ずべし。
我夫の形影沒しぬれば　孤寡として依附なきなり　恐る、外人の欺くありて　此の王家の物を失せんを」。

大藥曰さく、「若し爾らば王可しく開いて何物の珍寶なるかを看たまふべし」。既にして櫃を開き

【三】此處に次下の二頌を插入すべきなり。

るあり、一は是れ母、一は是れ女なるも、形容大小毛色に殊なかりければ、母と女と能く分別する莫く、王衆も同觀して人の辯識するなかりき。毘舍佉聞き已るに告げて曰はく、「毛輭きは是れ母にして麤かなるは是れ女なり」と。衆、希奇なりと歎ぜり。復異時に於て呪蛇人あり二毒蛇を將し來りて王所に詣りしに、形狀相似して雄雌未だ識らず、人皆委さゞりき。大藥は事を以て毘舍佉に告げしに、彼聞いて微笑して答へて曰はく、「君等にして此に迷はんに何ぞ智人と謂はん、王に識知せられつゝ虛しく封祿を餐はんとは」。大藥曰はく、「汝能く知れりや不や」。答へて曰はく、「深く識れり、應に輭物を以て杖頭に繋り、蛇脊に向ひ脊を揩拭せんに、若し曲げ動かさんには是れ雄、其の動かさゞらんには是れ雌なり」。即ち言に隨ひて作し、目驗して虛しからざりければ、人皆善かりと嗟せり。時に南國の商人あり、栴檀杖を將し來りて王所に至りしに、兩頭相似して本末知り難かりき。毘舍佉に問へるに、前に同じく譏笑して(言はく)、「可しく此杖を將りて池水中に置くべし、本は即ち下に沈み、末は便ち上に出でん」。試むるに果して言の如かりければ、人皆歎美せり。王は是念を作さく、「我今且らく諸大臣の誰が最も有智なるかを試みんと欲す」。即ち樓上に於て更に幢竿を竪て、竿頭に光明寶珠を安置し、日光輝照して影池內に落つるに珠と別ならざりき。諸人に告げて曰はく、「若し池中に入りて此珠を得んには我當に賜與すべし」。人皆池に入りて求むるも得る能はざりき。大藥還りて毘舍佉に報ぜるに、彼便ち答へて曰はく、「可しく上に向ひて望まんに珠本を尋ね得べけん」。言に隨うて而し取りしに、王曰はく、「是れ誰が上智なる」。答へて曰さく、「是れ毘舍佉なり」。王乃ち珠を與へ、彌更に善なりと稱へぬ。時に諸大臣は毘舍佉の儀容挺特して世を擧げて雙なきを見て皆悉く心あり、共に私愛を爲さんとて妙珠寶を以て使を通じては往還せり。然も毘舍佉は曾て異念なかりければ、求めて已まざるを見て大藥に告げて曰はく、「君が國境に於て斯の如きの事あらんとは。他婦の好なるを見て遂に即ち私求せんこと深く誠に鄙惡たり」。答へて曰

「上馬五匹を與へん。若し私過なからんには汝當に我に五百金錢を與ふべし」。此契を作し已るに倍方便を興して來りて相媚諂せるも、然も商主をして心を傾かしむる能はざりき。諸商人曰はく、「城中の第一なれば情に逆ふべからず」。商主報じて曰はく、「我れ昨夜に於て夢に與に交通せり、何ぞ勞はしく親見せん」。諸人聞き已りて共に倡女に報ぜるに、彼女は卽ち便ち諸の手力を將ゐて來りて徵すらく、「商主、當に前言に副ひて馬五匹を與ふべし、汝已に志を虧ちて我と共に非を行じぬれば」。商主曰はく、「汝、羞恥なし、好人を誣枉せんとは」。便ち王家の斷事官所に詣りて、平章して暮に至りしも勝負未だ分たざりければ、(大藥曰はく)、「明日可しく來るべし、更に爲に詳審すれば」。大藥、家に還ること常日よりも遲かりしに、毘舍佉曰はく、「來ること何ぞ晚かりし」。彼卽ち具さに言へらく、「……猶ほ未だ平斷せざるなり」。婦曰はく、「君等諸人は道理に明閑せるに此れ尙ほ了せざらんとは。豈に智を成ぜるならんや」。大藥曰はく、「我等未だ閑はじ[二〇]、汝決するを能くするや不や」。婦曰はく、『我れ試みに爲に斷ずれば、智の如何を觀ぜよ。君先に王に奏して諸の臣衆を召び、幷に五馬を牽いて共に池邊に至り、可しく衆中に於て彼倡女を喚びて問うて曰ふべし、「商主と汝と實に非法を行じたらんには可しく實馬を將るべし、如し共れ夢裏ならんには池中の影馬を意に隨せて牽き歸るべし」。若し「影馬は實に持るべきなし」と言はんには、「夢中の行欲事も亦同じく然り」と』大藥聞き已るに深く嗟歎を生ぜり。卽ち明日に於て王に奏して臣を召び、諸人衆幷及に倡女を集めて共に池邊に往き、五馬を牽き來りて岸上に立た(しめ)、毘舍佉の計の如くに次第して咸問へるに、王衆既にして聞いて皆希有を生ぜり。王、大藥に告げて曰はく、「卿等昨、朝して是が斷を作したらんには[二一]、今日を煩はすなきに、重ねて集まりて劬勞せんこと、此は是れ誰が計なる」。答へて曰さく、「是れ毘舍佉なり。我れ昨、晩れて歸りしに……具さに其事を陳べぬ……」と。王等は異れるを嗟して云はく、「毘舍佉は大智策あり」と。名稱流布して遠近咸く知りぬ。時に北方より二[二二]草馬を獻ぜ

【二〇】閑はずとは、習熟せざる意なり。

【二一】本文に卿等昨朝作是斷者無煩今日重集劬勞此是誰計……とあり。

【二二】草馬。草は騲の同音寫、騲は牝畜の通稱なるも良馬の意に通ず。卽ち二匹の良馬なり。

汝百文を偸みたれば」。使者念曰すらく、「此れ眞に希異なり」。二俱に智ありて其事欺き難かりければ、便ち百錢を以て數に依りて還し了れり。父母既にして來りければ、錢を以て呈示して報じて言はく、「前に我を求めたるは貧婆羅門に非ず、乃し是れ鞞提醯國王の大臣にして名を大藥と曰へり」。父母眷屬は此言を聞き已るに皆大に歡喜すらく、「我等有福なり、是の如きの第一大臣と而し婚對を爲すを得んとは。家族を興隆せんこと、冀はくは其人に在らんことを」。是より已後毘舍佉の與に澡浴・衣服・飮食・牀座は悉く皆精妙に、既にして資養に豐なりければ、儀容は常に倍して端嚴愛すべかりき。是時大藥は行いて本城に到るに、王及び諸臣は大藥至れりと聞いて咸く皆慶喜せり。既にして王に見え已るに、王は大藥に問ふらく、「妻を求め得たりや不や」。答へて言さく、「已に得たり」。王曰はく、「何如ぞや」。答へて曰さく、「少女の容華顏貌超絕し、聰明多智にして辯慧殊倫たれば、我が與に妻と爲さんに是れ其匹たるに當へたり。我今王に啓しまつる、爲に將來せんや不やを」、王曰はく、「卿は是れ大臣にして更に過ぐる者なし。所須の儀禮は事、精奇に在れば、意に任せて莊嚴して衆をして歡悅せしめよ」。大藥は命を承くるや、卽ち餘臣婆羅門居士及び諸人衆と與に、象馬車步の四兵を率領して妙花城に往き、毘舍佉の處に至りて共に婚媾を爲し、禮事既にして畢るに鞞提醯に將ゐ還り、歡樂して而し住しぬ。[一八]時に北方の五百商人あり、皆販馬の爲に鞞提醯に來至せり。此城中に於て五百の婬女あり、儀貌端正にして庠序観るべく、歌舞言詞は並に皆超絕せりければ、所有商客にして此に來至せん者、凡そ是が財貨は皆罄盡せしめぬ。五百倡女は五百人に就りて各歡戲を爲せるも、商主一人は未だ惑亂せられざりき。彼倡女中の最第一者は、商主處に往いて親密を爲さんことを求めたるも、彼れ[一九]見許せざりき。更に諸人と日々來至せるも、而し彼商主は貞確にして移らず、更に復頻來りては共に言笑を爲せるに、商主曰はく、「我に邪念なきに、徒らに勞はしく往返せんとは」。倡女曰はく、「若し君にして志を虧たんに、我に何物を與ふるや」。答へて曰はく、

【一八】大藥娶毘舍佉の智策。

【一九】見許。あしらひゆるす義。

麥を箒中に安かざる」。彼便ち逆ひ拒みて前に近づくを許さゞりければ、婦は意止きて之を奈何ともするなきを知り、遂に便ち驚怖して計の出づる所なくして報じて言はく、「箒濕へり、恐らくは麥を損すべけん」。大藥曰はく、「汝、憂ふるを須ゐじ、我れ損せしめざれば」。卽ち柴草及び乾牛糞を取り、箒の四邊に於て火を以て炙らんとせるに、其婦は心急り火に燒かれんを恐れて、卽ち別人をして彼父に報ぜしめて曰はく、「汝が子は厄に遭へり、急ぎ卽ちに來るべし」。父聞いて走り至り、子の箒に在るを知りて大藥に報じて曰はく、「汝若し箒を須ゐんには我當に酬直すべければ、可しく幾多を索むべし」。答へて曰はく、「金錢五百なり」。是の如く論へる時四邊に然火せりければ、父曰はく、「我兒今死なんとす、錢を用ひて何かせん」とて、遂に金錢を與へ箒を輿きて將ち去れり。大藥は明日に遂に一百を分ちて留めて主人に與へ、所有事緣は悉く皆告語すらく、「汝が婦は惡行なれば自ら可しく深防すべし」。遂に卽ち書を裁して婆羅門に與へて妙花城に往かしめ、幷に金錢四百を附して毘舍佉に與へ、幷に城主に報じて云はく、「我は行客に非じ、是れ王の大臣なり、自ら婦を求めんが爲に前に彼に至りしのみ、其の毘舍佉は善く當に養護すべけん」。大藥便ち卽ち鞞提醯に往けるに、其の婆羅門は書及び錢を持して毘舍佉處に至り、所持の書及び金錢三百を授けぬ。毘舍佉は書を得て云はく、「四橛には可しく衣を成ずべけんも一を少かんに織る能はず、如し其杙にして闕くるあらんに足に械して輸さしむべし」。既にして書を讀み已り、次に金錢を領せるに唯三百を得たるのみなりければ、遂に牀下より足械を求覓せり。使者問うて曰はく、「何の所求をか欲せる」。答へて曰はく、「今、王家の罪人あれば械足を須ゐんと欲す」。既にして械を得已るに使者に報じて曰はく、「我れ會て解せず、若爲が安置せんかを。仁可しく脚を引ぶべし、我れ暫らく試み看ん」。其の婆羅門は稟性愚直なりければ、遂に便ち脚を舒べて彼の械中に內れしに、毘舍佉卽ち逆榍を以て打ちて牢固ならしめぬ。使者曰はく、「何の故にか我を禁むるなる」。報じて曰はく、「彼れ四百を寄せたるに

【一六】四橛。四杙なり、杙はクヒなり。

【一七】逆榍。榍は榍、櫼、楔にして抑へなり。逆はその楔をはめこむによりて械を引きしむる用をなすよりして、榍の形容と見るべきなり。

く、「如何が應に作すべきや」。女曰はく、「先に且に相識り、次いで當に親附すべく、後に延請して諸美食を設け、所陳あらんには方に具に之を說くべきなり」。既にして告を聞き已るに乃し食を設くるに至るまで次第して皆作し、後に毘舍佉を求めぬ。諸人告げて曰はく、「當に汝が意に隨すべし」。此事を論べし時父母來至せりければ、遂に城主と共に彼家に到り其父母に婚媾の事を告げしに、答へて曰はく、「君等且らく住めよ、我が思量するを待て」。諸人告げて曰はく、「更に思ふに宜なけん、此婆羅門は少年端正にして經書を博綜して[一四]四明五論は通達せざるなし、徒に歲月を延べんに此輩逢ひ難し、即ち可しく娉與すべく更に住まるに宜なけん」。是時諸人は既にして大藥に對ふらく、「誠言もて女を與へん」。即ち以て定めを爲して其父母に於て奉ずるに上衣を以てし、毘舍佉にも亦禮贈を留め、鞞醯城に還り向ひて重興王處に詣らんとせり。其中路に於て他の設會に遇ひ糠麥一升を得たれば裹みて衣襟に在き、先に投宿せる婆羅門處に往いて門を扣いて而し喚べるに、其婦出で問ふらく、「汝は是れ何人ぞや」。答へて曰はく、「是れ女が夫の友なり」。婦曰はく、「我夫在らざるには外人を納れじ、可しく餘家に向うて以て宿處を求むべし」。大藥便ち念ずらく、「此に何の事ありてか我に宿を容さざる」。未だ遠く去るに及ばざるに餘人ありて其宅に進み入れるを見たれば、大藥は又念ずらく、「外人あるに由りて我をして入らしめざりしのみ」。是の如く躊躇せるに其夫遂に至り、即ち喚びて門を開かしむるに、婦は聟の聲を聞いて魂神驚き懼れて何が計せんかを知らず、遂に私人を以て小篅內に安けり。夫は大藥と與に同時に門を入りしに、大藥告げて曰はく、「我が此糠麥は何處に安くを得べき」。婦曰はく、「可しく地に瀉ぐべし」。答へて曰はく、「鼠、侵食せんを恐る」。遂に屋角及び牀下を觀ぜるも一と見る所なかりしに、傍に小篅ありければ大藥思量すらく、「人定んで此に在らん」。其婦に告げて曰はく、「麥は篅中に置かん」。婦曰はく、「我家の所有は並に此に安けり、如し其れ麥を著れんに物如何せんと欲すべき」。夫曰はく、「此の[一五]獰婦女、何ぞ物を出して

【一四】四明五論。四吠陀と五明大論。四吠陀は律部十九、註(九の四〇)參照。五明論は聲明、工巧明、醫方明、因明、內明なり。これ西方學者の必らず學習すべき處たり。

【一五】本文に儜(羸劣の義)とせるも三本及び宮本により獰に改む、兇惡の義なり。以下皆然り。

る」。答へて曰はく、「家に歸り種を取りて晩田に植ゑんと欲せり」。「汝、我が與に妻室と爲るを能くするや不や」。答へて曰はく、「此は父母に由る、我が知る所に非じ」。問うて曰はく、「滿財城に向ふには道何處に在りて、平直柔輭にして復棘刺なきや、汝應に指示して我をして安行せしむべし」。女は曲路を指し、卽ち自ら前行して往いて池邊に至り、衣を變へて而し坐し共一目を眇して彼大藥を試むらく、「我を識知せりや不や」と。須臾にして大藥は行いて池邊に至りしに、遙かに見て便ち識り而し頌を說いて曰はく、

「身には無縷不織の衣を著せり　元氎線の成就する所に非じ　一眼もて宜しく應に我に指示すべし　何の路よりして當に　[三]妙花城に往くべきかを」。

是時少女は其說くを聞き已るに、微笑して而して言はく、

「滑路は宜しく應に去るべく　澀道は須らく行くべからず　遙に大叢林を見つゝ　近邊に而し過ぐべし　復翫を作るの地を見　樹に赤花を著くるあらんに　左右邊に棄てゝ行き　當に此道を尋ねて去くべし」。

大藥は語に隨ひ路を尋ねて去りて妙花城に至れり。城を去ること遠からざるに毘舍佉の宅に往けるも父母を見ざりければ、遂に城主に問うて曰はく、「君等若し能く我に毘舍佉を與へんには深く恩造を成ぜん」。時に彼諸人は是語を聞き已るに、俱に忿怒を生じて報じて言はく、「婆羅門、汝乞索人たりながら實に羞恥なからんとは。何に因りてか造次に毘舍佉を求むるなる、此女の儀容は天仙と相似たるに。卽ち宜しく遠く去りて我が城隅を離るべし、若し更に重ねて來らんには狗をして汝を食はしめん」。時に婆羅門は旣にして所望に乖きければ、還毘舍佉の所に至りしに、女遙かに見已りて遂に善來と唱へぬ。是時大藥は具さに上事を陳べて言はく、「向に諸人に問へるに幾くも打たれざりき」。女曰はく、「君、非理を作して是に智計なし、求親の法は是の如くなるべからず」。大藥曰は

【三】妙花城。滿財城と原語同しきか、今明かならず。

に過なきを知りて歡喜して釋放し、便ち盛禮を備へて拜して重臣と爲せり。是時大藥は稽首して王に白して曰さく、「諸の女人を觀ずるに、可しく共に密言しうべきや不や。賜ふ所の女は我に於て用ふるなし、請ふ即ちに收取したまはんことを。我れ今自ら言行德義にして氏族相當せる聰慧の女人を訪ねて以て家室に充てん」。〔一〕即ち王を辭し去りて婆羅門像と作り、手に浮瓶を執り吉祥線を掛け、身に鹿皮を著け面に三畫を塗り、本城中に往いて其婦を求めんと欲せり。路中に日暮れて婆羅門に見えしに、彼便ち相問ふらく、「仁、何より來れる」。大藥答へて曰はく、「我れ鞞提醯城より來れり」。「何處に向はんと欲するなりや」。答へて曰はく、「滿財城に向はんとす」。問うて曰はく、「汝、此處に於て頗し相識の、投宿せんと欲するありや」。答へて曰はく、「先に無きなり」。便ち將ゐて舍に歸りて如法に安置せるに、大藥は彼婆羅門婦を見て貞素に非ざるを知りければ、既にして宿を經已るに旦に便ち去らんと欲せり。婆羅門曰はく、「我が此貧居は即ち是れ君が宅なり、往來に停宿して幸に疑を爲さゞれ」。大藥便ち許ひつゝ手を執りて而し別れ、遂に前路に於て麥田中に少女あり、儀容端正にして良家に出でたるに似たるを見ぬ。便ち愛念を生じて問うて言はく、「賢首、汝が名字は何」。答へて曰はく、「我名は毘舍佉なり」。「誰が家の少女ぞや」。答へて曰はく、「聚落中の尊は是れ我が父なり」。大藥念曰すらく、「容儀ありと雖未だ其智を識らず、今可しく之を試むべし」。大藥即ち往いて麥田中を刈るに、高く兩手を擧げて脚を以て麥を蹂めり。毘舍佉曰はく、「已に手を護るを知れり、足亦宜しく然るべし」。大藥念曰すらく、「此女は智あり」。即ち便ち告げて曰はく、「少女、〔二〕耳璫愛すべく光彩常と異れり」。答へて曰はく、「臭身を蓋はんが爲なるのみ、何の好處かある」。又曰はく、「甚だ容貌を好くせり」。答へて曰はく、「父母の所生なるのみ、容飾に關はらじ」。問うて曰はく、「父、何處にか去ける」。答へて曰はく、「一身兩事なり」。問うて曰はく、「此言何の義なる」。答へて曰はく、「身は行いて棘を取り、其舊道を斷ちて更に新路を通ぜんとなり」。「母、何處にか在

〔一〕大藥の求妻。

〔二〕耳璫。耳かざり。

「汝が智は人に過ぎたるに無義語を作さんとは」。答へて曰はく、「此の無義語は汝の解しうる所に非ず、可しく我語を將いて大王が處に至るべし」。使は此語を以て往いて王に白し知らしめしに、王は言を聽くと雖亦未だ了する能はざりければ、遂に使をして往いて大藥を喚び來らしめ、問うて曰はく、「言何ぞ無義なる」。答へて曰さく、「語深くして理あればなり」。王曰はく、「其事如何」。大藥白して言さく、『願はくは王、善聽したまはんことを、略して頌意を陳ぶれば、言ふ所の、國王、親しむべからずとは、王先に國中の所有城邑は並に臣屬せず、但唯飮食と內宮とのみなりしに、我れ籌策を運らして彼强臣を壓へ、國を寧んじ家を安らかにして咸く業に復せしめ、皇基熾盛し率土歡謠して庫藏豐盈せるは皆是れ我が力なりしに、今我を殺さんことを欲して將つて昔恩に報いんとす、故に國王親しむべからずと云へるなり。惡人附近し難しと言へるは、昔、貧人の他鄕に遊客せるあり、來りて王處に投じて活命を乞求せるも王は見納したまはざりければ、遂に我邊に至れり。我れ貧寒なるを見て給するに衣食を以てして性命を存するを得たるに、恩分を思はずして今來りて我を殺さんとしたればなり。隱密事は婦人に語げされと言へるは、王昔に朝せるに因みて諸人に告げて曰ふらく、「若し密事あらんに誰にか告知せしめうべき」と。有が云へり、「父母妻子……等」、廣說せること前の如し……」。我は云へり、「皆親しむべからず、當に審かに觀察すべく、王當に目驗したまふべけん」と。王家の孔雀は我れ實には食はず、別に餘鳥を將へて婦をして羹を煮さしめしなり。王宮の內人は我れ交涉せるなし、宮人の瓔珞を權らく假りて將來し、暫し餘女に借して我宅內に居せ(しめ)たるなり。若し信ぜざらんには可しく喚びて將ゐ來らるべし。……王は宮人を喚びて異言なきや不やを對觀せり……他に糠麥を負へりとは、王が魁膾をして將へて我を殺さしめたまふや、其人遂に至りて急りて衣裾を捉へて口に云はく、「我に一升の糠麥を還せ」と。〔一〇〕意道無悲にして機變を知らず、昔時に麥を乞へしに死を見て來り徵せるなり』と。王は頌義を聞いて其事を察め已るに、大藥

【一〇】本文に「意道無悲不知機變昔時乞麥見死來徵」とあり。

さらんや、王は孔雀を失へるを」。答へて曰はく、「我れ聞けり」。大藥曰はく、「此鳥は即ち是なり、可しく疾く料理すべし、我れ食に充てんと欲す、人に向うて共に此事を論ぶるを得ざれ」。婦聞いて便ち念ずらく、「我父は此に於て委寄せること常に非ざるに、今者如何ぞ鳥を殺して食はんとするなる。誠なる哉、鄙事もて憲章を罹るゝなからんとは」と。又餘女の顏容美麗に妙莊飾を以てせるを將ゐて宅中に引き入れ、其婦に報じて曰はく、「此の少女は是れ王宮人なるも、我れ愛みて將來せるなれば斯事を傳ふる勿れ」。婦は此語を聞くや深く忿怒を生ずらく、「我父は如何なれば審思察せずして、匹陋にして宗族なき人を任用し、補するに大臣と爲し委ぬるに國事を以てせる。豈に王宮の內人を以て將りて已室に充て、所愛の好鳥もて殺して以て羹と爲さんや」。又復外國の客人、共に相收納しては衣食を供給し、養ひて義士を爲せるに、婦は此事を以て具さに王に白し知らしむらく、「父は其人に於て深く相委寄せるも、我れ惡行を觀じて實に以て加ふるなければ、今可しく其をして田里に退歸せしむべし」。王は此語を聞くや情に異見を生じ、遂に魁膾をして大藥を將ゐ去り法に準じて刑戮せしめぬ。時に旃荼羅は赤繸花を以て頸下に繫り、惡聲鼓を打ちて惡人隨逐し、刀を擧げて怖懼すること炎魔卒の如くし、送りて尸林に向へり。將に刑に就かんとするに臨みて人の背へて殺すなく、觀ん者悲泣して愛ふこと已親の如く、各哀言を出して爲に天佛に求めぬ。時に外國客にして衣食を給せる者、諸人に報じて曰はく、「我れ能く之を殺さん」と。將に城を出でんとせる時、彼婆羅門は大藥の衣裾を執へて從うて穬麥一升を索めぬ。是時大藥は此事を見已るに而し頌を說いて曰はく、

「國王親しむべからず　惡人附近し難し　但是の隱密事は　婦人に語げ知らしめざれ　我は生鳥を食はず　內宮人を誑はじ　欺心を作せるを憶せず　他に穬麥の債を負へり」。

是時大藥は刑に就かんとせる時是の如きの語を作せるに、使者聞き已りて大藥に謂ひて曰はく、

【八】赤繸花。芳香ある夾竹桃の類、律部二十三、註（一八の四七）參照。

【九】誑。詐なり、誘なり。

ざりき。時に彼諸臣は共に王に白して曰さく、「諸城反叛せり、其れ如何せんと欲すべき」。王曰はく、「卿等可しく四兵を嚴りて隨處に討伐すべし」。諸臣各至りしも彼は見隨せざりければ、臣は王に奏して曰さく、「我等は力なければ、王可しく自ら來らるべし」。王卽ち親しく行けるも彼は亦伏せず、徒らに戰陣を勞して淹滯すること多時なりき。諸城奏して曰さく、「我ら大王に於て心に違背するなし、六臣暴虐なれば是に由りて隨はざるのみ。若し大藥臣をして來らしめんには我ら皆降伏せん」。王卽ち使をして往いて大藥を喚ばしめ、彼れ勅召を聞いて馳せて王所に至りしに、諸城の百姓は大藥至れりと聞いて皆悉く違するなく門を開いて入らしめぬ。大藥卽ち便ち虐政を削除し更に輕科を制し彝倫[四]もて協叙して小大も怨むなかりければ、咸く再造[五]を歌ひて共に來蘇[六]を喜び、貧窮を賑し孤獨を恤みて猶し父母の如くに各慈念を生じ、國內の人衆は悉く皆雲集して大王に扈從して倶に城所に至りければ、聲隣國に聞えて遠近に稱揚せり。王は乃ち女を以て大藥に娉せるに、賞愛を蒙ると雖驕恣の心なかりき。時に異方の貧士あり、此王に來り投じて榮祿を求めんことを冀ひ、王許されざりければ復大藥に求めしに、大藥哀愍して遂に便ち招納し、拯ふに衣食を以てして乏短なからしめぬ。時に婆羅門あり來りて大藥に從ひて穢麥を求索せりければ、卽ち便ち與へしめしに、時に掌庫者は苟事もて延遷して卽ちに持け惠まざりき。後に異時に於て王は大臣及び諸の寮庶と與に一處に朝集せるに、王は衆に告げて曰はく、「私密の事、誰にか告知しうべき」。有が云はく、「密事は應に知識に語ぐべし」。有が云はく、「父母に」。有が云はく、「妻子に」。然も大藥は默して所說なかりければ、王曰はく、「大藥、卿、何ぞ言はざる」 答へて曰はく、「言何ぞ容易なる。我が所見の如くんば、凡そ隱密事は一切男子に告語しうべからじ、況んや復女人をや」。王曰はく、「豈に並此の如からんや」。大藥曰はく、「此が虛實は王當に目驗したまふべけん」。[七]時に王家に孔雀鳥を失せるに、大藥捉へ得て別處に藏擧し、餘の孔雀を將へて婦前に對ひて殺し、報じて云はく、「汝豈に聞か

【四】彝倫。人の常に守るべき道。
【五】再造。城邑をつくりなほすなり。
【六】來蘇。仁者が此地に來りて人民再生の思をなすをいふ。
【七】以下は王を目驗せしめん爲に大藥自らが方便施設せる所なり。

卷の第二十八

第六門の第四子、頌に攝する大藥の餘(承前)

[1]是時、大藥は既にして國事を知り、四兵を將領して遍く國界を觀ぜるに、城邑聚落に至る每に諸人に問うて言はく、「此等の聚落は誰の所管ぞや」。諸人答へて曰はく、「此は是れ某大臣、彼は是れ某大臣が之を攝して已に屬し將つて封邑と爲せり」。大藥は所有村城は皆六大臣の管攝せる所にして、國主は但内宮及び飮食のみなるを聞知せり。既にして遍觀し已るに還りて王に白して曰さく、「何處の城隍及以聚落が是れ王の所有たる」。王曰はく、『我れ今乃の當に奈何がすべきかを知るなし、幸に上天の我に預告せらる、「滿財城內に圓滿家あり當に一兒を生ずべし、名けて大藥と曰ふ、既にして長成し已りて立てゝ大臣と爲さんに、端拱垂衣して化は黎庶に洽からん」と。是因緣の爲に汝が胎中よりして我れ天命を奉じて諸事供給せり。今既にして成人して我に親近し、大臣の位も汝今已に得たれば、宜しく彼天が所記の言に順ひて廣く智謨を設け、共に國化を宣べて我をして自在安隱に王たらしむべし』と。是時、大藥は稽首して敬を致し、白して言さく、「大王、伏して願はくは慮るなからんことを。我當に王を助けて安樂を得せしめまつるべし」。[2]大藥即ち便ち自の國界の所有城邑にして六臣に屬する者に於て、使をして告げしめて曰はく、『諸君當に知るべし、比大臣たりとも國令に遵はず、賦役せしむるを致して辛苦常に非ず、[3]饕餮姦邪にして相存濟せざらんに、我今實を以て相告げん、若し語を用ひんには長く安樂を受けて復辛苦せず、課する所の賦稅は力の有無に隨ひ、眷屬妻子は永く勞弊なけん。君等六城は各自ら牢守せよ、假令王命及び六臣にして追はんとも宜しく語を用ふるなかれ。設ひ共自ら至らんとも亦門を開くこと勿くして報じて云へ、「大藥臣來らんには我當に賓伏すべし」と』。其の國內に於て斯教を聞き已るに、並に悉く依行して舊令に遵は

【一】前卷の註(二)世尊降伏外道本生譚の續、大藥事を明す。

【二】大藥の治國。

【三】饕餮。財を貪り食を貪るなり。

加ふべし」。彼れ苦語を聞くや便ち大に驚怖して白して言さく、「大臣、願はくは救濟せられんことを、我當に物を還すべければ」。卽ち金錢の封元未だ開かざるを取りて大藥に付與せりければ、便ち本物を以て婆羅門に還せるに、彼れ得て歡喜し、是の如きの念を作さく、「我年衰老して還本錢を得たるは並に是れ大藥の力なり、我れ今宜しく重く其恩に報ゆべし」とて、卽ち半錢を減じて持して大藥に奉ぜり。大藥は受け已るに還却けて分付し、告げて曰はく、「我は[35]務濟人たり、寧んぞ自利を求めん」。時に國中に善名流布せりければ、王及び諸臣寮庶の類は既にして聞知し已りて是の如きの語を作さく、「我等有福にして此勝人を感ぜり」とて、共相に保護して枉横をして輒ちに侵欺することあらしめざりき。時に一人の因みて他方に向へるあり、舊所に還來して其城外の池邊に在りて歇息し、皮袋中より麨を取りて食ひ、忘れて口を繫らずして餘處に旋行せり。時に毒蛇ありて麨內に入りしに、其人既にして至り審かに觀察せずして袋を繫りて持ち歸れり。城門外に於て路に相師に逢へるに、告げて言はく、「男子、我れ汝が貌を觀ずるに命須臾に在り」と。其人聞くと雖將つて慮と爲さず、之を去ること稍遠くして徵尋せざりしを悔い、便ち是念を作さく、「我れ今宜しく去りて先に大藥に問ひ、然る後に家に歸るべし。彼は智策多ければ、能く我が爲に決せん」。幷に麨袋を持して大藥所に至り、具さに其事を陳べしに、大藥念曰すらく、「豈に袋內に惡毒蛇ありての故に、彼の相師は是の如きの語を作せるには非ざらんや」と。衆人の前に於て卽ち袋を地に置き杖を以て抉り開かしめしに、大毒蛇ありて中よりして出で、鱗を張り毒を吐きて身を[36]躑ちて而し去りければ、諸人見已りて共に希奇を歎ぜり。[37]

【三五】務濟人。他を濟ふことをつとめとする者。

【三六】躑はたちもとほる義、今相應せず、恐らくは擲字の同音寫なるべし。今原字のまゝにして擲の義に解せり。

【三七】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

羅門は行啼泣淚して大藥所に至り、共に相問訊して卽ち前事を以てして大藥に告げしに、彼便ち問うて曰はく、「仁、豈に人に向うて說けるならんや」。時に婆羅門は悉く皆具さに告げしに、大藥念曰すらく、「其婦必らず外人と交通して斯の非理を作せるならくのみ」。卽ち便ち婆羅門を安慰して曰はく、「且らく忍心すべし、憂惱を生ずること勿れ、所失の物は當に爲に尋求すべけん」。問うて曰はく、「仁が家に頗し、犬を有せりや不や」。答へて言はく、「有り」。『今可しく舍に歸りて其婦に報じて曰ふべし、「我れ先に[三三]大自在天の像前に於て是の如きの願を作せり、我若し平安に[三四]故第に歸るを得んには、當に八婆羅門を請じて爲に供養を設くべしと。爾は其四を延(請)せよ、我は四人の婆羅門を請ずれば」と』。旣にして婦に報じ已るに還大藥所に至りて報じて言はく、「已に作せり」。大藥曰はく、『八人來らん時、可しく我舍より一人を將ゐ去りて門前に住せしめ、諸人入らん時其をして瞻察せしめよ。(且つ)其人に告げて曰はく、「汝可しく彼八婆羅門を觀ずべし、何者を狗は見て面に逆ひて吠え、何者に耳を弭れ尾を掉りて前に向ふなるかを。此相を見ん時爾當に記憶すべし」と。可しく其婦をして自ら飲食を行さしめ、誰が處に於て邪眄言笑するかを觀ずべし』。使、敎を受け已るに、卽ち其家に往き、門に在りて而し立てり。所請の八人、次第して入らしめしに、狗は見て皆吠えたるも、唯善聽に於てのみ耳を弭れて前み迎へ、嘔々として聲を作し尾を掉りて喜べり。是の時使人は善聽を記識せり。次に食時に於て其婦は食を行せるに、善聽處に於ては眉を揚げ笑を共にして餘人に異るありければ、使還りて事を以て具さに大藥に告げぬ。大藥聞き已るに卽ち便ち彈指すらく、「奇なる哉、此人果して他物を偷めるなり」。遂に使者をして善聽を喚び來らしめ、而し之を責めて曰はく、「豈に婆羅門に是の如きの法あらんや、他人の物を竊みて己が財と作さんとは。汝が取れる所の者は卽ち應に彼に還すべし」。答へて曰はく、「敢へて重誓を爲さん、他財を取らじ」と。是時大藥は使者に告げて曰はく、「此は是れ惡人なり、可しく獄に禁じて常の國法に隨うて重く苦楚を

【三三】大自在天（maheśvara yakṣa）。大自在藥叉なり。
【三四】故第。己が故鄉の家。

念ずらく、「豈に此婦は外（人）と私通せるには非ざらんや、何に因りてか夜中に斯の美食あるなる」と。其夫、性直かりければ、問うて言はく、「賢首、今好日に非ず、復節會なきに、何に因りてか此の上食あるを得たる」。答へて曰はく、「近夢中に於て天、我に告ぐるありき、「汝が夫至らんと欲す」と。此が爲に我知りて食を作して相待てるのみ」。夫曰はく、「我れ誠に福あるなり、方に舍に至らんとして天遂に告げ知らしめたりとは」。食し已り同寢して各安不を問へるに、婦曰はく、「君、我を離れ去りて年月已に深し、財錢を求覓して所得ありや不や」。答へて曰はく、「薄か所得ありき」。婦遂に陰言もて意には牀下に告げて云はく、「我が善聽、須らく其數を知るべし」。問うて曰はく、「幾許を得來れる」。答ふらく、「五百金錢を得たり」。婦曰はく、「何處に安在してか而し我に告げざる」。答へて曰はく、「且らく自ら安隱なれ、明日將來すれば」。婦曰はく、「我と君が身とは事一體に同じきに、何ぜ隱避を須ゐて而し告知せしめざる」。彼性愚直なりければ答へて曰はく、「城外に安在せり」。（婦又陰言もて意には牀下に告げて）云はく、「我が善聽、須らく處所を知るべし」。問ふらく、「何處にか在ける」。答へて曰はく、「某林中の多根樹下に在けり」。婦曰はく、「聖子は行路に辛苦せり、且らく當に安寢すべし」。其睡れるを知り已るに是の如きの語を作さく、「善聽、聞ける者可しく速に之を爲すべし」。卽ち牀より出でて多根樹下に向ひ、金錢を取得して本宅に持ち還れり。其の婆羅門既にして天曉に至りて藏錢處に往けるに、唯空坑を見て一も覩る所なかりき。卽ち自ら頭を拍ち胷を椎ち大哭して宅中に還り向へるに、親屬及び餘の知識は共に來り問うて曰はく、「何の故にか憂悲せる」。答へて曰はく、「我れ久しく經求し。非常の辛苦もて金錢五百を得、昨日曛黃の後既に人行を絕てるに於て、某樹下に藏して舍に歸りて宿りしに、今來りて取らんと欲して賊のために將ち去られぬ」。諸人報じて曰はく、「此の委曲は餘の知る能はざる（所）、汝今可しく大藥に問ふべし、彼は智略ありて諸人に超絕すれば、汝若し歸投せんに錢應に還得すべけん、自餘の方便は我等知らじ」。時に婆

て言さく、「大王、今以て榮と爲して其辱を知らじ。臣、衆多の善巧智慧あれば、今此事を以て父を供養せるなり」。王曰はく、「汝が智と父と孰れか優劣たる」。答へて曰さく、「我れ勝れり」。王曰はく、「我れ曾て聞かじ、子の父に勝れるを。子は父より生じて養育して劬倦せり、此を以て而し言ふ、父は子に勝れりと」。大藥曰さく、「惟、王審察したまはんことを、父子誰が賢なるかを」。王は大臣と倶に言はく、「父勝れり」。大藥前進し稽首して白して言さく、[三二]「大王、前に騾を養はしめたまへるも遂に便ち逃げ失せぬ、此驢は乃し是れ騾の父なり、理として兒に勝れり。願はくは王、招領して爲に重責する勿らんことを」と。王及び大臣は是語を聞き已るに嗟すらく、「奇計の智、絶代希有たり」と。王極めて歡喜し、遂に即ち廣く盛禮を施して拜して大臣と爲し、所有國事は皆裁決に委せしに、聲譽日に聞へ、庶事明察せりければ遠近委信して歌戴せざるは莫りき。時に婆羅門あり早く書論を閑へるが、娶妻の爲の故に多く財賄を用ひければ、未だ久しからざるの間に是の如きの念を作さく、「我れ娶妻の爲に多く費す所あり、我が宅内をして財物空虛ならしめければ、獨り貧居を守らんも豈に能く存濟せんや」。遂に他處に向ひて自ら己技を衒り、珍財を求覓して五百金錢を得たれば持して以て舍に還らんとし、既にして村側に至りて是の如きの念を作さく、「我婦は少年にして顏容美麗なるも之と離別して已に多時を歷たり。室に男子なからんには情の所作に任せば寧んぞ彼が意の委信しうべきや不やを知らん。我が此金錢は宜しく持し入るべからず」。曛黄後に於て遂に空林に往き、[三三]多根樹下に地を穿ちて埋擧し、便ち故宅に之きぬ。其妻は先に外人の、名を善聽と曰へると私通し、此夜中に於て芳饌を盛設して食し已るに居を同じくせり。時に婆羅門は既にして宅所に至り門を扣いて而し喚べるに、妻は遙かに問うて曰はく、「汝は是れ何人ぞや」。答へて曰はく、「我は是れ某甲なり」。婦は其名を聞くや、遂に善聽を臥牀下に藏し、即ち去いて門を開き詐りて喜相を現じ、之を引いて入らしめて共に房中に至り、爲に餘饌を設けて其をして飽滿せしめぬ。食し已るに便ち

【三二】本文に大王前令養騾遂便逃　此驢乃是騾父理勝於兒、願王招領勿爲重責とあり。騾は驢馬の牡と牝馬との混合種なる故に、今王が養はしめたる騾の父分に相當せしめたるなり。

【三三】多根樹。尼倶律樹なり。

依らざらんに、當に汝が身を罪すべし」。圓滿聞き已るに憂箭もて心を射られて是の如きの念を作さく、「此の難事は天も奈何ともするなし、況んや當に人なるをや」。大藥は父を見て……問答前に同じ……報じて曰はく、「父、憂ふるを須ゐじ、我皆爲に作さん」。[二八]卽ち晝日に於て田中に放牧し、夜に收へて宅に入るゝに廻露處に於てし、既にして繮絆なければ其事爲し難く、專ら勒ふるに二十一人して夜中に看守し、一足の下に各五人を配し、一人は之に乘じ、更に遞に掌執して終りては而し復始めぬ。王は人をして密に如何が看守せるかを察はしめしに、使は其事を報じければ、王曰はく、「若し是の如からんには騾は走ぐるの路なければ、如何が罪を加へん」。大臣曰さく、『可しく乘者に勅したまふべし、「夜睡時に騾に乘りて潛かに遁げ、人をして知らしむる勿れ」と』。彼皆隨ひ作せるに、諸の防守者は天曉に至り已るに圓滿に報じて言はく、「騾已に失せぬ」と。既にして告を聞き已るに、形命を喪はんことを恐れて憂惱燒心せり。大藥知り已りて是の如きの念を作さく、[二九]「如し稍寛縱ならんには計を設けんに成ずべく、臨みて急ぎ相迫らんには情懷恐懼せん」。其父に告げて曰はく、「略一計あるも之を爲さんこと稍難し。若し父にして羞慚を憚らざらんに、當に免罪を希ふべけん」。父曰はく、「但、死を免れしめんには餘は復何をか辭せん」。大藥卽ち便ち父の頭髮を剃りて以て七道と爲し、仍し青黃赤白の彩色を以て身に塗り、一驢に乘じて往いて都邑に至り大音聲を唱へて云はしむらく、「大藥今至り、幷に父を將ゐ來れり、剪飾せる形儀は誠に是れ奇異たり」。時に王大臣は斯說を聞き已るに共に是語を作さく、「大藥の遠く來れるは此れ善事たり、然れども其父を辱しめんこと憲章を[三〇]點するあり」。王及び諸人は皆城外に出でて共に大藥を迎へ、其所作の實たりや虛たりやを觀ぜり。王及び城人は是れ實なるを觀知せるに、時に大臣遂に王に白して曰さく、『如何が大王は先に是語を作したまへる、「大藥は聰慧にして智策人に過ぎたり」と。此所爲を觀ずるに一に何ぞ鄙賤なる』。王、大藥に問うて曰はく、「何の故にか汝今父をして毀辱せしむること、以に此に至れる」。答へ

【二八】本文には卽於晝日田中放牧夜收入宅於迥露處既無繮絆其事難爲專勒二十一人夜中看守一足之下各配五人一人乘之更遞掌執終而復始王令人密察如何看守…とあり。迥露處を宋・元・明・宮本には廻露處とす。迥露處は遙かなる露處の義にして今相應せず。廻露處とせば、室內ならずして家の外廓なれば今相應するが如し二十一人は宋・元本には二十人とせるも今改めず。

【二九】本文には如稍寛縱設計可成、臨急相迫情懷恐懼とあり。

【三〇】點すとは、汚すなり。

んに、重罰を招くを致さん」。大藥曰はく、「請ふ、父憂ふる勿らんことを。我れ其計を思り、王をして聞きに已るに乳酪を徵せざらしめん」。[二七]卽ち父子二人を召びて具さに其事を敎ふらく、『汝、王城に向ひて王の出づる時を伺ひ、相去ること遠からざるに大木盂を以て父の腹に繫り、上に裙を以て覆ひて地に宛轉して啼哭呻吟せよ。汝は香花を次げて諸天衆に告げ、十方處に於て咸く護持を請ぜよ、「願はくは我父の產生をして安隱ならしめたまはんことを」と』。既にして敎を受け已るに父子相隨へて王都處に至り、王の出でんと欲するを見て、之を去ること遠からざるに所敎の如く次第に皆作し、子は啼いて聲を出して四天王に告げて曰さく、「願はくは慈悲を降して、我父の產生をして安隱ならしめたまはんことを」と。王は其聲を聞いて使をして往いて問はしむらく、「何の故にか聲を出せる」。使は一人の地に宛轉して、其腹甚大に、號叫して聲を出し、子は香花を以げて諸天衆に告ぐるを見ければ、使人問うて曰はく、「汝何の所爲ぞや」。答へて曰はく、「我父、產せんと欲して安隱なる能はず、此が爲に悲啼して天の擁護を請へるなり」。使廻りて王に白すに、王は父子を喚びて問ふらく、「何事をか作せる」。卽ち具さに王に報ずらく、「我父、產せんと欲して出づるを得ること能はず、是を以て悲啼せり」。王聞いて笑うて曰はく、「我れ未だ曾て丈夫にして子を生めるを聞かじ」。其子白して曰さく、「誠に王言の如し、王は知りたまへり、丈夫の產孕すべからさるを。何の故にか五百特牛を付して彼圓滿をして乳酪を供せしめたまへる。王頗し曾て特牛の子を生めるを聞きたまひしや。既にして兒子なし、乳酪何ぞ來らん」。王笑うて言曰すらく、「是れ誰が計なる」。使曰さく、「皆是れ大藥なり」。王は其智を嗟せり。後に異時に於て王は大臣と共に相議りて曰はく、「大藥は多智にして儔類あること少し、更に餘事を以て精神を試察せん」。卽ち一騾を送りて圓滿をして養護せしむらく、「繩を以て繫る勿れ、室中に置れず、刈草を餧せずして隨處に而し放て」と。使、彼城に到りて騾を圓滿に付して具さに其事を告ぐらく、「汝應に善養すべし、損失せしむる勿れ。如し敎に

【二七】本文に卽召父子二人具敎其事、汝向王城伺王出時相去非遠以大木盂繫於父腹、上以裙覆宛轉于地啼哭呻吟、汝以香花告諸天衆、於十方處咸請護持、願令我父　生安隱、既受敎已父子相隨至王都處…とあり。この父子二人は圓滿と大藥との父子にあらず、他の父子を招きて方法を授けしなり。

めぬ。卽ち門外簷下に釜を安き、之を煮るに上は日光に赫り傍に火を以て炙き、其飯便ち熟しぬ。飯を持ち去る時使者に告げて曰はく、「汝可しく一足にて道履み一足にて[25]荒を踐み、所持せる飯器は頂上に置き、跡布の傘を蓋ひて日に非ず陰に非ざら(しめ)、一足に鞋を著け一足は徒跣せよ、此卽ち歩に非ず乘に非ず、使用の[26]閹人は便ち是れ男に非ず女に非ざるなり」。飯を持して至り已り、進み入りて王に奉ぜるに、王は使者に問ひ、彼れ皆具さに答へぬ。王聞いて大に喜びて(問ふらく)、「是れ誰が所爲ぞ」。答ふ、「是れ大藥なり」。王極めて驚嗟し、使者に謂ひて曰はく、「大藥の謀略は深遠なり、大智慧ありて善く法式を閑へり、其計策を觀ずるに實に王佐の才たり」。後に異時に於て復使をして去らしめ、圓滿に報じて曰はしむらく、「我れ園苑の林池具足し花果茂盛せるを須うれば、可しく速に將來すべし」。使彼に至り已りて具さに其事を陳べしに、圓滿は憂惱すらく、「此事爲し難し、園花は無情なれば移轉すべからず、持ち去らしめんと欲すとも豈に得べけんや」。大藥は憂を見て……前の如く問答し、父曰はく、「寧んぞ憂へざるを得んや、王は園池を索むるも如何がしてか、將ち去りうべき」。大藥曰はく、「父、憂ふるを須ゐじ。我れ皆爲に辦じて王をして歡喜せしめん」。卽ち使に報じて曰はく、「既にして王命を奉ぜり、敢へて違行せざらんや。但し此處の園池は荒野よりも長きが爲に、進止の法式皆未だ諳んじ知らざれば、若し都城に至らんに恐らくは輕觸するあらん。伏して願はくは大王、一小園を降したまはんことを。暫し來りて相引き、後に隨うて去らんに此事成じうべけん」と。使還り具さに奏せるに、王曰はく、「是れ誰が言ぞ」。答へて言さく、「大藥なり」。王倍驚歎して實に希有と爲せり。後に異時に於て復使をして去らしめ、特牛五百を送りて彼をして養飼せしむらく、「專ら乳酪を供して事をして闕かしむる勿れ」と。使至りて具さに報ぜるに圓滿憂惶し、大藥、父を見て……前に同じく問答し、父曰はく、「寧んぞ憂へざるを得んや、王は特牛を遣して乳酪を供せしむ、既にして非所に求めんとも之を得るに由なけん。若し王命に違はざら

【二五】 荒。非道卽ち道外なり。

【二六】 閹人。宮刑に處せられて精氣閉藏せる者、これ男に非ず女に非ざるなり。

なるを[二二]挼みて速に將來せしむべし」。圓滿は勅を聞いて極大驚怖し、深く憂惱を懷きて是の如きの念を作さく、「我れ生まれてより來、未だ曾て砂を以て繩を作れるの是の如きの事を聞見せじ」とて、憂惱して住せり。大藥は父を見て問うて曰はく、「父、何が憂色せる」。答へて曰はく、「我れ未だ曾て是の如きの事を聞かざるに、王は我より砂繩の百肘なるを求めらる、此方便を以てしに罪を我に加へんのみ」。大藥報じて曰はく、「使人何にか在る、我をして見ゆるを得て語を傳へて王に奏せしめんよ」。父、使をして見えしめしに、大藥報じて曰はく、『仁當に我が爲に大王に奏じて曰すべし、[二三]仄陋の小臣、寡聞にして見る少く、又智策もて仰いで天心を測るなし。未だ審かならず、大王は何の色繩を須めたまふなるかを。王處帝都は朝して多く[二四]傜乂すれば、請ふ一肘を垂れて樣を以て人に示さんことを。直に百肘の短繩のみに非ず、千尋も亦應に辦ずべけん』。使去りて王に白して具さに其事を陳べしに、王曰はく、「此は是れ父の說なりとやせん、子の言なりとやせん」。對へて曰さく、「是れ大藥の語なり」。王既にして聞き已るに希有心を生じ、彼天神所言の是れ實なるを憶すらく、「當に我國の霸王たらしめんこと期すべきなり」と。後に異時に於て王は復使をして彼城中に住かしむらく、「其をして飯を作さしめ、熟せんに將來せしむべし」と。又告げて曰はく、「其穀は臼內舂擣するを得ず、亦一粒の米も碎かしめざれ、室內に居せず外に在らず、蒸煮せん時火に非ず火なきに非ず、飯を將ち來らん時道を行かず非道に於てせず、步涉するを得ず亦乘騎せず、日を見せしむる勿く復陰に在らず、飯を擎ぐるの人は男に非ず女に非ざれ」と。使は王命を持して滿財城に至り、便ち圓滿を命びて共相に慰問し、具さに王敎を以て彼に告げて知らしめしに、聞いて更に驚惶し憂惱して住せり。大藥は憂を見て進みて父に白して曰さく、「何の故の憂色ぞや」。父遂に具さに告ぐるに大藥曰さく、「此れ憂ふるに足らじ、我當に盡く辦ずべし」。卽ち稻穀を取りて多く諸人を集め、一々粒をして指を以て穗を撚らしめしに米碎くるあることなかりき。既にして辦じて米を得たれば便ち煮處を求

【二二】挼。明本に捼とす、挼はモムなり捼はヨルなり、同義なれば今改めず。

【二三】仄陋。共にいやしきなり。

【二四】本文に王處帝都朝多傜乂…とあり。傜の字辭書に見えず、若し僕の寫誤なりとせば僕乂は豪め刈る義ならん。或は傜乂を賢者の義とすべきやも計り難し。若し然りとせば朝して傜乂多ければと譯すべきなり。

は何より來れる」。答へて曰はく、「婦家より來れり」。「食へる所何物なりし」。答へて曰はく、「酪漿及び餅に加ふるに[一九]蘿菔を以てせり」。告げて言はく、「汝可しく吐出すべし」。卽ち便ち抉出せるに一に所言の如くなりければ、大藥見已るに少(者)は是れ賊にして彼老(者)が妻を劫へるを知りければ、卽ち重杖を與へ、地を掘りて穽を爲りて之を埋むるに咽を齊り、[二〇]孔雀膽を以て其額上に書して是の如きの字を作せり、「諸有偸婦の賊には此に准じて科罪せん」と。是の如くして乃し牛羊等を偷めるあり、數五百ありしも皆悉く此に同じて而し治罰を爲せり。時に重興王は既にして村城あるには皆六臣に控執せられければ、王は是念を作さく、「我れ今力弱し、將に如何がせんと欲すべき」。遂に大藥を憶しければ與に相見えんことを思ひ、諸臣に告げずして軍を整へて出で、滿財城に往いて大藥を看んと欲して途險阻を經たるに、大叫あるを聞きければ遍く觀じて求覓せるも人あるを見ざりき。王の左右は周旋し顧察して五百賊の身を埋めて頭を出せるを見たりければ、卽ち王に報じ知らしめ、其額字を讀むに、云はく、「皆是れ賊なり」と。王は此事を見て問うて言はく、「誰ぞ汝を苦楚せるは」。諸人答へて曰はく、「此は是れ大藥童子が法に准じて作せるなり、辜なきを罰せるにはあらじ」。王聞いて善なりと稱へ、悲愍心を起して遂に便ち釋放せり。是時、大藥及び諸童子は王軍至り隨處に而し住せりと聞けり。時に滿財城の所有人衆は王至らんと欲すと聞き、悉く皆吉祥の物を營辦し金瓶に水を持し幡蓋旛旗もて出城迎候せるに、王は慰問し已りて問うて言はく、「圓滿の子名けて大藥と曰へるを今可しく速かに來らすべし」。父、王に白して言さく、「童子幼小なれば未だ命を奉ずるに堪へじ」。王曰はく、「可しく前進せしむべし」。父便ち引見せるに、王は童子を見て其容儀の雅麗にして兼ぬるに勇略の才あるを嘉し、其尙の小にして委寄に任へざるを以て且らく留めて父に付し、軍を都邑に廻せり。本城に至り已るに是の如きの念を作さく、[二一]「我今可しく大藥童子の智策才術を試むべし」。卽ち使をして往いて圓滿に語げしめて曰はく、「汝可しく砂を以て繩の長さ一百肘

【一九】蘿菔。大根なり。

【二〇】孔雀膽。銅の酸化物。

【二一】重興王、大藥童子の智策を試む。

問うて曰はく、「彼は是れ汝が父なりや祖なりや」。女曰はく、「父に非ず祖に非ず、乃し是れ我夫のみ」。麁人報じて曰はく、「汝、羞恥なく友朋に愧ぢざらんや、此世間に於て美妙の丈夫は遍く大地に滿てるに豈に見ざるべけんや、何に因りてか此老婆羅門に逐ひて汝が此の容華をして虛しく喪失せしむるぞ。宜しく應に彼を棄てゝ我が與に妻と爲るべし。若し彼老公にして來りて諍訟せんには、大衆所に於て我を引いて夫と爲せ」。其女は言を受けて即ち麁人と與に路に隨うて去れり。時に婆羅門は池に就り洗ひ已りて婦を覓めしに得ざりければ、高きに登りて四顧せるに人の將ゐ去れるを見ぬ。即ち便ち急走して其婦所に至り、一手を捉へて牽きぬ。時に彼麁人も亦一手を牽きければ、婆羅門曰はく、「汝は我婦を偷めり」。麁人曰はく、「我能く誓を設てん、此は是れ我妻なり、元、汝が婦には非じ」と。因りて鬪諍を生じて各相牽引せるに、少年は强力なりければ女は將ゐ去られぬ。時に婆羅門は自ら力なきを知り、相助くるあらんを冀ひて曠野を行きつゝ大叫高聲して云はく、「賊は婦を劫へり」と。是時大藥は諸童子と野林中に戲れしに、彼が大叫失婦の聲を聞きぬ。時に諸童子は大藥に報じて曰はく、「仁既に王を稱せり、斯の非理ありて叫びて失婦と云へり、何ぞ相救はざる」。大藥聞き已るに即ち諸童子をして彼三人を執へしめ、問うて言はく、「向に爭へるは何事ぞや」。婆羅門曰はく、「我れ老いて力なければ賊に婦を劫はれぬ」。賊曰はく、「此人は妄語せり、實に是れ我妻たり」。大藥、女に問ふらく、「誰が是れ汝の夫なる」。彼便ち賊を指すらく、「此は是れ我夫なり」。是時大藥は婆羅門の、胷を椎ち懊惱して自ら地に撲てるを見ぬ。即ち便ち伺察して彼が眞虛を驗せんとて、少年に問うて曰はく、「汝何處より此婦を將ゐ來れる」。答へて曰はく、「妻の舍より來れり」。問うて曰はく、「何の飲食するありし」。答へて曰はく、「肉羹及び飯に加ふるに淸觴を以てせり」。大藥曰はく、「若し是の如からんには我れ其食を觀て以て眞虛を辯ぜん」。即ち指を以て口を抉りしに、竟に一物もなくして空しく流涎を見たるのみ。婆羅門曰はく、「爾

寶珠なりと謂ひて之を蹴りて出さしめければ、大藥報じて曰はく、

「地に魚骨あるを見て　脚に蹴りて眞珠と謂へり　自業に肯へて修せずして　强ひて他に遺寶を覓めんとは。　他が所棄の魚骨なり　斯ち是れ寶珠に非じ　豈に毘沙門の　珠を道上に棄つるあらんや」。

父、大藥と將に旣にして他に至り已るに(兒を)岸上に置き、衣を脫して水に入れるに、白鶴鳥の荷葉上に在るを見て便ち是念を作さく、「我れ此鳥を取へん」。卽ち前み就かんとせるに鳥遂に高く飛びければ、大藥報じて曰はく、

「鳥は荷葉上に居せるに　父を見已るに高く飛びぬ　更に近づき前むに宜なけん　他の生命を取へんと欲すとも」。

又他日に於て肩に大藥を持して殍伽何に往いて方に洗浴を爲さんとし、旣にして何所に至るに兒を岸上に置き、衣を脫して何に入れるに、大銅鉢の流に隨うて東下せるあり、時に白鵝ありて其上に蹲踞せり。父見て疑を生じて何物なるかを知へざりければ、顧みて其子に問へるに大藥報じて曰はく、

「殍伽は東に注ぎ下り　銅鉢、流に隨ひて去り　白鵝居して上に在り　斯ち是れ餘物に非じ」。

又他日に於て前に同じく澡浴せんとて、大藥を持し去りて岸上に置きぬ。時に澡瓶及び草の、流に隨ひて浮び去り、鳥其上に居せるありき。大藥は前に同じく頌を以て父に白せり。是時大藥は旣にして漸く齠年なりければ、諸童子と與に一處に遊戲せるに、衆共に議して曰はく、「我等に主なければ可しく大藥を尊めて王と爲すべし」。大藥立ち已るに諸童子を簡びて將つて輔佐と爲し、是より後朋黨日に多かりき。時に老婆羅門にして少婦を娶得せるあり、他鄉に客遊して路に隨うて去りぬ。時に婆羅門は行いて叢薄に趣きて便利を爲さんと欲せるに、一乍人あり來りて女に

【一八】齠年。齒のかはる年頃、七八歲なり。

重ねて起せるに由りて號して[一五]重興と曰へり。年幼にして王と爲りければ、諸臣、見に慢りて所有勅令は多く奉行せざりき。王は暇日に於て出城遊觀して聚落の居人並に皆[一六]存問すらく、「此等は是れ誰の所管封邑なる」。答へて曰さく、「咸是れ某甲大臣の所有なり」。便ち念曰を生ずらく、「城邑聚落は咸く大臣に屬せり、我は是れ王なりと雖但宮闈及び食あるのみ、自餘の國產は並に皆分なし、國憲に乖くあらんに將に之を如何せん」。時に天神あり王の所念を知りて空中に告げて曰はく、「王、憂ふるを須ゐじ。此國中に於て一都處あり名けて滿財と曰ひ、城內に人あり名けて圓滿と曰ひ、當に一子を生じて號して[一七]大藥と爲すべく、成立の後に王と共に理め、機に臨みて制斷して遠く伏せざるなく、王は極快樂して垂拱し神を安んぜん」。時に王は使をして滿財城に往いて訪ね問はしむらく、「圓滿ありとやせん無しとやせん。若し其れ有らんには應に彼妻に娠ありと爲すや不やを觀ずべし」と。使者は命を受けて卽ち往いて尋求し、其夫主に見えて婦に娠あるを問しければ、使、還り奏して曰さく、「是事、謬に非ず、彼婦は懷娠せり」。王旣にして聞き已るに卽ち使をして去いて圓滿を召び來らしめ、善言もて慰喩して卽ち此城を以て賜ひて封邑と爲し、告げて曰はく、「汝が婦に娠ありと。好く須らく養護すべく、傷損せしむる勿れ」。月旣にして滿ち已りて便ち一男を誕めるに、形貌端嚴にして世間に比なかりき。三七日の後爲に名を立てんと欲して諸親議して曰はく、「未だ知らず、此兒に何の字を作さんと欲せんかを」。母便ち告げて曰はく、「我れ宿疹を抱きければ遍く諸醫に問ひ、湯藥を進めたりと雖竟に瘳損するなかりしに、此子を懷めるに及びて病苦卽ちに除けり、宜しく孩兒の與に名けて大藥と爲すべし」と。母、頌を說いて曰はく、

「諸の患苦の中に於て　大藥は最も勝たりき　此は是れ藥中の妙なり　可しく名けて大藥と爲すべし」。

後の時、其父は肩に大藥を擎げて池に詣りて澡浴せんとし、其道上に於て魚骨あるを見て、是れ

【一五】重興。

【一六】存問。音づれ慰むるなり。

【一七】大藥。

機に審かなければ(念)云すらく、「此大臣は雞頭の爲の故に我子を殺さんと欲するなり、今正に是れ時なれば須らく爲に防護すべく、可しく共に預じめ計りて身をして危からしむる勿るべし」。卽ち屛處に於て其子に報じて曰はく、「汝、雞頭を食ひぬれば父は相殺さんと欲せり、可しく此國を捨てゝ鞞提醯に向ふべし。彼は卽ち是れ汝が祖宗の舊處にして、親姻眷屬は並に悉く現存すれば、汝若し彼に至らんに必らず安樂を受けん」。子、告を聞き已るに俛仰して母を辭して鞞提醯に往き、彼城に至らんと欲して一樹下に於て困乏して睡れり。時に求王は、身重病に嬰りて因りて卽ち命終せり。彼國の舊法として、若し未だ嗣王を立てざらんには靈輿を出さゞるなり。王に後嗣なかりければ誰を立てんかを知らざりき。時に諸群臣は咸く皆訪ね問むらく、「誰か主と爲すに堪へたる、我今立てんと欲す」。時に大臣等は樹陰下に於て彼丈夫の[一四]瓌偉にして常と異り人間に匹罕にして日光度ると雖樹影の移らざるを見、衆人共に觀て咸く希有を歎ずらく、「此の善男子は妙相端嚴にして更に過ぐる者なく、樹影留まり覆へること固是れ凡に非じ、可しく觸きて寤めしむべし」。彼旣にして覺め已るに諸人に問うて曰はく、「何の故にか相驚かせる」。答へて曰はく、「仁は王たるに合へるが故に相覺ませるのみ」。報じて曰はく、「王を覺ますの法、豈に然るが如くすべけんや」。諸人問うて曰はく、「其法や如何」。答へて曰はく、「先に美音を奏して漸く覺悟せしむるなり」。群臣聞き已るに是の如きの念を作さく、「此れ貧子に非ず、定んで高門に出でたらん」。卽ち共に問うて曰はく、「仁が住は何方にて誰が家の子ぞ」。時に彼王子は年弱冠なりと雖、壯氣先に成じて師子王の如く、高聲爽亮として自ら祖宗を述べて諸人に告げて曰はく、「我が昔の先主は名けて善生と曰ひ、子は足飲食と號し、我は是れ其兒にして多足食と名くるなり」。時に六大臣は是語を聞き已るに皆踊躍を生じて咸云はく、「我等今者還本王を得たり」とて、盛に威儀を備へて廣く音樂を陳べ、千軍萬衆は城中に從ひ入りて灌頂して王と稱せるに、化は黎庶に洽かりければ、舊の多足食なる斯名は遂に隱れ、宗

【一四】瓌偉。奇特なり。

て悲しみに自ら勝へざりき。王は是の如きを見て卽ち便ち念曰すらく、「女人の性として皆丈夫を念ずれば、我れ今宜しく大臣に改醮[一三]して息と幷に隨ひ去か(しむ)べし」。既にして彼家に至りしに、歡懷して意を得ぬ。大臣家に近く雞の栖める宿あり、相師見已りて是の如きの語を作さく、「若し其れ人ありて此雞を食はんには當に王たるを得べけん」と。大臣聞き已るに相師に問はずして便ち其雞を殺し、其妻に謂ひて曰はく、「汝可しく營膳して我が朝還を待つべし」。夫人卽ち烹煮せしめぬ。時に多足食は學堂より來りしに其母を見ず、飢の爲に逼られて沸鐺あるを見たりければ、便ち是念を作さく、「我母未だ來らざれば、暫し鐺內に可食の(物)ありや不やを觀ん」。遂に鷄頭を見て卽ち便ち截取して以て小食に充てしに、母既にして來り至りて問うて言はく、「食未だしや」。答へて曰はく、「且らく鷄頭を食へり」。母卽ち食を與へて學所に歸らしめぬ。大臣既にして至りて云はく、「我れ食を須ゐん」。夫人、肉を與へしも鷄頭を見ざりければ卽ち其故を問へるに、答へて曰はく、「兒來りて食ひ訖れり」。臣、是念を作さく、「肉を全食せんに方に王たるを得るとやせん、少も亦得るとやせん」。既にして疑念を生じ、便ち行路に於て相師を訪問し、見て告げて曰はく、『仁、先時に於て是の如きの記を作せり「若し鷄肉を食はんに便ち王たるを得ん」と。當に全食すべしとやせん、少食にも亦得るとやせん』。答へて曰はく、「全食せずと雖、頭を食はんに卽ち得ん。若し其れ人ありて已に鷄頭を食はんに、若し彼人を殺して頭を取りて食はんには亦王たるを得ん」と。大臣聞き已るに便ち是念を作さく、「可しく此兒を殺し、頭を取りて食に充つべし。若し母にして知らさらんには此事作し難ければ、先に當に母に其意の如何を問ふべし」。後に語次に因みて戲れて妻に問うて曰はく、「夫主と子と誰が王たらんを欲せる」。其婦、說くを聞いて遂に猜慮を生じて是の如きの念を作さく、「我れ今若し子を以て王と爲さんと道はんに、此人卽ち便ち我を棄擲せん、今時宜しく彼に順じて言を爲すべし」とて、答へて曰はく、「寧ろ夫主をして王たらしめん」。此の女人は聰明解慧にして預じめ先

【一三】改醮。再び冠娶の禮を行ふこと、卽ち再嫁なり。

飢痛を冒し　野外に飄零して獨辛苦する。王宮の象馬は乘騎に任せ　珍羞美膳は時に隨うて食ひ　上妙の衣服は寒暑を袪ひしに　云何が此を棄てゝ窮林に往くなる。皷樂絃歌は恒に遞奏し　能く聽者をして忌神を悅しましめ　衆人敬仰して鎭に隨從せるに　汝獨憂を懷いて何に去らんとはする」。

王子答へて曰さく、

「誰か恒に安樂を受けん　誰か復常に艱苦せん　厄屈[9]は人皆有し　倚伏[10]必らず相隨はん。苦樂更遷變す　常に星漢の廻るが如し　會合憂苦の生ぜんこと　世法皆是の如くなり」。

是時王子は是の如き等の悲苦言辭を以て其母に白し已るに、即ち便ち辭去して半遮羅に往きぬ。將に彼國に至らんとして飢渴に苦しみ、遂に路邊の樹下に往いて停息し、四顧[11]惘然として偃臥して睡りぬ。時に半遮羅大臣は行次ありしに因みて王子の所に至りしに、其儀範の常倫に異るあるを察し、佇立すること之を久しうして觸きて睡覺せしめ、問うて曰はく、「汝は是れ何人にして誰が家の子なる」。答へて曰はく、「我は是れ鞞提醯國王の子、足飲食と名く」。報じて曰はく、「何の故にか此に來れる」。王子卽ち便ち事を以て具さに答へしに、近臣知り已りて引いて王所に至りて白して言さく、「大王、此は是れ善生が王子にして足飲食と名け、其父、少を立てゝ長を廢しぬれば出でて此に奔れるなり」。王遂に喚び問へるに、時に王子具さに緣を以て白し、王旣にして聞き已るに悲喜交集りて歡喜慰喩し、廣く封邑を賜ひて女を以て之に妻せり。未だ多時を經ずして一男子を生めるに、容儀愛すべかりければ衆希奇なりと歎じ、誕生の日には王が國中をして飲食得易からしめぬ。乃ち宗親を命び其が與に名を立つらく、「此は是れ足食王子の胤なり、纔かに生ぜるの後多く飲食に足しぬれば、應に此兒に號して　多足食[12]と名くべし」。王は八母に付して其をして瞻侍せしめ、後旣に長大しては才藝遍く通ぜしに、足食王子は尋いで便ち殞逝せりければ、妃は常に追悼し

【九】厄屈。屈は挫くなり。
【一〇】倚伏。起伏の同音寫なるべきが故に、倚は音（キ）なり。
【一一】四顧惘然。あたりを見まはしておそるる貌。
【一二】多足食。

ふらく、「今此の孩兒は何の名をか立てんと欲すべき」。王曰はく、「此子未だ生まれざるに已に王位を求めぬれば、應に與に名を立てゝ號して〔六〕求王と曰ふべし」。八母人に付して其をして供侍せしめ、年漸く長大せるに仍ほ未だ策立せざりければ、夫人の本國は王の違信を怪しみて、即ち使人を遣はし來りて王に報ぜしめて曰はく、「先に盟要あり、我女にして子を生まんには立てゝ儲君と作さんと。今正に是れ時なり、請ふ言信を存せんことを。若し爾せざらんには、我れ四兵を嚴りて必らず相討伐せん」。王聞いて驚怖し、計の出づる所なくして大憂愁を生ぜり。臣曰さく、「王、何が憂色せる」。王卽ち具さに臣に告ぐるに、臣言さく、「大王、更に餘の計なし、宜しく求王を立てゝ以て太子と爲すべく、足食王子は宜しく卽ちに除すべし」。王曰はく、「應に是の如くに非法の言を作すべからず。我れ曾て聞けり、『父を殺すの子ありしも未だ曾て子を殺すの父を說くを見ざりき』と。此の不仁事は我が爲す所に非ざるなり」。臣曰さく、「殺す能はざらんには宜しく殘害を爲すべし」。王曰はく、「此れ斷命事と亦何の別かある」。臣曰さく、「如し其れ然らざらんには請ふ遠く驅擯せんことを」。王曰はく、「善人にして罪なきに何の事にてか遷流せん」。臣曰さく、「其過を求めんと欲せんには豈に得易からざらんや。然り、此王子にして且に儲君に立てんに、太子足食は自ら當に知るべきなり」。時に王は卽ち便ち吉日を選擇して彼求王を立てゝ以て太子と爲せるに、足食は知り已りて遂に是念を作さく、「王は我を棄てぬ、住まらんには必らず誅せられん」。遂に其母に謁して具さに此意を陳べて(曰さく)、「我れ今〔七〕半遮羅國に向はんと欲す、冀はくは形命を延べたまはんことを」。母は是語を聞くや心、箭に射られたるが如くにして、前みて兒の頸を抱へて驚惶悲涕し、卽ち伽他を以て其子に告げて曰はく、

「汝本高牀褥に坐臥し　所著の衣は並に鮮華たりしに　云何が獨去りて他方に向ひ　麁衣・〔八〕地寢もて能く存活せん。　汝比睡覺めては常に安隱に　凉宮綺觀は遊從に任せしに　云何が寒熱、

〔六〕求王。

〔七〕半遮羅國(Pañcāla)。これ北界南界の二部あること、律部二十三、註(一三の三六)本文參照。

〔八〕地寢。地のふしど。

調柔にして賢德を具せる者を娶りて、大夫人をして漸くに亦和順ならしめざる」。王曰はく、「何處より取るべき」。臣曰さく、「隣國の王女、宜しく之を娶るべし」。王曰はく、「彼とは宿嫌あれば、如何が婚娶せん」。臣曰さく、「善く方便を作して彼をして相親しましむれば、王且らく心を安んじたまへ、臣往いて觀察せん」。大臣卽ち隣國の王に見えんとて去り、旣にして彼に至り已りて其婚事を問めしに、彼王聞き已りて大臣に報じて曰はく、『若し婚烟を作さんには可しく先に要を立つべし、「我女にして子を生まんには立てゝ儲君と作さん」と。相違せさらんには我當に妻し與ふべし』。大臣答へて曰さく、「伏して王命に從はん」。王曰はく、「卿可しく國に還りて彼王に報じ知らしめ、斯要を許はんには重ねて來りて相見ゆべし」。答へて曰さく、「國の太子を冊せんことは皆大臣に由る、旣にして誠言するあり、敢へて二を差ぐあらんや」。信を遣はして王に白さしめしに、時に王聞き已りて禮迎を備へて歸が(しめ)、情に甚だ相得たりき。王曰はく、「此女調柔にして極く相恭順せり」。問うて言はく、「今何の欲する所ぞ」。卽ち便ち合掌して曰して言さく、「大王、若し願を賜はらんには、我若し子を生まんに、請ふ儲君と作したまはんことを」。王は是言を聞いて遂に憂惱を生じて是の如きの念を作さく、「今此の所求にして我若し許さんには、足食王子は勇健忠良にして多く技藝を閑ひ、容貌超絕して世を擧げて雙なし、云何が此を棄てゝ別に建立するあらん、我れ今時に於て誠に取捨し難し」とて、未だ卽ちに相答へざりき。時に大臣は王の容色を觀て憂念あるを知り、白して言さく、「大王、何の故の憂色ぞや」。王便ち事を以て具さに大臣に告げしに、臣曰さく、「此れ憂ふるに足らじ、我れ先に婚を求め已るに共に要を立てぬれば、今欲する所に隨せて彼情を間つる勿れ。未だ審かならず、夫人は[五]石女に非ざるや不やを。設令生まんにも男女未だ知らざれば、彼が願求する所は王今宜しく順ひたまふべし」。王、夫人に告ぐらく、「汝が所願に隨はんと」。後に於て未だ久しからざるに、夫人は子を生みて端正なること常に異れり。三七日の後方に與に名を立てんとし、諸親共に問

【五】石女。うまずめ。

卷の第二十七

第六門の第四子、頌に攝するの餘、大藥を明すの事。[一]

爾の時世尊は其の無上神通變化利益の法を以て、諸外道を降して皆退散せしめたまふに、默して說く所なくして邊方に逃竄せり。時に諸苾芻は是事を見已るに咸く皆疑ありければ、世尊に請じて曰さく、「如來大師は神通力を以て正法の炬を然し、妄見の幢を摧き邪徒を降伏して實に希有を成じたまへり。善い哉、大聖、不可思議なり、能く是の如きの大利益事を作したまはんとは」。世尊告げて曰はく、「汝等應に知るべし、我が如きは今者已に三毒を捨して一切智を具し、大自在を得て彼岸に到り、無上果調御丈夫を獲て人天師と爲りぬれば、彼をして退散せしめんとも未だ希有を成ぜじ。何を以ての故に。我れ過去を念ずるに、未だ染欲・瞋恚・愚癡・生死病死・憂悲苦惱を離れず纏縛を具せる時、尚ほ能く彼六師眷屬を降し、敢へて酬答せず邊方に逃竄して乃し淪沒するに至れり。

[二]汝等苾芻、宜しく應に諦聽すべし、乃往過去に[三]鞞提醯國あり王を善生と名け、法を以て世を化せり……廣く餘に說ける如し。時に王夫人は容貌端嚴にして王極めて愛寵し、一子を誕むに及びて人皆樂見せり。此子の福力にて其國中に於ては風雨時に隨ひ穀稼豐稔して飲食得易かりき。三七日を經て乃し親屬を命び、方に爲に名を立てんとして王は是念を作さく、「此兒生まれ已るに飲食得易かりければ、應に此兒の與に[四]足飲食と名くべし」と。即ち此子を以て八養母に付して如法に供給し、年長大するに至りては世間の技藝悉く皆通達し、勇健忠良にして人の過ぐる者なかりき。彼の大夫人は子の勢を恃みて頗る怠慢を生じ、王に教令あるも多く順從せざりければ、王は是事に由りて每に憂色ありき。時に大臣等は王の悅しまざるを見て白して言さく、「大王、何の故にか憂悒を懷けるに似たる」。王即ち臣の爲に具さに其事を說けるに、臣曰さく、「若し是の如からんには何ぞ更に

【一】 二十五卷の註（三八）の本文、頌の第三句中、大藥事に相應す。

【二】 世尊降伏外道本生譚。

【三】 鞞提醯國。有部藥事第十五卷に尼提訶又は毘提訶と音寫せるに同じとすれば Videha なるべく、次下に隣國の王と宿嫌ありとある故に、婆羅痆斯を隣國とする時は毘提訶と同じきなり。律部二十三、註（一五の一六）の本文參照。

【四】 足飲食。

「彼は是れ地獄の人　手を展べて他に從うて乞へるに　手足は皆白色なりき　見水中に在りて沈めり」。

弟子亦頌を以て答ふらく、

「汝、是語を作すこと勿れ　斯れ不善說たり　法を以て衣裳と作し　牟尼は法に依りて住すれば」。

童女復答ふらく、

「露體もて人間に行けり　誰か此を將つて智と爲さん　他衆をして共に見せしめて　了に羞恥の心なし。[四五]覥面として身形を露はし　便ち此を將つて法と爲す　毘沙門王にして見んに　刀割せんことと定んで疑なけん」。

時に諸弟子は是語を聞き已るに、默爾して去りて卽ち池所に詣りしに、其師主の、沙瓨を以て頸に繫り沈沒して而し亡ぜるを見たりければ、弟子の中に樂戒者ありて共に是說を作さく、「此事是れ實にして餘は皆虛妄ならんも、亦沙瓨を以て頸に繫り自ら沈みて而し死なんとは」と。所有餘衆は並に皆四散して邊方に依止せり。佛は是の如きの大神變を現じたまひ已るに、人天大衆は悉く皆歡喜せりき。[四六]

【四五】覥面。はぢざるかほつきなり。

【四六】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

ぬ　我今解脫れて安處を求めんとす。　日光極熱して炎暉を吐けり　我今身心並に疲倦せり
汝當に諂るなく直に相報ずべし　何處に淸涼池あるを得るかを」。
黃門は聞き已るに復頌を說いて曰はく、
「此に近く卽ち淸涼處あり　鵝鴨鮮化は皆遍滿せるに　汝は是れ極惡生盲の者　芳池を見ずして
共に相問はんとは」。
晡刺拏は復頌を說いて曰はく、
「汝は今男に非ず又女にも非じ　池に向ふの路相敎へざらんには　我れ速に須らく往いて淸涼を
覓め　求めて身心の諸熱惱を歇すべけん」。
時に彼黃門は其路を敎へ已るに、晡刺拏卽ち池所に詣り、既にして池に至り已るに沙瓨を以て頸に繫り、水に入りて自ら沈み、因りて卽ち命過せり。時に彼弟子は更に相問うて曰はく、「仁等頗し我が鄔波馱耶を見たるありや不や」。皆云はく、「見ざりき」。又相問うて曰はく、「仁等頗し曾て鄔波馱耶に所說ありしを見たりや不や」。一人答へて曰はく、『(我れ)說くを見たり、「世間は皆常なり、唯此れ是のみ實にして餘は皆是れ虛なり」と。又云へり、「我れ無常なりと說く」と。又云へり、「亦常にして亦無常なり」と。又云へり、「常に非ず無常に非ず」と。又云へり、「有邊なり」と。又云へり、「無邊なり」と。又云へり、「亦有邊にして亦無邊なり」と。又云へり、「有邊に非ず無邊に非ず」と。……前に具さに說けるが如し……』。時に諸弟子は共に相謂ひて曰はく、「仁等應に知るべし、所有言說は悉く並に不同なるを。我今宜しく親敎師を覓めて其實事を問ふべし」。卽ち便ち求覓せるに、其中路に於て[四〇]童女の來るを見たりければ、伽他もて問うて曰はく、
「賢首、汝頗し見たりや　晡刺拏大師の　衣を將つて身を覆はず　地に立ちて手中に食せるを」。
童女は說くを聞いて卽ち伽他を以てして之に答へて曰はく、

【四〇】童女。Divy. (165, 18) には gopikā (牧女) とせり。

を知り　永く衆苦を超ゆるを知り　八支聖道を知りて　安隱涅槃に趣かん。　此の歸依は最勝に　此の歸依は最尊なり　必らず此の歸依に因り　能く衆苦を解脫せん」。

爾の時世尊は諸大衆の根性の差別・隨眠の各異れるを觀じ、其が爲に法を說きて彼をして聞かしめたまひ已るに、無量百千億數の大衆は殊勝の解を得、或は初果・二果・三果・阿羅漢果を得、或は聲聞菩提心を發せるあり、或は獨覺菩提心を發し、或は無上菩提心を發せるあり、大衆中に於ける所有衆生は皆悉く至心に三寶に歸向せりければ、世尊は彼大衆の爲に法を說いて示敎利喜したまひ、所作事了りければ座よりして去りたまへり。時に哺剌拏等の弟子あり、其の師主と與に一處に在りしが、其師に問うて曰はく、「鄔波馱耶、何者が實たる」。時に諸の六師は各欺誑を生じ共に相調弄して是の如きの語を作さく、「世間は是れ常なりとは此れ實事たり」。又說いて言へるあり、「無常なりとは是れ實たり」。又云はく、「亦常にして亦無常なり」。又云はく、「常に非ず無常に非ざるを、是を謂ひて實なりと爲す」。又云はく、「有邊なり」。又云はく、「無邊なり」。又云はく、「亦有邊、亦無邊なり」。又云はく、「有邊に非ず無邊に非ず」。又云はく、「身中に命あり」。又云はく、「身と異りて命あり」。又云はく、「死後に我あり」。又云はく、「(死後に)我なし」。又云はく、「亦我有り亦我無し」。又云はく、「我あるに非ず我なきに非ず、唯此は是れ實にして餘は皆虛妄なり」と。此語を說けりと雖情に多く恥愧し、低頭俛仰して憂火心を燒きければ、水を求めて飮まんと欲し便ち池所に往きぬ。其半路に於て一黃門あり、見て而し頌して曰はく、

「汝今獨行いて何處にか去る　狀、相觸きて角を折れる牛に同ぜり　釋迦の妙法も知ること能はず　亦野牛の如く隨處に走らんとは」。

時に哺剌拏は此頌を聞き已るに亦便ち頌を說けり、

「死は常に我が目前に在りて行けり　我身に强健の力あることなく　諸有に輪廻して苦樂を受け

すべし」。

自餘の所有衆多の化佛は一時に是の如きの伽他を宣説せるらく、

「日光若し未だ現ぜざるには　[42]熠燿粗光を舒べんも　曦輪太虛に上りては　爝火從うて斯に沒せん。　如來の光未だ顯はれざりしには　外道は希奇を出せるも　佛光世間を照しては　師弟子を降伏したまへり」。

爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「所有神變は汝等憶持せよ、大神通事今將に隱沒せんとすれば」。是語を説きたまひ已るに神變皆無かりき。時に勝光王は六師に告げて曰はく、「大師世尊は已に神通を現じたまへり、仁等今者可しく神通を作すべし」。時に外道晡刺拏は默然して答ふる所なかりければ、即ち便ち肘を以て末羯利瞿舍梨子を觸き、是の如く末に向うて展轉して相觸きて乃し六人を盡せるも、竟に一人の敢へて應對を爲すなかりき。再三に王は命じて神通を現ぜしめたるも、時に彼六師は還相に築觸し、前に同じく默爾して項を縮め頭を低るゝこと深禪に入れるが如くにして、竟に酬酢するなかりき。時に　[43]金剛手大藥叉主は是の如きの念を作さく、「此の六癡物は久しく世尊を惱ましまつれり、須らく方便を作して其をして改往して更に敢へて然せず悉く皆逃竄せしむべし」。是念を作し已るに即ち猛風を放ちて雨雹交注ぎければ、彼が神通舍は隨處に崩摧し、外道邪徒は並に皆離散して或は驚怖して山穴中の林樹草叢に入りて潛藏して住し、或は天堂祠室に入り腹を抱へて憂を懷けるありしも、佛の神通舍は一も傾動するなかりき。爾の時世尊は是事を見已りて伽他を説いて曰はく、

「衆人怖れに逼られ　多く諸山に歸依し　園苑及び樹林　制底・深叢處にも。　此の歸依は勝に非ず　此の歸依は尊に非ず　此の歸依に因らざらんに　能く衆苦を解脱せん。　諸有に佛に歸依し　及び法・僧に歸依せんに　四聖諦の中に於て　恒に慧を以て觀察せん。　苦を知り苦集

【四二】熠燿。螢火なり。宋・元・明・宮本には熠爝(炬火)とせるも、Divy. (163 l. 5) には Krimir (虫) の語あれば螢火とあるが正しかるべし、夫故に今改めず。

【四三】金剛手藥叉大士。Divy. (p. 163, l. 18) には pāñcika yakṣasenāpati (第五藥叉將軍) とあり。般支迦藥叉大將なり。律部二十、註(二三の三三・三四)參照。

ず、況んや禽獸類及以諸龍の能く佛念を知らんや。時に彼[三八]龍王は佛意を知り已るに是の如きの念を作さく、「何に因りてか世尊は手を以て地を摩したまへる」。佛大師が神變を現ぜんとて此蓮華を須ゐんと欲したまふなるを知りければ、即ち便ち花の大さ車輪の如く數は千葉に滿ち、寶を以て莖と爲し金剛を鬚と爲せるを持して地より湧出せり。世尊は見已りて即ち花上に於て安隱に而し坐したまひしに、上に於て右邊及以背後に於て各無量の妙寶蓮花あり、形狀此に同じきが自然に涌出し、彼花上に於て一々に皆化佛ありて安坐し、各彼佛の蓮花より[三九]右邊及以背後に皆是の如きの蓮花ありて湧出して[四〇]化佛安坐し、重々展轉して上に出でて乃し[四一]色究竟天に至るまで蓮華相次げり。或は時に彼佛は身より火光を出し、或は時に雨を降し、或は光明を放ち、或は時に授記し、或は時に問答し、或は復行立坐臥に四威儀を現じ、佛の神力の故に假使童兒たらんも亦能く如來の影像を現見せり。爾の時世尊は神變を現じたまひ已るに、勝光大王及び內宮女・王子・大臣及び諸の城邑他方の遠客無量百千の無數大衆は悉く皆雲集して、神通を瞻仰して目に暫くも捨てず、虛空中に於ても亦無量百千の諸天大衆ありて、共に神變を觀じて威儀を改めず、恭敬供養して情に暫くも替むるなく、處々に皆鼓樂音聲・螺貝長鳴ありて歌舞遞に發り、假令禽獸たらんも亦皆歡喜して各音聲を出し、馬嘶き象吼え駝叫び牛鳴き、孔雀・鴛鴦は各哀響を爲しければ、人天大衆は佛の神變を觀じて未曾有なりと歎ぜり。時に彼諸天は虛空中に於て諸の天樂を奏し、亦衆花……所謂、鉢頭摩花・拘物頭花・分陀利花・曼陀羅花を散じ、天の沈水・栴檀の香沫及以諸香悉く皆散布し、天の妙衣及び人間の上服を以て繽紛とし下せり。爾の時如來は廣く是の如きの神變事を現じたまひ已るに、受化の有情を調伏せんと欲せんが爲の故に、伽他を說いて曰はく、

「汝當に出離を求め　佛の敎に於て勤修し　生死の軍を降伏せんこと　象の草舍を摧くが如くすべし。　此法・律の中に於て　常に不放逸を爲し　能く煩惱の海を竭して　當に苦の邊際を盡

【三八】 Divy. (p.162, l. 9) には Nandopanandābhyāṃ nāgarājābhyāṃ (難陀・鄔波難陀二龍王) とせり。

【三九】 本文に於上右邊及以背後各有無量妙寶蓮花…とあり。三本及び宮本には於上右を於左右とせり。今改めず。

【四〇】 化佛。Divy. (162, 15) には evaṃ Bhagavatā Buddhapiṇḍī nirmitā……(世尊によりて佛の集まりが化現せられたり…) とあり。

【四一】 色究竟天 (Akaniṣṭha-bhavana)。

道を摧くを知れり、然も彼外道は是の如きの說を作さん、「沙門喬答摩が能く神變を現ぜるに非じ、但是れ聲聞大目乾連が斯の威德ありて能く神通を現じて我と共に敵を爲せるのみ」と。汝宜しく復坐すべし』。佛、勝光王に告げて曰はく、「誰し如來に請ぜんに、諸外道と共に神變事を捔べん」。時に王は卽ち起ちて偏に右肩を露はし合掌して佛に向ひ白して言さく、「世尊、我れ今佛に諸外道と共に其神變上人の法を現じ、外道を降伏して人天を慶悅せ(しめ)、敬信者をして倍復增長し、其未信者をして信因緣を作さしめ、未來の沙門婆羅門人天大衆に於て、皆利益を蒙りて長夜に安樂ならしめたまはんことを請じまつる」。佛は王請を受けて默然して住したまへるに、王は受けたまへるを知り已りて座に復して坐しぬ。爾の時世尊は便ち如是勝三摩地に入りて便ち座上より隱れて現ぜず、卽ち東方虛空中に出でて四威儀を現じて行立坐臥し、火光定に入りて種々の光、所謂青黃赤白及以紅色を出し、身下に火を出して身上に水を出し、身上に火を出して身下に水を出し、東方に於けるが如く南西北方にも亦復是の如くに其神變を現じ、旣にして現變し已りて卽ち還收攝し、師子座に於て舊に依りて坐したまへり。佛、王に告げて言はく、「此は是れ諸佛及び聲聞衆が共有の神通のみ、大王、誰し如來に請ぜんに、諸外道及び人天衆に對して當に無上大神變事を現ずべけん」。王は座より起ちて還復前に同じて是の如きの說を作さく、「我れ世尊に諸大衆の爲に當に無上大神通事を現じて外道を降伏したまはんことを請じまつる……廣說せること前の如し……」。佛便ち默然したまふに、王は受けたまへるを知り已りて座に復して坐せり。[三五] 爾の時世尊は便ち上妙の輪相萬字・吉祥網鞔の其指、謂る無量百福より生ぜる所の相好莊嚴の施無畏手を以て、以て其地を摩して[三六] 世間心を起して是の如きの念を作したまはく、「如何が諸龍、妙蓮華の大さ車輪の如く、數は千葉に滿ち、寶を以て莖と爲し、金剛を鬚と爲せるを持して此に來至せんには」と。諸佛常法として若し世俗心を起さん時は乃し蜎蠛に至るまで亦佛意を知り、若し[三七] 出世心を作さんには聲聞獨覺も尙ほ知る能は

【三五】 本文に爾時世尊便以上妙輪相萬字吉祥網鞔其指謂從無量百福所生相好莊嚴施無畏手以摩其地起世間心……とあり。Divy. (p. 161, l. 23) に相當語なし。この輪相は輪圓具足、卽ち德相圓具せる萬字(卍)ありて、其指間には吉祥の網鞔を具へたる施無畏手、それは無量百福積集の報として成就したまへる相好莊嚴の手なりとの意なり。

【三六】 世間心(laukika citta)。後に世俗心とあるに同じ。

【三七】 出世心(lokottara citta)。

既にして佛所に至り、雙足を禮し已りて一面に在りて坐せるに、爾の時世尊は彼が根性に依り機の差別に隨ひて、四諦の理に順じて而し爲に法を說きたまひ、彼は法を聞き已るに智金剛の杵を以て二十薩迦耶見の山を摧きて預流果を獲たりき。既にして見諦し已るに即ち座より起ち、合掌恭敬して白して言さく、「世尊、我ら佛所に於て願はくは出家し幷に近圓を受けて苾芻の性を成じ、大師所に於てして梵行を修するを得んことを」と。爾の時如來は卽ち「善來、苾芻、可しく梵行を修すべし」と命びたまひしに、佛の言下に於て鬚髮自ら落ちて曾て剃髮し已りて七日を經たるが如く、法服は身に著して瓶鉢は手に在り、威儀具足せること百歲苾芻の如くなりき。卽ち如法に教授せるに、彼自ら策勵精勤して息まざりければ、五趣苦輪を摧き諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を證し……廣說せること餘の如し……乃至、帝釋諸天に共に敬重せられぬ。爾の時世尊は此の五百仙人羅漢苾芻及び餘苾芻衆・天龍八部と與に、前後に圍遶せられて神通舍に往き、大衆の前に於て師子座に昇りたまへり。時に鄔波斯迦あり[三三]神仙母と名けたるが佛所に來詣して白して言さく、「世尊、唯願はくは大師は神慮を煩はしたまふ勿らんことを。我自ら彼外道の類と共に神通を捔べて上人法を現じ、諸外道を伏して人天を慶悅せしめ、敬信者をして心に歡悅を得せしめ、其の不信者には爲に因緣を結ば(しめ)んことを」。佛、神仙母に告げて曰はく、『汝が意を煩はすなけん、汝能く外道と與に共相に摧伏して神通事を現ずるを得るありと雖、然も諸外道は是の如きの說を作さん「沙門喬答摩が能く神變を現ぜるに非じ、但是れ聲聞女人が是の如き事を現じて上人法を作せるのみ」と。汝今應に坐すべし』。時に貧(人)蘇達多長者・求寂准陀・[三四]求寂女總髻・蓮花色苾芻尼、更に無量の諸神通者ありて、皆世尊に詣りて前に同じて啓請せるに、佛は前の如く答へて其をして復坐せしめたまひき。時に大目連は合掌して佛に向ひ白して言さく、「世尊、願はくは慮を爲す勿らんことを。我れ外道と共に其神變を捔べて上人法を現じ、外道を摧伏して人天を增長せん」。佛、目連に告げたまはく、『汝が神力能く外

【三三】 神仙母 (Riddhilamātā upāsikā)。Divy.(159, 114) 以下に於て神通を顯現せんことを願ふの記なし。

【三四】 求寂女總髻。Divy. (p. 160, l. 6) には yathā Lāha=sudatto gṛhapatir evaṃ Kālo rājabhrātā Rambhaka ārā=mikaḥ Riddhilamātā upāsikā śramaṇoddeśikā Cundaḥ śra=maṇoddeśa Utpalavarṇā bhi=kṣuṇī (貧蘇達多長者の如くに王の兄弟哥羅、園民ラムバカ、神通母鄔婆夷、求寂女、求寂准陀、蓮華色苾芻尼にも……」とあり。求寂女の下に總髻に相當せる語を遺落せり。

いて坐して火光定に入り、遂に門の鉤孔中より大火光を出したまひしに、神通舍に至りて悉く皆火著せり。諸外道言さく、「大王、此は是れ沙門が神通事を現じぬれば、所住の堂舍は皆火に燒かれんとす、彼沙門を喚び來りて其火を滅せ（しめ）よ」。王聞いて默然し、竟に答ふる能はざりければ、憂を懷いて住せり。是の如くして[29]勝鬘夫人・行雨夫人・僊授・故舊・給孤長者・毘舍佉母、更に諸餘の淨信の類及び處中の人ありて悉く皆驚愕せりければ、諸の外道師幷びに彼弟子は、大火然を見て悉く皆歡喜せりき。時に彼火光は咸悉く神通の舍を遍燒しつゝも、其塵垢を除きて皆淸淨ならしめ、光明更に甚しくして一も損する所なく、自然に火滅しぬ、佛の神力及び天力に由りての故に」。時に王は見已るに倍歡心を發し、死の重ねて蘇へれるが如くなりき。便ち外道を命びて曰はく、「如來大師は已に神通を現じたまへり、仁等今可しく已が神通を出すべし」。彼便ち默然し顏を低れて對ふるなかりき。爾の時世尊は遂に便ち作意して、卽ち右足を以て其[30]香殿（西方には佛所住の堂を名づけて健陀倶知と爲す。健陀とは是れ香、倶知とは是れ室なり。此は是れ香室・香臺・香殿の義、親に尊顏に觸るべからざる故に、但其の所住の殿を喚ぶなり。卽ち此方の玉階・陛下の類の如くなり、然れば名けて佛堂・佛殿と爲すは、斯れ乃ち西方の意に順ぜざるなり。）を踏みたまふに、是時大地は六種に震動して（所謂）[31]纔動・正動・極動し、纔震・正震・極震し、東涌西沒・西涌東沒・北涌南沒・南涌北沒・中涌邊沒・邊涌中沒せるに、斯に由りて大地は普く遍く動ぜるが故に、雪山內に於ける五百仙人は瑞相を見已りて悉く皆驚覺し、共相に謂ひて曰はく、「彼の同梵行者は斯の瑞相を現ぜり、我等宜しく行くべし」と。[32]卽ち便ち進發せるに、世尊は彼所化生の爲の故に便ち金色微妙の光明を放ちたまひ、世尊所より五百人に至る此中間に於て明照せざるなかりき。時に諸僊人は遙かに世尊を見まつるに、圓光妙彩は寶山王の千日澄輝して莊嚴具足せるが如く、三十二相は金軀を照耀し、八十種好は形に隨うて炳飾せり。時に彼諸僊は佛相を見已るに、心便ち澄定せること久しく習禪せるが如く、子なきが子を得、貧人の寶を獲たるが如く、王を楽へる者の灌頂位を受けたるが如く、亦人ありて宿植善根もて最初に佛に見えたるが如くなりき。時に諸仙人は

【二九】勝鬘夫人等。律部十九、註（八の一五）以下、律部二十、註（二三の二二）以下參照。

【三〇】香殿（Gandhakuṭī）。本文に記せる義淨の細註參照。

【三一】Divy.（p. 158, l. 7）には kampati prakampati saṃprakampati calati pracalati saṃpracalati vyathati saṃpravyathati——vyathati（震ひ、前に震ひ、共に震ひ、動き、前に動き、共に動き、搖ぎ、前に搖ぎ、共に搖ぎ）として九種を記せり。

【三二】本文に卽便進發世尊爲彼所化生故便放金色微妙光明從世尊所至五百人於此中間無不明照……とあり。Divy.（158, l. 21）に爲彼所化生故に相當する文として teṣāṃ āgacchantāṃ Bhagavatā ekāyano mārgo 'dhiṣṭhitaḥ（加持せられたる彼等の一乘道が佛陀によりて來れかし）とあり。

「此の諸外道は並に皆集會せり、願はくは佛、時を知しめさんことを」と』。使者摩納婆は王敎を受け已るに佛所に往詣し、安隱を問ひ已りて一面に在りて坐し、白して言さく、『世尊、勝光大王は佛足を頂禮して世尊に請問しまつる、「病少く惱少く起居輕利にして氣力安きや不や」と』。佛言はく、「願はくは彼大王及び汝自身、病なく安樂ならんことを」。摩納婆曰さく、『勝光大王は是の如きの白を作しまつる、「此の諸外道は並に皆集會せり、願はくは佛、時を知しめさんことを」と』。佛、摩納婆に告げたまはく、「汝今可しく去るべし」。爾の時世尊は神通力を以て摩納婆に加被したまふに、猶し鵝王の兩翼を舒張して虛空に上昇するが若くに神通舍に往きぬ。時に諸の大衆は空に乘じて來れるを見て、悉く皆踊躍して未曾有なりと歎じ、王は希奇を見て深心に敬信し、諸の外道に告げて曰はく、「如來大師は已に神變を現したまへり、仁等次第に可しく希奇を現ずべし」。彼言さく、『大王、今既に無邊の大衆雲集すれば、設ひ神變を現ぜんとも未だ是れ誰なるかを知らじ、「是れ沙門なりとやせん、是れ我等なりとやせん」と』 時に哥羅王子は神變力を以て〔二七〕香醉山に往き、彼の種々奇妙の林樹の、花果滋繁し好鳥和鳴せるを取り、樹に隨うて至り神通舍に於て北面して安置せり。王は是を見已りて特に希有を生じて外道に告げて曰はく、「如來大師は已に神變を現じたまへり、仁等次第して亦可しく之を現ずべし」。彼言さく、『大王、豈に前に言はざらんや、「今既に無邊の大衆雲集すれば、設ひ神變を現ぜんとも未だ是れ誰なるかを知らじ」と』。次に〔二八〕貧人蘇達多長者あり、神通力を以て三十三天より如意樹を取り、神通舍に於て南面して之を置けり。王は是を見已りて倍歡悅を生じ、諸の外道に告げて曰はく、「如來大師は已に神變を現じたまへり、仁等可しく爲すべし」。外道答へて曰さく、「大衆既に多ければ誰か勝負を知らん、我と及び沙門と未だ分別すること能はざれば」。時に百千遠近の方國ありて種々人民悉く皆集會し、虛空中に於て百千億の諸天大衆あり、亦皆雲集して神變を樂觀せり。爾の時世尊は暫し房外に出でて足を淨洗し已り、復房中に入りて座に就

【二七】香醉山(Gandhamādana) 可羅王子及び次の貧人蘇達多長者の記は Divy. に記せず。

【二八】貧人蘇達多長者(Lūha-sudatta gṛihapati)。Lūha は lūkha (巴)なり。給孤獨長者には非ず。

に往詣し、雙足を禮し已りて一面に在りて立ち、白して言さく、「世尊大德、此は是れ王子哥羅なり」。時に王子も亦佛足を禮して一面に在りて坐せり。爾の時世尊は其根性・意樂の差別に順じて而し法要を說きたまふに、王子は法を聞いて不還果を證し幷に神通を得たりき。時に勝光王は尊者阿難陀が哥羅王子の爲に、實語を說ける力をもつて手足故の如くなりしと聞き、卽ち哥羅所に詣りて告げて言はく、「王子、汝、我を容恕せよ」。答へて言はく、「容恕せん」。王曰はく、「哥羅、可しく來りて舍に歸るべし」。答へて言はく、「大王、我は已に離欲しぬれば、今此に住まりて如來に侍しまつらん、歸るに應ぜざるが故に」。王言はく、「善い哉、情の作す所に隨さん」。時に王は卽ち爲に一林中に於て經行處を造りしに、卽ち中に於て住し、彼が支節の分分に相連れるを以て、卽ち此林に名けて[二三]分分林と爲せり。

時に勝光王は佛所に往詣し、佛足を禮し已るに一面に在りて坐して白して言さく、「世尊、若し佛許したまはんには、城門より逝多林所に至るまで[二四]神通舍を現作せん」。佛言はく、「作すに任さん」。王卽ち舍を造り塗拭修營して百千殊妙の幢蓋を張設し、灑ぐに栴檀香水を以てして散ずるに無價の名花を以てし、諸の彩旛を懸けては飄颻として愛すべく、金珠は日に曜きて寶鐸和鳴し、海岸香を燒ける煙雲は蓋を成じて猶し忉利歡喜の園の如く、佛世尊の爲には卽ち金・銀・琉璃・頗梨・瑪瑙を以て種々に莊校し、世の希奇微妙を盡して[二五]寶師子座を莊嚴せり。時に彼外道の鄔波索迦も亦各力に隨ひて、彼六師の爲に其六座を造り、皆外道を以てして侍從と爲し前に在りて座に居し、使をして王に報ぜしむらく、「大王、當に知るべし、我等已に至れるを。可しく沙門喬答摩を喚びたまふべし」。王は告を聞き已るに卽ち中宮及び王大臣幷びに諸の城邑遠近の人庶と與に、悉く皆共に神通舍所に詣れり。王、使者[二六]摩納婆に告げて曰はく、『汝往いて佛を禮しまつり、當に我語を傳へて世尊に請問しまつるべし、「病少く惱少く起居輕利にして氣力安きや不や」と。(次いで)是の如きの白を作せ、

【二三】分分林。Divy. (p. 155, l. 13) には Gaṇḍaka ārāmika とせり。Gaṇḍaka は Khaṇḍaka の訛語なり。

【二四】神通舍(Prātihāryamaṇḍapa) 以下の記は Divy. に缺く。

【二五】寶師子座(siṃhāsana)。

【二六】Divy. (p. 156, l. 10) には uttara māṇava として名を記せり。

王子が諸親は外道に誘うて曰はく、「哥羅王子は王に瞋られて其手足を截られぬ、仁等頗し能く實語力を以て、此王子の截られし手足をして平復して故の如くならしむるや(不や)」。外道聞き已るに默然して對ふるなかりき。尊者阿難陀、乞食を行ずるに因みて亦此に來り過れるに、諸親報じて曰はく、「王子哥羅は手足を截られぬ。聖者頗し能く其をして平復して昔日に同ぜしむるや(不や)」。尊者答へて曰はく、「君等且らく住せよ、我れ佛に白して還り來りて相報ずるを待て」。諸人聞き已りて大歡喜を生じ、是の如きの語を作さく、「王子今時還壽命を得たり」。時に阿難陀は卽ち便ち疾く去りて逝多林に往き、鉢飯を置き已るに世尊所に詣り具さに上事を陳べぬ。佛、阿難陀に告げたまはく、『汝今宜しく去りて彼眷屬をして王子の手足を以りて舊の如くに安置せしむべし。然して後方に實語を以て之を請じて應に是の如くに眞實の語を說くべし、[三]「所有衆生の無足・二足・及以多足、若しは有色若しは無色、若しは有想若しは無想・非想・非々想如來は中に於て最も第一たり。所有諸法の若しは有爲若しは無爲にして、無染欲法は最も第一たり。所有大衆群類聚集にして、然も其中に於て佛聲聞衆は最も第一たり。所有戒禁の精勤・苦節・修持梵行にして、淸淨聖戒は最も第一たり。此の實語にして若し虛妄ならざらんには、當に王子哥羅の截られし手足をして平復せんこと故の如くならしむべけん」と』。時に阿難陀は佛說を聞き已るに白して言さく、「世尊、當に是の如くに作すべし」。佛足を禮し已りて卽ち便ち彼哥羅の處に往き、其眷屬をして彼手足を以りて舊の如くに安置せしめ、時に阿難陀は佛所敎の如くに實語を以て之を請じて是の如きの說を作さく、「所有衆生の無足・二足……等、廣く上に說けるが如し……乃至、淸淨聖戒は最も第一たり。此の聖言にして虛妄なからんには、卽ち可しく此王子哥羅が斷たれし手足をして、平復せんこと故の如くならしむべけん」と。是語を作し已るに王子が手足は卽ち便ち手復せり。時に諸人衆は是事を見已りて悉く皆踴躍し、大音聲を出して歎ずらく、「未曾有なり、尊者阿難陀は諸の外道に勝れり」と。卽ち王子を將ゐて佛所

【三】 如來の實語 (Divy. p. 154, l. 19)。 ye kecit sattvā apadā vā dvipadā vā bahupadā vā arūpiṇo vā rūpiṇo vā saṃjñino vā asaṃjñino vā naivasaṃjñino vā nāsaṃjñinas Tathāgato 'rhan samyaksaṃbuddhaḥ teṣāṃ sattvānām agra ākhyāyate/ ye kecid dharmā asaṃskṛitā vā saṃskṛtā vā virāgo dharmas teṣām agra ākhyātaḥ / ye kecit saṃghā vā gaṇā va yugā vā parṣado vā Tathāgataśrāvakasaṃghas teṣām agra ākhyātaḥ / anena satyena satyavākyena tava śarīraṃ yathāpaurāṇaṃ syāt / (無足・二足・多足・無形・有形・有想・無想・非想・非非想のいかなる者なりとも、夫等の有情の中に於て如來應供正等覺は最勝者と言はる。無爲・有爲のいかなる法なりとも、夫等の中に於て離欲の法は最上と言はる。あらゆる衆群一聚集の中にて、如來聲聞衆は最勝と言はる。その眞理誠實の語によりて汝が體は舊態に隨うてあらん)。梵文には所有戒禁に相應する語なし。

持して無熱池に就り而し洗濯を爲さんとせるに、時に池邊の諸天は卽ち爲に浣濯して衣を持して授與し、其が浣衣水を用ひて自ら身に灑ぎて極めて恭敬を生ぜり。我が惟忖するが如くんば、我は彼弟子の弟子にも及ばざれば、仁等今彼の大師を喚びて共に神力を捔べんと欲せんこと誠に善事に非じ」。彼聞いて議りて曰はく、「此も亦是れ彼沙門の朋黨ならくのみ、更に餘人を覓めて共に籌議を爲さん」。時に諸の六師は詐りて敬相を現じて卽ち辭して去り、遂に便ち一寂靜の處に詣りて共に議を爲して曰はく、「何處に更に我が朋流を覓めんと欲すべき」。一人告げて曰はく、「某城內に一の五通あり、宜しく彼に就りて共に計策を爲すべし、必らず當に相助くべけん」。一人報じて曰はく、「彼の無力にして能く諸の神變を現ぜんや。然り雪山寂靜の處茂林淸池あり花果繁實し松風韻を吐し好鳥和鳴せるに於て、彼に五百僊人ありて依止して住せり。其中多く是れ五通を證得すれば、我等宜しく彼に詣りて共に議るべし」。旣にして彼處に至り相問訊し已るに、白して言さく、「仁等は我と與に同じく梵行を修せり、我等今彼の沙門喬答摩を喚びて共に神通上人の法を捔べんと欲す、仁我等が與に伴助と爲るや不や」。彼皆答へて曰はく、「斯れ善事たり、我共に成ぜんことを願へば、大集せん時應に異相を現ずべし、我相を見ん時卽ちに行いて相助けん」。爾の時六師は歡しみて其說を奉じ之を辭して去りぬ。後に異時に於て勝光王に異母弟の王子あり名けて【三】哥羅と曰へるが、整服香鬘に諸瓔珞を具し、王宅の邊、城に近きよりして過りしに、王の內人は高樓上に在りて哥羅の去るを見、其美貌を愛して便ち花鬘を以て遙に王子に擲げしに、花は肩上に墮ちて餘人共に見たりき。怨惡者あり、是事を見已りて遂に大臣に白すに、臣、王に白して曰さく、「王子哥羅は王の內人に於て私情の好なるあり」と。王聞いて造次に初より詳審せずして、卽ち大臣をして其手足を刖らしめしに、彼れ王教を承けて將ゐて市中に詣り、魁膾者をして其手足を截らしめぬ。時に彼が親族及び諸人衆は皆共に悲啼し、其苦切に驚きて圍遶して住せり。時に外道あり傍に在りて直ちに過れるに、

【三】哥羅（Kāla）。Divy.（153, l. 21）參照。

諦を見せしめ、四には室羅伐に於て大神通を現じ、五には但是れ佛に因りて化を受けんに衆生悉く皆度脱すればなり」。爾の時世尊は復是念を作したまへり、「古昔の諸佛は皆何處に於て大神通を現じたまひたる」。室羅伐城に在りてなるを見たまひて、復念じたまはく、「何の時にか大衆は雲集するなる」。七日の後なるを見たまひければ、是の如く知り已るに勝光王に告げて曰はく、「王今應に去るべし、機を觀て應に會ふべく、我當に之を作すべけん」。王曰はく、「何の時に在らんと欲したまふなる」。佛言はく、「七日の後を待ちて」。王は佛足を禮して奉辭して去り、便ち外道處に詣りて告げて言はく、「仁等當に知るべし、七日の後に如來は衆の爲に大神通を現じたまへば、仁等若し所爲事あらんには意に隨うて應に作すべし」。外道は聞き已るに展轉して共に議るらく、「[一六]沙門喬答摩は或は逃竄すべく、或は己朋を覓めん。我等諸人は何の所作をか欲すべき」。共に相議りて曰はく、「沙門は必定して己朋を求覓すれば、我等も亦可しく相知者を覓むべし」。時に俱戸那城に一外道あり名けて[一七]善賢と曰ひ、其年衰老して一百二十歳なりき。時に此城中に諸の壯士あり、皆善賢に於て恭敬尊重して深心に供養して謂へらく、「是れ阿羅漢なり」と。時に諸の六師は共に籌議し已りて卽ち善賢の處に詣り問うて言はく、「善賢、仁は是れ我輩が同梵行者なり、我等は沙門喬答摩を召び、共に神力を捔べんとて上人法を現ぜんと欲すれば、仁可しく相助くべし」。答へて言はく、「仁等が所作は彼沙門と共に其神變を捔ぶるに宜しからじ。何を以ての故に。彼は是れ大德にして大力勢あればなり。如何が知るを得るとならば、理あるに由りての故に」。問うて言はく、「何の理なる」。答へて曰はく、「大沙門未だ出世せざりし時の若きには、我れ念ずるに、曾て[一八]曼陀枳儞大池の側に於て隨處に宴坐し、晨朝時に於て乞食し已りて[一九]無熱池邊に就りて靜を逐うて而し食せるに、時に彼池所に天神の住するありて便ち自ら水を取り來りて相供給せり。沙門喬答摩が既にして出世せる後は、彼が聲聞弟子の最も第一たるを舍利子と名け、彼に求寂あり名けて[二〇]准陀と曰へるが、糞掃衣を

【一六】本文に沙門喬答摩或可逃竄或覓己朋我等諸人欲何所作共相議曰沙門必定求覓己朋我等亦可覓相知者とあり。宋・元・明・宮本には我等……己朋まで傍線せる二十字を缺く。

【一七】善賢(Subhadra parivrājaka)。本律第三十七卷(註六四)參照。

【一八】曼陀枳儞大池(mandākini)。梵文に此語なし。律部二十三、註(一九の二三)參照。

【一九】無熱池 (Anavatapta mahāsarasi)。

【二〇】准陀(Cunda)。

く、「仁等、當に知るべし、王は沙門に於て深く敬信を生じぬれば此れ期すべからず。[12]憍閃毘勝光大王は爲性中平にして阿曲あることなく衆に共に聞かる。若し喬答摩にして彼城に向はんには、我等は其を喚びて神通を捔べん」。後に異時に於て世尊は緣に隨ひて王舍城を出で、室羅伐に往き、漸次に彼に到りて祇園中に住したまへり。六師外道も亦後に隨ひて至り、旣にして停息し已るに勝光王所に詣り、呪願を爲し已りて是の如きの語を作さく、『大王、當に知るべし、我等は大神通ありて大智慧を具せり、沙門喬答摩も亦常に自ら謂へり、「大神通ありて大智慧を具せり」と。願はくは王、智慧者を以て智慧人と共に神變上人の法を捔量せんを聽許したまはんことを。若し其沙門にして一神變を現ぜんに我當に二を現ずべく、是の如くして乃し三十二に至りて倍せん……廣く前に說ける如し。若し彼行いて半路に至らん時、我等も亦半路を行いて共に神通を捔べん』。時に勝光王は六師に答へて曰はく、「若し是の如からんには仁等且らく住して我れ佛に白すを待て」。時に王は卽ち往いて世尊所に詣り、雙足を禮し已りて一面に在りて坐し、合掌恭敬して世尊に請じて曰さく、「外道六師は[13]神通上人の法を以て世尊を命召して道德を捔量せんと欲せり、[14]唯願はくは慈悲もて外道を降伏して人天を慶悅せ(しめ)、信心者をして歡喜踊躍せしめ其の不信者をして罪惡の源を滅せしめたまはんことを」。大師聞き已るに勝光王に告げて曰はく、『大王、當に知るべし、我は聲聞弟子に於て是の如きの說を作せるを、「汝等苾芻、來往の沙門婆羅門長者居士等の前に於て、其の神變を現じて上人法を作すこと勿れ」と。然り、我は諸弟子に於て是の如きの法を說けり、「汝等苾芻、勝善法に於て應に須らく掩覆すべく、罪惡の事は發露を先と爲せ」と』。時に勝光王は是の如く再三に世尊に勸請せるに、世尊は再三に還是の如く答へたまへり。佛、大王に告げたまはく、「[15]佛に五事ありて必定して須らく作すべし。云何をか五と爲す、一には未だ曾て發心せざる有情には彼をして無上大菩提心を發起せしめ、二には久しく善根を植ゑたる法王太子に灌頂授記し、三には父母所に於て眞

【一二】憍閃毘勝光大王。憍薩羅勝光大王の誤りなるべし、梵本にも rājā Prasenajit Kauśalo madhyasthaḥ (Divy. p. 146, l. 23) とあり。madhyastha は公平中正なる義なり。

【一三】神通上人法。

【一四】本文に唯願慈悲降伏外道慶悅人天令信心者歡喜踴躍其不信者滅罪惡源とあり。文少しく補へり。

【一五】如來必須の五事。

き希奇殊勝の德を證得せりや」。答へて言はく、「我れ證せり」。是事を見已るに彼は皆自ら是の如きの念を作せり、「彼は並に大威神を具して殊勝力あり、我れ一人を除いて斯の威德なきのみ」と。彼(各)異時に於て、此の六大師が唱誦堂に在りて悉く皆聚集して共に議論を爲せるに咸是說を作さく、「我等昔時には皆國王大臣婆羅門居士居士、商主の類の爲に皆共に尊重恭敬供養せられて、多く利養飲食衣服臥具醫藥資身の物を獲たるに、我等今時には復是の如きの恭敬供養なく、飲食衣服は悉く皆斷說せり。然して沙門喬答摩は諸王等の爲に恭敬供養せられ、資身の具は悉く皆豐足せり。諸人、當に知るべし、我等應に神通道力を以て沙門喬答摩を喚び、來りて我と共に〔一〇〕上人法を捔はしむべし。若し喬答摩にして一神變を現ぜんに我當に二を現ずべく、彼若し二を現ぜんに我當に四を現ずべく、彼若し四を現ぜんに我當に八を現ずべく、彼若し八を現ぜんに我は十六を現じ、彼れ十六を現ぜんに我れ三十二を現ぜん。但是れ喬答摩が上人法を現ぜんに、我皆二倍三倍して彼が所爲に勝らんのみ」。時に彼六師は影勝王の所に詣り王を呪願し已るに是の如きの語を作さく、『大王、當に知るべし、我等は大神通を具して大智慧あり、沙門喬答摩も亦復自ら稱せり「大神通を具して大智慧あり」と。願はくは王、智慧者を以て智慧人と共に神變上人の法を捔量せんを聽許したまはんことを。若し其沙門にして一變を現ぜん時は我當に二倍三倍の神通の事を示現すべく、〔一一〕若し彼れ行いて半路に至らん時、我等も彼に就り亦半路を行いて共に神通を捔べん』。時に影勝王は六師に答へて曰はく、「仁等は活けりと雖死屍と異るなし、何に因りてか能く上人の法を以て如來を喚びまつるべき」。彼是語を聞くや皆辭して退りぬ。後に異時に於て王は大城を出で、禮敬の爲の故に往いて佛所に至らんとせるに、六師は遂に中路に於て影勝王に見えて是の如きの語を作さく、「……廣く前に說けるが如し……請ふ神變を捔べんことを」。王曰はく、「兩度來り說けり、事追ふべからず、若し更に言はんには汝を擯して出界せ(しめ)ん」。彼便ち默して去り、住處に至り已るに復還共に議るら

【一〇】上人法。過人法(uttaramanusyadharma)なり。

【一一】本文に若彼行至半路之時我等就彼亦行半路共捔神通とあり。半路(ardhamārga)の意、明かならず。

卷の第二十六

第六門の第四子、頌に攝するの餘、佛、大神通を現じたまふの事。[一]

[二]爾の時薄伽梵、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園に在りて住したまひき。時に國王大臣婆羅門長者居士、城邑聚落の所有人民商主の類は、皆共に尊重して供敬供養せりければ、大師世尊及び苾芻衆は多く利養飲食衣服臥具醫藥資身の物を獲たりき。然も諸外道は王臣婆羅門等の恭敬する所たらざりければ、飲食乃至資身の物を獲ざりき。時に魔王波旬は是の如きの念を作さく、「我れ長夜に於て喬答摩を惱まさんとして便を得ること能はざれば、我れ今宜しく諸外道に於て而し惱亂を爲すべし」。と是時六師[三]哺剌拏等は一切智に非ざるに[四]一切智慢を作し、亦王舍城に於て依止して住せり。魔王波旬は即ち便ち化して哺剌拏形と作り、[五]末羯利瞿舍梨子の處に往き、即ち其前に於て諸の神變を現じ、身より水火を出し雨雷雹を降せり。時に末羯利瞿舍梨子問うて言はく、「哺剌拏、汝能く是の如き希奇殊勝の德を成就せりや」。答へて言はく、「我れ證せること是の如し」。復[六]珊逝移陛剌知子の處に往き、復[七]阿市多雞舍甘跋羅の處に往き、復[八]脚拘陀迦多演那の處に往き、復[九]昵揭爛陀愼若低子の處に往き、皆其前に於て諸の神變を現じ、身より水火を出し雨雷雹を降せり。又復變じて末羯利瞿舍梨子の形と作りて皆其處に往き、即ち其前に於て諸の神變を現じ、身より水火を出し雨雷雹を降せるに、彼皆問うて言はく、「末羯利瞿舍梨子、汝能く是の如き希奇殊勝の德を成就せりや」。答へて言はく、「我れ證せり」。又復變じて珊逝移陛剌知子の形と作りて皆其處に往き……廣說せること前の如し……乃至、答へて言はく、「我れ證せり」。次に復變じて阿市多雞舍甘跋羅の形と作り……前の所說の如し、次に復變じて脚拘陀迦多演那の形と作り、次に復變じて昵揭爛陀愼若低子の形と作り、皆其前に於て諸の神變を現じ、身より水火を出し雨雷雹を降せるに、彼皆問うて言はく、「汝能く是の如

【一】前卷の註(三八)の本頌の第三句に相應す。

【二】Divy.(XII, P. 143)に相應す。但し文同一ならず。

【三】哺剌拏(Pūraṇa-Kāśyapa)。

【四】一切智慢(sarvajñamānin)。一切智なりとの自負心なり。

【五】末羯利瞿舍梨子(Maskari-Gośālīputra)。

【六】珊逝移陛剌知子(Sañjayi-Vairaṭṭīputra)。

【七】阿市多雞舍甘跋羅(Ajita-Keśakambala)。

【八】脚拘陀迦多演那(Kakuda-Kātyāyana)。

【九】昵揭爛陀愼若低子(Nirgrantha-jñātiputra)

を受くるには、他の差與するに隨せて之を領受すべし」と。

緣處は前に同じ。時に鄔波離は世尊に請じて曰さく、「大德、當來の世に人多く健忘にして念力寡少し、世尊が何の方域城邑聚落にて何の經典を說き、何の學處を制したまへるかを知らざらんに、此れ如何がせんと欲すべき」。佛言はく、「[四一]六大城に於て、但是れ如來久しく大制底處に住しぬれば、稱說せんに無犯なり」。「若し王等の名を忘れんに、何者が說かんと欲すべき」。佛言はく、「王には勝光を說き、長者には給孤獨、鄔波斯迦には毘舍佉なり、是の如く應に知るべし。餘の方處に於ても、王長者に隨ひて而し稱說を爲すべし」。「若し昔日因緣の事を說かんには、當に何處を說くべきや」。「應に婆羅痆斯を云ひ、王の名は梵授[四二]、長者の名は[四三]相續、鄔波斯迦の名は長淨として隨時に稱說すべし」。「若し經典に於て記憶する能はざらんに、當に云何がして持つべき」。佛言はく、「應に紙葉に寫して讀誦し受持すべし」と。[四四]

【四一】六大城。室羅伐・娑鷄多・占波・波羅痆斯・廣嚴・王舍の六城なり。十誦律（張五・五三七右）及び本律第三十七卷の註（二六）參照。
【四二】梵授（Brahmadatta）。
【四三】相續。古譯中の長者の代表としては善續（samdhāna）なり。これを今相續と譯せるものなるべし。律部二十一、註（四八の一四）の本文參照。
【四四】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

[三六]「汝、最勝の敎に於て具足して尸羅を受けんに至心に當に奉持すべし無障の身は得ること難ければ。端正の者に出家し清淨の者に圓具せよとは實語者の所說にして正覺の知しめす所たり」。

時に鄔波難陀は其黃髮を持して戲兒に賣與せりければ、佛言はく、「若し[三七]髮を賣らんには窣吐羅底也罪を得ん」と。

第六門の第四子、頌に攝して曰はく、

「馱索等の三は同じきと由緒を忘れんに幷に問へると大神通と大藥と刀子と天宮を下るとなり」。

緣は室羅伐城に在りき。時に具壽鄔波難に二求寂あり、一を[三八]馱索迦と名け、二を波洛迦と名け、此二相親しくして情懷逆ふ莫く、一は告ぐるに一は曰へり、「汝可しく近圓すべし、我れ親敎幷及に汝が身に於て皆給侍を爲して乏くるあらしめじ」と。彼れ語を聞き已るに亦是の如くに說けり。時に此二人は更相に護惜して竟に一人も近圓を受くる者なかりき、時に具壽鄔波難は世尊に請じて曰さく、「大德、頗し[三九]一親敎師・一屛敎師・一羯磨師を得て、弟子二人の與に同時に近圓を受くるを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。「此二は誰か大なる」。佛言はく、「大小あることなし」。「三人の與に同じく受くるを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。「此三は誰か大なる」。佛言はく、「亦大小なけん」。[四〇]「四人の與に同じく受くるを得るや不や」。佛言はく、「得ず。何を以ての故に。非衆を衆と爲して而し羯磨を作さんに理相違するが故なり。若し是の如く作さんには、越法罪を得ん」。「世尊、此等諸人は旣にして同時に受けて大小なからんには、云何が敬を致し及び知事人と爲り幷に利物を受くべき」。佛、鄔波難に告げたまはく、「此等諸人は應に相禮すべからず、若し知事と作り及び利物

【三六】本文に汝於最勝敎、具足受尸羅、至心當奉持、無障身難得、端正者出家、淸淨者圓具、實語者所說、正覺之所知とあり。

【三七】賣髮禁。

【三八】馱索迦・波洛迦。律部二十五、註（一四の八・九）の馱索迦、波洛迦は世尊が善來度したまへる故に今とは相違すべし。僧祇律第二十三卷（律部十、七一七頁末行）には今と同樣の記あり。

【三九】一親敎師・一屛敎師・一羯磨師。和上・敎授師・羯磨師の受戒の三師なり。敎授師を屛敎師とせるは、受戒壇場以外に於て遮難法を問ひ、受戒場に於ても眼見耳不聞處に於て遮難法を問ふ故に屛敎師といへり。

【四〇】四人同時受戒禁。四人以上を衆とする故に衆に羯磨するは理に違するとするなり。僧祇律（律部十、七一八頁五行）にも衆をさづくるを得ずとせり。

聞かざるべけんや、鹿は鹿を養はざるを。室羅伐城は土地寛廣なれば父の所行處に乞食して身を資け、以て自ら存活せよ」。卽ち他日に於て衣鉢を執持し城に入りて乞食せるに、時に女人あり食を持して出でて施さんとして彼苾芻を見たりければ、胷を椎ちて告げて言はく、「誰ぞ仁者黃髮の類の與に而し出家を爲せるは」。答へて曰はく、「鄔波馱耶・鄔波難陀なり」。報じて言はく、「彼が惡行なるを除いて、誰か更に能く世尊の教法に於て過患を生ぜしめんや」。諸の不信者は衢路中の村坊の所に於て共に譏誚を爲すらく、「沙門釋子の所爲は非法なり、黃髮の輩をも亦度して出家せ(しめ)んとは」。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまはく、「諸苾芻は是の如きの人を度して出家せ(しめ)たるに由りて斯の過失ありしなり」。[三〇]諸苾芻に告げたまはく、「是故に苾芻は黃髮を度せざれ」と。時に諸の俗旅は訶せるらく、「誠に宜しく應法なるべし」。(佛言はく)、「是故に苾芻は應に彼の[三一]毀法衆人の與に而し出家を爲すべからず、若し作すあらんには越法罪を得ん」。佛所說の如くんば、「是の如き等の類には出家を與へざれ」と。苾芻は何をか毀法衆人と謂へるかを知らざりき。佛言はく、「二種の鄙惡ありて法衆を毀辱するなり、云何をか二と爲す、一には謂はく種族、二には謂はく形相なり。種族と言へるは、謂はく家門族胄・下賤卑微・貧寒庸品・客作自活・飲食不充、或は[三二]旃荼羅・[三三]卜羯娑・木作・竹作・浣衣・酤酒・獵師等の類、是を種族鄙惡と名く。云何が形相なる。謂はく髮、黃青赤白なるあり、或は髮、象毛の如く、或は復無髮なり。或は復頭麁くして長匾なり、或は驢頭或は猪狗頭を作し、或は諸の傍生の耳を作し、或は復無耳なり。或時は眼に諸病あり、謂はく黃・赤・太大・太小等なり、或時は眼瞎・耳聾、或時は牙齒に病あり或は復無齒なり、[三四]或は復根を截り、二根下りて風病に墜ち、或は復全無なり、或は身、太麁・太細なり、或は羸瘦し或は皮色惡むべき、或時は手足具せず、或は疥癩等の病あり。斯等は皆是れ[三五]大僊の遮する所、應に度脫(せしむ)べからず」と。頌ありて言へるが如し、

【三〇】本文に佛作是念由諸苾芻度如是人出家有斯過失是故苾芻不度黃髮告諸苾芻時俗旅訶誠宜應法是故苾芻不應與彼毀法衆人而爲出家若有作者得越法罪……とあり。原文の連絡極めて困難なり、譯文には原文を轉置し且つ少しく補ひて取意せり。

【三一】毀法衆人出家禁。法衆とは如法の僧伽なり、その僧伽の威嚴を損する如き形儀人を出家せしむるを制す。

【三二】旃荼羅(caṇḍāla)。屠種なり。

【三三】卜羯娑(Pukkasa)。屠家なり。

【三四】本文に或復截根二根下墜風病或復全無……とあり。

【三五】大僊。大仙なり。今は古仙卽ち過去七佛なり。

[24]緣處は前に同じ。[25]爾の時世尊は大神變を現じ已りて外道を威伏し人天を慶悅せ(しめ)たまふに、所有外方の諸の非人衆も其住處の城邑聚落に隨ひて、設世界の中間に在りしにも亦皆俱に來りて室羅伐城に詣れり。[26]世尊大師は常に天・龍・藥叉の爲に(法を說きたまひ)、憍薩羅主勝光大王・勝鬘夫人・行雨夫人・[28]偃授・故舊・毘舍佉鹿子母は(飲食供養し)、更に復餘の諸(方)來の大衆ありしにも、飲食衣服もて共に供養を申べ、諸(方)來の者をして皆充足を得せしめぬ。諸非人ありて亦愛著を生じ、咸く此住に依りて故居に還らざりき。若し欲心を起しては卽ち便ち變形して夫聟の像と爲り、其婦女と共に而し欲事を行ぜるに、所生の男女は非人形を作して手足頭面は常人の像に異り、或は其眼の赤黑なるあり、或は頭大にして身短きあり、或は髮色純靑なるあり、或は雜へて黃色を兼ねたるありき。其母は見已りて便ち大に驚き惶れ、遂に險處より其孩子を棄つるに、彼非人の父は其子を見ん時爲に精氣を加へぬ。或は初生の際には人形に影嚮せるも、其大たり已るに及びて非人像と作るありければ、其母は亦復前に同じく棄擲するに、鬼父見ん時便ち養育を加へて漸く成人するに至ら(しめ)ぬ。時に六衆は見已りて共相に告げて曰はく、「難陀・鄔波難陀、彼の[29]諸黑鉢は我が門徒の長養成人せるを竊みては卽ち便ち將ゐ去れり、我れ今是の如きの門徒を攝斂して、諸の黑鉢をして復牽誘せざらしめん」。時に鄔波難陀は日の初分に於て衣鉢を執持して城に入りて乞食せるに、便ち路次に於て黃髮人を見て卽ち是念を作さく、「此の形儀の如きは黑髮の養ふ所に非ざれば、若し出家せんには我當に度脫すべし」。卽ち便ち彼に就り問うて言はく、「賢首、汝は誰が家の子なる」。答へて曰はく、「我に依怙なく、唯獨一の身のみ」。「若し是の如からんには何ぞ俗を出でざる」。答へて曰はく、「誰か復我黃髮人の與に出家の師主と作るべき」。報じて言はく、「賢首、大師が敎法は慈悲を以て上と爲す、汝若し能くせんには我當に汝が與に出家師と爲るべし」。彼れ喜悅を生じて寺中に隨ひ至るに、卽ち出家幷に近圓事を與へ、數日の內に於て行法を敎へ已るに報じて言はく、「賢首、汝

【二四】　卷首初頌中の第四句に相當す。
【二五】　ここに突如として世尊は大神變を現じ已りての記あるも、こは恐らくは次卷の註(四八)の本文に接續すべきならん。
【二六】　本文に世尊大師常爲天龍藥叉憍薩羅主勝光大王勝鬘夫人行雨夫人偃授故舊毘舍佉鹿子母更復有餘諸來大衆飲食衣服共申供養令諸來者皆得充足有諸非人亦生愛著咸依此住不還故居……とあり。漢譯に遺漏あるが如し、括弧內の如くに文少しく補ひて意を取れり。
【二七】　勝鬘夫人、行雨夫人。波斯匿王卽ち勝光大王の二大夫人なり。律部二十五、註(七の二七)の本文參照。律部二十、註(二三の二一)參照。
【二八】　偃授・故舊・毘舍佉鹿子母。律部十九、註(八の一七一一九)參照。
【二九】　諸黑鉢。律部十九、註(四の一四)、黑鉢者の下參照。

ん」。彼れ語を聞き已るに[二〇]默爾して歸り、苾芻衆に告げぬ。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまはく、「此れ苾芻にして怖難處に於て而し居止を爲せるに由りて斯の過患ありしなり」。卽ち諸苾芻に告げたまはく、「大王影勝は譏婦を善說せり、[二一]是故に苾芻、是の如きの怖難に於てして居止を爲さゞれ。若し住するあらんには越法罪を得ん」と。

[二二]緣處は前に同じ。時に苾芻あり身に癰痤を生ぜるに、能治の醫王は因みて來りて患を見、卽ち便ち爲に破りしも、緣ありて別れ去りて與に藥を安かざりければ、時に苾芻は轉た痛苦を增せり。時に諸苾芻は其苦痛を見て更相に告げて曰はく、「諸具壽、若し解者あらんに可しく爲に苦を除くべし」。時に少年苾芻ありて卽ち便ち爲に作せるに、醫王自ら念ずらく、「我れ向に癰痤を破せるも與に藥を安かざりき」。今宜しく與ふべし」。卽ち行いて問うて曰はく、「我れ爲に癰を破せるも未だ與に藥を安かざりき」。答へて言はく、「已に作せり」。問うて曰はく、「是れ誰なる」。答へて曰はく、「是れ少年者なり」。醫王は察ひ看て是れ好藥なるを知り、報じて言はく、「若し他日に於て我れ在らざらん時は、應に是の如く與ふべし」。答へて曰はく、「我れ且らく隨宜に權に此法を行ぜるのみ、然り佛世尊は未だ聽許せられざれば」。報じて言はく、「世尊の大悲は必らず應に開許したまふべし」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し諸苾芻にして醫を善くする者あらんに、應に與に藥を安くべし。[二三]可しく屛處に在るべく、俗をして見せしむる勿れ。若し敞露處にて作さんには、越法罪を得ん」と。

緣は室羅伐城に在りき。時に淨信の婆羅門居士等あり、寺中に來詣して苾芻に問うて曰はく、「我に是の如きの病あり、當に何の藥をか服し幷に何の食をか噉ふべき」と。時に諸苾芻にして醫を解せざる者は一も言答するなく、其の醫を善くする者も亦復疑を生じて爲に陳說せざりければ、時に諸俗旅は樂まずして去りぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し苾芻ありて善く醫方を解せんに、應に爲に陳說すべし、此れ無犯を成ず」と。

【二〇】默爾。宋本・宮本には黙爾とせるも今改めず。
【二一】怖難處居止禁。怖難處卽ち阿蘭若なり。
【二二】卷首初頌第三句に相應す。
【二三】屛處療治聽許。

人とは卽ち五百群賊是れなりしなり。聖者に於て供養を興せるに由りての故に、復發願せる彼が業力に由りて生死中に於て諸の流轉を受けつゝも、五百生の內常に五百金錢を與へて共に非法を行じ、乃し今日に至り妙光婬女の其命終れりと雖、彼が遺骸に於て還金錢を與へて共に惡事を行ぜるなり。是故に汝等當に知るべし、作業は人の代受するなきを……乃至、一頌は廣く說けること前の如し……汝等應に黑・雜を捨して純白業を修すべし、是の如くに應に學すべし』と。爾の時世尊は是の如きの念を作したまへり、「諸苾芻は向に是の如き家にて飲食を受けたるに由りて、時に斯の過患ありしなり」。諸苾芻に告げて曰はく、「其の妙光女は苾芻に於て分別想を起せるに由り、遂に命過せしめぬ。[一七]是故に汝等應に行いて是の如きの人家に詣り、其が供養を受けて斯る過失を生ずべからず。若し苾芻ありて是の如きの家に詣りて過失を生ぜんには越法罪を得ん」と。

[一八]佛、王舍城に在しき。一苾芻あり是れ修定者なりければ、彼便ち數阿蘭若に往いて禪思を修習せり。時に魔女あり非法心を生じて苾芻に食を請ぜるも、苾芻受けざりければ彼れ是語を作さく、「聖者、若し受けられざらんには、我當に仁に於て無益事を作すべし」。答へて言はく、「大妹、我は持戒者なり、汝復何が能く無利益を作さんや」。彼卽ち前に對ひて[一九]不忍聲を作し、是より以後常に其便を求めぬ。時に彼苾芻は曾て靜處に於て衲を以て身を裹みて忽然睡著せるに、魔女は見已りて是の如きの念を作さく、「此卽ち是れ我が報怨の時なり」。卽ち苾芻を擎げて影勝王所住の閣上に向ひ、王正に睡著せりければ、卽ち苾芻を以て放ちて王が上に在けり。王遂に驚覺して問うて言はく、「是れ誰なる」。答へて曰さく、「我は是れ沙門なり」。問うて曰はく、「是れ何の沙門なる」。答へて曰はく、「是れ釋迦子なり」。王曰はく、「聖者、何の故にか此に來れる」。彼卽ち事を以て具さに王に向うて說けるに、王曰はく、「何の故にか此の怖難の處に於て而し居止を爲せる。若し我れ佛に於て未だ信を生ぜざりせば、必らず仁處に於て身命全からさら(しめ)、亦復能く聖教をして淪喪せしめたら

【一七】受食行處制。

【一八】卷首初頌第二句中の蘭若中に相當す。

【一九】不忍聲。怒り罵るなり。

し」。報じて云はく、「若し金錢千文を得んに我れ當に共に去るべけんも、無からんには行かじ」。答へて曰はく、「且らく五百を取れ、歡戲罷むを待ちて五百は方に還さん」。女云はく、「意に隨はん」。諸人卽ち五百を與へて報じて云はく、「前に去れ、我は香花を嚴り衣服を著し已らんに、後に卽ちに隨ひ行かん」。諸人去れる後に女は尋いで念を生ずらく、「我れ若し彼五百人と與に通ぜんに存活せんを得るや不や、已に五百を留めぬ、其れ如何せんと欲すべき」。遂に異計を起すらく、「王が親舅は曾て我と交れり、若し依憑を作さんに或は救濟しうべけん」と。遂に婢使をして往いて舅邊に詣らしめ、是の如きの語を作さく、「我れ忽ち意を失して五百人より五百金錢を取りて歡戲を爲さんことを許ひぬ。我れ若し彼五百人と通ぜんに理として存活し難く、如し其れ去かざらんに倍して金錢を罰せん。我れ親舅と先に曾て意を得たり、如何の方計にてか消通せしむるを得べき」と。婢到りて具さに說けるに、舅は王力に依りて女をして去らしめず亦錢を還さ(しめ)ざりき。時に世間に佛なく獨覺者ありて世に出興し、貧窮を哀愍せんとて[一六]下臥具に依り、得るに隨うて食して世間に唯此の一福田のみありき。時に此の獨覺は人間に遊歷して婆羅痆斯に至り、寂靜處を求めて安止を爲さんと欲せるに、五百人の一處に聚集せるを見ぬ。(五百人は)共に尊者の身心倶に寂にして特に常倫に異れるを見て(謂へらく)、「此れ眞福田なれば卒に遭遇じ難し、宜しく供養を興して以て來因を植うべし」。卽ち共に籌量して好飲食を辦へ、盛りて鉢に滿たさしめ虔みて聖人に奉ぜり。獨覺の常儀として口づから法を說かず、唯身相を現じて善心を發さしむれば、卽ち虛空に騰りて諸の神通を現じ、身の上下より水火、光を流ちぬ。凡夫にして通を見んに疾く信敬を生ずること猶し大樹の崩倒するが如くにして、全身もて彼上人を禮して各弘願を發すらく、「我れ是の如きの眞實福田に於て申べし所の供養、此の善根を以て願はくは賢善婬女と與に、假令身死なんとも錢五百を酬いて彼と共に交通せんことを」と。汝等苾芻、應に知るべし、往時の賢善女とは卽ち妙光是れなり、昔の五百

【一六】下臥具。最下の房舍卽ち樹下坐なり。

すらく、「妙光は死にたりと雖、餘骸尙ほ五百人に通ずるを得て金錢五百を獲たり」と。諸の苾芻衆も亦復聞知せり。時に諸苾芻は咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、[一四]「妙光は前身に曾て何の業を作してか光明を具足し、初誕の時は室皆照耀し、今、身死にたりと雖五百人に通じて金錢五百を得たる」。世尊告げて曰はく、『汝等苾芻、其の妙光女が前身に、作せる業は終に須らく自ら受くべく、果報熟せん時は人の相代るなきなり……乃至一頌は廣く上に說けるが如し……汝等應に聽くべし、此の賢劫中人壽二萬歲の時、迦葉波佛ありて世に出興し、十號具足して婆羅痆斯施鹿林に住したまひき。時に此城中の王を訖栗枳と名け、大法王たりければ安隱豐樂にして諸の賊盜なく……廣說せること餘の如し。時に彼世尊は化緣既にして盡きて、薪火の滅せんが如くに無餘依妙涅槃界に入りたまへり。是時、王及び諸人は佛の遺身に於て盛に供養を興し、焚燒既にして畢るに其舍利を收め、窣堵波の縱廣一踰繕那・高さ半踰繕那なるを起しぬ。居士女あり塔の形儀を見て極めて渴仰を生じければ、遂に明鏡を以て相輪中に繫け而し弘願を發すらく、「願はくは我が來世所在の生處に光明照耀せんこと、猶し日光の如くに身に隨うて出でんことを」と。汝等苾芻、昔の居士女とは卽ち妙光是なりしなり、昔に鏡を繫けて發願せる力に由りての故に、今斯果を獲て身は日光の如くに、生時には光耀して室に遍滿せるなり。又復應に知るべし、其身死にたりと雖、五百人ありて共に交會を爲し、復五百金錢を與へたる此昔の因緣を。[一五]汝等應に聽くべし、往昔時に於て婆羅痆斯王を梵授と名け、大法王たりければ……廣く前に說けるが如し。當に此城中に一婬女ありて名けて賢善と曰ひ、顏容端正にして人の樂見せる所、其王の親舅は先に與に交通せり。時に五百牧牛人あり、芳園中に至りて共に歡戲を爲せるに、各相謂ひて曰はく、「我園中に於て是事皆足れるも唯少女の共に交歡を作すなし、可しく覓めて將來すべし」。衆皆云はく、「善し、誰をか取め奉らんと欲すべき」。皆云はく、「賢善」と。卽ち其所に往いて報じて言はく、「少女、可しく芳園に至りて共に歡戲を爲すべ

【一四】妙光女前生因緣譚の一。

【一五】妙光女前生因緣譚の二。

戸外にて自ら手づから食を授けぬ。苾芻の食時に妙光は室内にて分別想を生ずらく、「某甲聖者は是の如きの足蹯なり、是の如きの腰背項面目……乃至頭頂なり」と。是の如く繫念分別しては便ち極重の愛染を生じ、遂に欲火に内外燒然せられ、遍體に汗流れて奄に便ち命過せり。苾芻は食し訖るに常の如く澡漱し、爲に頌を說き已るに之を辭して去りぬ。長者は戶を開き妙光を喚びて曰はく、「汝可しく出で來るべし、我共に食せんと欲すれば」。彼旣にして命終して寂として言響なかりければ、長者便ち入り地に踣れたるを見て是れ睡著せりと謂ひ、警覺せしめんと欲して手を以て推摩せるに方に命過せるを知りければ、悲啼哀慘して家人に告げて曰はく、『我は是れ薄福下品の人たり、斯の如きの寶女、忽然として見に棄てんとは。可しく諸親に報じて云ふべし、「女身死にたり」と』。宗親旣にして聚まり、悉く來りて號哭して胷を椎ち、懊惱して自ら地に撲ち、或は長者に於て罵詈の言を興し、是の如く紛紜して遂に便ち日晩れければ、五色の氈を以て喪轝を裝飾し、送りて林所に至れり。是時、林を去ること遠からざるに便ち五百群賊あり、餘處に盜を行じて此に來りて居停せり。路に一人あり賊營を見已りて遂に是念を生ずらく、「妙光美女は今已に身亡りて四遠の宗親は俱に林所に送りぬれば、忽ち此の群賊は因みて遇患を生ぜん、我れ宜しく速に去いて彼に報じ知らしむべし」。林に到りて告げて曰はく、「斯を去ること遠からざるに五百賊ありて此に至らんとす、君等急ぎ去りて相害せしむる勿れ」。諸親聞き已るに喪儀を盛備して人をして守護せしめ、悲を銜み淚を拭うて各並に城に入れり。其の諸賊旅は遂に林傍に到りければ、防守の人は隨處に逃竄せるに、諸賊は遙かに種々莊嚴を見て皆共に往觀して驚怪せざるなく、衣を去り共に閱して彼が容儀を見るに、復神亡ぜりと雖儼然として活けるが如く、其容貌を觀ずるに平生に異らざりければ、共に相謂ひて曰はく、「斯女の姸華は昔に未だ見ざる所、縱令遠く覓めんとも此類は求め難し」とて、各染心を起して共に非法を行じ、卽ち五百金錢を斂めて側に置へて去りぬ。天曉に至り已るに四遠に聞徹

けて女を以りて之を娶り、車馬もて賓迎して將に室内に歸るに、便ち家中の所有鎖鑰を以て悉く皆附與して語げて言はく、「賢首、我室の舊法として佛僧に歸依す、此は是れ福田にして餘の歸趣なきなり、汝可しく隨時に數供給を申ぶべし」。答へて曰はく、「善い哉、我れ當に隨ひ作すべし」。時に彼長者は日々の中に於て苾芻に舍に就りて食せんことを延請し、妙光は自ら手づから常に供養を爲し、若し苾芻にして顏容姝好に色澤倫を超えたる者を見ては卽ち記して懷に在けり。是時長者は緣ありて暫し須らく外に出づべかりければ、報じて言はく、「賢首、我れ某處に於て事あり須らく行くべければ、汝、福田に於て供承して絕つこと莫れ」。答へて曰はく、「是の如し」。長者復去りて苾芻に報じて曰さく、「我れ他緣あり須らく餘處に適くべきも、唯願はくは聖者、日々の中に於て舍に就りて食を受けたまはんことを」。答へて言はく、「願はくは汝無病ならんことを。我れ當に就りて食すべし」。長者行りての後苾芻は宅に就りしに、是時妙光は夫在らさるを以て、苾芻前に於て共の姿態を現じて矯媚の相を作せり。苾芻は見已りて各並に食し訖るに、寺中に還り至りて更相に告げて曰はく、「仁等知れりや不や、過失の相現ぜるを。今如何がせんと欲すべき」。一人告げて曰はく、「我ら明去かさらんに彼れ何の爲す所ぞ」。一人復曰はく、「我らは乞食人なれば當に乞食を行ずべし」。諸人云はく、「善し」。苾芻は明日(より)一人として去くものなかりき。後の時長者は事了りて家に歸り、妙光に問うて曰はく、「聖者福田は常に來りて食せりや不や」。答へて曰はく、「一日來りて食せるも後更に來らざりき」。長者思量すらく、「豈に此婦は聖者の前に於て矯媚の相を現じ、彼は過患を懼れて是故に來らざりしには非さらんや」。便ち寺中に向ひて慇懃に重請せるに、答へて曰はく、「我らは是れ乞食人なれば可しく常法に依るべきなり」。白して言さく、「聖者、我れ已に忖知せり、更に前の、過患を生ずるを恐るゝに同じからじ」。苾芻便ち受けゝれば彼れ禮して去りぬ。便ち他日に於て苾芻は就り食せるに、長者は遂に妙光をして室に入らしめ、返して共戶を繫り、長者は

や」。長者は諸處に婦を覓めて得ざりければ、遂に妻室に於て求心を斷絕し、卽ち外道沙門婆羅門及び諸の雜類の梵行人所に往いて之と與に共住せり。長者念曰すらく、「我父は先に是れ佛に屬へる鄔波索迦なりき、更に復何ぞ煩はしく諸外道に隨はん、我れ今宜しく佛弟子と與に而し共住を爲し、漸めて供養を申べて終に當に出家すべけん」。卽ち便ち數逝多林中に往けり。舊知識あり、問うて言はく、「汝數寺に入れる出家を求めんとてなりや」。答へて曰はく、「我れ今事なければ已に是れ出家たり、何ぞ勞はしく更に作すべき」。彼れ其故を問へるに、報へて曰はく、『我が一婦死にて更に取れるに還亡じ、是の如く二三して乃し七に至りしに、世人は字を著けて喚びて殺婦と爲し、並に前世惡業の所招に由りてなりとせりければ、我自ら思念すらく、「父先に佛に屬ひぬれば更に何の所にか之かん」と。遂に卽ち發心して苾芻衆に投ぜるなり』。知識報じて曰はく、「此の如きを知れりと雖然も妻室に於ては道理として終に須めん、若し男女なからんに宗胤將に絕たんとす、更に可しく諸餘の雜類を求覓すべし」。答へて曰はく、『我れ如何せんと欲すべき。但、求むる所の者は皆云へり、「豈に我れ女を殺すを欲せんや」と』。「若し爾らば何ぞ諸の寡婦を求めざる」。答へて曰はく、『比亦見に求めしも、彼云へり、「我れ豈に自ら殺さんや」と』。「若し是の如からんには妙光美女を何ぞ往いて求めざる」。答へて曰はく、『相師は授記せり、「五百人に通ぜん」と。豈に我家をして婬女舍と作さしめんや、一切の丈夫は悉く皆捨棄しぬれば』。報じて曰はく、「汝に信心あれば誰か復輙ち入らん、唯苾芻の時に來りて過顧するを除かんのみ、汝今可しく問むべし」。答へて曰はく、「彼れ多に我に娶らるゝを肯んぜざらん」。報じて曰はく、「彼も亦憂勞しぬれば或は相適配せん」。長者卽ち去りて彼家中に到りしに、彼父見已りて唱へて言はく、「善來、何の求覓をか欲せる」。對へて曰はく、「心に中ちて願ふあるも未だ言に在くを敢へてせじ」。父曰はく、「說かんに亦何か損せん」。答へて曰はく、「妙光を求めて以て婿對を爲さんと欲してなり」。報じて言はく、「相與へん」。卽ち盛禮を設

宗親を命び聚めて女の爲に字を立てんとせり。皆云はく、「此女、當に何の名をか作すべき」。咸曾はく、「誕生の際に室に明照ありて猶し日光の如くなりければ、應に此女の與に名けて妙光と曰ふべし」と。長者遂に養母八人をして共に瞻視を爲さしめ……廣く餘に說けるが如し……乃し童年に至り稍漸く長大しては、容華雅麗にして庠序たること倫を超え、伎樂管絃は備に習はざるなく、光彩赫奕として綺服芬芳し、己が宅中に於て鮮明遍照せること猶し天女の妙花園に處るが如くなりき。此の奇姿儀容の愛すべく、威光挺特して世を舉げて雙びなきを觀じては、假使隱遁の僊人離欲の輩をも尙ほ能く彼を牽いて染欲心を起さしむ、何に況んや無始の時より來煩惱を積集し婬欲增盛せる年少の丈夫にして而し迷惑せざらんや。其父は晝夜に、及以家人も防守し[二]嚴更して睡を得るに由なかりき。時に憍薩羅主勝光大王太子大臣幷に餘の國主王子の類は、咸共に[三]問親して婚娶を爲さんを求めしも、妙光女が相師の「五百人と共に欲事を行ぜん」と授記せるに由り、皆譏恥を生じて共に親を成ぜざりき。然も宅中に於ては內外に人滿ちて門牕戶牖より皆共に窺看し、守防に備へたりと雖禁止を爲すこと難かりき。長者は見已りて家禍を貽さんを恐れて情地安んずるなかりければ、卽ち便ち念曰すらく、「女は年長大せり、偶類に非ずと雖求めん者には當に與ふべし」。人皆嚮を恥ぢて見に祇迎する靡かりき。是に於て長者は人の取むるなきを見て心に憂惱を生じ、病苦嬰纏して身形羸損せりき。時に此城中に一長者ありて大富多財なりしが、妻を娶りて未だ久しからざるに卽ち便ち身死にき。是の如く展轉して更に餘妻を索めしに、第二第三して乃し七に至りて悉く皆病死せりければ、「其の光世に妻の短命なる業を作せるに由りてなり」との惡嚮流布し、遂に時人をして其が與に字を著けて殺婦と曰はしめぬ。時に殺婦長者は獨居に活き難くて更に餘女を覓めければ、彼女の家に至りて其が婚事を問めしに、父母報じて曰はく、「豈に我れ今自女を殺すを欲せんや」。遂に更に思量して諸の寡婦を求めしに、諸人答へて曰はく、「豈に我れ今自身を殺すを欲せん

【二】嚴更。更に備ふる意、夜警なり。
【三】問親。たづね親しむなり。

曰はく、「佛及び聖衆は少欲知足にして、外道の鄙惡の法律もて而し相攝誘するが如きに非じ」。諸人は倍更に佛僧衆に於て、深く敬重を生じて篤信彌隆く、設不信及び處中[7]の人ありとも亦佛衆に於て敬信心を起せり。爾の時世尊は既にして住處に到りて洗足し已るに、大衆中に在りて如常の座に就きたまひ、既にして坐定まれる後に諸苾芻に告げて曰はく、「少欲の行には斯の勝益あり、故に諸苾芻は金銀琉璃頗梨の寶器[8]中に於て食はざれ、食はんには越法罪を得ん。若し離欲人ならんには施主の意に隨さん」と。若し是れ凡夫にして或は天上に往き、或は龍宮に至り、彼が福業力もて食を設けし時、皆是れ金等の妙寶盤器のみにして餘の雜物なかりければ、苾芻は犯を恐れて敢へて食を取らざりき。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し其處に於て餘の器物の求め得べき者なからんには、設金寶器なりとも亦應に取りて食ふべし、疑惑を致すこと勿れ」と。

[9]佛、室羅伐城に在しき。時に此城中に一長者あり大富多財にして受用豐足せること毘沙門王の如くなりしが、妻を娶りて未だ久しからざるに便ち娠あるを覺えぬ。其妻卽ち是日より形貌光彩せること常時に異り、月滿ちての後便ち一女を生ぜるに、顏容端正にして人の樂觀せる所、令色姸姿にして衆相具足せり。其の誕れし日に於ては室中明照せること猶し日光の如く、休應嘉聲[10]は城邑に流遍せりければ、諸人共に議るらく、「某長者あり一女を誕生せるに、容儀挺特にして見ん者樂觀し衆相圓滿せり。初生の際には室に光明ありて猶し日光の如く、日々の中に於て千萬の人ありて希奇心を發し、長者の舍に集まりて共に希有を觀ぜり」と。時に他方に一相師あり先兆に善閑なるが、其奇異を聞いて亦往いて觀瞻し、希有なるを見已りて四顧して而し望みて諸人に告げて曰はく、「君等知れりや不や、此女の具相は世を擧げて皆無く、相書に準依するに常に五百丈夫と共に歡愛を行ずべけん」。諸人報じて曰はく、「此の殊相を看るに五百も未だ奇と爲すに足らじ」。四遠皆相師の記せる所を聞いて、競ひ來りて觀察して街衢に闐噎[11]せり。是時長者は三七日を經て後、大歡會を爲し

【七】處中の人。信不信の中間に處る人人。

【八】寶器食禁。

【九】卷初頌第二句の妙光に相應す。

【一〇】休應嘉聲。めでたき兆の應へあらはるるなり。

【一一】闐噎。充ちあふるるなり。

爾の時世尊は諸の聖衆と將に日の初分に於て衣鉢を執持し、長者が設供の處に往詣して座に就いて坐したまふに、長者は卽ち婆羅門諸居士等と共に、好金・銀・琉璃・頗梨の殊妙の盤器を持して、佛僧に於て次第に行與せんとせり。佛、阿難陀に告げたまはく、『汝今宜しく去いて諸苾芻に告ぐべし、「此は是れ長者が意に試察せんと欲して四寶盤を行すなれば、汝等皆應に受くべからざれ」と』。[三]尊者慶喜は教を受けて告げしに、苾芻は教に依ひて竟に一人も輙ちに其器を受くるなかりき。長者は見已るに卽ち赤白の銅器を取り、次第に行與して上妙食を奉じ、手づから自ら供養して皆飽滿せしめ、飯食し訖りて齒木を嚼み澡漱し已りて鉢器を收むるに、長者は便ち卑席を取りて世尊に對ひて坐し、佛は爲に法を說いて示教利喜し、幷に[四]施頌鐸欹拏を說き已るに舍よりして去りたまへり。時に諸外道は並に非法を作し、形儀情に隨せて亂坐して次第に依らざりければ、長者卽ち守門人に告げて曰はく、『若し外道にして金銀琉璃頗梨の寶器を持して門を出でんには汝可しく奪ひ取るべし。若し「長者が我に與へしなり」と言はんには、答へて曰はく、「仁に暫し食を與せるも是れ總施には非じ」と。若し還さゞらんには卽ち[五]打擨して、其器を强奪すべし』。長者便ち四の寶盤器を以て外道に行與せるに、彼卽ち高聲に從ひ索むらく、「我に金盤を與へよ」、或は云はく、「我に銀器を授けよ」と。遂に便ち撩亂忿競交興り、杖もて打ち手もて擒へ拳もて毆り脚もて踏みて、共相に凌辱して觀採すべきなかりければ、長者は見已りて瞋怖相を現じ、其をして靜息せしめんとて次いで食を行し與へぬ。彼既にして食罷むに各器を持ち去りければ、門人遮止せるに答へて言はく、「長者は我に與へしに汝何ぞ見に遮るぞや」。答へて言はく、「暫時食を與へしも是れ[六]長施に非されば、可しく留めて去るべし」。彼ら留むる肯んぜざりければ門人遂に打てるに、倍更に紛紜して囂聲外に徹せり。廣嚴城中の所有居人男女大小は、是事を聞き已りて並に皆雲會せるに、長者は諸人に告げて曰はく、「仁等頗し佛及び苾芻と外道衆との差別の相を見たりや不や」。答へて言はく、「我れ見たり」。長者

【三】尊者慶喜。阿難尊者なり。

【四】施頌鐸欹拏。施食の福德を呪願する偈。施頌卽ち鐸欹拏伽他なり。律部二十、註(二七の三七)參照。

【五】打擨、擨は手にて把るなり。

【六】長施。長は餘分の義、食を施す際に食器までをも施すをいふ。總施に同じ。

巻の第二十五

第六門の第三子、頌に攝して曰はく、

「勇健、寶器を與ふると　妙光と蘭若中と　活を能くするに因めると　醫を開せると　衆を損する者を受せざるとなり」。

佛、廣嚴城獼猴池側高閣堂中に在しき。時に衆多の婆羅門長者等あり、大集處に在りて共に議論を爲して咸是語を作さく、「沙門喬答摩は常に耽欲を懷ひ、及び聲聞衆も亦復多貪なり」。是語を作せる時、勇健長者ありて亦衆中に坐せるが、斯語を聞き已るに諸人に答へて曰はく、「此事未だ知らざればなり、我れ仁等をして自ら當に目驗すべからしめん、大師世尊は是れ多欲なりとやせん、是れ少欲なりとやせんを。及び聲聞衆も亦復是の如きを」と。長者は舍に歸りて所有金銀器を總觀し已るに、佛所に往詣して雙足を禮し已り、起居を奉問して一面に在りて坐せり。爾の時世尊は彼長者の爲に妙法を宣說して示敎利喜して默然して住したまへるに、長者は座を離れ偏に一肩を露はして合掌して佛に向ひ、白して言さく、「世尊、願はくは慈悲を降して苾芻衆と共に、明、當に宅に就りて我が微供を受けたまはんことを」。佛默然して受けたまへり。時に彼長者は佛受けたまへるを知り已るに奉辭して去りぬ。長者は亦復諸外道を請じて白して言さく、「我れ明日に於て佛及び僧に舍に就りて食せんことを請じぬれば、仁等も亦可しく彼に於て同じく湌ふべし」。次いで城中の婆羅門諸居士等に詣りて報じて言はく、「我れ佛僧及び外道衆に明、舍に於て食せんことを請じぬれば、仁等亦可しく共に來り、隨喜して佛僧に供奉すべし」。長者卽ち其夜に於て備に種々上妙の飲食の若しは噉食若しは嚼食を辦へ、晨朝時に於て座席を敷設し、水盆・齒木・豆屑の所須の事を安置し已るに、使をして佛に白さしめぬ、「飲食具さに備はれり、願はくは佛、時を知しめさんことを」と。

【一】勇健長者、佛聖衆及び婆羅門衆を請じて、孰れが多食なるかを大衆に示す。

【二】噉食・嚼食。軟食・堅食なり。

ての故に、身壞し命終りては天上に生在すと……前に廣說せるが如し……實の如くに而し知りたまふ、是れ第九力たり。又諸漏已に盡くるを得て、無漏中に於て心解脫を得、能く自ら覺了して圓滿法を證し、我生は已に盡き梵行已に立し所作已に辦じて後有を受けじと……前に廣說せるが如し……實の如くに而し知りたまふ、是れ第十力たり。此力殊勝の處を成就し、大智慧を具して大梵輪を轉じ、四衆中に於て師子吼を作したまふなり。大王、此は是れ如來の有大勢力にして餘に能く加しく莫きなり、是を有力と名く」と、爾の時增養は是の如き等の諸の要義を說き已るに、猛光大王は默然として答ふるなかりければ、增養は念曰すらく、「王旣に默然して一と言說するなし、何ぞ多時を用ひて共に相調誑すべき。我れ今宜しく夫人を將け出だすべし」。即ち引現して流淚盈目し、王前に稽首して雙足を敬禮し、妙伽陀を以てして陳謝して曰はく、

「王、應に此に於て無常を了し　展轉相承して家法あるべきなり。　王が法として惡を見んも常に含忍したまふ　國大夫人は幸に當に恕したまふべし。　世間の妙語は王先に聞きたまへり　我れ問答に因みて聊か陳說しめれば。　王力能く大狂象を調へたまふ　況んや此の愛婦が乖違事をや。　夫に於て尊重して婦德具はれり　始終に共聚せんこと唯此の一のみ。　我れ比主の爲に沈吟を作せり　今此の夫人、容恕せられんことを」。

爾の時王は見て大歡喜を生じ、亦妙伽他を以て增養に答へて曰はく、

「汝、是の如きの美妙の語を宣べぬ　皆是れ我に於て愛心を生ずればなり　今賞して汝に曲女城を賜ひ　安樂夫人は我れ容恕せん」。[三九]

【三九】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

勢力あるを得て夫人を害すを敢へてすべき。大王、當に知るべし、彼の佛世尊は如來・應供・正遍知・明行足・善逝・世間解・無上士調御丈夫、天人師・佛・世尊にして、今聖者迦多演那は是れ彼が弟子なり。彼の佛世尊の所有智力は能く障礙するなく、法輪王と爲りて十力殊勝の處を成就し、大智慧を具して[三四]大梵輪を轉じ、[三五]四衆中に於て師子吼を作し。たまへば、此れ可しく方に有大勢力と名くべし。云何をか十と爲す。[三六]所謂、處非處に實の如くに而し知る智力にして、能く是の如き智力殊勝の處を成就するに由り、大智慧を具して大梵輪を轉じ、四衆中に於て師子吼を作したまふなり。是を初力と爲す。又衆生の三世業報の若しは處若しは事の因縁異熟に於て、實の如くに而し知りたまふ、是れ第二力たり。又[三七]靜慮・解脱・三摩地・三摩鉢底・煩惱淨處に於て、實の如くに而し知りたまふ、是れ第三力たり。又衆生の所有根性差別に於て、實の如くに而し知りたまふ、是れ第四力たり。又衆生の所有勝解に於て、實の如くに而し知りたまふ、是れ第五力たり。又種々世界に於て實の如くに而し知りたまふ、是れ第六力たり。又[三八]一切處遍行に於て實の如くに而し知りたまふ、是れ第七力たり。又前生の種々生處に於て皆悉く憶知し、所謂、一生・二生・乃至十生、二十・三十、乃至百生・千生・萬生・無量萬生、成劫・壞劫乃至無量の成壞も悉く皆憶念し、是の如きの種類、是の如きの衆生は我が所住處の某名某族にして、是の如くに飲食して所受の苦樂は(是の如く)、是の如くに生を受けて命に脩短あり、此に死して彼に生じ、是の如きの方國なりきと昔時の生處を悉く皆追憶して……是の如く廣く說きて……實の如くに而し知りたまふ、是れ第八力たり。又淸淨の天眼を得て人間を超越し、能く衆生の所有生死を觀じて、形色の善惡・族類の卑高・善惡趣に生じて業に隨うて往けるを實の如くに而し知りたまふなり。若し衆生ありて身惡行・語意惡行を作し、賢聖を謗毀し心に邪見を生ぜんに、此の惡業を因緣と爲すに由りての故に、身壞し命終りては地獄に生在し、若し衆生ありて身善行・語意善行を作し、賢聖を毀たず心に正見を生ぜんに、此の善業を因緣と爲すに由り

【三四】大梵輪。大法輪と同じ。智度論二五(大正25, 245b,10)詳かなり。
【三五】四衆。苾芻・苾芻尼・鄔波塞迦・鄔波斯迦なり。
【三六】十力解釋。
【三七】靜慮・解脫・三摩地・三摩鉢底・煩惱淨處。律部二十一、註(三七の二六)參照。智度論二十四卷(大正25, 235c, 24)には諸禪・解脫・三昧・定・垢淨分別相とあり。
【三八】一切處遍行。智度論に一切道至處相とせり。

に聞かれざらんや、更に十種相違の事の是れ不可信なるあるを。云何をか十と爲す、

「所謂、日と月と火と　水と童女と婦人と　苾芻と婆羅門と　露形者と人糞となり」。

〔三二〕此中、(1)日相違とは、冬時には近下にして然も極熱ならず、春時には極遠にして然も能く毒熱なればなり。(2)月相違とは、若し幼少時には人皆拜禮し、其の圓大なるに及びては禮者あることなければなり。〔三三〕(3)火相違とは、如し熱病あらんに更に須らく火もて炙るべく、又如し火にて炙ける瘡は火もて炙いて方に差ゆればなり。(4)水相違とは、如し冬月時には池水氷冷なれば人皆飲まず、井水は煖なりと雖然も人皆飲用し、春陽の月には池水溫煖なれば人皆共に飲み、井水は冷かなりと雖人飲むを樂まざればなり。（此れ西方の國法に據りて其の違順を論ぜるなり）(5)童女相違とは、若し未だ嫁せざる時は常に夫家を憶ひ、其の嫁し去るに及びては尋いで常に啼泣して而し本舍を憶すればなり。(6)婦女相違とは、若し女にして少年なるには人皆見んことを樂ひ、衣帔を翻し將りて體を蓋うて行き、年老に至るに及びては人見んことを樂はず、便ち頭面を露はして路に隨うて去ればなり。(7)苾芻相違とは、若し少年時には飡ふ所の飲食は皆氣味あり、食し已るに消化するも然も得ること能はず。其の年老に及びては食ふ所の飲食は皆氣味なく、食するも消す能はず、然も供養に豐かなればなり。(8)婆羅門相違とは、若し小童子の年七歲時には未だ欲意あらざれば、而し復其をして戒を受けて五年專ら梵行を修せしむるも、盛年に至るに及びては欲情興盛して而し禁止せず、方に縱に非を行ずればなり。(9)露形相違とは、露形外道の如き、若し室中に在りては卽ち衣服を披、其の外に出づるに及びては翻りて更に露形なればなり。(10)人糞相違とは、若し糞にして濕時には水上に浮び出で、其の乾燥するに及びては翻りて更に下に沈めばなり。是を十種相違の事と謂ふなり」と。

王言はく、「增養、是の如きの諸事は且らく論ずるを須ゐじ。我れ今重ねて問はん、當に實に依ひて答ふべし。何の勢力を以てして我が夫人を殺せるなる」。答へて言さく、「大王、我れ何處に於てか

〔三二〕十種相違事。

〔三三〕本文に火相違者如有熱病更須火炙、又如火炙瘡火炙方差となり。宋・元・明・宮本には又如火炙を又如炙とせり。

斯の如きの八事は睡ることなからしむ」と』。

王曰はく、「汝、夫人を殺しぬれば、我れ汝を欲せじ」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に八種の欲すべからざるの事あるを。云何をか八と爲す、

「病と老と死と飢儉と　愛別と怨家に會ふと　雹に遭ふと國破亡するとの　八事は人欲せじ」と』。

王曰はく、「汝、我處に於て大に憂惱を爲せり、夫人を殺却しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、世に九種の憂惱の事あり、此の如き等の事にして現在前せん時は、當に須らく含忍すべきを。云何をか九と爲す、

「若しは我が怨家を愛すると　或は我が善友を憎むと　及び我が已身を憎むとに　已作と現と當作とにして　九事若し現事前せんに　當に須らく自ら開解すべく　復婦恨を生じて　自ら惱み他人を惱ますこと勿れ」と』。

王曰はく、「汝、無悲心なり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰はく、『王豈に聞かれざらんや、世間に十種無悲の類あるを。云何をか十と爲す、

「牛を屠ると羊を屠ると雞・猪を屠ると　鳥を捕ふると魚を捕ふると諸獸を獵すると　兎を罝(あみ)すると賊を作すと魁膾を爲すと　斯の十惡は悲心なきなり」と』。

王曰はく、「汝は是れ倖惡の人なり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、人に十惡あるを。云何をか十と爲す、

「惡聲と惡口と羞恥なきと　親に背くと恩を棄つると悲あることなきと　强賊と竊盜と食供へ難きと　常に邪言を作すと、是を十と爲す」と』

王曰はく、「汝、相違事の是れ不可信なるを作せり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈

王曰はく、「汝、惡心ありぬれば我が夫人を殺せるなり」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、
更に六種の惡心の人あるを。云何をか六と爲す、
「見ると雖相看らざると　違逆と親附せざると　好みて他の過咎を説くと　報を望みて他に財を
與ふると施すと雖還索むるに擬すると　是は惡心の相狀なり」と』。
王曰はく、「汝、夫人を殺しぬれば、我に依怙なきなり」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、
更に七種の、依怙なきの事あるを。云何をか七と爲す、
「老病の僧と惡王と　老家の、惡口に長ぜると　法律を閑はざると　重病と醫の療するなきと
尊者の教に依はざると　是七は依怙なきなり」と』。
王曰はく、「汝、夫人を殺しぬれば、伴と爲すに中へじ」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、
更に七種の、伴と爲すに中へざるあるを。云何をか七と爲す、
「調戲人と樂兒と　博奕と婬女と　耽酒と賊と黃門と　此七は伴と爲さじ」と』。
王曰はく、「汝、夫人を殺しぬれば、委信に中へじ」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に
七種ありて是は委信し難きを。云何をか七と爲す、
「深水齊しく咽に至れると　獼猴と及び象と馬と　黑蛇との頭髮竪てると　面皺めると髭鬚少き
と　斯の七事邊に於ては　應に知るべし、委信し難きを」と』。
第七内子を頌に攝して曰はく、
[三]「睡らざると及び欲せざると　九惱と無悲心と　十惡と十相違と　十力と夫人現ぜるとなり」。
王曰はく、「汝、夫人を殺しぬれば、我れ睡ること能はじ」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらん
や、世間に更に八事ありて人をして睡ることなからしむるを。云何をか八と爲す、
「熱病と瘦病と及び咳嗽と　貧病と思事と極めて瞋を懷けると　心に驚怖あると賊に牽かれたる

【三】前註(一八)の總頌第三句中の不眠の別頌なり。

恚あると　斯の四種事の如きは　皆悉く傷悲すべし」と』。

[二八]第六内子を頌に攝して曰はく、

「無厭と可愛事と　共に戲れざると財を奪ふと　共に爭はざると惡心と　無依と伴と不信となり」。

王曰はく、「安樂夫人は我れ觀て厭くなかりしに、汝便ち殺却せるとは」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に五種の厭くなきの事あるを。云何をか五と爲す、

「國主及び象王と　名山と大海と　世尊の身相好とは　觀ん時厭くことあることなし」と』。

王曰はく、「夫人は可愛なりしに汝遂に之を殺せるとは」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に五種の可愛の事あるを。云何をか五と爲す、

「美貌と名家より出でたると　溫柔と惡を爲さざると　婦德皆圓滿せると　斯の人は眞の可愛なり」と』。

王曰はく、「汝と共に戲樂を爲すべからじ、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に五種の共に戲るべからざるあるを。云何をか五と爲す、

「小兒と及び毒蛇と　閹竪[二九]と　偏生子[三〇]と　隨宜の無識者と　此は共に戲るべからじ」と』。

王曰はく、「夫人を殺却せるは卽ち是れ我が財物を奪へるなり」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に五種の、人の財物を奪ふなるあるを。云何をか五と爲す、

「舞樂と醫人と　賊及び典獄に於てと　王家の出入者と　此五は人財を奪ふなり」と』。

王曰はく、「我が夫人を殺しぬれば、汝今共に爭競を爲すに堪へじ」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に六種の、爭競を共にせざるを。云何をか六と爲す、

「大富及び極貧と　下賤と極高貴と　極遠と及び極近と　此六は爭(競)に應ぜし」と』。

【二八】前註(一一八)の總頌中、第三句の中、觀無厭の別頌なり。

【二九】閹竪。閹奴・閹人に同じ、宮刑に處せられて精氣閉藏する者。便ち黃門に同じかるべし。

【三〇】偏生子。不具者が若しは偏性子として、生まれつきひねくれたる性質の者の義なるべし。

「鴟鴷と鶺鴒と　白鷗及び蒼鵰と　斯の四種鳥の如きは　恒に常に怖心あり」と』。
王曰はく、「我れ夫人なきには情に歡樂せざるに、云何が汝殺せるぞや」。答へて曰さく、『「王豈に聞かれざらんや、更に四種の不樂の事あるを。云何をか四と爲す、
「獼猴は村を樂まざると　魚鼈は石山を非とすると　盜賊は禪室を非とすると　狂夫は己妻を厭ふとなり」と』。
王曰はく、「汝合に棄捨すべきなり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『「王豈に聞かれざらんや、更に四種の棄つべきの事あるを。云何をか四と爲す、
「家の爲には一人を棄つると　村の爲には一家を棄つると　國の爲には一村を棄つると　身の爲には大地を捨つるとなり」と』。
王曰はく、「汝、夫人を殺しぬれば、我が渴憶は滿ち足るの期なけん」。答へて曰さく、『「王豈に聞かれざらんや、更に四種の知足せざるの事あるを。云何をか四と爲す、
「火は草に足するの期なきと　及び他の婦女に婬すると　渴時に水を掬して飮むと他酒を飮むとは足することと難し」と』。
王曰はく、「汝、我が夫人を殺せること、是れ難思量の事たり」。答へて曰さく、『「王豈に聞かれざらんや、更に四種の難思の事あるを。云何をか四と爲す、
二七「國主の瞋は知り難きと　途中に忽に賊に遇へると　家中の女婦の鬪へると　施物の來るとは難思なり」と』。
王曰はく、「汝、夫人を殺せること、是れ憂傷すべきなり」。答へて曰さく、『「王豈に聞かれざらんや、更に四種の憂傷すべきの事あるを。云何をか四と爲す、
「老耄せるに婬情を帶べると　惡婦の、夫に遣られたると　婬女の、年衰朽せると　出家して瞋

【二七】本文には國主嗔難知、途中忽遇賊、家中女婦鬪、難思施物來とあり、第四句を施物來難思と轉置せり。

「不應の事と觀ぜざると　不善と驅却すべきと　驚怖と歡ばざると捨と　渇憶と難思と憂となり」[二六]。

王曰はく、「汝、不應の事を作せり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に四種の爲すべからざるの事あるを。云何をか四と爲す、

「請はざるに强ひて教授すると　他の睡れるに爲に法を說くと　求むべからざるに强ひて求むると　壯兒と共に相撲つとなり」と』。

王曰はく、「汝をば觀るに堪へじ、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『我を觀るに堪へずと雖、更に四種の觀ずべき事あり。云何をか四と爲す、

「勇士の戰の觀ずべきと　呪して毒を除くをば觀ずべきと　親會食の觀ずべきと　能く義を講ずるをば觀ずべきとなり」と』。

王曰はく、「汝が夫人を殺せるは是れ不善事たり」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に四種の不善の事あるを。云何をか四となす、

「家に在りて勤務せざると　出家して貪欲あると　國主にして籌量せざると　大德にして爲に瞋恚するとなり」と』。

王曰はく、「我が夫人を殺しぬれば、汝合に驅却すべきなり」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に四種の驅るべきの事あるを。云何をか四と爲す、

「御者にして車を傾へさしめたると　牛力を解量せざると　牸牛にして多く乳を聳れると　婦にして久しく親家に住するとなり」と』。

王曰はく、「我が夫人を殺しぬれば、汝を見ては驚怖するなり」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に四種の怖るべからざるに怖るるあるを。云何をか四と爲す、

【二六】前註（一八）の總頌中、第二句の不應の別頌なり。

王曰はく、「汝が所作の事は深く是れ相違せり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に四種の相違の事あるを。云何をか四と爲す、

「光影及び明闇と　晝夜と善惡法と　此四は世間に於て　常に是れ相違するの事なり」と』。

王曰はく、「汝は合に重打すべきなり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく『王豈に聞かれざらんや、更に四種の合に打つべきの事あるを。云何をか四と爲す、

「帛は打つに光澤を生ずると　驢は打つに卽ち能く行くと　婦は打つに聟に依隨すると　鼓は打つに卽ち便ち鳴るとなり」と』。

王曰はく、「我が夫人を殺せり、汝可しく失去すべし」。答へて曰さく、「王豈に聞かれざらんや、更に四種の失去するの事あるを。云何をか四と爲す、

「風起るに塵驚き去ると　衆嚮に歌聲を失すると　承事せんに用ふる人なきと　德處に違逆を行ずるとなり」と』。

王曰はく、「汝は不合の事を行ぜり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、「王豈に聞かれざらんや、更に四種の不合の事あるを。云何をか四と爲す、

「國王にして妄語を爲せると　醫人にして　霍亂[二五]を患へると　沙門にして瞋恚を起せると　智者にして迷愚を事とせるなり」と』。

王曰はく、「汝、無益を爲せり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に四種の無益の事あるを。云何をか四と爲す、

「無益とは日の下の燈と　大海中の降雨と　飽食して更に重ねて食すると　承事して人に事ふるなきとなり」と』。

第五內子を頌に攝して曰はく、

【二五】霍亂。吐瀉病。

せり」と』。

第四内子を頌に攝して曰はく、

[二四]「得難きと他事を爲すと　孤獨事と多く虚なると　相違と重打すべきと　失去と行と無益となり」。

王曰はく、「得難きの夫人なりしに汝今殺却せるとは」。答へて曰さく、『王豈に聞かれさらんや、世間に更に四種の得難きあるを。云何をか四と爲す、

「兎頭に角を得難きと　龜背に毛を得難きと　婬女は一夫たり難きと　巧兒は實語し難きとなり」と』。

王曰はく、「汝、他(人)事の爲に、我が夫人を殺せるとは」。答へて曰さく、『王豈に聞かれさらんや、更に四種の、他人事の爲なるあるを。云何をか四と爲す、

「他の爲に寄物を受くると　保及び證人と作ると　行くに路粮なき(もの)の爲なると　愚人は斯事を作すなり」と』。

王曰はく、「汝、夫人を殺して我をして孤獨ならしめぬ」。答へて曰さく、「王豈に聞かれざらんや、更に四種の孤獨の事あるを。云何をか四と爲す、

「生時に唯獨り來ると　死時に唯獨り去ると　苦に遭ふに唯獨り受くると　輪廻に唯獨り行くとなり」と』。

王曰はく、「汝が所作は虚多くして實少し、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、「王豈に聞かれざらんや、更に四種の、虚多くして實少き(もの)あるを。云何をか四と爲す、

「貧苦に他に行いて乞ふと　魚子及び棗花と　秋日に重雲を起すとは　此れ虚多くして實少きなり」と』。

【二四】前註(一八)總攝頌、第二句中の雜字の別頌なり。

〔三三〕「三種愚癡人と　離間に三別あると　下品と應に車裂すべきと　奸詐事となり、應に知るべし」。

王曰はく、「汝は是れ愚人なり、如何が我が所愛の夫人を殺せる」。答へて曰さく、『王豈に聞かれさらんや、世間に亦三愚癡相あるを。云何をか三と爲す、

「委付せるに相知へざると　急性者に供承すると　造次に便ち相捨すると　此を三愚相と謂ふ」と』。

王曰はく、「汝は是れ我が親友を離間するなり、夫人を殺却しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれさらんや、世間に亦三種離間あるを。云何をか三と爲す、

「知友親近せざると　或は復太だ親密なると　非時に從ひて乞求するとの　三種は當に離間すべし」と』。

王曰はく、「汝は是れ下品の人なり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれさらんや、更に三種下品の人あるを。云何をか三と爲す、

「他物に於て貪を起すと　自財に愛著を生ずると　他苦を見て心に悅ぶと　斯を下品のと人と爲す」と』。

王曰はく、「汝合に車裂すべきなり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれさらんや、更に三種の車裂もて死すべきあるを。云何をか三と爲す、

「性拙なるに機關を造れると　畫して彩色するを知へざると　壯兒に巧便なきと　此三は皆死に合へり」と』。

王曰はく、「汝は大奸詐なり、我が夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれさらんや、更に三種奸詐の物あるを。云何をか三と爲す、

「女人の三度嫁げると　出家して復俗に還れると　網鳥の籠を脫して飛べると　此三は奸詐を解

【三三】前註(一八)の總攝頌中、第二句の三種を別頌す。

「王は但一語を出だし　女人は一たび出嫁し、　聖者は一たび身を現ず　此三は、唯一あるのみ」と』。

王曰はく、「汝今自ら患害を造れり、我が一語を得て遂に夫人を殺しぬれば」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、世間に三ありて自ら患害を造るなるを。云何をか三と爲す、

「力弱き者にして甲を著けたると　伴なくして多財あると　年衰へて少婦を畜へたると　此三は當に自ら害すべけん」と』。

王曰はく、『我れ今汝を疑ふらく、「別に異心ありてなり」と。如何が一たび道へるのみなるに、遂に夫人を殺せるなる』。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、世に三人ありて、見ん時他をして疑を起さしむるを。云何をか三と爲す、

「淺智人にして上行を修するを見　勇健者にして瘡痕なきを見　衰老女にして廉貞を説くを見んに　此三は能く他をして疑惑せしめん」と』。

王曰はく、「汝極めて我を輕賤せり、如何が造次に夫人を殺却せる」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、世に三事ありて他のために輕賤せらるるを。云何をか三と爲す、

「無事に言語多きと　身に垢弊衣を著せると　請はれざるに他家に赴くと　此三は大賤せらるるを」と』。

王曰はく、「汝漸漸に我が怨家たるを長ぜんとせり、愛夫人を殺さんに更に何の物かある」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、更に三種事の須らく漸漸なるべきあるを。云何をか三と爲す、

「魚を食ふに須らく漸漸なるべく　山に登らんにも亦然り　大事は卒かに成ぜず　此三は須らく漸進なるべきなり」と』。

第三内子を頌に攝して曰はく、

王曰はく、「彼の好夫人は五欲の樂に於て全うじて未だ受用せざりしに、汝遂に殺却せるとは」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、世に三事ありて亦受用せられざるを。云何をか三と爲す、

「賣炭人の好衣と　浣衣者の鞋履と　女にして王宮内に在るとは　受用するなし、應に知るべし」。

大王、直に此三のみに非じ。更に三種ありて受用せられじ。云何をか三と爲す、

「幽澗に春花發けると　少女の貞心を守れると　夫主の遠く征行せるとは　用ふるなくして朝夕を終へん」と』。

王曰はく、「汝便ち造次に夫人を殺却せること、罪、杵臼に合へり」。答へて曰さく、『王豈に聞かれさらんや、更に餘人ありて當に杵臼に合へるを、

「木匠の善察せざると　衣工の長縫を用ひたると　御者の車を觀ぜざると　此三は當に杵臼すべきなり」。

大王、直に此三のみ當に杵臼すべきには非じ、更に三種あり。云何をか三と爲す、

「使者に更に使を遣はせると　作さしめしに他をして作さしめたると　少女の猖狂を愛めると　此三は應に杵臼すべきなり」。

大王、直に此三のみに非じ、更に餘の三ありて當に杵臼すべきなり。云何をか三と爲す、

「田内に放牧せると　剃髮にして[三]林藪に居せると　常に婦家に在ると　此三は應に杵臼すべきなり」と』。

王曰はく、「我れ一語を出せるのみなるに汝便ち夫人を殺せるとは。誠なる哉、大苦たり」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、世間に更に一語ありて定と爲すに、乃し三種あるを。云何をか三と爲す、

【三】林藪。林叢・林薄同じければ草木のむらがりしげれる所と解すべきも、今は人の集まり住せる街巷の義なり。

王前に我をして已に夫人を殺さしめたるは、小瞋心の爲に便ち大利を亡へるなり、今重ねて見えんを求めんとも其れ得べけんや』。王、增養に告げて曰はく、「何に因りてか一語のみにて便ち夫人を殺せるなる」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、

「大師に二あることなく　出だす所唯一言せんに　決定して參差せず　王言も亦是の如き」をと』。

王曰はく、「我情闇亂して夫人を殺さしめたるも、汝卽ちに言に隨はんこと、豈に道理を成ぜんや」。增養曰さく、「王豈に聞かれざらんや、世に二闇あるを」。卽ち頌を以て答ふらく、

「大王、今應に識るべし　世に二種の闇あるを　一には謂はく是れ生盲と　二には法を知らざるとなり。　此世及び後生とに　復二種の闇あり　二には謂はく罪惡見と　二には尸羅を壞すとなり」。

第二內子を頌に攝して曰はく、

[二〇]「赤體と空と無用と　杵臼と唯一に應ずると　患害と疑心を起すと　輕賤事と須らく漸々なるべしとなり」。

王、增養に語げて曰はく、「汝は安樂夫人を殺しぬれば我れ今赤體たり」。答へて曰さく、「王豈に聞かれざらんや、世間に(更に)三赤體ありて好相と爲さざるを。云何をか三と爲す、

「河に水なからんに赤體たり　國に主なからんに亦然り　女人にして夫聟亡ぜんに　向ふ所に歸趣なけん」と』。

王曰はく、「汝、夫人を殺しぬれば遂に宮內をして唯空虛を見ぜしめぬ」。答へて曰さく、『王豈に聞かれざらんや、世間に更に三種の空虛あるを。云何をか三と爲す、

「鈍馬の道行に遲きと　食を設けて[二一]兼味なきと　家中に婬女あるとは　是れ三種の空虛なり」と』。

【二〇】前註(一八)の總攝頌中、初句の中の赤體を別頌す。

【二一】兼味。勝れたる味。

はざりき」。問うて曰はく、「我れ先には果を以て此巢に塡滿せるに今既に缺少せり、食はさらんには何にか去れる」。答へて曰はく、「我も亦知らず、何に緣りて缺失せるかを」。二鳩皆に不食を云ひして兩諍して遂に紛紜を致せり。時に彼の雄鳩は觜もて雌の頂を啄きしに此に因りて亡せぬ。雄鳩は傍に在りて果を看りて而し住せるに、忽ち屬いて天雨して果復巢に盈ちければ、雄鳩念曰すらく、「今還巢滿ちぬ、明に彼が食へるに非ざりき」と。便ち雌鳩に就り、爲に懺謝して曰はく、

「可愛の彩鳩、宜しく速に 起るべし　巢中の缺果は汝が食へるには非ざりき　今少處を看るに
　滿てること前の如くなり　汝今我が斯の愆咎を恕せ」。

時に諸天あり空中にて見已りて而し頌を說いて曰はく、

「汝、好文鳩と共に　山林處に樂在せるに　愚癡にして智慧なかりき　殺して後に空しく憂惱せ
　んとは」と』。

是時增養を復二頌を說けり、

「彼の愚癡の鳩の如きは　辜なきに同類を殺し　形命盡きたるを知らずして　懺謝して　苦に憂を生ぜり。　大王も亦彼に同じく　辜なきに所愛を瞋りて　已に刑戮を加へしめて　徒に自ら
　憂惱を生ぜんとは」。

『更に譬喩を說かん、王當に之を曉めたまふべし。復大王、昔長者あり、時秋天に屆りければ黃豆子を擔ひて田に詣りて種ゑんと欲し、樹下に置きて迴轉處に向へるに、樹上の獼猴は下り來りて種を偸み、一掬を把得して還りて樹顚に上れり。樹に緣りて上る時遂に一粒を遺せるに、便ち滿掬を放ちて尋いで樹よりして下りて一黃豆を覓めぬ。長者は之を見て卽ち杖を以て打ち、此に因りて命終せり。時に樹神あり、見て頌を說いて曰はく、

「彼の癡獼猴の如きは　把を棄てて一粒を求め　斯に由りて他に打たれ　痛苦至りて身亡せぬ」。

からず、瞋定まれる後を待ちて更に意趣を觀じて方に殺さんに難からざれば、屏處に且らく安きて王をして見えしむる勿れ」。是念を作し已るに白して言さく、「是の如し、我れ當に卽ち殺すべし」とて、遂に便ち藏擧せり。王既にして悆息みて增養に問うて曰はく、「安樂夫人は今何處に在りや」。答へて言さく、「大王、勅を奉じて殺さしめ、我れ王言に順ひて已に其命を斷ちぬ」。王曰はく、「斯れ異事たり、亦當に我及以星光・牛護太子幷に一大臣を殺して、汝自ら灌頂して大國主と爲るべし。彼れ我所に於て輕慢事を作しぬれば、且らく誡勗して後に更に平章せんが爲なりしのみ、豈に斯に因りて卽ちに刑戮を行ずべけんや」。增養曰さく、「王、譬喩を聽したまはんことを。諸の有智者は譬喩言に因りて其事を閑ふを得れば」。

內を總じて頌に攝して曰はく、

「[一八]文鳩の死と赤體と　三種と雞と不應と　無厭を觀ずると不眠となり　總じて其が七頌を收めたり」。

第一內子を頌に攝して曰はく、

「林內の文鳩の死にたると　樹下に獮猴の亡せたると　此世他世の中の　四盲暗は應に識るべしとなり」。

『大王、往昔時に於て一名山あり、泉流淸泚[一九]にして果木敷榮せり。大樹の顚に於て二鳩鳥あり、巢を爲りて住し、便ち好果を採りて其巢に塡滿して雌鳩に報じて曰はく、「賢首、此中の貯果は應に輙ち食ふべからず、且らく餘物を求めて權に自ら軀に充たすべく、若し風雨に遇ひて飲食得難からんには方に共に噉ふべし」。答へて曰はく、「善事たり」。遂に風日の吹き曝す所に遭ひて、果遂に乾枯し巢中に缺少せり。雄鳩問うて曰はく、「我れ先に汝に語げぬ、果應に食ふべからず、風雨時を待ちて方に可しく餐噉すべしと。何に因りてか汝遂に獨して果を食へる」。答へて言はく、「我れ果を食

【一八】文鳩。以下は大臣の說ける譬喩を頌せるなり。中に於て文鳩とは後に好文鳩とあり、又可愛の彩鳩ともあり、卽ち好彩鳩の義なり。

【一九】淸泚。泚は水淸きなり。

方僧衆の爲に其臥具を施さんを許せるは、謂はく是れ室羅伐城給孤長者を首と爲す。又我れ最初に、鄔波索迦にして諸の聲聞四方僧衆の爲に[一六]毘訶羅を造らんを許せるは、謂はく是れ婆羅痆斯の善賢長者を首と爲すなり」と。

內、前を頌に攝して曰はく、

「猛光は一切に施し　影勝は餅を施せるの初　臥具は謂はく給孤にして　善賢は僧寺を造れるの（初）なり」。

[一七]爾の時猛光王は曾て宮內に於て安樂夫人と與に一處に夜食せるに、王は性として酪を愛みければ夫人は一酪椀を持して王前に在りて立てり。當の時其の星光は妙寶綫を被て簷前よりして過ぎしに、綫色內に徹して猶し電光の如くに王夫人を照し悉く皆明了せりければ、夫人は光を見て便ち大に驚怪して問うて言さく、「大王、此れ何の明照なる、是れ電光なりとやせん、是れ燈燄なりとやせん」。答へて曰はく、「此れ電光にも非ず亦燈燄にも非じ、然り是れ星光が其の寶綫を被て此よりして過ぎたれば、是れ彼の光明たり」。王曰はく、「斯の如きの寶綫を汝棄てて取らずして乃し金鬘を取れること誠に識鑒なければなり、豈に我宮中に金鬘なからんや。誰か言はん、外方の女能く物の好惡を知れりと」。答へて言さく、「大王、斯れ何が此の如きの智慧あるを得たる。豈に王敎へて寶綫を取らしめたるに非さらんや」。王曰はく、「是れ彼自ら取りて我が敎へたる所には非じ」。王及び夫人は相輕忽せるに因みて便ち瞋忿を致し、遂に酪椀を持して王の頭上に擲げしに、王先に鬮額なりければ因りて椀に傷けられ、便ち自ら手づから摩して云はく、「我頭破れ血流れて腦出でぬ、今時定んで死にて生路に由なけん、命未だ斷ぜざる來に且に先に殺却せん」。便ち增養に勅して曰はく、「汝今宜しく此の安樂無用の婦人を殺すべし」。增養聞き已りて便ち是念を作さく、「王は極めて此に於て深く愛念を生ぜり、忿恨を懷けるに由りて忽ち此言を作せるなれば、造次に卽ち其命を斷ずべ

【一六】毘訶羅。住院なり。

【一七】猛光王と安樂夫人との輕慢事。

まふ所ならんには、五欲を受用せんに理應に損ることなかるべし、我れ悉く奉施すれば」。答へて曰はく、「大王、所有諸欲は佛皆許したまはじ」。王曰さく、「此れ不應ならんには、所有受用及び上受用の供身の資具は、幸はくは當に爲に受け情に隨せて用ひたまはんことを」。答へて言はく、「大王、我れ佛に白すを待て」。王言さく、「意に任せて佛に請じたまへ」。爾の時佛は室羅伐城逝多林に在りて住したまへり。是時大師は知見せざるなければ遂に是念を作したまはく、「假令迦多演那は諸の受用及び上受用に於て自ら須むる所なけんも、然も未來の諸苾芻の爲の故に應に受取せんを可すべし」。是の如く念じ已るに世俗心を起したまへり。諸佛の常法として、若し世俗心を起したまはん時は乃し蜫蟻に至るまでも亦佛意を知り、若し出世心を作したまはん時は聲聞獨覺すらも尙ほ了する能はず、何ぞ畜類を論ぜん。時に世尊は斯事の爲の故に、遙に迦多演那の意趣を知しめして遂に世俗心を起したまひ、卽ち迦多演那をして天耳天眼もて彼此聞見せしめたまへり。是時尊者は卽ち白して言さく、「世尊、苾芻は受用の物及び上受用を取るを得るや不や」。佛言はく、「未來世中の諸苾芻を哀愍せんと欲せんが爲の故に、又施主の福報をして增さしめんが故に、是故に我れ今四方僧伽の爲に受用の物及び上受用の者を取るを得るを聽さん、是れ別人には非じ。此中、[一五]受用とは謂はく是れ村田、上受用とは謂はく是れ牛羊等なり」。時に尊者は世尊に請じ已るに猛光王に白して言さく、「世尊は已に四方僧伽の爲に、受用及び上受用を取るを得んと許したまへり、未來世中の諸苾芻を哀愍せんと欲せんが爲の故に、又施主の福報をして增さしめんが故に」と。時に王は卽ち尊者の爲に遂に大寺を造りて四事供養して悉く皆充足し、莊田牛畜は四方僧に施せり。佛、諸苾芻に告げたまはく、「我れ今最初に、鄔波索迦にして諸の聲聞四方僧衆の爲に受用物を施さんを許せるは、謂はく是れ嗢逝尼城猛光王を首と爲す。又最初に、鄔波索迦にして、諸の聲聞四方僧衆の爲に其餠食を施さんを許せるは、謂はく是れ鷲峰山摩揭陀主影勝大王を首と爲す。又我れ最初に、鄔波索迦にして諸の聲聞四

【一五】受用・上受用。村田・牛羊を受くるをゆるすとせるは諸律になき所、律行上大に注意すべきなり。

べければ、此れ先兆たりしなり。(7)又、大黒山あり面に當ひて而し來るを見たまへるは、羯陵伽國王ありて大象王二頭を送り、來りて大王に奉ぜんとて路を尋ねて而し來り、七日して當に至るべければ、此れ先兆たりしなり。(8)又、白鷗鳥の、頭上に糞を遣せるを見たまへるは、牛護母安樂夫人にして、此れ先兆たること王自ら當に知るべし。然り、王よ、應に婆羅門處に於て更に惡心を起したまふべからず』。時に猛光王は是說を聞き已るに、歡喜踊躍して死の重ねて蘇れるが如く、深く信仰を生じて禮足して去り、宅中に還り至りて尊者の敎の如くに皆悉く奉行し、別に大竹を安き、掌馬人を遮へ、枯竭せる池中には水を添へて滿たさしめ、象井に鹿及び繫られたる鵝を放ち、七日を滿じ已るに所記の事の如く皆悉く到來せりければ、王は是を見已るに更に尊者に於て極めて敬重を生じて是の如きの念を作さく、「但、我が宅中の所有吉祥は皆是れ聖者が福力の致す所たり、我れ今初得の大㲲を以て奉持して供養し、後に王位を以て尊者に讓りまつらん」と。即ち使者に告げて曰はく、「可しく此㲲を持して將つて尊者迦多演那に奉ずべし」。彼便ち將ち去りて尊者に授けまつりぬ。次に安樂夫人及び星光妃・牛護太子・增養大臣に告げて曰はく、「仁等當に知るべく、今此の諸國の所有大王は咸く國信を持して來りて我に獻ぜり、汝等愛まんには意に隨せて當に取るべし」。時に安樂夫人は卽ち金鬘を取り、星光少妃は赤毛の寶㲲を取り、牛護太子は其二馬を取り、增養は便ち二劍を取り、大臣は其の寶履を取りければ、唯餘の寶象のみ王は自ら之を取りぬ。時に猛光王は他獻の五寶を皆共に分ち訖るに、便ち尊者處に往き雙足を禮し已りて一面に在りて坐し、白して言さく、「大德、慈造れること弘深にして事具さに說き難し、謹みて國位を持して尊者に奉獻せんとす、唯願はくは慈悲もて哀憐して納受したまはんことを」。尊者報じて曰はく、『世尊に敎ありて諸苾芻に遮したまへり、「王位を受けざれ」と』。王曰さく、「若し是の如からんには當に半國を受けたまふべし」。答へて曰はく、「此も亦聽したまはじ」。王曰さく、「若し國主と作らんこと是れ佛の遮した

【一四】羯陵伽(Kaliṅga)。

れ第五の彼字なり、

「彼群は皆樂を受け　水草に情に任せて遊べるに　唯我のみ拘繫を受けて　晝夜に獨憂を懷かんとは」。

王、宜しく解放して山林に往くに任せたまふべし。又復大王、王が宅中に鵝の繫られたるあり、空裏を仰瞻して群鵝の飛騰して去れるを見て、情に憂惱を生じて而し頌を說いて曰へり、卽ち是れ第六の字我なり、

「我が朋は皆已に去りて　飮啄盡く情に隨せたるに　我身は何の罪業にてか　繫られて無聊に生くるなる」。

王、悲心を起して亦宜しく解放したまふべし。又復大王が[一〇]八事を夢見したまへるは是れ何の先兆ぞや。(1)白栴檀の香泥もて遍體に塗拭せるを見たまへる如きは、[一一]勝方國王ありて大白縶を送り、來りて大王に奉ぜんとて今半路に至れり、七日を經ん後に必らず當に來至すべければ、此れ先兆たりしなり。(2)又赤栴檀の香水もて身に澆灑せるを見たまへるは、健陀羅國王ありて赤毛の寶縶を送り、來りて大王に奉ぜんとて今半路に至れり、七日を經ん後亦當に此に屆るべければ、此れ先兆たりしなり。(3)又、頭上に火然ゆるを見たまへるは、槃那國王ありて上金鬘を送り、來りて大王に奉ぜんとて路に在りて來れり、七日を經ん後亦此に來至すれば、此れ先兆たりしなり。(4)又、兩腋下に大毒蛇を垂るゝを見たまへるは、[一二]支那國王ありて二寶劍を送り、來りて大王に奉ぜんとて路に隨うて行り、七日して當に至るべければ、此れ先兆たりしなり。(5)又、二鯉魚の、兩足を舐むるを見たまへるは、師子洲國王ありて一雙の寶履を送り、來りて大王に奉ぜんとて路を尋ねて來れり、七日して當に至るべければ、此れ先兆たりしなり。(6)又、二白鵝の空を飛びて而し來るを見たまへるは、[一三]吐火羅國王ありて二駿馬を送り、來りて大王に奉ぜんとて路を尋ねて來り、七日して當に至る

【一〇】 八事夢解。

【一一】 勝方國、次の槃那國と共に方所明かならず。

【一二】 支那國。果して今の支那國なるか否や、明らめ得ず。華嚴經菩薩住處品の震旦國が現在の支那國と斷じ得ざるが如し。佛教學の諸問題八八〇頁（神林隆淨氏の五臺山と文殊菩薩の項）參照。支那國護持世界(大正21, 286a) の如きは Śroṇāparāntaka janapada の音譯なりと考へられ、善見律(大正21, 685a) に摩訶勒棄多 (mahārakkhita) は臾那世界 (yonakaloka) に至るとし、其下の註に是漢地也とあるも此亦支那國護持世界と同じかるべく、藥事（律部二十三、註三の十四）の輸那鉢羅得伽國なるべしと考へらる。藥事の記によれば舍衞城を去ること百由旬の北方邊國をいへるなるべし。律部二十三、註（三の二七）參照。

【一三】 吐火羅(Tukhāra)。

を安かんことを」と』。

王は舊竹を去りて別に新者を安けるに、遂に多蟲をして存活するを得せしめぬ。『又復大王、王に掌馬人あり、名けて近親と曰ひ、先に一目を瞎せるが、彼人日々に於て烏巣中に在りて卵子を打破せりければ、烏は子の死を見て心に怨恨を生じ、悉く皆鳴叫して而し此頌を説けり、即ち是れ第二の非字なり、

「誰か復能く相爲けん　人を刺して眼をして瞎ならしめたる(者)よ　我が子孫を殺さゞりせば心の憂惱を解除したらんに」。

王當に止して更に然せしめたまふ勿れ。又復大王、王が國中に遊戲池あり、水先に平滿して多く魚鼈蝦蟇ありて居せる所、一白鷺鳥ありて常に其魚を食へるに、今池乾して水なく、鳥は是事を見て遂に嗟歎を生じて而し頌を説いて曰へり、即ち是れ第三の平字なり、

「地に平しく水恒に滿ちて　多く諸の魚鼈あり　取り食ひて以て軀に充てしに　今時水皆盡きぬ」。

王今宜しく水を以て之に添へ、鳥を驅りて去らしめらるべし。又復大王、王が此國中に一大山あり、名けて可畏と曰ひ、雄象母象ありて並に悉く生盲たり、唯一子ありて恒に供侍を爲せり。父母の爲の故に外に出で丶食を求めしに、遇雌象を見て相隨へて去り、漸く誘誑を爲して將に園所に至りしに遂に便ち縛せられければ、父母を懐念して悲憂して內に疚み、水草を食はずして而し頌を説いて曰へり、即ち是れ第四の今字なり、

「今父母は孤獨に　生盲にして引導するなく　深山中に處在して　食なきに誰か看養せん」。

王、今宜しく彼象を放ちて父母と共に歡樂を爲すを得せしめらるべし、又復大王、王住の宅中に縛せられたる鹿あり、既にして昔群を離れぬれば心に憂惱を生じて而し頌を説いて曰へり、即ち是

【九】本文に誰復能相爲、刺人令眼瞎、不殺我子孫、除解心憂惱とあり、難解なり。

「六萬六千歳　地獄中に燒煮せられ　現に大極苦を受けて　未だ其の了時を知らじ」。
其の第二王も亦頌を說いて曰へり、卽ち是れ第二の無字なり、
「苦の邊際あること無く　日を了ふるも終に知らず　我が類は共に同然なり　此れ前惡業に由りてなり」。
其の第三王も亦頌を說いて曰へり、卽ち是れ第三の我字なり、
「我が所得の衣食は　或は理、或は非理たりしに　餘人餐ひて樂を受け　我をして獨殃に遭はしめんとは」。
其の第四王も亦頌を說いて曰へり、卽ち是れ第四の鄙字なり、
「鄙しい哉我が形命や　物あるに捨する能はず　飲食、人に惠まざりければ　身をして利益なからしめぬ」。
其の第五の王も亦頌を說いて曰へり、卽ち是れ第五の心字なり、
「心常に我を欺誑して　鎭に愚癡に牽かれ　地獄に苦を受くる時　人の肯へて相代るなし」。
其の第六王も亦頌を說いて曰へり、卽ち是れ第六の若字なり、
「若し我れ人趣に生ぜんに　常に衆善を修し　其の福業力に由り　必らず天に上生するを得んことを」。
故に此の六聲は彼が先業を彰せるなり。又復大王、空中の六聲とは是れ誰の先兆なる。是の如くに應に知るべし、王が住宅內に大竹竿あり、中に於て多く微細の虫ありて食ひ、穢者は皆盡くして遺餘は堅鞕のみなれば、諸蟲は命全からざらんを恐れて樂しまず、共に此頌を說いて以て宅主に告げぬ、卽ち是れ最初の諸字なり、
「諸の穢處は皆食ひて　唯鞕皮の存するあり　願はくは王、樂しまざるを知りて　更に別に餘者

五には二鯉魚の、其兩足を舐むるを見、六には二白鵝の空を飛びて而し來るを見、七には大黑山の、面に當ひて而し來るを見、八には白鷗鳥の、頭上に糞を遺せるを見たるなり。是時彼王は既にして斯の如き衆多の夢を作し已るに、卽ち大に驚怖して遍身に毛竪ちて是の如きの念を作さく、「豈に此事に緣りて王位に斷くるありて身命損失するならんや」。便ち解夢婆羅門を召び、至るに而し彼に告げしに、彼れ是念を作さく、「王が此の好夢、我れ當に惡なりと說くべし。若し好なりと言はんには更に高慢を增し、其の惡見を長じて餘の婆羅門は更に誅戮せられん」。是念を作し已るに共に籌議を爲して報じて言さく、「大王、此は善夢に非じ」。王言はく、「爲に說け、當に何の報あるべきかを」。答へて曰さく、「此夢は王が國位の將に斷けんとし、身當に殞歿すべきを表せり」。王は是を聞き已るに大憂惱を生ぜり。爾の時彼王は復是念を作さく、「願し我身をして存して王位を失せざらしむるの方便ありや」。我れ今宜しく[八]尊者迦多演那の處に詣りて吉凶を請問すべし。豈に我が與に惡兆を爲せるには非ざらんや」。既にして彼に至り已るに頭頂に禮足して一面に在りて坐し、夢を以て具さに白すに、尊者答へて曰さく、「大王、願し餘處に於て此事を問へりや」。答へて言はく、「聖者、餘に於ても亦問へり」。「何人の邊に於て問へりや」。答へて曰はく、「婆羅門處に於て」。「彼れ記せる所何なりし」。王卽ち彼が所說を以て具さに白すに、尊者答へて曰さく、『大王、彼等は常に欲樂を受けんとて生天を欣願せんのみ、餘に何の識る所ぞ。王が夢みたる所は是れ共善瑞たれば、須らく驚怖したまふべからず、此に由りての故に位を失し身を亡ずることあらじ。所以は何。王の所聞の如く地に六聲ありしは、是れ何の先兆なる。是の如くに應に知るべし、卽ち是れ王に於て共に相警誡して王をして惡を改めて善に從はしめんとてなるを。昔、六王あり非法もて世を化せるに、身壞し命終して地獄に墮せり。此の最初の王は地獄中に在りて大極苦を受けられば、而し頌を說いて曰へり、卽ち是れ初の六の字なり、

【八】迦多演那。第二十一卷の註(一五)參照。

養に報じて曰はく、「此くも多人あり、如何がしてか殺すを能くせん」。笑へて曰さく、「我れ方便を解すれば、王、憂ふるを須ゐざらんことを」。王曰はく、「汝自ら作すに隨さん」。遂に城邊に於て一處を料理して淨潔ならしめ、復宣して告命せしむらく、「王今無遮大會を作して天神に求請せんと欲すれば、汝諸姉妹咸く可しく來集すべし」。女、王命を聞いて意に財を求めんと欲して悉く皆聚集し、名字なきものと雖、亦爲に食り來りて便ち五百餘人ありしに、彼の大臣子は皆呪索を以て禁縛して住せしめ、増養は人をして刀を持して總殺せしめぬ。王曰はく、「此妖は殄せりと雖尙ほ諸の婆羅門のあるあり」とて、卽ち遍く語げしむらく、「我れ無量不善の業を造りて已に五百の飛行魅女を殺せり、仁等我を救濟せんと欲せんが爲の故に、日々に應に來りて一處に食を受くべし」と。彼聞いて歡喜し、皆悉く來りて受けしに、王は門人に勅して曰はく、「諸有受食婆羅門衆は、汝宜しく好く數へて來りて我に報じ知らしむべし」。門人敬諾せり。王又告げて曰はく、「汝等城邑諸人、宜しく上食を作して婆羅門に供養すべし」。時に婆羅門は好食を貪らんが爲に便ち王請を受けんとて皆來り集會し、食罷みて出でんとし、門人之を數へしに總じて八萬ありき。便ち卽ち王に白さく、「數、八萬に滿ちぬ」と。[四]王聞いて思忖すらく、「如何が一時に多命を殺すを能くすべき」。遂に令せるらく、『一々婆羅門の正しく噉食せん時。屠人をして刀を持して背後に而し立たしめ、告げて言へ、「若し、我が道いて酪を取るの聲を聞かんに、汝等一時に齊しく其首を斬れ」と』。是の如く敎へ已るに彼れ言に依ひて作し、乃至、悉く其首を斬りぬ。時に王は既にして衆婆羅門を殺し已るに、卽ち其夜に於て地に六字の聲を震はし空に六字の聲を出せるを夢見し、復八夢ありき。[五]地に六字を震はすとは、謂はく六と無と我と鄙と心と若となり。[六]空に六字を出すとは、謂はく諸と誰と平と今と彼と我となり。[七]云何が八夢なる。所謂、一には白栴檀の香泥もて遍體に塗拭せるを見、二には赤栴檀の香水もて其身に澆灑せるを見、三には頭上に火然ゆるを見、四には兩腋下に大毒蛇を垂るゝを見、

【三】無遮大會。律部十九、註(三二の一九)、律部二十、註(一七の四)參照。

【四】本文に王聞思忖如何一時能殺多命、遂令一々婆羅門正噉[illegible]時、屠人持刀背後而立、告言、若聞我道取酪聲、汝等一時齊斬其首、如敎巳彼依言作、乃至悉斬其首とあり。

【五】地震六字聲。

【六】空出六字聲。

【七】八夢。

を生めるに、象行いて踏み碎きければ鳥遂に悲鳴せり。我れ斯事を見て是の如きの語を作せり、「此れ不應行處に於て而し其子を生みたればなり」と。後に樹枝に於て蛇の、樹を下りて王を螫さんと欲せるを見たれば、我れ遂に斬りて數段と爲して地に在き、我れ是語を作せり、「不應爲處に於て而し強ひて之を作せり」と。斯等の事に於て我れ之を直說せるのみ、王を譏れるには非ざるなり。又「宮內に入りて竊かに夫人に報ぜしめしに、便ち此語を將つて遍く城邑に告げたり」と云へるは、此も亦然らじ。我れ唯獨り入りて竊かに夫人に語げぬ、豈に敢へて王に於て無利事を作さんや』。王曰はく、『汝、分疏して是れ過に非ずと云ふに任さん、我れ小門より入城せんとせる時、親しく二女の是の如き說を作すを見たり。一は云はく、「王來れり」と。一は云はく、「此道より入らん」と。若し說かざりしならんには、彼れ何ぞ知るを得べき』。答へて曰さく、『彼は是れ飛行の魅女にして、身を潛めて密かに王の語聲を聽聞せるのみ、此れ亦我の、無益事を爲せるには非ざるなり』。王曰はく、『汝今過なけん、可しく自ら心を安んずべし、怖懼を爲すこと勿れ。又復我れ行き去れる後、婆羅門ありて「王にして來らざんには更に餘(王)を立てん」と云へる者を咸く須らく殺却すべし、今正に是れ時なり』。答へて曰さく、『婆羅門は且らく待ちて先に飛行惡人を殺さん』。王曰はく、『彼何がしてか殺すを能くせん』。[二]答へて曰さく、『我れ方計を作して殺して望を除き得ん』。王曰はく、『惡を除かんに善と爲す』。時に此城中に大臣子あり、先に明呪を閑ひければ增養は彼に詣りて問うて曰はく、『飛行魅女は生靈を殘害せり、如何が計を設けんに除盡せしむるを得べき』。答へて言はく、『阿父、我れ能く擒へ得ん』。即ち便ち死人の手を斬り取りて變じて嗢鉢羅花と作し、人に付して賣らしめんとて報じて言はく、『汝可しく此を持して市中に詣りて賣るべし、若し錢を以て來りて買はんには即ち須らく與ふべからず、如し其れ笑はんには其名を錄取し、幷に形狀を記せよ』。其人一々に敎に依ひて作せるに、此城中に於て笑者の名を錄せるもの五百人を得たり。王は是を聞き已るに增

【二】本文に答曰我作方計殺除望得、王曰除惡爲善とあり。

し」、復他日に於て象は乃し速行し、肯へて緩かに去らずして方に城に至らんとせりければ、増養は王に白さく、『洲に相師ありて是の如きの語を作せり、「象は百驛を行いて還南海に向ひ水を飲みて虚に充たさん」と。此の急行するを看るに、定んで住まるを肯んぜざれば、當に樹枝を抱へ身を縦ちて下るべし』。王は増養と與に枝を抱へて下りて一園中に詣り、象の走り去るに任せぬ。王、増養に語ぐらく、『卿今可しく去りて竊に安樂に報じて云ふべし、「我れ今至りて芳園中に在り」と。即ち行いて具さに告げしに、彼れ告を聞き已るに歡悦さること極まりなかりき。時に王は媿恥して大門に向はず、卽ち便ち一水聰より宮内に入らんと欲せり。時に二女あり、是れ王なるを識らざりければ、遂に相告げて曰はく、「我れ聞けり、大王已に至れり」と。一は云はく、「我意には此聰より入らんと思量す」と。王は其語を聞いて便ち是念を作さく、「我れ増養をして竊に夫人に告げしめしに、彼れ、乃し情に隨せて遍く城邑に語げたるなり」。遂に別日に於て情に不忍を懷き、増養に告げて曰はく、『汝、我處に於て頻に數種の無益の惡言を作して我を譏誚せり、豈に我れ一人のみ大地を受用せんや。汝某處に於て是の如きの語を作せり、「此の諸人等は大地を受用して以て自ら活命せり」と。復某處に於て是の如きの語を作せり、「此れ不應作なり、憂悲あらしめたれば」と。婬女舍に造れること、我れ應に往くべからざりしなれば。復某處に於て是の如きの語を作せり、「此れ不應作なるに而し强ひて之を作せり」と。豈に我れ婬女處に向へるは是れ不應作なりしならんや。又我と汝と芳園內に在りしには、汝をして獨去いて「我今來りて園内に停在せり」と竊かに夫人に報じ云はしめたるに、汝便ち語を以て遍く城隍に告げたるは、是れ則ち我に於て無利事を作せるなり』。増養驚懼して是の如きの語を作さく、『靈祇共に鑒みて我心を明察したまへ、實に王を譏らざりしを。前に陶家に於て坏器あるを見、象脚踏み破れるに陶師は見て憂へぬ、我れ斯事を見て是の如きの語を作せるのみ「此の諸人等は地土に依りて活くるなり」と。中、路次に於て小鳥あるを見、道上に於て卵

卷の第二十四

（第六門第二子の餘）（承前）

攝頌は前に在り。

爾の時猛光王は得叉尸羅なる婬女舍に在りて增養の來れるを見て、問うて曰はく、「卿、何爲ぞ來れる」。卽ち皆事を以て具に答へしに、王曰はく、「我れ且らく歡樂すれば、七日滿つるを待ちて當に可しく共に去るべけん」。日既にして滿ち已るに石杵山に往いて自ら其象に駕せるに、象は遂に大吼せりき。斯を去ること遠からざるに解相人あり、象の鳴聲を聞いて是の如きの語を作さく、『我れ象鳴を聽くに其意趣を知るなり、「日に百驛を行いて還南海に至り、水を飮みて虛に充たさん」と』。增養は說くを聞いて遂に卽ち王と共に、同じく其象に乘じて路に隨うて去れり。一陶家の坏瓦器あるに至りしに、象は便ち脚にて踏みければ瓦師見て憂へぬ。增養曰はく、「此の如きの人ありて地に依りて活くるなり」。王遂に心に疑ひて是の如きの念を作さく、「增養が此言は見に我を譏れるなり、唯我れ一人、國地に依りて活くれば、斯言何の義なるかは後に當に憶念すべし」とて、默然して去りぬ。復行路に於て鶺鴒鳥の、道に當りて卵を生めるを見たるに、象脚もて踏み碎きければ鳥は見て悲叫せり。增養は見已るに便ち是語を作さく、「此れ不應作なり、憂悲あらしむれば」。王復念を生ずらく、「此言は還是れ見に我を譏れるなり、婬女舍に行けるは是れ不應行たり、後に當に重ねて憶すべし」とて、路を尋ねて而し去りぬ。復路邊に於て一樹下に在りて象に乘じて過ぎしに、樹枝上に一黑蛇あり、身を縱ちて垂下して王を螫さんと欲しければ、增養は見已りて便ち卽ち刀を拔き、斬りて兩段と爲せるに地に落ちて宛轉せり。增養曰はく、「此れ不應作なるに而し強ひて之を作せり」。王復念を生ずらく、「此言還是れ見に我を譏れるなり。已に三度を經ぬれば後當に憶念すべ

【一】前卷初頌の第三句、猛光向得叉に相當し、前卷の終より繼承す。

…具さに前事を告げ……」と。我れ今寧んぞ情に憂へざるを得んや』。夫人曰はく、『卿可しく蜜を以て酥に和して麨麥子に塗り、盛るに金盤を以てして持して上廐馬所に至り、前に當りて跪いて是の如きの語を作せ、「若し能く今日得叉羅城に行き到るを得るあらんには、可しく金盤の酥蜜麨麥を食ふべし」と』。馬は告を聞けりと雖竟に一も食ふなかりき。是時一瘦弱の老馬の別に一邊に在りて耳を垂れて住せるあり、便ち其所に至りて手づから金盤を捧げて具に前の如くに說けるに、彼れ語を聞き已るに盤に就いて盡く食へり。卽ち此事を以て具に夫人に告げしに、夫人曰はく、「可しく去いて鞍を被らすべし。若し異狀を見んに卿須らく怖るべからず、宜しく前に對ひて雄猛の勢を現ずべし、勇氣あらんには物欺くこと能はざれば」。卽ち便ち彼に往いて鞍を擧げて被せんと欲せるに、馬遂に奮迅して形儀を變異し、告げて言はく、「丈夫、汝頗し曾て是の如きの馬を見たらんや」。彼れ便ち刀を拔きて答へて言はく、「智馬藥叉、汝頗し曾て是の如きの騎馬人を見たらんや」。答へて言はく、「見ざりき」。報じて言はく、「智馬藥叉、若し能く常則を變ぜずして而し行き去らんには善し、若し去かざらんには當に汝が首を斬りて血を地に流すべけん」。答へて曰はく、「丈夫、共に要期を立てんに我れ當に爲に去るべく、更に我を將ゐて重ねて此間に至る勿れ」。答へて曰はく、「意に隨ひて共に去らん、我れ心に負かじ」。卽ち其馬に乘じて漸(々)に得叉尸羅城に至れり。[三]

【三】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

にか好婬女あるなる」。有が云はく、「大王、得叉尸羅城王を圓勝と名け、此城中に於て一倡女あり、顏容殊妙にして六十四能を善くし、此の人間大地の內に於て未だ丈夫にして纔かに相見んに、時に耽樂を生ぜざるはあらじ」。王は纔に容顏・智慧を說くを聞いて卽ち愛著を生じ、增養に報じて曰はく、「縱使遠く求めんとも斯女の如きの類は卒に得べきこと難ければ、我れ今宜しく往いて彼と共に交歡すべし」。答へて言さく、「大王、彼の圓勝王は長夜の中に於て是れ王が怨隙なり。彼れ卽ち得叉尸羅に常在すれば、王自ら往かんには彼れ若し知らん時定んで非義を爲さん」。答へて曰はく、「我れ今意に正めて事違ふべからず、卿斯に住まれ、我れ當に行くべし」。答へて言さく、「上命違ひ難ければ去かんには時に意に隨しまつる、然れども須らく謹愼したまはんことを」。時に王は卽ち葦山大象に乘じて行いて彼城に向へり。其路中に於て石杵山あり、象を此中に安きて身は城內に詣り、既にして彼に至り已るに、便ち頸上勝妙の珠瓔の價直千萬なるを脫して彼婬女に與へ、便ち共に交通せり。時に嗢逝尼城の大臣人衆婆羅門等は、王を見ざるを怪しめるも去處を知る莫りければ、共に相謂ひて曰はく、「王は凡庶に非ざれば去るには必らず人知らん」。又曰はく、「王は既に內宮に豐足しぬれば更に何の覓むる所ぞや」。又曰はく、「我等宜しく應に共に增養に問ふべし」。卽ち便ち倶に至りて問うて曰はく、「大王は今者去處を知らじ」。答へて曰はく、「君等何ぞ乃し疾く王に見えんと欲するなる、且らく復心に忍ばんに久しからずして當に見ゆべけん」。問うて曰はく、「何の時にか見ゆるを得べき」。答へて曰はく、「十二年を滿ぜんに」。諸人皆忿り報じて言はく、「仁今王を殺して擬して自立せんと欲して、能く是の如きの不義の言を出せるなりや。若し七日內に王に見えんには善し、若し見えざらんには當に餘王を立てゝ汝が形命を斷ずべし」。增養聞き已るに默然して憂を懷いて住せり。時に牛護母なる國大夫人は增養の愁へるを見て命びて問うて曰はく、「卿今何の故にか情に憂惶を事とせる」。答へて曰さく、「夫人、大婆羅門及び諸臣等は是の如きの語を作さく、『…

大王を殺せるを」。既にして忿怒を生じて、即ち紫礦を以て室を作り、天投をして中に入れ火を以て焚燒せしめしに苦を受けて而し卒せり。故に知んぬ、怨讎相報ぜんこと未だ休日あらざるを。時に諸苾芻は咸く疑心を起して世尊に請じて曰さく、「大德、其の出光王は先に何の業を作してか、彼の業力に由り生きながら犬に食はれたる」。佛言はく、『諸苾芻、此の出光王が昔に自ら造れる業は、因緣會遇ひて成熟し現前せること、瀑流の水の能く遮礙するなきが如くにして、出光が作せる業は誰か當に代受すべき。諸苾芻、凡そ所作の業は外の四大に於てして成熟するを得るには非じ、但自ら己が蘊・界・處の中に於て苦樂の報を受くるなり。頌に言へるあるが如し、

「假令、百劫を經んとも　所作の業は亡びじ　因緣會遇はん時　果報は還りて自に受けん」。

汝等苾芻、乃往古昔に一都城に於て婆羅門大臣ありて彼に依りて住せり。當の時佛なく獨覺者ありて世に出現し、貧窮を憐愍して靜處に樂居し、世間に唯此の一福田あるのみ。一獨覺あり人間に遊行して遇此城に至り、一靜林に於て依りて止宿し、天曉に至り已るに衣鉢を執持して城に入りて乞食せり。時に彼大臣は諸犬等を將ゐて城を出で遊獵して此の獨覺を見ければ、一も愆犯なく大人相ありしに遂に犬を放ちて食はしめぬ。諸苾芻、汝が意に於て云何。異念を爲すこと勿れ、彼の大臣とは豈に異人ならんや、今の出光是れなりしなり。罪過なき聖人の所に於て犬を放ちて食はしめければ、斯の業力を以て五百生中に常に犬食に遭ひて而し命終を取れり。汝等苾芻、當に知るべし、若し純黑業には純黑の報を得、若し純白の業には純白の報を得、若し雜業を作さんに當に雜報を得べきを。是因緣を以て應に黑雜二業を捨すべく、當に白業を修すべし。汝等苾芻、當に是の如くに學すべし』。

三

時に憍閃毘國の出光王死にければ、嗢逝尼の猛光王は怨讎なくして安樂にして住せり。曾て一時に於て高殿上に在りて諸大臣と與に非法の言論を作して諸人に問うて曰はく、「何處の城邑聚落の中

【三〇】出光王前生因緣譚。

【三一】初頌第三句、猛光向得叉に相當す。

に供養を興さん」と。大王今日多く內宮あれば、豈に復我に於て能く憂念を生ぜんや。此を以て籌量するに、定んで死なんこと惑なけん』。王曰はく、「此は卽ち是れ汝が我が爲に天に祈れるなれば、更に憂ふるを須ゐじ、悉く皆爲に作さん」。是より以後殺の方便を作せり。卽ち城下に於て二の狗兒を繫り、[一九]日々に常に美肉を與へて食はしめ、是の如くして長大して乃し食肉にも人の身量と等しきに至れり。遂に卽ち王と與に心に要して、七日飮食を俱に斷ぜり。天授は夜に於て私に自ら飽餐せるも、王は七日に於て心に期して食はざりければ、身體羸瘦して自ら支持する(能は)ざりき。旣にして七日を滿ぜるに、天授は遂に諸の結鬘人を喚びて(言はく)、「汝可しく麁線もて多く香鬘を作り、速に將來して進むべし」。瑜健那に勅して曰はく、「今日大王は戒期已に滿ちぬれば、卿可しく城隍を嚴飾し、廣く施會を修して婆羅門一千餘衆に設くべし」。諸大臣輩をして各驅馳を作して、內宮の密事を知らしむるを欲せざりければなり。時に瑜健那は勅を奉じて皆作し、街衢を掃拭して香水もて灑沃し、香爐寶蓋は普く薰ぜざるなく、諸の雜花を散じて在處に充滿し、甚だ愛樂すべきこと歡喜園の如く、處々に皆種々鼓樂ありて音聲遍く合して舞妓翩翻せりき。此の閙時時に當りて天授は遂に卽ち王を城上に將るて其をして地に臥せしめ、花鬘を以て纏遶して足より頂に至りて間に空處なから(しめ)、卽ち便ち推下して旣にして城根に落せるに、二犬俱に食ひて血肉皆盡き、白骨と殘餘とは、時に鵄烏鵰鷲野干の屬ありて肉を食ひ、禽獸は殘骸を舐啄せり。時に大城中の所有人衆は驚惶震懾して傳へ云へり、「大王は自ら城上に立ちて其の設會を觀ぜるに、城隅に墮落して此に因りて命終し犬のために食はれぬ」と。人衆聞き已るに號叫囂聲し、髮を拔き胷を椎ちて喧しきこと城郭に滿ちぬ。時に諸苾芻は咸く皆四散して、或は餘處に向ひ或は給園に詣りぬ。諸大臣等は衆聚して共に議るらく、「何爲ぞ大王は而し自ら城に上り、城下に何に因りてか犬ありて來り食へる」。諸臣僉議すらく、「花鬘線を見るに方に知んぬ、定んで是れ天授の、預じめ惡計を爲して我が

【一九】本文に日日常與美肉令食、如長大乃至食肉與人身量等とあり。

中の人物は皆悉く王の去處を知らざりければ、增養は王を怪しみて隨處に求覓せり。彼の諸商旅は猛光王を將へて漸(々)に憍閃毘國に至りしに、諸臣慶賀して曰はく、「大王、國位昌延して所願皆遂げ、其の猛光王を將來して此に至れるとは」。王曰はく、「與に鎖械を著けて織工を學ばしめよ。仍、使人をして輙ち天授に報ぜしむる勿れ。後の時王は天授と共に高樓に在りて意に隨せて遊觀せるに、其の猛光王は少緣ありしに因みに織師舍を出でぬ。時に出光は樓上より遙に見て天授に報じて曰はく、「汝、彼人を識れりや不や」。王先より闍額なりければ、女は細かく覩望して遂に便ち憶識し、流淚襟に交して是の如きの念を作さく、「今此の惡王は我父を[一七]躓頓して斯の苦處に到ら(しめ)たり、我れ若し此惡王を殺さずんば、我れ更に名けて天授とは爲さじ。我れ殺を行ずと雖、彼をして知らざらしめん」。王性利根にして其の恨を懷けるを知り、大臣に告げて曰はく、「我れ猛光に於て已に怨を報じ訖れり、卿宜しく彼が爲に身體を洗沐して香餐を盛設し、廣く威儀を作して其が還國を送るべし」。彼れ王教に依りて次第して悉く爲し、放ちて故(國)に歸らしめぬ。是時天授は是の如きの念を作さく、「我れ若し卽今に殺方便を爲さんに、彼れ惡智あれば便ち見に猜疑せん。且らく復時を引ばして更に他日を待たん」とて、强ひて言笑を爲して以て愁情を送りぬ。天授忽然として垢弊衣を著して破牀上に臥せるに、出光見已りて問うて言はく、「何故ぞや」。答へて曰はく、「天神、我を瞋れればなり」。王曰はく、「夫人、何が乏けて願に酬ひざるありし」。答へて曰はく、「我が先に許へる所、卒かに求むべからざれば」。王曰はく、「汝が許へる所何なれば預じめ憂懼を生ぜるなる、意に須ゐんとする所は悉く當に爲に辦ずべし」。答へて曰はく、『我父昔日、王を幽禁せる時、遂に天神に於て情に啓告を生ずらく、「我れ若し王と與に安隱に憍閃毘に達するを得んには、我れ當に王と共に七日七夜飮食を御へざるべく、日既にして滿じ已らんに好華鬘を將つて足の指端より纏うて頸に至り、輿を[一八]城頭に置け、我れ卽ち王の爲に大施會を設けて婆羅門衆の數、千人に滿つるを命びて盛

【一七】躓頓。つまづきくぢくなり。

【一八】城頭。城上なり。

れ誑術を行じて將つて汝を得來れり」。夫人曰はく、「我父も亦誑術を行じて王が身を囚禁し、僅に命を存するを得たり」。王曰はく、「我れ若し汝が父を將へて憍閃毘國に來至し織師と爲さざらんには、我れ即ち名けて出光王とは爲さじ」。彼れ瞋忿を懷きて默爾して住せり。時に出光王は瑜健那に語げて曰はく、「卿、頗し能く我憂を解くを得るや」。答へて曰さく、「何の所作をか欲したまふなる」。王曰はく、「當に長繩を以て猛光が頸を繫り、牽いて此に來至し織工を學ばしむべけん」。答へて曰さく、「賢善象・天授を將ゐて隨へ來り安隱に歸還せること、豈に憂解けたるに非ざらんや。王の所說の如きは我れ更に思量せん、未だ得るや不やを知らざれば」。既にして思策し已るに王に報ずらく、「去くを得ん」。遂に便ち嗢逝尼城所須の貨物を收取し、好商主を覓め、妙美人を求めて、瓔珞・嚴身の(具)は皆具足せしめて商主の婦と爲し、是事を作し已るに商旅便ち發して漸(々)に嗢逝尼城に至れり。其の猛光王は大商旅の我城に來至せるを聞いて、王自ら出で觀じて其稅直を收めんとて、既にして營所に至りて問うて言はく、「商主何處にか住在せる」。引々指撝せるに王は便ち彼に到り、門を開いて入り直に中庭に進みしに商主婦を覩ぬ。顏容挺特にして昔未だ見ざる所、莊嚴美妙にして逈に人間に絕し、此城中に於ては與に等しき者なかりければ、王は染意を起して報じて言はく、「賢首、我と共に交歡せよ」。女曰はく、「此は是れ牀褥なり、意の所須に隨さん」。既にして欲染の爲に瓔纏せられて作さざる所なく、即ち便ち坐臥して共に交通を作しければ、志意惛迷して先後を記せさりき。商主即ち便ち衣を以て遍く覆ひて四人をして牀を舁かしめ、大衆歌唱して嗢逝尼城後門を出でゝ去り、因みて即ち長行せるに、時に諸從者は或は復鈴を搖りて而し歌を爲して曰はく、

「人間蚊子[一六]も能く月を食ひ　毘沙門王は債主に牽かれ　大地及び樹上も虛空に　婬女も能く猛光を將ゐ去る」。

是時城中の所有商人は此の歡樂を見て皆云はく、「商旅發たんと欲す」とて悉く皆隨ひ去れり。城

【一六】人間蚊子。聚落の蚊虻と解すべきならん。

ぬ。時に出光王と其大臣及び金鬘・天授とは、並に某時某處に於て期欵し、時を移さず出光王は遂に天授と與に其母象に乘じて所期處に到り、大臣と金鬘及び妙音琵琶とは一時に倶に發して共に歡喜を生ぜり。王卽ち琵琶を彈じ、大臣歌を唱うて曰はく、

「共に賢善象に乘じ　和して妙音曲を彈じ　天授と春花とは　手づから舞ひて同じく歸り去り

王は自ら商主と爲り　憍閃毘に還るを得んこと　我ら忠臣の願を畢へぬ　長歌もて且らく樂を爲さん」。

出光去りて後は其時節を失して宮中に入らざりければ、猛光王は增養に報じて曰はく、「何の故にか時を移すも天授入らざる」。增養遂に覚めて其の已に走げたるを知り、王に白して曰さく、「其の出光王は賢善象に乘じ、幷に天授を將ゐて逃走して城を出でぬ」。王聞いて驚き怒り、告げて曰はく、「汝可しく急ぎ葦山大象に乘じて彼惡人を趁ひ、將ゐ來りて我に見え(しめ)よ」。卽ち大象に乘じ路に隨うて去れり。大象奔馳して相望みて及ばんと欲しければ、瑜健那は卽ち樹枝より其象糞を取り地に棄てゝ去りしに、大象は遂に齅ぎて肯へて前行せず、逡巡せる間に母象は遂に遠ざかりて多踰繕那を經ぬ。復還趁ひ及ばんとせりければ、瑜健那は象尿の瓶を取りて之を地に擲げしに、大象は復齅ぎたるも更に前行するを得ぬ。(旣にして)自の邊彊に至りければ情に憂怖を離れぬ。其時增養は是の如きの念を作さく、「此は是れ他界なれば宜しく廻還すべし、或は此大象も亦將へ去らるれば」。旣にして意を遂げず望を失して歸りて本城に至り已るに、王は之に問うて曰はく、「何の消息かありし」。答へて曰さく、「已に走げて國に至りぬれば追尋すべきなかりき」。王便ち頰を掌へ憂愁して住せり。爾の時出光王は旣にして本國に還り、死して而し復存せりければ、遂に卽ち詔じて沙門・婆羅門・商人・貴勝・親族・知識・貧窶無依を命び、遠近本奔して皆王所に至るに、廣く檀捨[15]を行じて大設會を爲し、天授夫人と與に意に隨せて歡樂せり。後に樓上に於て天授と共に戲れて曰はく、「我

【一五】 檀捨。施與の義。

已るに、便ち五種の屏處瓔珞を著して上に草衣を覆ひ、自ら春花と號して佯りて癲狀を作し、卽ち便ち行いて嗢逝尼城に詣り、遂に街巷康莊の所に於て、或は臥し或は起きて口に狂言を出し、而し爲に歌ひて曰はく、

「春時は可しく遊戲すべく　春時は可しく樂を爲すべし　我は卽ち是れ春花なり　共に遊賞事を爲さん」。

若し人の識るありて「此は是れ瑜健那なり」と云はんには、卽ち金瓔を解いて密に相求め及び、若し知らざる者にして「是れ狂人なり」と云はんには相齒錄せざりき。所到の處にして若し是れ王家或は大臣舍なるには、皆衣食を得れば以て朝饑に當て、漸く復覩して出光王處に至るを得て略言儀を申べぬ。後の時其女天授は出光に報じて曰はく、「我父若し知らんには必らず重戮を爲さん、可しく預じめ方便を爲して走出せんを佳と爲す」。出光答へて曰はく、『若し爾らば汝今可しく王處に於て是の如きの語を作すべし、「我れ調象を學して且らく其文を讀めるも、走策驅馳には未だ觀しく目見せざれば、願はくは王、我に[一三]賢善母象を與へたまはんことを。意に隨せて乘騎し、其の去就の經文と合するや不やを看んとす。卽ち此議を以て大王に奏し知ら(しめ)まへる」と』。王、掌象人に語げて曰はく、「賢善母象は可しく天授に與ふべし」。意に隨せて乘騎するに、或は旦に出でゝ中に還り、或は晡に來りて昏に去り、或は初更・後夜に往返して恒なく、或は復宵に歸り、或は晨時に至れり。時に瑜健那は逃走の計を作して背に象糞を負ひて以て城門を出でしに、門人問うて曰はく、「春花、糞を用ひて何か爲ん」。答へて曰はく、「王家に會を設くれば[一四]歡喜團に充てんとす」。人、狂言なりと謂ひて以て意と爲さゞりければ、草を以て糞を裹みて憍閃毘の路に於て挂けて樹枝に在けり。象尿をば瓶に盛り負持して出でしに門人見て問ひければ、答へて曰はく、「王家に會を設くれば用ひて飮漿と作さんとす」。人皆共に笑ひて竟に採錄するなかりければ、還走路に於て瓶を樹枝に挂け

【一三】賢善母象。律部二十五、註(二〇の三四)參照。

【一四】歡喜團。歡喜丸なり。律部十、註(二九の八五)參照。

に倍勝せりければ、報じて言はく、「小妹、汝今宜しく嗢逝尼城に往いて王の消息を問ふべし。如し其れ命在らんには解縛の緣を作し、必若身亡ぜんには別に繼嗣を興さん」。聞き已るに默然として內に其事を思へり。卽ち便ち變服して外道女形と爲り乞丐もて自ら資し故衣服を著し、漸々に行き去りて嗢逝尼城に至り、守門人に問うて曰はく、「出光大王は今命在りや不や」。門人答へて曰はく、「彼王は汝に於て何の怨惡かありし」。答へて曰はく、「夫並に子を殺し、財物も收將せり」。門人曰はく、「王在りて未だ死なじ、現に王女に調象經書を敎へり」。是の如く展轉して王の四門に於て悉く皆具に問へるに、彼らは並に答を同じくせりき。遂に種々に方便を作して、求めて人に及びては影を匿し形を藏して出光王と相見え、周旋四顧して細音聲を出だして問うて言はく、「大王、今存在するを得たりや」。彼亦驚惶し周廻顧眄して答へて言はく、「小妹、今且に未だ亡せざりき」。復餘緣を作して親しく天授を觀て問うて言はく、「小女、汝今誰に就いて調象法を學べりや」。答へて言はく、「阿母、一丈夫の十八種惡相を具せるあり、我れ彼邊に於て幔を隔てゝ學べり」。答へて曰はく、「寧んぞ丈夫の十八種惡相を具せるあらん、此は是れ出光大王にして儀貌端正に衆相具足して世間に希有なるに、誰ぞ復汝を誑して此惡言を作せる。若し是れ虛なりと謂はんには、帷を褰げて目擊せよ」。彼れ其說くを聞いて情喜內に充ち、遂に卽ち帷を褰げて王の顏狀を覩たるに、心に愛染を生ぜること猛風の吹くが如くなりければ、報じて言はく、「阿母、實に所說の如し、頗し方便あり國王をして我と通ぜしむるを能くするや不や」。母曰はく、「我れ今汝に告げん、復遠く求むと雖此類に逢ふこと難し、況んや汝自ら愛せんには、正に是れ其れ宜しきのみ。此は是れ刹帝利王にして灌頂して位を受けたり、我れ爲に方便して汝が心を契へしめん」。旣にして言交を遣りて卽ち便ち歡合せるに、天授は王と與に極めて相愛念せりき。時に金鬘は速に使ひ信を遣はして其兄に報じて曰はく、「幸に當に心を安んずべく、爲に遠く慮ること勿れ、王女天授は出光王に從ひて調象法を學べり」。兄は信を得

「四兵且らく退け、我れ獨往いて看ん」。時に衆退きて唯王のみ獨行き、幷に妙響の琵琶を將り自ら隨へて進みしに、其象內の人は王の獨來るを見て卽便ち象を住め、王は象所に至るに諸人便ち出でて王を捉へて象に入れ、遂に機關を動じて猶し疾風の如くに本國に還歸せり。時に出光王は既にして收執せられしに、大兵衆あり俱に大聲を發すらく、「王は賊に捉へられぬ、王は賊に捉へられぬ」と。遂に多く兵を加へて趁うて國界に至りしに、大臣告げて曰はく、「既にして他境に至りぬ、更に入るに宜なければ並に還歸すべし。王は既に將へられたるも別に方便を思はん」。時に出光王は他に執へられて嗢逝尼城に至りしに、增養大臣は出光王を將へて猛光王所に至り、白して言さく、「大王、此は是れ出光王なり」。王見て欣喜し、鐘を椎ち鼓を鳴らせるに、人衆雲奔せること巨億にして百千の衢路は[一]闐噎せり。王、增養に勅して曰はく、「可しく國法に依りて彼の出光を棄つべし」。臣曰さく、「此の出光王は調象法に於て善く其妙を知れり。王若し殺さんには此法隨うて滅せん、且らく復人をして其に就て受學せしめ、妙術を解し盡さんに除棄せんも難からじ」。王曰はく、「若し是の如からんには卿可しく自ら學すべし」。答へて曰さく、「此は卽ち便ち是れ受學の大師たらんに如何が當に害しうべき。既にして斯事あらんに、世と相違せん」。王曰はく、「誰ぞ就學に堪へたる」。答へて言さく、「[二]王女天授は稟性勤策にして明識通達せること人皆共に知れり、彼をして就學せしめんには當に其妙を盡すべけん」。王は其計を然りとして卽ち女に語げて曰はく、「一丈夫の十八種惡相を具せるあり、彼人善く調象文書を解すれば、幔を以て隔障して汝可しく就いて學ぶべし。我れ當に汝より、後に漸〻に學習すべし。汝亦宜しく惡人の面を見るなかれ、若し其見ん者は定んで死なんこと疑はじ」。卽ち便ち幔を隔てゝ就いて其文を學べり。時に瑜健那は憍閃毘國に在りて是の如きの念を作さく、「我れ今宜しく應に王の消息を覓むべし、如し其れ命在らんに解縛の緣を作し、必也存せざらんには別に紹繼を求めん」。瑜健那の妹を名けて金鬘と曰ひ、機巧多情にして兄の智

【一】闐噎。みちあふるゝなり。

【二】天授。卷初頌の第二句、天授篇に相當す。

の封祿を受けつゝ其の走出を縱にせるは豈に道理を成ぜんや」。王乃ち大に增養を責めて曰はく、「何が敵國害王の此に來りて私を行ずるあるに、君等公然其をして走出せしめたる。若し餘の方便もて獲得せんには善し、若し得ざらんには當に極刑を受くべけん」。聞き已るに驚惶して方便を思求せり。是時南方に機巧師あり新に此に來至せりければ、增養問うて曰はく、「汝、智力ありて是の如き是の如きの機關物を作るを能くするや不や」。答へて言はく、「我れ且らく作るを學び、功成ずるあるを望まんことを」。是時增養は遂に王家の[七]葦山大象を藏して遍く城邑に告ぐらく、「葦山大象は外處に走出して所在を知る莫し」。遠近悉く皆斯の嚮を聞き已るに工人に報じて曰はく、「應に木を以て葦山象形を作るべし」。彼れ卽ち言に隨ひて機關象を作りしに、此象中に於て五十人を安じ、象糞及び水を多く象內に貯へて告げて言はく、「汝等宜しく機關を動じて此象をして憍閃毘に往かしめ、遠からずして住すべし。王若し四兵と共に來り看んには象は可しく廻還すべく、若し獨來らんには卽ち其王を捉へて象內に置れ、急ぎ走りて國に歸れ」。工人、敎を聞いて並に言に依ひて作し、遂に大象をして憍閃毘に至らしめ、遠からずして住せり。是時牧牛羊人及び諸の雜役者は、象の奇絕なるを見て咸共に觀望し、「此象は山林より來れり」と說くあり、復「此は是れ猛光王が失へる所の大象にして遠く此に來至せり」と云ひ、（復）來りて王に白して其の所以を說けるあり、「比聞けり、猛光王に葦山大象ありて世に超絕せる所と。王の福力に由りて自ら此に來至せり。遠近都べて會し、千億人ありて皆來りて瞻覩せり」。王は是を聞き已りて極めて大喜を生じ、瑜健那に告げて曰はく、「可しく卽ちに皷を鳴らして遍く皇都に告げ、共に四兵を整へて多く羂索を持し、諸人衆を領して共に[八]城闉を出で、看ひて大衆を縛すべし」。臣、王敎に依ひて次第して皆爲し、扈從[九]雲屯して倶に[一〇]坰野に集まれり。時に象內の人は王兵の至れるを見て遂に便ち却走せるに、大臣奏して曰さく、「縛象事に於ては王先に善く知りたまへり、何の誘引をか作さんに相近づかしむるを得べき」。王曰はく、

【七】葦山大象。律部二十五、註（二〇の三三）參照。

【八】城闉。城門外のついぢ。

【九】雲屯。雲の如くあつまるなり。

【一〇】坰野。林外の地。

らんに宮に入らざらんには當に其命を斷ずべしと。我れ今更に久しく停まるを得るの暇なきなり」。星光遂に卽ち王が指上より金環を脫取し手づから持して去りしに、其の出光王も亦本邑に歸れり。王、星光に問うて曰はく、「汝、男子を得て共に交歡せりや不や」。答へて言さく、「得ざりき」。其の何故なりやを問へるに、彼れ卽ち次第して具に因緣を說き、幷に指環を出して(言はく)、「此は是れ彼が物なり、我れ脫して將來せり」。王は印を讀み已りて增養に告げて曰はく、「其の出光王は大軍衆と將に城內に來入せるに人の警覺するなく、我が宮人と密に歡愛を求めぬ。寧んぞ彼に於て爲に放捨するを得んや」。答へて言さく、「大王、此廻は竊に至りて我れ豫知せざりき。如若重ねて來らんには、必らず相放さゞらん」。時に出光王は還り已りて聞知し、遂に大臣瑜健那に告ぐらく、「……前に說く所の如し……」。大臣諫めて曰さく、「王前に竊に去りしには彼れ覺知せざりければ、遂に安隱に本邑に歸るを得せしめたるも、今時彼王は極めて防衛を爲しねれば、若し重ねて去かんには必らず平安ならず、去かざるを勝れりと爲す」。臣、苦諫せりと雖王は語を受けず、王既にして發引せりければ臣亦隨ひ行き、嗢逝尼城に至りて一宅內に止まれり。增養は覺り已るに多壯人をして、其宅邊に於て劍を拔いて防守し、告げて言はく、「此宅に若し女人の出づるあらんには放し去れ、男子を放す勿れ」。時に瑜健那は其事勢を知りて是の如きの念を作さく、「我れ今王の遭難を見て默して棄捨すべからず、何の方便を作してか其をして走げ出さしむべき」。遂に卽ち王をして婢使衣を著し頭に水器を戴せしめ、人をして後に隨ひ杖を以て驅り行いて云はしむらく、「汝、水を取りて速に歸來すべし、王待ちて澡漱すれば」。時に守衛人は是れ婢使なりと謂ひて遂に禁止せず、既にして池邊に至るに項を棄てゝ走げぬ。增養は宅に入りて王を覓めしも得ず、但瑜健那のみを見ければ卽ち將へて王に見ゆらく、「秪此人に由りて出來王をして走げしめぬ」。時に瑜健那は前んで王に白して曰さく、「我比王に蒙けて身命存活すれば今走げ出さしめたるは正しく是れ其宜たり、此の諸臣等は王

爲に燈を持して我が費用の數を計算するを待ちて方に情に隨ふべし」。時に彼男子に取受既にして多くして卒かに周悉し難く、通宵計算して乃し天明に至り、既にして鼓聲を動じければ更に住まるの遑なく、星光は燈を棄てゝ地に在き便ち門を出でんと欲せるに、男子曰はく、「且に須臾に共に歡愛を爲すべし」。答へて曰はく、「更に住まるべきなし、王に敎令ありて鼓聲亦動ぜんに宮に入らざらんには當に其頭を斬るべしと。我に二首なければ寧んぞ久住すべき」とて、遂に別れて去りぬ。王見て問うて曰はく、「星光、汝外人と共に歡戲を爲せりや不や」。答へて言はく、「暇なかりき」。王曰はく、「何の意なる」。彼れ便ち次第して具に王に向ひて說けるに、王時に默然せり。王は重ねて宣令して前の如く告知すらく、「皆宮人を放ち、夜中に意に隨せて外(人)と交通せ(しめ)ん」。其響遠く聞えて遍く餘處に流れぬ。時に憍閃毘國の[六]出光王は、猛光王に「皆宮內を放ちて夜に出でゝ私行せよ」との斯の敎令ありと聞き、便ち大臣瑜健那に問うて曰はく、「我れ聞けり、猛光王は諸の宮人を放ちて私好を行ずるに任せりと。我れ暫し往いて彼と共に交歡せんと欲す」。答へて言さく、「彼れ猛光王は大王處に於て常に不忍事を懷けり。若し怨家にして王自ら來れりと聞かんに、定んで非義を爲さん」。答へて曰はく、「丈夫、事を爲さんには好惡須らく決すべし、汝宜しく此に住すべし、我は且らく他行せん」。答へて曰さく、「大王が意にして正しとせんに、誰か敢へて相留めん、幸に願はくは前途好く爲に謹愼したまはんことを」。時に出光王は極めて女色を受みければ、大臣が諫に違して便ち嗢逝尼城に往き、遂に夜中に於て星光女を見て是を問知し已り、復儀容挺特して世を擧げて雙びなきを觀じ、報じて言はく、「刹帝利種の美女星光、可しく來りて我と共に歡戲を爲すべし」。答へて言はく、「意に隨さん、可しく氈席を敷くべし」。王曰はく、「汝可しく之を敷くべし」。時に彼二人は各高慢を懷きて臥褥を敷かず、已に天明に徹せるに鼓聲既にして動じければ、女便ち去らんと欲せり。王曰はく、「且らく住まれ、可しく共に交歡すべし」。答へて曰はく、「王に敎令あり、鼓聲亦發

【六】出光王。律部二十五の註(三の二五)參照。

除すべし」。復念ずらく、「寧ぞ小婦女の爲に而し大王を害すべき」。時に師子あり忽然として至りて其獵師を殺せるに、命終らんと欲せる時便ち王處に於て慈悲心を起しければ、遂に生を四大王天に託するを得たり。王は夫の死を見て是の如きの念を作さく、「此の少女は我れ與に交通せり、宜しく輕棄すべきなし」。即ち便ち安慰して傍邊に置在せり。時に王の大臣は周旋顧覓して共に王所に至り、問うて言はく、「此は是れ誰が女なる」。王曰はく、「是れ我境中のもの、此れ何ぞ問ふに足らん、宜しく將ゐ去りて後宮に置くべし」。王は旋遊するを罷めて城闕に還至せり。

[五]然り王宮內には多く宮人ありければ王は是念を作さく、「此の捕獵人は一少婦を將ゐて獨林野に住せるに尙ほ護るを得ざりき、況んや我れ而し能く多宮女を守らんや」。即ち便ち鈴を搖り角を吹き鼓を鳴らして普く城邑に告ぐらく、「諸人當に知るべし、若しは舊住或は復新來なるあらんに咸く應に語を聽くべし、我れ今中宮の所有內人は悉く皆放捨し、其所樂に隨ひ意に任せて縱橫に外人と交通せんも以て過と爲さじ」。又內人に告げて曰はく、「我れ今汝を放たん、夜に宮外に出で意に隨せて歡遊せよ。鼓聲纔に動ぜんに即ちに須らく還り入るべし。若し違する者あらんに、當に汝が命を斷ずべし」。但是れ女人は皆男子を樂ふなり、況んや復王宮に鎭に幽縶せられんをや。時に諸の宮女は皆夜に外に出で、以て男子を求めんとて其の樂ふ所に隨うて在處に遊行せり。唯、安樂夫人牛護母及び星光妃とのみは、王情を護らんが爲に外に出でざりき。王、安樂に告げて曰はく、「汝可しく外に出でゝ別に丈夫を覓むべし」。答へて曰はく、「我れ實に王を捨てて外に出でゝ別に餘人を覓むる能はじ」。時に王は復星光妃に告げて曰はく、「汝何ぞ去いて外の丈夫を求めざる」。然り彼は年少容華にして情色忍び難かりければ、他の男子に於て常に愛心あり、宮中に在りと雖情に外に出でんことを希へるに、王が數告ぐるを聞いて其言を默受せり。即ち便ち夜に市中に向へるに、賣香男子の顏容端正なるを見て告げて曰はく、「汝可しく我と共に相愛事を爲すべし」。報じて言はく、「暫し

【五】頌第二句、放宮に相當す。

り」。商主具に難事を報ぜるに、餘人告げて曰はく、「但、將ゐ去らしめよ、我れ爲に供給せん」。遂に卽ち將ゐ去りしに、險路中に於て五百群賊あり、來りて商營を破し遂に商主を殺せり。時に五百賊は婦と共に非を行ぜり。時に諸賊旅は更に商營を破し、一少女を得て皆愛著を生ぜり。時に婦は覓已りて嫉妬心を起すらく、「此女は我と共に夫主を爭ふなりや」。便ち卽ち人をして空井中に擲げしめ、斯に因りて命斷ぜり。大王、往時の婦とは卽ち我身是れなり。我れ往昔を念ずるに、五百賊と共に其婬欲を行じて尙ほ足心なかりき、何に況んや一男にして足るの日あらんや。我れ是事を憶すれば、復女に於て嫉妬の情を生ぜざるなり。此を以て觀知するに世間愚人は多く女婦を將ゐて宮內に置きて共に衞護を爲すも、理として男子は諸女人を防ぐべけんも、豈に女人は男子を防守すべけんや』。王曰はく、「誠に汝が說の如し、能く妬心を斷ぜんこと世間の難事たり、此理ありと雖我れ未だ行ずる能はじ」。

〔四〕爾の時嗢逝尼城に一獵師あり、其妻端正なりければ情に極めて愛重し、去いて畋遊せんと欲して是の如きの念を作さく、「我れ若し妻を留めて山林に往かんには、恐らくは他人と與に諸の非法を作さん。我れ若し去かざらんには、旣にして別業なければ餬口の交もなし、宜しく携將して共に林野を行くべし」。卽ち便ち共に去りて草庵に同居し、畋獵事を爲して諸の禽獸を殺し、賣りて以て粮に充てぬ。後に異時に於て猛光王は獵に因みて出でしに、其馬驚き馳せて獵人處に至りければ、獵人記識して遙に善來と唱へ、王便ち下乘して一樹陰に息へり。獵人自ら念ずらく、「我れ今豈に舊宿肉を以て灌頂大王に奉ずるを得んや、宜しく新者を取りて以て相供侍すべきなり」。卽ち弓箭を持して行いて荒林に湊けり。時に王は周眄して其少婦の儀容愛すべきを見て染著心を起し、欲惱に旣に纒はれて共に非法を行ぜり。是時獵者は新肉を獲得して持して以て歸來せるに、婦の、王と共に不軌事を作せるを見て、因みて忿怒を生じて是の如きの念を作さく、「此王は法に違せり、今可しく殺

【四】初頌第一句中の獵師の死に相當す。

て當に亦王たるべけん。汝可し彼と共に而し歡愛を爲すべし、若し子あらんには當に王たるを得べければ、此亦何か損せん」。母の勸めに由りての故に彼遂に通ぜんを許ひければ、母便ち信を遣はして健陀羅に報じて曰はく、「汝が慇懃を見て女は已に相許へり、汝自ら時を知りて可しく來り相就るべし」。是時店主は聞き已りて王に報ずらく、「事將に成辦せんとす、暫し牛護をして彼が宅中を出でしむべし」。王は是念を作さく、「我れ亡せん後は牛護は王たり、牛護に子あらんに當に帝業を紹ぐべけん。若し健陀羅にして妃と共にして子を生まんに、此れ若し王たらんには我が宗嗣を絶たん。可しく共に藥を與へて子を生まざらしめん」。即ち便ち藥を與へて健陀羅に告げて曰はく、「汝、彼女と共に非法を行ぜん時は先に此藥を服すべし」。王は牛護に報じて曰はく、「汝且に少時宅內に還ること勿れ」。別に籌度するありて彼便ち去らざりしに、健陀羅は藥を服して女と交通し一處にして睡れり。王は是念を作さく、「彼れ應に事畢れるなるべし」。報じて言はく、「牛護、汝可しく家に還るべし」。既にして舍に至り已るに、健陀羅は妃と與に一處に臂を垂れて睡るを見たりければ、太子即ち其手を擧げ幷に衣を將つて彼二を覆へり。通宵して共に寢り乃し天明に至りて遂に是念を作さく、「人の見るなかりしや不や」とて、即ち便ち店に還りぬ。既にして明日に至るに王は太子に語ぐらく、「我れ夜に汝が婦の外人と私通せるを夢見ぬ」。答へて言はく、「大王は夢見せんも、我は眼にて親しく觀たり」。王曰はく、「汝如何がして見たる」。彼即ち具に說けるに、王曰はく、「汝は女處に於て妬心なかりしや」。答へて曰はく、「我に無かりき」。王曰はく、「此れ何の因ありてなりや」。答へて言はく、『大王、暫し聽きたまへ、我は生まれてより來宿命事を知ればなり。我れ憶するに、往昔に商主婦たり、其夫は貨を持して他方に興易せんとせりければ、我れ夫に報じて曰はく、「願はくは隨行せんと欲す」。夫曰はく、「誰か當に汝が與に共に相給侍すべき。斯の辛苦に由りて相隨ふべからず」。婦便ち啼泣せるに、餘人見已りて商主に告げて曰はく、「仁が婦は相隨ふを得んと欲して啼泣せ

誑を懷き、病と佯りて而し眠れり。時に彼婢使は來りて塗香を買ひければ、報じて言はく、「少女、我れ病みて極めて困めり、母何ぞ來りて暫し相看らざる」。答へて曰はく、「彼れ患を知らざれば我れ當に還り報ずべし」。婢歸りて報じ知ら(しめ)しに母即ち來問し、問うて言はく、「愛子、汝が所患何ぞや」。答へて言はく、「我れ患ひて極めて困めり」。母曰はく、「當に醫人を問めて病に隨ひて藥を設くべし」。答へて曰はく、「阿母、斯は藥療には非じ、我は此病に緣りて必らず定んで命終せん」。母曰はく、「汝、憂愁する勿れ、何の方便を作さんとも能く病をして愈えしむれば」。答へて曰はく、「療病の藥あるも然も之を得るに由なきなり」。母曰はく、「但有らしめんには我れ皆爲に辦ぜん」。答へて言はく、「阿母、我れ若し牛護が大妃と歡愛して通ずるを得んには、病差ゆるを得べけん」。母聞いて大に怒りて曰はく、「汝貧寒人、王妃を得んと欲せんとは、何ぞ命斷ぜざる」とて、彼れ即ち衣を振り之を捨てゝ去りぬ。是時店主は復詭詐を行じて便ち契書を作さく、「我が身死なん後は、宅及び財物は悉く皆彼の太子妃が母に與げん」。遂に書を將つて母に與へしに、母は書を讀み已るに忿怒即ち除き、便ち是念を作さく、「我れ瞋色を懷きて棄背して來れるに、彼更に我に於て倍殷重を生ぜんとは。情義歇くるなきこと、其類を得難し。我れ是事に緣りて爲に女に看んことを問め、斯に因りて身命を傾くるを致さしむる勿らん」。即ち便ち女を喚びて爲に店主が久故の恩情を說くらく、「彼は是れ汝が叔なり、病に遇ひて嬰纏せらる、暫し看問せざらんや」。答へて言はく、「阿母、豈に醫人の其が爲に療疾するなからんや」。母曰はく、『彼病は治し難く、或は當に死を致すべけん。我れ彼が說くを聞けり、「若し長嫂と共に歡愛を爲すを得んには、此病除きうべけん」と』。女便ち怒りて曰はく、「此の貧寒人、王妃と共に非を行ずるを得んと欲せんとは。何ぞ即日に以て命終を取らざる」。母曰はく、「貴賤定なし、汝今頗し知れりや、大公が根本是れ誰が所生なるかを」。答へて言はく、「知らず」。母曰はく、「[二]蠍より生ぜる所、今王たるを得て大兵衆あり。汝が[三]夫主は是れ長者婦の生にし

【二】猛光王が蠍よりの所生なることは、雜事第二十卷の末(律部二五・三四六頁十二行)參照。

【三】夫主とは牛護太子にして、太子の母は長者婦たりしこと、(雜事第二十二卷初參照)

らず須らく然すべからんには、此は倉卒なり難し、要らず須らく漸次なるべくして方に爲すを得べけん」。王曰はく、「汝が所須に隨せて次第して當に作すべし」。答へて言さく、「大王、先に彼宅に近く大店舍を造り、王當に我に貨物の直を給すべし、斯の方便を作して漸く相親むを望まん」。王卽ち言に依ひて其が錢物を給せるに、彼は卽ち店を造り諸の貨物を收めて廣く芳筵を列ねぬ。時に太子が妃の母に一婢使あり、遂に店處に來りて諸の香藥を買へり。時に健陀羅は其婢に問うて曰はく、「少女、汝誰が爲に買ふなる」。答へて曰はく、「是れ牛護が妻の母の我をして來り買はしむるなり」。問うて曰はく、「彼が母は何の名なる」。報じて言はく、「字は某なり」。答へて曰はく、「彼は卽ち我母の字と是れ同じ、我れ今彼を看ること母と異るなし」とて、卽ち少しく其價を取りて多く香物を與へぬ。婢は家に至り已るに其母問うて曰はく、「何の因緣ありてか、先に此直を將つて物を得ること全く少かりしに今乃ち極めて多きぞや」。彼れ上事を以て具に其母に答へしに、母言はく、「大に善し、彼は卽ち我子なり」。是の如く再三せるに、其物の多きを見て遂に遙に歡喜せり。後の時店主は其婢に報じて曰はく、『汝可しく母に白すべし、「我れ參見せんと欲す」と』。婢便ち母に白すに。母曰はく、「來るに、任さん」。婢還り報じ已るに、遂に乃ち多く香物を持して行いて彼家に造り、亦既にして相見ゆるに母を抱いて而し哭しければ、母曰はく、「汝何の意にてか哭するなる」。答へて言はく、「阿母が顏狀は一に我母に同ずれば、情に悲感を生じて是に由りて哭泣せるのみ」。母曰はく、「我は是れ汝が母なり、更に勞はしく泣くことなかれ」。遂に彼此をして愛念の情深からしめぬ。其の牛護が妻は傍に在りて立てるに、母曰はく、「爾來れ、此は是れ汝が兄なり、可しく其足を執へて慇懃に敬を致すべし」。女は言に隨ひて作せるに、遂に母に問うて曰はく、「此女は何の名なる」。其名字を答ふるに、報じて曰はく、「我家の長嫂も亦是の如くに名づけ、形貌相似すれば卽ち我嫂と爲さん」。母曰はく、「善い哉」。茲より已後は倍憐念を增せり。既にして宅に至り已るに、時に店主は情に詭

卷の第二十三

(第六門の第二子、攝頌の餘)(承前)

內を頌に攝して曰はく、

「牛護と獵師の死と　放宮と天授歸ると　猛光、得叉に向へると　殺人聲と八夢となり」。

時に猛光王は曾て寐後に於て是の如きの念を作さく、「牛護太子は我れ喪ぜるの後、智力ありて王位を紹ぐを能くするや不や、我れ今宜しく其の智策を試むべし」。使をして喚び來らしめ、告げて言はく、「我れ內宮に於て少しく營務ありて須らく七日を經べければ、汝可しく權時代りて國事を知るべし」。太子卽ち便ち命を受けて國を監し、利非利に於て賞罰宜しきに適へり。姧非者あり官司執へ送るに、太子見已りて男女に問うて曰はく、「共に相愛せりや不や」。答へて言さく、「相愛せり」。太子聞き已るに諸臣に告げて曰はく、「彼れ既にして相愛せり、何ぞ情に隨さゞる」。在右に告げて曰はく、「今より已後、姦非を禁ずる勿れ」。諸人聞き已るに情を恣にして過を造れるも、太子は每に國事に於ては嚴しく檢察を加へぬ。王は七日を經たれば尋いで自ら宮を出で、增養に問うて曰はく、「我が亡ぜん後、牛護太子は位を紹ぐを能くするや不や」。增養曰さく、「彼れ紹繼を能くせんも、然も姦私者に於ては其が造惡を縱せり」。王問ふらく、「何故なる」。增養、事を以て具に答へしに、王は是念を作さく、「牛護太子は當に他の女人に於て情に妬忌なしとやせん、當に已が妻室に於ても亦妬なしとやせん、我れ且らく試み驗さん」。時に北方健陀羅客にして城中に寄住せるあり、王は智ありと聞いて告げて曰はく、「汝可しく彼の牛護大妃と共に非法を行ずべし」。彼れ聞いて卽ち便ち手を以て耳を掩うて(言はく)、「若し此非を作さんに我は活路なけん」。王曰はく、「王事須らく然るべけんも、此に過あることなけん、若し作さゞらんには便ち違勅を成ぜん」。答へて言さく、「大王、必

【一】初頌第一句の牛護に相當す。

く人心を惑はすを見、纔に親見せる時卽ち便ち染著して報じて言はく、「少女若し能く我と與に同じく歡愛せんには、汝が商旅は總じて税直を放さん」。答へて言はく、「意に隨さん」。報じて云はく、「一晝日なるべからず、可しく夜中を待つべし」。幻師ち卽便ち晝を掩ひて夜と爲せるに、增養は幻女と共に其非法を行じ、手を以て咽を抱けるに茲に因りて睡著せりければ、幻師遂に乃ち其術法を解けり。是時增養は彼枯骨を抱きて糞聚中に臥せり。大臣卽ち去りて白して言さく、「大王、暫し神駕を迂らして賜ひて增養を觀たまはんことを」。王は城外に出でて既にして彼に至り已るに、彈指[一六]して覺めしめて報じて言はく、「增養、女と與に野合しつゝ豈に肉を噉ひたらんや」。增養見已りて自ら念ずらく、「斯の如きの調弄は是れ王が所作のみ、我れ今此の如きの活を用ひて何かせん、寧ろ當に自ら死ぬべく、更に生を求めじ」。復便ち念曰すらく、「命を捨てんこと極めて難し、我れ今宜しく去りて彼の尊者大迦多演那處に就り、從うて出家を求むべし」。卽ち行き就りて禮し白して言さく、「大德、我れ出家せんと欲す」。尊者卽ち出家を與へて五戒・十戒を授け已り、次で近圓を授け略敎誡し已るに[一七]增一阿笈摩經を讀ましめぬ。時に猛光王は既にして增養なかりければ、情に安んずる能はず、遂に俗に還らしめて舊の如くに安置せりき。[一八]

【一六】彈指。律行上の警覺作法律部九、註(一九の四九)參照。

【一七】增一阿笈摩經。ここに出家受戒後に增一阿含を讀誦せよとせるは注意すべきなり。

【一八】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

「若し是れ端正良家の女ならんに　能く丈夫をして意に隨せて　七重樓上に馬鳴聲を作さしめん
（又）看よ、此大臣の頭剃却せるを」。

時に彼大臣は王の信もて喚べりと聞いて帽を著けて入り、既にして王所に至るに命びて一邊に坐せしめぬ。彼の二童子は卽ち其歌を唱へて曰はく、

「若し是れ端正良家の女ならんに　能く丈夫をして意に隨せて　七重樓上に馬鳴聲を作さしめん
（又）看よ此大臣の頭剃却せるを」。

其の一童子は卽ち便ち前に近づきて大臣の帽を脫せるに、頭髮なきを見て現在せる朝臣は掌を撫して大笑せりければ、大臣は內に羞恥を懷き外に人に愧ぢて曲脊低頭し、一も言答するなくして門を出でて去りぬ。

[一五] 是時增養は所爲事了るに便ち自ら誇誕昌言して衆に告げて曰はく、「若し女人のために是の如く輕弄せられんには、豈に能く國家の大事を成ずるあらんや」。王は屛處に於て大臣に報じて曰はく、「卿頗し便ち增養をして恥辱を受けしむるを能くするや（不や）」。答へて言さく、「大王、我れ且らく觀察せん、未だ能くするや不やを知へざれば」。其の姉妹子は幻術に妙閑なりければ、告げて曰はく、「大臣增養は每に朝會に於て常に我を輕弄せり、汝若し彼を辱しむるの事を作すを能くせんには、卽ち是れ我が與に大羞恥を除くなり」。答へて言はく、「阿舅、我に其事如何かを籌度するを容せ」。既にして思量し已るに答へて言はく、「髣髴たり」。卽ち幻術を以て廣大の商旅を化作し、大糞聚に於て化して房室を爲り、枯骸骨を取りて商主婦と作し、顏容端正にして人の樂觀する所たら（しめ）ぬ。王の國法として、若し大衆商旅の來りて城に至るあらんには、或は王自ら稅を看り、或は增養をして（看）らしめぬ。時に王は出でずして增養をして稅を受けしめぬ。既にして營中に至りて問うて言はく、「何者が是れ商主の室なる」。彼卽ち指示せるに、既にして室中に入り商主婦の容儀愛すべく能

【一五】頌の第四句に相當す。

らんには、試に其髮を髡れ、我れ今汝を疑ふ、定んで爲すを能くせざるを」。答へて曰はく、「但、剃り竟らんを看よ、方に能くするや不やを知らん」。其婦即ち便ち故弊衣を著し、單牀上に臥して吟呻して住せるに、大臣問うて曰はく、「何の意にてか是の如き」。答へて曰はく、「『天神我を怒ればなり』。報じて曰はく、「汝豈に家貧にして酬賽する能はず、天神輩をして汝に於て嫌を生ぜしめたらんや。汝が所求に隨うて悉く皆爲に作し、神をして歡喜して患苦をして銷除せしめん」。問うて曰はく、「汝、神處に於て許へる所何ぞや」。答へて曰はく、『仁先に家に在りて未だ仕官あらざりしには、國王初めて命ぶに我れ即ち神に求むらく、「今我が夫主は王命びぬれば將に去らんとす、求むる所意に稱ひて安隱に歸り來らんには、當に其頭髮を剃りて天神に供養しまつるべし」と。爾より已來、家道昌熾して錢財巨富たりしに、我れ受樂を貪りて遂に神に賽するを忘れぬ。此の慢心に由りて天をして怒らしむるを致せり、我れ今定んで死なん何の路にか生を求むべき』。夫曰はく、「汝が所求の天は便ち成じて我が爲にせり、宜しく聞奏して悉く爲に之を辦ふべし」。妻便ち附信して增養が婦に報じて曰はく、「我夫は已に悉く皆爲に作さんを許へり」。婦既にして聞き知りて便ち增養に報ずらく、『大臣が婦は已に附信し來れり、「我夫は已に許へり、暫し聞奏するを待て」と』。增養入り見えて王に啓さく、「事辦ぜり、請ふ更に疑はざらんことを。大臣若し來らんに、願はくは此事を知しめさんことを」。王曰はく、「已に知んぬ、勞らはしく言囑せざれ」。時に彼の大臣は王所に來至して白して言さく、「大王、我れ祈請するありて須らく天神に賽すべければ、六月中に於て庭戶を出でざらん。願はくは恩許を垂れて所求を遂ぐるを得んことを」。王曰はく、「善い哉」。宅中に還り至りて即ち便ち剃髮せるに、既にして羞恥を懷きて外に出でざりき。其婦、使をして增養の婦に報ぜしめて曰はく、「頭已に髡り訖れり」。婦は增養に告げ、增養は王に白すに、王聞いて大に喜び、即ち使者をして大臣を喚び來らしめぬ。時に增養は二童子に敎へて其の歌曲を誦して歌はしめて曰はく、

增養に報じて曰はく、「汝が女は天に於て斯の祈願を作せり、婆羅門大臣は我自ら先に有せるも、琵琶を彈ぜん者は何處に求むべき」。答へて曰さく、「健陀羅人あり琵琶を[一三]客彈して以て自ら活命すれば、帛を將つて目を掩ひて宮中に引入せん」。王曰はく、「當に是の如くに作すべし」。王は大臣と與に七重樓上に昇り、遂に大臣に命じて具に其事を說き、增養は帛もて彼目を掩ひ彼を引いて樓に昇れり。時に星光は鮮白の服を著して王の脊背に騎るに、淨行大臣は王の爲に呪願し、琵琶は響を發し、王は馬鳴を作せり。時に健陀羅は是の如きの念を作さく、「七重樓上に寧んぞ馬鳴を得ん、應に是れ我儕が女人のために弄ばるゝなるべし」とて、情に衷を發し、乃し歌を爲りて曰はく、

「此事多く相似たり　此事人共に知れり　錢財皆散失して　穢核もて其齒を汚せるを」。

時に手づから琵琶を彈じ口に誦して歇めざりければ、王即ち問うて曰はく、「歌辭常と異れり、何の義味かある」。彼即ち次第して事を以て王に白すに、王は是念を作さく、「此人我を知れり、此に住むべからず」とて、便ち五百金錢を與へて遠く國を驅出せり。後の時大臣諫めて曰さく、「凡そ國主たらんには女人のために欺弄せらるゝ勿らんことを」。王聞いて内に慚ぢ、一も言對するなかりき。王は增養を命びて曰はく、「婆羅門大臣は見に我を譏れり、汝頗し其婦をして彼が髮を髡らしむるを能くするや不や」。答へて曰さく、「我れ之を試み觀ん」。便ち宅中に往いて其妻に問うて曰はく、「王は婆羅門のために[一四]獻直もて譏誚せらる、汝頗し方便して其婦をして彼が髮を髡らしむるを能くするや不や」。答へて曰はく、「勞はしく豫說するなけん、剃りての後方に看よ」。夫曰はく、「若し作すを能くせんには斯れ好事たり」。長情の聟には必ず長情の婦あり。其妻即ち便ち大臣婦と共に交好を爲し、既にして意を得已るに告げて曰はく、「夫人、我が夫主は極めて深く相愛すれば、我が索めん者に隨うて悉く皆爲に作すなり」。答へて曰はく、「愛言ありと雖豈に能く我に勝らんや。我れ夫處に於て常に自在を得んこと、餘に能く過ぐるなけん」。答へて曰はく、「汝若し夫に於て自在あ

【一三】客彈。客前に彈じて報を受くるなり。

【一四】獻直。君に直きをすゝむるなり。

兵を將ゐて彼國を降得し平安にして歸らんには、我れ若し嫁せん時得る所の夫主をして其背上に騎りて馬鳴を作さしめん」と。王今我を娶りて內人に豐足せるも、誰か能く我が爲に其宿願を報ぜんや』。凡そ欲愛の爲に牽かれては作さゞる所なきなり。答へて曰はく、「夫人、汝が求むる所は斯れ誠に我が爲たりしなり、願はくは疾患することなかれ、我れ悉く之を作さん」。彼れ默して語るなかりき。王曰はく、「汝何ぞ默然せる、豈に汝、天に於て更に祈願するありしならんや」。答へて曰さく、『更に求願するなかりき。然れども當時に於て復是念を作せり、「婆羅門大臣をして呪願せしめ、兼ぬるに樂人をして琵琶曲を彈ぜしめん」と』。王曰はく、「此も亦得べし、婆羅門大臣は我が自有たり、琵琶を彈ぜん者は此れ可しく方に求むべし」。答へて曰さく、「可しく爲に之を求むべし」。時に健陀羅國[三]に一商人あり、諸貨物を持して嗢逝尼城に至り、遂に婬女と共に相交涉し、既にして染著を生じて情亂荒迷し、所有錢財は悉く皆費ひ用ひければ、家人僕使は隨處に逃亡せり。是時婬女は其の窮匱せるを見て報じて言はく、「仁者、我に田地の耕耘するなく復邸店の興易するなし、唯交游聚集を仰いで以て活命を爲すのみ、若し財貨あらば即ち持ち來るべく、無からんに即ち須らく行るべし、宜しく後客を容るべければ」。答へて曰はく、「我れ貧にして物なし、若し其れ有らんには更に將つて何にか用ひん。然り我れ汝に於て深く愛念を生ぜり、且らく當に容受すべし、苦りて相驅る勿れ、我を宅中に許さんに始めて知らん相愛するを」。婬女曰はく、「若し能く言に隨うて皆作さんに且らく居住するを容さん」。答へて曰はく、「我れ悉く之を爲さん」。是時婬女は情に驅遣せんと欲して、既にして大便し已るに遂に棗核を以て其糞上に安き、報じて曰はく、「汝可しく齒を以て棗核を齧み去るべし」。彼便ち齧み取りしに、女即ち脚を以て其腰脊を踏み、報じて言はく、「貧寒物、斯の如きの惡事を何に因りてか口にて作せる、汝は是れ不淨潔人なり、當に我を離れ去るべし」とて、即ち宅を驅出せり。其人舊業に琵琶を彈ずるを解しければ、即ち音聲を以てして自ら存活せり。王、

【三】健陀羅國。(Gandhāra?)

すらく、「汝可しく善く治すべし、多く藥直を酬いん、凡そ所須の者は我れ悋むことあることなければ」。醫人爲に療して悉く皆平復せりければ、次で衣服飲食を以て意に隨せて養せるに、容顏愛すべく常倫に異るありき。是時增養は遂に將りて女と爲し名づけて星光と曰ひ、增養告げて曰はく、「我れ若し王を請じて宅中に來りて食せんに、汝可しく諸の瓔珞を具して好く自ら身を嚴り王前に現ぜよ」。女は言教を受けぬ。後の時增養敬みて王に白して曰さく、「我が貧宅、願はくは王暫し過りたまはんことを」。王曰はく、「汝、我を請ぜざらんに、何に緣りてか去くを得ん」。答へて曰さく、「今卽ち請じまつる。明當に宅に就りたまはんことを」。王曰はく、「善い哉」。增養遂に卽ち廣く盛饌を陳べて具に珍羞を設け、王を請じて宅に入れ香水もて沐浴して無價衣を奉じ、飯食將げ了るに淸談して住せり。時に女星光は遂に帷內より遙に小毱を擲げ、尋いで卽ち帷を褰げて〔一〇〕其父に報じて曰はく、「我が毱を過し來れ」と。王は少女の顏貌超絕せるを見て遂に染愛を生じ、增養に問うて曰はく、「此は誰にか屬せる」。答へて言さく、「臣が女なり」。問うて曰はく、「已に他人に與へたりや」。答へて言さく、「曾て未だし」。王曰はく、「何ぞ我に與へざる」。答へて曰さく、「王若し嫌はざらんには意に隨せて將ち去りたまへ」。王卽ち禮事を盛陳して娶りて後宮に入れぬ。世間の常法として新を得ては故を棄つるなり。(便ち)舊闈〔一一〕に入らず星光に愛著して餘事皆廢しぬ。增養念曰すらく、「此れ正に是れ時なり、往日に言へる所卽ち今應に作すべきなり」とて、星光に問うて曰はく、「汝、王の背上に騎り馬鳴を作さしむるを能くするや不や」。答へて曰はく、「我れ思量するを待て、未だ能くするや不やを知らざれば」。凡そ智慧女人は學ばざるに自ら解するなり。遂に垢衣を著して破牀上に臥せるに、王來り問うて曰はく、「何の意にてか是の如き」。答へて言さく、「大王、天の我を瞋れるに由りて今禍患に遭へり」。王曰はく、「汝曾て天に於て求願せる所何」。答へて曰さく、『王は我父をして往いて渴沙を伐たしめしに、爾の時に當りて我れ天所に於て心に祈願するありき、「若し父にして

【一〇】本文に報其父曰、過我毱來とあり。過は施與の義。

【一一】舊闈。闈は宮中、舊後宮の居る所。

て而し乘馭を爲さんことを願ふ」。女曰はく、「我れ上妙の瓔珞に寶を以て莊嚴せるを願ふ」。其婢使は曰はく、「我れ好磨せん香石を願ふ、是れ食を作すの所須たれば」。時に婆羅門は便ち此念を作さく、「既に斯の事ありて直說すべからず、宜しく頌言を作して王に從ひて乞願せん」。遂に王所に至り大王に白して言さく、「我が家中の所有求願の如くんば、幸に其罪を容して詞に盡すを得んことを。聊か頌言を作して以て其事を申べん」。

「我は五封邑を願ひ　婦は牛一百頭を　子は馬寶車を欲し　女は諸瓔珞を愛み　家中に婢使あり
石に磨香を用つてせるを須めぬ　此の願求する所あり　大王、哀みて與へられんことを」。

時に猛光王は其說を聞き已るに、還頌を將つて答へて其の所願を遂へしむらく、

「汝に五封邑を與へ　婦に牛一百頭を　子には馬寶車を與へ　女には諸瓔珞を賜ひ　家中の小婢
使には　好石の磨香を與へん　既にして此の願求あり　悉く皆滿足せしめん」。

王、大臣に告げて曰はく、「欲する所の者に隨うて皆可しく之を與ふべし」。王、婆羅門に語げて曰はく、「大師は我と共に國事を治し、赤心に相助けて萬機を平論せよ」。答へて言さく、「大王、我は是れ婆羅門なり、理として國家の事を知るべからじ」。時に王は卽ち便ち婆羅門を强立して國の大臣と爲せり。

王の隣境を名けて渴沙と曰ひ相違背せるありければ、遂に增養をして兵を持して往いて伐たしめ、既にして彼軍を破して多く資物を獲、兵を野外に屯して方に入城せんと欲せり。王は來らんと欲すと聞いて軍を整へて自ら出でしに、渴沙少女の、身に瘡疥多きを見て增養に問うて曰はく、「頗し丈夫にして此女兒と與に同じく眠宿するありや不や」。答へて曰さく、「直に枕席に同歡するのみには非じ、終に亦其の夫背に騎りて馬鳴を作さしめん」。王曰はく、「豈に當に此の如きの事あるを得んや」。答へて曰さく、「王、當に目驗したまふべけん」。是時增養は卽ち少女を將ゐて醫人に付與

く、「我れ昨夜に於て其事如何なりし」。答へて曰さく、「王は夜に安隱にして更に異事なかりき」。王曰はく、「某処に於て婆羅門あり善く星曆を知れり、可しく喚びて將來すべし」。卽ち使をして去いて婆羅門宅に至らしめ、報じて言はく、「王喚べり」。卽ち便ち衣を著して王所に赴かんと欲せるに其妻告げて曰はく、『我れ先に已に報ぜり、「國家の機密たり、何ぞ言に在くを用ひん」と。仁、聽採せざりければ今召問に遭へり』。婆羅門遂に日辰を觀察して惡事なきを知り、其婦に告げて曰はく、「汝怖るゝを須ゐじ、皆是れ吉祥なれば」。行いて王所に詣るに、王既にして遙に見て高聲に唱言すらく、「善來、大師、可しく相近づき坐すべし」。婆羅門便ち卽ち呪願すらく、「願はくは王、壽命延長ならんことを」。座に就いて坐して少時停息せるに、王乃ち問うて言はく、「婆羅門、汝星曆を解せりや不や」。答へて曰さく、「我が力能に隨ひて薄多少を閑へり」。王言はく、「大師、我れ昨夜に於て其事如何なりし」。答へて言さく、「大王、昨夜遭難したまへるは常の辛苦には非ざりしに、王の福力に由りて僅に爾の命存したまへり」。王既にして聞き已るに諸臣に告げて曰はく、「大師が說の如く、我れ昨夜に於て命幾く全からざりき。諸の陰陽師は未だ曆算を閑はざれば、今より已去は其封祿を絕たん。婬女善賢は宜しく將へて頭髮もて惡馬の足に繫り、之を踏みて死さしむべく、所居の宅は驢を以て耕墾し、其家の婢使は我が與に洗(浴)したれば命びて後宮に入れて國事を知らしめん」。時に諸大臣は王の所言の如くに悉く皆依ひ作せり。王、婆羅門に問うて曰はく、「仁既に我を憂ひぬれば我れ命存するを得たり、今恩に報いんと欲す、汝願ふ所何ぞ」。答へて言さく、「大王、暫し家中に問ひて來りて所願を申べん」。王言はく、「意に隨へ」。便ち卽ち舍に歸り、家人に告げて曰はく、『王は我に願を與して「意の所須に隨うて悉く皆給與せん」と。汝等諸人、各何事をか欲するなる』。妻曰はく、「君、何物をか欲せる」答へて曰はく、「我れ五人聚落もて常に封邑と爲さんを欲す」。妻曰はく、「若し是の如からんには、我れ牸牛百頭もて恒に乳酪を供せんを欲す」。子曰はく、「我れ上馬寶車も

れ已に計を失せり、頤し方便して走げ出づるを得るありや不や」。答へて曰はく、「此舍の四邊に人あり劍を持して共に相警衞すれば走げ出づるに由なし。然り出處あるも極めて穢惡を成ずれば亦何ぞ言に在くを用ひん」。王曰はく、「好なるに隨ひ惡なるに隨せて可しく其處を指すべし、我命は須らく存すべければ」。答へて言はく、「某處は走げ出づるをうべけんも然も是れ厠孔にして釘つに鐵釘を以てせり、若し能く拔き得んに斯れ走路たらん」。王言はく、「汝行いて處を指せ、我れ之を試み拔かん」。女は其處を指すに、王は身を下に投げて厠孔の釘を拔かんとし、筋力を勞せりと雖未だ能く出すを得さりき。爾の時此の墻外に於て斯を去ること遠からざるに婆羅門の住せるあり、善く星文を識れるが中夜に出で旋りて天漢を仰觀し、其妻は水を持して後に隨うて行けり。婆羅門告げて曰はく、「汝今應に知るべし、我れ星宿を觀ずるに王は大難に遭ひて辛苦すること常に非ざるを」。妻曰はく、「國家の機密たり何ぞ言に在くを用ひん、餘人若し聞かんに家は刑戮に遭はん」。婆羅門曰はく、「我れ庇蔭を蒙れるは元國王に由れり、王にして艱辛を受けんに我れ寧んぞ安隱せん」。便ち中庭に於て遙に厄星を望み、求念して住せり。王は厠孔に於て其語聲を聞き、力を盡し釘を搖り之を拔いて遂に出だし、即ち孔內より糞に隨うて行き、不淨もて身を霑し辛苦して外に出でしに、天星遂に改まれり。時に婆羅門は星の改變せるを見て其妻に告げて曰はく、「王は苦を受けたりと雖今已に出づるを得たり、既にして性命を存しぬれば我ら幸甚たり」。王は便ち急步して城中に潛入して安樂夫人處に至りしに、夫人倉卒として見て問うて曰はく、「上天に私なし、何の意にてか是の如き」。王乃し次第して具に向うて之を說くに、夫人聞き已るに泣淚橫流し、即ち竹篦を以て不淨を刮り去り、先に香土を以て遍く洗ひ、次で種々の香屑、衆妙の香水を將つて之を沐浴し、次で拭うて香を塗り上衣服を著けぬ。輒時安寢して以て天明に至り、正殿に坐して大臣に告げて曰はく、「諸の陰陽師にして星曆を議せん者は皆應に喚集すべし」。臣即ち總じて命ぺるに、王は之に問うて曰は

入して王安に在るかを問ひ、王の言敎に隨ひて次第に皆作せるに……乃至、王は與に足を擧げければ、内人見て時に皆忍可せず、至りて凌辱せんと欲しければ、王言はく、「汝莫めよ、是れ我が所愛なり、此に何の辜かある」。然く相謂ひて曰はく、「共に此人の、王の愛念を受くるを見ぬ、我等應に更に輕慢を爲すべからず、王若し知らんには我に於て刑を加へん」。是より已後は悉く恭敬を生ぜり。王は異時に於て問うて言はく、「好なりや不や」。答へて言さく、「今時、好なるを得たり」。

其の猛光王は性、女色を愛み、諸の少年と與に高樓上に在りて世事を談説し、因みて之に告げて曰はく、「汝等頗し知れりや、何處の都城に好美女あるかを」。有が云はく、「曲女城に」。有が或は云はく、「蛇蓋城中に」。有が云はく、「諸餘の城國も且に未だ須らく此城中に於て賣色女ありて名けて善賢と曰ひ、容色端嚴にして世に殊絶せる所、天婇女の帝釋宮に在るが如く、亦日光の諸星宿に映ぜるが如くなるとは論ずべからず」。王は是説を聞いて常心に倍悅し、迷惑して所を失し、情に就り見えんを希へり。卽ち其夜に於て御服を脫ぎ去りて凡庶衣を著し、自ら五百金錢を持して善賢舍に往けるに、彼女は見已りて歡びて善來と唱へ、婢使に報じて曰はく、「此の丈夫の與に沐浴し清淨にせよ」。婢卽ち敎に依りて其が爲に洗浴して身體を揩摩せり。時に一人の復五百金錢を持して門首に來詣せるあり、報じて言はく、「我れ來宿せんと欲す」。然り、此婬女の常法として是の如きなり、後に人の來るあらんには前に至れる者を殺して後なると與に同歡するなり。是時婢使は猛光王の容顏愛すべく凡庶と同じからざるを見て、卽ち便ち落涙して是の如きの念を作さく、「此人豈に刹帝利種に非さらんや、儀貌端正にして世を擧げて雙なきに、如何が婬女は罪惡心を起して非理に枉殺せんとするなる」とて、彼か零せる所の涙落ちて王身に在りければ、王卽ち仰觀して女に問ふらく、「何の故にか忽然涙落せる」。答へて言はく、「事なし」。王、疑心あり頻更に研問すらく、「汝當に我に語ぐべし、此れ必らず緣あらん」。彼遂に次第して其所以を說けるに、王卽ち問うて言はく、「少女、我

【八】頌の第二句に相當す。

【九】蛇蓋城。梵名明かならず。龍持蓋城と原語を同じくせるものなるべし、律部二十三、註（八の五八）參照。

二童子の貧にして眷屬なきが彈丼に丸を持ちて道に在りて戲るるを見ぬ。時に婢使あり頭に水瓶を戴きて傍に在りて過ぎしに、一童子曰はく、「我れ乾丸を以て瓶を彈いて孔を作らん」。一人又曰はく、「乾丸もて孔を作さんこと此未だ希奇ならじ、我れ濕丸を彈いて其孔を掩はんに此れ奇事を成ぜん」。既にして議を共にし訖るに、卽ち乾丸を以て彈いて孔を作さしめ、次で濕丸を彈いて之を掩ひて合せしめぬ。時に增養遙に其事を見て情に希有を生じ、便ち是念を作さく、「此の二小童こそ我を助けて彼の王親を伏して怨罵を屛除せしむべけん」。二童に問うて曰はく、「汝は是れ誰が家の子なる」。答へて曰はく、「我に親族なければ隨時に活命せんのみ」。報じて曰はく、「若し爾らば可しく我所に於て汝と共に活を爲すべし」。答へて言はく、「命に隨はん」。既にして收採を蒙りければ、問うて曰はく、「我更に何をか爲すべき」。答へて曰はく、「汝但彈を習へ。後に若し人の我と與に鬪諍するを見んに、當に不淨を以て丸に塗り口內に彈くべし」。答へて言はく、「我れ能くせん」。後の時彼の王親と共に爭競を爲せるに、童子卽ち穢丸を以て遙に口內に彈きければ、彼便ち吐き出して手を以て口を掩ひ急ぎ走りて外に出でぬ。斯の恥辱に因りて更に相凌んぜざりき。王復問うて言はく、「汝、好なるを得たりや不や」。答へて言さく、「王の內人は我れ耕夫たりしを以て並に輕賤を生ぜり」。王曰はく、「『若し是の如からんには、我が入宮せん時汝門所に來りて問うて言へ、「王は何處に在りや」。若し「內に在り」と言はんに、汝可しく語げて言ふべし、「萬機の務をも棄てて知へず後宮に鎭處せんこと、何ぞ能く事を辦ぜん」』と。又若し我れ內に在りて住するを見ん時、汝は側殿に於て我が牀上に在りて脚を垂れて眠れ。我れ自ら門を出でて汝が爲に足を擧げて上せしめん」。答へて言さく、「大王、我れ豈に二頭なれば王をして足を擧げしめんや。君臣の位別にして高下途を殊にせり。現に人情を阻まんこと、豈に斯理あらんや」。王曰はく、「是れ我が所愛なり、汝復何が愆あらん。是の如くに作さん時、中宮は汝に於て敢へて輕慢せざらん」。彼便ち默爾せり。後に異時に於て內宮に來

せんや」。王曰はく、「我れ許せるなれば過に非じ。是の如く作さん時彼皆恭敬せん」。増養は命を聞いて便ち宅中に往けるに、正しく洗時に及んで王は使をして喚ばしめて云はく、「急事あり、汝可しく即ちに來るべし」。使至りて命を傳へしに、増養報じて曰はく、「我れ浴し了るを待ちて方に去らん」。使者去りて後、宅内の諸人相與に言ひて曰はく、「今此の宅主は王命を拒まる、自ら高慢を生じて即ち殃禍を招かんとは」。又相告げて曰はく、「非宿の貴人[七]、少しく勢を得ん時は便ち傲誕を生ず」。家人は又曰はく、「姉妹當に知るべし、諸の高きに昇らん者は必らず當に墮落すべきを。此人今日定んで王戮に遭はん事乃し遲からじ」。既にして洗沐し已るに王期に赴かず即ち便ち食に就けるに、王復使をして報ぜしめて云はく、「事あり宜しく急ぎ來るべし」。王敎を聞くと雖報じて云はく、「且らく去れ、食罷みて方に行かん」。使去りて王に報ぜるに、王既にして聞き已るに自ら大象に乘じて彼宅中に至り、問うて言はく、「増養、汝今食せんとせりや」。答へて曰さく、「食せんとせり」。王曰はく、「我を請ぜずや」。答へて言さく、「請じまつらん、宜しく就いて飡ひたまふべし」。宅内諸人は共に相謂ひて曰はく「我が家長は國王と與に言戯して事平懐の若くなり」とて、各希有を生じて目を擧げて相看れり。時に王は即ち便ち手足を淨洗して一處に同飡せるに、宅内の居人は是事を見已りて悉く皆戰懼し、互に相謂ひて曰はく、『我れ比輕賤せり、「此は是れ耕人なり」と。今者同じく國王と共食するを觀んとは』。又共に議して曰はく、「知りて如何がせん、王既に共飡せり、事輕忽し難し、我等今より應に慢を致すべからず。若し敬せざらんには定んで禍患を招かん」。衆は其語を然りとして共に敬畏を生ぜり。王は異時に於て又問ふらく、「好なりや不や」。答へて曰さく、「一大臣あり是れ王の親族なるが常に我を欺罵せり、寧んぞ好あらん」。王曰はく、「我れ若し言を作さんに斯ち有礙を成ぜん、進退に至りては汝自ら當に知るべし」。答へて曰さく、「我が作さん所の者、願はくは王、責めざらんことを」。王曰はく、「我れ怪責するなけん」。増養、異時に路に隨うて去りしに、

【七】非宿の貴人。宿は昔より相續せる意、非宿は即ち新成の義なり。

や不や」。答へて曰さく、「衣食は精なりと雖然も朝官大臣は並に相輕賤せり．何ぞ好なるあらん」。王曰はく、「若し是の如からんには宰臣聚會し評論せん時、汝其中に往かんに敢へて輕んずる者なけん」。答へて言さく、「大王、我は是れ耕夫なり、胡貴に押むを敢へてせんや」。王曰はく、「汝倶赴集せよ、我れ彼をして敬はしめん」。彼便ち默爾せり。後に異時に於て因みて朝會あり、王は意に宰貴諸人をして增養を敬はしめんと欲しての故に方便して爲に問ふらく、「今國中に於て現に是の如きの不安隱事あらんに、卿等如何がして其をして發息せしむるや」。時に大臣ありて是の如きの議を作さく、「若し斯計を作さんに方に能く除殄せん」。王言はく、「可ならず」。次に諸臣あり各異見を呈せるに王皆不可なりとし、乃ち增養に問うて曰はく、「此れ如何せんと欲するぞや」。答へて曰さく、「若し是の如きの計を作さんに方に能く消滅せん」。王は諸臣に對して遂に其策を然りとし、將つて當理と爲せり。諸臣は見已りて各是念を生ずらく、「增養出言せんには王皆信用す、此亦應に共に輕侮を爲すべからず」。後の時王は又增養に問ふらく、「好なりや不や」。答へて曰さく、「作處尙ほ無し、餘何ぞ能く好ならん」。王、諸臣に告げて曰はく、「卿等宜しく增養の與に宅を覓むべし」。臣曰さく、「某大臣あり今已に身死にたるも、所有妻妾奴僕の類は宅中に住在せり」。王曰はく、「可しく此宅及び妻子等幷に餘の財物を將つて咸く增養に賜ふべし」。既にして宅を得已るに增養に問うて曰はく、「比好なるを得たりや不や」。答へて曰さく、「家中の人衆は我れ耕夫たりしを以て咸く輕慢を生ぜり」。王曰はく、『若し是の如からんには、汝が洗浴せん時我れ使をして喚ばしむれば、汝は是語を作せ、「我れ浴し訖るを待ちて當に去いて王に見ゆべし」と』。增養白して言さく、「如何が我れ大王が命に違するを得ん」。王曰はく、『是れ我が敎ふる所、誠に過咎に非じ。又汝食せんと欲する時我れ使をして喚ばしむれば、汝應に答へて云ふべし、「我れ食し了るを待ちて自ら當に往いて見ゆべし」と。正に汝が食時に我れ汝が宅に到り汝と同餐せん」。答へて言さく、「大王、我れ今豈に敢へて王と共食

で便ち驚歎して喜び唱ふらく、「善來」と。復更に告げて曰はく、「增長、汝何がしてか至るを得たる」。答へて曰さく、「故に來りて覓め奉らんとなり」。增長は王が師子牀に坐して諸臣輔翊せるを見、既にして未だ善識せざりければ然く懐に念ずらく、「委かにせず、何の事にて拘執せられて此に至れるかを」。王は疑あるを知りて憶せしめんと欲しての故に、即ち便ち座を離れて天冠を脫ぎ去りしに、王は先より闊額なりければ、增長既にして見て其容を憶識し、夫妻一時に倶に王足を拜せり。時に王は卽ち便ち盛に儀式を興して後宮に引入し、香湯もて洗沐して妙衣服を著せ(しめ)、方丈の甘饌は百種千名にして王自ら親臨して其の所食を觀じ、食罷むに延いて上妙の宮闈に就り、綺帳芬芳もて時に適ひて安寢せ(しめ)、內宮に勅して曰はく、「此は是れ我が父母なり、凡そ所須あらんに飮食衣服及以臥具奴婢僕使は悉く皆供給せよ」。時に猛光王は彼を恭敬し已るに人皆恭敬し、王子大臣內外士庶にして敬重せざるはなかりき。耕人增長は既にして非分の恭敬供養を見て七日を滿じ已るに情に愧惡を懷き、前んで王に白して言さく、「我れ今奉辭して蓬戶に歸らんと欲す」。王曰はく、「汝今此に住まりて我と共に國を治せよ」。增長答へて曰さく、「我は是れ耕夫なり、寧んぞ國事を知らん」。王曰はく、「『汝豈に云はざりしならんや、「我れ若し國大臣と作るを得んには、卽ち長繩を以て圓勝の頸を繫り嗢逝尼城に牽き入れんに」と。今乃ち方に「我は是れ耕夫のみ、王事に堪へじ」と云はんとは。宜しく應に且らく住すべし、家に還らんを念ずる勿れ』。彼便ち默爾せるに、王は遂に强立して國の大相と爲せり。創めて宰輔と爲れるも供膳尙ほ麁なりき。後に異時に於て王は因みて問うて曰はく、「汝今好なりや不や」。答へて曰さく、「朝餐尙ほ乏しきに好事安んぞ在らん」。王曰はく、「憂惱するを須ゐじ、卽ち當に汝が衣食をして豐盈せしむべけん」。時に王は卽ち五百大臣に告げて曰はく、「卿等宜しく應に增長に供給すべし」。是時諸人は共に衣食を出しければ、既にして養活を增せり。此に因みて時人は號して增養と爲せり(此より已後、故に增養と名づく)時に王問ふらく、「汝、好なるを得たり

【六】愧惡。惡は慚なり、自の心にはづるなり。愧は人に對してはづ。

欺かん、定んで方便を設けて且らく皆情に答へん」。書を裁して報じて曰はく、「知識よ、旣に來封を解するに篤好にして情深し、事實に然り、能く猶豫するなしと雖、兩國の同聚は各狐疑を致せば、來心に逆ふと雖我に出づるに遑なし。然り此の太子は名を牛護と曰ひ、是れ我が所生にして出でて相見えしむれば、共に歡意を申べて情の去留に隨さん」。是時卽ち牛護をして出して圓勝に見えしめしに歡懷共に盡くし、遂に兵圍を解きて旌を本國に旋せり。時に猛光王の諸大臣等は共に相議りて曰はく、「他方の怨敵は已に雨の如くに散ぜり、自己が國王急ぎて當に求覓すべし」とて、四方遠近に馬使もて追尋せり。時に猛光王は彼れ圓勝が兵を抽いて已に去れりと聞き、便ち耕人卌長に報じて曰はく、「我れ今怖を除きぬれば汝に辭して歸を言べん。爾若し城に入らんには、當に我宅を過るべし」。答へて言はく、「大丈夫、汝が名諱は我れ亦未だ詳かにせず、如何が後の時相訪うて宅を過らん」。王曰はく、『誰か復我が所住の第を知りざらん、汝城に入らん時應に是の如くに問ふべし、「多馬人家は今何處にか在る」と』。是告を作し已るに轡を驟せて而し行り、本城門に至り守門人に報じて曰はく、「汝今應に知るべし、若し人ありて來りて多馬宅を問はんには、可しく將ゐて我に見えんとて遂に宮中に入るべし」。後に異時に於て嗢逝尼城に大節會あり、遠近の諸人皆城邑に湊れるに、時に耕夫の妻は其聟に報じて曰はく、「今日城中に大節會あれば、我れ今亦往いて衆の聚集を觀じ、幷に復因みて便ち多馬家を問はん」。夫言はく、「賢首、凡そ諸の豪士は豈に言皆實ありとすべけんや、當に三處に於て能く其人を見るべし、一には謂はく他に戰破せられたると、二には謂はく他に欺凌せられたると、三には謂はく身、人主と爲りて家國を喪亡せるとなり、餘は何ぞ見るを能くせん」。妻曰はく、「彼れ見難しと雖應に聚集を觀ずべし」。夫妻卽ち去りて其城內に至りしに、耕夫念曰すらく、「我れ試みに之を問はん」。守門者に告げて曰はく、「咄、男子、多馬人家は何處にか住在せる」。時に彼門人は其告を聞き已るに、遂に夫妻を執へて王所に送至せりければ、王は纔に遙に見て尋い

「盞缺を知れりと雖不缺處に於て我れ當に之を飲むべし」。王は智策あり善く時務を閑ひければ、復更に思曰すらく、『不缺處に於て我れ若し飲まんには、或は恐る彼人云はんを、「相欺慢せり」と。我れ今宜しく所缺處に於て飲み、彼をして我に於て深く愛念を生ぜしむべし』。是時耕夫は自ら破處に於て先に飲みて毒を碎け、次いで王に過與[五]せしに、王既にして得已りて還破處に於てして飲みければ、耕夫念曰すらく、「此の大丈夫は情に間隔なし、我れ缺處に飲めるに同處に之を飲めり、我れ今宜しく深く敬重を生じ、其が交道をして久しくして喪はざらしむべし」。是の如く念じ已るに其婦に報じて曰はく、「賢首、此の大丈夫は是れ我が得意の親善知友たり、爾可しく將ゐ去りて本貧家に至り、油を以て身に塗り湯水もて沐浴して爲に飲食を設くべく、馬は須らく好飲すべければ其が水草恣にせしめよ」。婦遂に將ゐ還りて言の如くに皆作し、情懷逆ふ莫くして所須を供給せり。時に圓勝王に餘に小國の名けて渴沙と曰へるあり、來りて相抄掠して百姓を侵漁せり。時に諸大臣は書を作して王に告げ、具に其事を論べ、「……願はくは王、善く自ら思量したまはんことを」。其の書末に於て幷に頌を爲して曰はく、

「王にして他國に於て　勤勞して彼を降伏せんが如く　己が國土に於ても　亦當に勤めて守護すべし」。

時に圓勝王は其書を讀み已るに是の如きの念を作さく、「我れ若し兵を領ちて本國に歸らんには、諸人は皆謂はん、我れ他に降されて本邑に逃げ歸れりと。我れ今宜しく其と共に和好して方に故居に歸るべし」。遂に信をして入りて猛光王に報じて曰はしむらく、「知識よ、事已に去れるには更に追ふべからず、宜しく暫し出で來るべし、希に相見えんと欲す、自餘の勝負は並に論ずるを須ゐじ、望むらくは膝を捉へ襟を交へて共に莫逆を申ぶるを得んことを。事、平昔に同ぜんに我れ方に故城內に歸らん」。諸臣は其信を得已るに共に是議を作さく、「若し斗の無きを報ぜんに彼れ定んで我を

【五】過與。ほどこし與ふるなり。

廣説せること餘の如し……諸の園樹に於て常に花果あり、膏雨時に順ひ乞食得易かりき。後に異時に於て王は諸臣と與に高樓上に在りて歡娛して意を恣にせるに、諸臣に告げて曰はく、「頗し餘國にして我が境中の如くに豐樂安隱なること相似を得たるありや不や」。大臣白して言さく、「嗢逝尼國あり王を猛光と名く、彼も亦豐樂安隱にして花果絶えざること此と殊らじ。彼に寶人ありて此に來至せり」。王は喚び來らしめ、既にして至りて具に問へるに、其富盛なるを聞いて王は嫉心を生じ、諸臣に報じて曰はく、「君等兵を嚴れ、我れ彼を伐たんと欲すれば」。其王卽ち自ら親しく四兵を整へ嗢逝尼國に向ひて漸く彼城に至り、侵掠すること度なく殘暴非理にして人聊にも生かさざりき。猛光大王既にして賊至れりと聞き、亦四兵を嚴りて出でて相拒戰せるに、猛光如かずして兵衆分離し、遂に單馬に騎りて餘處に逃向せり。荒野外に至りて一耕人を見、名けて增長[三]と曰ひ躬自ら犁作せるが、王は容色の餘人に異なるあるを觀て卽ち問うて言はく、『汝は是れ勇健の壯兒たり、頗し曾て道ふを聞けりや、「圓勝王あり猛光王と戰へるに猛光は大敗せり」と。此事を知れりや不や』。答へて曰はく、「我れ此事を聞けるも未だ虛實を知らじ」。答へて曰はく、「虛しからじ」。耕人も亦此人是れ猛光王なるを知らざりければ、便ち之に報じて曰はく、「猛光王は身本國に居り彼は是れ客來なるに、遂に欺凌せられて隨處に逃竄せられんとは。謀臣猛將も何の用ひ爲す所ぞ。王若し此に來りて我を以て[四]爪牙者と爲さんに、卽ち長繩を以て圓勝が頸を繫り曳いて城中に入らん」。言話未だ畢らざるに婦來りて食を餉り葉を縫うて器を爲りければ、夫卽ち手を洗ひ將に食に就かんと欲して王を顧眄して曰はく、「雄猛の丈夫、略形勢を觀ずるに饑色あるに似たり、我れ貧窮者なれば此の麁餐あるのみ、必らず相嫌はざらんには幸に當に同味せらるべし」。時に猛光王は尋いで是念を作さく、「我れ若し食はざらんに饑えて命終を取らん」。卽ち便ち乘を下り替を取りて脊に坐し、手足を洗ひ已りて一處に同餐せり。其婦便ち緣を缺ける瓦盞を以て酒を酌みて飲ましめしに、王は是念を作さく、

【三】增長。初頌の第一句に相應す。

【四】爪牙者。勝れたる輔佐の臣に喩ふ。

現ぜるに、時に彼が舊夫は書もて來り告げて曰はく、「汝可しく安隱なるべし、我れ望めり、久しからずして當に本鄕に至るべけん」。女人聞き已りて大憂愁を生じ、使を遣はして王に白さしむらく、「我れ已に娠あるに舊夫將に至らんとす、今如何がせんと欲すべき」。王、信を遣はして曰はく、「汝可しく寛懷たるべし、我に方便ありて彼をして來らざらしめん」。女便ち默爾せり。王、彼に信を與ふらく、「我れ今是の如きの物を要須す、汝可しく遠く某處に向ひて求め來るべし」。既にして長途を渉りて淹ること時歲を經たり。女人、月滿ちて便ち一男を誕めるに、容貌觀るべく當代希有たりき。天將に曉けんとして卽ち酥蜜を以て口中に盛滿し、箱に氈綿を安きて兒を抱へて內に置れ、白氈もて通覆して上に珠瓔を絡ひ、其箱を密合して朱條もて急繫し、[二]紫鑛もて上に印して婢使に報じて曰はく、「可しく此箱を持して王門所に至り、一壇を淨拭して箱を上に置き、幷に燈火を安きて一邊に在りて住すべし、人の將ち去るあらんに汝可しく歸來すべし。」使は敎に依ひて作せり。時に衆牛あり路に隨うて出でしに、行いて箱所に至り圍遶して進まざりき。時に猛光王は安樂夫人と與に高樓上に在りしに、群牛の箱を遶りて住せるを望見して使者に命じて曰はく、「汝、門外を觀たりや、何の意にてか諸牛群聚して住せるなる」。使者曰さく、「門に一箱あり絡ふに朱條を以てし紫鑛もて封印せり」。王曰はく、「汝、急ぎ將來せよ」。夫人、王に白さく、「箱中の物、王當に我に與ふべし」。王言はく、「意に隨さん」。使者、箱を持り旣にして王所に至りて卽ち便ち開印せるに、乃し珠瓔及以孩子を見たりき。王は珠瓔を識りて報じて曰はく、「此は是れ我兒なり」とて、抱へて夫人に付へて云はく、「是れ汝が子なり」。夫人得已るに卽ち呪願して曰はく、「願はくは兒よ、長壽ならんことを。今此の孩子は與に何の名をか作すべき」。王曰はく、「有福の孩兒なれば牛に護られぬ、應に牛護と名づくべし」。又安樂夫人は親しく撫養を爲しければ、母も亦號を改めて牛護母と名けぬ。

時に北方、得叉尸羅國に主を圓勝と名け、所治の國は化して安穩豐樂に、人民熾盛にして……

【二】紫鑛。樹脂の類、律部二十三、註（一の三四）參照。

卷の第二十二

(第六門の第二子、攝頌の餘)(承前)

內を頌に攝して曰はく、

「樓上に增長に逢へると　婬女と夜に星を觀ぜると　因みて馬鳴聲を作せると　商人と枯骨を抱けるとなり」。

爾の時猛光王は嗢逝尼城に住しき。此に長者あり妻を娶りて未だ久しからざるに本宅に留め在き、自ら興易を爲さんとて貨を他方に持れり。其夫去れる後、妻は衣食を恣にして煩惱增盛し、遂に樓閣に昇りて遍く男子を觀じ、日々中に於て瞻望して息めざりき。後に異時に於て其の猛光王は妙香象に乘じて宅邊を過りしに、女人既にして見て欲染心を生じ、便ち花鬘を以て遙に王處に擲げて王の肩上に墮ちぬ。王卽ち仰ぎ觀るに少女の顏容端正にして光彩超絕せるを見たりければ、左右に顧眄して自ら謂へらく、「雙なし」と。王既にして見已りて、彼が染意を知り、報じて言はく、「少女、若し愛心あらんには何ぞ暫し出で(來ら)ざる」。答へて曰はく、「妾は是れ少婦なれば出づるを得るに緣なし、王若し顧念したまはんには可しく蓬門に幸したまふべし」。王が心は惑せられて前進する能はず、卽ち便ち象を下りて步みて其舍に入り、歡懷既にして暢べたるに便ち卽ち娠ありき。智慧女人には其五事あり、一には男子に欲心あると欲心なきとを知り、二には[一]節候を知り、三には受胎時を知り是れ彼人の胎なるを知り、四には是れ男なるを知り、五には是れ女なるを知るなり。遂に王に白して言さく、「王今知れりや不や、我れ已に娠あるを」。時に王は卽ち上眞珠の瓔珞を以てして付へて告げて曰はく、「必らず若し女を生まんに爾自ら收むるに任さん、如し其是れ男ならんに此瓔珞と與に當に我所に送るべし」。女人敬諾せるに王は便ち捨て去りぬ。後に數月を經て、娠相外に

【一】節候。時節なり。

として問を致すこと難かりければ、遂に使者に命じて曰はく、「汝今可しく行いて尊者の來處に隨ひ、何の村邑に於て女あり髮を賣りて五百金錢を得、奉じて尊者大迦多演那の爲に食を設けて供養せるか、是れ誰の女なるかを(審察し來れ)、我れ要ず見えんを須むれば」。使は王が心を知りて即ち行いて尋ね問ひ、展轉して遂に建粲鞠社城に至れり。既にして城中に至り周遍して詢訪し、其の處所を知りて本求心に適ひければ、暫し憩息し已りて婆羅門舍に詣り其門に於て立てるに、母の出で來れるを見て問ふらく、「安隱なりや不や」。母使ち問うて曰はく、「仁今此に至れるは何の求むる所をか欲せる」。答へて曰はく、「妙髮を求めて以て婚事を爲めんと欲してなり」。問うて言はく、「誰が爲なりや」。答へて曰はく、「猛光王が爲に以て國后に充てんとてなり」。母曰はく、「甚だ善し。然れども娉財少からざれば恐らくは事成ぜざらん」。使者曰はく、「其物幾何なりや」、母曰はく、「內莊嚴具は數五百に滿ち、外の諸瓔珞の其數も亦然り、五大聚落は以て封邑に充つるなり。此物を得んには、我れ當に女を與ふべけん」。使者聞き已るに馳せ還り王に報じて白して言さく、「大王、我れ女を求め得たり」。王曰はく、「爾、何の言をか共にせる」。答へて曰はく、『我れ其母に報ぜり、「王は取りて后に充てんとす」と』。王曰はく「彼れ娉財を索めたりや」。使便ち具さに說けるに、王は報を聞き已りて語げて言はく、「其索むる所の多少に隨うて皆與へよ」。使、王命を銜みて女の家に還り向ひて共に相許可し、卜して吉日を選び廣く禮儀を備へ、前後に軍を行ねて旗皷を盛嚴し、建拏城より將ゐて嗢逝尼國に至れり。既にして城に入り已るに、即ち是日に於て所有疫癘は並に悉く銷除し、國界休寧して人民安樂なりき。此の[四三]嘉應に因みて遂に共に號して[四四]安樂夫人と曰へり。[四五]

【四三】嘉應。宋・元・明・宮本には嘉瑞とせり、今改めず。
【四四】安樂夫人 (Śivā?)。智度論(大正藏 25, p. 205 a 9)に如二尸婆一供二養迦栴延一故得二今世果報一爲二栴陀波周陀王后一とあり。尸婆(śivā)には幸運・幸福等の義ある故に今安樂夫人とせるは相應すべし。
【四五】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

と其が遊履するに任せ、并に復前に於て多く妓女を置へて諸の音樂を奏せしめ、還此に來至して持油人に問へ、「美女の容儀音樂は好なりしや不や」。然る後我に於て方に實信を生ぜん」。王は告を聞き已りて皆所言の如くに次第して作し、彼人來至せるに問うて曰はく、「美女の容儀音樂は好なりしや不や」。答へて言さく、「大王、其の見聞せん者は方に好惡を知らん」。王曰はく、「汝に眼耳あるに何が見聞せざらん」。答へて言さく、「大王、若し我が油鉢にして一渧たりとも墮さんには、彼の執刀人は當に我首を斬りて横に屍を地に在くべけん。我れ爾の時に於ては鉢の傾側せんを恐れ、頭の地に落つるを怖るれば、一心に持捧して辛苦して廻り來れり、何の暇ありてか美女の容儀・歌舞の善惡を知るを能くせん」。王遂に言なくして默爾して住せるに、尊者問うて曰はく、「大王、見たりや不や」。王言はく、「已に見たり」。「大王、此人は但一生の命の爲にすら大苦に遭はんを懼れて、殷重正念にして爲に縱逸せず善く自身を護れり、況んや我苾芻は諸の歌舞に於て並に皆捨棄せるをや。此は是れ多く苦痛を生ずるの因なる故に、寧んぞ容んじて輙ち更に見聞せんを欲せんや」。王は油鉢を觀じて其情を審察せりければ、尊者邊に於て倍敬重を生ぜり。是時太子・諸の王内宮・婇女及び衆士庶は皆來りて隨喜し、種々上食を以て苾芻に供養せり。時に衆は食し了りて齒木を嚼み、澡漱し已りて鉢器を屏除せるに、尊者の前に於て王は卑座に居し　尊者に問うて曰はく、「餘處にして頗し妙飲食を以て五百聖衆に供せること、我と等しきありしや不や」。尊者曰はく、「王は是れ國主にして百城を控御し、念に隨ひて皆來りて乏少する所なければ、上飲食を以て五百僧に供せんこと豈に希有を成ぜんや。我れ昨、來りし時、一聚落に於て家に少女あり、已が貧窮を恨み、遂に自ら髮を剪りて賣りて五百金錢を得、我と徒衆とに於て敬みて名飡を設けたるは斯れ希有を成ぜり」。王は是語を聞いて是の如きの念を作さく、「彼女の髮にして價直五百たりしならんには、諸天婇女も以て比と爲し難し。當に須らく審察すべし、彼は是れ何人なるかを我れ當に之を取るべけん。」尊者は德高くして理

て還前に同じくして問ふべし」。卽ち淨處に於て好座席を敷いて敬みて名飡[四〇]を奉じ、出でんと欲するの時復前の如くに問へるに、婆羅門曰はく、「卿、刹利灌頂大王の如くなり、所設精奇なりければ、福を獲んこと無量ならん」。門人報じて曰はく、「王宮の廚饍は事一準なり難し、何に因りてか今日嗤嫌せられざる」。彼れ便ち默して去れり。次に苾芻來りければ問へるに、前の如くに答へぬ。門人入りて見え、事を以て王に白すに、王復教を出して、象廐に於けるが如くに馬廐にも亦然せしめ、淨穢精麁の問答も相似せり。王は語を聞き已るに是の如きの念を作せり、「諸苾芻衆は是れ眞福田にして婆羅門には非ざるなり」。便ち深信を起して卽ちに行いて彼の大迦多演那の處に詣り、禮足して坐せり。爾の時尊者は王の爲に法を說き、示教利喜して默然して住せり。王復禮足して白して言さく、「尊者、幸に願はくは慈悲もて、及び諸の聖衆には、明、我が宮に就りて爲に蔬食を受けたまはんことを」。尊者默して許へるに、王は受けたるを見已りて禮辭して去りぬ。卽ち其夜に於て上妙の食を辦へ、晨朝に起き已るに座席を敷設し淨水器を安き、遂に使人をして往いて尊者に白さしむらく、「食已に備に辦はれり、願はくは聖、時を知しめさんことを」。是時尊者は日の初分時[四一]に衣鉢を執持し、諸苾芻と將に設食處に詣りて座に就いて坐せるに、[四二]王は倡妓をして諸の音樂歌舞を奏して齊しく發さしめければ、尊者僧衆は容を整へ端坐して諸根を收攝せり。鼓樂の聲了るに王は尊者に問うて曰はく、「管樂如何ぞや、聽察するに堪へたりや不や」。尊者答へて言はく、「大王、其れ見聞せん者は方に善惡を知らん」。王曰はく、「諸根にして內闇まんには知らざるべけんも、境に對して心を馳せつつ何ぞ聞見せざらん」。尊者は其事を體悉せしめんと欲し、善方便を作して王に告げて曰はく、「王、今頗し死すべきの人ありや不や」。王曰はく、「何の用に須ゐんと欲するなる」。答へて曰はく、「『王、可しく鉢に平滿して油を盛れるを以て彼が手內に置き、人をして刀を執り後に隨ひて驚怖せしめ、損害すべからずして報じて言へ、「若し油にして一渧たりとも地に墮さんには、當に汝が首を斬るべけん」

【四〇】名飡。本文に敬奉名飡とあり。飡は宋・元・明・宮本に食とせるも、後文に照合して今改めず、妙食の義なり。

【四一】日初分時。日の八分照らせる時卽ち小食時なり。律部二十、註(二八の三)參照。

【四二】大迦多演那の音樂歌舞觀。

と勿れ」。母便ち默然せり。尊者は其母・女の爲に示教利喜し、妙法を說き已るに坐よりして起ち去り、漸々に遊行して嗢逝尼國に至りしに、纔の城中に入るや、所有災患は半皆除殄せり。時に守門人は往いて王に白して曰さく、「王今知れりや不や、五百人の容儀殊異なるありて纔に城內に入りしに、所有災患は半皆除息せるを」。王曰はく、「此れ誠に善事なり、應に供養を申ぶべし」。時に諸の婆羅門は來りて王に白して曰さく、「我れ晝夜に於て極大辛苦して除障事を作しぬれば、是れ我が威力て災患半ば銷えぬ、未だ久しからざるの間に悉く當に除殄すべし。何に因りてか今彼ら苾芻に由りてなりと說ける」。諸苾芻は彼王の無病長壽を呪願し已るに、王を辭して出で去れり。王、臣に告げて曰はく、『門人、我に報ずらく、「五百人の容儀殊異なるあり、纔に城內に入りしに所有災疫は半ば皆除殄せり」と。諸の婆羅門は言はく、「我れ晝夜に於て極大辛苦して除障事を作しぬれば、是れ我が威力にて災障半ば銷えぬ、未だ久しからざるの間に悉く當に除殄すべけん、外人に由りてにはあらじ」と。我れ今知らず、是れ誰が功力なるかを。[三九]卿等宜しく當に諸苾芻及び婆羅門を將ゐて象廐中に至り、不淨地に於て麁米飯を以て醋漿水に投じ彼らをして倶に食せしむべし。食すること罷みて去る時兩朋に皆問へ、「大王が今日の設食如何ぞや」と』。諸臣、王に白さく、「是の如くに應作にすべし」。卽ち象廐に於て敎の如く食を設け、食し了りて出づる時門人先に婆羅門に問うて曰はく、「仁等今日王が供養を受けぬ、其食如何なりし」。彼れ便ち大に怒り高聲に唱へて曰はく、「我等、此を觀ずるに、非法の貧王は但麁飯粜糜を以て醋漿水に澆へて婆羅門に設けぬ、何の福かあらん」。門人聞き已るに默爾して住し、彼ら去れるの後苾芻次いで來りければ問うて言はく、「聖者、王が設具せる所、其味何似なりし」。答へて言はく、「賢首、施主の惠める所は受者應に食すべく、足して軀に充たんに以て日夜を終ふるを得ん」。時に守門者は便ち入りて王に見え、具さに二說を陳べしに、王既にして聞き已るに復臣に告げて曰はく、「卿、今更に可しく象廐中の淸淨の處に於て、美食を設け已り

【三九】これ猛光王が大迦多演那と婆羅門と、何れが眞福因なるかを試みんとてなり。雜寶藏經(宿一〇・三六左)にも同記あり。

の時尊者は行いて其城に至り、一靜處に於て心を安らかに而し住せるに、婆羅門の妻は尊者所に詣り、足を頂禮し已りて白して言さく、「聖者、行途安かりしや不や、我が夫在りし日は尊者と相識れり、幸に慈愍せられて明日午時に我が微請を受けたまはんことを」。尊者曰はく、「我が衆極めて多ければ、卒に何が能く濟はん」。問うて言はく、「聖者、衆は幾多ありや」。答ふ、「五百人あり」。報じて「甚だ善し」と曰へるに、尊者は默然せり。爾の時老母は請を受けたるを知り已るに禮足して去り、即ち家中に於て諸の供養を辦へ、明、淸旦に至りて牀席を敷設し瓮に淨水を貯へて、往いて白さく、「食辦はれり、聖、願はくは時を知しめさんことを」。時に尊者は小食時に於て衣鉢を執持し、五百人と與に女人の舍に至り、座に就いて而し坐しぬ。坐定まれるを見已るに老母は即ち便ち自ら手づから種々上妙の飲食を行與し、食し了りて齒木を嚼み澡漱し訖りて鉢を屛除し已るに、一小席を取りて坐して法を說くを聽けり。尊者は爲に法を說かんと欲して問うて言はく、「爾が女妙髮は今何處に在りや」。答へて曰はく、「容儀整はざれば未だ輙ち來るを敢へてせじ」。阿羅漢なりと雖觀ぜざらんには知らざるなり。即ち便ち念を斂めて彼女心を觀ぜるに、極めて淳善なるを知りければ、告げて言はく、「彼女の心は善なり、可しく喚びて將來すべし」。即ち命ぶに房を出でゝ尊者所に至り、殷重心を以て尊者の足を禮して退いて一面に坐せるに、母曰さく、「此は是れ妙髮なり、輕觸するを知れりと雖、請ふ、尊者に與へて女と爲さんことを」。母重ねて白して言さく、「旣にして相繫屬せること要らず因緣ありてなり、事須らく諮問すべし、此女今者誰が家に與へんと欲するなるや」。尊者報じて曰はく、「我は出家人なり、應に其俗事を問ふべからじ。然り此女兒は必らず當に內外莊嚴瓔珞の具の數各五百を獲得し、五大聚落は以て封邑に充つべけん」。母曰さく、「我は是れ貧家なり、誰か當に是の如きの勝事を與へらるべき」。尊者曰はく、「是語を作すこと勿れ、此女は福德高遠にして、殷淨心を以て勝福田に於て而し供養を興しぬれば。必らず當に此の殊勝の果報を獲べけん、憂惱を懷くこ

く、「大迦多演那、汝可しく嗢逝尼城の猛光大王及び宮內女婇女井に諸の人庶を觀察して安樂を得せしむべし」。尊者は佛に白さく、「世尊の敎の如くせん」。時に尊者は明旦に至り已るに、衣鉢を執持して五百苾芻と與に嗢逝尼國に往かんとて、路に[三五]建拏鞠社國に次まれり。時に此の城中に一婆羅門あり、是れ尊者の故舊知識なるが、家に一女あり儀容端正にして美色超絕し、髮彩光潤にして與に比ぶ者なかりければ、此に因みて名を立てゝ號して[三六]妙髮と爲せり。音樂人あり南方より來れるが女妙髮の頭髮奇好なるを見て、婆羅門所に詣り告げて言はく、「大婆羅門、此女の頭髮は是れ我の須むる所、可しく賣りて我に與ふべし、一千金錢を以て用ひて價直に酬いん」。婆羅門答へて曰はく、「婆羅門の法として應に髮を賣るべからざるに、何の故にか汝今非法の語を作すなる」。彼れ心を遂げざりければ默然して去りぬ。後に異時に於て父便ち命過せるに、母は聖者大迦多演那が五百人と與に此國に來至して遠からざるに而し住せりと聞けり。夫の新に死にたるが爲に心に憂慼を懷けるに、尊者の來れるを聞いて更に思念を加へ頰を掌へて住せり。其女妙髮は母の憂慼を見て其の所以を問ふらく、「母、今何の故にか手を以て頰を掌へ憂を懷いて住するなる」。母曰はく、「聖者大迦多演那は是れ汝が亡父の故舊知識にして今此に來至せるに、汝が父は[三七]身故して家復貧窮なれば、[三八]一中供養をも辦得する能はず、故に我れ憂を懷けるなり」。女曰はく、「若し爾らば樂人は髮を買はんとて直千錢を酬いんとせり、可しく其價を取りて以て供養に充つべし、我が髮は後時に更に復生長すれば、願はくは母よ、憂ふる勿らんことを」。母は語を聞き已るに淨信ありてなるを知りければ、樂人所に詣り告げて言はく、「仁者、我が女の頭髮を仁先に買はんことを求め、直千錢を酬いんとせり、必らず其須ゐんには可しく前價を還すべし」。答へて言はく、「老母、當時我等は此髮を要須めたるも今は乃ち用なきなり。若し其れ出賣せんには可しく半價を取るべし」。答へて曰はく、「意に任さん」、即ち便ち酬直し、髮を取りて將ち去れり。爾

【三五】建拏鞠社(Kanyakubja)。曲女城なり。

【三六】妙髮。後に猛光王妃となり安樂夫人と號するに至る。後註(猛獸筋)參照。

【三七】身故。物故と同じ、亡ぜるなり。

【三八】一中供養。一たびの中食供養なり。

に作し、疫癘を除き百姓安寧ならんことを冀ひて、守門人に告げて曰はく、「汝等須らく知るべし、若し沙門婆羅門等にして城中に來り入りて能く疫を除く者あらんには、卽ち當に我に報ずべし」。爾の時如來大師は此の國人の多く疫病に遭ひて死亡數なきを知しめし、救愍を存せんと欲したまへり。無上世尊は常法として是の如きなり、世間を觀察して聞見したまはざるなく、恒に大悲を起して一切を利益し、救護の中に於て最も第一たり、最も雄猛たり、二言あることなく、定慧に依りて住して三明を顯發し、善く三學を修して善く三業を調へ、[三二]四瀑流を度し四神足に安んじ、長夜中に於て四攝行を修し、五蓋を捨除し五支を遠離して五道を超越し、六根具足して六度圓滿し、七財普く施して七覺の華を開き、世の八法を離れて八正の路を示し、永く九結を斷じて九定に明閑に、十力を充滿して名は十方に聞えたまひ、諸の自在の中最も殊勝と爲し、法無畏を得て魔怨を降伏し、大雷音を震ひて師子吼を作し、晝夜六時に常に佛眼を以て世間を觀察したまふらく、「誰か增し誰か減じ、誰か苦厄に遭ひ誰か惡趣に向へる、誰か欲泥に陷り誰か化を受くるに堪へたる、何の方便を作してか拔濟して出でしむべき」と。聖財なき者には聖財を得せしめ、[三三]智安膳那を以て無明の眼膜を破し、善根なき者には善根を種えしめ、善根ある者には更に增長せしめ、人天の路を置けて安隱にして礙ふるなく涅槃の城に趣か(しめ)たまふなり。說くありて言へるが如し、

「假使、大海の潮にして　或は期限を失せんとも　佛は所化の者に於て　濟度して時を過ちたまはじ。　母の一兒あらんに　常に其身命を護らんが如し　佛は所化の者に於て　愍念せんこと彼に過ぎたまへり。　佛は諸の有情に於て　慈念して捨離したまはず　其の苦難を思濟したまふこと　母牛の犢に隨ふが如くなり」。

佛は是念を作したまへり、「[三四]誰ぞ嗢逝尼國猛光大王幷びに後宮婇女及び諸の人庶を調伏するを能くするは」。世尊は大迦多演那苾芻の能く彼を調伏せんを觀智したまひければ、卽ち便ち告げて曰は

【三二】四瀑流等。以下の法數名目は律部十九、註(九の八)參照。

【三三】智安膳那。律部十九、註(九の一五)參照。

【三四】大迦多演那苾芻の嗢逝尼國教化。

に滅するなり。汝、迦多演那、疑惑なきに由りて自ら智慧を生じ、正見現前せんこと佛の所見の如くなり。[三〇]何を以ての故に。世間の生法も正智もて見已らんに、世の執する無見も即ち復生ぜず。世間の滅法も正智もて見已らんに、世の執する有見も即ち復生ぜず。迦多演那、此の二邊に於て執著を爲すこと勿れ、如來は常に中道に依ひて而し爲に法を說くなり、所謂、此れ有るが故に彼れ有り、此れ生ずるが故に彼れ生ず。[三一]即ち是れ無明は行を緣じ、行は識を緣じ、識は名色を緣じ、名色は六處を緣じ、六處は觸を緣じ、觸は受を緣じ、受は愛を緣じ、愛は取を緣じ、取は有を緣じ、有は生を緣じ、生は老死憂悲苦惱を緣じ、是の如くして極大苦蘊は相續して生ず。此れ無きが故に彼れ無く、此れ滅するが故に彼れ滅す。即ち是れ無明滅するが故に行滅し、行滅するが故に識滅し、識滅するが故に名色滅し、名色滅するが故に六處滅し、六處滅するが故に觸滅し、觸滅するが故に受滅し、受滅するが故に愛滅し、愛滅するが故に取滅し、取滅するが故に有滅し、有滅するが故に生滅し、生滅するが故に老死憂悲苦惱滅し、是の如くして極大苦蘊は悉く皆散滅するなり」。時に迦多演那は佛說を聞き已るに、即ち座上に於て生死五趣輪廻の有爲の無常・苦・空・無我なるを觀知し、心開け意悟りて諸の煩惱を斷じ、阿羅漢果を證して三明六通し、八解脫を具して如實に「我生は已に盡きぬ。梵行已に立し、所作は已に辦じて後有を受けじ」と知るを得、心に障礙なきこと手もて空を撝ふが如く、刀割と香塗にも愛憎起らず、金と土とを觀ぜんにも等しくして異あることなく、諸の名利に於て棄捨せざるなく、釋梵諸天は皆悉く恭敬せりき。佛與に迦多演那と名けたまへるに因みて、是より已後は大迦多演那と名けぬ。

爾の時嗢逝尼國には人多く疫死し喪輿相次ぎて屍骸野に遍かりければ、王及び國人は悉く皆憂惱せり。臣、王に白して曰さく、「王、今宜しく諸の福業を修すべきなり」。或は云さく、「沙門婆羅門に供養すべし」。或は云さく、「可しく呪術藥法を作すべし」。王は議を聞き已るに祈請攘災は悉く皆備さ

【三〇】本文には何以故世間生法正智見已世執無見即不復生、世間滅法正智見已世執有見即不復生……とあり。
【三一】十二緣起說法。

輪王と作りて世尊所に詣るべし」。即ち便ち化して轉輪聖王と作り、七寶は前に導き、幷に九十九倶胝の兵旗扈從し、千子圍遶して半月形の如くし、各種々寶物を以てして莊嚴を作し、復無量種々の外道沙門梵志・百千の人衆ありて而し輔翊を爲し、王頭上に於て百支傘蓋を持し、威光赫奕として猶し日月の如くして世尊所に往きぬ。爾の時世尊は無量百千大衆の前に於て而し說法を爲したまへるに、時に諸大衆は遙に輪王の無量百千軍衆に圍遶せらるゝを見て希有心を生じ、共に相謂ひて曰はく、「此の輪王は何處よりか來れる、世の未だ見ざる所、豈に梵天王等の來りて供養せんとするには非ざらんや」。時に諸人等は或は愛樂して心に貪著を生ずるあり、此の王身を顧みて各異念を生ぜり。王は佛所に至りて雙足を頂禮し、却いて一面に坐せるに、爾の時世尊告げて言はく、「汝、愚癡人、迦葉波佛の時に於て佛の禁戒を受けつゝも護持する能はず、遂に便ち戒を破りて此の下劣長壽の龍身を感ぜるに、今者何の故に還詐心を起して我が徒衆を誑するなる。汝今還可しく其の本形に復すべし」。龍王白して言さく、「世尊、我は是れ龍身にして諸の怨惡多ければ、衆生ありて共に相損害せんを恐れてなり」。爾の時世尊は　金剛手[二四]に告げて曰はく、「汝可しく此の龍王を護りて損惱せしむる勿れ」。時に金剛手は世尊の語を受け已るに、便ち爲に守護して後に隨うて行きぬ。是時龍王は坐よりして起ち、別に一處に至りて遂に本形に復せるに、身に七頭ありて廣長無量に、頭は婆羅痆斯城に枕して尾は得叉尸羅國（相去ること二百驛[二五]あり）に在り、先の惡業に由りて一々頭上に各一醫羅大樹[二六]を生じ、風に搖動せられて膿血皆流れ、形骸を霑汚して臭穢惡むべく、常に諸蟲蠅蛆の類ありて其身上に遍くして晝夜に唼食し、他をして嫌恥せしめて覩見せんを樂はざらしめき。是時龍王は即ち本身を以て世尊所に詣り、雙足を頂禮して却いて一面に住せり。時に諸大衆は此の龍身の恐怖畏るべきを見て……貪欲を離れたる人すら尙ほ恐怖を生じぬれば、況んや未だ（貪欲を）離れざる者にして此の龍身の麁澀なる鱗甲の皆悉く劈裂し、瘡潰え膿流れて種々色を異にし、身體凹凸し高下不平にし

【二四】金剛手。執金剛神（Vajirapāṇi yakkha）なり。
【二五】二百驛。二百由旬なり。
【二六】醫羅大樹。律部十四、註（一五の一二五）參照。

然も頌義に於ては宣陳せんを解せず、既にして辯才なし、設ひ往かんとも何か益せん」。佛言はく、『汝可しく彼に往いて是の如きの語を作すべし、「汝可しく我が爲に其の問頌を說くべし」と。彼れ若し說き已らんに應に是の如くに答ふべし、

〔二〕「第六王を上と爲す　染處に卽ち著を生じ　無染にも而し染を起す　此を是れ愚夫なりと說く。
　愚者は此に於て憂へんも　智人は此に於て喜び　愛處に能く別離す　此を則ち安樂と名く」。

彼れ若し告げて「我れ解する能はず」と言はんに更に爲に頌を說くべし、

「若し人、妙語を聞いて　解し已らんに勝定を修せん　若し聞くも義を了せざるは　彼人、放逸なるに由りてなり」。

彼れ若し頌を聞いて更に是語を作さん、

「汝今佛語を說けるも　我れ未だ其義を閑はず　情に迷ひて了する能はじ　疾く可しく爲に疑を除くべし」。

〔三〕此語を說かん時汝可しく彼に對ひて爪を以て葉を截るべし、若し更に問うて「世尊は世に出でたまへりや」と言はんに、報じて言へ、「已に出でたまへり」。若し「何處に」と言はんに、答へて曰へ、「施鹿林中に」と』。那剌陀は佛の敎を受け已るに摩納婆の所に至りて是の如きの語を作さく、「汝可しく頌を說くべし」。卽ち頌を以て答へしに、具さに其事を告げ……乃至、報ずらく、「佛、鹿林中に在せり」。時に醫羅鉢は便ち是念を作さく、『我れ若し那剌陀の前に於て本の龍身を現ぜんには彼れ便ち我を輕んぜん、若し婆羅門身を爲して世尊所に往かんに、此の婆羅痆斯には大婆羅門の三明書及び四明論を解せるあれば、彼れ若し我の摩納婆形を爲せるを見んに共に嫌議を生ぜん、「諸の婆羅門は高貴の族に生ぜるに、何の故にか自ら卑うして喬答摩處に向ふなる」と』。復是念を作さく、「本龍身を作して世尊所に往かんに、龍には多く怨あれば恐らくは障礙を爲さん、我れ今應に可しく轉

【二】五分律（律部十四、三七三頁一三行）の偈參照。

【三】本文は說此語時汝可對彼以爪截葉……とあり。

【三】三明書。三部の異典。長阿含卷十六、三明經に婆羅門あり、三部の異典に通達して梵天に生ずるを求むとせり。これを三明婆羅門といふ。その異典三部とはいかなるものか明かならず。四明論は四吠陀書なれば、三明書も四明論中の三吠陀なるべし。

なり」。復言はく、「六年なり」。答へて言はく、「太だ久し」。……三年・一年・六月・三月・一月・半月……乃し七日に至れるに、白して言さく、「大仙、我れ七日を待たん」。化龍報じて曰さく、「大仙、意に隨ひたまはんことを。我れ且らく虔誠せん」。時に那剌陀は五苾芻と先に親友たりければ、彼に往いて告げて曰はく、『摩納婆あり此の句頌を將り、及び金篋を持して我が所に來至して是の如きの言を作さく、「人あり能く此句頌を解せんには、當に金篋を與へて而し供養を爲さん」と。然れども彼の句頌は文少くして義多く、甚深にして解し難し、今如何せんと欲すべき』。苾芻告げて曰はく、「那羅陀、應に佛所に往いて而し諸問を爲すべし」。那羅陀曰はく、「仁者、佛出世したまへりや」。答へて曰はく、「已に出でたまへり」。問うて曰はく、「何處に住在したまへりや」。答へて曰はく、「[一七]仙人墮處施鹿林中に在せり」。時に彼れ聞き已るに心大に歡喜し、即ち馳せて往いて薄伽梵所に詣りしに、三十二相は炳として其身に著し、八十隨好は莊嚴して赫奕たり、圓光一尋にして以て[一八]映佩を爲し、明は千日に逾ぎ形は寶山の若くにして色相殊妙に、心神寂怕たること十二年を過ぎて禪定を修せる者の(如きを)見、既にして親しく覩るを得て希有心を生ぜること、子なき人の忽ちに子を得たるが如く、貧窮人の大寶藏を得たるが如く、猶し太子の王位を紹ぐを得たるが如く、久しく善根を積集せる有情の初めて佛に見ゆるを得たるが如くなりき。時に那剌陀は深心に歡喜せること亦復是の如くなりき。漸く佛所に至り雙足を禮し已りて退いて一面に坐せるに、世尊は彼が[一九]意樂・隨眠根性の差別に隨ひて、機に當りて爲に四聖諦法を說いて彼をして悟解せしめたまへり。既にして法要を聞くや、金剛の智杵を以て[二〇]二十薩伽耶見の山を摧破して預流果を證し、實諦を見已るに佛足を頂禮して白して言さく、「世尊、我れ願はくは佛の善法律中に於てして出家と爲り、苾芻の性を成じて梵行を堅修せんことを」。佛言はく、「汝先に摩納婆の爲に頌義を解釋せんことを許へり、應に先に彼に往いて其が爲に說き已り、然る後に出家すべし」。佛に白して言さく、「我れ是の如きの智見を獲得せりと雖、

【一七】仙人墮處施鹿林律部一九、註(九の三一)參照。

【一八】映佩。うつりまとふなり。

【一九】意樂・隨眠・根性。律部二十一、註(三五の八)參照。

【二〇】二十薩伽耶見。律部二十、註(一八の一〇)二十有身見參照。

ても此の書頌を見、因りて卽ち憶持せるも義を解する能はざりき。時に此の藥叉は持して得叉尸羅國に往き、醫羅鉢龍王に與へて彼に告げて曰はく『親友、此は是れ佛說なり、深義にして人の能く解するなし、汝可しく此の法頌を記すべく、幷に金篋の中に滿して金を盛れるを持し、遍く諸國の聚落城邑に遊びて是の如きの言を唱へよ、「若し能く此の頌義を解する者あらんに、我は金篋を與へて而し供養を爲さん。若し處として人の能く解了する者なからんには、卽ち可しく告言すべし、「此處に人なければ國邑とは名けじ」と』。是唱を作し已るに復餘處に往けり。龍王は聞き已るに經頌を敬受し、卽ち自ら身を化して摩納婆形[一五]と爲り、幷に金篋を持して遍く諸國の城邑聚落に遊び、漸次に行いて婆羅痆斯國に至り、其城內の四衢道中に於て是の如きの語を作さく、「城中に現在せる諸の人衆等及以外來四遠の商客よ、當に我語を聽くべし……卽ち其頌を說きて……此の問頌は是れ我が將來せるもの、若し能く解せんには卽ち金篋を與へて而し供養を爲さん」と。乃し無量百千の人衆ありて悉く皆雲集せるに、其中には聰明博識にして情に貢高を起せるあり、亦聞き已るに心に希慕を生じ驚き怪しむこと常に非ざるありしも、能く解釋を爲す者あることなかりければ、龍王唱へて言はく、「婆羅痆斯には旣にして智人なければ此れ城邑なるには非じ」と。時に諸の婆羅門居士等は咸く摩納婆に報じて曰はく『斯の唱を爲すこと勿れ、「此れ城邑なるには非じ」と。我が此城中には上智の人の阿蘭若に住せるあれば、且らく彼の來るを待て、當に斯義を解すべけん』。問うて曰はく、「彼が名字は何」。答へて曰はく、「那剌陀[一六]と名く」。「若し是の如からんには、我れ今且らく待たん」。時に那剌陀は靜林中より、信を得て來り至れり。時に彼の化龍は前に當りて住して白して言さく、「大仙、我れ今此の問頌の詞句を將りて此に來至せり、若し人解せんには我れ金篋を與へて而し供養を爲さんとす」。時に那剌陀は聞き已るに記憶し、摩納婆に告げて曰はく、「當に汝が爲に釋くべけん」。問うて曰はく、「何の時なる」。答へて曰はく、「十二年の後に」。白して言さく、「大仙、時太だ長久

【一五】摩納婆形（māṇavaka）の音寫、青年婆羅門卽ち年少淨行者の形を化作せるなり。

【一六】那剌陀。律部二十五、註（二一〇の一三）本文參照。

い哉、善い哉、意に隨せて重く賞し、彼が大恩を報ぜん」。飛鳥卽ち勅書を作りて醫王に報じて曰はく、「仁は是れ醫王なり、合に重賞を得べきに何の故にか逃走せる。信至らんに可しく來りて王が賞賜を受くべし」。侍縛迦、書に還して報じて曰はく、「我れ皇恩に藉りて珍財に闕くる靡し、王若し我に於て歡喜を生ぜんには、謂ふ、所賜の物は並に廻らして彼の侍醫童子に與へんことを」。是時大王は多く財寶を以て醫童に賞賜し、王は又使人をして大氎一領の價直百千兩金なるを將りて醫王に送與せり。侍縛迦は衣を得て便ち是念を作さく、「此れ王の著せんに合へり、何人か受くるに堪へん」。復是念を作さく、「世尊は乃し是れ無上大師たり、是れ我が父たり、宜しく將つて奉獻すべきなり」。卽ち佛所に詣りて其氎を奉上せり。世尊は施せるを見て阿難陀に告げて曰はく、「應に此衣を將つて[九]支伐羅を作るべし」。時に阿難陀は卽ち便ち割截して佛の三衣を作りしに、餘ありければ佛に白すに、佛言はく、「汝及び羅怙羅は隨うて應に著用すべし」時に尊者阿難陀は上下二衣を作りて復羅怙羅に與へ。[一〇]僧脚敧を作りて服しぬ。[一一]復次に應に醫羅鉢龍が因緣の事を知るべきなり。昔、覩史多天宮殿の上に於て佛語を書せるありき。問答の詞を頌して曰はく、

[一二]「何處の王を上と爲し　染に於て而し染著し　無染にも而し染あり　何者が是れ愚夫　何處に愚者は憂ひ　何處に智者は喜び　誰か和合に別離し　說いて名けて安樂と爲す」。

若し佛世尊が世に出でたまはざるには、此の頌義は人の能く受くるなく、亦解く者もなきなり。若し佛出現したまはんには、能く受持し及び能く義を解するあるなり。時に北方多聞藥叉天王は緣ありて須らく覩史天宮に至るべかりしに、斯の問頌を見て心に希有を生じ、便ち其文を記せるも義を解する能はざりければ、持して本宮に至り書して版上に在きぬ。爾の時[一三]得叉尸羅國に舊住せる龍王ありて[一四]醫羅鉢と名け、長夜に希望すらく、「何の時にか世尊の出世を見まつるを得べき」。時に彼龍王に一親友藥叉あり名けて金光と曰へるが、因みて北方多聞天所に至りしに、彼の版上に於

【九】支伐羅。(Cīvara) の音寫。衣なり。
【一〇】僧脚敧。掩腋衣なり、律部二十五、註(五の三二)參照。
【一一】醫羅鉢龍因緣事。
【一二】五分律(律部十四、三七二頁一〇行)の偈參照。
【一三】得叉尸羅國(Takṣaśilā)。
【一四】醫羅鉢(Airāvaṇa)。

れば、王乃ち大に瞋りて諸の左右に令せるらく、「急ぎ可しく侍縛迦を捉取へ來るべし、當に其首を斬るべければ」。是時諸人は卽ち皆往いて捉へんとせるに、既に走げたるを知り已りて便ち王に白して言さく、「今覓むるも見ず、走げて將つて遠きなり」。王更に大に怒り、便ち飛烏〔七〕を喚ぶらく、「〔八〕葦山大象に乘じて速に醫人を趁ひ、項を繫りて將來せよ、當に其首を斬るべけん。如若し見ん時、彼れ幻術を解すれば汝に藥物を與へんも、皆受くるを得ざれ」。是時飛烏は既にして王命を奉じ、第一象に乘じて急ぎ往いて追趁し、其の象跡を尋ねて菴摩羅林に至りて飛烏趁ひ及びければ、喚んで言はく、「大醫、王喚びぬれば速に來れ」。答へて曰はく、「汝何が急ぐを須ゐん、來りて菴摩羅果を食せよ」。飛烏答へて曰はく、『我れ王命を奉ぜり、「彼れ幻術を解すれば與へん所の物は受取すべからず」と』。報じて曰はく、「汝、怖るゝを須ゐじ、今既にして飢渴せり、我れ一顆の菴摩羅果を取りぬれば、各共に半を食はん」。飛烏卽ち念ずらく、「共に一顆を食せんとす、豈に術あらんや」。醫王は一菴摩羅を取りて先に半顆を食ひ、餘殘の半は指甲中に於て先に毒藥を藏しければ、其の半顆を剖きて藥をして中に入れしめ、持して飛烏に與へしに、飛烏は果を受けて卽ち食ひぬ。時に飛烏は先に癩病を患ひければ、既にして果を食ひ已るに藥病相當し、卽ち上に變れ上に瀉きて自ら持ふる能はざりき。醫王は村に入り村人に告げて曰はく、「此は是れ猛光王が第一大象及び賢善母象及び飛烏使者なり、汝等好く看りて損失せしむる勿れ。若し參差するあらんには必らず重罪を獲ん」。此語を囑し已るに路を尋ねて而し去りぬ。諸人は命を奉じて看養せるに、飛烏は病差ゆるを得ぬ。彼の醫童子は猛光王を治せるに、既にして病差ゆるを得たり。是時飛烏は却りて王所に赴きしに、王見て問ふて曰はく、「醫人何にか在る」。飛烏答へて曰さく、「王は醫人を得んに何の所作をか欲したまふたる」。（王曰はく）・我れ捉へ得ん時は當に其首を斬るべけん」。（飛烏）答へて曰さく、「王は今病差え、臣が癩復除けり、應に合に賞賜すべきなり、何に因りてか首を斬らん」。王は此を聞いて言はく、「善

【七】飛烏。猛光王の五勝物の一。律部二十五、註（二〇の三七）參照。
【八】葦山大象。猛光王の五勝物の一律部二十五、註（二〇の三二）參照。

聞いて便ち是念を作さく、「彼の侍縛迦は既に是れ王子にして、復是れ醫王たり、應に爲に盛禮もて城闕に迎へ入るべし」。時に王は卽ち城郭を嚴飾し街衢を修理し儀仗を陳設せしめ、王及び太子・群僚・人庶は皆悉く出で迎へぬ。是時醫王は便ち無量百千の人衆と與に、前後に圍遶せられて共に城中に入れり。時に猛光王は彼醫王の歇息せるの後を待ちて、歡顏もて慶慰して醫王に問うて曰はく、「我に瞀覺病ありて睡眠するを得ず、今時極めて重ければ宜しく爲に療治すべし」。醫王答へて言さく、「我れ當に爲に治しまつるべし。然れども藥物を須めんとす。其藥は多く諸國及び餘の城處に在りて唯我のみ能く識りて餘人知らず、或は餘人知りて我れ識ること能はず、或は倶に識れるあり、或は近者なるあり、或は遠者なるあり。唯願はくは大王、我に、賢善母象を與へて、意の取へ騎るに隨さんことを」。時に王答へて言はく、「善い哉、意に隨さん」。王は調象人を命びて曰はく、「若し大醫王にして賢善象を須ゐんには、取へて乘騎するに任せぬれば、汝等應に輙ちに遮止を爲すべからず」。諸大臣幷びに守門者に告げて曰はく、「醫王或は旦に出でゝ中に還り、中に出でゝ夜に至るべければ、賢善象に乘じて出入することあるを須ゐんとも、意に隨せて障ふること莫れ」。諸臣及び守門者は王敎を奉じ已るに、敢へて留礙せざりき。是時醫王は象を取へて乘騎するに、或は白日に於てし、或は半夜に於てして、來往に恒ならざりしも人の怪しむ者なかりき。時に猛光王は醫王に報じて曰はく、「何ぞ醫療せざる」。答へて言さく、「王且らく洗浴したまはんことを」。既にして洗浴し已るに王をして噉食せしめぬ。王既にして食了し已るに侍縛迦は王に白さく、「我れ今摩迦陀國に得たる上妙の美酒を將れり、王今可しく飮まるべし」。時に猛光王は大歡喜を生じて云はく、「可しく將來すべし」。是時醫王は伴童子をして相を現じて指授せりければ、爾許を取り來れり。王は既にして藥を得、尋いで卽ち之を服し、既にして藥を服し已るに王便ち睡著せり。是時醫王は王の睡れるを知り已るに、遂に象に乘じて走げぬ。其夜半に至りて王遂に睡覺めたるに、卽ち便ち噫氣して遂に酥臭を聞きけ

【六】　賢善母象。猛光王の五、勝物の一、律部二十五、註(二〇の三四)參照。

彼の猛光王は性極めて暴惡にして、善否を論ぜず但瞋心を起さんに即ち皆殺害すれば、恐らくは無道を行じて汝が身を枉殺せん」。侍縛迦曰さく、「若し自ら己身を護る能はざらんには何が醫と名けん。唯願はくは大王、憂苦を生じたまふこと勿れ、我れ彼が期に赴かん」。王曰はく、「汝が意に行くに隨さん、善く須らく防護すべし、我及び國人・中宮の大小をして共に憂念を生ぜしむる勿れ」。重ねて王に白して曰さく、「願はくは愁を懷く勿らんことを。必らず斯理なければ。我れ病勢を觀じて方便して消息し、彼をして瞋らざらしめん」。王便ち默然せりき。時に侍縛迦は來使に問うて曰はく、「彼の猛光王は今何の病を患ひ、何が宜とする所の食にして何が宜とせざるなりや」。是時使者は具さに病狀を陳べしに、大醫聞き已りて酥を以て膏に合はせ、色は酒色の如く、味は酒味の如く、香は酒香の如くし、既にして合成し已るに良晨を選擇し嘉瑞を陳設して其親屬に別れ、使と與に同行して嗢逝尼國に往かんとして、路に曲女城[五]に次まれり。彼城中に於て一醫童あり、大醫王の嗢逝尼國に向はんと欲するを聞き、一訶梨勒果を持して醫王に奉上せり。既にして言交するを得て共に莫逆を申べければ、童子に問うて曰はく、「彼の猛光王は是の如きの病を患へるに、汝等何の故にか醫療を爲さゞる」。童子答へて曰はく、「彼王の患へる所は眠睡するを得ざるなれば、宜しく酥を與へて治すべきなるも、王は性として酥を憎み、唯酒をのみ愛めり。又性暴惡なれば若し人ありて王前に於て酥を說かんに即ちに其首を斬るなり。是が爲に醫人は王の性惡なるを知りぬれば、悉く皆逃散して敢へて治する者なきなり」。是時、醫王は童子に報じて曰はく、「法弟、當に知るべし、我れ彼王の爲に酥を以て膏に合はせて酒と別なるなし。汝可しく我と同じく共に彼に往くべし。若し我れ相を現じて方便して指授せんには、汝可しく斟量して其藥を與ふべし。汝可しく住まりて看るべし、我れ當に出で去るべければ。王病差えん後に我れ當に汝に賞すべく、亦彼王をして多く汝に物を賜へしめん」。童子言はく、「好し」。遂に共に進發して漸く王城に至れり。時に猛光王は醫王至れりと

【五】曲女城(Kanyakubja)。羯若鞠闍又は建拏鞠社と音寫す。後註(三五)參照。

〔根本說一切有部毘奈耶雜事〕卷の第二十一

（第六門の第二子、攝頌の餘）[一]（承前）

內を頌に攝して曰はく、

「猛光・侍縛迦と　金光・醫羅鉢と　那羅王の得果と　妙髮と鉢と油を持てるとなり」。

爾の時猛光[二]王は默して自ら思念すらく、「我れ今此の不睡の病に嬰りて日に增すあるを覺えぬ、何の方を設けてか瘳愈するを得せしめんと欲すべき、應に可しく國內の醫人を召集して我が此病を療すべし」。是念を作し已るに所有醫人を皆悉く召集せり。王卽ち報じて言はく、「我に此病ありて眠睡すること能はざれば、可しく共に療治すべし」。諸醫、王に白さく、「此病は常に非ざれば、我等諸人には能く療する者なきなり。然り、王舍城の頻毘娑羅王に子あり　侍縛迦[三]と名け、大醫王と爲りて衆に知識せられ、大智慧を具ふれば能く斯疾を療さん」。時に猛光王は使をして書を齎いて頻毘娑羅王所に往かしめ、書して曰はく、「影勝王[四]に白しまつる、可しく侍縛迦大醫をして暫し來りて相見えしめらるべし、療す所あらんを欲すれば。幸に違はれざらんことを。若し來らざらんには當に須らく多く草穀を貯へ兵衆もて相迎ふべけん」。時に頻毘娑羅王は書讀を得已るに大憂愁を生じ、頰を掌へて住して是の如きの念を作さく、「若し我子を送らんに、後に恐らくは更に來り須めん。卽ち言に隨はんに我境は便ち是れ附庸の國たらん。若し與へざらんには彼國兵强ければ倍相撓擾せん」。侍縛迦は王の憂色を見て跪いて王に白さく、「何の故にか憂悒したまふなる」。王曰はく、「汝多く能く此技術を解せるに由りて我をして煩憂せしむるなり、知りて更に何をか道はん」。又王に白して曰さく、「請ふ、其事を說きたまはんことを」。是時父王は具さに書意を陳べぬ。時に侍縛迦は聞き已りて王に白さく、「願はくは敎命を賜はらんことを。旨を奉じて當に行くべけん」。王報じて言はく、「子よ、

【一】律部二十五、三四〇頁第六門第二子の續き、以下二十四卷まで第二子に攝す。

【二】猛光王。猛暴燈光（Caṇḍapradyota）の略律部二十五、註（二〇の三九）本文參照。

【三】侍縛迦（Jīvaka）。律部八、註（五の一二四）耆舊童子善の下參照。無畏王子に拾はれて長ぜるに此に頻毘娑羅の子とせるは不審なり。

【四】影勝王。頻毘娑羅王なり。

卷の第三十一……〔五四八――五六七〕……二〇一
第六門第七子、苾芻乞處苾芻尼前行禁……第十子、讃汚禁等
第七門第一子、同室宿羯磨、訶利底藥叉女事
卷の第三十二……〔五六八――五八九〕……二二三
第七門第二子、阿蘭若住禁……第八子、轉根時坐次、法與女遣信得戒
卷の第三十三……〔五九〇――六〇八〕……二四四
第七門第九子、寺外請懺禁……第十子骨石揩禁
第八門第一子、除塔……第五子、畜銅鉢禁等
卷の第三十四……〔六〇九――六二七〕……二六三
第八門第六子、與女人浴禁……第九子、三衣著用差別、妙華婆羅門事
卷の第三十五……〔六二八――六四三〕……二八二
第八門第九子、好華波羅門事（承前）……第十子臥具觀案制、事師法
第八門第十子の餘の一、涅槃前遊行化事、七種不退轉法等
卷の第三十六……〔六四四――六六〇〕……二九八
第八門第十子の餘の二、涅槃遊行化事、波吒離……受用城
卷の第三十七……〔六六一――六八二〕……三一五
第八門第十子の餘の三、涅槃前遊行化事、四黑四白法……善愛健闥婆王敎化
卷の第三十八……〔六八三――七〇二〕……三三七
第八門第十子の餘の四、涅槃事、善賢敎化……阿闍世王悶絶
卷の第三十九……〔七〇三――七二一〕……三五七
第八門第十子の餘の五、涅槃事、舍利八分……五百結集事
卷の第四十……〔七二二――七四四〕……三七六
第八門第十子の餘の六、五百事（承前）……七百結集事
解題……三九九
索引……卷末

目次

根本説一切有部毘奈耶雜事（全四十卷中自卷第二十一至卷第四十）〔三四七―七四四〕

（本丁）（通頁）

卷の第二十一……〔三四七―三六五〕……一
第六門第二子の餘、猛光・侍縛迦……大迦多演那嗢逝尼國敎化
卷の第二十二……〔三六六―三八四〕……二〇
第六門第二子の餘、增長耕人と猛光王……增養出家
卷の第二十三……〔三八五―四〇三〕……三九
第六門第二子の餘、猛光王と牛護太子……猛光向得叉
卷の第二十四……〔四〇四―四三〇〕……五八
第六門第二子の餘、猛光王の猜疑……增養譬喩說
卷の第二十五……〔四三一―四四五〕……八五
第六門第三子、寶器食禁……第四子、四人同時受戒禁等
卷の第二十六……〔四四六―四六一〕……一〇〇
第六門第四子の餘、佛現大神通事
卷の第二十七……〔四六二―四七九〕……一一六
第六門第四子の餘、大藥事
卷の第二十八……〔四八〇―五〇五〕……一三四
第六門第四子の餘、大藥事（承前）
卷の第二十九……〔五〇六―五二四〕……一六〇
第六門第四子の餘、佛從天下事、畜工巧具禁……第五子尼八敬法
卷の第三十……〔五二五―五四七〕……一七九
第六門第五子の餘、八敬法（承前）……第六子瘦喬答彌事

律部　二十六

西本龍山譯

國譯一切經

大東出版社藏版